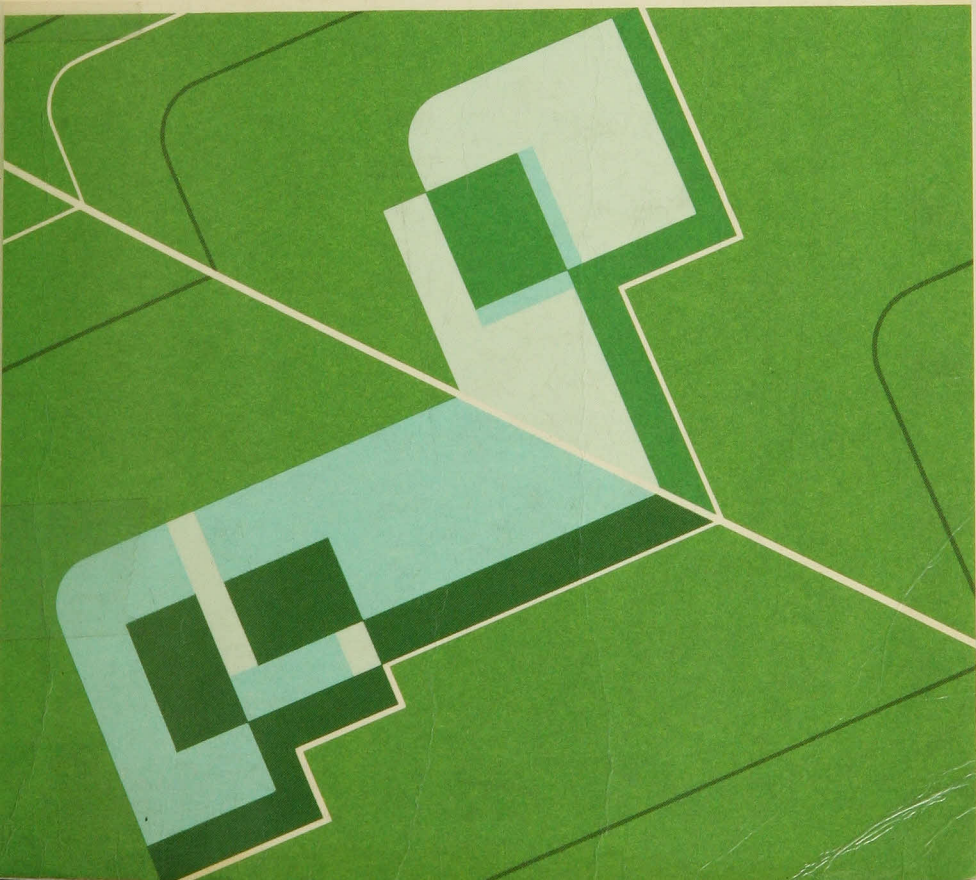


昭和49年版

# 地方財政白書

地方財政の状況

自治省編  
大蔵省印刷局 発行



昭和 49 年 版

# 地 方 財 政 白 書

地 方 財 政 の 状 況

(昭和 49 年 3 月)

自 治 省 編

# 目 次

## はじめに

第 1 昭和47年度の地方財政	2
1 昭和47年度の地方財政を取り巻く環境	2
(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針	2
(2) 地方財政計画	3
(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過	5
2 地方財政の概況	6
(1) 地方公共団体の数	6
(2) 決算規模	7
(3) 決算収支	8
ア 実質収支	8
イ 単年度収支	9
ウ 財政再建	10
(4) 財政構造	11
ア 歳入	11
イ 歳出	12
ウ 一般財源の充当状況	15
(5) 人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況	16
(6) 一部事務組合による事務の広域的処理の状況	22
3 住民負担の動向	25
(1) 住民負担の概況	26
ア 地方歳入の概況	26
イ 租税負担の状況	27
ウ 租税の配分状況	27

(2) 地方税	29
(3) 地方譲与税、地方交付税	33
(4) 国・県支出金	35
(5) 地方債	37
(6) その他の収入	37
<b>4 地方財政の役割</b>	<b>39</b>
(1) 国の財政と地方の財政	39
ア 財政規模	39
イ 政府の財貨サービス購入	41
(2) 行政目的別歳出の状況	42
ア 土木建設	46
イ 教育と文化	49
ウ 産業の振興	53
エ 民生の安定	56
オ 保健・衛生と公害防止	62
カ 警察と消防	65
<b>5 地方経費の構造</b>	<b>67</b>
(1) 概況	67
(2) 投資的経費	69
ア 普通建設事業費	70
イ 災害復旧事業費	76
ウ 失業対策事業費	77
(3) 義務的経費	77
ア 人件費	78
イ 扶助費	83
ウ 公債費	85
(4) その他の経費	86

ア 物件費	86
イ 維持補修費	86
ウ 補助費等	86
エ 繰出金	87
オ 積立金	87
カ 投資及び出資金	88
キ 貸付金	89
6 将来にわたる財政運営の状況	89
(1) 将来にわたる財政負担	90
ア 地方債現在高	90
イ 債務負担行為	91
(2) 将来のための財政運営	93
7 公共施設の現況	94
8 地方公営事業の状況	109
(1) 地方公営企業	109
ア 概況	109
イ 経営状況	111
ウ 企業債の状況	114
エ 他会計繰入金の状況	114
オ 財政再建の状況	115
カ 事業別状況	115
(ア) 水道事業	115
(イ) 工業用水道事業	118
(ウ) 交通事業	119
(エ) 電気事業	121
(オ) ガス事業	122
(カ) 病院事業	123

(キ) 公共下水道事業	124
(ク) その他の地方公営企業	125
(2) 国民健康保険事業	127
ア 事業勘定	128
イ 直診勘定	130
(3) その他の事業	130
ア 収益事業	130
イ 共済事業	131
(ア) 農業共済事業	131
(イ) 交通災害共済事業	132
ウ その他	132
<b>第 2 昭和 48 年度及び昭和 49 年度の地方財政の見通し</b>	<b>133</b>
<b>1 昭和 48 年度の地方財政</b>	<b>133</b>
(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針	133
(2) 地方財政計画	134
(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過	136
(4) 地方公営事業に関する財政運営	137
(5) 地方財政運営の状況	139
<b>2 昭和 49 年度の地方財政</b>	<b>141</b>
(1) 経済見通しと国の財政運営方針	141
(2) 地方財政計画	142
(3) 地方公営企業に関する財政運営	143
<b>第 3 最近の地方財政の傾向と課題</b>	<b>146</b>
<b>図表索引</b>	<b>153</b>
<b>資料編</b>	<b>157</b>

本書における主な用語の意義等は次のとおりである。

- 1 「決算額」とは、特にことわりのない限り、普通会計に係る地方財政純計における額である。
- 2 「地方財政純計額」、「純計決算額」又は「純計」とは、都道府県決算額と市町村決算額の単純合計額から地方公共団体相互間における重複額を控除した額である。したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政純計額に一致しないことがある。
- 3 「普通会計」とは、地方公共団体における公営事業会計以外の会計をいう。
- 4 「地方公営事業会計」とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、収益事業、公益質屋事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称である。
- 5 「市町村決算額」とは、大都市、都市、町村、特別区及び一部事務組合における決算額の単純合計額から、一部事務組合と一部事務組合を組織する市町村との間の相互重複額を控除したものである。
- 6 「大都市」とは、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市及び福岡市をいう。
- 7 「都市」とは、大都市以外の市をいい、「中都市」とは、都市のうち昭和48年3月31日現在の行政区域における昭和45年国勢調査人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは、人口10万人未満の市をいう。
- 8 「一部事務組合」とは、特にことわりのない限り普通会計に係るものである。
- 9 「財政力指数」とは、普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、昭和45年度、46年度、47年度に係る数値の単純平均値である。
- 10 「一般財源」とは、地方税、地方譲与税及び地方交付税の合計額をいう(昭和41年度にあっては臨時地方特例交付金、42年度にあっては臨時地方財政交付金が含まれる)。  
なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から市町村が交付を受ける軽油引取税交付金(大都市のみ)、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金を更に加えた額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。
- 11 「一般財源等」とは、前記10に掲げる一般財源のほかに、その用途が制約されていない一般財源以外の収入を合算したものをいう。
- 12 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。  
なお、各項目の詳細な計数は「資料編」に集録してある。

## はじめに

最近における社会経済の急激な変ほうに伴い、豊かな国民生活と活力ある福祉社会の実現を期待して、国及び地方公共団体の行政サービスの充実に対する国民の要望は著しく増大している。昭和40年代前半までの我が国経済の高度成長は、所得水準の向上、消費生活の多様化等国民生活の向上をもたらしたが、他方、成長の過程において環境破壊、過疎過密、物価の高騰等の諸問題を生じ、社会資本の立ち遅れと相まって、数多くの矛盾と不均衡が現れてきている。このような情勢の下において、国及び地方公共団体に課せられている課題は、国民経済の安定的成長、物価の安定等に努めつつ生活環境施設整備に重点をおいた各種社会資本の整備、社会保障の充実、公害の防止、過疎過密対策等きめの細かい諸施策を推進することによって福祉社会の実現を図ることにある。この課題を達成する上で、地域社会における総合的行政主体である地方公共団体の果たすべき役割と責務は、一段と重要性を加えつつあるが、このためには、地方公共団体は、裏付けとなる財源の確保に留意しつつ自主的な努力による行財政の計画的かつ効率的運営によって住民の要望にこたえていくことが必要である。

以下、昭和47年度決算を中心として地方財政の状況を述べるとともに、地方公共団体が住民の要請にこたえてどのような役割を果たしているか、また、与えられた課題を達成するためにどのような問題を抱えているかなど、地方財政の在り方を展望する。



# 第1 昭和47年度の地方財政

## 1 昭和47年度の地方財政を取り巻く環境

昭和45年8月以来長期にわたって停滞していた我が国の景気は、47年1月以降ようやく回復への道を歩みはじめたが、同年秋以降には需給関係の好転を背景として、急速な拡大へと歩調を速め、48年1月以降はむしろ過熱の様相を呈するに至った。このため、昭和47年度の経済成長率は、当初見通しの名目12.9%、実質7.7%を大きく上回り、名目17.3%、実質11.0%となった。

以下、順を追って年度当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画、経済情勢の推移及び財政運営の経過等についてその概要をみることにする。

### (1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針

「昭和47年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(47年1月閣議決定)によれば、47年度の我が国経済は、海外においては、高まりつつある保護主義的傾向、通貨調整に伴う過渡的な摩擦等国際経済交流の発展を図る上でなお多くの問題を抱え、また、国内経済においては、景気後退下の通貨調整という試練の中で、経済の動向にはなお樂觀を許さないものがあり、総需要を喚起し、速やかに景気の浮揚を図ることが当面する最も緊急な課題とされた。

以上のような内外情勢にかんがみ、昭和47年度の経済運営に当たっては、公債政策を活用した積極的かつ機動的な財政金融政策により、我が国経済を安定成長軌道に乗せ、生活関連施設を中心とする公共投資の拡充等社会開発の強力な展開、対外政策の積極的推進、物価の安定、低生産性部門の近代化等の諸施策を重点的に講ずることにより、成長と福祉の調和に立つ新しい経済発展へ踏み出す第1歩の年とするものとされた。

昭和47年度の国の財政運営に当たっては、この経済見通しと経済運営の

基本的態度にのっとり、当面する国内経済の停滞を速やかに克服し、国民福祉の向上を志向する我が国経済社会の新しい進展を期することをもって基本とし、このため、公債政策を積極的に活用し、社会資本の整備を一段と推進することとし、一般会計予算及び財政投融资計画の規模の積極的拡大を図るとともに経済情勢の推移に応じて弾力的に運用することとされた。このような方針に基づいて編成された国の一般会計予算は11兆4,676億円で、前年度当初予算(9兆4,143億円)と比べて2兆533億円、21.8%の増加となっており、財政投融资計画の規模は5兆6,350億円で、前年度当初計画(4兆2,804億円)と比べて1兆3,546億円、31.6%の増加となっている。また、公債発行額は、1兆9,500億円とされた。

なお、社会経済情勢の進展に即応して、公害対策等のために税制上の諸施策を講じ、また、空港施設等の整備充実に資するため、航空機燃料税を創設することとされた。

## (2) 地方財政計画

昭和47年度の地方財政は、景気の停滞による地方税及び地方交付税の伸びの鈍化、地方税負担の軽減についての強い要請、生活関連施設等各種社会資本の整備、社会福祉の充実等のための財政需要の増大等極めて厳しい財政環境に直面するものと予想され、このような事態に対処するため、47年度においては、次のような総合的な地方財政対策が講じられることとなった。

第1に、住民負担の軽減合理化を図るため、個人の住民税、個人の事業税を中心として、総額1,053億円の減税を行うこととする。また、空港関係市町村における空港対策の財源に充てるため航空機燃料譲与税を創設することとする。

第2に、地方一般財源の伸悩み、地方税の大幅減税、社会資本の整備及び社会福祉の充実並びに沖縄復帰のための財政需要の増大等を勘案して地方財源の確保を図るため、(ア)国の一般会計から臨時地方特例交付金1,050億円を、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れる、(イ)交付税及び譲与税

配付金特別会計において、資金運用部資金から1,600億円を借り入れる、(ウ)沖縄の地方公共団体に対し交付する必要があると見込まれる地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金365億円を、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる、(エ)公共事業の拡大に伴う地方費の増加に対処するとともに、地域の特性に応じて生活関連公共施設等の整備を図るため、地方債資金を積極的に活用することとし、前年度(当初)に比し、4,908億円の地方債を増額する等の措置を講ずることとする。

第3に、人口急増対策、過疎対策、公害対策、広域市町村圏振興対策等を積極的に推進し、住みよい生活環境の整備を進めることができるよう、財源措置を拡充することとし、このため小学校校舎の建設費に係る国庫負担率を従来の3分の1から2分の1に引き上げることとするほか、人口急増地域における小中学校用地取得に対する国庫補助制度の充実、辺地及び過疎対策事業債の大幅増額等の措置を講ずることとする。

第4に、老人福祉対策の一環として、国庫負担率3分の2による老人医療費特別措置制度を確立する等、社会福祉充実のための措置を講ずることとする。

第5に、地方公営企業の経営基盤を強化し、その健全化を図るため、公営企業金融公庫に係る政府保証債の枠の拡大等により、地方公営企業に対する貸付金を増額し、貸付条件を改善するとともに公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化を進める。

これらの財源措置を講じて策定された昭和47年度の地方財政計画の規模は11兆7,498億円で、46年度の計画(9兆7,172億円)に対し、2兆326億円、20.9%の増加となっている。

なお、昭和47年度当初の地方債計画は、廃棄物処理施設、下水道、公園等の生活環境施設整備の推進、都市再開発事業、公営住宅建設事業等を中心とする都市対策の推進、辺地及び過疎対策等の地域整備の推進を重点として、総額1兆7,278億円の規模で策定された。この額は、46年度当初の計画(1兆860億円)と比べて、6,418億円、59.1%と大幅な伸びを示している。

### (3) 経済情勢の推移と財政運営の経過

#### ア 経済情勢の推移

当初の経済見通しにおいて、その動向になお楽観を許さないものがあると見込まれていた我が国経済は、財政金融面からの積極的な景気対策の効果もあって、昭和47年初以来、着実な上昇過程をたどった。すなわち、公共投資関連需要の増大に加え、金融緩和基調を背景として、個人消費支出の上昇、民間住宅投資の回復等がみられ、景気は夏頃までゆるやかに上昇した。その後、需給関係の好転を背景に、景気は秋以降急速な拡大過程に入り、特に、木材、鉄鋼、紙、パルプ、セメント等建設資材の広範囲な値上りを主因とする卸売物価の上昇傾向が現れた。このような景気の急上昇と物価の高騰にかんがみ、景気過熱の抑制と物価騰貴の鎮静を目指して、昭和48年1月以降金融機関貸出に対する窓口規制の強化、預金準備率の引上げ等の引締め政策がとられることとなった。

#### イ 国の財政の補正措置

国の財政においては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定（改善率10.68%、4月1日実施）を実施するとともに社会資本の整備及び国際収支の均衡を図る等のため公共投資の追加を行うこととし、昭和47年10月に一般会計で総額6,513億円の補正予算が編成されたが、歳入面においては、租税及び印紙収入2,820億円、税外収入93億円が追加されるとともに、国債3,600億円が増額された。また、財政投融资計画については、47年8月及び10月の2回にわたって改定が行われ、総額7,698億円の増額措置がとられた。

#### ウ 地方財政の補正措置

地方財政においては、国の補正予算において法人税が追加計上されたことに伴い、地方交付税が656億円増額された。その用途については、普通交付税に465億円（給与改定財源370億円、調整減額分の復活95億円）を充て、更に、当年度における災害の多発の状況にかんがみ、特別交付税の増額に126億円を充てることとし、差引き65億円については、当年度分の地方交付税の借入見込額（交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金1,600億円）の

減額に充てることとされた。

なお、地方公務員の給与改定に伴う一般財源所要額は、国家公務員に準じて給与改定を行う場合、2,800億円と見込まれ、既措置額1,980億円を除く820億円(交付団体分620億円、不交付団体分200億円)の財源不足が生ずるものと見込まれたが、これについては、法人関係税の増収(330億円)、既定経費の節減(165億円)及び地方交付税の補正増(656億円のうち370億円)によって賄うこととされた。

また、地方債については、昭和47年8月に生活関連社会資本の整備促進を重点として2,120億円(うち政府資金1,200億円)の地方債計画の増額改定が行われ、更に10月には、補正予算において公共投資が5,365億円追加されたことに伴う地方負担の増加に対処するため、2,954億円(うち政府資金2,100億円)の地方債計画の増額改定が行われた。

## 2 地方財政の概況

地方公共団体は、人口、産業構造、財政規模等においてそれぞれ異なっているが、等しく住民福祉の向上のため行財政活動を営んでいる。これら地方公共団体の数並びに個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政の規模、決算収支及び財政構造の状況は、次のとおりである。

### (1) 地方公共団体の数

昭和48年3月31日現在における地方公共団体(財産区、地方開発事業団を除く。)の数は、47都道府県、643市、2,637町村、23特別区、2,470一部事務組合、合計5,820団体である。これらについて、昭和47年5月15日に復帰した沖縄県の市町村を除いて、前年同期と比べると、35町村が減少し、19市、118一部事務組合が増加している。

市の増加は、主に、人口要件の特例措置によるいわゆる3万市が47年度に新たに15市誕生したことによる。また、一部事務組合の増加が顕著であるが、これは交通通信手段の発達等による地域社会の広域化に対応して、広域

市町村圏の設定が進められ、特に消防行政及び廃棄物処理等環境衛生行政の分野において事務の広域処理が活発化し、これに伴って事務の広域処理機構が整備されつつあることによるものである。

なお、昭和47年4月1日に、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び北九州市に加え、札幌市、川崎市及び福岡市が指定都市となった。

次に、昭和48年3月31日現在における都道府県及び市町村3,327団体(前年同期3,288団体)を財政力指数段階ごとに分けてみると、全体の83.6%(82.9%)に当たる2,783団体(2,726団体)が財政力指数0.50未満の団体であり、財政力指数1.00以上の団体は、全体の2.0%(2.1%)に当たる65団体(68団体)に過ぎない。

これを団体種類別にみると、都道府県では、財政力指数0.50未満の団体は全体の61.7%(前年同期56.5%)に当たる29団体(26団体)であり、財政力指数1.00以上の団体は全体の8.5%(8.7%)に当たる4団体(4団体)となっている。また、市町村では、財政力指数0.50未満の団体は全体の84.0%(83.3%)に当たる2,754団体(2,700団体)であり、財政力指数1.00以上の団体は全体の1.9%(2.0%)に当たる61団体(64団体)となっている。

## (2) 決算規模

昭和47年度の地方公共団体の普通会計決算額の単純合計額は、

歳入 15兆8,585億円(前年度12兆7,672億円)

歳出 15兆3,861億円(前年度12兆4,973億円)

であり、前年度と比べると、歳入3兆913億円、24.2%、歳出2兆8,888億円、23.1%それぞれ増加している。

この単純合計額から地方公共団体相互間の重複額7,678億円を控除した純計決算額は、

歳入 15兆907億円(前年度12兆1,794億円)

歳出 14兆6,183億円(前年度11兆9,095億円)

であり、前年度と比べると、歳入2兆9,113億円、23.9%、歳出2兆7,088億円、22.7%増加している。この増加率は、昭和46年度決算における対前

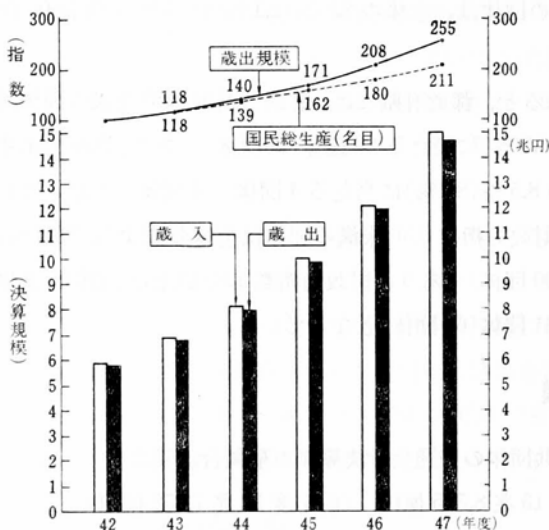
年度増加率歳入 20.5%、歳出 21.3%を上回っており、また、地方財政計画の対前年度増加率 20.9%及び名目経済成長率 17.3%のいずれをも上回っている。

なお、決算規模は、第1図にみられるとおり、地方公共団体が年々増大する行政需要に積極的に対処していることを反映して、年々増大を示している。

### (3) 決算収支

#### ア 実質収支

第1図 決算規模の推移



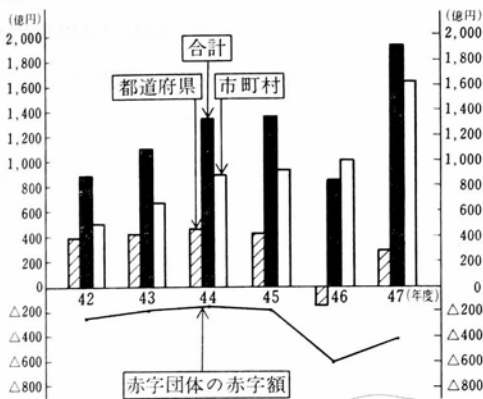
昭和47年度決算における歳入歳出差引額(形式収支)は、4,724億円(都道府県2,032億円、市町村2,692億円)の黒字となっている。

形式収支から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源2,806億円(都道府県1,745億円、市町村1,061億円)を控除した実質収支は1,918億円(都道府県287億円、

市町村1,631億円)の黒字で、前年度の黒字額855億円(都道府県155億円の赤字、市町村1,010億円の黒字)と比べ1,063億円(都道府県442億円、市町村620億円)増加している。しかし、昭和47度において給与改定が4月1日実施となったことに伴い昭和48年3月31日退職予定者の相当数が4月1日以降の退職となったため、これらの者に係る翌年度において支払うべき退職手当額があることを勘案すれば、これが形式的に黒字を増加させる一つの要因になっていることに留意する必要がある。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県における黒字団体は45団体で、

第2図 実質収支の推移



その赤字額は529億円であり、赤字団体は東京都及び大阪府の2団体で、その赤字額は242億円となっている。市町村における黒字団体は5,603団体(3,172市町村、23特別区、2,408一部事務組合)で、その黒字額は1,808億円であり、赤字団体は170団体(108市町村、62一部事務組合)で、その赤字額は177億円となっている。

実質収支が赤字の団体についてみると、前年度赤字であった215団体(2都府、141市町村、1特別区、71一部事務組合)のうち、9団体(6町村、3一部事務組合)が合併等により消滅し、103団体(64市町村、1特別区、38一部事務組合)が赤字を解消して黒字団体となった。また、前年度黒字であった5,445団体(44都道府県、3,101市町村、22特別区、2,278一部事務組合)のうち、69団体(37市町村、32一部事務組合)が赤字団体となった。

前年度に引き続いて赤字である団体は103団体(2都府、71市町村、30一部事務組合)で、このうち赤字額が減少した団体は67団体(2都府、45市町村、20一部事務組合)であり、赤字額が増加した団体は36団体(26市町村、10一部事務組合)である。

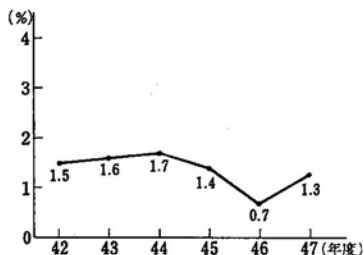
なお、最近における実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は第2図にみられるとおりであり、決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移は第3図にみられるとおりである。

### イ 単年度収支

昭和47年度の実質収支から前年度

その黒字額は529億円であり、赤字団体は東京都及び大阪府の2団体で、その赤字額は242億円となっている。市町村における黒字団体は5,603団体(3,172市町村、23特別区、2,408一部事務組合)で、その黒字額は1,808億

第3図 決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移





の実質収支を差し引いた単年度収支は、1,063億円の黒字（前年度498億円の赤字）となっている。これを団体種類別にみると、都道府県は442億円の黒字（前年度578億円の赤字）で、市町村は621億円の黒字（80億円の赤字）である。

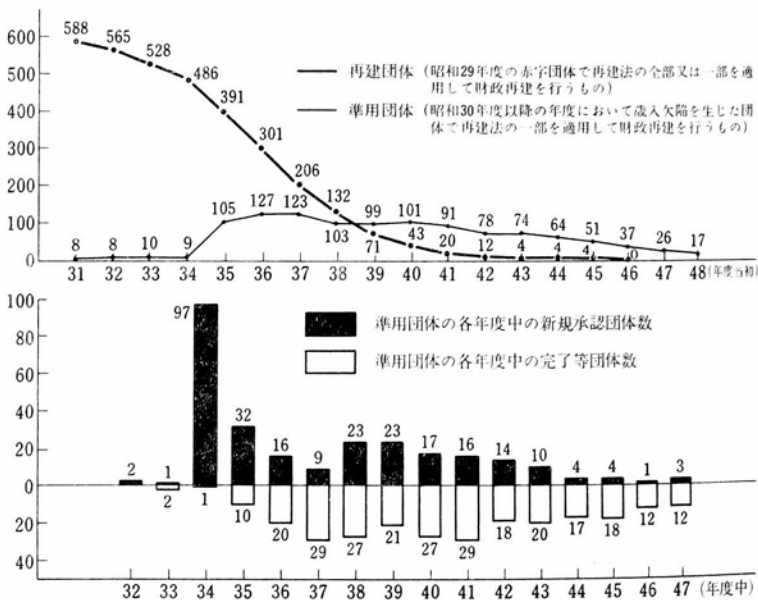
単年度収支に昭和47年度における基金への積立額(733億円)及び地方債繰上償還額(57億円)を黒字とみなし、基金とりくずし額(242億円)を赤字とみなして調整した実質単年度収支は1,612億円の黒字（前年度510億円の赤字）となっている。これを団体種類別にみると、都道府県は654億円の黒字（前年度699億円の赤字）で、市町村は959億円の黒字（189億円の赤字）である。

### ウ 財政再建

昭和47年度の実質収支が赤字である110団体（一部事務組合を除く。）のうち、17市町村が地方財政再建促進特別措置法に基づいて計画的な財政運営により赤字解消を図っている。

財政再建団体数の推移は、第4図にみられるとおり、昭和29年度の赤字

第4図 財政再建団体数の推移



団体のうち、財政再建団体となったものは588団体(18府県、570市町村)であったが、その後、財政再建は順調に進み、45年度末をもってすべての団体が財政再建を完了している。一方、昭和30年度以降の赤字団体で、地方財政再建促進特別措置法の規定に基づき財政再建を行う団体は、34年度、35年度において大幅に増加したが、その後漸減し、47年度末においては17団体となっている。

#### (4) 財 政 構 造

##### ア 歳 入

昭和47年度の歳入純計決算額は15兆907億円で、前年度(12兆1,794億円)と比べると、2兆9,113億円、23.9%増加している。歳入決算額の構成比は、地方税が33.2%で最も高く、国庫支出金(22.4%)、地方交付税(16.9%)、地方債(10.8%)がこれに次いでいる。

昭和42年度以降における歳入決算額構成比の推移をみると、次の表のとおりである。

歳入決算額の構成比の推移

区 分		昭和42年度	43	44	45	46	47
		%	%	%	%	%	%
地 方 税		36.2	37.1	37.2	37.1	34.8	33.2
地 方 譲 与 税		1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1
地 方 交 付 税		16.0	16.2	17.6	17.8	17.3	16.9
臨時地方財政(特例)交付金		0.2	—	—	—	—	—
小 計 (一般財源)		53.6	54.4	55.9	56.0	53.1	51.2
国 庫 支 出 金		23.7	23.2	22.0	20.7	21.1	22.4
地 方 債		5.7	5.3	5.3	6.4	9.2	10.8
そ の 他		17.0	17.1	16.8	16.9	16.6	15.6
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 入 合 計		59,263 億円	69,589 億円	83,052 億円	101,040 億円	121,794 億円	150,907 億円

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税は、昭和42年度以降経済の好況等による地方税収入の伸びを反映して、その構成比を高めてきたが、昭和45年後半以来の景気の後退の影響

を受けて、46年度においては、地方税収入が伸び悩み、その構成比は、前年度を2.3%下回る34.8%となった。昭和47年度においては、景気は回復を示し、地方税収入の増加率は前年度を上回ったが、国庫支出金及び地方債の増加が著しかったため、構成比は、前年度を1.6%下回る33.2%となっている。

地方交付税は、昭和42年度においては、その構成比は16.0%であったが、44年度から46年度までは17%台で推移している。47年度においては、当初、大幅な地方財源不足が生ずるものと見込まれていたため、地方財政措置の一環として地方交付税の確保が図られたこともあって、増加率では前年度を上回ったが、構成比では国庫支出金及び地方債の増加が著しかったため、前年度を0.4%下回る16.9%となっている。

国庫支出金は、昭和42年度から45年度までは、毎年度低下の傾向で推移しているが、46年度以降その構成比を高めている。昭和47年度においては、福祉行政及び公共事業の推進を反映して前年度を1.3%上回る22.4%となっている。

地方債は、昭和42年度から45年度までは5%～6%台で推移しているが、46年度では9.2%とその比率を高め、47年度においては、生活関連社会資本の整備に必要な財源を地方債に求めたこと等もあって、前年度を1.6%上回る10.8%となっている。

以上のような結果、一般財源の構成比は、昭和42年度53.6%、43年度54.4%、44年度55.9%、45年度56.0%と逐年その比率を高めていたが、46年度では、前年度を2.9%下回る53.1%となり、47年度においては、更に前年度を1.9%下回る51.2%となっている。

## イ 歳 出

昭和47年度の歳出純計決算額は、14兆6,183億円で、前年度(11兆9,095億円)と比べると2兆7,088億円、22.7%増加している。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会・総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産・商工費、土木費、警察・消防費、教育費に大別することができる。地方経費の目的別構成比の推移は、次の表のとおりである。

目的別歳出構成比の状況

区 分	昭和42年度		43	44	45	46	47
	%	%	%	%	%	%	%
議 会・総 務 費	10.9	10.8	10.6	10.2	9.9	9.7	9.7
民 生 費	7.4	7.5	7.4	7.7	7.8	8.7	8.7
衛 生 費	6.4	5.6	5.6	5.9	6.0	6.2	6.2
労 働 費	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.2	1.2
農 林 水 産・商 工 費	13.0	12.8	13.2	12.8	13.0	12.9	12.9
土 木 費	21.4	23.2	24.5	25.2	25.6	25.2	25.2
警 察・消 防 費	5.7	5.6	5.6	5.6	5.4	5.4	5.4
教 育 費	25.7	25.0	24.7	24.9	24.6	23.6	23.6
そ の 他	7.5	7.7	6.6	6.0	6.1	7.1	7.1
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 出 合 計	億円 57,255	億円 67,296	億円 80,339	億円 98,149	億円 119,095	億円 146,183	億円 146,183

地方公共団体の経費のうち、大きい比率を占めているのは、土木費及び教育費で、両者で全体の約2分の1となっており、農林水産・商工費、議会・総務費、民生費、衛生費がこれに次いでいる。

土木費は、昭和42年度においては、その構成比は21.4%であったが、地方公共団体が道路、橋りょう、住宅、街路等の整備充実を図ったことを反映して46年度まで毎年度その比率を高めてきており、47年度においては、前年度を0.4%下回るものの25.2%と最も高い比率を占めている。

教育費は、昭和42年度における構成比は25.7%であったが、その後土木費、民生費等の伸びが大きかったこともあって、47年度は前年度を1.0%下回る23.6%となっている。

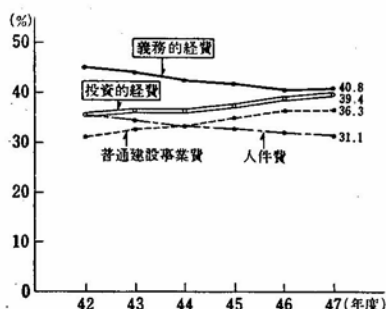
民生費は、昭和42年度から逐年徐々にその構成比を高めてきており、特に47年度においては、前年度を0.9%上回る8.7%となっている。これは、老人医療の無料化、生活保護基準等の改定、児童手当制度の平年度化等社会福祉の充実が図られたことによるものである。

衛生費は、し尿・ごみ処理対策及び公害防止対策経費の増こりもあって、昭和43年度以降その構成比を高めている。反面、議会・総務費、労働費、警察・消防費はその比率が低下している。

地方公共団体の経費を性質別に分類すると、義務的経費、投資的経費及び

その他の経費に大別されるが、その構成比の状況は、次の表及び第5図のと

第5図 歳出決算額に占める義務的経費と投資的経費の比率の推移



おりである。

義務的経費は、人件費のほか、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還のための公債費からなっている。投資的経費は、直接資本形成に向けられる経費であり、道路、橋りょう、小・中学校、公営住宅等の建設に要する普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

性質別歳出構成比の状況

区 分	昭和42年度	43	44	45	46	47
	%	%	%	%	%	%
義務的経費	45.0	44.2	42.5	41.7	40.5	40.8
人件費	35.5	34.3	33.4	32.7	31.9	31.1
扶助費	5.6	5.4	5.2	5.2	5.0	5.8
公債費	3.9	4.5	3.9	3.8	3.6	3.9
投資的経費	35.4	36.2	36.2	37.2	38.8	39.4
普通建設事業費	31.2	32.6	33.1	34.6	36.4	36.3
うち補助事業費	18.6	18.9	18.4	18.0	19.5	20.6
単独事業費	11.4	12.5	13.7	15.5	15.6	14.2
災害復旧事業費	2.8	2.3	1.8	1.5	1.5	2.5
失業対策事業費	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9	0.7
その他	19.6	19.6	21.3	21.1	20.7	19.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 出 合 計	億円 57,255	億円 67,296	億円 80,339	億円 98,149	億円 119,095	億円 146,183

義務的経費の歳出総額に占める比率は、昭和42年度(45.0%)以降46年度(40.5%)まで年々低下する傾向にあったが、47年度においては、前年度を0.3%上回る40.8%となっている。義務的経費のうち、最も大きい比率を占める人件費は、昭和42年度(35.5%)以降その比率が低下しており、47年度においては、前年度を0.8%下回る31.1%となっている。なお、人件費の

比率がこのように低下したにもかかわらず昭和47年度において義務的経費の比率が前年度より上回っているのは、老人医療の無料化、生活保護基準等の改正、児童手当制度の平年度化等社会福祉政策が推進されたこと及び地方債現在高の増加によりその元利償還金が増加したことに伴い、扶助費及び公債費の比率が高くなったことによるものである。

投資的経費の比率は、昭和42年度においては35.4%であったが、その後公共事業の拡充がなされたこともあって年々その比率は高くなっており、47年度においても前年度を0.6%上回る39.4%となっている。そのうち、普通建設事業費は、昭和42年度以降毎年度その比率を高めており、46年度においては前年度を1.8%上回る36.4%となっている。昭和47年度においては、前年度に引き続き公共事業が大幅に拡大されたこともあって、前年度とほぼ同水準の比率となっている。また、災害復旧事業費は、昭和46年度では1.5%であったが、47年発生の災害の規模が大きかったこともあって、47年度においては2.5%となっている。

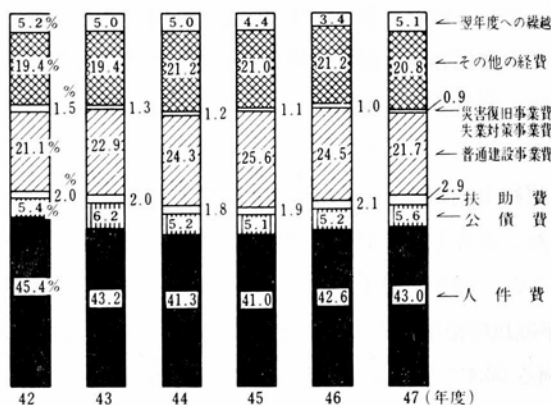
#### ウ 一般財源の充当状況

昭和47年度の一般財源は7兆7,214億円で、前年度(6兆4,629億円)に比べると1兆2,585億円、19.5%増加している。

一般財源の各経費に対する充当状況についてみると、総額の51.5%(前年度49.9%)に当たる3兆9,782億円(3兆2,268億円)が義務的経費に充当されており、その内訳は、人件費3兆3,213億円(一般財源総額に占める比率43.0%)、扶助費2,226億円(2.9%)、公債費4,344億円(5.6%)となっている。一方、投資的経費には22.6%(前年度25.5%)に当たる1兆7,444億円(1兆6,460億円)が充当されているが、その内訳は、普通建設事業費1兆6,766億円(一般財源総額に占める比率21.7%)、災害復旧事業費225億円(0.3%)、失業対策事業費453億円(0.6%)となっている。

一般財源の充当額構成比の推移をみると第6図にみられるとおり、人件費等義務的経費への充当の比率は昭和42年度以降45年度までは低下してきたが、46年度において再びその比率を高め49.9%となり、47年度においては

第6図 一般財源充当額構成比(性質別)の推移



51.5%となっている。また、普通建設事業費等投資的経費への充当の比率は、毎年度高まってきたが、昭和46年度は25.5%と45年度(26.7%)に比べその比率を低め、47年度においては22.6%と低下している。

次に、一般財源増加額の各経費に対する充当状況をみると、人件費に充当された一般財源増加額の構成比は45.0%と前年度(54.3%)を大きく下回っているが、45年度(39.3%)と比べると依然として高い比率を占めている。また、社会資本の充実のために地方債の拡充が図られてきたこと及び昭和47年度の地方財政措置として地方債が大幅に発行されたこともあって地方債等の特定財源の充当が増加した結果、普通建設事業費に充当された一般財源増加額の構成比は7.6%と前年度(16.6%)を大幅に下回っている。

### (5) 人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況

地方財政の一般的な状況は、以上にみたとおりであるが、人口の加速的な都市集中による過密・過疎現象の進展に伴い、市町村財政がいかなる影響を受けているかという観点から、更に、人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況をみると、次のとおりである。

(注) 1 人口急増市町村とは、当該団体の昭和45年の国勢調査人口が、40年の国勢調査人口と比べて10%以上増加している374市町村(3特別区を含む)を、過疎市町村とは、過疎地域対策緊急措置法に基づき過疎地域の市町村として公示されている1,047市町村を、一般市町村とは、全国市町村(特別区、一部事務組合を含む)から、人口急増市町村及び過疎市町村を除いた市町村をいうも

のである。

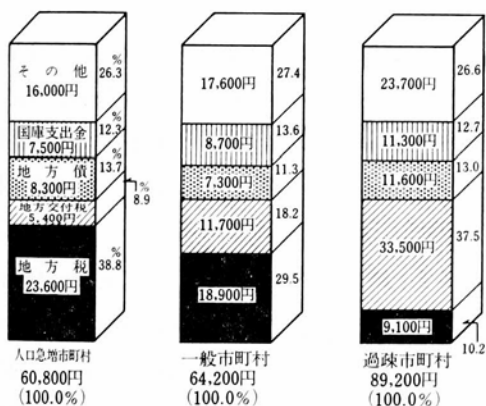
2 文中及び図中の数値は、(注)1の要件に該当する市町村ごとに昭和47年度の決算額及び公共施設の状況を集計したのものによっている。なお、人口1人当たり額は、48年3月31日現在の住民基本台帳登録人口を用いて計算したものである。

## ア 歳 入

人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における歳入決算額の状況をみると、人口急増市町村は2兆2,342億円(市町村の歳入総額に占める比率31.7%)、一般市町村は4兆231億円(57.2%)、過疎市町村は7,802億円(11.1%)となっている。

これを人口1人当たり額でみると、第7図にみられるとおり、人口急増市

第7図 人口急増市町村等の歳入決算額の状況  
(人口1人当たり額及び構成比)



町村は、60,800円、一般市町村は64,200円、過疎市町村は89,200円となっている。このように、過疎市町村が最も大きな額となっているのは、一般的に、行政執行に要する経費は、人口が少ない市町村ほど割高となる実情を勘案して、これに対応した財源措置が講じ

られているためである。

次に、歳入決算額の構成比をみると、地方税の歳入総額に占める比率は、人口急増市町村が38.8%と最も大きく、次いで一般市町村が29.5%で、過疎市町村は所得水準の差を反映して、10.2%にとどまっている。一方、地方税とともに一般財源の大きな柱である地方交付税については、人口急増市町村8.9%、一般市町村18.2%、過疎市町村37.5%で、地方税とは逆に過疎市町村における比率が最も大きくなっている。これは、地方交付税が地方公共



団体間の税収入の不均衡を是正する財政調整の機能を有するものであるからであり、この結果、地方税と地方交付税を合わせた比率は、三者同率となっている。

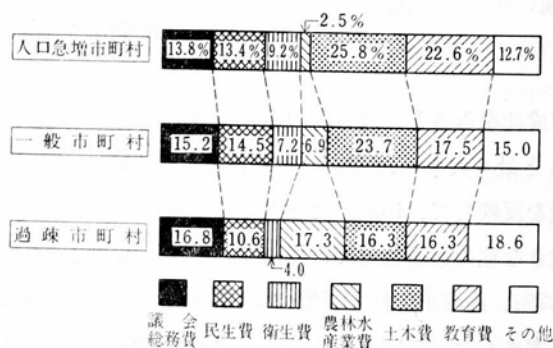
国庫支出金については、人口急増市町村 12.3%、一般市町村 13.6%、過疎市町村 12.7% と、大きな差異はみられないが、地方債については、人口急増市町村 13.7%、一般市町村 11.3%、過疎市町村 13.0% と、人口急増市町村及び過疎市町村の比率が一般市町村の比率を上回っている。これは、人口急増市町村においては、大規模な宅地開発又は集団的な住宅建設に伴い必要となる義務教育施設をはじめとする各種公共施設整備のための財源として、多額の地方債を起こしていることによるものであり、過疎市町村においては、過疎対策事業の財源として、過疎対策事業債が大きな割合を占めていることによるものである。

## イ 歳 出

人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における歳出決算額の状況を見ると、人口急増市町村は 2 兆 1,445 億円（市町村の歳出総額に占める比率 31.7%）、一般市町村は 3 兆 8,660 億円（57.1%）、過疎市町村は 7,578 億円（11.2%）となっている。これを人口 1 人当たり額でみると、人口急増市町村は 58,300 円、一般市町村は 61,700 円、過疎市町村は 86,600 円となっている。

次に、歳出の目的別内訳をみると、第 8 図にみられるとおり、過密地域、過

第 8 図 人口急増市町村等の目的別歳出決算額の構成比

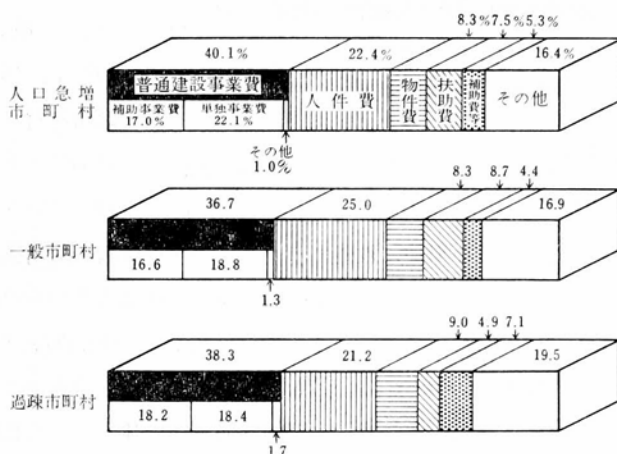


疎地域の特殊事情を反映して、人口急増市町村、過疎市町村ともに、それぞれ大きな特色がみられる。すなわち、人口急増市町村においては、短期間にかつ急激に増加する人口に対応して緊急に必要

となる義務教育施設、廃棄物処理施設の整備、良好な市街地の形成のために必要となる都市計画街路、公共下水道の整備等に対して多額の投資がなされているために、教育費、土木費、衛生費の比率が高く、特に、教育費は22.6%と、一般市町村の17.5%、過疎市町村の16.3%を大幅に上回っている。一方、過疎市町村においては、当該地域が主として農山漁村であり、産業振興の重点が農林水産業に置かれているため、農林水産業費の比率が17.3%と高く、人口急増市町村の2.5%、一般市町村の6.9%を大幅に上回っている。

歳出の性質別内訳をみると、第9図にみられるとおり、三者とも普通建設

第9図 人口急増市町村等の性質別歳出決算額の構成比



事業費の比率が最も高く、とりわけ、人口急増市町村が40.1%と高い比率を示しているのが注目される。

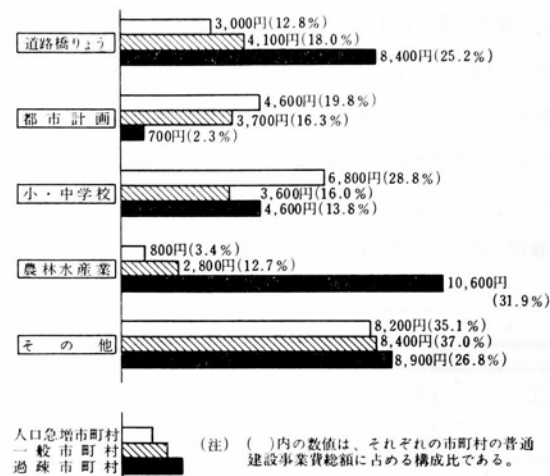
#### ウ 建設投資と公共施設の状況

人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における普通建設事業費の決算額の状況を見ると、人口急増市町村は8,591億円(市町村の普通建設事業費総額に占める比率33.4%)、一般市町村は1兆4,198億円(55.3%)、過疎市町村は2,904億円(11.3%)となっている。

これを人口1人当たり額でみると、人口急増市町村は23,400円、一般市町村は22,600円、過疎市町村は33,200円となっている。その目的別内訳をみる

と第10図にみられるとおり、過密地域、過疎地域の特殊事情を反映した特色が明確に現れている。すなわち、人口急増市町村では、小・中学校の6,800円（普通建設事業費総額に占める比率28.8%）が最も大きい額となっており、一般市町村の3,600円（16.0%）、過疎市町村の4,600円（13.8%）を大きく上回っているが、これは、児童・生徒の急激な増加に対処するため、小・中学校の新增築が優先的かつ集中的に行われていることによるものである。次に大きいものは、都市計画費の4,600円（19.8%）であり、これについても、一般市町村の3,700円（16.3%）、過疎市町村の700円（2.3%）を大幅に上回っているが、これは、良好な市街地の形成を推進するために、宅地開発等と一体となって整備すべき街路、公共下水道、都市公園等の根幹公共施設の整備に多額の投資が行われていることによるものである。

第10図 人口急増市町村等の目的別普通建設事業費の状況  
(人口1人当たり額の対比)



色が明確に現れている。すなわち、人口急増市町村では、小・中学校の6,800円（普通建設事業費総額に占める比率28.8%）が最も大きい額となっており、一般市町村の3,600円（16.0%）、過疎市町村の4,600円（13.8%）を大きく上回っているが、これ

は、児童・生徒の急激な増加に対処するため、小・中学校の新增築が優先的かつ集中的に行われていることによるものである。次に大きいものは、都市計画費の4,600円（19.8%）であり、これについても、一般市町村の3,700円（16.3%）、過疎市町村の700円（2.3%）を大幅に上回っているが、これは、良好な市街地の形成を推進するために、宅地開発等と一体となって整備すべき街路、公共下水道、都市公園等の根幹公共施設の整備に多額の投資が行われていることによるものである。

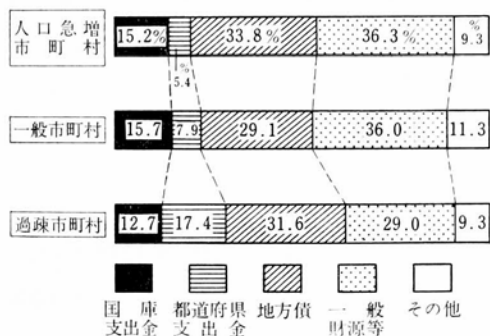
一方、過疎市町村においては、農林水産業費が10,600円（31.9%）と最も大きい額となっており、その額は、人口急増市町村の800円（3.4%）、一般市町村の2,800円（12.7%）を大きく上回っているが、これは、農山漁村の産業を振興するために、農道、林道、水産業施設等の整備が重点的に行われていることによるものである。また、道路橋りょう費の8,400円（25.2%）も、人口急増市町村の3,000円（12.8%）、一般市町村の4,100円（18.0%）に比べると、2倍を超える大きな額となっているが、これは、他の地域に比べて著しく立ち遅れている道路橋りょうの整備に大きなウェイトが置かれていることによ

るものである。

以上のように、人口急増市町村及び過疎市町村においては、当面の問題解決のために先行的かつ優先的に整備を迫られている特定の事業に、重点的な投資が行われているが、それにもかかわらず、これらの施設に係る施設水準は概して低い状況にある。すなわち、人口急増市町村における小・中学校の整備状況をみると、校舎面積が必要面積に達していない小・中学校の数は、全体の48.1%にも達しており、一般市町村の33.1%、過疎市町村の36.5%に比べて劣悪な状況にある。一方、過疎市町村における市町村道の整備状況をみると、改良率が11.5%、舗装率が6.1%と極めて低く、人口急増市町村(改良率25.3%、舗装率24.6%)及び一般市町村(18.9%、15.1%)と比べて、大幅に下回っている。

次に、普通建設事業費における財源の構成比をみると、第11図にみられる

第11図 人口急増市町村等の普通建設事業費の財源構成比の状況



とおり、人口急増市町村においては、一般財源等の比率が36.3%と最も高く、地方債の比率が33.8%と一般市町村の29.1%に比べてかなり高くなっていることが注目される。国庫支出金については、15.2%と一般市町村の比率(15.7%)を若

干下回っているが、最近、人口急増対策の一環として国庫補助負担の拡充が図られていることを反映して、その比率は、年々増加の傾向を示している。一方、過疎市町村においては、地方債が31.6%と最も高い比率となっており、また、都道府県支出金が17.4%と人口急増市町村の5.4%、一般市町村の7.9%に比べて相当高くなっているが、これは、過疎対策事業の財源として、多額の地方債及び都道府県支出金が充当されていることによるものである。

## (6) 一部事務組合による事務の広域的処理の状況

近年における交通通信手段の発達、特にモータリゼーションの進展によって、住民の日常生活上の行動範囲が拡大し、市町村の区域を越えて住民の日常生活生活圏が形成されつつある。このような地域社会の変化に対処し、住民の要請にこたえ魅力ある豊かな地域社会を建設するために、市町村は日常生活生活圏を一体とした広域的な事務処理を行う必要がある。

市町村の広域的な事務処理は、一部事務組合、協議会等の活用などによって、従来から行われてきたところであるが、昭和44年度から広域市町村圏が設定され、47年度にその設定が完了し、広域的な事務処理の体制が一段と整備されることとなった。

一部事務組合は、広域市町村圏が設定されたこととも相まって、最近においてますますその重要性が高まっている。最近における一部事務組合による市町村事務の広域的な処理の状況を、一部事務組合数、市町村の一部事務組合への加入状況、一部事務組合の歳出決算状況等によってみると次のとおりとなっている。

(注) 1 設置目的別組合数は、組合の取り扱う主たる事務によって区分している。

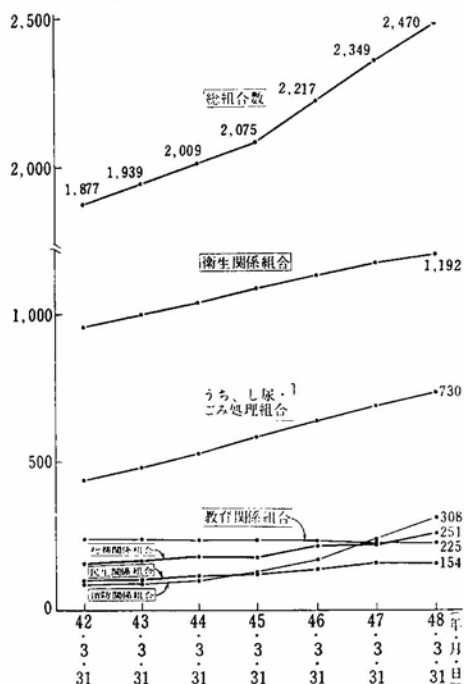
2 市町村決算額は、市町村純計決算額から、大都市及び特別区の決算額を控除したものをいう。

### ア 一部事務組合数

一部事務組合の設置目的別組合数の最近における推移は、第12図にみられるとおり、毎年増加してきており、昭和47年度末現在における一部事務組合の総数は、2,470組合に達している。これは42年度末(1,939組合)と比べると531組合の増加となっている。

これを設置目的別に分けてみると、し尿・ごみ処理組合、伝染病組合等衛生関係組合が1,192組合で、全組合の48.3%を占めて最も多く、広域消防、水害予防等消防関係組合308組合(全組合の12.5%)、退職手当組合等総務関係組合251組合(10.2%)、農林水産関係組合247組合(10.0%)、小・中学校等教育関係組合225組合(9.1%)がこれに次いでいる。

第12図 一部事務組合の設置目的別団体数の推移



消防関係組合(1.62倍)、し尿・ごみ処理組合(1.54倍)、総務関係組合(1.51倍)となっている。

### イ 市町村の一部事務組合への加入状況

一部事務組合へ加入して事務を共同処理している地方公共団体の数は、昭和47年度末現在において、延べ22,475団体となっており、前年度末における加入市町村(21,539団体)と比べると936団体、4.3%増加している。

加入団体数を加入先組合別に分けてみると、総務関係組合は8,196団体で、全加入団体の36.5%を占めており、衛生関係組合6,462団体(28.7%)、消防関係組合3,137団体(13.9%)がこれに次いでいる。

市町村は、各種の組合に加入してその事務の一部を処理しているが、1市町村当たりの組合による処理事務数は、47年度末現在で6.9事務となっており、前年度同期(6.6事務)より増加しており、市町村が一部事務組合を通

昭和42年度末以降5年間ににおける一部事務組合数の増加状況をみると、組合総数では531組合増加しているが、この増加数のうち、し尿・ごみ処理組合の増加数は256組合で、その構成比は48.2%と最も高く、消防関係組合(41.8%)がこれに次いでいる。また、昭和42年度と比べると、消防関係組合は3.58倍と大きな伸びを示しており、このほかに、組合総数の伸び(1.27倍)を上回る伸びをみせているのは、商工関係組合(1.80倍)、民生関係組合(1.62倍)、し尿・ごみ処理組合(1.54倍)、総務関係組合(1.51倍)と

して処理する事務が増加していることを示している。

### ウ 一部事務組合の歳出決算の状況

一部事務組合の歳出決算額は 1,741 億円で、市町村決算額(5兆 2,173 億円)の 3.3% を占めている。

歳出決算額を前年度(1,260 億円)と比べると 481 億円、38.1%と、前年度(367 億円、41.1%)に引き続き大幅に増加している。これは、市町村決算額の増加率(47 年度 20.5%、46 年度 24.4%)をしのぐ大きな伸びとなっており、最近における一部事務組合の処理による事務量の増大を示している。

歳出決算額の目的別構成比をみると、衛生費(32.6%)、総務費(24.7%)及び消防費(23.4%)が多く、これらで全体の 80.7%(前年度 79.4%)を占め、教育費(5.1%)、民生費(5.0%)、農林水産業費(1.5%)がこれに次いでいる。また、これらの最近における推移は次のとおりになっており、消防費の比重の増加が目立っている。

目的別歳出構成比の推移

区	分	昭和42年度	43	44	45	46	47
		%	%	%	%	%	%
総	務	36.6	37.9	33.4	30.8	28.1	24.7
民	生	3.1	4.6	5.2	5.4	4.7	5.0
衛	生	36.9	30.3	32.7	33.6	34.0	32.6
	うち清掃	31.6	26.1	27.9	29.5	31.1	30.0
農	林水産業	2.7	3.7	3.6	3.6	1.7	1.5
土	木	2.1	1.3	0.8	0.8	1.1	1.0
消	防	4.2	6.0	7.7	12.2	17.3	23.4
教	育	6.7	6.2	7.3	6.2	6.5	5.1
	うち小・中学校	3.6	3.5	4.2	3.4	3.1	1.9
	保健体育費	1.7	1.4	2.2	2.1	2.4	2.1
そ	の	7.7	10.0	9.3	7.4	6.6	6.7
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳	出	443	512	623	893	1,260	1,741
	合						
	計						

目的別歳出決算額の最近における推移と、これらが市町村決算額中の各目的別歳出決算額に占める比率(以下この項において「組合施行比率」という)の推移は第 13 図にみられるとおりである。この組合施行比率を歳出決算の総額についてみると、昭和 44 年度まで 2.3% で推移していたが、45 年度以

降は2.6%、2.9%、そして47年度は3.3%とその比率を高めてきている。その中でも、特に消防費の組合施行比率の昇が著しく、47年度において、前年度まで最も高かった清掃費のそれを上回った。清掃費の組合施行比率は、年々増加してきたが、47年度においても引き続きその比率を高め、その他のものはほぼ横ばいとなっている。

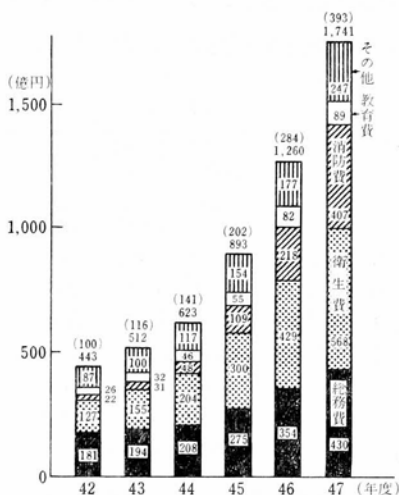
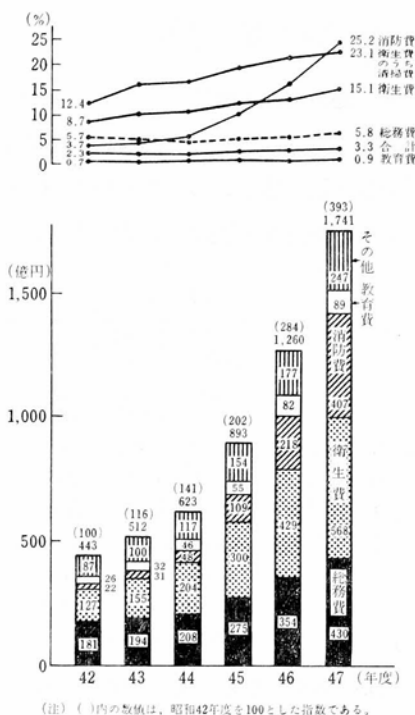
次に、目的別歳出決算額の状況を昭和42年度と比較すると、消防費が18.37倍と著しく伸びている。この他に、商工費(8.75倍)、民生費(5.06倍)、清掃費(4.83倍)は総額の伸び(3.93倍)を上回っているが、土木費、農林水産業費等はこれを下回っている。

なお、これらの事務の処理に要した経費の財源についてみると、歳入総額は1,905億円となっており、前年度に比べ545億円、40.0%増加している。歳入決算額の内訳をみると、組合加入市町村からの分担金・負担金が1,203億円、63.2%と大半を占めており、地方債289億円(15.2%)、国庫支出金71億円(3.7%)、都道府県支出金67億円(3.5%)がこれに次いでいる。

### 3 住民負担の動向

昭和47年度における地方歳入の状況、国民の租税負担の状況、租税の配

第13図 一部事務組合の歳出決算額及び組合施行比率の推移



(注) ( )内の数値は、昭和42年度を100とした指数である。



分状況により、住民は経費をどのように負担しているかをみると、次のとおりである。

## (1) 住民負担の概況

### ア 地方歳入の概況

昭和47年度の歳入決算額(15兆907億円)の構成比をみると、地方税は、33.2%と前年度(34.8%)より1.6%低下し、42年度以降最も低い比率となっており、地方交付税は、16.9%と前年度に比べると0.4%低下している。こ

区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
	昭和 47年度	昭和 46年度	増減額	47	46	47	46	47	46
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
地 方 税	50,045	42,357	7,688	33.2	34.8	26.4	23.4	18.1	12.9
地 方 譲 与 税	1,639	1,258	381	1.1	1.0	1.3	0.8	30.3	15.7
地 方 交 付 税	25,530	21,014	4,516	16.9	17.3	15.5	14.6	21.5	16.9
小計(一般財源)	77,214	64,629	12,585	51.2	53.1	43.2	38.8	19.5	14.2
国 庫 支 出 金	33,473	25,484	7,989	22.2	20.9	27.4	22.5	31.4	22.5
地 方 債	16,360	11,238	5,122	10.8	9.2	17.6	23.2	45.6	74.8
そ の 他	23,860	20,443	3,417	15.8	16.8	11.8	15.5	16.7	18.7
合 計	150,907	121,794	29,113	100.0	100.0	100.0	100.0	23.9	20.5

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含まない。

のように、地方税及び地方交付税が前年度よりその比率を低めた反面、国庫支出金は、社会保障関係経費の充実、社会資本の整備及び国際収支の均衡を図る等のための公共事業を中心とする公共投資の拡大、災害復旧事業費の増加等もあって、22.2%と前年度(20.9%)に比べると1.3%その比率を高めている。また、地方債の比率は10.8%で前年度(9.2%)より1.6%高くなっている。これは、当初の地方財政措置の一環として多額の地方債が発行されたこと及び義務教育施設や生活関連施設等の整備充実に必要な財源を地方債に求めたことなどによるものである。

この結果、一般財源の比率は51.2%となり前年度(53.1%)より、1.9%下回っている。

歳入総額の増加率は23.9%で、前年度(20.5%)を大幅に上回っている。また、この増加率は、地方財政計画の増加率(20.9%)及び名目経済成長率(17.3%)のいずれをもかなり上回っている。

歳入の主な項目について増加の状況を見ると、国庫支出金は31.4%の伸びとなり、前年度(22.5%)を大幅に上回っている。また、地方債も45.6%の伸びとなり、前年度(74.8%)より下回るものの、歳入総額の伸びを大幅に上回っている。一方、地方税は18.1%、地方交付税は21.5%とそれぞれ前年度(12.9%、16.9%)の伸びを上回ったものの歳入総額の伸びを下回っている。

### イ 租税負担の状況

国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、その大部分が国民から徴収する租税によって賄われている。昭和47年度において租税として徴収された額は、15兆4,051億円で、前年度(12兆6,796億円)と比べると、2兆7,255億円、21.5%増加している。

これを国税と地方税に分けてみると、国税10兆4,006億円、地方税5兆45億円で、前年度と比べると国税1兆9,567億円、23.2%、地方税7,688億円、18.1%それぞれ増加している。

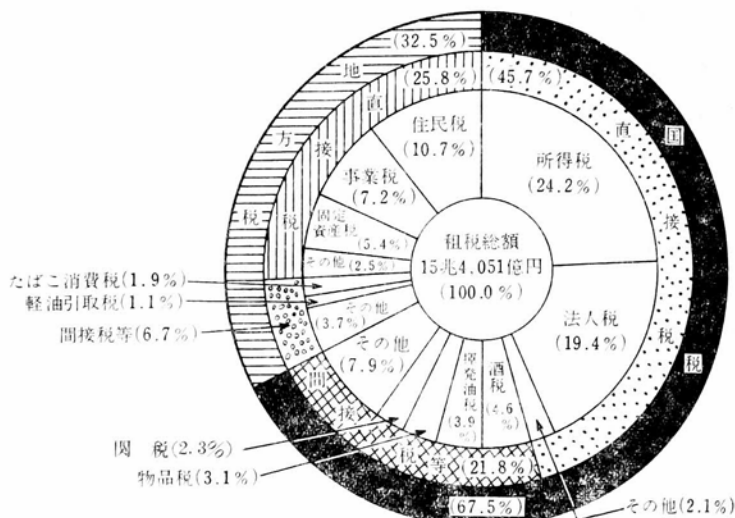
国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率の推移をみると、昭和41年度以降45年度までは毎年度漸増しており、46年度に若干前年度を下回ったものの、47年度においては20.2%と前年度(19.3%)を上回っている。このうち地方税の租税負担率は6.6%で、前年度(6.5%)を0.1%上回っている。

国民の租税負担の軽重は、国によって、行政活動の内容、国民所得水準、個人保有資産の水準等に差異があるため、形式的な租税負担率のみによって判断はできないが、昭和47年度における、我が国及び主要な諸外国の租税負担率をみると、イギリス37.6%、西ドイツ31.1%、アメリカ29.7%、フランス28.0%となっているのに対し、我が国は20.2%とかなり低くなっている。

### ウ 租税の配分状況

昭和47年度における国と地方公共団体の租税の配分状況は、第14図にみ

第 14 図 国税と地方税の状況



られるとおりでである。

我が国の租税体系の特色は、所得税、法人税、住民税、事業税、固定資産税等の直接税を基幹とし、酒税、物品税、たばこ消費税等の間接税等でこれを補完していることにある。

租税総額に占める直接税と間接税等の比率の推移をみると、直接税は所得税、住民税を中心として減税が行われているものの、年々その比率が高まっており、昭和47年度では直接税71.5%、間接税等28.5%(前年度直接税70.9%、間接税等29.1%)となっている。

直接税と間接税等の比率について、諸外国と比較すると、アメリカは圧倒的に直接税の比率が高く、イギリスは我が国にほぼ近い姿を示しているが、イタリア、フランス、西ドイツ等のヨーロッパ諸国は、租税体系の中で取引高税又は付加価値税のような一般売上税が大きいため、いずれも間接税等の比率が高い。

また、昭和47年度における地方税について、直接税と間接税等の比率をみると、道府県民税、市町村民税、事業税、固定資産税等の直接税の比率は79.5%となっており、たばこ消費税、軽油引取税等の間接税等は20.5%となっている。

租税総額に占める国税と地方税の比率は、国税67.5%、地方税32.5%であり、40年代においては、その比率にほとんど変化がみられない。この租税総額の帰属をみると、国では、国税として徴収した額の2分の1以上を地方交付税、地方譲与税、国庫支出金等として地方公共団体に交付しており、一方、地方公共団体は、国の直轄事業に対する負担金等を国に納付している。このような関係を調整した昭和47年度の国と地方との間における租税の実質的配分状況をみると、その比率は、租税総額に占める国税と地方税の比率とは逆に、国29.4%、地方公共団体70.6%(前年度国30.1%、地方公共団体69.9%)となっている。

## (2) 地 方 税

### ア 収入の状況

地方税の収入額は5兆45億円で前年度(4兆2,357億円)と比べると7,688億円、18.1%増加し、前年度の増加率(12.9%)を上回っている。なお、徴収率については96.9%と前年度(96.7%)を若干上回っている。

地方税総額に占める道府県税と市町村税の比率の推移をみると、昭和30年代においては、38年度までは市町村税の占める比率が高かったが、39年度以降は道府県税の比率が市町村税のそれを上回っている。これは、道府県税においては、事業税と道府県民税が、経済の高度成長を反映して大きく伸びているほか、自動車の普及を反映して自動車税、軽油引取税が大きく伸びたこと等の事情があるのに対し、市町村税においては、市町村民税が順調な伸びを示しているものの、固定資産税の伸びが低かったこともあって、道府県税ほど著しい伸びがみられなかったためである。なお、昭和47年度におい

ては、道府県税 53.1 %、市町村税 46.9 %となっており、地方税総額に占める比率は依然として道府県税の方が高いが、前年度（道府県税 53.9 %、市町村税 46.1 %）に比べると道府県税の比率が若干低下している。

地方税収入額のうち、大きな比率を占める住民税及び事業税の増加状況をみると、法人住民税及び法人事業税は、景気停滞の影響を受けた前年度に比べ、それぞれ 17.9 %、16.1 %と前年度の増加率（それぞれ 0.4 %増、1.0 %減）を大幅に上回っているが、地方税総額の伸び（18.1 %）に及んでいないため、地方税総額に占める比率は 30.8 %と前年度（31.2 %）を若干下回っている。

また、個人住民税及び個人事業税はそれぞれ 26.9 %増、14.0 %減と前年度の増加率（それぞれ 30.9 %、21.6 %）を下回っているが、両者を合わせると 24.0 %の伸びとなり、地方税総額の伸びを上回っているため、地方税総額に占める比率は 24.4 %と前年度（23.2 %）に比べ上昇している。

なお、昭和 47 年度の個人住民税の課税最低限（夫婦、子供 2 人の給与所得者の場合）は、46 年度の 728,091 円と比べて、76,780 円（10.5 %）引き上げられて 804,871 円とされるなど、住民負担の軽減が図られている。

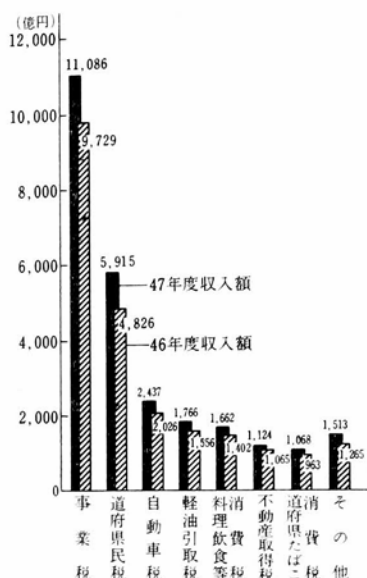
#### （ア）道府県税の収入状況

道府県税の収入額は 2 兆 6,571 億円で、前年度（2 兆 2,832 億円）と比べると 3,740 億円、16.4 %増加している。

道府県税の税目別内訳は第 15 図にみられるとおり、事業税が 1 兆 1,086 億円で 41.7 %と最も高い比率を占め、道府県民税 5,915 億円（22.3 %）、自動車税 2,437 億円（9.2 %）、軽油引取税 1,766 億円（6.6 %）、料理飲食等消費税 1,662 億円（6.3 %）がこれに次いでいる。

主な税目の増加率をみると、普通税では道府県民税及び事業税のうち法人分が景気の回復を反映して、その増加率はそれぞれ 17.1 %、16.1 %と前年度（それぞれ 0.8 %減、1.0 %減）を上回っている。これに対して個人分は、道府県民税については、課税最低限の引上げ等により、25.2 %と前年度の増加率（29.6 %）を下回っており、事業税については前年度の増加率が 21.6 %

第15図 道府県税収入額の状況



であったのに対し、事業主控除の引上げもあって、前年度に比べて14.0%減少している。このほか、料理飲食等消費税18.6%(前年度13.7%)、自動車税20.3%(18.2%)、道府県たばこ消費税10.9%(9.3%)は前年度の伸びを上回っているが、不動産取得税5.5%(12.2%)、娯楽施設利用税23.7%(46.3%)等は前年度を下回っている。この結果、普通税全体では16.5%の伸びで前年度(8.4%)を上回っている。

また、目的税では、自動車取得税及び軽油引取税が景気の回復を反映し、それぞれ20.4%、13.5%と前年度の増加率(それぞれ2.1%、7.9%)を大幅に上回っている。

これらの結果、道府県税全体では前年度の増加率(8.1%)を上回る16.4%の伸びとなっている。

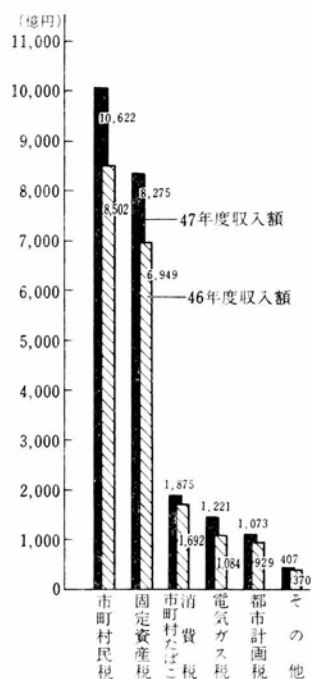
#### (イ) 市町村税の収入状況

市町村税の収入額は2兆3,473億円で、前年度(1兆9,526億円)と比べると3,948億円、20.2%増加している。

市町村税の税目別内訳は第16図にみられるとおり、市町村民税が1兆622億円で45.2%と最も高い比率を占め、固定資産税8,275億円(35.3%)がこれに次いでおり、両税で市町村税総額の80.5%(前年度79.1%)を占めている。

主な税目の増加率をみると、個人の市町村民税については、道府県民税と同様、課税最低限の引上げがあったこともあって、その増加率は27.9%と

第 16 図 市町村税収入額の状況



前年度(31.7%)を下回っている。また、法人の市町村民税は景気回復を反映して18.4%と前年度(1.0%)を大幅に上回る伸びとなっている。この結果、市町村民税全体では24.9%の伸びで前年度(20.3%)を上回っている。一方、固定資産税は負担調整措置が講じられていることもあって、その増加率は19.1%と、前年度の増加率(20.5%)を若干下回っている。

これらの結果、市町村税全体では前年度の増加率(19.1%)を上回る20.2%の伸びとなっている。

#### イ 法定外普通税

法定外普通税の収入額は30億円で、前年度(22億円)と比べると8億円、38.1%増加している。

沖縄の復帰に伴って、沖縄県が徴収した石油価格調整税のほかはいずれも市町村における法定外普通税であり、犬税は19団体が、商品切手発行税は14団体が、林産物移輸出税は7団体が、広告税は7団体が、砂利採取税は6団体が、文化観光施設税は2団体がそれぞれ課税している。

#### ウ 超過課税

超過課税に係る収入額は234億円で、前年度(216億円)と比べると18億円、8.5%増加している。超過課税を実施しているのは市町村のみであり、これを税目別にみると、市町村民税所得割では全市町村の0.8%に当たる25団体(前年度2.2%に当たる73団体)、法人税割では43.5%に当たる1,408団体(43.8%に当たる1,426団体)、固定資産税では18.7%に当たる606団体(19.9%に当たる647団体)であり、年々減少している。特に、市町村民税所

得割については昭和44年度から3か年計画として、超過課税の解消が進められたこともあって、超過課税を実施している団体は43年度においては1,016団体であったが、47年度においては25団体となり、この4年度間で大部分の団体が超過課税を解消している。

### (3) 地方譲与税、地方交付税

国税として徴収された上、地方公共団体に国から譲与又は交付される地方譲与税及び地方交付税の状況は次のとおりである。

#### ア 地方譲与税

地方譲与税には、道路経費の財源として都道府県及び大都市に譲与される地方道路譲与税及び石油ガス譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、道路経費の財源として市町村に譲与される自動車重量譲与税、航空機の騒音により生ずる障害の防止等に要する費用に充てるため空港所在市町村等に譲与される航空機燃料譲与税がある。

地方譲与税の決算額は1,639億円（地方道路譲与税1,087億円、石油ガス譲与税130億円、特別とん譲与税73億円、自動車重量譲与税340億円、航空機燃料譲与税9億円）となっており、自動車重量譲与税の平年度化及び航空機燃料譲与税の創設もあって381億円、30.3%増加し、前年度(15.7%)を大幅に上回る伸びとなっている。

#### イ 地方交付税

地方交付税は、すべての地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するため、国税三税（所得税、法人税及び酒税）の一定割合（昭和41年度以来32.0%）の額を国が地方公共団体に交付する税である。

地方交付税の決算額は2兆5,530億円で、前年度（2兆1,014億円）と比べると4,516億円増加している。また、増加率は21.5%で前年度の増加率(16.9%)を上回っているが、これは国税三税の伸悩みに伴う地方交付税の伸びの停滞に対処して、当初に地方交付税総額を確保するための地方財政措



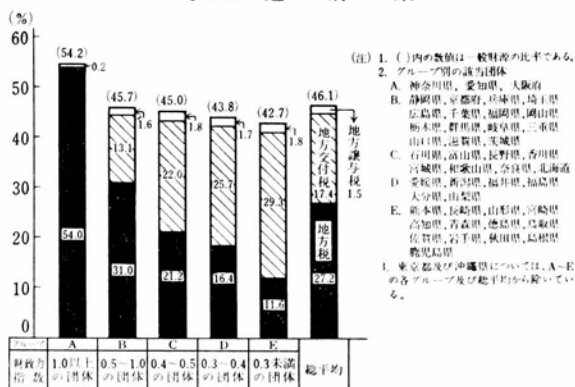
置が講じられたこと及び年度中途において国の補正予算に伴い地方交付税の補正増があったためである。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県は1兆3,296億円で21.2%の増(前年度1兆968億円、13.9%の増)、市町村は1兆2,234億円で21.8%の増(1兆47億円、20.3%の増)となっており、その配分割合は道府県52.1%、市町村47.9%(前年度52.2%、47.8%)となっている。更に市町村を団体種類別にみると、大都市は、札幌市、川崎市及び福岡市が指定都市になったこともあって970億円と前年度(595億円)を大幅に上回っており、都市は4,718億円(3,896億円)、町村は6,546億円(5,556億円)となっている。

地方交付税の交付状況をみると、普通交付税の不交付団体は、都道府県では東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の4団体で前年度と変わらないが、市町村では前年度の54団体から46団体に減少している。

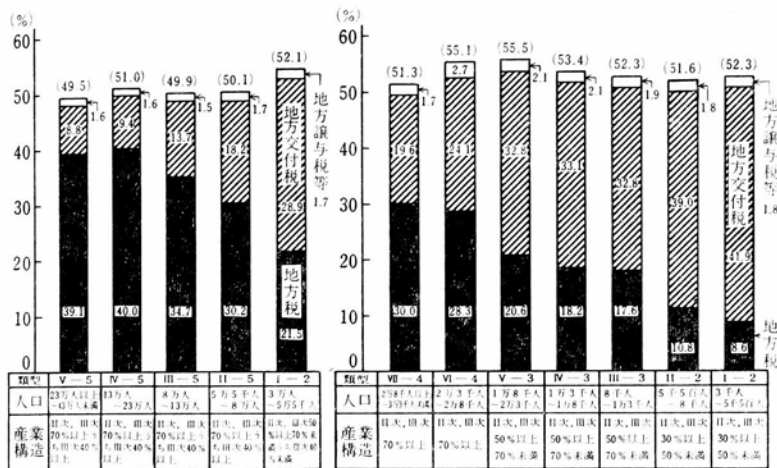
地方交付税による地方公共団体間の財政調整の状況を、昭和47年度における歳入総額に占める地方税、地方交付税等の一般財源の比率でみると、第17図にみられるとおり、財政力、団体の規模にかかわらず、歳入総額に占める一般財源の比率には大きい差異はみられない。なお、都市及び町村については、規模の小さい団体ほど地方税の比率が低く、地方交付税の比率が高くなる傾向を示している。

第17図 歳入総額に占める一般財源の比率の分布状況  
その1 道 府 県



その2 都 市

その3 町 村



(注) ( )内の数値は、一般財源の比率である。

(注) ( )内の数値は、一般財源の比率である。

(4) 国・県支出金

ア 国庫支出金

(ア) 収入状況

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費の負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、奨励的補助金等である。

国庫支出金の決算額は3兆3,473億円で、前年度(2兆5,484億円)と比べると7,990億円、31.4%増加している。

国庫支出金の内訳は、普通建設事業に係るものが、46.2%と最も高い比率を占め、義務教育(19.6%)、生活保護(9.3%)に係るものがこれに次いでおり、これらで国庫支出金総額の75.1%を占めている。

国庫支出金の内訳を前年度と比べると、国庫支出金の中で最も比率の高い普通建設事業支出金は、公共事業等の拡大に対応して31.3%と前年度(30.3%)と同様大幅な伸びを示しており、老人保護費負担金は43.8%(前年度26.8%)、生活保護費負担金は25.2%(13.4%)、精神衛生費負担金は27.3%(5.4%)、結核医療費負担金は27.0%(0.4%)、児童保護費負担金は34.3%(22.7%)と社会保障関係に係る負担金の伸びが著しい。更に災害復旧事業支

出金については111.2%と前年度(25.2%)を大幅に上回っているが、これは47年災害の規模が大きく、初年度に要した復旧額が大きかったことを示している。

これらの結果、国庫支出金総額の伸びは前年度(22.5%)を上回る31.4%となっている。

国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県では普通建設事業に係るものが47.1%と最も高い比率を占め、義務教育に係るもの(26.5%)がこれに次いでいる。市町村では普通建設事業に係るものが43.8%と最も高い比率を占め、生活保護に係るもの(24.1%)がこれに次いでいる。

#### (イ) 超過負担の解消

国庫補助負担事業に係る地方公共団体の超過負担については、既に昭和42・43年度に関係省庁が共同して調査を行い、この結果に基づき昭和43～46年度間に計画的にその解消を図って来たが、47年度においては、その後の物価の上昇、施設水準の向上等により更に超過負担が生じていると見込まれる公立文教施設、高等学校産業教育施設、保育所、公営住宅、改良住宅及び警察施設の6事業について超過負担の調査を行った。その結果、これらの事業に係る超過負担額については、昭和48・49年度の2か年度で解消し、地方公共団体の負担軽減を図ることとされている。

#### イ 都道府県支出金

都道府県支出金は、都道府県が市町村に対して交付する負担金、補助金、交付金等であり、国庫補助を伴うものと都道府県費のみのものに分けられる。

都道府県支出金の決算額は4,239億円で、前年度(2,981億円)と比べると1,258億円、42.2%増加し、前年度の増加率(21.6%)を大幅に上回っている。これは都道府県支出金の中で最も比率の高い国庫財源を伴う普通建設事業支出金が、公共事業の拡大に伴って32.9%と前年度の伸び(21.1%)を大幅に上回ったほか、社会保障関係の経費が老人保護費負担金71.2%(前年度33.4%)、児童保護費負担金41.0%(16.1%)と大幅に上回っており、災害復旧事

業支出金についても143.0%と前年度(11.6%)を大幅に上回っていることによるものである。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫補助を伴うもので都道府県予算を通じて市町村に支出される間接補助金が55.1%を占め、都道府県の単独施策によるものが44.9%となっている。

また、対象事業別では、普通建設事業に対するものが都道府県支出金総額の48.7%と最も高い比率を占め、災害復旧事業に対するもの(11.1%)がこれに次いでいる。

なお、都道府県の単独施策による支出金の決算額は1,903億円で、前年度(1,415億円)と比べると487億円、34.4%増加しており、前年度の伸び(25.5%)を上回っている。

## (5) 地 方 債

地方債は、地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、債券発行又は証書借入れの方法によって資金を借り入れるものである。地方債の発行については、許可制度が採られており、赤字比率又は公債費比率が著しく高い団体、地方税の徴収率の低い団体又は収益事業の収益金が著しく多額な団体等については、地方債の発行を制限することによって財政の健全性を確保することとしている。

地方債の決算額は1兆6,359億円で、前年度(1兆1,238億円)と比べると5,122億円増加し、増加率では45.6%と前年度(74.8%)に引き続き大幅な伸びとなっている。これは、住宅、学校、保育所、廃棄物処理施設等生活関連施設を中心として立ち遅れの著しい公共施設水準を引き上げるため地方債が増額されたことによるものである。

## (6) その他の収入

### ア 分担金、負担金

分担金、負担金は、地方公共団体の行う事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において法令等の根拠に基づいて地方公共団体が徴収す

るもの等であり、同級他団体からのもの、市町村からのもの(市町村から一部事務組合への分賦金を含む。)及びその他からのものからなっている。

分担金、負担金の決算額は1,688億円で、前年度(1,392億円)と比べると296億円、21.3%増加している。

#### イ 使用料、手数料

使用料は、地方公共団体の行政財産又は公の施設の利用者に対して、その経費の全部又は一部を負担させるために徴収されるものであり、手数料は、特定の者のためにする当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるため徴収されるものである。

使用料、手数料の決算額は2,743億円で、前年度(2,318億円)と比べると424億円、18.3%増加している。

使用料は1,970億円で、前年度(1,687億円)と比べると283億円、16.8%増加している。その内訳をみると、公営住宅使用料(628億円)と授業料(345億円)で使用料総額の49.4%を占めている。

授業料のうちでも、高等学校授業料は生徒数の減少により昭和42年度以降毎年度減少していたが、昭和47年度においては授業料の値上げもあり、8.8%増(前年度1.6%減)となっている。保育所使用料は施設の増加等により、その増加率は24.6%と前年度の増加率(23.2%)を若干上回っている。

手数料は773億円で、前年度(631億円)と比べると142億円、22.4%増加している。その内訳をみると、戸籍手数料、自動車運転免許手数料等徴収の根拠、金額等が国の法令に定められているもの338億円(前年度273億円)、身分証明書、印鑑証明書の交付手数料、入学試験手数料等地方公共団体の条例によるもの435億円(359億円)となっている。

#### ウ 繰入金

繰入金は、他会計から受け入れたもの及び年度間の財源を調整するために積み立てている財政調整基金、地方債の元利償還費に充てるために積み立てている減債基金等の基金から受け入れたものなどである。

繰入金の決算額は 1,070 億円で、前年度(1,222 億円)と比べると 151 億円、12.4%減少している。

繰入金の内訳をみると、基金からの繰入金が 779 億円(前年度 967 億円)で最も多く、次いで他会計からの繰入金 248 億円(211 億円)、財産区からの繰入金 44 億円(44 億円)となっている。

#### エ 繰越金

繰越金の決算額は 2,754 億円で、前年度(2,911 億円)と比べると 157 億円、5.4%減少している。

このうち、前年度からの事業の繰越しに係るものは 1,351 億円で、前年度(1,445 億円)と比べると 94 億円、6.5%減少しており、純繰越金についても 1,403 億円で、前年度(1,466 億円)と比べると 63 億円、4.3%減少している。

#### オ その他の収入

その他の収入の決算額は 1 兆 5,230 億円で、前年度(1 兆 2,424 億円)と比べると 2,806 億円、22.6%増加している。

その他の収入の内訳をみると、財産の売却、貸付等の財産収入 3,042 億円(前年度 2,248 億円)、競馬、自転車競技、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじの各事業からの収入である収益事業収入 2,118 億円(1,839 億円)、貸付金元利収入 6,614 億円(5,616 億円)、その他の収入 3,456 億円(2,721 億円)となっている。

## 4 地方財政の役割

国の財政と地方の財政の関係及び地方公共団体における主な行政部門別の経費支出の状況により、地方財政はどのような役割を果たしているかをみると、次のとおりである。

### (1) 国の財政と地方の財政

#### ア 財政規模

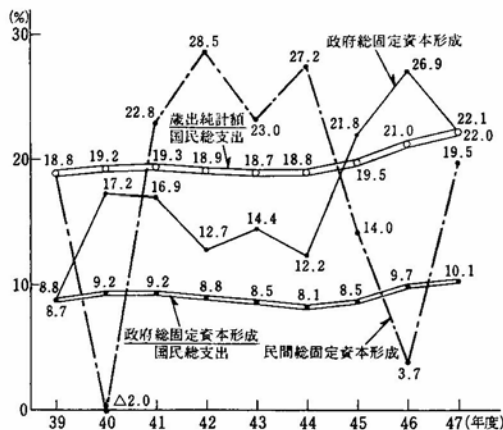
昭和 47 年度における国(一般会計、交付税及び譲与税・交付金特別会計、公

共事業関係等の8特別会計の純計)と地方(普通会計)の純計歳出額は21兆403億円で、前年度と比べると3兆9,285億円、23.0%増加している。

この純計歳出額を最終支出者としての国と地方に分けてみると、国は6兆6,484億円(前年度5兆3,725億円)、地方は14兆3,919億円(11兆7,393億円)で、前年度と比べると国は1兆2,759億円、23.7%、地方は2兆6,526億円、22.6%それぞれ増加している。この純計歳出額に占める比率は国31.6%(前年度31.4%)、地方68.4%(68.6%)で近年における両者の比率はほぼ1対2となっている。

純計歳出額の国民総支出に対する比率をみると、第18図にみられるとお

第18図 純計歳出額等の国民総支出に対する比率及び政府・民間総固定資本形成の対前年度増加率



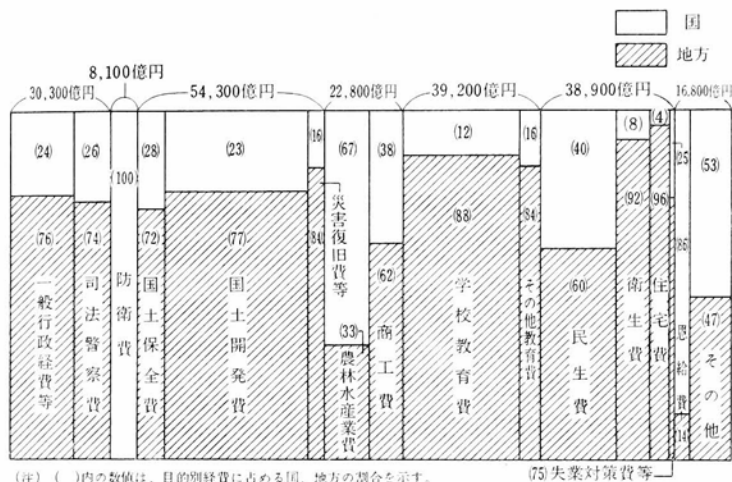
り、47年度においては、近年では比較的高い比率を示した前年度(21.0%)を上回る22.0%になっている。民間住宅建設の対前年度増加率が34.6%(前年度8.0%)と高い伸びを示し、不調を予想された民間設備投資も14.2%(2.2%)とかなりの伸びを示しているにもかかわらず、この比率が高くなっているのは、公共投資

が前年度に引き続き積極的に拡大されたこと、老人福祉対策をはじめとした社会保障の充実が図られたこと等によるものである。

昭和47年度における国と地方の純計歳出額の内訳をみると、国土保全及び開発関係5兆4,310億円(純計歳出額の25.8%)、教育関係3兆9,244億円(18.7%)、社会保障関係3兆8,940億円(18.5%)、農林水産、商工関係2兆2,849億円(10.9%)等となっている。

このうち、第19図にみられるとおり、外交、防衛等のように当然国が行う行政は別として、国民生活に関連する公営住宅建設等の住宅費、公衆衛生、清

第19図 国・地方を通ずる純計歳出規模(目的別分類)



掃等の衛生費、小・中学校、高等学校等の学校教育費、道路整備、都市計画、土地改良等の国土開発費、河川海岸等の国土保全費、警察、消防等の司法警察費については、その大部分が地方公共団体の手を通じて執行されている。

### イ 政府の財貨サービス購入

政府の財貨サービス購入は、人件費、事務費等のように一般政府が民間から財貨及びサービスを経常的に購入するための支出(経常購入)と、一般政府の公共事業関係費、政府企業の設備投資等の有形固定資本形成及び政府企業の在庫品増加のための支出(資本形成)からなっている。

昭和47年度における中央、地方を通じての財貨サービス購入額は18兆1,748億円(経常購入8兆5,316億円、資本形成9兆6,432億円)で、前年度と比べると22.7%(経常購入19.7%、資本形成25.4%)増加しており、国民総支出の増加率(17.3%)をかなり上回っている。また、この購入額が国民総支出に占める比率をみると19.0%で、前年度(18.2%)と比べるとやや高くなっている。

政府の資本形成から政府企業の在庫品増加を除いた政府総固定資本形成の



対前年度増加率を民間総固定資本形成のそれと比較してみると、第18図にみられるとおり、両者はほぼ逆の動きを示し、昭和44年度以降では、政府総固定資本形成の伸びが顕著となっている。この結果、政府総固定資本形成が国民総支出に占める比率は47年度においては10%を超えている。

政府の財貨サービス購入を中央と地方に分けてみると、中央政府(三公社、公庫、公団等を含む。)分は8兆101億円(経常購入36.8%、資本形成63.2%)で、前年度と比べると25.8%(経常購入15.3%、資本形成32.7%)増加しており、国民総支出に対する比率は8.4%(経常購入3.1%、資本形成5.3%)となっている。

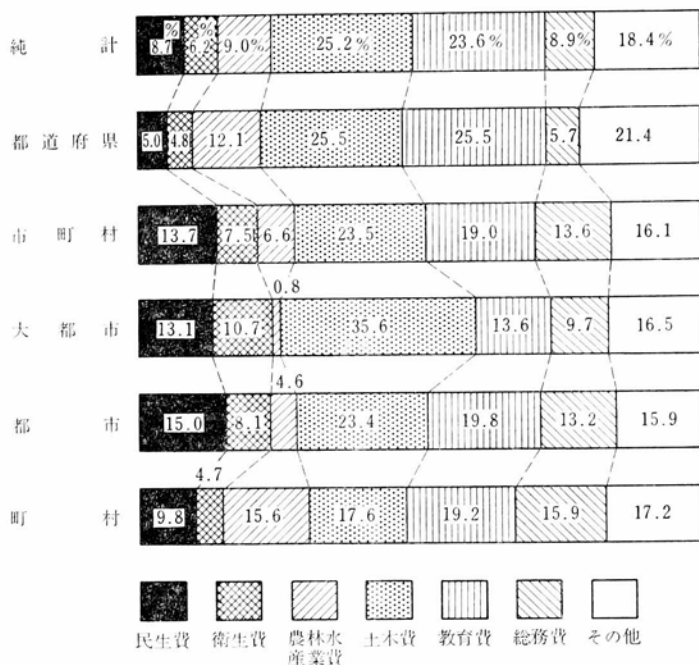
地方政府(公営企業、住宅供給公社を含む。)分は10兆1,647億円(経常購入55.0%、資本形成45.0%)で、前年度と比べると20.3%(経常購入22.1%、資本形成18.2%)増加しており、国民総支出に対する比率は10.6%(経常購入5.8%、資本形成4.8%)となっている。

## (2) 行政目的別歳出の状況

昭和47年度歳出決算額(14兆6,183億円)の目的別構成比をみると、土木費(25.2%)と教育費(23.6%)の両者で歳出総額の48.8%を占め、農林水産業費(9.0%)、総務費(8.9%)、民生費(8.7%)、衛生費(6.2%)、公債費(3.9%)、商工費(3.9%)、警察費(3.8%)がこれに次いでいる。歳出決算額の目的別構成比の中で、土木費は昭和45年度以降最も高い比率を占めているが、これは、地方公共団体が、道路橋りょう、住宅、公共下水道等地域住民の生活に直結した公共施設の整備に力を注いでいることを示している。

これを団体種類別にみると、第20図にみられるとおり、都道府県、市町村のいずれにおいても土木費、教育費の比率が高く、また、都道府県では農林水産業費、市町村では民生費の比率が相対的に高い。市町村の歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、大都市では、住宅、街路、公共下水道等生活環境施設の整備を図るための土木費の比率が極めて高く、教育費、民生費、衛生費、総務費がこれに次いでいる。都市では、土木費の比率が最も

第20図 目的別歳出決算額の構成比



高く、教育費、民生費、総務費、衛生費がこれに次いでおり、町村では、教育費の比率が最も高く、土木費、総務費、農林水産業費、民生費がこれに次いでいる。

目的別歳出決算額を前年度と比べると、増加額では土木費6,365億円（歳出増加額に占める比率23.5%）、教育費5,230億円（19.3%）の両者で歳出増加額の42.8%を占めているが、前年度における比率（51.1%）を下回っている。これに対し、民生費の増加額は3,451億円（12.7%）で、前年度における比率（8.1%）を上回っている。次いで、農林水産業費2,535億円（9.4%）、総務費2,105億円（7.8%）、衛生費1,894億円（7.0%）の順になっているが、労働費は、失業対策事業就労者の減などにより、77億円減少している。増加率では、災害復旧費（95.3%）、民生費（37.1%）、公債費（31.1%）、衛生費（26.4%）、消防費（24.9%）、農林水産業費（24.0%）が歳出総額の増加率（22.7%）を上

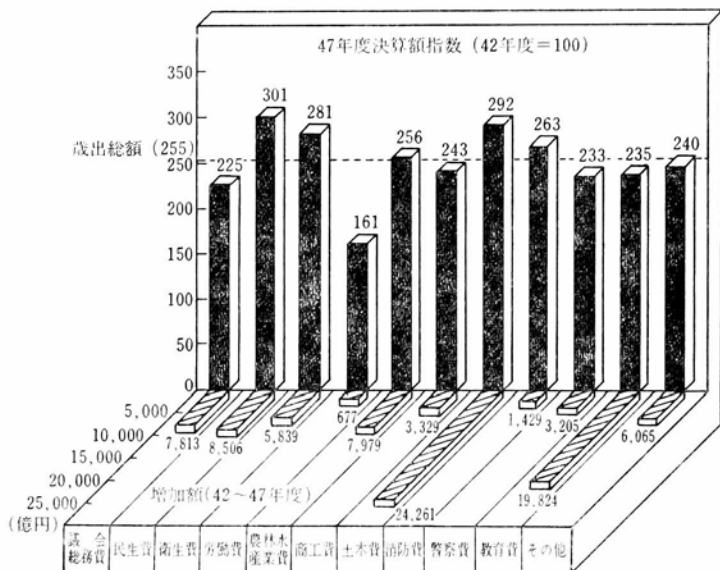
区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
	47年度	46年度	増減額	47	46	47	46	47	46
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
議 会 費	1,124	924	200	0.8	0.8	0.7	0.6	21.6	16.3
總 務 費	12,952	10,847	2,105	8.9	9.1	7.8	7.6	19.4	17.1
民 生 費	12,744	9,293	3,451	8.7	7.8	12.7	8.1	37.1	22.5
衛 生 費	9,056	7,162	1,894	6.2	6.0	7.0	6.7	26.4	24.4
勞 働 費	1,787	1,863	77	1.2	1.6	0.3	1.1	4.1	14.5
農 林 水 産 業 費	13,095	10,560	2,535	9.0	8.9	9.4	9.9	24.0	24.6
商 工 費	5,650	4,938	712	3.9	4.1	2.6	4.0	14.4	20.3
土 木 費	36,906	30,541	6,365	25.2	25.6	23.5	27.7	20.8	23.4
消 防 費	2,306	1,846	460	1.6	1.5	1.7	1.7	24.9	23.6
警 察 費	5,618	4,704	914	3.8	3.9	3.4	3.3	19.4	17.1
教 育 費	34,544	29,314	5,230	23.6	24.6	19.3	23.4	17.8	20.1
災 害 復 旧 費	3,593	1,840	1,754	2.5	1.5	6.5	1.7	95.3	24.3
公 債 費	5,725	4,367	1,358	3.9	3.7	5.0	3.1	31.1	17.5
諸 支 出 金	977	802	175	0.7	0.7	0.6	1.0	21.9	35.3
前年度繰上充用金	107	94	12	0.1	0.1	0.0	0.0	13.1	6.0
合 計	146,183	119,095	27,088	100.0	100.0	100.0	100.0	22.7	21.3

区 分	財 源 内 訳															
	47 年度		国 庫 支 出				使 用 料 分 担 附 金				地 方 債		そ の 他 特 定 財 源		一 般 財 源	
	決 算 額	国 庫 支 出	庫 金	使 用 料	分 担 附 金	地 方 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	億 円	%	億 円	%	億 円	%	億 円	%
議 会 費	1,124	100.0	—	—	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1,123	99.9		
總 務 費	12,952	100.0	223	1.7	191	1.5	56	0.4	409	3.2	903	7.0	11,170	86.2		
民 生 費	12,744	100.0	5,443	42.7	326	2.6	257	2.0	360	2.8	470	3.7	5,888	46.2		
衛 生 費	9,056	100.0	1,350	14.9	417	4.6	32	0.3	913	10.1	451	5.0	5,893	65.1		
勞 働 費	1,787	100.0	538	30.1	6	0.4	3	0.2	90	5.0	190	10.6	960	53.7		
農 林 水 産 業 費	13,095	100.0	4,908	37.5	45	0.3	924	7.1	761	5.8	1,098	8.4	5,359	40.9		
商 工 費	5,650	100.0	151	2.7	51	0.9	19	0.3	445	7.9	3,309	58.6	1,875	29.6		
土 木 費	36,906	100.0	9,476	25.7	455	1.2	546	1.5	9,078	24.6	3,235	8.8	14,116	38.2		
消 防 費	2,306	100.0	35	1.5	8	0.3	13	0.6	172	7.4	45	2.0	2,033	88.2		
警 察 費	5,618	100.0	176	3.1	132	2.3	0	0.0	112	2.0	31	0.6	5,167	92.0		
教 育 費	34,544	100.0	7,861	22.8	405	1.2	136	0.4	2,821	8.2	985	2.9	22,336	64.7		
災 害 復 旧 費	3,593	100.0	2,488	69.2	0	0.0	20	0.6	766	21.3	69	1.9	250	7.0		
公 債 費	5,725	100.0	74	1.3	289	5.0	10	0.2	0	0.0	483	8.4	4,869	85.1		
諸 支 出 金	977	100.0	1	0.1	0	0.0	3	0.4	124	12.7	379	38.7	470	48.1		
前年度繰上充用金	107	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	107	100.0	
合 計	146,183	100.0	32,724	22.4	2,325	1.6	2,019	1.4	16,051	11.0	11,648	8.0	81,416	55.7		

回っており、土木費(20.8%)、総務費(19.4%)、警察費(19.4%)、教育費(17.8%)等は歳出総額の増加率を下回っている。災害復旧費がこのように大幅に伸びたのは、昭和47年発生災害の規模が大きかったこと、過年発生災害について事業の促進を図ったことなどによるものである。

目的別歳出決算額のうち主なものについての昭和42年度以降の推移は、第21図にみられるとおりで、民生費(3.01倍)が最も大きい伸びを示し、土

第21図 目的別歳出決算額の増加状況



木費(2.92倍)、衛生費(2.81倍)、消防費(2.63倍)等が歳出総額の伸び(2.55倍)を上回っており、教育費(2.35倍)、警察費(2.33倍)、商工費(2.43倍)等は歳出総額の伸びを下回っている。この5年度間に歳出総額の伸びを上回っている経費の主な細目をみると、昭和48年1月から実施された老人医療費の無料化による経費の増加などにより、老人福祉費が7.38倍と最も大きく、次いで土木管理費(3.78倍)、児童福祉費(3.64倍)、社会教育費(3.57倍)、清掃費(3.34倍)等住民生活を豊かにするための直接関連経費が大きく伸びている。

次に目的別構成比のうち主なものについて昭和42年度以降の推移をみる

と、年々比率を高めていた土木費は、昭和47年度にはその比率を低めている。民生費と衛生費は少しずつ比率を高めており、特に民生費は、昭和47年度には約1%近く比率が高まっている。これに対し、教育費の比率は漸減の傾向を示しており、昭和42年度の25.7%から47年度には23.6%に低下している。

経費の支出状況を行政の目的にしたがって土木建設(土木費)、教育と文化(教育費)、産業の振興(農林水産業費、商工費)、民生の安定(民生費、労働費)、保健・衛生と公害防止(衛生費)、警察と消防(警察費、消防費)に分けてみると次のとおりである。

### ア 土 木 建 設

最近の都市化、過疎化の進行、日常生活圏の拡大等生活環境の急激な変化に伴い、通勤、通学等地域住民の生活に密接な関係をもつ道路をはじめ、住宅、公共下水道等の各種公共施設の整備に対する要望はますます強く、地方公共団体において土木行政の重要性は高まっている。

昭和47年度の土木費の決算額は3兆6,906億円で、歳出総額の25.2%(都道府県25.5%、市町村23.5%)を占め、前年度(3兆541億円)と比べると6,365億円、20.8%増加している。

土木費の目的別内訳は第22図にみられるとおりで、道路橋りょうの新設、改良等の道路橋りょう費(37.5%)と街路の整備、区画整理等の都市計画費(24.6%)の両者で、土木費総額の62.1%を占め、公営住宅の建設等の住宅費(13.8%)、河川の改修、海岸の保全等の河川海岸費(13.2%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、河川海岸費が1,285億円、35.7%と最も大きい伸びを示し、港湾費410億円、27.6%、都市計画費1,940億円、27.2%、道路橋りょう費2,593億円、23.1%がこれに次いでいる。河川海岸費が最も高い伸びを示しているのは、昭和47年度において「第4次治水事業5か年計画」が策定され、治水施設の整備等治水事業が積極的に推進されたことによるものである。これに対して、住宅費は前年度と比べると232億円、4.8%の増加にとどまり、前年度における増加率(22.0%)を大幅に下回っている。こ

第 22 図 土木費の目的別内訳

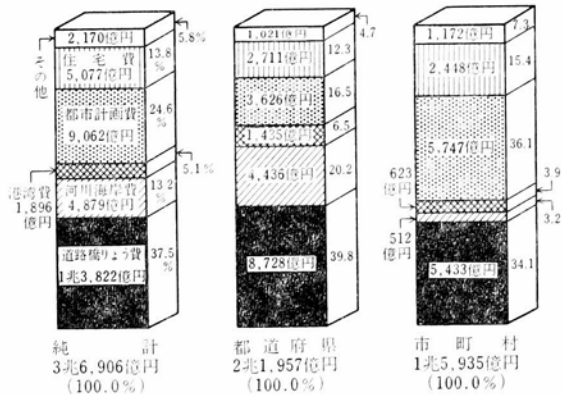
これは、特に都道府県において公営住宅等の建設が、用地の入手難、地元市町村との調整等により遅れていることによるものである。

また、土木費の目的別内訳を

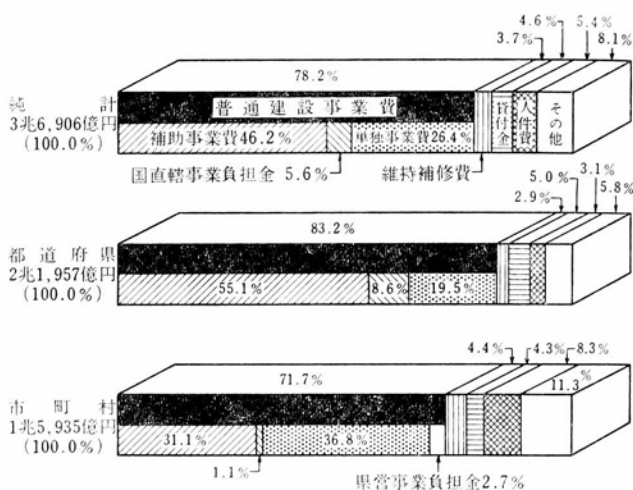
団体種類別にみると、都道府県では、道路橋りょう費の比率が39.8%と最も高く、河川海岸費(20.2%)、都市計画費(16.5%)、住宅費(12.3%)がこれに次いでいる。市町村では、都市計画費が36.1%と最も高く、道路橋りょう費(34.1%)、住宅費(15.4%)がこれに次いでいる。なお、河川改修、海岸保全に係る事業が主として都道府県で行われることもあって、都道府県の河川海岸費が市町村の8.7倍となっており、逆に、街路、公共下水道、区画整理等の事業は市町村で実施されることが多いため、都市計画費は市町村が都道府県の1.6倍となっている。

土木費の性質別内訳は、第23図にみられるとおり、普通建設事業費が2兆8,844億円で、土木費総額の78.2%と最も高い比率を占め、この普通建設事業費の66.2%が補助事業費と国直轄事業負担金で、単独事業費は33.8%となっている。

これらを前年度と比べると、普通建設事業費は5,429億円、23.2%増加しているが、前年度の増加率(27.4%)を下回っている。このうち、補助事業費は3,762億円、28.3%、国直轄事業負担金は539億円、35.6%、単独事業費は1,127億円、13.1%それぞれ増加している。補助事業費及び国直轄事業負担金が前年度をやや下回る程度の増加率を示しているのに対し、単独事業費が前年度の増加率(23.0%)を大幅に下回っているのは、昭和46、47



第 23 図 土木費の性質別内訳



年度の両年度にわたり公共事業が積極的に拡大されたことなどによるものである。

土木費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県、市町村ともに普通建設事業費が土木費総額の 83.2%、71.7%と高い比率を占めている。このうち、補助事業費と国直轄事業負担金を加えたものの普通建設事業費に占める割合は、都道府県では 76.6%、市町村では 44.9%となっており、国の補助事業が都道府県でより多く実施されていることを示している。

土木費の性質別内訳のうち、普通建設事業費と維持補修費について、目的別に前年度の増加率と比べると、普通建設事業費では、都市下水路費 (39.2%)、区画整理費等 (37.6%)、河川海岸費 (36.7%)、港湾費 (26.8%) が前年度増加率を上回っており、維持補修費では、都市下水路費 (92.6%)、河川海岸費 (22.3%)、住宅費 (22.0%) 等が前年度の増加率を上回っている。

土木費における各目的別普通建設事業費の推移は、第 24 図にみられるとおりで、昭和 42 年度と比べると、河川海岸費 3.22 倍、道路橋りょう費 2.93 倍、住宅費 2.88 倍、都市計画費 2.75 倍となっており、いずれも歳出総額の伸び (2.55 倍) を上回っている。

最近の自動車交通量の増加等に伴って発生する交通事故の防止を図るため、地方公共団体は、交通安全施設の整備、踏切の改良、交通安全思想の普及等幅広い施策を講じている。これら道路交通安全対策に要する経費は、主として土木費、警察費から支出され、その額は年々増加している。

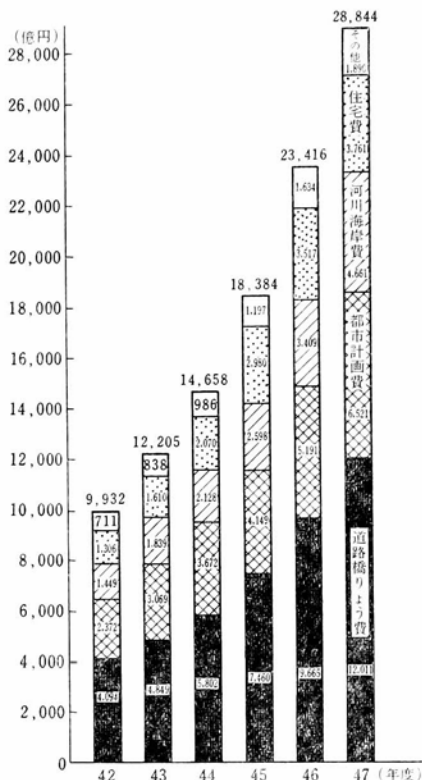
昭和47年度の道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものも含む）は1,395億円で、前年度（1,053億円）と比べると342億円、32.5%増加している。

道路交通安全対策費の内訳は、第25図にみられるとおり、歩道、歩道橋、防護さく、信号機等の交通安全施設の整備のための経費が1,079億円（道路交通安全対策費総額に占める比率77.3%）で最も高い比率を占め、踏切の立体交差等の改善整備費179億円（12.8%）、救急業務施設整備費、交通安全運動経費等137億円（9.9%）がこれに次いでいる。

### イ 教育と文化

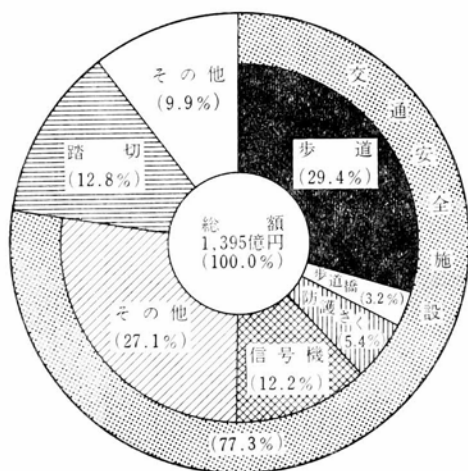
地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育行政を行っており、これは、地方公共団体の基本的な行政分野のひとつとなっている。最近においては、人口の社会的移動に伴い、児童・生徒の急増している市町村の小・中学校の新增築が急務とされ、また、一般的余暇時間の増大等により、スポーツ・レクリエーション施設の整備、社

第24図 土木費の普通建設事業費の推移





第25図 道路交通安全対策経費の状況



会教育の充実等に対する需要はますます増大する傾向を示しており、これら教育条件を整備することは極めて重要になってきている。

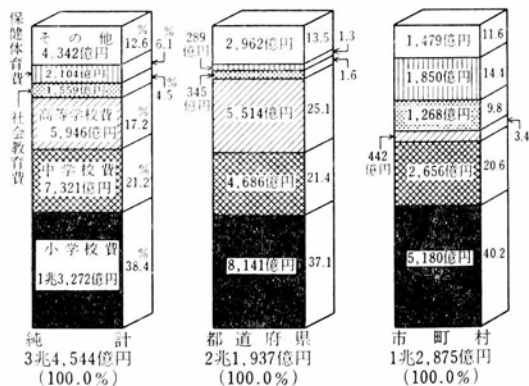
これら諸問題の解決を図るための諸施策の実施に要する経費である教育費の決算額は3兆4,544億円、歳出総額の23.6% (都道府県25.5%、市町村19.0%)を占め、前年度(2兆9,314億

円)と比べると5,230億円、17.8%増加している。

教育費の目的別内訳は、第26図にみられるとおりで、義務教育に係る経費である小学校費(38.4%)と中学校費(21.2%)の両者で教育費総額の59.6%を占め、高等学校費

第26図 教育費の目的別内訳

(17.2%)、学校給食費、体育施設費等の保健体育費(6.1%)、青年・婦人教育費、文化施設の維持運営に係る経費等の社会教育費(4.5%)がこれに次いでいる。これらを前年度と比べ



ると、幼稚園費136億円、37.1%が最も大きい増加率を示し、特殊学校費147億円、29.9%、社会教育費314億円、25.3%、保健体育費354億円、20.2%がこれに次いでいる。小学校費(18.3%)と中学校費(17.4%)は、いずれも前年度の増加率(小学校費20.2%、中学校費20.1%)を下回っているが、

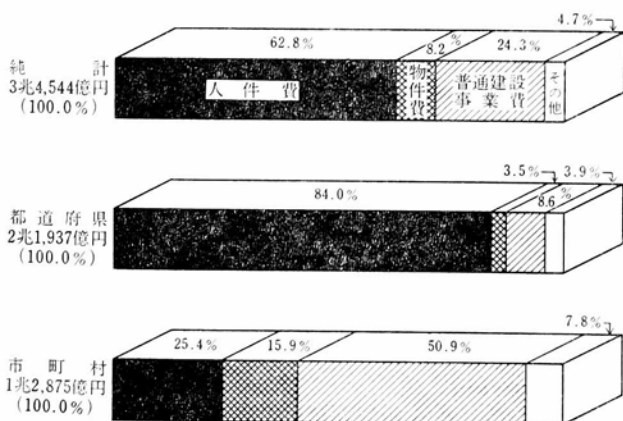
幼稚園費は、幼児教育充実等のため公立幼稚園の整備が推進されたこと及び幼稚園就園奨励費に対する国の補助制度が新設されたこともあって前年度の増加率(23.8%)を上回っている。

教育費における各目的別経費のうち主なものの推移をみると、昭和42年度と比べて、社会教育費が3.57倍で最も大きい伸びを示しており、次いで、保健体育費が2.95倍、小学校費が2.37倍でそれぞれ教育費総額の伸び(2.35倍)を上回っている。このように社会教育費及び保健体育費の伸びが大きいのは、青少年教育、成人教育の積極的推進のため、公民館、図書館等の文化施設の整備充実が重点的に行われたこと及び学校給食の普及に伴う給食施設の整備及び国民総スポーツの施策を推進するための体育施設の整備が図られたこと等によるものである。高等学校費(2.22倍)と中学校費(2.19倍)は、生徒数が漸減してきたこともあって、教育費総額の伸びを下回っている。

教育費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、小学校費の比率(37.1%)が最も高く、高等学校費(25.1%)、中学校費(21.4%)がこれに次いでいる。市町村では、小学校費の比率(40.2%)が最も高く、中学校費(20.6%)、保健体育費(14.4%)、社会教育費(9.8%)がこれに次いでいる。

教育費の性質別内訳は第27図にみられるとおり、人件費は2兆1,693億

第27図 教育費の性質別内訳



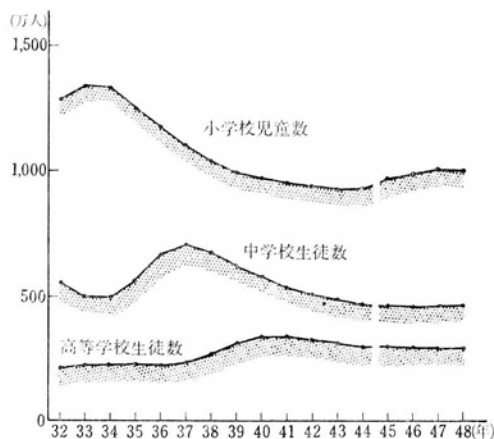
円で教育費総額の62.8%を占め、普通建設事業費は8,390億円で24.3%を占め、両者で教育費総額の87.1%を占めている。

人件費を前年度と比べると、3,430億円、18.8%増加し、前年度の増加率(17.0%)を上回っている。これは、昭和47年の人事院勧告に伴う給与改定が初めて4月1日から実施されたこと、教育職員に対する教職調整額の支給(昭和47年1月1日実施)が平年度化したこと、昭和44年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に基づき、同年度以降計画的に教職員の定数改善がなされていること等によるものである。普通建設事業費を前年度と比べると977億円、13.2%増加しているが、前年度の増加率(29.2%)を下回っている。

また、教育費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、義務教育諸学校教職員、都道府県立高等学校教職員の人件費を支弁しているため、人件費の比率(84.0%)が高く、市町村では、義務教育施設整備等の普通建設事業費の比率(50.9%)が高い。

公立学校の児童・生徒数の推移は、第28図にみられるとおりで、小学校児童数は昭和34年度以降毎年度減少傾向を示していたが、44年度から

第28図 公立学校児童・生徒数の推移



(注) 1 学校基本調査による。  
2 45年以降沖縄道県を含む。

増加に転じ、48年度においては再び減少に転じている。中学校生徒数は38年度以降減少傾向を示してきたが、48年度はやや増加しており、高等学校生徒数は41年度以降毎年度減少傾向が続いている。また、最近における公立小・中学校の児童・生徒数の状況を都道府県別にみると、人口の都市への集中傾向を反映し

て、東京都、大阪府、愛知県及びその近隣府県で増加の傾向を示し、その他の道県では減少の傾向を示している。

## ウ 産業の振興

### (ア) 農林水産行政

地方公共団体は、農林漁業の効率的な経営と食糧の安定した供給を図るため、生産基盤の整備、消費流通対策の充実等の施策を実施している。更に最近においては、総合農政対策、農業及び工場汚水等による農用地及び漁場等汚染対策、自然環境保全対策等の施策の推進も重要な課題となっている。

これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は、1兆3,095億円で、歳出総額の9.0%(都道府県12.1%、市町村6.6%)を占め、前年度(1兆560億円)と比べると2,535億円、24.0%増加している。

農林水産業費の目的別内訳は、第29図にみられるとおり、土地改良事業、

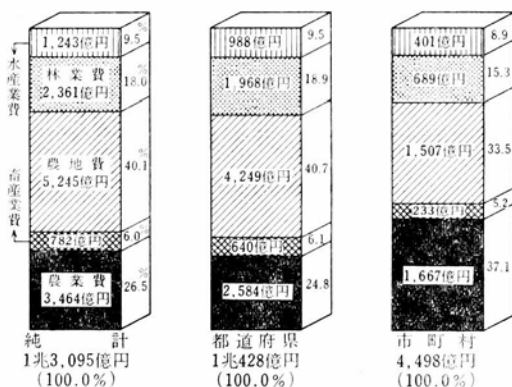
農用地開発事業等農業基盤整備の経費である農地費(40.1%)と、農業改良普及事業、農業経営近代化施設整備事業等の経費である農業費(26.5%)の両者で農林水産業費総額の66.6%を占め、林業費(18.0%)、水産業費(9.5%)、畜産業費(6.0%)

がこれに次いでいる。

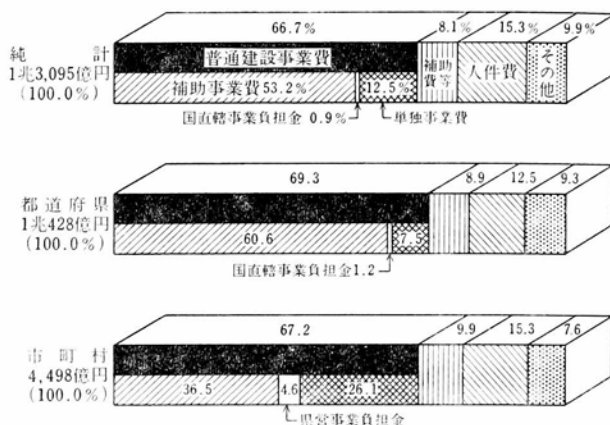
これらを前年度と比べると、農業生産性の向上のためのほ場整備、農道整備等の土地改良事業が積極的に推進されたこと等により、農地費は1,123億円、27.2%と大幅な伸びを示し、そのほか農業費567億円、19.6%、林業費509億円、27.5%、水産業費236億円、23.5%、畜産業費99億円、14.5%の伸びとなっている。

農林水産業費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では農地費

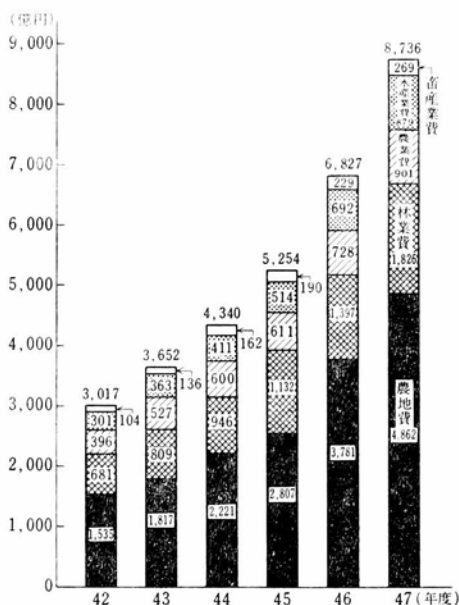
第29図 農林水産業費の目的別内訳



第30図 農林水産業費の性質別内訳



第31図 農林水産業費の普通建設事業費の推移



(40.7%)の比率が高く、農業費(24.8%)がこれに次いでいる。これに対し市町村では、農業費(37.1%)の比率が高く、農地費(33.5%)がこれに次いでいる。

農林水産業費の性質別内訳は、第30図にみられるとおり、普通建設事業費は、8,736億円、農林水産業費総額の66.7%(うち補助事業費53.2%)と最も高い比率を占め、人件費1,998億円(15.3%)、補助費等1,060億円(8.1%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、普通建設事業費が1,908億円、28.0%と農林水産業費総額の増加率

(24.0%)を上回る伸びを示しており、補助費等183億円、20.9%、人件費265億円、15.3%がこれに次いでいる。

農林水産業費における目的別普通建設事業費の推移は、第31図にみられるとおりで、昭和42年度と比べ、農地費3.17倍、水産業費2.92倍、林業費2.68倍、畜産業費2.59倍、農業費2.27倍となっており、総額では2.90倍となっている。農業基盤整備事業の拡充強化により農地費の伸びが著しい。また、普通建設事業費総額に占める農林水産業費の目的別の比率をみると、農地費が55.7%と全体の2分の1を超え、林業費(20.9%)、農業費(10.3%)及び水産業費(10.1%)がこれに次いでいる。

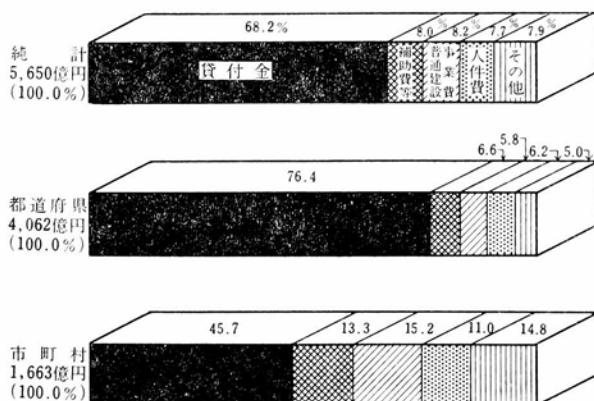
### (イ) 商 工 行 政

地方公共団体は、地域における商工業経営の近代化・合理化を図るため、中小企業の育成指導、工業団地の建設、消費流通対策、自然公園・観光施設の整備及び余暇対策等各種の施策を行っている。

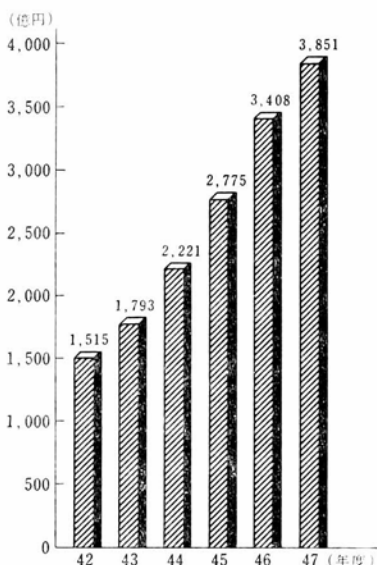
これらの施策の推進に要する経費である商工費の決算額は、5,650億円で歳出総額の3.9%(都道府県4.7%、市町村2.5%)を占め、前年度(4,938億円)と比べると712億円、14.4%増加している。

商工費の性質別内訳は、第32図にみられるとおり、経営の安定化等のための貸付金が3,851億円で商工費総額の68.2%と3分の2を超え、普通建設事

第32図 商工費の性質別内訳



第33図 商工費の貸付金貸付額の推移



業費 462 億円(8.2%)、補助費等 450 億円(8.0%)、人件費 434 億円(7.7%) がこれに次いでいる。

このように資金の貸付事業が商工行政の中心となっているのは、地場産業としての中小企業に対する経営運転資金、機械設備の近代化・高度化資金、更に、通貨変動等経済環境の変化に対応するための資金等を低利で貸し付けることによって、中小企業の健全な育成を図ろうとしていることによるものである。

商工費の性質別内訳を前年度と比べると、流通施設や観光施設等の整備のための普通建設事業費が 85 億円、22.7%(補助事業費 11 億円、17.0%、単独事業費 74 億円、23.8%)と前年度(5.6%)を上回る伸びを示し、人件費 74 億円、20.5%、物件費 24 億円、15.5%がこれに次いでいる。貸付金は景気回復に伴う資金繰りの好転もあって 443 億円、13.0%と前年度の伸び(22.8%)を下回っている。

商工費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では貸付金が 76.4%と商工費の大部分を占め、市町村でも貸付金が 45.7%と最も高く、普通建設事業費(15.2%)、補助費等(13.3%)がこれに次いでいる。

商工費のうち貸付金の推移は、第 33 図にみられるとおりで、経済の拡大を反映して毎年度大きな伸びを示し、昭和 42 年度と比べると 2.54 倍となっている。

## エ 民生の安定

### (ア) 社会福祉行政

最近における急速な社会経済情勢の進展に伴い、社会福祉行政においては老人の生活の安定と健康保持、児童の健全な育成、心身障害者のための援護、

生活困窮者に対する社会保障、医療費の公費負担等各種の社会福祉施策の拡充に迫られている。

地方公共団体においても、これらの諸問題に対処するため、保育所、老人ホーム、心身障害者福祉施設等の建設や老人医療費の公費負担、生活保護の実施等福祉社会実現

のための努力が続けられている。

これらの社会福祉行政の推進に要する経費である民生費の決算額は、1兆2,744億円で、歳出総額の8.7%(都道府県5.0%、市町村13.7%)を占め、前年度(9,293億円)と比べると3,451億円、37.1%と大幅に増加している。

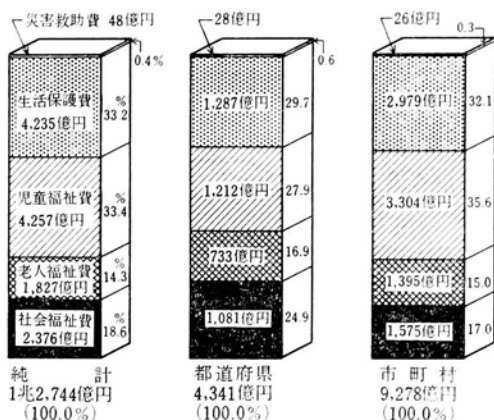
民生費の目的別内訳は、第34図にみられるとおり、保育所の設置運営等の児童福祉費が民生費総額の33.4%と最も高い比率を占め、生活困窮者に必要な援護を行うための生活保護費(33.2%)、心身障害者対策等の社会福祉費(18.6%)、老人ホームの設置運営等の老人福祉費(14.3%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、災害救助費が26億円、115.8%、老人福祉費が903億円、97.7%とそれぞれ倍増の高い伸びを示し、児童福祉費1,150億円、37.0%、社会福祉費536億円、29.1%、生活保護費836億円、24.6%といずれも大きい伸びを示している。

民生費における各目的別経費のうち主なものの推移をみると、老人の健康管理、生活安定等老人福祉の拡充、要保護児童の健全な育成、母子福祉の充実、心身障害者の福祉増進等の経費が拡充されてきたことを反映して、老人福祉費、児童福祉費、社会福祉費が42年度以来大きい伸びを示している。

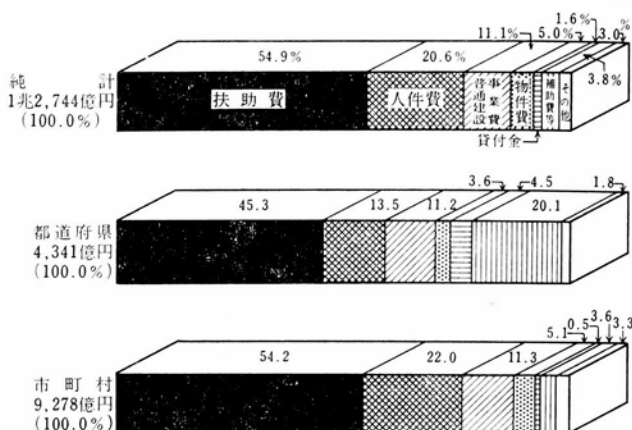
これに対し、雇用情勢の好転、賃金水準の上昇等により被保護人員の減少傾

第34図 民生費の目的別内訳



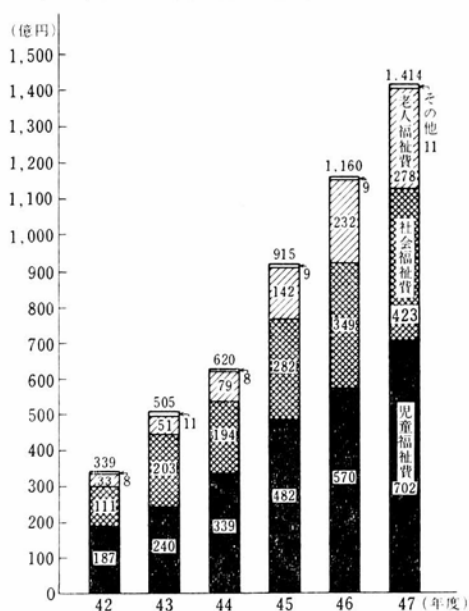


第35図 民生費の性質別内訳



向が続いてきたことを反映して、生活保護費の民生費総額に占める比率は41年度以降毎年低下している。

第36図 民生費の普通建設事業費の推移



民生費の目的別内訳を団体種類別にみると、まず、民生費総額においては、福祉行政の窓口である市町村が、都道府県の2倍を超える額となっている。これは保育所等の施設の設置及び運営、老人福祉対策の推進が主として市町村によって行われていること及び都市区域における生活保護の事務を市が行っていることによるものである。次に、目的別にその構成比についてみると、都道府県においては生活保護費が29.7%と最も高く、児童福祉費(27.9%)、

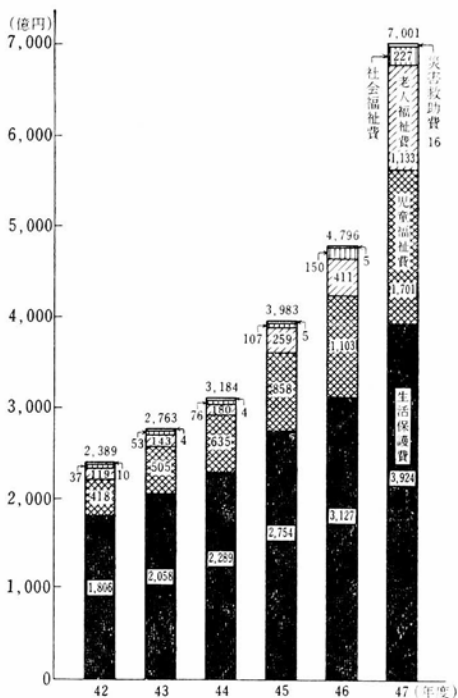
社会福祉費(24.9%)、老人福祉費(16.9%)がこれに次いでいる。市町村においては児童福祉費が35.6%と最も高く、生活保護費(32.1%)、社会福祉費(17.0%)、老人福祉費(15.0%)がこれに次いでいる。

民生費の性質別内訳は、第35図にみられるとおりで、被保護者に対する生活扶助費、保育所及び老人ホーム等の入所措置者に対する措置費、医療費公費負担に要する医療扶助費及び児童手当の支給に要する経費等である扶助費が7,001億円で、民生費総額の54.9%と2分の1を超える比率を占め、施設関係職員等の人件費2,625億円(20.6%)、普通建設事業費1,414億円(11.1%)がこれに次いでいる。

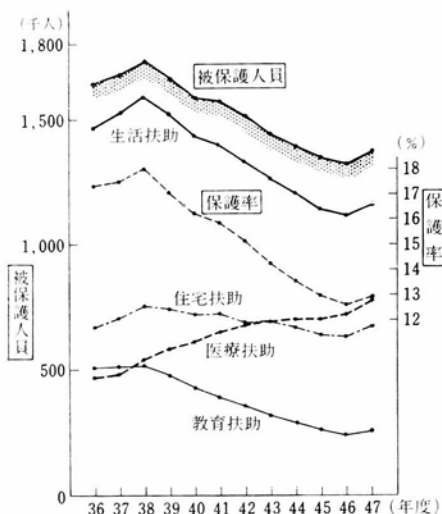
これらを前年度と比べると、扶助費が2,205億円、46.0%と最も大きい伸びを示し、補助費等111億円、30.1%、人件費599億円、29.5%、物件費138億円、27.9%、普通建設事業費253億円、21.8%とそれぞれ大きい伸びを示している。これは老人医療費の公費負担の実施、児童手当制度の平年度化、老人・児童・心身障害者等を対象とする民間社会福祉団体への補助の拡充強化、公立社会福祉施設の充実等によるものである。

民生費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では扶助費が45.3%を占め、補助費等(20.1%)、人件費(13.5%)、普通建設事業費(11.2%)がこれに次いでいる。市町村では扶助費が54.2%と最も高い比率を占め、人件費

第37図 民生費の扶助費の内訳



第38図 生活保護の被保護人員及び保護率の推移 (22.0%)、普通建設事業費



(11.3%)がこれに次いでいる。

民生費のうち普通建設事業費の各目的別の推移は、第36図にみられるとおりで、昭和42年度と比べると、老人福祉費 8.50 倍、社会福祉費 3.79 倍、児童福祉費 3.75 倍となっており、総額では 4.17 倍となっている。

更に、民生費のうち扶助費の各目的別の推移は、第37図にみられるとおりで、昭和42

年度と比べると、老人福祉費 9.55 倍、社会福祉費 6.15 倍、児童福祉費 4.07 倍と扶助費総額の伸び 2.93 倍を大きく上回っており、生活保護費は 2.17 倍にとどまっている。

生活保護の被保護人員及び保護率は、第38図にみられるとおりで、雇用情勢の好転、賃金水準の上昇等により昭和38年度以降減少傾向が続いてきたが、昭和47年度においては新たに復帰した沖縄県分が加わったこともあって5万6千人の増加となっている。

扶助の内訳についてみると、生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の人員は昭和46年度までは年々減少していたが、昭和47年度には増加に転じている。また、医療扶助人員は一貫して増加を続け、近年ますます増加の度合が著しくなっている。

### (イ) 労働行政

地方公共団体は、職業技能訓練の充実、労使関係の安定、労働者の福祉増進のための施設整備及び失業対策等の諸施策を推進し、労働者の福祉向上に努めている。

これらの諸施策の推進に要する経費である労働費の決算額は、1,787億円

で、歳出総額の1.2% (都道府県1.1%、市町村1.2%)を占め、前年度(1,863億円)と比べると76億円、4.1%減少している。

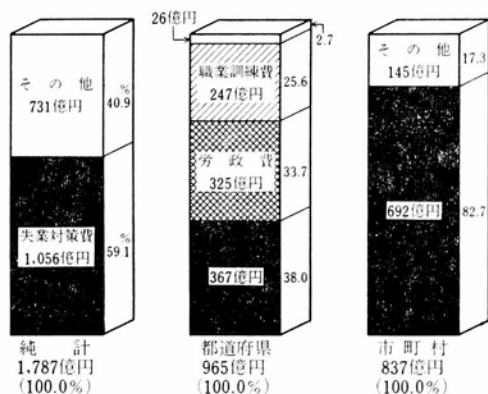
労働費の目的別内訳は、第39図にみられるとおりで、失業対策費が労働費総額の59.1%を占め、その他の

40.9%は職業訓練、労働者金融対策、労働者福祉対策等の労政費、労働委員会費等の経費である。

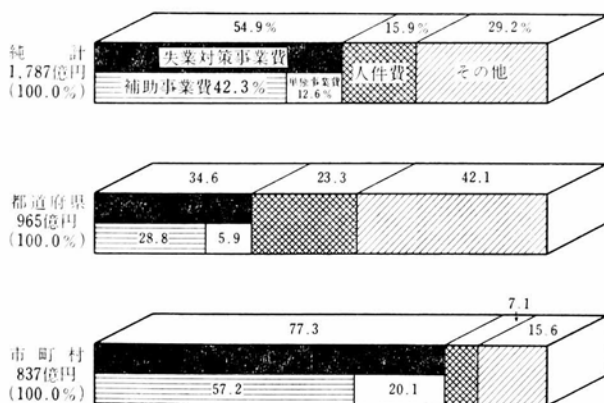
これらを前年度と比べると、失業対策費は139億円、11.6%減少し、その他は62億円、9.3%増加している。このように失業対策費が減少したのは、失業対策事業対象者が減少したことによるものである。

また、労働費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では職業訓練費及び労政費が59.3%、失業対策費が38.0%となっているが、市町村では

第39図 労働費の目的別内訳



第40図 労働費の性質別内訳



失業対策費が82.7%と労働費総額の大部分を占めている。

労働費の性質別内訳は、第40図にみられるとおり、土木関係、清掃関係等の失業対策事業費が981億円で、労働費総額の54.9%(うち補助事業費42.3%)を占め、労政及び職業訓練関係等の人件費284億円(15.9%)がこれに次いでいる。

## オ 保健・衛生と公害防止

### (ア) 保健・衛生

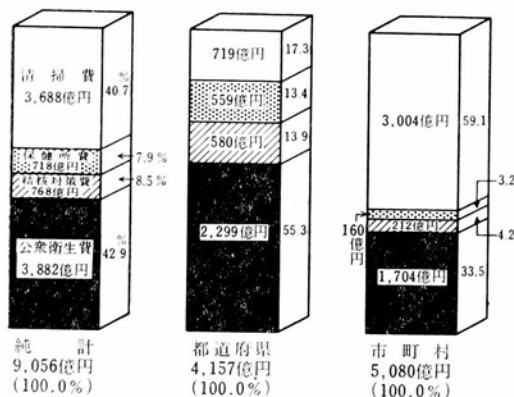
地方公共団体は、住民の健康を確保増進し生活環境の向上を図るため、結核対策、伝染病対策、成人病対策、精神衛生対策、食品衛生対策等の諸施策を推進するとともに、ごみ及びし尿処理等住民に密着した行政を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は9,056億円で、歳出総額の6.2%(都道府県4.8%、市町村7.5%)を占め、前年度(7,162億円)と比べると1,894億円、26.4%増加している。

衛生費の目的別内訳は、第41図にみられるとおり、公衆衛生費(42.9%)及び清掃費(40.7%)の両者で衛生費総額の83.6%とその大部分を占め、結核対策費(8.5%)、保健所費(7.9%)がこれに次いでいる。

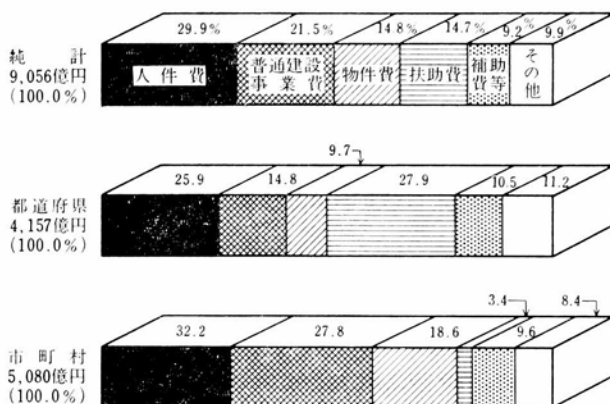
これらを前年度と比べると、清掃費は936億円、34.0%と大幅に増加しており、結核対策費155億円、25.2%、公衆衛生費704億円、22.2%、保健所費99億円、

第41図 衛生費の目的別内訳



16.0%がこれに次いでいる。特に清掃費の増加が顕著であるが、これは近年における消費生活水準の向上、産業活動の拡大等に伴い排出されるごみ等廃棄物が膨大な量となっており、これを衛生的に処理するため、昭和47年3月に昭和47~50

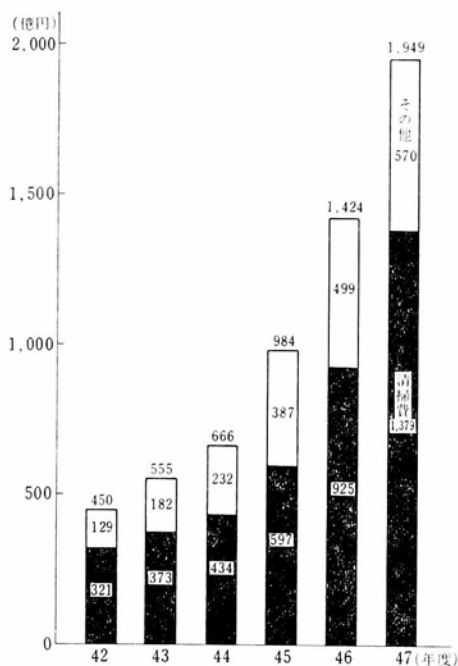
第42図 衛生費の性質別内訳



年度を計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」が策定され、積極的に事業の推進が図られたこと等によるものである。

衛生費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では精神衛生、食品衛生対策等に係る公衆衛生費の比率が55.3%と最も高く、清掃費(17.3%)、結核対策費(13.9%)がこれに次いでいる。市町村ではごみ・し尿の収集処理施設の整備運営等に係る清掃費が59.1%と最も高く、公衆衛生費(33.5%)、結核対策費(4.2%)がこれに次いでいる。

第43図 衛生費の普通建設事業費の推移



衛生費の性質別内訳は、第42図にみられるとおり、保健所職員、清掃関係職員等の人件費が2,711億円で衛生費総額の29.9%と最も高い比率を占め、普通建設事業費1,949億円(21.5%)、物件費1,344億円(14.8%)、扶助費1,333億円(14.7%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、普通建設事業費が525億円、36.9%増加している。普通建設事業費のうち補助事業費が65.2%と大幅に増加しているほか、結核医療、精神障害者の医療、特定疾患の医療に係る措置費等の扶助費が29.8%と衛生費総額の増加率(26.4%)を上回っている。

また、これらを団体種類別にみると、都道府県では扶助費の比率が27.9%と最も高く、人件費(25.9%)がこれに次いでおり、市町村では人件費(32.2%)の比率が最も高く、普通建設事業費(27.8%)がこれに次いでいる。

衛生費における普通建設事業費の推移は、第43図にみられるとおりで、昭和42年度と比べると4.33倍と大きな伸びを示している。普通建設事業費の大半は、ごみ・し尿処理施設等廃棄物処理施設の建設のための経費である。

#### (イ) 公害防止

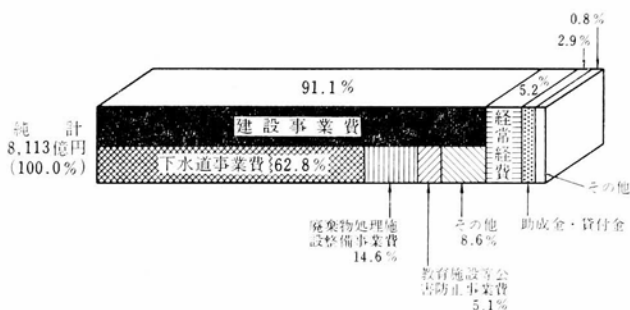
近年の経済社会の急激な発展に伴い、大気汚染、水質汚濁、騒音及び振動、地盤沈下、悪臭等の公害問題が生じ、年々深刻の度を深め、これに対する諸施策の強化が緊要となってきた。

このため、地方公共団体は公害の監視、測定体制の強化、下水道等の社会資本の整備等の積極的な公害防止対策を講じている。

昭和47年度において、公害対策基本法に基づく公害防止計画を策定している地域は、第1次地域から第3次地域までの15地域となっている。

一方、昭和47年度においてこれら公害問題に対処するため、地方公共団体が支出した経費(公営企業会計に係るものを含む)は、8,113億円(都道府県2,998億円、市町村5,115億円)となっている。これを前年度5,866億円(都道府県2,190億円、市町村3,676億円)と比べると、2,247億円、38.3%と大幅に増加しており、地方公共団体の公害対策に対する積極的な姿勢がうかがわれる。

第44図 公害対策経費の状況



公害対策経費の内訳は、第44図にみられるとおりで、建設事業費が7,393億円で、公害対策経費の91.1%と大半を占めている。次いで、人件費、監視、測定用の機械器具購入費等の経常経費424億円（公害対策経費に占める比率5.2%）、民間の企業等に対する助成金、貸付金が234億円（2.9%）となっている。

次に建設事業費の内訳をみると、下水道整備事業費が5,094億円で公害対策経費の62.8%と最も高い比率を占めており、公害対策の中心をなしている。また、前年度（3,843億円）と比べると、1,251億円、32.6%と大幅に増加している。次いで、廃棄物処理施設整備事業費が1,185億円（公害対策経費に占める比率14.6%）、教育施設等の公害防止事業費が412億円（5.1%）となっている。

## カ 警察と消防

### (ア) 警察行政

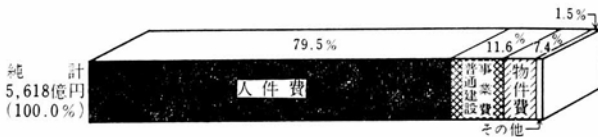
犯罪の予防、交通安全の確保等地域社会の秩序と安全を維持し、国民の生命財産を保護すること等が、警察行政の任務である。また、近年モータリゼーションの進展等により発生する交通事故の防止のための交通安全行政の充実等が要請されている。

警察費の決算額は5,618億円で、歳出総額の3.8%を占め、前年度（4,704億円）と比べると914億円、19.4%増加している。

警察費の性質別内訳は、第45図にみられるとおり、警察官等の人件費が



第45図 警察費の性質別内訳



4,466 億円で、警察費総額の 79.5%と最も高い比率を占め、交通信号機の設置等の普通建設事業費 650 億円(11.6%)、物件費 414 億円(7.4%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、普通建設事業費が 178 億円、37.6%と大きい伸びを示し、補助費等 11 億円、22.2%、物件費 72 億円、21.1%がこれに次いでいる。

昭和 48 年 4 月 1 日現在における警察職員についてみると、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員は、21 万 4 千人(前年度 20 万 7 千人)であり、そのうち警察官は 18 万 4 千人で、前年度(17 万 9 千人)と比べると 5 千人、3.2%増加している。また警察事務職員は 3 万人で、前年度(2 万 9 千人)と比べると 1 千人、3.2%増加している。

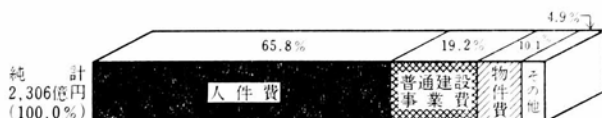
なお、年々増加を続けてきた交通事故の発生件数は、人身事故にあっては昭和 44 年をピークとして昭和 45 年以降減少に転じ、47 年には 65 万 9 千件と前年(70 万件)に比し 4 万 1 千件減少している。また、交通事故に係る業務上等過失致死傷害罪の発生件数も昭和 46 年以降減少を続けており、47 年には 59 万 5 千件と前年(63 万 1 千件)に比し 3 万 6 千件減少している。

#### (イ) 消防行政

近年、都市の過密化、危険物施設の増加、建築物の高層化及び地下街の建設等に伴い火災等による災害は大型化する傾向にあるが、このような事態に対処し地域住民の生命財産を守るため、地方公共団体は、消防力の近代化、消防組織の常備化、広域化等消防力の充実強化を図るとともに救急体制の整備を行ってきている。

これらに要する経費である消防費の決算額は 2,306 億円で、歳出総額の 1.6%(都道府県 0.4%、市町村 2.9%)を占め、前年度(1,846 億円)と比べると 460 億円、24.9%増加している。

第 46 図 消防費の性質別内訳



消防費の性質別内訳は、第 46 図にみられるとおり、消防関係職員の人件費が 1,517 億円で、消防費総額の 65.8%と約 3 分の 2 を占め、消防自動車、救急自動車等の購入、消防庁舎の建設等の普通建設事業費 442 億円(19.2%)、物件費 234 億円(10.1%)がこれに次いでいる。

火災発生件数は、昭和 47 年において 5 万 8 千件と前年(6 万 4 千件)に比べると 6 千件減少しているが、総損害額は 841 億円、死傷者数は 1 万 1,400 人とそれぞれ前年(786 億円、1 万 700 人)に比べると逆に 55 億円、700 人増加している。

なお、消防行政の一環としての救急業務は、交通事故をはじめとする各種の災害の増大等により、救急搬送等の業務量は依然として増加しており、昭和 47 年度の救急出場件数は 114 万 5 千件(前年度 99 万 2 千件)で、そのうち交通事故による出場件数は 30 万 7 千件に達している。また、救急業務を実施している市町村の数も大幅に増加し、昭和 48 年 4 月 1 日現在 2,126 団体で、前年度(1,632 団体)と比べると 494 団体、30.0%増加している。

## 5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を性質別に分類すると、投資的経費、義務的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

### (1) 概 況

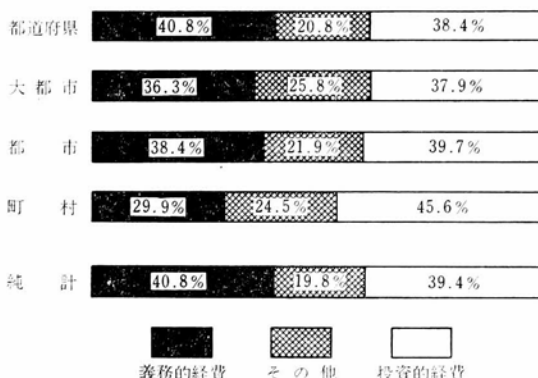
昭和 47 年度歳出決算額(14 兆 6,183 億円)の性質別構成比をみると、普通建設事業費が 36.3%を占め、近年最高の比率を示した前年度(36.4%)と比べるとわずかに低くなっている。人件費は毎年度低下の傾向を示し、昭和 47 年

区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対 前 年 度	
	47年度	46年度	増減額	47	46	47	46	47	46
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
人 件 費	45,460	37,992	7,468	31.1	31.9	27.6	28.3	19.7	18.5
物 件 費	8,727	7,331	1,396	6.0	6.2	5.2	5.4	19.0	18.1
維 持 補 修 費	1,995	1,724	271	1.4	1.4	1.0	0.8	15.7	10.5
扶 助 費	8,492	5,955	2,537	5.8	5.0	9.4	4.2	42.6	17.2
補 助 費 等	5,833	4,739	1,094	4.0	4.0	4.0	4.2	23.1	23.0
普 通 建 設 事 業 費	53,012	43,388	9,624	36.3	36.4	35.5	44.9	22.2	27.7
補 助 事 業 費	30,044	23,199	6,845	20.6	19.5	25.3	26.6	29.5	31.6
単 独 事 業 費	20,790	18,565	2,225	14.2	15.6	8.2	16.1	12.0	22.2
国 直 轄 事 業 負 担 金	2,178	1,624	554	1.5	1.4	2.0	2.1	34.2	38.1
災 害 復 旧 事 業 費	3,593	1,839	1,754	2.5	1.5	6.5	1.7	95.4	24.3
失 業 対 策 事 業 費	981	1,032	▲ 51	0.7	0.9	▲ 0.2	0.0	▲ 4.9	0.7
公 債 費	5,683	4,333	1,350	3.9	3.6	5.0	3.0	31.2	17.2
積 立 金	1,694	1,001	693	1.2	0.8	2.6	0.3	69.2	7.1
投 資 及 び 出 資 金	1,011	841	170	0.7	0.7	0.6	1.0	20.1	33.5
貸 付 金	7,564	6,862	702	5.2	5.8	2.6	7.2	10.2	28.1
繰 出 金	2,030	1,964	66	1.4	1.6	0.2	▲ 1.1	3.4	▲ 10.4
前 年 度 繰 上 充 用 金	107	94	13	0.1	0.1	0.0	0.0	13.1	6.0
合 計	146,183	119,095	27,088	100.0	100.0	100.0	100.0	22.7	21.3

区 分	47 年 度 決 算 額	財 源 内 訳												
		国 庫		使 用 料		分 担 金		地 方 債		そ の 他 一 般				
		支出金	手数料	負担金	寄附金	地方債	特定財源	財源等						
億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%			
人 件 費	45,460	100.0	7,355	16.2	850	1.9	77	0.2	33	0.1	236	0.4	36,909	81.2
物 件 費	8,727	100.0	698	8.0	782	9.0	74	0.8	3	0.0	495	5.7	6,675	76.5
維 持 補 修 費	1,995	100.0	29	1.5	230	11.5	46	2.3	-	-	61	3.0	1,629	81.7
扶 助 費	8,492	100.0	5,775	68.0	37	0.4	149	1.8	-	-	57	0.7	2,474	29.1
補 助 費 等	5,833	100.0	656	11.2	71	1.2	36	0.6	-	-	461	8.0	4,609	79.0
普 通 建 設 事 業 費	53,012	100.0	15,068	28.4	57	0.1	1,524	2.9	14,352	27.1	3,378	6.4	18,633	35.1
補 助 事 業 費	30,044	100.0	15,068	50.2	8	0.0	894	3.0	7,266	24.2	712	2.3	6,096	20.3
単 独 事 業 費	20,790	100.0	-	-	49	0.2	579	2.8	5,538	26.6	2,654	12.8	11,970	57.6
国 直 轄 事 業 負 担 金	2,178	100.0	-	-	-	-	50	2.3	1,548	71.1	14	0.6	566	26.0
災 害 復 旧 事 業 費	3,593	100.0	2,488	69.2	-	-	20	0.6	766	21.3	69	1.9	250	7.0
失 業 対 策 事 業 費	981	100.0	439	44.8	-	-	-	-	30	3.1	9	0.8	503	51.3
公 債 費	5,683	100.0	76	1.3	289	5.1	8	0.1	-	-	483	8.4	4,827	84.9
積 立 金	1,694	100.0	3	0.2	5	0.3	72	4.3	-	-	396	23.3	1,218	71.9
投 資 及 び 出 資 金	1,011	100.0	4	0.4	-	-	4	0.4	394	39.0	18	1.7	591	58.5
貸 付 金	7,564	100.0	108	1.4	3	0.0	-	-	463	6.1	5,788	76.6	1,202	15.9
繰 出 金	2,030	100.0	25	1.2	2	0.1	7	0.3	10	0.5	196	9.7	1,790	88.2
前 年 度 繰 上 充 用 金	107	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107	100.0
合 計	146,183	100.0	32,724	22.4	2,325	1.6	2,019	1.4	16,051	11.0	11,648	7.9	81,416	55.7

度においては31.1%で、前年度(31.9%)を0.8%下回っている。この両者で全体の3分の2を占めているが、そのほかでは、物件費(6.0%)、扶助費(5.8%)、貸付金(5.2%)、補助費等(4.0%)がこれに次

第47図 性質別歳出決算額の構成比



いでいる。なお、前年度の比率を上回ったものは、扶助費、災害復旧事業費、公債費及び積立金である。

団体種類別に義務的経費と投資的経費の構成比をみると、第47図にみられるとおりである。義務的経費の歳出総額に占める比率は、都道府県(40.8%)が市町村(36.5%)に比べて高くなっている。これは、都道府県が義務教育諸学校職員及び警察職員の給与を支払っているためである。また、市町村のうち町村における義務的経費の比率が29.9%と低いのは、都市と異なり、生活保護等の実施が都道府県によって行われているからである。

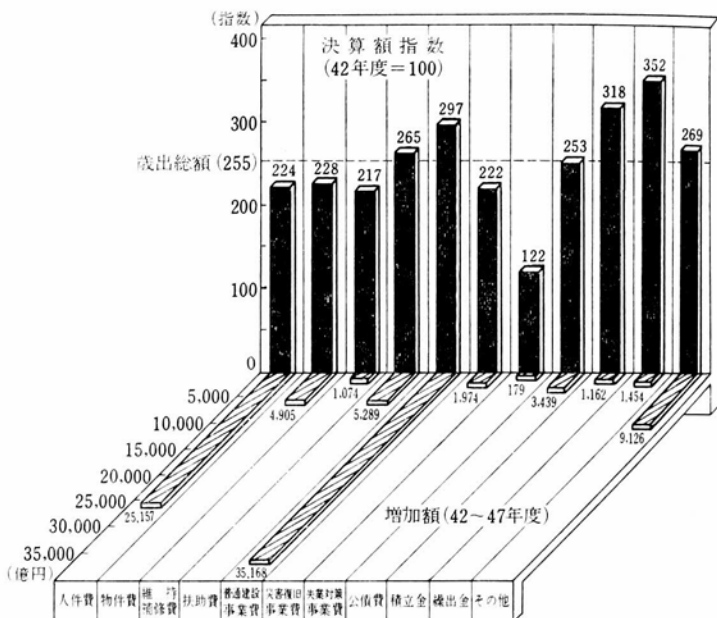
性質別の歳出決算額の推移は、第48図にみられるとおりで、昭和42年度と比べると、特に、繰出金が3.52倍と大きい伸びを示しており、積立金(3.18倍)、普通建設事業費(2.97倍)、扶助費(2.65倍)も歳出総額の伸び(2.55倍)を上回っている。一方、失業対策事業費は、1.22倍で、歳出総額の伸びを下回っている。

## (2) 投資的経費

最近における経済発展と国民生活の現状からみて、社会資本の相対的な立ち遅れがみられ、地方公共団体はそれに対処するため、計画的、重点的に建設投資を行うことを要請されている。

投資的経費は、道路・橋りょう、学校、公営住宅の建設等行政施設水準の

第 48 図 性質別歳出決算額の増加状況



向上に直接寄与する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は、5兆7,586億円で、歳出総額の39.4%（都道府県38.4%、市町村41.0%）を占め、前年度4兆6,259億円と比べると1兆1,327億円、24.5%増加している。

投資的経費の構成比をみると、普通建設事業費92.1%（前年度93.8%）、災害復旧事業費6.2%（4.0%）、失業対策事業費1.7%（2.2%）となっている。

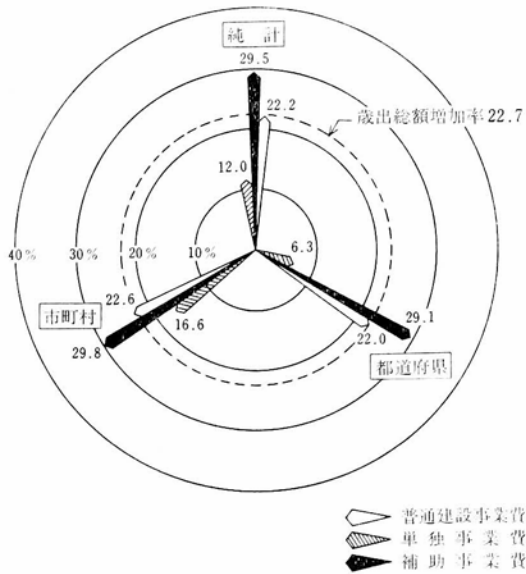
投資的経費を普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費別に見ると、次のとおりである。

#### ア 普通建設事業費

昭和47年度の普通建設事業費は、前年度に引き続き国、地方を通じる公共事業の拡大もあって、決算額は5兆3,012億円と、前年度（4兆3,388億円）と比べると9,624億円、22.2%増加している。

普通建設事業費の増加状況は、第49図にみられるとおりで、補助事業費は29.5%と前年度の増加率(31.6%)をわずかに下回っているのに対し、単独事業費は公共事業の施行促進等の影響を受けて12.0%と前年度の増加率(22.2%)を大幅に下回っている。

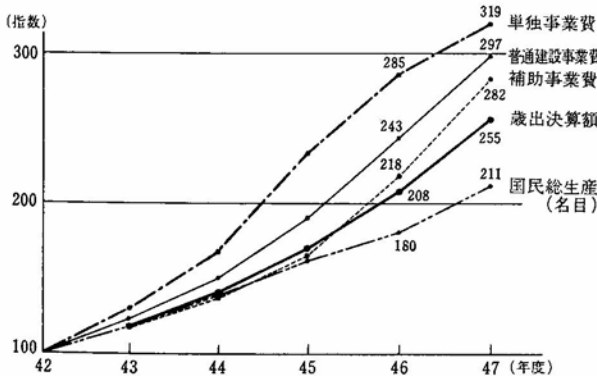
第49図 普通建設事業費の増加状況(対前年度増加率の対比)



第50図は、普通建設事業費の増加状況を、昭和42年度を100

とした指数で示したものであり、昭和47年度においては、補助事業費の伸びが前年度に引き続き単独事業費の伸びを上回ったものの、過去5か年度間では、単独事業費は3.19倍に増加し、補助事業費(2.82倍)を上回っている。

第50図 普通建設事業費の推移



普通建設事業費は全体で2.97倍と、歳出決算額(2.55倍)及び国民総生産(2.11倍)の伸びを上回っている。これは、地方公共団体が、近年ますます増

大する傾向にある生活環境施設整備等に対する住民の要求にこたえ、建設投資を積極的に推進してきたことを示すものである。

普通建設事業費の決算額を団体種類別にみると、都道府県は3兆64億円、市町村は2兆5,694億円であり、歳出総額に占める比率は市町村(38.0%)が都道府県(34.9%)に比べて高い。

また、補助事業費及び国直轄事業負担金の普通建設事業費に占める比率をみると、都道府県(72.1%)が市町村(45.3%)に比べて高く、公共事業が、都道府県を通じてより多く実施されていることを示している。

次に、普通建設事業費の増加率を団体種類別にみると、都道府県では22.0%(前年度26.5%)、市町村では22.6%(28.4%)と、いずれも前年度の増加率を下回っている。

#### (ア) 普通建設事業費の目的別内訳

普通建設事業費の目的別内訳をみると、道路橋りょう費が1兆2,011億円、22.7%と最も高い比率を占めており、街路整備及び区画整理等の都市計画費6,521億円(12.3%)、農道及び農業基盤整備等の農地費4,862億円(9.2%)、河川海岸費4,661億円(8.8%)、住宅費3,761億円(7.1%)、小学校費3,469億円(6.5%)がこれに次いでいる。また、目的別内訳の増加率をみると、清掃費(49.0%)が最も高く、河川海岸費(36.7%)、林業費(30.7%)等の伸びが大きい。住宅費(6.9%)、小学校費(14.6%)、中学校費(10.1%)等は前年度の伸びを下回っている。

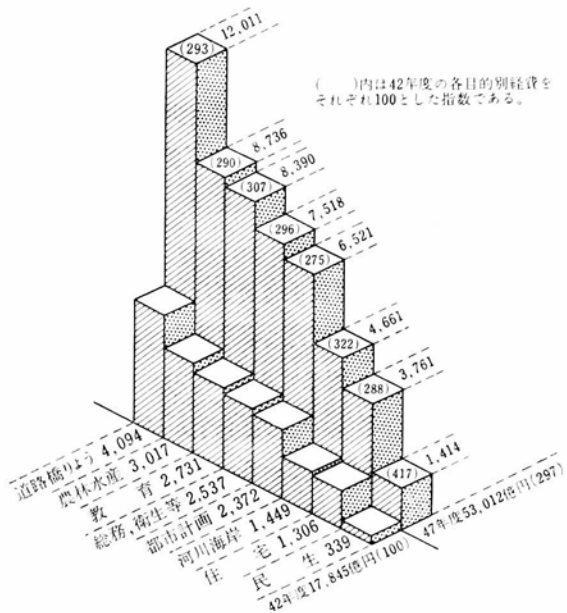
前年度の増加率を上回ったものは、河川海岸費36.7%(前年度31.2%)、都市計画費25.6%(25.1%)、林業費30.7%(23.4%)等である。このうち、河川海岸費は、昭和47年度において国土開発及び災害の防除等を目的として「第4次治水事業5か年計画」が策定され、治水事業が推進されたことによるものであり、都市計画費は、昭和47年度において「都市公園等整備5か年計画」が策定され、都市環境改善のため、都市公園の整備が推進されたほか、市街地開発の一環としての土地区画整理事業の推進が図られたことによるものである。

また、林業費は、47年度において「第4次治山事業5か年計画」が策定され、防災林造成、保安林整備が行われたほか、林業生産の増進を図るため

林道の整備拡充が  
図られたことによ  
るものである。

普通建設事業費  
の目的別内訳の推  
移は、第51図にみ  
られるとおり、昭  
和42年度と比べ  
ると、総額で2.97  
倍となっており、  
このうち、民生費  
は4.17倍と大き  
い伸びを示してい  
る。この内訳をみ  
ると老人ホームの  
建設等老人福祉費

第51図 普通建設事業費の目的別増加状況



が8.49倍、身体障害者更正援護施設の建設等社会福祉費が3.79倍となっている。また、教育費は3.07倍となっているが、このうち社会教育費(5.35倍)及び小学校費(3.07倍)の伸びが大きい。なお、道路橋りょう費は2.93倍、農林水産業費は2.90倍の伸びにとどまっている。

普通建設事業費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、道路橋りょう費(26.4%)、河川海岸費(14.3%)、農地費(13.4%)等の産業基盤整備及び国土保全関係経費の比率が高い。市町村では、道路橋りょう費(17.1%)、都市計画費(15.9%)、小学校費(13.5%)等地域生活に密接な関係のある経費の比率が高く、このほか、最近では中学校費(6.5%)、清掃費(4.4%)、児童福祉費(2.3%)等環境衛生、教育、福祉関係経費の比率が高くなっている。

地方公共団体が公共施設の整備を推進する上で、用地取得費は大きな財政負担となっている。用地取得費の決算額は、都道府県4,986億円、市町村5,426億円で、それぞれ普通建設事業費の16.6%(前年度15.9%)、21.1%



(21.3%)を占めている。また、団体種類別にその増加状況を見ると、都道府県は1,078億円、27.6%、市町村は955億円、21.4%の伸びとなっている。

用地取得費1兆412億円の財源内訳をみると、地方公共団体が用地取得に地方債を積極的に活用したことを反映して、地方債の比率は39.8%となっている。

#### (イ) 補助事業費

国からの補助金又は負担金を受けて施行する補助事業費は、前年度に引き続き公共事業が拡大されたこともあって、決算額は3兆44億円で、前年度(2兆3,199億円)に比べて6,845億円、29.5%増加している。この増加率は、前年度の増加率(31.6%)をわずかに下回っているが、歳出総額の増加率(22.7%)を大きく上回っている。これを団体種類別にみると、都道府県における増加率は29.1%と前年度(29.0%)とほぼ同じ伸びであったのに比べて、市町村における増加率は29.8%と、前年度の増加率(36.3%)を下回っているが、歳出総額の増加率(22.7%)を上回っている。

補助事業費の構成比を目的別にみると、道路橋りょう費(17.6%)、都市計画費(14.4%)、農地費(13.4%)等の産業基盤整備に係る経費の比率が高いが、最近では、生活基盤施設整備に対しての住民の要望もあって、環境衛生、教育・文化施設に対する投資が増大し、清掃費(1.7%)、社会教育費(1.2%)、保健体育費(0.8%)の比率が高まっている。

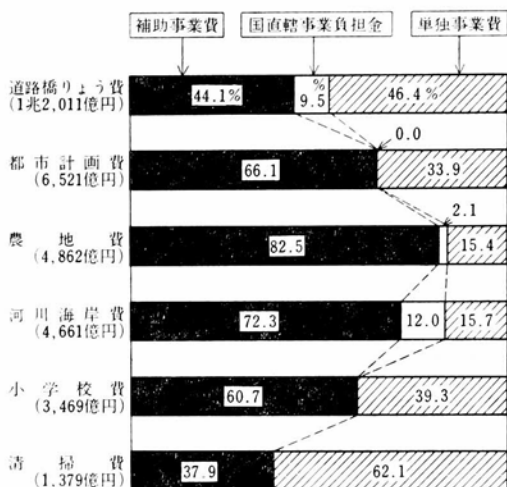
#### (ウ) 単独事業費

地方公共団体が、国の補助を受けずに自主的に施行している単独事業費の決算額は、2兆790億円で、前年度(1兆8,565億円)と比べると2,225億円、12.0%の増加にとどまっている。この増加率は、前年度の増加率(22.2%)を大きく下回るもので、歳出総額に占める構成比も前年度15.6%から14.2%に低下している。従来、単独事業費は、生活環境施設の整備を積極的に推進してきたこともあって高い伸び(43年度29.5%、44年度30.1%、45年度38.4%)を示してきたが、公共事業の拡大の影響を受けて前年度から低下の傾向を示している。

団体種類別に増加率をみると、都道府県では6.3%（前年度20.0%）、市町村では16.6%（23.2%）と、いずれも前年度の増加率を大きく下回っている。

単独事業費の構成比を目的別にみると、道路橋りょう費（26.8%）、都市計画費（10.6%）、小学校費（6.6%）等の比率が高くなっている。

第52図 普通建設事業費の目的別の状況



補助事業費と単独事業費の構成比を目的別にその主なものについてみると、第52図にみられるとおり、補助事業費の占める比率が高いのは、農地費及び河川海岸費であり、清掃費及び道路橋りょう費においては、単独事業費の比率が比較的高くなっている。これは、地方公共団体が、し尿・ごみ処理施設、生活関連市町村道等の整備を、地域住民の要請にこたえて、計画的、重点的に推進していることによるものである。

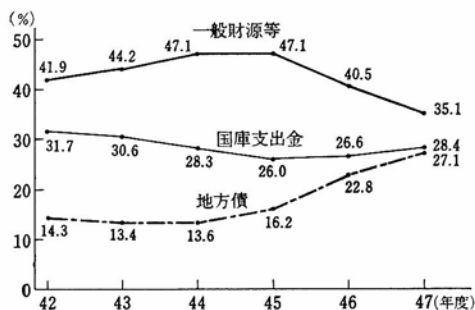
単独事業費の増加率を目的別にみると、前年度に比べて総体的に低くなっているが、都市計画費19.8%（前年度11.8%）、林業費19.1%（14.9%）及び小学校費8.6%（5.5%）は、前年度の伸びを上回っている。

また、住宅費、農業費、水産業費、保健体育費は前年度の決算額を下回っている。

#### （エ） 国直轄事業負担金

国が、土木その他の建設事業を直轄で施行する場合において、法令により、地方公共団体がその経費の一部を負担する国直轄事業負担金の決算額は、

第53図 普通建設事業費の財源構成比の推移



2,178億円で、前年度(1,624億円)と比べると554億円、34.2%増加している。

国直轄事業負担金を目的別にみると、道路橋りょう費(52.5%)、河川海岸費(25.7%)、港湾費(15.3%)の三者で全体の93.5%を占めている。

なお、国直轄事業負担金を団体種類別にみると、都道府県が全体の92.2%とその大部分を占めており、市町村はわずか7.8%にすぎない。

#### (オ) 普通建設事業費の充当財源

普通建設事業費に充当された財源の構成比の推移は、第53図にみられるとおりである。一般財源等の充当額は、前年度に比べて6.0%の増加にとどまり、構成比も40.5%から35.1%へと大幅に低下している。一方、地方債は前年度に比べて45.2%と大幅に増加し、構成比は22.8%から27.1%へと大きく上昇している。

また、国庫支出金の構成比も26.6%から28.4%へと上昇し、国庫支出金と地方債の合計額の普通建設事業費の財源総額に占める比率は55.5%で、昭和42年度以降の推移をみると、最高の比率となっている。

なお、補助事業費及び単独事業費に充当された地方債の構成比は、それぞれ24.2%、26.6%(前年度それぞれ18.6%、25.9%)となっており、社会資本の整備に地方債が積極的に活用されていることを示している。

#### イ 災害復旧事業費

災害復旧事業費は、昭和47年6月から9月にかけての豪雨及び台風による災害規模が大きかったこともあって、決算額は3,593億円で、前年度(1,839億円)と比べると1,754億円、95.4%と大幅に増加している。

これを性質別にみると、補助事業費は現年災害の規模が大きかったこと及び過年災害の復旧を促進したこともあって決算額は3,285億円で、前年度

(1,615 億円)と比べると 1,670 億円、103.5 %と大幅に増加している。また、単独事業費 (256 億円) 及び国直轄事業負担金 (52 億円) も前年度を大幅に上回っている。

また、これを目的別にみると、道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設災害復旧事業費は 2,588 億円、農地、農業用施設、漁港等の農林水産施設災害復旧事業費は 842 億円となっており、この両者で総額の 95.4 %を占めている。

次に、災害復旧事業費に充当された財源についてみると、一般財源等の占める比率は 7.0 %であり、国庫支出金 69.3 %及び地方債 21.3 %が大部分を占めている。

昭和 47 年度末における年災別災害復旧事業の進捗状況を、補助事業及び国直轄事業についてみると、昭和 46 年災害については復旧所要額 2,286 億円に対し 1,859 億円、81.3 %が実施されており、47 年災害については復旧所要額 5,209 億円に対し 1,851 億円、35.5 %が実施されている。なお、45 年災害については、47 年度末までに復旧を完了している。

#### ウ 失業対策事業費

失業者に就職の機会を与えるために道路の補修や公園の清掃等の事業を行う失業対策事業費の決算額は 981 億円で、前年度(1,032 億円)に比べて 51 億円、4.9 %減少している。これは、昭和 46 年度において、従来の失業対策事業対象者の常用雇用への転換を促進するため、就職支度金制度の大幅な拡充が行われたことにより、対象者が減少したこともあって、昭和 47 年度失業対策事業年間就労延人員が 3,112 万 4 千人と前年度 (3,521 万 2 千人) に比べて減少したことによるものである。

これを性質別にみると、補助事業費が 756 億円で 77.1 %、単独事業費が 225 億円で 22.9 %を占めている。また、財源についてみると、国庫支出金が 439 億円で 44.8 %、一般財源等が 503 億円で 51.3 %を占めている。

### (3) 義務的経費

義務的経費は、その支出が義務付けられている経費で、人件費、扶助費及び公債費からなっている。

義務的経費の決算額は5兆9,636億円で、前年度(4兆8,280億円)と比べると1兆1,356億円、23.5%(前年度18.2%)増加している。

義務的経費の増加状況の内訳をみると、特に、この経費の約80%を占める人件費は、人事院勧告による給与改定(改善率10.68%、前年度11.74%)の実施時期が前年度より1か月繰り上げられて4月1日実施とされたこともあって4兆5,460億円となっており、増加率は19.7%(前年度18.5%)と高い伸びを示している。増加額では、前年度(5,937億円)を1,531億円上回る7,468億円に達している。

また、扶助費は8,492億円で、その大半を占める生活保護費において逐年減少傾向にあった被保護人員が沖縄復帰に伴い増加しているのに加えて、保護基準の引上げがなされていること及び幼稚園就園奨励費補助制度の新設、児童手当制度の平年度化、老人医療の無料化等児童、老人等に対する福祉関係の措置が大幅に拡充されていることによって、前年度と比べると2,538億円、42.6%と大幅に増加している。

公債費については5,683億円と、前年度(4,333億円)と比べると1,350億円、31.2%増加している。これは、地方債現在高の累増に伴い元利償還金が増加していること、特に、昭和45~46年度において発行された水田取得債が元利償還期に入ったことなどによるところが大きい。

義務的経費の増加率(23.5%)は、歳出総額の増加率(22.7%)及び一般財源の増加率(19.5%)を上回っており、また、歳出総額に占める構成割合(40.8%)は前年度(40.5%)に比べて増加するなど財政構造の弾力性が低下している。

## ア 人 件 費

人件費は、一般職等の職員の給与、地方公務員共済組合負担金、退職金、恩給、議員報酬等からなっている。

人件費の決算額は4兆5,460億円で、前年度(3兆7,992億円)と比べると7,468億円、19.7%増加している。

人件費の歳出総額に占める比率(31.1%)は、近年減少傾向を続け、47年度においても前年度(31.9%)より低くなっているが、その増加率をみると人件費の増加傾向は依然として高いものがあり、今後、財政運営の硬直化をもた

らす要因ともなりかねない。

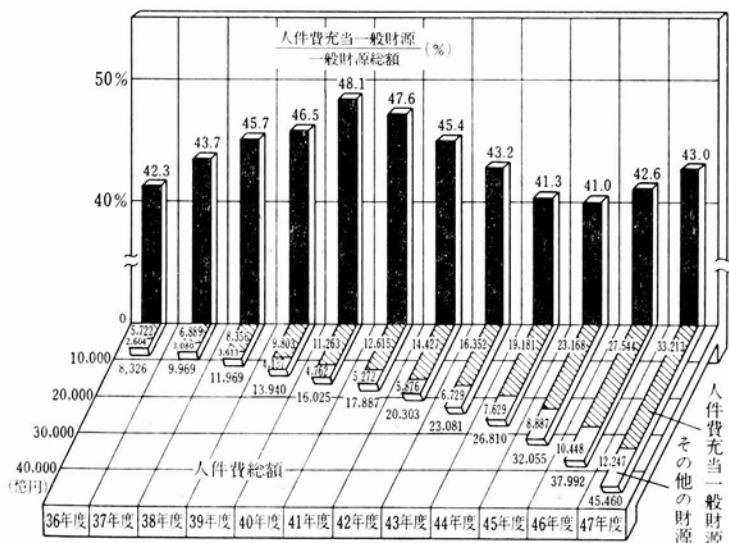
人件費の歳出総額に占める比率を団体種類別にみると、都道府県は34.1%（前年度35.2%）で、義務教育諸学校職員及び警察職員の給与を支弁しているため、市町村の23.8%（前年度24.1%）と比べてかなり高い比率を示している。人件費の増加額が歳出総額の増加額に占める比率を団体種類別にみると、都道府県29.0%（前年度30.6%）、市町村22.3%（23.0%）といずれも前年度と比べて低くなっている。

昭和36年度以降における人件費の推移は、第54図にみられるとおりで、毎年度増加している。その要因としては、地方公務員の給与改定が人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて毎年度実施されていること及び教育関係の職員、社会福祉施設、清掃、消防等の住民サービス部門の職員、警察官等が増加していることなどが挙げられる。

#### (ア) 人件費の内訳

人件費の内訳をみると、職員給が83.3%と最も高い比率を占め、地方公務員共済組合負担金(6.9%)がこれに次いでいる。また、退職金は、昭和47

第54図 人件費の推移



年度において給与改定の実施時期が4月1日となったこと等に伴い昭和48年3月31日退職予定者の相当数が4月1日以降の退職となったこともあって、その増加率は0.6%と前年度(14.1%)を下回り、その結果人件費総額に占める比率は4.3%と前年度(5.2%)と比べて低下している。

人件費の内訳を団体種類別にみると、職員給の比率は都道府県84.8%(前年度83.7%)、市町村80.6%(80.1%)であり、退職金の比率も都道府県4.6%(前年度5.7%)、市町村3.8%(4.1%)と都道府県が市町村を上回っている。

議員、委員等報酬手当及び特別職の給与は、都道府県1.0%(前年度1.0%)に比べて市町村は8.0%(8.1%)と比率が高い。

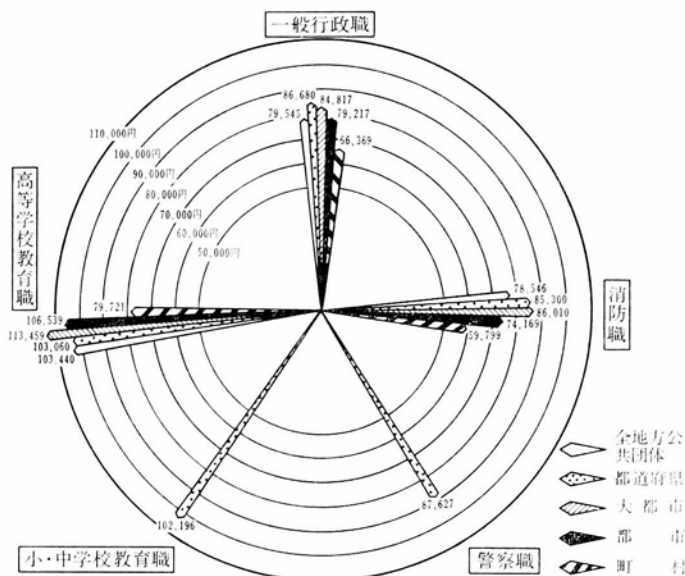
人件費の財源についてみると、一般財源等が81.2%(前年度80.6%)と大部分を占めており、国庫支出金が16.2%(16.5%)でこれに次いでいる。これを更に団体種類別にみると、一般財源等の比率は、都道府県75.1%(前年度74.6%)、市町村90.1%(90.1%)と市町村が都道府県より高いのに対し、国庫支出金の比率は、都道府県が23.3%(前年度23.5%)と市町村の2.5%(2.4%)と比べて高くなっている。これは都道府県が支出している義務教育諸学校教職員の人件費について国庫負担制度が設けられていることによるものである。

#### (1) 職 員 給

職員給総額は3兆7,878億円で、前年度(3兆1,345億円)と比べると6,533億円、20.8%増加している。職員給総額の構成比をみると、教育関係が49.2%(前年度49.3%)で、他の行政部門と比べて高い比率を占めているが、年々その比率は低下し、反面、民生関係6.3%(前年度5.8%)、衛生関係6.5%(6.3%)、消防関係3.4%(3.3%)等の比率が高まっている。

職員給の部門別構成を団体種類別にみると、都道府県では、職員給総額2兆4,915億円のうち、教育関係63.5%(前年度63.1%)と警察関係15.2%(15.4%)の両方で全体の78.7%を占めている。市町村では、職員給総額1兆2,963億円のうち、総務企画関係(税務事務等を含む)が28.9%(前年度29.9%)と最も高い比率を占め、次いで、教育関係21.9%(前年度21.9%)、民生関係14.2%(13.4%)、衛生関係11.5%(11.4%)等となっている。

第 55 図 平均給料月額(全会計、団体種類別、職種別)



また、昭和 48 年 4 月 1 日現在における地方公務員(全会計)の 1 人当たり平均給料月額を主な職種別にみると第 55 図のとおりであり、高等学校教育職、小・中学校教育職がそれぞれ 103,440 円(対前年度増加率 12.3%)、102,196 円(12.7%)と比較的高く、警察職 87,627 円(13.1%)、一般行政職 79,545 円(13.6%)、消防職 78,546 円(13.3%)を上回っている。

なお、全職種のうち 1 人当たり平均給料月額が最も高いのは医師歯科医師職で 164,988 円(対前年度増加率 8.5%)となっている。

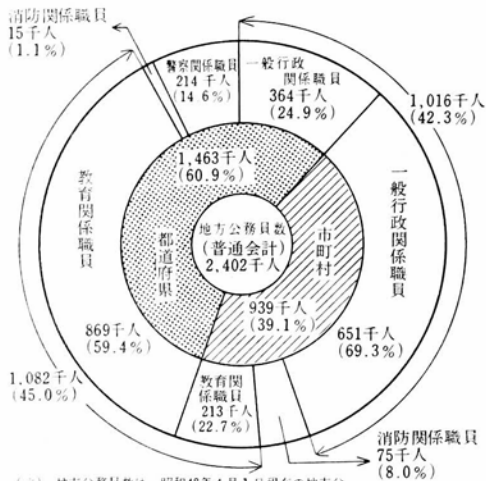
#### (ウ) 地方公務員の数

地方公共団体の普通会計で給与を支弁している職員数は、昭和 48 年 4 月 1 日現在 240 万 2 千人で、前年同期(229 万 1 千人)と比べると 11 万 1 千人、4.8% 増加している。

地方公務員の数については、各地方公共団体においては、行政機構の簡素合理化、職員の適正配置、新陳代謝の促進等を図って、その増加をきたさないように努めているが、このように職員数が増加したのは、主として、最近の社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化と高度化に対処し、住民生活に密



第 56 図 地方公務員数の構成



(注) 地方公務員数は、昭和48年4月1日現在の地方公務員給与実態調査(附帯調査)に基づく概数である。

着したサービスを提供するためであり、民生、衛生関係職員(3万3千人増)、教育関係職員(3万8千人増)、消防関係職員(1万人増)の三者で総増加職員数の72.7%を占めている。例えば、民生、衛生関係職員の主なものについて前年度と比べると、保育所関係1万人、13.0%(昭和48年4月1日現在8万5千人)、社会福祉施設関係4千

人、12.9%(3万3千人)、し尿・ごみ処理等の清掃施設関係6千人、8.6%(7万5千人)とそれぞれ増加しており、また、これらの職員数はここ数年増加の傾向を示している。

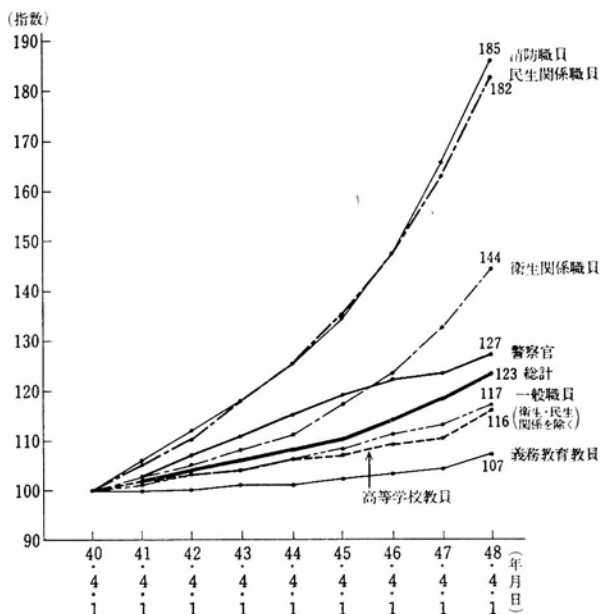
職員数の構成は、第56図にみられるとおり、教育関係職員108万2千人(45.0%)、一般行政関係職員101万6千人(42.3%)、警察関係職員21万4千人(8.9%)及び消防関係職員9万人(3.8%)で、教育関係職員の比率が最も高い。

地方公務員数の構成を団体種類別にみると、都道府県職員は義務教育諸学校教職員が含まれている関係もあって、全体の60.9%(前年同期61.8%)を占めている。そのうち教育関係職員は59.4%(59.5%)と最も高く、以下、一般行政関係職員24.9%(24.8%)、警察関係職員14.6%(14.6%)、消防関係職員1.1%(1.0%)となっている。市町村職員は、全体の39.1%(前年同期38.2%)を占めており、そのうち一般行政関係職員69.3%(69.5%)、教育関係職員22.7%(23.0%)、消防関係職員8.0%(7.6%)となっている。

なお、一般行政関係職員を行政部門別にみると、企画・総務部門24万7千人(総職員に占める比率10.3%)、民生部門18万9千人(7.9%)、土木部

第57図 地方公務員数の推移

(昭和40年4月1日現在)  
(の人員を100とする。)



門16万9千人(7.0%)、衛生部門15万2千人(6.3%)等となっている。

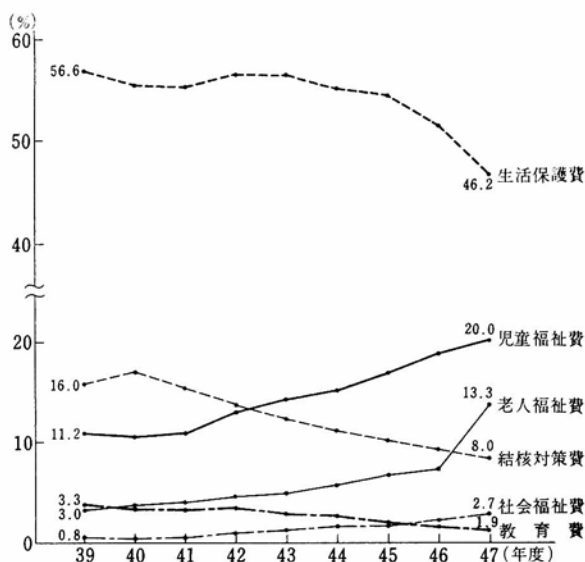
行政部門別職員の増加状況は、第57図にみられるとおり、民生、衛生、消防等直接住民サービスを担当する職員が毎年増加している。

地方公務員のうち医師の不足については、例えば、地域住民の健康に極めて重要な役割を果たしている保健所832か所(昭和48年4月現在)に勤務する常勤医師は1,343人(前年同期1,384人)で、1保健所当たり1.6人という充足状況であり、医療施設、重度身体障害者援護施設、老人福祉施設等の充実を図ろうとする地方公共団体にとって医師の確保は切実な問題となっている。

### イ 扶 助 費

扶助費は、社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するための経費である。

第 58 図 扶助費の目的別構成比の推移



扶助費の決算額は 8,492 億円で、前年度 (5,955 億円) と比べると 2,538 億円、42.6% 増加している。

扶助費の構成比を目的別にみると、生活保護費 3,924 億円が総額の 46.2% を占めて最も大きく、児童福祉費 1,701 億円 (20.0%)、老人福祉費 1,133 億円

(13.3%) がこれに次いでいる。その推移は、第 58 図にみられるとおり、生活保護費はその増加率 (25.5%) が扶助費の増加率 (42.6%) を大きく下回ったこと、また、結核対策費は結核患者数が減少したこと等により、ともにその比率が引き続き低下している。一方、児童福祉費、老人福祉費及び社会福祉費は、児童、老人、心身障害者等に対する福祉施策の充実に伴って、年々その比率を高めており、扶助費の増大の要因となっている。特に、老人福祉費は老人医療の無料化に伴い増加率が 175.8% と著しく伸びたこともあって、その構成比は 13.3% と前年度 (6.9%) に比べ大幅に高まっている。

なお、扶助費の財源内訳をみると、一般財源等の充当率が 29.1% と前年度 (25.6%) に比べ 3.5%、45 年度 (23.9%) に比べ 5.2% 高まっており、一方、国庫支出金の充当率は低くなっている。これは地方公共団体が老人医療費の公費負担など社会福祉について単独の施策を行ったことなどによるものである。

## ウ 公 債 費

地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である公債費の決算額は5,683億円で、前年度(4,333億円)と比べると1,350億円、31.2%(前年度637億円、17.2%)と大幅に増加している。

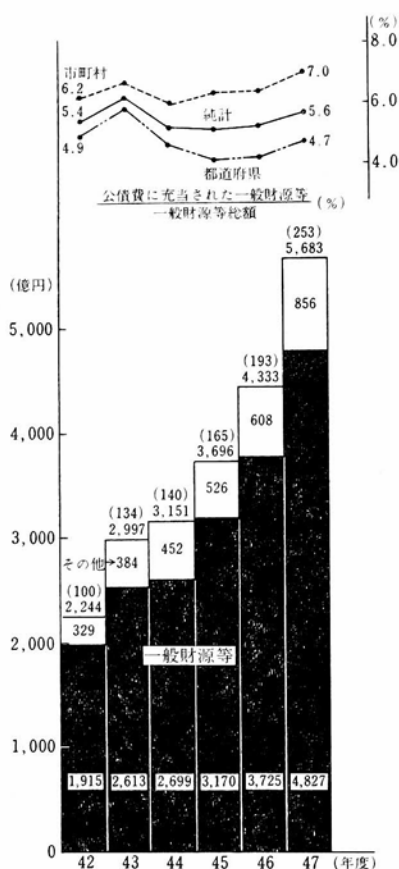
公債費の内訳は、元金3,102億円(公債費総額に占める比率54.6%、前年度54.2%)、利子2,457億円(43.2%、43.2%)、一時借入金利子124億円(2.2%、2.6%)である。

公債費に充当された財源についてみると、一般財源等が4,827億円で全体の84.9%を占めており、前年度(3,725億円、86.0%)と比べて、この比率はやや減少している。

公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に占める比率の推移をみると、第59図にみられるように、公共災害復旧事業債のうち250億円を繰上償還した昭和43年度を除いて、この比率は5%台で推移している。

また、団体種類別にみると、市町村の比率が都道府県の比率を常に上回っている。これは、市町村においては、都道府県に比べて、住民生活に直接関係する投資が多く、歳出総額に占める投資的経費の比率が高くなっているが、その充当財源に占める一般財源及び国庫支出金の割合が相対的に低い

第59図 公債費の推移



め、地方債依存度が高くなっていることによるものである。

地方債償還額を事業別にみると、一般単独事業債 742 億円が全体の 23.9% を占めて最も多く、公共用地先行取得事業債 451 億円(14.5%)、一般公共事業債 410 億円(13.2%)、災害復旧事業債 300 億円(9.7%)、義務教育施設整備事業債 299 億円(9.6%)がこれに次いでいる。

#### (4) その他の経費

##### ア 物件費

行政の執行に伴い事務的に必要とされる消耗品購入費、備品購入費等の経費である物件費の決算額は、8,727 億円で、前年度(7,331 億円)と比べると 1,396 億円、19.0%(前年度 18.1%)増加している。

物件費の内訳は、消耗品購入費、光熱水費、印刷製本費等の需用費 3,263 億円(物件費総額に占める比率 37.4%)、備品購入費 1,176 億円(13.5%)、旅費 1,000 億円(11.5%)、通信運搬費、筆耕料等の役務費 759 億円(8.7%)、賃金 415 億円(4.8%)、その他 2,115 億円(24.2%)となっている。

##### イ 維持補修費

公用又は公共用施設の効用を維持するための経費である維持補修費の決算額は 1,995 億円で、前年度(1,724 億円)と比べると 271 億円、15.7%(前年度 10.5%)増加している。これを目的別にみると、道路橋りょう関係 1,033 億円(維持補修費総額に占める比率 51.8%)が最も多く、公営住宅関係 145 億円(7.3%)、小学校関係 133 億円(6.6%)がこれに次いでおり、これら土木施設又は教育関係施設の維持管理に要した経費が全体の 83.5%を占めている。

##### ウ 補助費等

公益上必要がある場合において農林漁業団体等公共的団体その他特定の者に対し支出し、又は、地方公営企業(法適用)に対して支出するための経費等である補助費等の決算額は 5,833 億円で、前年度(4,739 億円)と比べると 1,095 億円、23.1%(前年度 23.0%)増加している。

これを目的別にみると、農林水産業費 1,060 億円(補助費等総額に占める比率 18.2%)が最も大きく、総務費 894 億円(15.3%)、衛生費 832 億円(14.3%)

%)、教育費 823 億円(14.1%)、土木費 818 億円 (14.0%)、民生費 482 億円 (8.3%)がこれに次いでいる。このうち、補助費等総額の伸びを上回ったものは、教育費(36.0%)、土木費 (31.1%) 及び民生費 (30.0%) であり、総務費(21.6%)、衛生費(12.7%) 及び農林水産業費 (20.9%) はこれを下回っている。

補助費等のうち、地方公営企業(法適用)に対する負担金及び補助金は 1,386 億円で、前年度(1,200 億円)と比べると、交通事業に対するものが大幅に増加したこともあって 186 億円、15.5%の伸びを示している。負担金及び補助金を事業別にみると、公共下水道事業に対するもの 496 億円 (負担金及び補助金総額に占める比率 35.7%) 及び病院事業に対するもの 463 億円 (33.4%) の両方で総額の 69.1%を占めており、交通事業に対するもの 214 億円 (15.5%)、上水道事業に対するもの 139 億円(10.0%)がこれに次いでいる。

### エ 繰 出 金

普通会計から地方公営企業法の適用を受けない公営企業会計、定額の資金を運用するための基金及び財産区へ繰り出すための経費である繰出金の決算額は 2,030 億円で、前年度(1,964 億円)と比べると 66 億円、3.4%増加している。これを繰出先別にみると、地方公営企業(法非適用)に対するもの 1,078 億円(繰出金総額に占める比率 53.1%)が最も大きく、基金に対するもの 590 億円(29.1%)、国民健康保険事業に対するもの 258 億円(12.7%)がこれに次いでいる。

また、地方公営企業(法非適用)に対する繰出金の 47.7%は建設費財源、32.2%は公債費財源としてそれぞれ繰り出され、国民健康保険事業に対する繰出金の大部分は、財源補てん的なものである。

### オ 積 立 金

年度間の財源の調整を図り、又は、将来における公共施設の整備や災害に対処する等特定目的のための資金等を積み立てるための経費である積立金の決算額は 1,694 億円で、前年度(1,001 億円)と比べると 693 億円、69.2%増加している。

歳出決算による積立金に歳計剰余金処分による積立金(103 億円)を加え、

この額から積立金とりくずし額(597億円)を控除した昭和47年度の純積立額は1,200億円で、前年度(339億円)と比べると861億円、254.0%と最近にない大幅な伸びを示している。このうち、財政調整基金についてみると、積立額は727億円で、前年度(384億円)を大幅に上回り、とりくずし額は238億円で、前年度(441億円)を下回っており、この結果、47年度中の純積立額は489億円と前年度(57億円のとりくずし)と比べると大幅に増加している。

なお、昭和47年度における積立金のとりくずし額(597億円)の内訳を目的別にみると、小・中学校、道路橋りょう、都市計画事業等の建設事業に使用されたもの409億円(積立金とりくずし額に占める比率68.5%)、災害のために使用されたもの25億円(4.2%)、財産取得のために使用されたもの20億円(3.4%)、公債費充当のために使用されたもの4億円(0.6%)等となっている。

#### カ 投資及び出資金

地方公共団体が各種の債券等を所有し、財団法人に対して出えんし、又は、地方公営企業の建設投資の財源として支出する等のための経費である投資及び出資金の決算額は1,011億円で、前年度(841億円)と比べると170億円、20.1%増加している。これを目的別にみると、公共下水道事業、住宅供給公社等の土木関係に係るものが512億円(投資及び出資金総額に占める比率50.7%)で最も大きく、病院事業、上水道事業等の衛生関係に係るもの199億円(19.7%)、工業用水道事業、市場事業等の商工関係に係るもの69億円(6.9%)がこれに次いでいる。また、投資及び出資金のうち、地方公営企業(法適用)に対するものは636億円で、前年度(513億円)と比べると123億円、23.8%増加しており、前年度(24.2%)の伸びを下回ったものかなりの伸びを示している。地方公営企業に対する投資及び出資金の内訳をみると、公共下水道事業が46.4%と最も高い比率を占め、交通事業(19.5%)、病院事業(19.4%)、上水道事業(9.4%)がこれに次いでいる。

昭和47年度末における投資及び出資金の現在高は4,918億円で、前年度末(3,944億円)と比べると974億円、24.7%増加している。そのうち主なものは、観光・交通関係856億円(現在高総額に占める比率17.4%)、商工関係

469億円(9.5%)、開発関係372億円(7.6%)等である。これに基金の運用による投資及び出資金32億円を加えると、その現在高は4,950億円で、前年度末(3,974億円)と比べると975億円、24.5%増加している。

### キ 貸 付 金

貸付金の決算額は7,564億円で、前年度(6,862億円)と比べると702億円、10.2%増加している。

これを目的別にみると、中小企業に対する経営資金、設備近代化資金等の商工関係に係るもの3,851億円(貸付金総額に占める比率50.9%)及び住宅供給公社への融資等の土木関係に係るもの1,698億円(22.5%)で貸付金総額の73.4%を占めている。これらの目的別内訳を前年度と比べると、衛生費の増加率は30.4%と前年度(41.5%)に引き続き大きい伸びを示し、民生費の増加率も19.7%と前年度(14.1%)を上回っている。これに対し、金融緩和に伴う中小企業等における資金繰りの好転もあって、商工費の増加率は13.0%と前年度(22.8%)を下回っている。

地方公営企業(法適用)に対する貸付金は621億円で、前年度(620億円)とほぼ同じであるが、貸付金総額に占める比率は8.2%で、前年度(9.0%)を下回っている。これを事業別にみると、交通事業に対するもの295億円(47.5%)及び病院事業に対するもの165億円(26.6%)で全体の74.1%を占めている。

昭和47年度末の貸付金の現在高は1兆230億円で、前年度(8,692億円)と比べると1,538億円、17.7%増加している。現在高のうち主なものは、商工関係4,150億円(現在高総額に占める比率40.6%)、住宅関係1,662億円(16.2%)、埋立等の開発関係668億円(6.5%)等である。これに基金の運用による貸付金778億円を加えると、その現在高は1兆1,007億円で、前年度末(9,338億円)と比べると1,669億円、17.9%増加している。

## 6 将来にわたる財政運営の状況

財政状況をみるには、単年度限りの歳入歳出決算ばかりでなく、地方債、債務負担行為のように、将来にわたって財政負担となるものや、積立金のよ



りに、年度間の財源調整を図り、将来における弾力的な財政運営に資するため財源を留保するものについても総合的には握する必要があるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

## (1) 将来にわたる財政負担

### ア 地方債現在高

昭和47年度においては、社会資本の充実と国際収支の均衡を図る等のため、公共事業が積極的に拡大され、これに伴い地方債が大幅に発行されたこともあって、同年度末における地方債現在高は5兆3,845億円となっており、前年度末(3兆9,708億円)に比べると、増加額1兆4,136億円、増加率35.6%と大きい伸びを示している。この地方債現在高を昭和42年度と比べると2.76倍となっており、歳入総額2.55倍、一般財源2.43倍のいずれも上回る伸びを示している。

地方債現在高の増加額を目的別にみると、一般公共事業債4,465億円(増加額に占める割合31.6%)、一般単独事業債2,699億円(19.1%)、義務教育施設整備事業債1,488億円(10.5%)、公営住宅建設事業債1,406億円(9.9%)などが大きく、これらで増加額の71.1%を占めている。また、増加率では、過疎対策事業債(89.8%)及び同和対策事業債(85.1%)が前年度に引き続いて高い伸びを示しているほか、昭和47年度の地方財政措置の一環として3,500億円の地方債が発行されたこともあって、一般公共事業債の増加率が71.8%と前年度(36.4%)を大きく上回っている。

次に、地方債現在高の目的別構成比をみると、文教施設、消防施設、漁港、農林道、道路、庁舎等の整備に充当された一般単独事業債(20.0%)、港湾、河川、海岸、都市計画、各種災害関連事業等の事業に充当された一般公共事業債(19.8%)、義務教育施設整備事業債(14.3%)及び公営住宅建設事業債(9.7%)で全体の63.8%(前年度61.2%)を占めており、災害復旧事業債5.4%(6.3%)がこれに次いでいる。

地方債現在高を借入先別にみると、政府資金が全体の50.4%、市中銀行資

金が30.5%、その他の資金が19.1%となっているが、その推移は、第60図にみられるとおり、政府資金の割合が低下しており、政府資金以外の資金、特に市中銀行資金の比率が増大してきている。

なお、政府資金以外の資金の利率別構成比をみると、7.3%以下の資金が80.3%(前年度69.7%)、7.6%以下が15.6%(23.9%)、8%未満が3.1%(4.7%)、8%以上が1.0%(1.7%)となっており、大幅な金融緩和を反映して、前年度に比べて、低利な資金の占める比率が高くなっている。

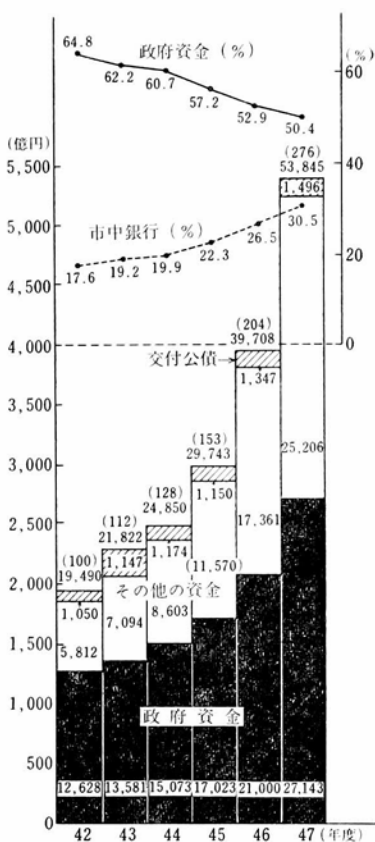
### イ 債務負担行為

地方公共団体は、将来の支出を約束するものとして、債務負担行為を行うことができる。この債務負担行為には、数か年度にわたる建設工事及び土地の購入等の場合のように、翌年度以降の経費支出が本来予

定されているものと、債務保証及び損失補償のように、翌年度以降の経費支出が必ずしも予定されていないものとに分けられ、特に、前者の場合には、後年度の財政運営を拘束することとなるので、その運用には慎重を期さなければならない。

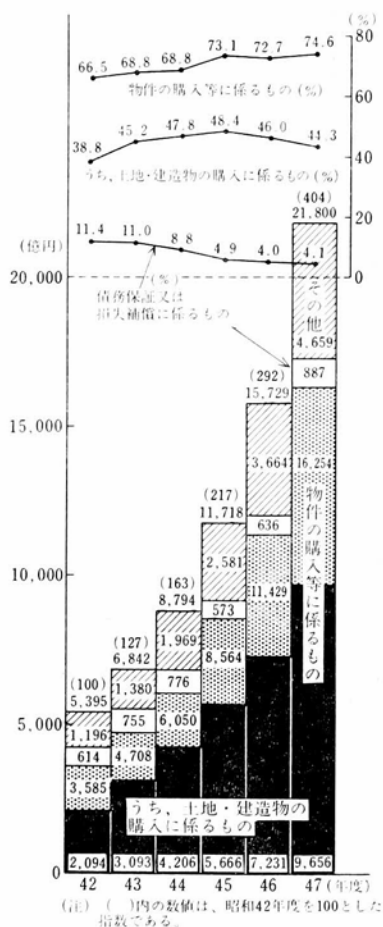
昭和47年度末における債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額は、第61図にみられるとおり、2兆1,800億円に達し、前年度(1兆5,729億円)に比べて6,071億円、38.6%の増加となっている。これは、42年度の4.04倍

第60図 地方債現在高の推移



(注) ( )内の数値は、昭和42年度を100とした指数である。

第 61 図 債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の推移



であり、同じく5か年間における地方債現在高(2.76倍)、歳出総額(2.55倍)及び一般財源(2.43倍)の伸びのいずれをもかなり上回って増加している。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、物件の購入等に係るものが1兆6,254億円で全体の74.6%と大半を占めており、このうち、土地の購入に係るものは5,918億円(支出予定額に占める比率27.1%)、製造、工事の請負に係るものは6,478億円(29.7%)、建造物の購入に係るものは3,738億円(17.0%)となっている。また、債務保証又は損失補償に係るものは887億円(4.1%)で、その他は4,659億円(21.4%)である。その他の内容をみると、農林漁業・商工業団体、社会福祉団体等への利子補給に係るものが中心となっている。

翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移は、第61図にみられるとおり、物件の購入等に係るものが漸増しているのに対し、債務保証又は

損失補償に係るものが漸減している。

地方公共団体が過去に設定した債務負担行為に基づく昭和47年度の支出額は4,684億円であり、前年度(2,934億円)に比べて1,750億円、59.6%と大幅な増加を示しており、歳出総額の3.2%(前年度2.5%)となっている。支出額を目的別にみると、物件の購入に係るものが81.8%(前年度82.1%)と

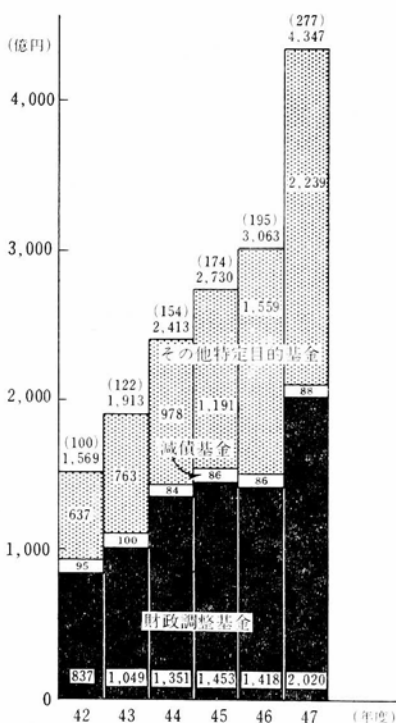
大半を占め、このうち、土地の購入に係るものが32.1%、建造物の購入に係るものが6.0%となっている。また、債務保証又は損失補償に係るものは3.2%であり、前年度(2.9%)に比べ、その比率をやや増している。なお、47年度支出額の財源内訳をみると、一般財源等が43.6%と最も大きく、国・県支出金23.9%、地方債21.3%、その他11.2%の順となっている。この一般財源等の額は、47年度の一般財源等総額の2.4%に当たるものである。

## (2) 将来のための財政運営

将来の財政需要に備え、財源をあらかじめ確保すること等によって、財政の健全な運営を図るため、地方公共団体が積み立てる積立金の昭和47年度末現在高は4,347億円で、前年度末(3,063億円)に比べ1,285億円、42.0%増加している。この増加率は前年度の増加率(12.2%)を大幅に上回っているが、これは、前年度においては、景気停滞の影響を受け、税収の伸悩みが顕著で、特に、都道府県においては地方税等の減収に対処するため積立金の取りくずしがなされ、積立金現在高の減少をみたのに対し、昭和47年度においては、当初及び年度中途における地方財政措置に加え、景気の回復が順調であったことによるものである。

積立金現在高の内訳は、年度間の財源調整を行うために積み立てている財政調整基金2,020億円(構

第62図 積立金現在高の推移



(注) ( )内の数値は、昭和42年度を100とした指数である。

成比 46.5%)、地方債の償還を計画的に行うために積み立てている減債基金 88 億円 (2.0%) 並びに災害救助法に基づき災害により生じた経費の財源に充てるための積立金及び学校建設等の資金として積み立てている基金等特定目的のための基金 2,239 億円 (51.5%) となっている。

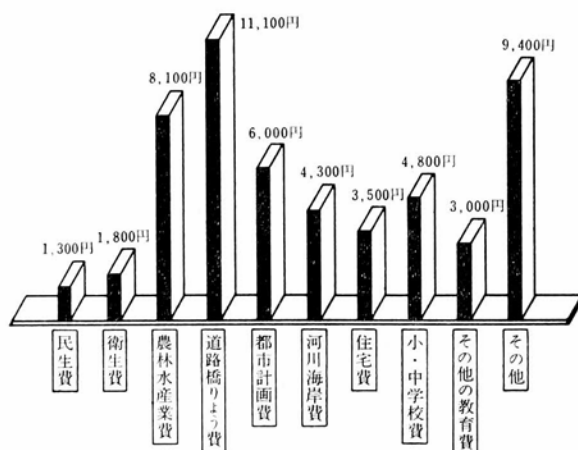
なお、積立金現在高の推移は、第 62 図にみられるとおり、昭和 47 年度末現在高は 4,347 億円で、42 年度末現在高 (1,569 億円) の 2.77 倍となっている。

## 7 公共施設の現況

地方公共団体は、補助事業費、単独事業費等の投資的経費の充実によって、住民福祉の向上に直接つながる公共施設の整備に努めている。

第 63 図は、この投資的経費の目的別内訳を人口 1 人当たり額で示したものであるが、最も多額の投資がなされているのは道路橋りょう費で、人口 1 人当たり 11,100 円 (前年度 9,100 円) となっている。次いで農林水産業費 8,100 円 (6,500 円)、都市計画費 6,000 円 (4,900 円)、小・中学校費 4,800 円 (4,300 円)、河川海岸費 4,300 円 (3,200 円)、住宅費 3,500 円 (3,300 円) の順となっており、土木関係への投資が多くなっている。

第 63 図 投資的経費の目的別の状況 (人口 1 人当たり額)



これらの経費によって、道路、橋りょう、農道、林道、都市公園、住宅、港湾、し尿及びごみ処理施設、上下水道、文教施設、老人ホーム等の社会福祉施設等の整備、充実が図られているが、以下、これらの公共

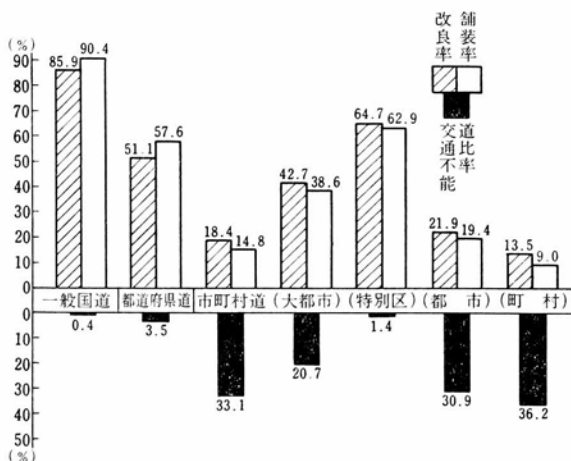
施設の水準がどのようなものになっているか、主要なものについてその現況をみることにする。

## (1) 道 路

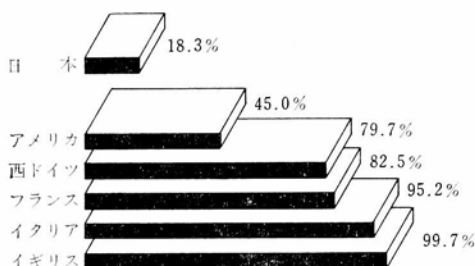
昭和48年3月31日現在における地方道の延長は101万9,692km(前年同期100万4,693km)である。このうち、改良済延長は22万9,040km(20万8,673km)、舗装済延長は20万5,031km(17万3,556km)である。また、普通貨物自動車が行き通れない路線等(以下「交通不能道」という)の延長は30万669km(31万3,400km)である。

総延長に占める比率は、改良済延長22.5%(前年同期20.8%)、舗装済延長20.1%(17.3%)、交通不能道延長29.5%(31.2%)であり、前年同期に比べると改良率1.7%、舗装率2.8%、交通不能道比率1.7%の改善がそれぞれなされている。次に、国道及び地方道の整備状況を見ると、第64図にみられるとおりで、改良率は一般国道85.9%、都道府県道51.1%、市町村道18.4%、また、舗装率は一般国道90.4%、都道府県道57.6%、市町村道14.8%となっており、特に、市町村道の整備状況は低い水準にある。住民に密着した

第64図 道路整備の状況



第 65 図 外国の道路舗装率の状況



(注) 建設省「道路統計年報 1974年版資料」による。

市町村道の整備の立ち遅れは、日常生活及び生産活動に不便をきたしており、機能に応じたその整備の促進は市町村にとって重要な課題である。

なお、諸外国の道路舗装率は、第 65 図にみられるとおりであり、諸外国に比べ

て、我が国の道路整備の水準が低いことを示している。

### ア 都道府県道

都道府県道の延長は 12 万 5,517 km (前年同期 12 万 2,094 km) である。このうち、改良済延長は 6 万 4,142 km (5 万 9,007 km)、舗装済延長は 7 万 2,314 km (6 万 2,704 km) である。また、交通不能道延長は 4,383 km (4,507 km) である。

総延長に占める比率は、第 64 図にみられるとおり、改良済延長 51.1% (前年同期 48.3%)、舗装済延長 57.6% (51.4%)、交通不能道延長 3.5% (3.7%) であり、前年同期に比べると改良率 2.8%、舗装率 6.2%、交通不能道比率 0.2% の改善がそれぞれなされている。

### イ 市町村道

市町村道の延長は 89 万 4,175 km (前年同期 88 万 2,599 km) である。このうち、改良済延長は 16 万 4,898 km (14 万 9,666 km)、舗装済延長は 13 万 2,717 km (11 万 852 km) である。また、交通不能道延長は 29 万 6,286 km (30 万 8,893 km) である。

総延長に占める比率は、第 64 図にみられるとおり、改良済延長 18.4% (前年同期 17.0%)、舗装済延長 14.8% (12.6%)、交通不能道延長 33.1% (35.0%) であり、前年同期に比べると改良率 1.4%、舗装率 2.2%、交通不能道比率 1.9% の改善がそれぞれなされている。

## (2) 橋 り ょ う

昭和48年3月31日現在における地方道の橋りょう数は54万6,519橋(前年同期54万6,557橋)である。これを構造別にみると、鋼橋、コンクリート橋及び石橋(以下「永久橋」という。)の数は40万8,877橋(39万7,528橋)、木橋の数は13万3,805橋(14万5,051橋)、混合橋の数は3,837橋(3,978橋)となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋74.8%(前年同期72.7%)、木橋24.5%(26.6%)、混合橋0.7%(0.7%)であり、前年同期に比べると、永久橋は2.1%増加したのに対して、木橋は2.1%減少している。

次に、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は15万765橋(前年同期15万7,485橋)である。このうち、重量が制限されている荷重制限橋は5万402橋(5万4,160橋)であり、残りの10万363橋(10万3,325橋)が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋9.2%(9.9%)、交通不能橋18.4%(18.9%)となっている。

### ア 都道府県道の橋りょう

都道府県道の橋りょう数は10万1,496橋(前年同期10万300橋)である。これを構造別にみると、永久橋の数は9万5,928橋(9万3,674橋)、木橋の数は5,302橋(6,330橋)、混合橋の数は266橋(296橋)となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋94.5%(前年同期93.4%)、木橋5.2%(6.3%)、混合橋0.3%(0.3%)であり、前年同期に比べると、永久橋は1.1%増加したのに対して、木橋は1.1%減少し、混合橋は同率となっている。

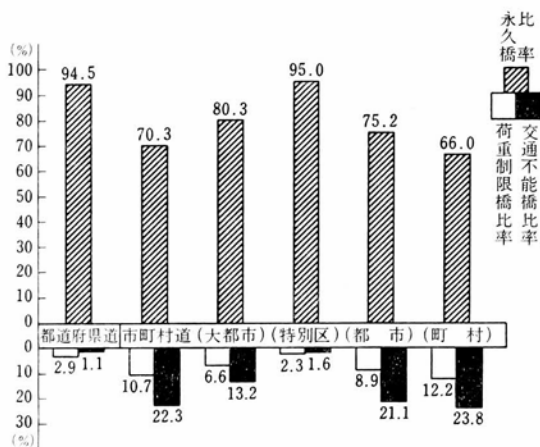
次に、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は4,090橋(前年同期4,924橋)であり、このうち、荷重制限橋は2,957橋(3,741橋)で、残りの1,133橋(1,183橋)が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋2.9%(3.7%)、交通不能橋1.1%(1.2%)となっている。

### イ 市町村道の橋りょう

市町村道の橋りょう数は44万5,023橋(前年同期44万6,257橋)である。



第 66 図 橋りょう整備の状況



これを構造別にみると、永久橋の数は31万2,949橋(30万3,854橋)、木橋の数は12万8,503橋(13万8,721橋)、混合橋の数は3,571橋(3,682橋)となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋70.3%(前年同期68.1%)、木橋28.9%(31.1%)、混合橋0.8%(0.8%)であり、前年同期に比べると、永久橋は2.2%増加したのに対して、木橋は2.2%減少している。

次に、構造上の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は14万6,675橋(前年同期15万2,561橋)であり、このうち、荷重制限橋は4万7,445橋(5万419橋)で、残りの9万9,230橋(10万2,142橋)が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋10.7%(11.3%)、交通不能橋22.3%(22.9%)となっている。

なお、都道府県道、市町村道別の橋りょうの整備状況は、第66図にみられるとおりである。

### (3) 公営住宅等

昭和48年3月31日現在における公営住宅等の総戸数は147万2,602戸(前年同期136万4,054戸)であり、前年同期に比べると10万8,548戸増加している。

これを住宅の種類別にみると、公営住宅法に基づいて建設される公営住宅(以下「公営住宅」という)は135万2,133戸(前年同期125万3,117戸)、住宅地区改良法に基づいて建設される改良住宅(以下「改良住宅」という)は6万

9,024戸(5万9,574戸)、地方公共団体が独自に建設する単独住宅(以下「単独住宅」という。)は5万1,445戸(5万1,363戸)となっており、総戸数に占める比率は、公営住宅91.8%(91.9%)、改良住宅4.7%(4.4%)、単独住宅3.5%(3.7%)となっている。

また、住宅の構造別にみると、非木造住宅は75.0%に当たる110万4,430戸であり、残りの25.0%に当たる36万8,172戸は木造住宅となっている。これを前年同期の非木造対木造の比率72.1対27.9に比べると、非木造が2.9%その比率を高めている。

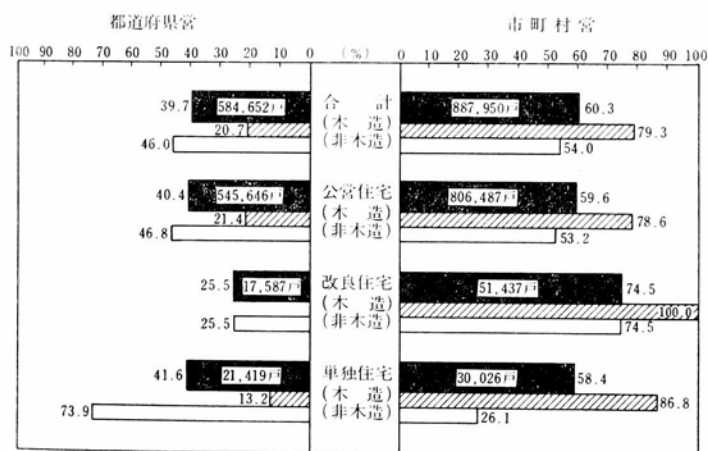
次に、前年同期に対する増減率をみると、都道府県では公営住宅10.7%、改良住宅5.5%、単独住宅2.5%の増加となっており、市町村では公営住宅は6.1%、改良住宅は19.9%増加したが、単独住宅は木造住宅の老朽化等により1.5%の減少となっている。

なお、公営住宅等の設置者別比率の状況は、第67図にみられるとおりである。

#### ア 都道府県営の住宅

都道府県営の公営住宅等は58万4,652戸(前年同期53万602戸)で、総戸数の39.7%(38.9%)を占めており、前年同期に比べると5万4,050戸増加し、設置者別比率で0.8%その比率を高めている。

第67図 公営住宅等の設置者別比率



これを住宅の種類別にみると、公営住宅は54万5,646戸(前年同期49万3,038戸)、改良住宅は1万7,587戸(1万6,675戸)、単独住宅は2万1,419戸(2万889戸)となっている。

#### イ 市町村営の住宅

市町村営の公営住宅等は88万7,950戸(前年同期83万3,452戸)で、総戸数の60.3%(61.1%)を占めており、前年同期に比べると5万4,498戸増加している。

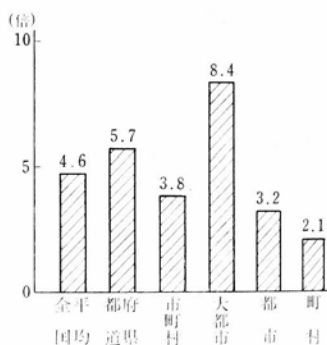
これを住宅の種類別にみると、公営住宅は80万6,487戸(前年同期76万79戸)、改良住宅は5万1,437戸(4万2,899戸)、単独住宅は3万26戸(3万474戸)となっている。

#### ウ 入居競争率

昭和47年度中の公営住宅等の入居公募戸数は13万9,521戸(前年度14万5,189戸)で、これに対する応募件数は63万7,967件(98万9,018件)であり、その入居競争率は4.6倍(6.8倍)となっている。

入居競争率の状況を設置者別にみると、第68図にみられるとおり、都道府県営は5.7倍、市町村営は3.8倍となっているが、市町村営の中では、大都市における入居競争率が8.4倍と著しく高いものとなっている。

第68図 入居競争率の状況



### (4) 幼稚園

昭和48年5月1日現在における国公立幼稚園の状況は、園数1万2,185園(前年同期1万1,578園)、園児数212万9千人(184万2千人)である。このうち、公立の幼稚園数は39.1%(37.6%)に当たる4,766園(4,354園)、園児数は23.8%(22.4%)に当たる50万7千人(41万3千人)であり、前年同期と比べると、園数では412園、園児数では9万4千人とそれぞれ増加している。

## 公立幼稚園を設置

者別にみると、都道府県立は20園(前年同期20園)、その園児数は2千人(2千人)であり、また、市町村立は4,746園(4,334園)、その園児数は50万5千人

(41万1千人)で、公立の幼稚園の大部分が市町村立となっている。

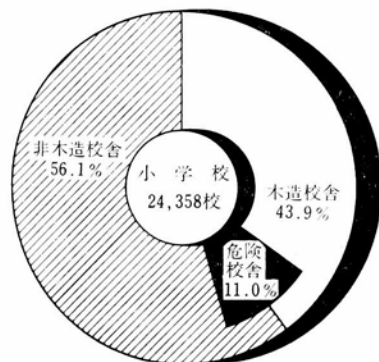
なお、幼稚園の設置者別比率は、第69図にみられるとおりである。

次に、国公私立における小学校第1学年児童数156万4千人(前年同期166万6千人)中に占める幼稚園修了児童数94万8千人(97万2千人)の割合(就園率)は60.6%(58.3%)であり、年々上昇の傾向を示している。

## (5) 小 学 校

昭和48年5月1日現在における公立小学校の数は2万4,358校(前年同期2万4,092校)であり、その校舎面積は5,564万1千 $m^2$ (5,338万4千 $m^2$ )である。これを前年同期に比べると学校数は266校、校舎面積は225万7千 $m^2$

第70図 小学校施設の状況



増加している。

次に、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は3,123万7千 $m^2$ (前年同期2,711万6千 $m^2$ )、木造校舎面積は2,440万4千 $m^2$ (2,626万8千 $m^2$ )であり、校舎面積に占める比率は、第70図にみられるとおり、非木造校舎56.1%(50.8%)、木造校舎43.9%(49.2%)となっている。この比率を前年同期に比べる

と、非木造校舎比率が5.3%高まっている。

なお、危険校舎面積は609万7千 $m^2$ (前年同期548万9千 $m^2$ )で、校舎面積の11.0%(10.3%)を占めている。また、危険校舎面積のうち要改築校舎面積は346万9千 $m^2$ (321万4千 $m^2$ )で、校舎面積の6.2%(6.0%)を占めている。

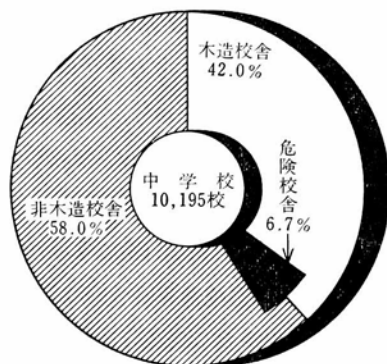
屋内運動場を設置している学校数は、全校の76.5%(前年同期74.3%)に当たる1万8,634校(1万7,909校)であり、前年同期に比べると725校増加している。

## (6) 中 学 校

昭和48年5月1日現在における公立中学校の数は1万195校(前年同期1万42校)であり、その校舎面積は、3,055万7千 $m^2$ (2,949万4千 $m^2$ )である。これを前年同期と比べると学校数は153校、校舎面積は106万3千 $m^2$ 増加している。

次に、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は1,773万2千 $m^2$ (前年同期1,571万9千 $m^2$ )、木造校舎面積は1,282万5千 $m^2$ (1,377万5千 $m^2$ )であり、校舎面積に占める比率は、第71図にみられるとおり、非木造校舎58.0%(53.3%)、木造校舎42.0%(46.7%)となっている。この比率を前年同期と比べると、非木造校舎比率が4.7%高まっている。

第71図 中学校施設の状況



なお、危険校舎面積は204万5千 $m^2$ (前年同期163万1千 $m^2$ )で、校舎面積の6.7%(5.5%)を占めている。また、危険校舎面積のうち要改築校舎面積は126万9千 $m^2$ (101万 $m^2$ )で、校舎面積の4.2%(3.4%)を占めている。

屋内運動場を設置している学校数は、全校の85.1%(前年同期83.6%)に当たる8,671校(8,393校)であり、

前年同期に比べると278校増加している。

## (7) 高等学校

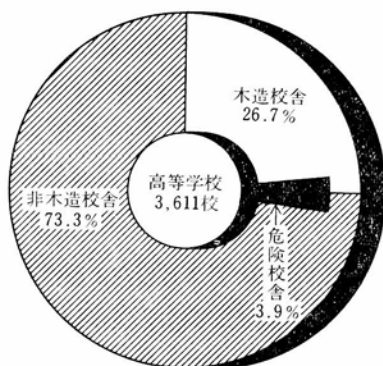
昭和48年5月1日現在における公立高等学校の数は、3,611校(前年同期3,567校)であり、その校舎面積は2,100万5千 $m^2$ (2,162万8千 $m^2$ )である。

校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は1,539万5千 $m^2$ (前年同期1,554万6千 $m^2$ )、木造校舎面積は561万 $m^2$ (608万2千 $m^2$ )であり、校舎面積に占める比率は、第72図にみられるとおり、非木造校舎73.3%(71.9%)、木造校舎26.7%(28.1%)となっている。この比率を前年同期と比べると、非木造校舎比率が1.4%高まっている。

なお、危険校舎面積は81万2千 $m^2$ (前年同期73万8千 $m^2$ )で校舎面積の3.9%(3.4%)を占めている。また、危険校舎面積のうち要改築校舎面積は74万4千 $m^2$ (68万8千 $m^2$ )で、校舎面積の3.5%(3.2%)を占めている。

屋内運動場を設置している学校数(昭和48年3月31日現在調査)は、全校の83.6%(前年同期83.7%)に当たる3,017校(2,986校)であり、前年同期と比べると31校増加している。

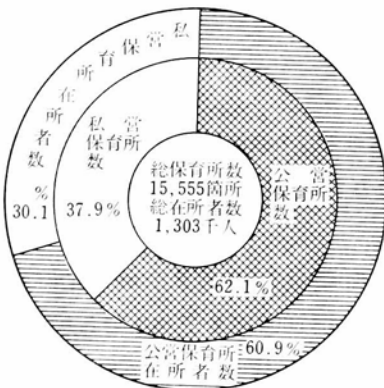
第72図 高等学校施設の状況



## (8) 保育所

昭和47年10月1日現在における公営保育所(へき地保育所を除く。)の数は1万5,555箇所(昭和46年12月31日現在(以下「前回」という。)1万4,806箇所)であり、前回に比べると749箇所増加している。公営保育所の

第73図 保育所の公営と私営の状況



数は9,667箇所(前回9,142箇所)で、第73図にみられるとおり、総箇所数の62.1%(61.7%)を占め、これらを前回に比べると箇所数で525箇所、公営の占める割合で0.4%増加している。

次に、公私营保育所における専任職員数と在り者数についてみると、専任職員数は13万2千人(前回11万9千人)に対し、在り者数は130

万3千人(120万1千人)で、前回に比べると専任職員数は1万3千人、10.9%、在り者数は10万2千人、8.5%それぞれ増加している。

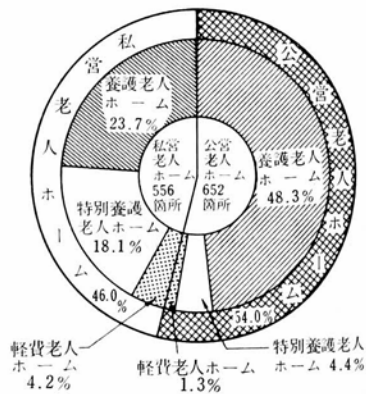
これらを公営の保育所についてみると、専任職員数は7万6千人(前回6万7千人)に対し、在り者数は79万4千人(72万人)となっており、前回に比べると専任職員数で9千人、13.4%、在り者数で、7万4千人、10.3%それぞれ増加している。

### (9) 老人ホーム

昭和47年10月1日現在における老人ホームについてみると、公私营老人ホームの数は1,208箇所(前回1,096箇所)であり、前回に比べると112箇所増加している。第74図にみられるとおり、公営の老人ホームの数は652箇所(前回624箇所)で、総箇所数の54.0%(56.9%)を占めており、これらを前回に比べると箇所数で28箇所増加しているが、公営の占める割合は2.9%減少している。

次に、公私营老人ホームにおける

第74図 老人ホームの状況



専任職員数と在所者数についてみると、専任職員数は1万9千人(前回1万6千人)に対し、在所者数は8万8千人(8万2千人)で、前回に比べると専任職員数は3千人、19.6%、在所者数は6千人、8.4%それぞれ増加している。

これらを公営の老人ホームについてみると、専任職員数は8,408人(前回7,441人)に対し、在所者数は4万3,145人(4万1,762人)で、前回と比べると専任職員数は967人、13.0%、在所者数は1,383人、3.3%それぞれ増加している。

老人ホームを種類別にみると、次のとおりである。

#### ア 養護老人ホーム

養護老人ホームは、居宅で養護を受けることの困難な65歳以上の老人を収容する老人ホームである。

公私営養護老人ホームの数は870箇所(前回839箇所)で、老人ホーム総箇所数の72.0%(76.6%)を占めており、前回と比べると31箇所増加している。また、公営の養護老人ホームの数は583箇所(前回572箇所)で、このうち市町村の経営によるものが557箇所(547箇所)であり、その大部分を占めている。これを前回に比べると11箇所、1.9%、うち市町村の経営によるものは10箇所、1.8%それぞれ増加している。

#### イ 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の老人を収容する老人ホームである。

公私営特別養護老人ホームの数は272箇所(前回197箇所)で、老人ホーム総箇所数の22.5%(18.0%)を占めており、前回に比べると75箇所増加している。また、公営の特別養護老人ホームの数は53箇所(前回36箇所)であり、前回に比べると17箇所、47.2%増加している。その他は社会福祉法人の経営によるものである。

#### ウ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りのない老人等を無料又は低額な料金を収容し、給食その他日常生活上の便宜を与えるための老人ホームである。



公私营軽費老人ホームの数は66箇所(前回60箇所)で、老人ホーム総箇所数の5.5%(5.4%)を占めており、前回に比べると6箇所増加している。また、公営の軽費老人ホームの数は16箇所(前回16箇所)であり、その他は社会福祉法人の経営によるものである。

## (10) し尿及びごみ処理施設

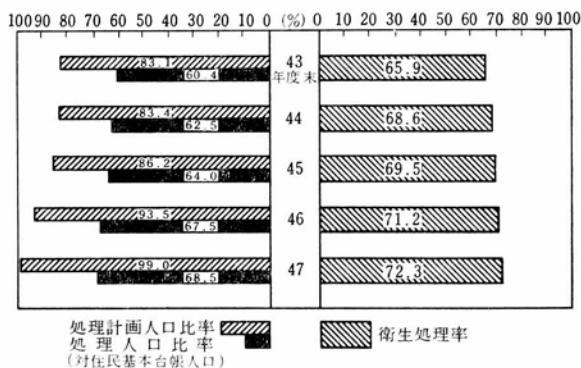
市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、その計画に従ってし尿及びごみ等の収集、処理業務を実施している。

### ア し尿処理

#### (ア) 処理計画人口と処理人口

昭和48年3月31日現在の処理計画人口は1億709万人(前年同期9,896万人)で、前年同期に比べると813万人、8.2%増加しており、総人口(住民基本台帳人口)に対する比率は、第75図にみられるとおり、99.0%(93.5%)となっている。

第75図 し尿の処理計画人口等と衛生処理率の推移



この処理計画に基づいて実際に収集、処理業務が実施された区域内の処理人口は7,413万人(前年同期7,150万人)で、前年同期と比べると263万人、3.7%増加しており、処理

計画人口に対する実施率は69.2%(72.3%)となっている。

#### (イ) 収集職員等

し尿の収集、処理業務に従事する職員数は3万565人(前年同期3万716人)であり、前年同期と比べると公共下水道等の整備及び収集、処理業務の合理化などにより151人、0.5%減少している。収集職員等のうち75.9%

(76.2%)に当たる2万3,189人(2万3,401人)は収集業務を行う職員である。

次に、し尿を収集し、運搬するための車両は1万795台(前年同期1万756台)であり、前年同期に比べると39台、0.4%増加している。このうち、バキューム車は1万469台(1万423台)、運搬車は326台(333台)となっている。

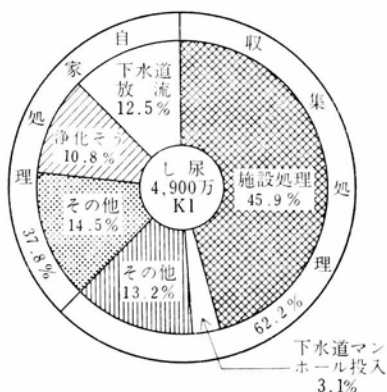
### (ウ) 収集処理量

昭和47年度中の処理計画人口に係るし尿の総排出量は4,900万kl(前年度4,800万kl)である。このうち、市町村の収集処理によるものの比率は62.2%(61.4%)で、その収集処理量は3,100万kl(2,900万kl)となっており、前年度に比べると200万kl、4.5%増加している。

また、市町村の収集処理によるものの内訳は、第76図にみられるとおりで、施設処理45.9%(前年度45.1%)、下水道マンホール投入3.1%(3.3%)、その他13.2%(13.0%)であり、自家処理の内訳は下水道放流12.5%(12.5%)、浄化そう10.8%(10.4%)、その他14.5%(15.7%)である。

なお、施設処理、下水道放流及び浄化そう処理による衛生処理率は72.3%(前年度71.2%)となっており、残りの27.7%(28.8%)は海上投棄、農村還元等の処理によっている。

第76図 し尿処理の状況



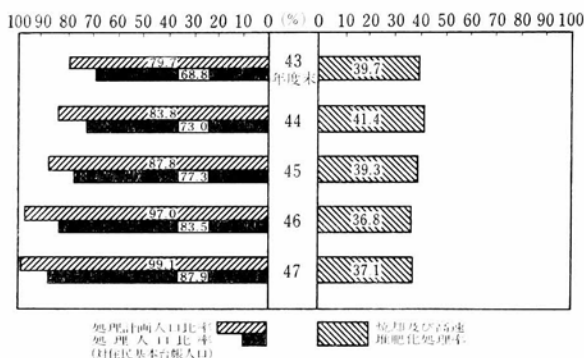
### イ ごみ処理

#### (ア) 処理計画人口と処理人口

昭和48年3月31日現在における処理計画人口は1億719万人(前年同期1億263万人)で、前年同期に比べると456万人、4.4%増加しており、総人口(住民基本台帳人口)に対する比率は、第77図にみられるとおり、99.1%(97.0%)となっている。

この処理計画に基づいて実際に収集、処理業務が実施された区域内の処理

第77図 ごみの処理計画人口等と焼却処理等による処理率の推移



人口は9,516万人(前年同期8,843万人)で、前年同期に比べると673万人、7.6%増加しており、処理計画人口に対する実施率は88.8%(86.2%)となっている。

(イ) 収集職員等

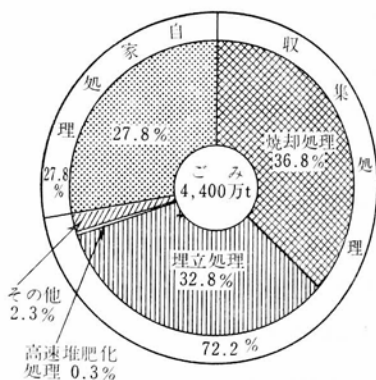
ごみの収集、処理業務に従事する職員数は6万2,429人(前年同期5万5,833人)であり、前年同期に比べると排出量の増加などにより6,596人、11.8%増加している。収集職員等のうち79.9%(80.6%)に当たる4万9,904人(4万4,975人)は収集業務を行う職員である。

次に、ごみを収集し、運搬するための車両は1万9,172台(前年同期1万6,759台)であり、前年同期と比べると2,413台、14.4%増加している。このうち、特殊運搬車は1万1,136台(9,531台)、運搬車は8,036台(7,228台)となっている。

(ウ) 収集処理量

昭和47年度中の処理計画人口に係るごみの総排出量は4,400万t(前年度4,000万t)である。このうち、市町村の収集処理によるものの比率は、処理計画人口の増加もあって72.2%(73.3%)と前年度を若干下回っているものの、その収集処理量は3,200万t(2,900万t)となっており、前年度と比べると300万t、

第78図 ごみ処理の状況



8.9%増加している。

また、市町村の収集処理によるものの内訳は、第78図にみられるとおりで、焼却処理36.8%、埋立処理32.8%、高速堆肥化処理0.3%、その他2.3%となっている。

なお、焼却処理及び高速堆肥化処理による処理率は37.1%(前年度36.8%)となっており、残りの62.9%(63.2%)は埋立等の処理によっている。

## 8 地方公営事業の状況

### (1) 地方公営企業

#### ア 概 況

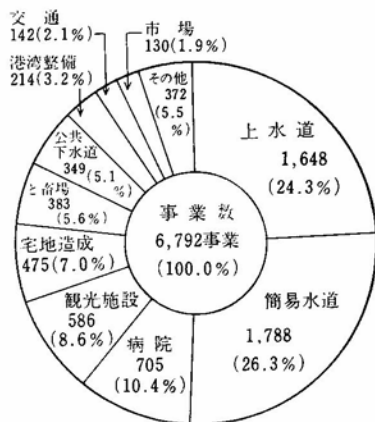
##### (ア) 事業数及び経営規模

昭和47年度末において地方公営企業を経営している地方公共団体の数は、3,314団体(都道府県47、市町村3,000、企業団等267)であり、地方公営企業の数、6,792事業(法適用企業3,006事業、法非適用企業3,786事業)で前年度末の6,608事業(法適用企業2,922事業、法非適用企業3,685事業)に比べると184事業、2.8%増加している。

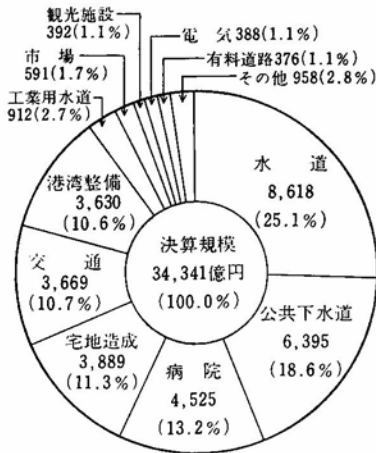
第79図：地方公営企業の事業数

これを事業別にみると、第79図にみられるとおり、水道事業(簡易水道事業を含む)が最も多く3,436事業で全体の50.6%を占め、以下、病院事業705事業(全体の10.4%)、観光施設事業586事業(8.6%)、宅地造成事業475事業(7.0%)、と畜場事業383事業(5.6%)、公共下水道事業349事業(5.1%)の順となっている。

昭和47年度の決算規模は、3兆4,341億円で前年度の2兆8,939億円



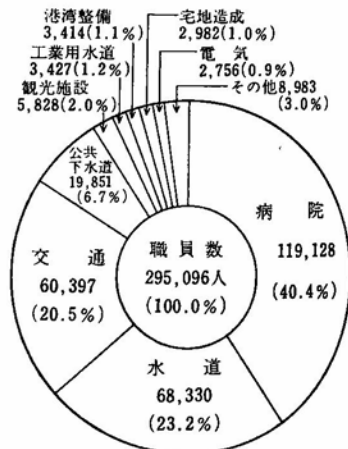
第80図 決算規模の状況



に比べると5,402億円、18.7%増加しており、47年度の普通会計歳出決算額の23.5%に相当する規模となっている。これを事業別にみると、第80図にみられるとおり、水道事業が8,618億円で全体の25.1%を占め、公共下水道事業6,395億円(全体の18.6%)、病院事業4,525億円(13.2%)、宅地造成事業3,889億円(11.3%)、交通事業3,669億円(10.7%)、港湾整備事業3,630億円(10.6%)がこれに次いでいる。

地方公営企業に従事する職員の数、29万5千人(法適用企業27万4千人、法非適用企業2万1千人)で前年度28万5千人(法適用企業26万2千人、法非適用企業2万3千人)に比べると1万人増加している。また、この職員数は、普通会計職員数(昭和48年4月1日現在の給与実態調査附帯調査の概数による。ただし、教育、警察及び消防職員を除く)の29.0%に相当している。なお、職員数を事業別にみると、第81図にみられるとおり、病院事業が11万9千人、水道事業が6万8千人、交通事業が6万人とこの3事業で全体の84.1%に当たる24万8千人を占めている。

第81図 職員数の状況



建設投資額は、第82図にみられるとおり、1兆7,359億円で前年度の1兆4,851億円に比べると2,508億円、16.9%増加しているが、前年度に比べるとその伸びは鈍化している。これを事業別にみると、公共下水道事業5,033億

円(全体の29.0%)、水道事業4,351億円(25.1%)、宅地造成事業2,558億円(14.7%)となっている。

(イ) 公益事業中の地位

民営を含めた公益事業全体において地方公営企業の占める地位を主な事業についてみると、

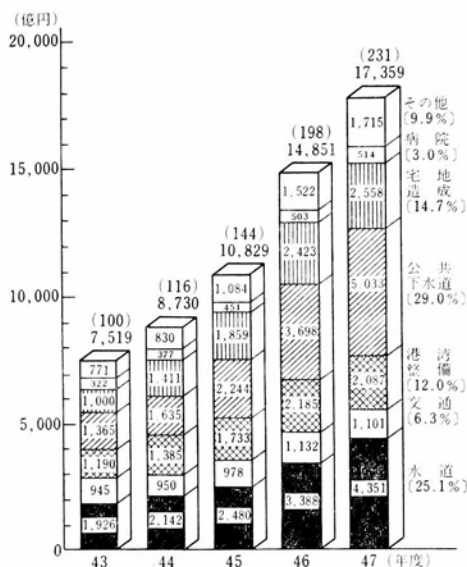
- a 水道事業では、給水人口8,800万人のうち8,300万人(95.0%)が公営
- b 軌道地方鉄道事業では、年間輸送人員98億3,600万人のうち15億200万人(15.3%)が公営
- c 自動車運送事業(乗合)では、年間輸送人員95億3,700万人のうち24億500万人(25.2%)が公営
- d 病院事業では、病床数110万5千床のうち18万8千床(17.0%)が公営
- e 工業用水道事業では、年間総配水量45億79百万m<sup>3</sup>のうち45億50百万m<sup>3</sup>(99.4%)が公営

となっている(昭和46年度の資料による。ただし、病院事業及び工業用水道事業は47年度の資料による)。

イ 経営状況

昭和47年度の地方公営企業の経営状況は、企業を取り巻く外部環境の変化、料金適正化の遅れ、給与改定に伴う職員給与費の増大、建設改良費の増大に伴う資本費の増加等により、極めて困難な状況にある。

第82図 建設投資額の推移



(注) ( )内の数は、昭和43年度を100とした指数である。

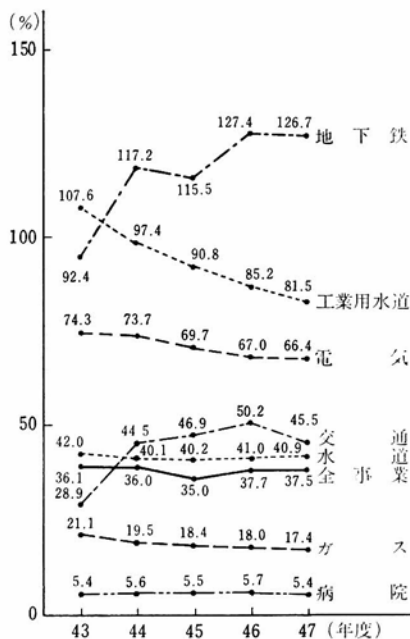
## (ア) 法適用企業の経営状況

### a 損益収支

昭和47年度の法適用企業の損益収支は、単年度収支では66.6%の事業が黒字、33.4%の事業が赤字となっているが、黒字団体の純利益は459億円(前年度326億円)、赤字団体の純損失は1,048億円(814億円)となっている。事業別に純損失の額をみると、交通事業は79.7%に当たる63事業が純損失552億円(バス事業258億円、地下鉄事業251億円、路面電車事業40億円)を生じ、次いで病院事業は51.1%に当たる360事業が199億円の純損失、水道事業は23.9%に当たる387事業が181億円の純損失を生じており、この3事業で地方公営企業純損失全体の88.9%を占めている。

累積欠損金は、3,758億円で前年度(2,960億円)に比べ798億円、27.0%増加しているが、これを事業別にみると、交通事業が2,410億円で前年度(1,929億円)に比べ481億円、24.9%の増、病院事業が694億円で前年度(536億円)に比べ158億円、29.6%の増、

第83図 企業債元利償還金対料金  
収入比率の推移



水道事業が244億円で前年度(169億円)に比べ75億円、44.4%の増となっている。

このように、交通、病院、水道の3事業で地方公営企業の累積欠損金全体(3,758億円)の89.1%を占めており、また、累積欠損金の対前年度増加額(798億円)でも、この3事業で714億円、89.5%を占めている。不良債務は、3,405億円で前年度(2,521億円)に比べ884億円、35.1%増加している。

### b 資本収支

資本的支出は、1兆5,124億円で

前年度(1兆2,855億円)に比べ2,269億円、17.7%増加している。これに対する財源は、1兆4,260億円(前年度1兆2,274億円)となっており、この内訳は、企業債等の外部資金が1兆2,382億円、損益勘定留保資金等の内部資金が1,878億円で、財源不足額は864億円(581億円)となっている。

資本的支出のうち、建設改良費は、水道施設、地下鉄、医療施設等の整備拡充により1兆2,073億円で前年度(1兆413億円)に比べると1,660億円、15.9%増加している。

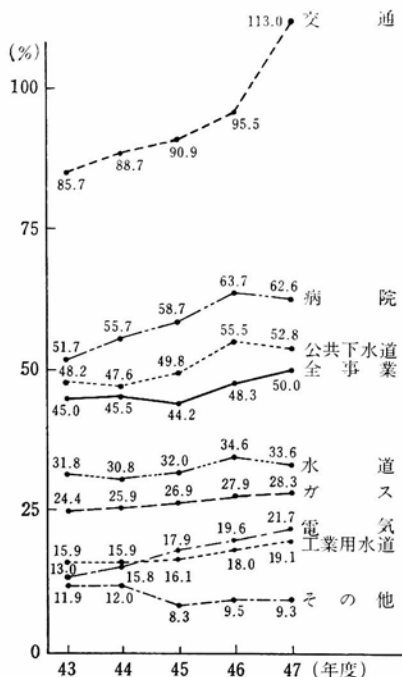
### c 企業債元利償還金

企業債元利償還金は、3,705億円で前年度(3,160億円)と比べ545億円、17.2%増加している。企業債元利償還金の料金収入に対する比率は、第83図にみられるとおり、全事業平均は、37.5%(前年度37.7%)となっており、これを事業別にみると、地下鉄事業(126.7%)、工業用水道事業(81.5%)、電気事業(66.4%)、上水道事業(40.9%)が高い比率を示している。

### d 職員給与費

職員給与費は、4,950億円で前年度(4,051億円)に比べ899億円、22.2%増加している。増加の原因は、一般の公務員に準じて毎年引き続き行われている給与改定が主なものであるが、更に病院事業における医師、看護婦等医療従事者の充実の要請による職員数の増加のほか、交通の再建企業において遅れていた前年度の給与改定等が47年度に併せて行われたこと等によるものである。また、職員給与費の料金収入に対する比率

第84図 職員給与費対料金収入比率の推移



(注) 職員給与費は、期間外のものも含めている。



は、第84図にみられるとおり、50.0%(前年度48.3%)と高率になっており、これを事業別にみると、交通事業が113.0%で最も高く、病院事業が62.7%とこれに次いでいる。

#### (イ) 法非適用企業の経営状況

法非適用企業の事業数は、3,786事業で前年度(3,686事業)に比べ100事業増加している。この経営状況は、収入総額7,331億円(前年度5,993億円)、支出総額7,239億円(5,873億円)、差引92億円の黒字で、これを繰上充用、繰越財源等により調整した実質収支をみると、136億円の黒字となっている。収益的収支比率 $\left(\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}+\text{地方債償還金}}\times 100\right)$ は、129.0%で前年度(126.6%)に比べ2.4%上昇している。これを事業別にみると、収益的収支比率が100%を下回っているのは、有料道路事業73.5%(前年度71.2%)、市場事業85.6%(86.9%)、公共下水道事業85.8%(81.8%)、と畜場事業92.4%(92.5%)であり、その他の事業は、収支均衡点を上回っている。

#### ウ 企業債の状況

企業債の発行額は、1兆1,365億円で前年度(9,443億円)に比べ1,922億円、20.4%増加している。発行額の推移をみると、昭和42年度(3,915億円)と比べると、2.90倍になっており、事業別では、公共下水道事業(5.81倍)、市場事業(3.83倍)、水道事業(2.62倍)の伸びが高くなっている。

昭和47年度末における企業債の現債高は、4兆9,233億円(前年度4兆1,030億円)で前年度末に比べ8,203億円、16.7%増加している。これを借入先別にみると、政府資金が2兆2,913億円(全体の46.5%)、公営企業金融公庫資金(13.6%)、その他資金1兆9,641億円(39.9%)となっている。

#### エ 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は、3,288億円で前年度(2,826億円)に比べ462億円、16.3%増加し、繰入金総額の収益的収入に対する比率は、22.6%(前年度23.2%)となっている。これを事業別にみると、公共下水道事業が1,341億円と最も多く、病院事業(642億円)、交通事業(391億円)、水道事業(344億円)がこれに次いでいる。また、対前年度増加率でみると、公共下水道事業が31.0%と最も大きく、電気事業(24.5%)、水道事業(22.9%)、交通事業(15.1%)

がこれに次いでいる。

### オ 財政再建の状況

昭和41年の地方公営企業法の一部改正により財政再建を行うことになった企業は、当初(昭和41、42年度)155事業(水道事業58、交通事業13、ガス事業8、病院事業76)で、その不良債務516億円(水道事業24億円、交通事業443億円、ガス事業2億円、病院事業47億円)を財政再建債の発行によりたな上げし、経営の健全化に努めてきた。財政再建企業の事業数は、48年度当初では44事業(水道事業11、交通事業10、ガス事業1、病院事業22)と減少しているが、その不良債務は、交通事業の経営悪化を反映し、1,073億円(財政再建債未償還元金を含む。)と当初を上回る額となっている。

### カ 事業別状況

#### (ア) 水道事業(上水道事業及び簡易水道事業)

##### a 団体数

##### (a) 上水道事業

昭和47年度末において地方公共団体が経営する上水道事業の数は1,648事業で前年度末(1,578事業)と比べると70事業、4.4%増加している。このうち、末端給水事業は、1,615事業(うち建設中50事業)で、前年度(1,548事業)と比べると67事業増加し、用水供給事業は33事業(うち建設中10事業)で、前年度(30事業)と比べると3事業増加している。経営主体別にみると末端給水事業は都道府県営7事業、指定都市営9事業、市営586事業、町村営956事業、企業団営57事業であり、用水供給事業は都道府県営16事業、町村営1事業、企業団営16事業となっている。

昭和47年度末における市町村の上水道の布設状況をみると、市では643市のうち633市(98.4%)、町村では2,637町村のうち1,122町村(42.6%)に布設されている。

##### (b) 簡易水道事業

昭和47年度末において、地方公共団体が経営する簡易水道事業の数は1,788事業で、前年度(1,774事業)と比べると14事業、0.8%増加している。

これを経営主体別にみると、町村営が1,565事業で全体の87.5%を占め、

次いで市営 206 事業、一部事務組合営 15 事業、都道府県及び指定都市営各 1 事業となっている。

#### b 利用状況

水道事業の給水人口は 47 年度末で 8,689 万人（上水道事業 8,061 万人、簡易水道事業 628 万人）に達し、前年度（8,298 万人）と比べると 391 万人、4.7%増加している。また、公営水道が布設されている地方公共団体の 47 年度末の行政区域内人口に対する普及率は 82.0%と前年度と比べると 1.9%高くなっている。

昭和 47 年度中の年間総給水量（有収水量）は 95 億 73 百万  $m^3$  で前年度（86 億 69 百万  $m^3$ ）と比べると 9 億 4 百万  $m^3$ 、10.4%増加している。また、給水人口 1 人 1 日当たりの給水量は 302  $l$  で前年度（285  $l$ ）と比べると 17  $l$  増加している。

#### c 建設投資

給水人口及び給水量の伸張に対応して、水道施設の建設投資も引き続き活発に進められていることもあって、昭和 47 年度の建設投資額は 4,351 億円となっており前年度（3,388 億円）と比べると 963 億円、28.4%と大幅に増加している。中でも広域化の要請に伴う県営及び企業団営の用水供給事業の建設投資額が増加している。

#### d 経営の広域化

近年における水資源の有効利用、施設利用の効率化等の要請を反映し、47 年度末における広域水道事業の数は、都道府県営 23 事業（末端給水事業 7 事業、用水供給事業 16 事業）、企業団営 74 事業（末端給水事業 58 事業、用水供給事業 16 事業）となっている。

配水能力は末端給水事業が 745 万 6 千  $m^3$ /日で、前年度（704 万 5 千  $m^3$ /日）と比べると 41 万 1 千  $m^3$ /日、用水供給事業が 423 万  $m^3$ /日で、前年度（394 万 3 千  $m^3$ /日）と比べると 28 万 7 千  $m^3$ /日それぞれ増加している。

#### e 経営状況

##### (a) 損益収支

水道事業（法適用の簡易水道事業を含む。）の経営状況は、純利益を生じた

事業は全体の76.1%に当たる1,231事業、純損失を生じた事業は全体の23.9%に当たる387事業であり、総収益対総費用比率は100.4%でわずかながら100%を超えている。前年度と比べると純損失を生じた事業数は前年度の409事業(全体の26.4%)から若干減少しているが、純損失額では前年度の91億円から181億円へと約2倍に増加し、累積欠損金も前年度の169億円から244億円へ、不良債務も前年度の297億円から386億円へと大幅に増加している。これらの悪化傾向は、主として一部の団体における料金改定の実施が遅れたことによるものであり、用水供給事業及び大都市において著しい。

#### (b) 資本収支

昭和47年度の資本的支出は4,894億円であり、これに対する財源は企業債等の外部調達資金3,978億円、損益勘定留保資金等の内部資金558億円で、財源不足額は358億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費が4,106億円で83.9%を占め前年度(3,202億円)と比べると28.2%と大幅な増加を示している。財源のうち企業債も3,230億円と前年度(2,343億円)と比べると887億円、37.8%増加している。

#### (c) 給水原価と料金

昭和47年度における給水量1m<sup>3</sup>当たりの原価(用水供給事業を除き、法適用の簡易水道事業を含む。)は40円51銭で前年度(37円87銭)と比べると2円64銭(7.0%)増加している。給水原価の内訳は、資本費15円63銭、職員給与費12円48銭、その他の経費12円40銭となっている。

規模別に給水原価の傾向をみると、原価は前年度と比べると全般的に上昇しているが、給水人口1.5万人未満の事業ではその6割ほどの事業において平均原価を上回っている。また、同一規模の事業であっても給水原価にかなりの格差がみられる。なお、47年度中に料金改定を実施した事業数は215事業となっている。

#### (d) 法非適用企業

法非適用の簡易水道事業1,758事業(うち建設中57事業)のうち、黒字の事業は1,595事業(前年度1,589事業)で全体の93.8%を占めており、赤字の

事業は106事業(117事業)で全体の6.2%となっている。赤字の事業は減少したが赤字比率 $\left(\frac{\text{実質赤字}}{\text{営業収益}} \times 100\right)$ は増加している。

#### (イ) 工業用水道事業

##### a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業の数は81事業(うち建設中8事業)で前年度(79事業)に比べると2事業増加している。事業数を経営主体別にみると都道府県営38事業、指定都市営7事業、市営27事業、町営4事業、企業団営5事業となっている。

施設の箇所数は185箇所(前年度174箇所)、給水先事業所数は3,774箇所(前年度3,640箇所)、年間総配水量は45億 $\text{m}^3$ (前年度42億 $\text{m}^3$ )となっている。また、施設利用率 $\left(\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100\right)$ は71.6%と前年度(69.7%)に比べると1.9%高くなっているが、施設利用率が30%に満たないものは14箇所となっている。

##### b 経営状況

###### (a) 損益収支

昭和47年度における工業用水道事業の経営状況は、総体的にみれば、総収益対総費用比率は100.4%(前年度102.2%)と100%を超えているが、単年度欠損金を生じた事業数は32事業(建設中を除く全事業の43.8%)、累積欠損金のある事業数は39事業(53.4%)といずれも5割前後に及んでいる。また、累積欠損金は124億円(前年度119億円)で営業収益に対する割合は46.7%(49.9%)となっている。

純利益を生じた事業数は前年度の36事業から41事業へと5事業増加し、純損失を生じた事業数は35事業から32事業へと3事業減少しているが、純損失は前年度の15億円から23億円へと8億円(54.9%)増加している。

###### (b) 資本収支

資本的支出は655億円で、前年度(639億円)と比べると16億円、2.4%増加している。これに対する財源は企業債、国庫補助金等外部調達資金563億円、内部留保資金59億円、合わせて622億円で財源不足額は33億円となっ

ている。

## (ウ) 交通事業

### a 事業数及び経営規模

昭和47年度末において交通事業を経営する地方公共団体の数は122団体で、事業数は142事業となっている。職員数は6万4百人、保有車両・船舶の数はバス1万4,197両、地下鉄1,288両、路面電車713両、船舶156隻、モノレール・簡易軌道等49両となっている。

年間輸送人員は40億人、1日平均約1,100万人に達しているが、このうち786万人(全体の71.2%)は、6大都市(東京都及び横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5市)によって占められている。1日平均輸送人員を事業別にみると、バス675万人(全体の61.1%)、地下鉄341万人(30.9%)、路面電車81万人(7.4%)、その他7万人(0.6%)となっている。

バス事業は、地下鉄の整備が進んでいる大都市においては、これを補完する交通機関として、その他の地域においては中心的な交通機関としての役割を果たしているが、昭和40年度頃から路面交通の幅そりを反映して伸びみの傾向にあり、年間輸送人員は、昭和41年度23億64百万人に対して47年度24億62百万人とわずかな伸びにとどまっている。また、最近の家用車の激増、路面交通の渋滞により、バスの表定速度は急速に低下しているが、このような企業環境の悪化に対して、その改善を図るため、バス専用・優先レーンの設定、駐車規制等企業環境の整備改善が望まれている。

路面電車事業は、路面交通が混雑してきたことにより効率が著しく低下した上に、大都市では地下鉄の整備が進んだことによってその利用度は、年々急速に低くなってきている。このため、路面電車の撤去や路線の縮小が相次いで進められ、その結果、42年度には568kmであった営業キロは47年度には170kmと約70%減少し、輸送人員は、42年度の12億19百万人から47年度には2億96百万人と75.7%の減少となっている。

地下鉄事業は、大都市における基幹的な交通機関として急速な整備が図られてきたが、現在、東京都、名古屋市、大阪市、札幌市及び横浜市の5都市で営業中であり、京都市及び神戸市の2都市で建設が進められている。その

営業キロは、152 km で昭和 35 年度末の 26 km に比べ 5.8 倍となり、輸送人員も、1 日平均輸送人員 341 万人で 35 年度の 71 万人に比べ 4.8 倍と増大してきている。

## ｂ 経営状況

### (a) 損益収支

昭和 47 年度において営業中の法適用企業 79 事業のうち、黒字事業は 16 事業で残りの 63 事業(全体の 79.7 %)が赤字(単年度純損失)となっている。また、累積欠損金のある事業数は、全体の 87.3 %、69 事業(前年度 65 事業)に及んでおり、これを赤字の額でみると、純損失は 552 億円で前年度の 420 億円を更に上回り、この結果、累積欠損金も前年度の 1,929 億円から 2,410 億円(24.9 %増)へと、不良債務も 1,292 億円から 1,840 億円(42.4 %増)へと大きく増大し、経営内容は、極度に悪化している。これを営業収益に対する割合でみると、単年度純損失の比率は前年度の 36.4 %から 41.7 %に高まり、累積欠損金比率は前年度の 167.1 %から 182.3 %へと営業収益の 2 倍近い額に達し、不良債務比率も前年度の 112.0 %から 139.1 %へと更に高まっている。

事業別にみると、バス事業は、53 事業のうち 45 事業(全体の 84.9 %、前年度 41 事業)が赤字であり、このうち 6 大都市は全部赤字である。47 年度中に 28 都市において料金改定が実施されたが、6 大都市等においては、その実施時期がかなり遅れ、また、改定幅も年度内は暫定料金とされる等かなり縮小されたため予定された収入増が見込めなくなり、単年度純損失が前年度(177 億円)を更に上回って 258 億円も生じることとなった。この結果、バス事業の累積欠損金も前年度の 853 億円から 1,196 億円へと 343 億円、40.2 %、不良債務も前年度 616 億円から 954 億円へと 338 億円、54.9 %の増加となっている。路面電車を経営する 8 都市のうち単年度黒字は、名古屋市のみで、他の 7 都市は全部が赤字であり、純損失の額は 40 億円、料金収入に対し 59.7 %となっている。また、累積欠損金は、全都市が有しており、その額は 280 億円、料金収入に対して 417.3 %であり、不良債務は 189 億円、料金収入に対し 282.0 %に及んでいる。地下鉄事業は、5 団体(建設中の 2 団体を除く)のうち 4 団体が純損失を生じ、その額は 251 億円、料金収

入に対し 66.0 % であり、前年度 188 億円に比べ 63 億円の増加となっている。また、累積欠損金は、923 億円で前年度 634 億円に比べ 289 億円、45.7 % の増、不良債務は、692 億円で前年度 463 億円に比べ 229 億円、49.5 % の増加となっている。

#### (b) 資本収支

資本的支出は、大都市における地下鉄建設の推進を反映して、1,651 億円と前年度(1,531 億円)に比べると 120 億円増加している。この内訳は、建設改良費 1,091 億円(うち地下鉄事業 1,000 億円)、企業債償還金 488 億円(うち地下鉄事業 310 億円)、その他 72 億円である。これに対する財源は、企業債を主とする外部資金 1,399 億円、内部資金 30 億円、合わせて 1,429 億円(うち地下鉄事業 1,272 億円)で、財源不足額は、222 億円(前年度 146 億円)となっている。

### (エ) 電気事業

#### a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業の数は 34 事業、発電所数は、既設の発電所 167 箇所、建設中の発電所 19 箇所、合わせて 186 箇所となっており、全部水力発電である。経営主体別にみると、都道府県営 31 事業(164 発電所)、市営 1 事業(2 発電所)、町村営 2 事業(1 発電所、1 受電)となっており、一部の事業が行っている一般供給事業、一部特定供給事業を除きすべて卸売事業である。

全発電所(167 発電所)の発電能力は、最大出力 192 万 6 千 KW、年間発生電力量は 81 億 KWH となっている。民営を含む電気事業に占める割合は、発電所数 7.7 %、最大出力 2.3 %、発生電力量 1.9 % となっている。なお、水力だけの割合でみると、発電所数 10.8 %、最大出力 9.2 %、発生電力量 9.2 % となっている。

#### b 経営状況

##### (a) 損益収支

電気事業の総収益対総費用比率は、110.6 % (前年度 109.7 %) で 1 事業を除く全部の事業が純利益を生じており経営状況は安定している。しかしながら、最近の相次ぐ給与改定による人件費の増こうに対処するため、省力



化、無人化、遠隔操作化等の措置と併せて契約料金の改定を必要とするところが出てきている。

#### (b) 資本収支

資本的支出は190億円で、これに対する財源は企業債等の外部資金が96億円、内部資金が93億円、合わせて189億円で財源不足額は1億円となっている。

### (オ) ガス事業

#### a 事業数及び経営規模

昭和47年度末において地方公共団体が経営するガス事業の数は72事業で、経営主体別にみると、県営2事業、市営38事業、町村営31事業、企業団営1事業となっている。公営ガス事業の供給戸数は49万1千戸(前年度45万8千戸)で、計画供給戸数62万2千戸(60万6千戸)に対する普及率は78.9%(75.6%)となっている。その供給量は2億29百万 $m^3$ (1万Kcal換算)で、前年度(2億9百万 $m^3$ )に比べて20百万 $m^3$ 、9.3%増加している。

民営を含むガス事業全体に占める地位をみると、事業数では29.5%となっているが、需要家戸数では4.2%、販売量では4.0%となっている。

#### b 経営状況

##### (a) 損益収支

ガス事業は、全事業72事業のうち51事業(全体の70.8%)が純利益5億円を生じ、純損失を生じた事業数は21事業(29.2%)でその額は3億円となっている。総収益対総費用比率は102.4%と100%を超えているが、人件費の増こり、原料及び購入ガス費の増こり等によりその比率は年々低下し、経営状況は厳しくなっている。

累積欠損金は20事業(全体の27.8%)が有し、その額は8億円、不良債務は16事業(22.2%)で、その額は8億円となっている。

##### (b) 資本収支

資本的支出は66億円で、これに対する財源は、企業債等の外部資金が34億円、内部資金が19億円、合わせて53億円で財源不足額は13億円となっている。

## (カ) 病院事業

### a 事業数及び経営規模

昭和47年度末において病院事業を経営する地方公共団体の数は705団体であり、その病院数は940病院となっている。病院数を経営主体別にみると、都道府県営213病院(47都道府県)、指定都市営28病院(9指定都市)、市営268病院(237市)、町村営323病院(323町村)及び一部事務組合営108病院(89組合)となっている。

一般病院について規模別にみると、都道府県営病院の35.1%、指定都市営病院の42.3%、市営病院の40.0%が300床以上の大規模病院である。また、100床未満の小規模病院は全病院の36.4%で、しかもそのうち74.4%に当たる233病院は他に一般病院のない市町村の区域内に所在している。

昭和47年度末における病床数は18万8千床で、前年度(18万7千床)と比べ0.6%の増加となっており、取扱患者数は1億23百万人で、前年度(1億22百万人)と比べると1.5%増加している。なお、病床利用率 $\left(\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100\right)$ は78.2%(前年度77.2%)で、外来入院比率 $\left(\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100\right)$ は135.3%(135.6%)となっている。

### b 経営状況

#### (a) 損益収支

昭和47年度における病院事業の経営状況は、47年2月社会保険診療報酬の改定が行われた直後の年度であるにもかかわらず、全事業の半数を超える51.1%の事業が単年度欠損金199億円(前年度213億円)を生じ、その結果、累積欠損金は前年度の536億円から694億円へと158億円、29.6%増加し、また、不良債務も前年度の399億円から479億円へと80億円20.2%増加して経営内容は更に悪化する傾向にある。

純損失を生じた事業の比率を経営主体別にみると、都道府県営56.5%、指定都市営66.7%、市営54.2%、町村営49.2%、組合営44.9%となっている。また、医業収益対医業費用比率 $\left(\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100\right)$ は89.8%で、これを病院の種別でみると、一般病院91.4%(前年度87.8%)、結核病院72.7%

(66.3%)、精神病院 70.2% (65.7%) となっている。また、47 年度末において累積欠損金を有する事業数は全体の 66.7% に当たる 470 事業となり、不良債務を有する事業数は全体の 51.6% に当たる 364 事業となっている。

#### (b) 資本収支

資本的支出は 641 億円(前年度 613 億円)で、その内訳は建設改良費 514 億円、企業債償還金 86 億円、その他 41 億円となっている。これに対する財源は企業債 308 億円、他会計出資金等 217 億円、内部留保資金 70 億円で、財源不足額は 46 億円となっている。

#### (c) 他会計繰入金

他会計からの繰入金は 642 億円であり、このうち損益収支への繰入れは 403 億円で、総収益に対する比率は 10.4% である。また、資本収支への繰入れは 214 億円で、資本的支出の 33.4%、建設改良費の 41.7% となっている。なお、期間外収支への繰入れは 25 億円となっている。

### (キ) 公共下水道事業

#### a 事業数及び経営規模

昭和 47 年度末における公共下水道事業の数は 349 事業(法適用事業 29、法非適用事業 320)となっており、これを経営主体別にみると都道府県営 13 事業、指定都市営 9 事業、市営 287 事業、町村営 28 事業、企業団・一部事務組合営 12 事業となっている。

昭和 47 年度末における排水面積は 62 万 ha となっている。排水人口は 2,443 万人で前年度(2,225 万人)と比べると 218 万人、9.8% 増加し、年間処理水量は 70 億 m<sup>3</sup> で前年度(64 億 m<sup>3</sup>)と比べると 6 億 m<sup>3</sup>、9.9% 増加している。

公共下水道事業の建設投資額は 5,033 億円で前年度(3,698 億円)と比べると 1,335 億円、36.1% 増加しており、この財源としての地方債は 2,496 億円で前年度(1,922 億円)と比べると 574 億円、29.9% 増加している。

#### b 経営状況

##### (a) 損益収支

法適用の公共下水道事業の経営状況は、損益収支において他会計から

総収益の43.2%に当たる305億円が繰り入れられ、下水道料金は総収益の44.4%に当たる314億円となっており、この結果、純利益を生じた事業は22事業(全体の75.9%)、純損失を生じた事業は7事業(24.1%)となっている。

#### (b) 資本収支

法適用事業の資本的支出は2,554億円(前年度1,889億円)で、これに対する財源は企業債1,369億円(全体の55.0%)、他会計繰入金325億円(13.1%)、国庫補助金516億円(20.7%)、内部留保資金等を合わせて2,487億円で財源不足額は67億円(前年度24億円)となっている。

#### (c) 法非適用事業の経営状況

法非適用の公共下水道事業の経営状況は、損益収支において他会計繰入金221億円(収益的収入の60.2%)、下水道料金94億円(25.7%)、資本的収支においては、国庫補助金860億円(資本的収入の30.0%)、他会計繰入金441億円(15.4%)が計上されており、この結果、黒字事業は302事業(全体の94.4%)、赤字事業は18事業(5.6%)となっている。

### (ク) その他の地方公営企業

#### a 事業数

地方公共団体は以上の事業のほか各種の事業を経営しており、昭和47年度末における事業数は1,973事業(法適用326事業、法非適用1,647事業)となつている。その内訳は、港湾整備事業214事業、市場事業130事業、と畜場事業383事業、観光施設事業586事業、宅地造成事業475事業、有料道路事業42事業、駐車場整備事業81事業、その他の事業62事業である。

#### b 経営状況

##### (a) 港湾整備事業

法適用の港湾整備事業は20事業が純利益69億円を、6事業が純損失2億円を生じており、法非適用の港湾整備事業は144事業が黒字80億円を、30事業が赤字34億円を生じている。

## (b) 市場事業

法適用の市場事業は3事業が純利益37百万円を、8事業が純損失13億円を生じており、法非適用の市場事業は92事業が黒字3億円を、11事業が赤字5億円を生じている。

## (c) と畜場事業

法適用のと畜場事業は2事業が純利益3百万円を、4事業が純損失3億円を生じており、法非適用のと畜場事業は313事業が黒字4億円を、62事業が赤字9億円を生じている。

## (d) 観光施設事業

法適用の観光施設事業は112事業が純利益15億円を、43事業が純損失3億円を生じており、法非適用の観光施設事業は317事業が黒字8億円を、99事業が赤字17億円を生じている。

## (e) 宅地造成事業

法適用の宅地造成事業は27事業が純利益37億円を、6事業が純損失4億円を生じており、法非適用の宅地造成事業は305事業が黒字270億円を、91事業が赤字160億円を生じている。

## (f) 有料道路事業

法適用の有料道路事業は2事業が純利益1億円を、15事業が純損失20億円を生じており、法非適用の有料道路事業は18事業が黒字3億円を、3事業が赤字9億円を生じている。

## (g) 駐車場整備事業

法適用の駐車場整備事業は2事業が純損失3百万円を生じており、法非適用の駐車場整備事業は55事業が黒字1億円を、6事業が赤字1億円を生じている。

## (h) その他の事業

法適用の各種事業(採石、有線放送、林業、製材、畜産、自動車学校、骨材製造等)は40事業が純利益13億円を、20事業が純損失7億円を生じている。

## (2) 国民健康保険事業

昭和36年度に達成された国民皆保険の中で国民健康保険事業は、健康保険等の被用者保険と並んで我が国の社会保険制度の中で大きな役割を果たしている。

国民健康保険事業の保険者は、市町村（特別区、一部事務組合を含む）及び同種の事業又は業務に従事する者で構成されている国民健康保険組合である。被保険者は、原則として、被用者保険に加入していないすべての住民である。保険者は、被保険者に対して、一定の療養の給付等を行い、国民健康保険事業の中心である法定の医療給付に係る給付率は、すべての市町村について世帯主、世帯員とも7割であり、その財源は、原則として、保険税(料)及び国庫補助金によって運営される建前となっている。市町村が保険者となって実施している国民健康保険事業の概要は次のとおりである。

昭和48年3月31日現在の保険者は、3,287団体（大都市9、都市633、町村2,619、一部事務組合3、特別区23）であり、このうち直営診療所を設置している団体は773団体（都市135、町村638）である。これらを前年度と比べると、保険者は31団体増加し、直営診療所設置団体は18団体減少している。市町村合併の実施により年々減少していた保険者が昭和47年度において増加したのは、昭和47年5月15日に我が国に復帰した沖縄県の54市町村のうち47市町村が事業を実施したことによるものである。なお、全団体のうち沖縄県の7村は昭和48年4月1日から事業を実施し、鹿児島県の2村（三島村、十島村）は、離島であるため医師の確保が困難であることにより事業を実施していない。また、直営診療所設置団体は年々減少しているが、これは医師の確保難、交通事情等の環境条件の変化等によるものである。

昭和48年3月31日現在の被保険者数は、医療保険適用者総数1億748万2千人の38.8%に当たる4,169万3千人であり、世帯数は1,292万2千世帯となっている。これらを前年度と比べると、被保険者数は、前年度（4,105万3千人）より64万人、世帯数は、前年度（1,254万5千世帯）より37万7千世帯それぞれ増加している。これは、沖縄県の47市町村が事業を実施したこと及び人

口の自然増加に加え核家族化が進行していることなどにもよるものである。

国民健康保険事業会計は、保険給付を取り扱う事業勘定と、保険者が設置する直営診療施設を経理する直診勘定からなっているが、これらの状況は次のとおりである。

## ア 事業勘定

### (ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は8,324億円で、前年度(6,810億円)と比べると1,515億円、22.2%(前年度13.1%)増加しており、歳出決算額は8,057億円で、前年度(6,457億円)と比べると1,600億円、24.8%(前年度14.7%)増加している。

歳入の内訳をみると、国民健康保険税(料)は2,577億円で、歳入総額の31.0%を占め、前年度(2,213億円)と比べると364億円、16.4%(前年度16.0%)増加しており、国庫支出金は4,845億円で、歳入総額の58.2%を占め、前年度(3,826億円)と比べると1,019億円、26.6%(前年度8.2%)増加し、国民健康保険税(料)と国庫支出金の両者で歳入総額の89.2%(前年度88.7%)を占めている。国庫支出金のうち、療養給付費負担金は4,066億円で、歳入総額の48.8%を占め、前年度(3,178億円)と比べると888億円、27.9%(前年度7.6%)増加しており、財政調整交付金は498億円で、歳入総額の6.0%を占め、前年度(393億円)と比べると105億円、26.7%(前年度8.2%)増加している。このように、療養給付費負担金及び財政調整交付金が大幅に増加したのは、診療報酬の改定(昭和47年2月1日から実質12%引上げ)の平年度化、老人医療の無料化(昭和48年1月1日から実施)に伴う受診率の上昇による医療費の増こう等によるものである。また、都道府県支出金(180億円)及び他会計繰入金(239億円)のうち、財源補てん的なものは、それぞれ168億円、202億円にも及んでおり、歳入総額の2.0%、2.4%を占め、前年度(121億円、151億円)と比べるとそれぞれ47億円、38.9%(前年度20.0%)、51億円、34.0%(前年度8.9%)増加している。

### (イ) 歳出

歳出の内訳をみると、総務費は436億円で、歳出総額の5.4%を占め、前

年度(379億円)と比べると57億円、15.0%(前年度16.6%)増加している。総務費のうち、一般管理費と賦課徴収費を合わせたいわゆる事務費は380億円で、歳出総額の4.7%を占め、前年度(329億円)と比べると52億円、15.7%(前年度17.0%)増加している。この事務費に対する国庫負担金の比率は64.4%で、前年度(67.1%)と比べると2.7%減少している。次に、保険給付費は7,415億円で、歳出総額の92.0%を占め、前年度(5,820億円)と比べると1,595億円、27.4%(前年度13.5%)増加している。保険給付費のうち、療養諸費は7,292億円で、前年度(5,706億円)と比べると1,587億円、27.8%(前年度13.1%)増加している。このように、療養諸費が大幅に増加したのは、前述したように、診療報酬の改定の平年度化、老人医養の無料化に伴う受診率の上昇による医療費の増こう等によるものである。また、その他の給付費は92億円で、前年度(88億円)と比べると4億円、4.5%(前年度40.2%)増加している。

#### (ウ) 収 支

実質収支は267億円の黒字であるが、この実質収支額から財源補てん的な都道府県支出金、他会計からの繰入金及び他会計への繰出金を調整した再差引収支は前年度85億円の黒字から98億円の赤字に転じている。

この再差引収支額によって全団体を黒字団体と赤字団体に分けてみると、黒字団体にあっては、団体数は2,414団体で、前年度(2,745団体)と比べると331団体(大都市1、都市58、町村271、一部事務組合1)減少し、その黒字額は254億円で、前年度(321億円)と比べると67億円減少している。一方、赤字団体にあっては、団体数は873団体で、前年度(511団体)と比べると362団体(大都市4、都市84、町村273、一部事務組合1)増加し、その赤字額は353億円で、前年度(236億円)と比べると117億円増加している。再差引収支額による赤字額を団体種類別にみると、都市119億円、大都市114億円、特別区97億円、町村23億円となっている。このように、都市、大都市及び特別区の収支が悪いのは医療機関が発達していることもあって受診率が高く、医療費が増こうすること等にもよるが、保険税(料)率はその医療給付の水準に比較して低い点にも原因がある。なお、再差引収支額が全体で赤



字になったのは、昭和40年度以来7年振りのことである。

### イ 直 診 勘 定

直診勘定の歳入決算額は215億円で、前年度(181億円)と比べると34億円、19.0%(前年度9.6%)増加している。このうち、診療収入は158億円で、歳入総額の73.3%を占め、前年度(133億円)と比べると24億円、18.2%(前年度7.9%)増加している。歳出決算額は225億円で、前年度(194億円)と比べると31億円、16.0%(前年度9.0%)増加している。このうち、総務費(医師等に係る人件費を含む)は109億円で、歳出総額の48.4%を占め、前年度(96億円)と比べると13億円、13.7%(前年度11.3%)増加している。次に、医業費は72億円で、歳出総額の32.0%を占め、前年度(63億円)と比べると9億円、14.1%(前年度4.3%)増加している。なお、医業費の診療収入に占める比率は45.6%(前年度47.3%)である。

実質収支は11億円(前年度14億円)の赤字である。この実質収支額から、他会計からの繰入金を控除し、他会計への繰出金を加えた再差引収支は39億円の赤字であり、前年度(40億円)と比べると1億円赤字額が減少している。実質収支の黒字団体は598団体で、前年度(587団体)と比べると11団体(町村11)増加し、赤字団体は175団体で、前年度(204団体)と比べると29団体(都市2、町村27)減少している。

## (3) その他の事業

### ア 収 益 事 業

収益事業(競馬、自転車競技、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじ事業をいう。)のうち、公営競技については畜産及び機械工業等関連産業の振興を、宝くじ事業については浮動購買力の吸収を図りつつ地方財政資金を調達し、その健全化を図ることを目的として施行されるものである。

昭和47年度において収益事業を施行した地方公共団体の数は、延べ519団体(前年度498団体)である。これを事業別にみると、自転車競技事業を施行した団体が259団体(244団体)で最も多く、モーターボート競走事業124団体(119団体)、競馬事業73団体(75団体)、宝くじ事業56団体(52団体)、小型

自動車競走事業7団体(8団体)がこれに次いでいる。また、これを施行団体種類別にみると、都道府県では延べ78団体(81団体)が実施しており、市町村では延べ441団体(417団体)が実施している。

### (ア) 経営状況

昭和47年度の決算額は、歳入2兆93億円、歳出1兆9,609億円となっている。これを前年度に比べると、歳入3,604億円、21.9%、歳出3,462億円、21.4%それぞれ増加している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源及び他会計からの繰入金を控除し、他会計への繰出金を加えた額)は2,592億円の黒字であり、前年度(2,230億円)と比べると362億円、16.2%(前年度14.2%)増加している。

#### (イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計へ繰り入れられ(繰入額2,118億円、前年度の15.1%増)、道路、小・中学校等の教育施設、社会福祉施設、農業基盤等の整備事業などの財源として充当されている。繰入財源の一般財源に対する比率は2.7%で、前年度(2.8%)を若干下回っている。

収益金の使途状況を目的別にみると、土木費への充当額(721億円、繰入総額の34.0%)が最も多く、教育費(645億円、30.5%)がこれに次いでおり、この両者に繰入総額の64.5%が充当されている。このほか、民生費(136億円、6.4%)、農林水産業費(102億円、4.8%)、衛生費(98億円、4.6%)、商工費(33億円、1.5%)等の財源として活用されている。

なお、収益金のうち、公営企業に係る地方債の利子の軽減に資するための資金として、公営企業金融公庫に納付された額は83億円(前年度71億円)となっている。

## イ 共済事業

### (ア) 農業共済事業

昭和47年度において農業共済事業を実施した市町村は1,190団体で、前年度(1,204団体)と比べると14団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は、歳入245億円、歳出209億円で、前年度と

比べると、歳入は7億円、2.9%増加し、歳出は前年度と同額となっている。

なお、実質上の収支は19億円の黒字(前年度15億円)となっている。

#### (イ) 交通災害共済事業(直営方式)

昭和47年度において直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は231団体(2県、169市町村、60一部事務組合)で、前年度と比べ団体数は変わらず、加入者は1,972万人(前年度1,956万人)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は、歳入107億円、歳出74億円で、前年度と比べると歳入は15億3千万円、16.3%増加し、歳出は3億6千万円、5.7%増加している。なお、実質上の収支は、死亡事故による給付件数が減少したこともあって、14億円の黒字(前年度3億7千万円)となっている。

### ウ そ の 他

#### (ア) 公益質屋事業

昭和47年度において公益質屋事業を実施した市町村は103団体(前年度125団体)で、前年度と比べると22団体減少している。

公益質屋事業の決算額は、歳入13億37百万円、歳出12億89百万円で、前年度と比べると、歳入76百万円、5.4%、歳出80百万円、5.9%それぞれ減少している。

なお、実質上の収支は、2億45百万円の赤字となっている。

#### (イ) 公立大学附属病院事業会計

公立大学附属病院事業会計の決算額は、歳入284億円(前年度255億円)、歳出282億円(257億円)で、前年度と比べると、歳入29億円、11.4%、歳出25億円、9.7%それぞれ増加している。なお、実質上の収支は、他会計からの繰入金(80億円(歳入総額の28.4%))と多額に上っているにもかかわらず11億円(前年度12億円)の赤字となっている。

## 第2 昭和48年度及び昭和49年度の 地方財政の見通し

### 1 昭和48年度の地方財政

年度当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の概要、年度中の経済情勢の推移と国の財政及び地方財政の補正措置、地方公営企業に関する財政運営並びに地方財政の運営の状況をみると、次のとおりである。

#### (1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針

「昭和48年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(48年1月閣議決定)によれば、48年度の我が国経済は、前年度に引き続き拡大基調をたどるものとみられるが、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保するため、一層の配慮を払う必要が高まっている。一方、我が国の福祉水準の現状に照らし、経済成長の成果を活用しつつ、長期的視点から国民福祉の充実を図ることが、当面する重要な国民的課題となっている。また、対外経済面においては、最近の国際収支の状況にかんがみ、国際収支の均衡化を促進するため、引き続き格段の努力を払っていくことが緊要となっており、更に、国際協調の下に、国際通貨・貿易体制の新しい秩序づくりに寄与していくことが重要な課題とされている。

以上のような認識の下に、昭和48年度の経済運営に当たっては、経済社会基本計画実施の初年度として、財政金融政策を中心とする適切かつ機動的な政策運用により、我が国経済を息の長い安定した成長路線に定着させるよう努めるとともに、福祉志向型経済の実現をめざすことを基本とし、社会資本の整備、社会保障の充実、公害防止等環境保全対策の強化、地価対策の

推進、物価の安定、低生産性部門等の近代化、公共料金の抑制的取扱い、総合的対外経済政策の積極的推進、新しい経済構造の形成等の諸施策を重点的に講ずるものとされた。これにより、我が国経済は着実な拡大を続け、成長率は実質 10.7%(名目 16.4%)程度となるものと見込まれた。

昭和 48 年度の国の財政運営に当たっては、この経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、我が国経済の国内均衡と対外均衡の調和、長期的視野に立つ国民福祉の充実に努めることを基本とし、財源の重点的かつ効率的な配分、費用負担の適正化及び公債政策の適切な活用を図ることにより、社会資本の整備、社会保障の充実等国民福祉向上のための各般の施策を積極的に推進し、併せて総合的な物価安定対策の充実を図るものとされた。このため、財政規模は経済の安定的成長を保ちつつ、積極的に国民福祉向上の要請にこたえ得る程度のもthingとすること、中小所得者等の税負担の軽減を重点に所得税、住民税、相続税の減税を行うこと、財源の重点的かつ効率的な配分を徹底しつつ生活環境施設整備、社会保障の充実等の諸施策を推進すること、経済情勢の推移に機動的に対処するため公庫等に係る政府保証又は借入れの限度の弾力的措置を講ずること等を方針として、予算及び財政投融资計画を編成するものとされた。これにより、国の一般会計予算の規模は、14兆2,840億円で、前年度当初予算(11兆4,676億円)と比べて2兆8,164億円、24.6%の増加となり、財政投融资計画の規模は6兆9,248億円で、前年度当初計画(5兆3,954億円)と比べて1兆5,294億円、28.3%の増加となっている。なお、公債の発行額は2兆3,400億円(前年度当初発行予定額1兆9,500億円)、政府保証債の発行額は4,500億円(4,000億円)となっている。

## (2) 地方財政計画

昭和 48 年度の地方財政計画は、社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、適切な行財政運営を行うことを基本とし、地方財源の確保に配慮を加えつつ、長期的視野の下に、積極的に住民福祉の充実向上を図ることを目途として、次の方針に基づいて策定された。

第1に、個人の住民税をはじめとして1,717億円という大幅な地方税の減税を行い、住民負担の軽減合理化を図るとともに、特別土地保有税の創設及び土地に対する固定資産税の課税の適正化を行うこととする。

第2に、地方税及び地方交付税の伸張の状況等を考慮しつつ、昭和47年度において講じられた地方交付税の特例措置がなくなることによる影響を緩和するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において、資金運用部資金から950億円を借り入れ、地方公共団体に交付すべき地方交付税の財源に資することとする。また、沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金388億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとする。

第3に、福祉優先、生活優先の基調に立脚して住みよい環境づくりを推進するため、寝たきり老人対策、児童手当制度等の社会福祉対策、義務教育諸学校教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等の教育振興対策、人口急増地域における義務教育施設等の公共施設の整備対策、過疎対策、公害対策、広域市町村圏の振興対策等を重点に、財源措置の充実を図ることとする。更に、各種長期計画の改定に即応しつつ、地域の特性に応じた社会資本の計画的整備を推進するため、所要の措置を講ずることとする。

第4に、地方公営企業の経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、路面交通事業についての新たな再建制度の発足、地方公営企業に対する貸付資金の大幅な増額、企業会計に対する一般会計の負担の合理化等の措置を講ずることとする。

第5に、地方財政の健全化と財政秩序の確立のため、昭和47年度に実施した実態調査に基づき、国庫補助負担事業に係る地方公共団体の超過負担の早期解消を図るための措置等を講ずることとする。

これらの方針に基づいて策定された地方財政計画の規模は、14兆5,510億円で、47年度(11兆7,498億円)と比べて2兆8,012億円、23.8%の増加となっており、昭和36年度(24.4%)以来の高い伸びを示している。

なお、48年度当初の地方債計画は、大都市の再開発、人口急増地域における各種公共施設の整備等の都市対策の推進、生活環境施設整備の推進、過

疎対策等地域整備の推進、地方公営企業の健全化の推進を重点として、総額 2兆 2,530 億円の規模で策定された。この額は前年度当初計画(1兆 7,278 億円)と比べると、5,252 億円、30.4%の増加となつている。

### (3) 経済情勢の推移と財政運営の経過

#### ア 経済情勢の推移

前年度に引き続き拡大基調をたどるものとみられた我が国経済は、年度の前半には個人消費支出や民間設備投資等を中心にかなりの拡大を示したが、その後需給のひっ迫基調の下で著しい物価の騰貴が生じ、更に石油問題の発生により厳しい事態を迎えている。このような事態に対処するため、数次にわたる公定歩合の引上げ、公共事業等の施行時期の調整、財政の執行の繰延べ措置等の各般にわたる総需要抑制策が講じられてきたが、内外物価、国際収支等の動向をも考慮に入れた場合、昭和 48 年度の経済成長率は 6.4% (名目 21.9%)程度になるものと見込まれる。

#### イ 国の財政の補正措置

国の財政においては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、48 年産米の政府買入価格の引上げ等に伴う食糧管理特別会計への繰入れ、物価上昇に伴う生活保護基準等の引上げ、学校、保育所等の建築単価の是正、国鉄運賃値上げの実施期日の修正による減収補てんとしての事業費助成、国税三税の増収に伴う地方交付税交付金の増額等のため、昭和 48 年 11 月、総額 9,886 億円の補正予算が編成されたが、歳入面においては、租税及び印紙収入 1兆 5,080 億円、税外収入 106 億円が追加されるとともに、国債 5,300 億円が減額された。この補正予算の規模は大型の補正とされた前年度補正予算(6,513 億円)を上回るものであるが、内容においては、国債増発を財源として公共投資を大幅に追加した前年度とは基本的に性格を異にし、総需要の抑制を基調として、歳出に追加する経費は特に緊要にしてやむを得ない事項に絞られたものとなっている。なお、財政投融资計画については、48 年 9 月、10 月及び 11 月の 3 回にわたって改定が行われ、中小企業金融の拡充及び日本国有鉄道に対する財源補てんのため、総額 5,740 億円の増額措置がとられ

た。

#### ウ 地方財政の補正措置

地方財政においては、国の補正予算において国税三税が追加計上されたことに伴い、地方交付税が4,240億円増額された。このうち、地方交付税の再算定を通じて、給与改定に要する890億円、生活保護基準の引上げ、学校、保育所等の建築単価は正等に要する232億円、土地開発基金の積立てに要する900億円及び当初算定の際の調整減額分の復活に要する84億円、合計2,106億円が普通交付税の増額に充てられ、138億円が特別交付税の増額に充てられることとなり、1,996億円については、地方財政についても総需要抑制の見地からその運営が行われるよう強く要請される経済情勢にあること、石油問題を契機として経済環境が激変するおそれがあることにより明年度以降の地方財政は予断を許さない状況にあること等にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の減額に充てられることとなった。

なお、地方公務員の給与改定については、人事院勧告の内容が48年4月1日から俸給その他諸手当の改善により給与を15.39%引き上げるというものであり、国家公務員に準じて地方公務員の給与改定を行う場合の一般財源所要額は4,800億円と見込まれ、既に措置されていた2,430億円を差し引くと、新たな財源所要額は2,370億円（交付団体分1,830億円、不交付団体分540億円）と見込まれた。このため、法人関係税の増収及び既定経費の節約によるほか、交付団体については、890億円が地方交付税の増額によって措置されることとなったものである。

また、内外の経済情勢の厳しい推移にかんがみ、総需要抑制の見地から地方公共団体の事業執行について、地方債の運用を通じ、庁舎、集会施設等工事を繰延べても住民生活に直接の影響が少ないと認められる事業等について繰延べ措置が講じられ、更に、いわゆる枠外債を極力抑制する等事業費の抑制が図られた。

### (4) 地方公営事業に関する財政運営

#### ア 地方公営企業



昭和48年度においては、地方公営企業の経営基盤の強化を図るため、公営企業会計と一般会計との負担区分の適正な運用を図ることとし、地方財政計画に前年度(1,922億円)の36.1%増の2,609億円を計上するとともに、地方公営企業の建設投資のための資金の確保を図るため、地方債計画に公営企業会計分1兆1,790億円を計上した。

地方公営企業のうち、特に経営の悪化の著しい交通事業については、昭和48年度に路面交通事業に対して「地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律」が制定され、新たな財政再建制度が発足した。この再建においては、昭和47年度末における不良債務をたな上げするため新たに交通事業再建債(総額807億円うち48年度728億円)を発行するとともに国からこの再建債の利子補給(25億円)及びバス車両購入費の一部補助(14億円)を措置することとしたほか、地方公共団体の一般会計からも交通事業再建債の元利償還金(国の利子補給額を除く。)に対し補助することとしている。なお、経営再建の申出期限である昭和48年12月31日までに自治大臣に申出を行った団体は24団体である。また、地下鉄事業については、資本費負担の軽減を図るため、新線建設費補助を従来の50%、8年分割から更に66%、6年分割に改善し、123億円(運輸省所管)を措置したほか、特例債(314億円)、特例債孫利子補給(27億円)を計上し、経営の健全化を推進した。

なお、病院事業については、経営悪化の現状にかんがみ、地方公営企業経営研究会を設け、その経営の健全化を図るための諸方策が検討され、昭和48年12月とりあえず当面講ずべき措置についての報告が行われた。

公営企業金融公庫については、その貸付枠は2,191億円(地方債計画分2,009億円、地方公社分182億円)が計上された。貸付条件については、新たに高速鉄道事業に対する貸付けに関連して国の一般会計から補給金を交付することとし、これにより貸付金利の引下げを図るほか、上水道、下水道、高速鉄道の3事業に対する公庫資金貸付償還期限を25年(うちすえ置5年)(従来23年(うちすえ置3年))に延長した。なお、貸付利率については、数次にわたる公定歩合等一連の金利引上げによる資金調達コストの上昇に伴い最終的には基準利率は8.05%(昭和47年度7.1%)に、特別貸付利率は7.7%(6.4

%)及び8.0%(6.7%)にそれぞれ引き上げられた。

### イ 国民健康保険事業

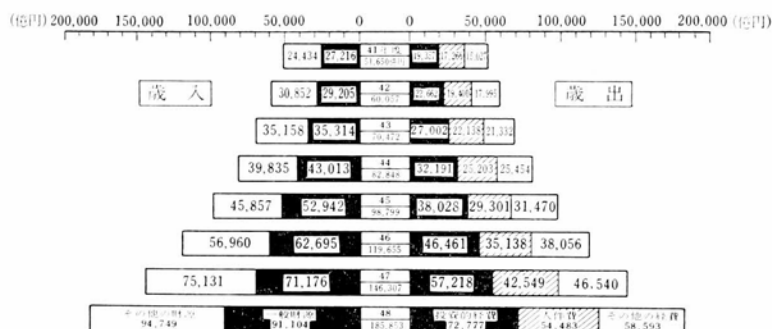
昭和48年度においては、低所得被保険者の保険税(料)の負担の軽減を図るため、減額対象基準のうち、基礎控除額が16万円(前年度15万円)に、世帯主以外の被保険者1人に対し加算する額が10万円(前年度9万円)にそれぞれ引き上げられた。また、老人医療の無料化に伴う受診率の上昇による医療費の増こりを考慮して老人医療対策臨時調整補助金34億円、高額療養費支給制度を実施する市町村に対する療養給付改善特別補助金7億円が措置された。

## (5) 地方財政運営の状況

昭和48年9月末日現在における地方公共団体の普通会計予算総額(都道府県、市町村(特別区、一部事務組合を含む。))の普通会計予算の単純合計額は、18兆5,853億円で、前年同期(14兆6,307億円)と比べると3兆9,546億円、27.0%の増加となっている。

なお、各年度の予算規模(毎年度9月末日現在)の推移は、第85図にみられるとおりであり、歳入歳出予算の主な内容は、次の表のとおりである。

第85図 予算額の推移



歳入予算の状況

区 分	予 算 額			構 成 比		増減率
	48年度	47年度	増減額	48年度	47年度	
地 方 税	億円 60,101	億円 45,883	億円 14,218	% 32.3	% 31.4	% 31.0
地 方 譲 与 税	1,729	1,561	168	0.9	1.1	10.7
地 方 交 付 税	28,387	22,998	5,389	15.3	15.7	23.4
娯楽施設利用税交付金	79	41	38	0.0	0.0	93.2
軽油引取税交付金	188	163	24	0.1	0.1	14.8
自動車取得税交付金	620	529	91	0.3	0.4	17.3
小 計	91,104	71,176	19,928	49.0	48.6	28.0
国 庫 支 出 金	40,175	31,028	9,147	21.6	21.2	29.5
地 方 債	18,882	15,478	3,404	10.2	10.6	22.0
そ の 他	35,692	28,625	7,068	19.2	19.6	24.7
合 計	185,853	146,307	39,546	100.0	100.0	27.0

歳出予算の状況

区 分	予 算 額			構 成 比		増減率
	48年度	47年度	増減額	48年度	47年度	
人 件 費	億円 54,483	億円 42,549	億円 11,934	% 29.3	% 29.1	% 28.0
物 件 費	10,885	8,887	1,998	5.9	6.1	22.5
維 持 補 修 費	2,273	1,960	313	1.2	1.3	16.0
扶 助 費	11,122	7,958	3,163	6.0	5.4	39.8
補 助 費 等	13,096	10,031	3,065	7.0	6.9	30.6
普 通 建 設 事 業 費	67,860	58,033	14,827	36.5	36.2	28.0
災 害 復 旧 事 業 費	3,826	3,214	612	2.1	2.2	19.0
失 業 対 策 事 業 費	1,092	971	121	0.6	0.7	12.4
そ の 他	21,218	17,704	3,514	11.4	12.1	19.8
合 計	185,853	146,307	39,546	100.0	100.0	27.0

## 2 昭和49年度の地方財政

昭和49年度当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の基本方針及び地方公営企業に関する財政運営をみると、次のとおりである。

### (1) 経済見通しと国の財政運営方針

「昭和49年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(49年1月閣議決定)によれば、昭和49年度の我が国経済においては特に年度当初に、石油の供給削減の影響による供給面の制約から、物資需給、物価、雇用等の面において、国民生活に少なからざる影響が及ぶことが懸念される。

このような認識の下に、昭和49年度の経済運営に当たっては、適切かつ機動的な政策運用により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するために、物価の安定確保を最優先の政策課題とし、総需要の抑制、物資需給の均衡確保、エネルギー消費の節減・合理化、長期的視点からの資源、エネルギー、食糧の安定的供給の確保等を図るとともに、国民福祉向上のための諸施策を引き続き推進し、また、国際経済関係の調和的発展のため経済協力等対外経済政策を講ずることなどを重点的に行うものとされている。以上のような経済運営の下において、昭和49年度の経済活動は、年度当初は停滞するものとみられるが、年度後半には回復、安定に向かい、経済成長率は実質2.5%(名目12.9%)程度にとどまるものと見込まれている。

昭和49年度の国の財政運営に当たっては、このような経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、国民生活の安定と福祉の充実に配意しつつ、抑制的なものとするとともに、今後の経済情勢の推移に対応し得るよう機動的、弾力的な運営を行うことを基本とし、このため、財政規模を厳に抑制し、公債及び政府保証債の発行額を縮小するとともに、給与所得者を中心とする税負担の軽減適正化を図るための大幅な減税を行い、公共料金は極力凍結することとされた。また、歳出内容については、国民生活の安定に寄与す

る施策の充実を図る一方、新幹線鉄道建設事業等巨額の経費を要する事業の繰延べをはじめ、公共事業等を前年度当初予算と同額以下に抑制し、組織新設の抑制、公務員の定員削減、既定経費の整理合理化等により、財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに、経済情勢の推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当たり、その弾力的運用を図り得るよう措置することとされた。この方針に基づいて編成された国の一般会計予算は、17兆994億円で、前年度当初予算(14兆2,840億円)と比べて2兆8,153億円、19.7%の増加となっている。なお、公債の発行額は2兆1,600億円(前年度当初発行予定額2兆3,400億円)、政府保証債の発行額は4,000億円(4,500億円)となっている。

## (2) 地方財政計画

昭和49年度の地方財政計画は、最近における物価上昇、石油問題等内外の経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、地方財源の確保に配慮を加えつつ、国と同一の基調により、総需要の抑制に資するため、公共投資をはじめとする歳出を極力圧縮するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、地域住民の生活の安定と福祉の充実を図るための施策を推進することを基本とし、併せて経済情勢の推移に応じて機動的、弾力的な運用を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づいて策定された。

第1に、個人の住民税及び事業税、小規模住宅用地の固定資産税等について3,663億円の大幅な減税を行い、住民負担の軽減合理化を図るとともに、市町村民税法人税割の税率引上げ等により地方税源を拡充強化し、自動車取得税の税率引上げをはじめとして地方道路財源の確保を図ることとする。

第2に、地方財政の状況等を考慮し、地方交付税について、昭和49年度の特例として交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高に相当する1,679億6,000万円を減額し、後年度において調整するものとする。

第3に、総需要抑制の見地から地方債の発行額を極力圧縮するとともに、地方債資金における政府資金の構成比率を高め、償還期限を延長する等地方債の質的改善を図る。

第4に、総需要抑制の要請をふまえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。

第5に、地方公営企業の経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、病院事業に対し不良債務解消のため新たな助成措置を講ずるとともに地方公営企業に対する地方債について、生活関連事業を中心とした重点的な増額及び貸付条件の改善等を行うこととする。

第6に、地方財政の健全化と財政秩序の確立を図るため、国庫補助負担制度の改善、超過負担の解消及び住民の税外負担の解消等のための措置を講ずることとする。

第7に、今後の経済情勢の推移及び地方公務員の給与改定等の財政事情の変化に対応し、地方財政の機動的、弾力的な運用を図るため、あらかじめ財源を留保することとする。

これらの方針に基づいて策定された地方財政計画の規模は、17兆3,753億円で、前年度(14兆5,510億円)に比べて2兆8,243億円増加し、その増加率は19.4%と46年度以降最も低い伸びとなっている。

なお、49年度当初の地方債計画は、厳しい経済情勢に対処するための総需要抑制の要請をふまえながら、住民福祉の向上と住みよい地域社会の形成を図るため、人口急増地域の学校施設整備、辺地及び過疎対策、同和対策、下水道及び上水道、公立病院に係る地方債を重点として、総額2兆3,390億円で策定された。これは、前年度当初計画(2兆2,530億円)に比べ、860億円、3.8%の増加となっている。

### (3) 地方公営企業に関する財政運営

地方公営企業については、地域住民の生活の安定と福祉の向上に資するため、引き続き経営の改善合理化を進め、経営基盤の強化を図るとともに、厳しい環境の中において社会経済情勢の変化に即応し得るよう体制を整える必要がある。このため前年度に引き続き公営企業会計と一般会計との負担区分の適正な運用を図ることとし、地方財政計画に公営企業繰出金として3,505

億円(前年度に比べて896億円、34.3%の増)を計上するとともに、建設投資のための資金については、昭和49年度は総需要抑制の要請にこたえながら、住民へのサービスの安定した提供を確保するため、福祉関連、生活関連等緊急性の高い事業に対する貸付枠を重点的に確保することとし、地方債計画に公営企業関係分1兆3,100億円(前年度に比べて1,310億円、11.1%の増)を計上することとしている。

病院事業については、経営悪化の現状にかんがみ、その健全化を図るための当面の措置として、昭和48年度末における不良債務が多額にのぼる病院事業を経営する地方公共団体に対し、当該不良債務をたな上げするための企業債(公立病院特例債545億円)の発行を認め、その利子について、所要の助成(4億6,700万円)を行行うこととし、また、厚生省予算において不採算地区病院対策として、公的病院特殊診療部門運営費補助金を拡充し、新たに地方公共団体の経営する病院に対する助成措置(2億4,100万円)を講ずることとしている。

交通事業については、路面交通事業に対して昭和48年度から経営の健全化のための立法措置が講じられたが、引き続き再建その他経営の健全化対策を推進することとし、交通事業再建債(79億円)の発行、交通事業再建債の利子補給(55億円)及びバス車両購入費の一部補助(14億円)を措置することとしている。また、地下鉄事業についても、引き続き新線建設費補助164億円(運輸省所管)、特例債(311億円)、特例債孫利子補給(53億円)を計上することとしている。

水道事業についても、経営の健全化を図るため、水源開発対策、広域化対策及び料金格差是正のための高料金対策を進め、資本費負担の軽減を図ることとしている。

公営企業金融公庫については、厳しい金融環境にあって、政府保証債の増額等による地方公営企業に対する貸付枠の確保、出資金の増額、国庫補給金の増額等により、その業務の拡充強化を図ることとするほか、貸付条件については、資源関連事業であるガス、電気の2事業を新たに7.7%の特利事業に加え、上水道、下水道の2事業に対する償還期限を28年(うちすえ置5年)

(従来 25 年(うちすえ置 5 年))に、有料道路事業に対する償還期限を 20 年(うちすえ置 3 年)(従来 15 年(うちすえ置 2 年))に延長することとされている。



### 第 3 最近の地方財政の傾向と課題

(ア) 最近の地方財政は、住民福祉の向上の要請に対応して財政需要が著しく増こうし、その規模は年々拡大の一途をたどっている。近年における地方財政の推移をみると、昭和 41 年度以降の地方財政は、経済の発展を背景として、地方税、地方交付税等一般財源の伸びに支えられ、ほぼ順調に推移してきた。その間、昭和 46 年度の後半から 47 年度の当初にかけては、国際通貨不安に伴う景気停滞の影響を受けて、一般財源の伸びみに伴い多額の財源不足が見込まれるという異例の事態に直面することとなったが、これに対処して特別の財政措置が講じられたほか地方公共団体の自主的な努力も相まって、この難局を切り抜けることができた。その後、昭和 47 年度に入ると、積極的な景気振興策の浸透につれて景気は急速に回復し、これに伴い地方財政の決算規模は名目経済成長率を上回る伸びを示し、決算収支も好転した。しかしながら、決算の内容を更に掘り下げてみるとこのような規模の拡大及び収支の好転の反面、歳入歳出両面にわたって財政構造上見逃すことのできない問題が生じている。すなわち、昭和 46 年度以降、歳入面においては、社会保障の充実、社会資本の整備等の要請に積極的にこたえることとするため、国庫支出金、地方債等特定財源の大幅な拡充が図られたこともあって、歳入総額に占める一般財源の割合が低下し、他方、歳出面においては、人件費を中心とする義務的経費の伸びが一般財源の伸びを上回るとともに、投資的経費に占める単独事業費の割合が低下するという状況がみられる。このような歳入歳出両面にわたる財政構造の弾力性低下、単独事業縮少の傾向に加えて、地方債現在高及び債務負担行為が増加しつつあり、後年度の財政運営に問題を残している。

以上のような地方財政の推移の中で、地方公共団体は、住民福祉の向上と住みよい地域社会の建設という課題にこたえるべく生活関連施設を中心とする各種社会資本の整備を推進するとともに福祉施策の拡充を図ってき

たが、これら社会資本の整備の状況や福祉水準は未だ満足すべき状態に達していない。これに加えて、経済の高度成長の過程において、自然環境の汚染、過疎過密等の各種の不均衡が生じており、更に、最近においては、石油危機も重なって、異常な物価の高騰と生活物資の需給のひっ迫が生じ、これらの諸問題の解決が極めて重要な政策課題となっている。

このような激動する社会経済情勢の下にあって、当面する困難を克服し、経済各部門間の均衡のとれた安定的成長を確保しつつ住民福祉の向上を図っていくためには、国及び地方公共団体が経済動向の変化に機動的、弾力的に対応しながら、多様化しつつある住民の行政に対する要請を的確には握し、これに対処していかなければならないが、その中で、地域住民に直結する行政の担い手として、地方公共団体の果たすべき役割はますます重要になってきており、従来にもまして地方財政の充実強化と合理的、効果的な行財政運営が要請されている。以下、地方財政が当面している主な課題について概観する。

#### 1 資源配分の適正化と地方財源の充実強化

福祉優先の財政経済政策を積極的に展開し、住みよい地域づくりを図っていくためには、公共部門と民間部門との間の適正な資源配分を確保するとともに、国及び地方公共団体が一体となって、福祉向上のための諸般の施策を強力に推進することが肝要である。中でも、地方公共団体は住民の日常生活に直結する行政の担い手として、その果たすべき役割は極めて重要であり、地方公共団体がよくその責務を果たし、住民福祉の実を挙げるためには、地方財源の充実強化を図っていく必要がある。

その第1は、地方税源の充実の問題である。住民福祉の向上を主眼として、国土の均衡ある発展と住みよい地域づくりを推進していくためには、国と地方との責任の分担を明らかにするとともに、国の補助又は負担を伴って実施する事業のみならず、単独事業の面においても、住民の意向を生かし、地域の特性に即してきめ細かい行政活動を進めていくことが必要である。このため、自主財源の根幹をなす地方税源については、従来その充実についての措置が講じられてきたところであるが、更に、今後の行政

需要の増こうに対処し得るよう、都市税源、道路目的財源を中心として、引き続きその充実強化を図るよう検討することが必要である。

第2は、地方交付税の安定確保の問題である。地方交付税は地方税とともに一般財源の大宗をなすものであり、地方公共団体の重要な財源となっている。地方公共団体は、それぞれの地域の経済的、社会的条件を反映して多種多様な財政構造を有しているので、すべての地方公共団体が福祉社会実現のため増大する財政需要に対処し、自主的かつ安定した財政運営を確保し得るようになるためには、地方税の充実強化と併せて、地方交付税の所要額を安定的に確保することが必要であり、今後とも、国及び地方財政の長期的動向を勘案しつつ、そのための方策について検討する必要がある。

第3は、国庫支出金の充実改善の問題である。生活関連社会資本の整備及び社会福祉施策の充実は、国、地方公共団体を通じての重要な課題であることにかんがみ、これらの施設整備ないし施策に対する国庫補助負担制度について改善を進め、その充実を図る必要がある。また、いわゆる地方公共団体の超過負担については、その解消のための努力が続けられているが、今後とも、補助対象範囲、補助単価等について超過負担を生じないようその適正化に努める必要がある。

第4は、地方債の計画的運用と資金良質化の問題である。従来、社会資本の立ち遅れを取り戻すため、地方債が積極的に活用されてきたが、公債費の増こう等に伴い将来の財政運営が圧迫されることのないよう、地方債の活用に当たっては、地方公共団体は、公債費の動向等を総合的に勘案して計画的な地方債の発行に努める必要があり、国においては、引き続き良質な地方債資金の確保と貸付条件の改善に配慮する必要がある。

なお、以上のような各般にわたる財源の充実強化と併せて、国と地方公共団体間、地方公共団体相互間、地方公共団体と住民間の経費負担関係を適正に維持して財政秩序の確立を図っていくことが、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発展を図るため必要不可欠である。

## 2 行財政運営の計画化とその効率的な執行

立ち遅れている社会資本の整備、過密過疎対策、公害対策等地方公共団体が当面している課題の解決に当たっては、いずれも長期的な展望に立って計画的、重点的に対処していくことが必要である。特に、限られた財源で効果的な行財政運営を行うには、事業の選択に当たって、住民福祉の向上のため必要不可欠な教育施設、社会福祉施設、生活環境施設等に重点的な配慮を加えつつ、事業を計画的に実施していくことが必要である。

近年、地方公共団体における経常的経費、中でも人件費の増加は著しいものがあるが、制度改革による人員の増加及び国に準じて行う給与改定等に伴う人件費の増加は別として、法令の根拠に基づかない給与の支給や適正を欠く定員の増加等が人件費増加の原因となっている面も少なくない。いままでもなく人件費の増加は、財政構造の硬直化を招き、住民福祉の向上に支障をきたすことともなりかねないので、今後、地方公共団体は、定員の抑制及び給与水準適正化のため一層の努力を傾注する必要がある。更に、時代の進展に伴う行政態容の変化に応じて、常に既存の事務、機構、定員、既定経費等について検討を加え、不要不急の事務の整理、機構の簡素合理化、定員管理の適正化、効果の上がっていない補助負担金の整理、物件費の節減等により全般的な行政経費の節約、合理化を図っていくことが必要である。

## 3 物価の安定のための地方財政の機動的な運営

近年、高福祉社会実現のため地方公共団体の果たすべき役割が重要さを加えるにつれて地方財政の規模も年々拡大してきており、公経済において大きな比重を占める地方財政についても経済情勢の推移に応じて機動的、弾力的な運用を図ることが強く要請されている。

特に、最近における異常な物価の上昇を克服し、物価の安定を実現することが当面の重要課題となっているが、このために総需要の抑制を図ることが求められている折から、昭和49年度の地方財政については、地域住民の生活安定と福祉充実に配慮しつつ、国と同一の基調の下に公共投資をはじめとする歳出を極力圧縮するとともに財源の重点的配分と経費支出の

効率化に努めることが望まれている。

- (イ) 地方公営企業は、水道、交通、病院をはじめ電気、ガス、市場等各種の事業分野において、地域住民に直結したサービスの提供を行い、豊かで住みよい地域社会の建設の一翼を担って年々拡大発展を遂げているが、今後も、高福祉社会の建設の要請にこたえて、その果たすべき役割は一層重要性を増していくものと考えられる。しかしながら、地方公営企業の経営状況は、最近における社会経済の著しい変ほうに伴う企業環境の著しい悪化や毎年の給与改定に伴う職員給与費の増こう、建設改良費の増大に伴う資本費の増加、料金適正化の遅れ等により、極めて困難な状況に置かれている。

このため、交通事業及び病院事業については、過去の不良債務を解消し経営の健全性を確保するための国の財政措置が、昭和48年度及び49年度からそれぞれ講じられることとなったが、今後更に次の諸点を中心に施策を推進する必要がある。

第1は、地方公営企業のうち、特に経営の悪化している交通事業及び病院事業については、早期に経営の再建その他経営の健全化を図り、経営基盤の確立を推進する必要がある。交通事業については、バス路線の再編成、勤務体制の改善合理化等を通じて路面交通事業の経営の再建の達成に努めるとともに、都市における大量公共交通機関の機能を確保するため、バスレーンの設定、駐車規制等都市交通環境の整備改善を促進することが肝要である。病院事業については、公立病院の置かれている地位や果たすべき役割をどう考えるかなどという基本的な問題を含め、総合的な対策について検討を進める必要があるが、昭和49年度から当面の緊急措置が講じられることとなるのを機に更に経営合理化の徹底と負担区分の適正な運用により、その経営の健全性を早急に回復するよう努力する必要がある。

第2は、地方公営企業に対する建設投資を地域住民の生活関連事業を中心に、引き続き重点的に推進する必要がある、特に水資源及び電力の開発や、地下鉄等都市交通機関の建設整備が強く要請されている。

水道事業については、今後の水需要の大幅な増大に伴い都市用水の絶対

量の不足が懸念されている現状にかんがみ、水資源の積極的な開発が強く要請されるほか、広域化対策等に対する財政措置の拡充、料金格差是正のための高料金対策を推進する必要がある。電気事業については、最近の原油確保の不安定、価格の高騰、更に火力発電の公害問題等から国産エネルギーである水力の緊急開発が要請されてきている。また、都市交通については、路面交通の渋滞に伴い、今後の都市交通の基幹となる地下鉄の建設推進をはじめ、モノレール、新交通システム等の導入についてもその検討が急がれている。

第3は、最近、地方公営企業においてコストが急速に上昇しつつあるが、これにいかに対処し、経営の健全化を図るかという課題がある。年々の給与改定による人件費の増こうや原材料費の高騰等に伴い、最近、原価の上昇が著しいが、このような原価の上昇分については、まず経営合理化の推進によって極力これを吸収するよう企業努力を傾注することが必要であるが、その不可能な部分については、料金改定によって利用者に適正な負担を求めるよう検討することも必要である。

## 図 表 索 引

第1図 決算規模の推移	8
第2図 実質収支の推移	9
第3図 決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移	9
第4図 財政再建団体数の推移	10
第5図 歳出決算額に占める義務的経費と投資的経費の比率 の推移	14
第6図 一般財源充当額構成比(性質別)の推移	16
第7図 人口急増市町村等の歳入決算額の状況	17
第8図 人口急増市町村等の目的別歳出決算額の構成比	18
第9図 人口急増市町村等の性質別歳出決算額の構成比	19
第10図 人口急増市町村等の目的別普通建設事業費の状況	20
第11図 人口急増市町村等の普通建設事業費の財源構成比の 状況	21
第12図 一部事務組合の設置目的別団体数の推移	23
第13図 一部事務組合の歳出決算額及び組合施行比率の推 移	25
第14図 国税と地方税の状況	28
第15図 道府県税収入額の状況	31
第16図 市町村税収入額の状況	32
第17図 歳入総額に占める一般財源の比率の分布状況	
その1 道府県	34
その2 都市	35

その3 町 村	35
第18図 純計歳出額等の国民総支出に対する比率及び政府・民間総固定資本形成の対前年度増加率	40
第19図 国・地方を通ずる純計歳出規模	41
第20図 目的別歳出決算額の構成比	43
第21図 目的別歳出決算額の増加状況	45
第22図 土木費の目的別内訳	47
第23図 土木費の性質別内訳	48
第24図 土木費の普通建設事業費の推移	49
第25図 道路交通安全対策経費の状況	50
第26図 教育費の目的別内訳	50
第27図 教育費の性質別内訳	51
第28図 公立学校児童・生徒数の推移	52
第29図 農林水産業費の目的別内訳	53
第30図 農林水産業費の性質別内訳	54
第31図 農林水産業費の普通建設事業費の推移	54
第32図 商工費の性質別内訳	55
第33図 商工費の貸付金貸付額の推移	56
第34図 民生費の目的別内訳	57
第35図 民生費の性質別内訳	58
第36図 民生費の普通建設事業費の推移	58
第37図 民生費の扶助費の内訳	59
第38図 生活保護の被保護人員及び保護率の推移	60
第39図 労働費の目的別内訳	61



第40図	労働費の性質別内訳	61
第41図	衛生費の目的別内訳	62
第42図	衛生費の性質別内訳	63
第43図	衛生費の普通建設事業費の推移	63
第44図	公害対策経費の状況	65
第45図	警察費の性質別内訳	66
第46図	消防費の性質別内訳	67
第47図	性質別歳出決算額の構成比	69
第48図	性質別歳出決算額の増加状況	70
第49図	普通建設事業費の増加状況	71
第50図	普通建設事業費の推移	71
第51図	普通建設事業費の目的別増加状況	73
第52図	普通建設事業費の目的別の状況	75
第53図	普通建設事業費の財源構成比の推移	76
第54図	人件費の推移	79
第55図	平均給料月額	81
第56図	地方公務員数の構成	82
第57図	地方公務員数の推移	83
第58図	扶助費の目的別構成比の推移	84
第59図	公債費の推移	85
第60図	地方債現在高の推移	91
第61図	債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の推移	92
第62図	積立金現在高の推移	93

第63図	投資的経費の目的別の状況	94
第64図	道路整備の状況	95
第65図	外国の道路舗装率の状況	96
第66図	橋りょう整備の状況	98
第67図	公営住宅等の設置者別比率	99
第68図	入居競争率の状況	100
第69図	幼稚園数と園児数の設置者別比率	101
第70図	小学校施設の状況	101
第71図	中学校施設の状況	102
第72図	高等学校施設の状況	103
第73図	保育所の公営と私営の状況	104
第74図	老人ホームの状況	104
第75図	し尿の処理計画人口等と衛生処理率の推移	106
第76図	し尿処理の状況	107
第77図	ごみの処理計画人口等と焼却処理等による処理率の 推移	108
第78図	ごみ処理の状況	108
第79図	地方公営企業の事業数	109
第80図	決算規模の状況	110
第81図	職員数の状況	110
第82図	建設投資額の推移	111
第83図	企業債元利償還金対料金収入比率の推移	112
第84図	職員給与費対料金収入比率の推移	113
第85図	予算額の推移	139

# 資 料 編

表内の記号は、次によった。

— 皆無（該当なし。）

0 単位未満

△ 負 数

…… 不 明

# 資料編目次

## 〔昭和47年度の地方財政〕

### 〔地方公共団体数等〕

第1表	地方公共団体数の推移	176
第2表	団体種類別人口の推移	176
その1	国勢調査人口及び1団体当たり面積の推移	176
その2	都道府県別国勢調査人口の状況	178
第3表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	179
第4表	一部事務組合の設置目的別団体数の推移	179

### 〔決算規模〕

第5表	決算規模の状況	180
その1	単純合計額の状況	180
その2	純計額の状況	181
第6表	純計決算額の推移	182

### 〔決算収支〕

第7表	決算収支の状況	184
その1	黒字、赤字団体別の状況	184
その2	赤字団体及び赤字額の増減状況	186
第8表	実質収支の推移	186
その1	収支額の推移	186
その2	対前年度増減額の状況	186
第9表	単年度収支の状況	188

第10表	財政再建の状況	188
その1	種類別による推移(市町村)	188
その2	完了予定年度別	189
その3	準用団体等に対する融資あつせんの状況	188

〔歳入の状況〕

第11表	歳入決算額の状況	190
第12表	歳入決算額の推移	192

〔地方税〕

第13表	地方税の状況	194
その1	総括	194
その2	道府県税	194
その3	市町村税	196
その4	個人諸税の状況	196
その5	法人諸税の状況	197
第14表	昭和47年度法定外普通税の状況	198
その1	都道府県	198
その2	市町村	199
第15表	給与所得者の住民税所得割の負担状況 (夫婦、子2人)	198
その1	所得割軽減額	198
その2	課税最低限の推移	199
第16表	市町村民税超過課税等の状況	200
その1	市町村民税個人均等割税率別市町村数	200
その2	市町村民税所得割税率別市町村数	200
その3	市町村民税法人均等割税率別市町村数	200

その4	市町村民税法人税割税率別市町村数	202
その5	固定資産税税率別市町村数	202
第17表	地方税徴収率の推移	202
その1	都道府県	202
その2	市町村	203
第18表	国税と地方税の収入状況	204
第19表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	206

### 〔地方譲与税〕

第20表	地方譲与税の状況	208
その1	交付の状況	208
その2	収入超過団体に対する譲与制限の状況	208

### 〔地方交付税〕

第21表	地方交付税の状況	210
その1	配分状況	210
その2	算定基礎	210
その3	普通交付税算定状況	212
その4	基準財政需要額及び基準財政収入額の状況	212
その5	交付・不交付団体の状況	212

### 〔一般財源〕

第22表	一般財源の状況	214
その1	総括	214
その2	大都市	214
その3	都市	216
(1)	中都市	216

(2) 小都市	218
その4 町村	218
その5 特別区	220
第23表 一般財源の推移	220
その1 純計	220
その2 都道府県	220
その3 市町村	222
第24表 昭和47年度一般財源の人口1人当たり額の状況	224
その1 都道府県	224
その2 市町村	224
(1) 類型区分の状況	224
ア 都市	224
イ 町村	225
(2) 都市	226
(3) 町村	227

### 〔国・県支出金〕

第25表 国・県支出金の状況	228
その1 国庫支出金の状況	228
その2 公共事業に係る国庫負担の引上額の状況	228
その3 昭和47年度における新産業都市等に対する 国の財政援助の状況	228
その4 都道府県支出金の状況	229

### 〔地方債〕

第26表 地方債発行状況	230
第27表 昭和47年度地方債許可状況	232

## 〔使用料・手数料〕

第28表 使用料及び手数料の状況	236
------------------	-----

## 〔繰入金〕

第29表 繰入金の状況	236
-------------	-----

## 〔その他の収入〕

第30表 その他の収入の状況	238
----------------	-----

## 〔地方財政と国家財政等〕

第31表 地方財政と国の財政との累年比較	238
----------------------	-----

第32表 昭和47年度国・地方の目的別歳出の状況	240
--------------------------	-----

第33表 国民総生産と国民総支出	242
------------------	-----

第34表 国民所得に対する租税負担率	244
--------------------	-----

第35表 租税の実質的配分状況	246
-----------------	-----

第36表 政府の財貨サービス購入額	248
-------------------	-----

その1 総括	248
--------	-----

その2 地方財政分	248
-----------	-----

## 〔目的別歳出の状況〕

第37表 目的別歳出決算額の状況	250
------------------	-----

その1 総括	250
--------	-----

その2 推移	252
--------	-----

## 〔民生費〕

第38表 民生費の状況	252
-------------	-----

その1 目的別内訳	252
-----------	-----



その2	性質別内訳	252
その3	財源内訳	254
第39表	社会福祉費の状況	254
第40表	老人福祉費の状況	254
第41表	児童福祉費の状況	256
第42表	生活保護費の状況	256
第43表	被保護者数の推移	256
第44表	災害救助費の状況	258

### 〔衛生費〕

第45表	衛生費の状況	258
その1	目的別内訳	258
その2	性質別内訳	258
その3	財源内訳	260
第46表	公衆衛生費の状況	260
第47表	結核対策費の状況	260
第48表	保健所費の状況	262
第49表	清掃費の状況	262
参考表(1)	廃棄物処理施設整備計画(昭和47～50年度)	262

### 〔労働費〕

第50表	労働費の状況	264
その1	目的別内訳	264
その2	性質別内訳	264
その3	財源内訳	264
第51表	失業対策費の状況	266

〔農林水産業費〕

第52表 農林水産業費の状況	266
その1 目的別内訳	266
その2 性質別内訳	266
その3 財源内訳	268
第53表 農業費の状況	268
第54表 畜産費の状況	268
第55表 農地費の状況	270
第56表 林業費の状況	270
第57表 水産業費の状況	270
参考表(2) 土地改良長期計画(昭和48～57年度)	272
参考表(3) 第5次漁港整備5か年計画(昭和48～52年度)	273

〔商工費〕

第58表 商工費の状況	272
その1 性質別内訳	272
その2 財源内訳	272

〔土木費〕

第59表 土木費の状況	274
その1 目的別内訳	274
その2 性質別内訳	274
その3 財源内訳	274
第60表 道路橋りょう費の状況	276
参考表(4) 第7次道路整備5か年計画(昭和48～52年度)	276
第61表 河川海岸費の状況	276

参考表(5) 第4次治山治水事業5か年計画(昭和47~51年度) .....	278
その1 第4次治水事業5か年計画 .....	278
その2 第4次治山事業5か年計画 .....	279
第62表 港湾費の状況 .....	278
参考表(6) 第4次港湾整備5か年計画(昭和46~50年度) .....	280
第63表 都市計画費の状況 .....	280
その1 目的別内訳 .....	280
その2 性質別内訳 .....	280
参考表(7) 第7次道路整備5か年計画中の街路事業(昭和48~52年度) .....	282
参考表(8) 第3次下水道整備5か年計画(昭和46~50年度) .....	283
その1 事業費 .....	283
その2 整備状況等 .....	283
第64表 住宅費の状況 .....	282
参考表(9) 第2期住宅建設5か年計画(昭和46~50年度) .....	284

## 〔消 防 費〕

第65表 消防費の状況 .....	284
その1 性質別内訳 .....	284
その2 財源内訳 .....	284
第66表 消防施設等整備費補助金による整備状況 .....	286
第67表 火災発生状況 .....	286

## 〔警 察 費〕

第68表 警察費の状況 .....	288
その1 性質別内訳 .....	288

その2	財源内訳	288
第69表	交通事故等発生状況	289
第70表	警察職員数の推移	288

## 〔教育費〕

第71表	教育費の状況	290
その1	目的別内訳	290
その2	性質別内訳	290
その3	財源内訳	290
第72表	小学校費の状況	292
第73表	中学校費の状況	292
第74表	高等学校費の状況	292
第75表	教員数等の推移(公立学校分)	294
その1	小学校	294
その2	中学校	294
その3	高等学校	296
第76表	社会教育費の状況	296
第77表	保健体育費の状況	296

## 〔性質別歳出の状況〕

第78表	性質別歳出決算額の状況	298
その1	総括	298
その2	推移	298
第79表	一般財源の充当状況	300
その1	総括	300
その2	推移	300

## 〔人 件 費〕

第80表	人件費の状況	302
その1	人件費の内訳	302
その2	財 源 内 訳	302
その3	団体種類別内訳	302
第81表	人件費中の職員給の状況	304
その1	目的別内訳	304
その2	平均給料月額 of 状況(全会計分)	304
その3	給与改定の状況	304
第82表	地方公務員数の状況	306
その1	総 括	306
その2	推 移	306

## 〔物 件 費〕

第83表	物件費の状況	308
------	--------	-----

## 〔維持補修費〕

第84表	維持補修費の状況	308
------	----------	-----

## 〔扶 助 費〕

第85表	扶助費の状況	310
------	--------	-----

## 〔補 助 費 等〕

第86表	補助費等の状況	310
------	---------	-----

## 〔投資的経費〕

第87表	普通建設事業費の状況	312
------	------------	-----

その1	性質別内訳	312
その2	財源内訳	312
その3	目的別内訳	314
第88表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	316
第89表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	316
第90表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	318
第91表	災害復旧事業費の状況	318
その1	性質別内訳	318
その2	目的別内訳	320
その3	財源内訳	320
第92表	災害復旧事業の進捗状況	320
その1	総括	320
その2	事業別	322
第93表	失業対策事業費の状況	324
その1	性質別内訳	324
その2	財源内訳	324

## 〔繰出金等〕

第94表	繰出金の状況	326
その1	繰出先別内訳	326
その2	目的別内訳	326
その3	繰出先別、繰出目的別内訳	326
第95表	積立金の状況	328
その1	増減状況	328
その2	現在高の状況	328
その3	現在高の推移	328
第96表	投資及び出資金の状況	330

その1	目的別内訳	330
その2	現在高の状況	330
第97表	貸付金の状況	332
その1	目的別内訳	332
その2	現在高の状況	334
第98表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	334
その1	推    移	334
その2	事業別内訳	336

### 〔公債費〕

第99表	公債費の状況	338
その1	性質別内訳	338
その2	財源内訳	338
第100表	地方債償還額の状況	340
第101表	地方債現在高の状況	342
その1	目的別内訳	342
その2	借入先別内訳	344
その3	利率別内訳	344
その4	推    移	346

### 〔債務負担行為額〕

第102表	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の 状況	346
-------	----------------------------	-----

### 〔資金収支〕

第103表	昭和47年度資金収支の状況	348
その1	収入、支出額	348

その2	各四半期別構成比	350
-----	----------	-----

〔施設の現況〕

第104表	社会福祉施設の状況(公営分)	352
第105表	児童福祉施設の収容定員の推移(公営分)	354
第106表	保健衛生施設等の状況	354
その1	施設の状況	354
その2	保健衛生水準の状況	354
第107表	し尿及びごみ収集処理の状況	355
その1	し尿処理	355
その2	ごみ処理	355
第108表	道路橋りよりの現況	356
その1	道路の現況	356
その2	橋りよりの現況	356
その3	主要11か国の道路整備及び自動車保有の状況	356
第109表	公営住宅等の管理状況	358
第110表	消防施設の状況	358
その1	消防本部・署等の設置状況	358
その2	消防施設の状況	359
第111表	教育施設の状況(公立学校分)	360
その1	義務教育	360
その2	高等学校	362
その3	幼稚園	362
第112表	各国における初等・中等学校の教員1人当たり 生徒数の状況(公立学校分)	363



第113表	社会教育施設等の状況(公立分)	363
-------	-----------------	-----

〔公営事業〕

第114表	地方公営企業の事業数	364
その1	事業数調	364
その2	法適用事業数の推移	364
第115表	地方公営企業の職員数	366
第116表	地方公営事業決算の状況	366
第117表	昭和47年度法適用企業決算の状況	368
その1	収益及び費用の状況	368
その2	費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況	368
その3	資本的収支の状況	370
その4	資産、負債及び資本に関する調	370
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	372
第119表	昭和47年度法非適用企業決算の状況	374
第120表	国民健康保険事業決算の状況	376
その1	収支の状況	376
(1)	事業勘定	376
(2)	直診勘定	376
その2	歳入歳出内訳	378
(1)	事業勘定(歳入)	378
	事業勘定(歳出)	380
(2)	直診勘定(歳入)	380
	直診勘定(歳出)	382
その3	国民健康保険、健康保険の被保険者数等の状況	382
その4	総所得金額等の段階別国民健康保険税(料)額等の状況	382

第 121 表	収益事業決算の状況	384
その 1	収支の状況	384
その 2	歳入歳出内訳	384
その 3	収 益 率	386
その 4	他会計への繰出金	386
その 5	収益金繰入額の使途状況	386
第 122 表	公益質屋事業決算の状況	388
その 1	収支の状況	388
その 2	歳入歳出内訳	388
第 123 表	農業共済事業決算の状況	390
その 1	収支の状況	390
その 2	歳入歳出内訳	390
第 124 表	交通災害共済事業(直営方式)決算の状況	392
その 1	収支の状況	392
その 2	歳入歳出内訳	394
第 125 表	公立大学附属病院事業決算の状況	396
第 126 表	企業債等の状況	398
第 127 表	公営企業金融公庫の貸付状況	399

## 〔昭和 48 年度の地方財政〕

第 128 表	地方財政計画	400
その 1	歳 入	400
その 2	歳 出	401
第 129 表	地方税収入見込状況	402
その 1	道 府 県 税	402

その2	市町村税	403
第130表	地方交付税の状況	404
その1	算定基礎	404
その2	普通交付税算定状況	406
その3	交付状況	406
第131表	地方債計画	408
第132表	予算の状況	410
その1	歳入	410
その2	歳出(性質別)	410
第133表	昭和48年度地方債許可状況	412

## 〔昭和49年度の地方財政〕

第134表	地方財政計画	414
その1	歳入	414
その2	歳出	415
第135表	地方税収入見込状況	416
第136表	地方交付税の算定基礎	420
第137表	地方債計画	420
第138表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	422
その1	国民総生産等	422
その2	予算及び地方財政計画(当初)	424
その3	決算額(総括)	426
その4	決算額(都道府県分、市町村分)	428
	地方財政計画策定方針	430
	国の予算編成方針	436

経済見通しと経済運営の基本的態度……………	440
地方行財政制度の改正……………	453

第1表 地方公共団体

区 分	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和	昭 和
	28. 10. 1 (A)	31. 3. 31	39. 3. 31	40. 3. 31	41. 3. 31	42. 3. 31
都 道 府 県	46	46	46	46	46	46
市 町 村	9 868	4 776	3 399	3 395	3 372	3 326
大 都 市	5	5	6	6	6	6
都 市	281	486	552	554	554	556
{ 中 都 市	…	…	115	121	124	126
{ 小 都 市	…	…	437	433	430	430
町 村	9 582	4 285	2 841	2 835	2 812	2 764
計 (普通地方公共団体)	9 914	4 822	3 445	3 441	3 418	3 372
特 別 区	23	23	23	23	23	23
一部事務組合(普通会計)	…	…	1 538	1 695	1 804	1 877
計 (特別地方公共団体)	…	…	1 561	1 718	1 827	1 900
合 計	…	…	5 006	5 159	5 245	5 272

- (注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。  
 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は本表に掲げていない  
 3 昭和47年5月15日沖縄県復帰に伴い昭和48年3月31日欄及び比較欄

第2表 団体種類別

その1 国勢調査人口及び1団体当たり面積の推移

区 分	人 口 (千人)				比 較		構 成	
	昭 和 30. 10. 1	昭 和 35. 10. 1	昭 和 40. 10. 1 (A)	昭 和 45. 10. 1 (B)	増 減 (B)-(A)	増 減 率	昭 和 30. 10. 1	昭 和 35. 10. 1
特 別 区	6 969	8 310	8 893	8 841	△ 52	△ 0.6	7.8	8.9
大 都 市	7 233	8 378	10 505	11 005	500	4.8	8.1	9.0
都 市	36 086	42 645	47 521	55 007	7 486	15.8	40.4	45.6
小 計 (市部)	50 288	59 333	66 919	74 853	7 934	11.9	56.3	63.5
町 村 (郡部)	38 988	34 084	31 356	28 867	△ 2 489	△ 7.9	43.7	36.5
合 計	89 276	93 417	98 275	103 720	5 445	5.5	100.0	100.0

- (注) 1 昭和45年10月1日現在の人口は総理府から公表された昭和45年国勢調査  
 2 1団体当たり人口は人口を各調査日現在の団体数で除したものである。  
 3 1団体当たり面積は、面積を各調査日現在の団体数で除したものである。  
 4 昭和35年10月1日現在の人口は、長野県と岐阜県の境界紛争地域に係るには含まない。  
 5 沖縄県分は含まれていない。

## 体 数 の 推 移

昭 和 43. 3. 31	昭 和 44. 3. 31	昭 和 45. 3. 31	昭 和 46. 3. 31	昭 和 47. 3. 31 (B)	昭 和 48. 3. 31 (C)	比 較	
						(C)-(B)	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$ %
46	46	46	46	46	(46)	(0)	(100.0)
					47	1	102.2
3 301	3 288	3 284	3 261	3 242	(3 226)	(-16)	(32.7)
6	6	6	6	6	3 280	38	33.2
558	557	558	590	608	9	3	180.0
127	128	128	143	144	(624)	(16)	(222.1)
					634	26	225.6
431	429	430	447	464	(141)	(-3)	...
					142	2	...
2 737	2 725	2 720	2 665	2 628	(483)	(19)	...
3 347	3 334	3 330	3 307	3 288	492	28	(27.1)
23	23	23	23	23	(2 593)	(-35)	27.5
1 939	2 009	2 075	2 217	2 349	2 637	9	(33.0)
1 962	2 032	2 098	2 240	2 372	(3 272)	(-16)	33.6
5 309	5 366	5 428	5 547	5 660	3 327	39	100.0
					23	0	...
					(2 467)	(118)	...
					2 470	121	...
					(2 490)	(118)	...
					2 493	121	...
					(5 762)	(102)	...
					5 820	160	...

い。  
の( )内の数値は沖縄県分を除いたものである。

## 人 口 の 推 移

比 (%)		1 団体当たり人口(人)			1 団体当たり面積(km <sup>2</sup> )		
昭 和 40. 10. 1	昭 和 45. 10. 1	昭和40年 10月 1 日 (C)	昭和45年 10月 1 日 (D)	比 較 (D)-(C)	昭和40年 10月 1 日 (E)	昭和45年 10月 1 日 (F)	比 較 (F)-(E)
9.0	8.5	386 652	384 389	△ 2 263	24.78	25.09	0.31
10.7	10.6	1 750 833	1 834 205	83 372	423.73	427.67	3.94
48.4	53.0	91 036	96 166	5 130	162.75	159.28	△ 3.47
<b>68.1</b>	<b>72.2</b>	<b>119 285</b>	<b>124 548</b>	<b>5 263</b>	<b>156.98</b>	<b>156.89</b>	△ 0.09
31.9	27.8	11 139	10 703	△ 436	99.57	102.46	2.89
100.0	100.0	29 110	31 449	2 339	109.11	112.76	3.65

報告によるものである。

人口(73人)及び岡山県児島湾干拓第7区の人口(1200人)を、合計欄には含み、その他

その2 都道府県別国勢調査人口の状況

都府	道県	昭和35年	昭和40年	昭和45年	増	減	増減率
		10月1日 (A)	10月1日 (A)	10月1日 (B)	(B)-(A) (C)	(A)-(B) (C)	(C)/(A)×100
		人	人	人		人	%
北海道	道	5 039 206	5 171 800	5 184 287		12 487	0.2
		1 426 606	1 416 591	1 427 520		10 929	0.8
		1 448 517	1 411 118	1 371 383	△	39 735	2.8
		1 743 195	1 753 126	1 819 223		66 097	3.8
		1 335 580	1 279 835	1 241 376	△	38 459	3.0
		1 320 664	1 263 103	1 225 618	△	37 485	3.0
		2 051 137	1 983 754	1 946 077	△	37 677	1.9
		2 047 024	2 056 154	2 143 551		87 397	4.3
		1 513 624	1 521 656	1 580 021		58 365	3.8
		1 578 476	1 605 584	1 658 909		53 325	3.3
		2 430 871	3 014 983	3 866 472		851 489	28.2
		2 306 010	2 701 770	3 366 624		664 854	24.6
		9 683 802	10 869 244	11 408 071		538 827	5.0
		3 443 176	4 430 743	5 472 247		1 041 504	23.5
		2 442 037	2 398 931	2 360 982	△	37 949	1.6
		1 032 614	1 025 465	1 029 695		4 230	0.4
		973 418	980 499	1 002 420		21 921	2.2
		752 696	750 557	744 230	△	6 327	0.8
		782 062	763 194	762 029	△	1 165	0.2
		1 981 506	1 958 007	1 956 917	△	1 090	0.1
1 638 399	1 700 365	1 758 954		58 589	3.4		
2 756 271	2 912 521	3 089 895		177 374	6.1		
4 206 313	4 798 653	5 386 163		587 510	12.2		
1 485 054	1 514 467	1 543 083		28 616	1.9		
842 695	853 385	889 768		36 383	4.3		
1 993 403	2 102 808	2 250 087		147 279	7.0		
5 504 746	6 657 189	7 620 480		963 291	14.5		
3 908 127	4 309 944	4 667 928		357 984	8.3		
781 058	825 965	930 160		104 195	12.6		
1 002 191	1 026 975	1 042 736		15 761	1.5		
599 135	579 853	568 777	△	11 076	1.9		
888 886	821 620	773 575	△	48 045	5.8		
1 668 814	1 645 135	1 707 026		61 891	3.8		
2 184 043	2 281 146	2 436 135		154 989	6.8		
1 602 207	1 543 573	1 511 448	△	32 125	2.1		
847 274	815 115	791 111	△	24 004	2.9		
918 867	900 845	907 897		7 052	0.8		
1 500 687	1 446 384	1 418 124	△	28 260	2.0		
854 595	812 714	786 882	△	25 832	3.2		
4 006 679	3 964 611	4 027 416		62 805	1.6		
942 874	871 885	838 468	△	33 417	3.8		
1 760 421	1 641 245	1 570 245	△	71 000	4.3		
1 856 192	1 770 736	1 700 229	△	70 507	4.0		
1 239 655	1 187 480	1 155 566	△	31 914	2.7		
1 134 590	1 080 692	1 051 105	△	29 587	2.7		
1 963 104	1 853 541	1 729 150	△	124 391	6.7		
883 122	934 176	945 111		10 935	1.2		
合計		94 301 623	99 209 137	104 665 171		5 456 034	5.5

(注) 1 昭和45年10月1日現在の人口は、総理府から公表された昭和45年国勢調査報告によるものである。

2 昭和35年10月1日現在の人口のうち長野県と岐阜県の境界紛争地域に係る人口73人は合計には含まれるが、それぞれの県の計数から除いている。

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数		0.30未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合計	
団体区分											
都市	道	14	29.8	15	31.9	14	29.8	4	8.5	47	100.0
		2 010	61.3	744	22.7	465	14.2	61	1.9	3 280	100.0
大	都	-	-	-	-	8	88.9	1	11.1	9	100.0
		90	14.2	218	34.4	289	45.6	37	5.8	634	100.0
中	小	1	0.7	8	5.6	115	81.0	18	12.7	142	100.0
		89	18.1	210	42.7	174	35.4	19	3.9	492	100.0
町	合	1 920	72.8	526	19.9	168	6.4	23	0.9	2 637	100.0
計		2 024	60.8	759	22.8	479	14.4	65	2.0	3 327	100.0

(注) 「財政力指数」は、昭和45、46、47年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

なお、沖縄県分については、47年度の数値のみによつて算出したものである。

第4表 一部事務組合の設置目的別団体数の推移

区 分	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	比較
	41.3.31	42.3.31	43.3.31	44.3.31	45.3.31	46.3.31	47.3.31 (A)	48.3.31 (B)	(B)-(A)
総務関係	157	158	166	180	176	212	227	(251)	(24)
うち退職手当支給事務組合	44	44	44	43	47	46	45	251	24
民生関係	87	98	95	111	118	135	156	(45)	(0)
衛生関係	903	953	997	1 037	1 083	1 128	1 165	45	0
うち伝染病組合	417	418	411	400	404	388	376	(154)	(△2)
シ ぐみ、し尿処理組合	369	435	474	527	580	634	688	154	△2
商工関係	5	3	5	5	5	6	5	(1 190)	(25)
農林水産関係	257	263	260	256	265	254	246	1 192	27
うち林野(造林)組合	137	142	129	128	133	135	138	(349)	(△27)
土木関係	54	55	55	55	56	66	59	349	△27
消防関係	82	86	86	96	120	167	236	(728)	(40)
うち水害予防組合	31	37	35	44	41	37	38	(9)	(4)
教育関係	224	240	238	235	237	235	233	9	4
うち小学校組合	26	26	22	23	31	33	32	(247)	(1)
シ 中学校組合	131	126	124	118	111	104	101	247	1
その他の	35	21	37	34	15	14	22	(135)	(△3)
合計	1 804	1 877	1 939	2 009	2 075	2 217	2 349	135	△3
								(57)	(△2)
								57	△2
								(308)	(72)
								308	72
								(40)	(2)
								40	2
								(224)	(△9)
								225	△8
								(29)	(△3)
								29	△3
								(93)	(△8)
								93	△8
								(27)	(5)
								27	5
								(2 467)	(118)
								2 470	121

(注) ( )内の数値は、沖縄県分を除いたものである。



## 第5表 決算規

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭和47年度	昭和46年度	比 較		
			増 減 額	増減率	前年度 増減率
歳入総額 (A)+(B)	15 858 535	12 767 246	3 091 289	24.2	20.6
都道府県 (A)	8 821 048	7 167 981	1 653 067	23.1	18.4
市町村(純計額) (B)	7 037 487	5 599 266	1 438 221	25.7	23.5
市町村(単純合計額)	7 158 525	5 684 934	1 473 591	25.9	23.7
大 都 市	1 241 238	(1 014 279) 832 532	(226 959) 408 706	(22.4) 49.1	21.2
都 市	3 458 905	(2 719 394) 2 901 141	(739 511) 557 764	(27.2) 19.2	25.6
中 都 市	1 925 355	(1 537 851) 1 719 598	(387 504) 205 757	(25.2) 12.0	23.9
小 都 市	1 533 550	1 181 543	352 007	29.8	28.0
町 村	1 897 266	1 514 744	382 522	25.3	21.3
特 別 区	370 615	300 480	70 135	23.3	19.3
一部事務組合	190 501	136 037	54 464	40.0	39.9
歳出総額 (C)+(D)	15 386 117	12 497 326	2 888 791	23.1	21.3
都道府県 (C)	8 617 835	7 073 823	1 544 012	21.8	19.6
市町村(純計額) (D)	6 768 282	5 423 503	1 344 779	24.8	23.7
市町村(単純合計額)	6 889 319	5 509 171	1 380 148	25.1	23.9
大 都 市	1 206 885	(992 468) 816 363	(214 417) 390 522	(21.6) 47.8	21.7
都 市	3 345 321	(2 649 780) 2 825 885	(695 541) 519 436	(26.2) 18.4	25.7
中 都 市	1 863 848	(1 499 013) 1 675 118	(364 835) 188 730	(24.3) 11.3	24.2
小 都 市	1 481 473	1 150 767	330 706	28.7	28.0
町 村	1 818 962	1 461 083	357 879	24.5	21.5
特 別 区	344 093	279 836	64 257	23.0	18.5
一部事務組合	174 058	126 003	48 055	38.1	41.1

但 ( )内の数値は、札幌市、川崎市及び福岡市が昭和47年4月1日に指定都市になったことに伴い、前年度と比較するうえにおいて、昭和46年度も当該3市が大都市であつたものとして、調整を加えたものである(以下の表において46年度欄の( )内の数値についても同様である。)

# 模 範 状 況

## その2 純計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭和47年度	昭和46年度	比 較		
			増 減 額	増減率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A)	15 858 535	12 767 246	3 091 289	24.2	20.6
団 体 間 重 複 額 (B)	767 833	587 797	180 036	30.6	21.2
都道府県支出金(市町村に対する貸付金を含む。)	485 543	350 354	135 189	38.6	22.5
同級他団体からの分担金、負担金等	15 453	11 523	3 930	34.1	32.8
市町村からの分担金、負担金、寄付金等	114 633	94 111	20 522	21.8	27.0
特別区財政調整交・納付金	66 552	61 753	4 799	7.8	26.5
軽油引取税交付金	16 789	13 306	3 483	26.2	8.0
娯楽施設利用税交付金	5 400	3 580	1 820	50.8	93.5
自動車取得税交付金	63 463	53 170	10 293	19.4	▲0.4
歳 入 純 計 額 (A)-(B)	15 090 702	12 179 449	2 911 253	23.9	20.5
歳 出 総 額 (C)	15 386 116	12 497 326	2 888 790	23.1	21.3
団 体 間 重 複 額 (D)	767 833	587 797	180 036	30.6	21.2
市町村に対する事業費等の補助交付金等	485 543	350 354	135 189	38.6	22.5
同級他団体に対する負担金等	15 453	11 523	3 930	34.1	32.8
都道府県に対する事業費等分担金、負担金、寄附金等	114 633	94 111	20 522	21.8	27.0
特別区財政調整交・納付金	66 552	61 753	4 799	7.8	26.5
軽油引取税交付金	16 789	13 306	3 483	26.2	8.0
娯楽施設利用税交付金	5 400	3 580	1 820	50.8	93.5
自動車取得税交付金	63 463	53 170	10 293	19.4	▲0.4
歳 出 純 計 額 (C)-(D)	14 618 283	11 909 529	2 708 754	22.7	21.3

(注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」又は「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

第6表 純 計 決 算

区 分	地 方					
	歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 増減率	指 数	決 算 額	対前年度 増減率	指 数
昭和34年度	1 689 352	12.3	—	1 623 883	11.6	—
35	2 025 802	19.9	—	1 924 907	18.5	—
36	2 511 550	24.0	100	2 391 080	24.2	100
37	2 982 850	18.8	119	2 887 366	20.8	121
38	3 397 659	13.9	135	3 308 833	14.6	138
39	3 910 921	15.1	156	3 821 968	15.5	160
40	4 478 035	14.5	178	4 365 140	14.2	183
41	5 177 746	15.6	206	5 026 177	15.1	210
42	5 926 311	14.5	236	5 725 497	13.9	239
43	6 958 874	17.4	277	6 729 574	17.5	281
44	8 305 229	19.3	331	8 033 912	19.4	336
45	10 103 998	21.7	402	9 814 878	22.2	410
46	12 179 449	20.5	485	11 909 529	21.3	498
47	15 090 702	23.9	601	14 618 283	22.7	611

額 の 推 移

(単位 百万円・%)

国 (一 般 会 計)					
歳 入			歳 出		
決 算 額	対前年度 増減率	指 数	決 算 額	対前年度 増減率	指 数
1 597 213	9.9	—	1 495 040	12.3	—
1 961 025	22.8	—	1 743 148	16.6	—
2 515 932	28.3	100	2 063 468	18.4	100
2 947 623	17.2	117	2 556 617	23.9	124
3 231 214	9.6	128	3 044 292	19.1	148
3 446 768	6.7	137	3 310 969	8.8	160
3 773 097	9.5	150	3 723 017	12.4	180
4 552 146	20.6	181	4 459 196	19.8	216
5 299 446	16.4	211	5 113 035	14.7	248
6 059 873	14.3	241	5 937 082	16.1	288
7 109 267	17.3	283	6 917 838	16.5	335
8 459 181	19.0	336	8 187 697	18.4	397
9 970 859	17.9	396	9 561 131	16.8	463
12 793 873	28.3	509	11 932 172	24.8	578

第7表 決算収

その1 黒字、赤字団体別の状況

区分	昭和47年			
	団体数(A)	歳入(B)	歳出(C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)
都道府県(A)	47	8 821 048	8 617 835	203 213
黒字団体	45	7 118 795	6 968 700	150 095
赤字団体	2	1 702 253	1 649 135	53 118
市町村(単純合計額)(B)	5 773	7 158 525	6 889 319	269 206
黒字団体	5 603	6 261 017	5 992 775	268 242
赤字団体	170	897 508	896 544	964
大都市	9	1 241 238	1 206 885	34 353
黒字団体	7	761 005	732 889	28 116
赤字団体	2	480 233	473 996	6 237
特別区	23	370 615	344 093	26 522
黒字団体	23	370 615	344 093	26 522
赤字団体	—	—	—	—
都市	634	3 458 905	3 345 321	113 584
黒字団体	585	3 090 849	2 974 316	116 533
赤字団体	49	368 056	371 005	△ 2 949
中都市	142	1 925 355	1 863 848	61 507
黒字団体	124	1 658 596	1 595 604	62 992
赤字団体	18	266 759	268 244	△ 1 485
小都市	492	1 533 550	1 481 473	52 077
黒字団体	461	1 432 253	1 378 712	53 541
赤字団体	31	101 297	102 761	△ 1 464
町村	2 637	1 897 266	1 818 962	78 304
黒字団体	2 580	1 853 236	1 773 401	79 835
赤字団体	57	44 030	45 561	△ 1 531
一部事務組合	2 470	190 501	174 058	16 443
黒字団体	2 408	185 312	168 076	17 236
赤字団体	62	5 189	5 982	△ 793
合計(A)+(B)	5 820	15 979 573	15 507 154	472 419
黒字団体	5 648	13 379 812	12 961 475	418 337
赤字団体	172	2 599 761	2 545 679	54 082

(注) ( )内の数値については、第5表、その1の(注)参照。

## 支 の 状 況

(単位 百万円)

度		昭 和 46 年 度		比 較	
翌年度へ繰 越すべき 源	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数(G)	実質収支(H)	団体数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
174 505	28 708	46	△ 15 524	1	44 232
97 168	52 927	44	26 471	1	26 456
77 337	△ 24 219	2	△ 41 995	0	17 776
106 115	163 091	5 614	101 045	159	62 046
87 443	180 799	5 401	120 209	202	60 590
18 672	△ 17 708	213	△ 19 164	△ 43	1 456
30 642	3 711	(9)	(△232)	(0)	(3 943)
		6	△ 3 357	3	7 068
19 442	8 674	(6)	(5 267)	(1)	(3 407)
		3	2 142	4	6 532
11 200	△ 4 963	(3)	(△5 499)	(△1)	(536)
		3	△ 5 499	△1	536
19 773	6 749	23	5 260	0	1 489
19 773	6 749	22	5 330	1	1 419
—	—	1	△ 70	△ 1	70
40 103	73 481	(605)	(42 178)	(29)	(31 303)
		608	45 303	26	28 178
33 391	83 142	(547)	(51 811)	(38)	(31 331)
		550	54 936	35	28 206
6 712	△ 9 661	(58)	(△9 633)	(△9)	(△28)
		58	△ 9 633	△9	△28
25 633	35 874	(141)	(20 200)	(1)	(15 674)
		144	23 325	△ 2	12 549
20 321	42 671	(122)	(26 324)	(2)	(16 347)
		125	29 449	△1	13 222
5 312	△ 6 797	(19)	(△6 124)	(△1)	(△673)
		19	△ 6 124	△ 1	△ 673
14 470	37 607	464	21 978	28	15 629
13 070	40 471	425	25 488	36	14 983
1 400	△ 2 864	39	△ 3 510	△ 8	646
12 315	65 989	2 628	45 654	9	20 335
11 965	67 870	2 548	48 572	32	19 298
350	△ 1 881	80	△ 2 918	△ 23	1 037
3 282	13 161	2 349	8 184	121	4 977
2 872	14 364	2 278	9 228	130	5 136
410	△ 1 203	71	△ 1 044	△ 9	△ 159
<b>280 620</b>	<b>191 799</b>	<b>5 660</b>	<b>85 521</b>	<b>160</b>	<b>106 278</b>
184 611	233 726	5 445	146 680	203	87 046
96 009	△ 41 927	215	△ 61 159	△ 43	19 232

第7表 決算 収

その2 赤字団体及び赤字額の増減状況

区 分	昭和46年度の赤字団体 (A)		(A)のうち町村合併等により消滅した団体 (B)		(A)のうち昭和47年度も赤字が増加した団体 (C)			
	団体数 (a)	昭和46年度実質収支 (b)	団体数 (c)	昭和46年度実質収支 (d)	団体数 (e)	昭和46年度実質収支 (e)	昭和47年度実質収支 (f)	単年度収支(f)-(e) (g)
都市	213	△ 41 995	9	△ 160	36	△ 7 577	△ 10 319	△ 2 742
府	3	△ 5 499	—	—	1	△ 4 784	△ 4 908	△ 124
町	1	△ 70	—	—	—	—	—	—
郡	58	△ 9 633	—	—	17	△ 2 433	△ 4 745	△ 2 312
特別	19	△ 6 124	—	—	7	△ 1 482	△ 3 081	△ 1 599
市区	39	△ 3 510	—	—	10	△ 951	△ 1 664	△ 713
市	80	△ 2 918	6	△ 134	8	△ 205	△ 296	△ 91
町村	71	△ 1 044	3	△ 26	10	△ 155	△ 370	△ 215
一部事務組合	215	△ 61 159	9	△ 160	36	△ 7 577	△ 10 319	△ 2 742
合計								

第8表 実 質 収 入

その1 収支額の推移

区 分	全 団 体						黒 字		
	総 数		都道府県		市町村		総 数		
	団体数 (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数 (B)	(B)/(A)	収支額
昭和36年度	4 815	66 353	46	44 779	4 769	21 574	4 395	91.3	75 183
37	4 910	53 550	46	37 388	4 864	16 162	4 427	90.2	69 475
38	5 006	38 611	46	24 933	4 960	13 678	4 514	90.2	65 871
39	5 159	30 237	46	12 738	5 113	17 499	4 683	90.8	67 457
40	5 245	47 835	46	21 181	5 199	26 654	4 797	91.5	82 007
41	5 272	75 711	46	37 571	5 226	38 140	4 865	92.3	106 260
42	5 309	88 117	46	38 468	5 263	49 649	4 938	93.0	114 776
43	5 366	109 844	46	42 856	5 320	66 988	5 054	94.2	130 287
44	5 428	133 517	46	44 854	5 382	88 663	5 206	95.9	149 771
45	5 547	135 414	46	42 314	5 501	93 100	5 315	95.8	153 991
46	5 660	85 521	46	△ 15 524	5 614	101 045	5 445	96.2	146 680
47	5 820	191 799	47	28 708	5 773	163 091	5 648	97.0	233 726

その2 対前年度増減額の状況

区 分	全 団 体						黒	
	総 数		都道府県		市町村		総 数	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
昭和36年度	58	1 528	0	△ 1 685	58	3 213	82	517
37	95	△ 12 803	0	△ 7 391	95	△ 5 412	32	△ 5 708
38	96	△ 14 939	0	△ 12 455	96	△ 2 484	87	△ 3 604
39	153	△ 8 374	0	△ 12 195	153	3 821	169	1 586
40	86	17 596	0	8 443	86	9 155	114	14 550
41	27	27 876	0	16 390	27	11 486	68	24 253
42	37	12 406	0	897	37	11 509	73	8 516
43	57	21 727	0	4 388	57	17 339	116	15 511
44	62	23 673	0	1 998	62	21 675	152	19 484
45	119	1 897	0	△ 2 540	119	4 437	109	4 220
46	113	△ 49 893	0	△ 57 838	113	7 945	130	△ 7 311
47	160	106 278	1	44 232	159	62 046	203	87 046

# 支 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

赤字である団体				(A)のうち黒字 となつた団体 (E)	昭和46年度が 黒字で昭和47 年度が赤字の 団体 (F)		昭和47年度赤 字団体 (G)		
赤字が減少した団体 (D)					団体数 (k)	昭和46年 度実質収 支 (l)	団体数 (m)	昭和47年 度実質収 支 (n)	団体数 (o)
団体数	昭和46年 度実質収 支 (h)	昭和47年 度実質収 支 (i)	単年度収 支(i)-(h) (j)	団体数 (k)					
2	△ 41 995	△ 24 219	17 776	—	—	—	—	2	△ 24 219
65	△ 7 791	△ 5 558	2 233	103	△ 3 637	69	△ 1 831	170	△ 17 708
1	△ 292	△ 55	237	1	△ 423	—	—	2	△ 4 963
—	—	—	—	1	△ 70	—	—	—	—
19	△ 5 024	△ 3 712	1 312	22	△ 2 177	13	△ 1 204	49	△ 9 661
8	△ 3 925	△ 2 996	929	4	△ 717	3	△ 720	18	△ 6 797
11	△ 1 099	△ 716	383	18	△ 1 460	10	△ 484	31	△ 2 864
25	△ 1 850	△ 1 293	557	41	△ 729	24	△ 292	57	△ 1 881
20	△ 625	△ 498	127	38	△ 238	32	△ 335	62	△ 1 203
67	△ 49 786	△ 29 777	20 009	103	△ 3 637	69	△ 1 831	172	△ 41 927

# 支 の 推 移

(単位 百万円・%)

団 体				赤 字				団 体			
都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村			
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数 (C)	(C)/(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	
45	44 862	4 350	30 321	420	8.7	△ 8 830	1	△ 83	419	△ 8 747	
44	38 302	4 383	31 173	483	9.8	△ 15 925	2	△ 914	481	△ 15 011	
42	30 012	4 472	35 859	492	9.8	△ 27 260	4	△ 5 079	488	△ 22 181	
41	25 234	4 642	42 223	476	9.2	△ 37 220	5	△ 12 496	471	△ 24 724	
43	32 668	4 754	49 339	448	8.5	△ 34 172	3	△ 11 487	445	△ 22 685	
43	46 121	4 822	60 139	407	7.7	△ 30 549	3	△ 8 550	404	△ 21 999	
44	42 277	4 894	72 499	371	7.0	△ 26 659	2	△ 3 809	369	△ 22 850	
45	44 376	5 009	85 911	312	5.8	△ 20 443	1	△ 1 520	311	△ 18 923	
45	46 551	5 161	103 220	222	4.1	△ 16 254	1	△ 1 697	221	△ 14 557	
45	44 469	5 270	109 522	232	4.2	△ 18 577	1	△ 2 155	231	△ 16 422	
44	26 471	5 401	120 209	215	3.8	△ 61 159	2	△ 41 995	213	△ 19 164	
45	52 927	5 603	180 799	172	3.0	△ 41 927	2	△ 24 219	170	△ 17 708	

(単位 百万円)

字  団  体				赤 字  団  体					
都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
1	△ 1 827	81	2 344	△ 24	1 011	△ 1	142	△ 23	869
△ 1	△ 6 560	33	852	63	7 095	1	△ 831	62	△ 6 264
△ 2	△ 8 290	89	4 686	9	△ 11 335	2	△ 4 165	7	△ 7 170
△ 1	△ 4 778	170	6 364	△ 16	△ 9 960	1	△ 7 417	△ 17	△ 2 543
2	7 434	112	7 116	△ 28	3 048	△ 2	1 009	△ 26	2 039
0	13 453	68	10 800	△ 41	3 623	0	2 937	△ 41	686
1	△ 3 844	72	12 360	△ 36	3 890	△ 1	4 741	△ 35	△ 851
1	2 099	115	13 412	△ 59	6 216	△ 1	2 289	△ 58	3 927
0	2 175	152	17 309	△ 90	4 189	0	△ 177	△ 90	4 366
0	2 082	109	6 302	10	△ 2 323	0	△ 458	10	△ 1 865
△ 1	△ 17 998	131	10 687	△ 17	△ 42 582	1	△ 39 840	△ 18	△ 2 742
1	26 456	202	60 590	△ 43	19 232	0	17 776	△ 43	1 456



## 第9表 単年度収

区 分	昭 和 47 年 度		
	総 額	都道府県	市町村
単年度収支 (A)	( 100 481)	( 41 596)	( 58 885)
調整額 (C)+(D)-(E) (B)	106 338	44 232	62 106
基金積立額 (C)	( 54 359)	( 21 133)	( 33 226)
繰上償還金 (D)	54 890	21 133	33 757
基金とりくずし額 (E)	( 72 735)	( 26 739)	( 45 996)
繰上償還金 (D)	73 324	26 739	46 585
基金とりくずし額 (E)	( 5 688)	( 1 290)	( 4 398)
繰上償還金 (D)	5 737	1 290	4 447
基金とりくずし額 (E)	( 24 064)	( 6 896)	( 17 168)
基金とりくずし額 (E)	24 171	6 896	17 275
実質単年度収支 (A)+(B)	( 154 839)	( 62 729)	( 92 110)
実質単年度収支 (A)+(B)	161 228	65 365	95 863

(併) ( )内の数値は、沖縄県分を除いたものである。

## 第10表 財政再

### その1 種類別による推移(市町村)

区 分	昭和30年度末実質赤字団体数	当初(昭和31年度末まで)承認団体数	昭和47年度末までの増減		昭和48年4月1日現在団体数	昭和48年度の状況		
			新承認団体数	減少団体数		再建完了等に減少した団体数	申出団体数	昭和48年度末の団体見込数
全部適用団体	...	536	—	536	—	—	—	—
一部適用団体	...	34	—	34	—	—	—	—
準用団体	...	8	268	259	17	5	—	12
計	1 522	578	268	829	17	5	—	12

(併) 府県については、昭和30年度末実質赤字団体数36、承認団体数20(当初承認団体18、新承認団体2)であつたが、昭和40年度末において全団体が再建完了したので省略した。

### その3 準用団体等に対する融資あつせんの状況

区 分	昭和36年度	37	38	39	40
団 体 数	120	128	100	97	100
融資あつせん額	4 680	4 195	3 647	4 758	6 044

# 支 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 46 年 度			増 減 額		
総 額	都 道 府 県	市 町 村	総 額	都 道 府 県	市 町 村
△ 49 841	△ 57 838	7 997	( 150 322)	( 99 434)	( 50 888)
			156 179	102 070	54 109
△ 1 132	△ 12 080	10 948	( 55 491)	( 33 213)	( 22 278)
			56 022	33 213	22 809
39 211	12 536	26 675	( 33 524)	( 14 203)	( 19 321)
			34 113	14 203	19 910
4 586	1 348	3 238	( 1 102)	( △ 58)	( 1 160)
			1 151	△ 58	1 209
44 929	25 964	18 965	( △20 865)	( △19 068)	( △1 797)
			△20 758	△19 068	△1 690
△ 50 973	△ 69 918	18 945	( 205 812)	( 132 647)	( 73 165)
			212 201	135 283	76 918

# 建 の 状 況

## その2 完了予定年度別

完了予定年度 団体区分		完了予定年度							計
		48	49	50	51	52	53	54	
都市	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	—	—	—	2	—	—	—	2
	計	—	—	—	2	—	—	—	2
町村	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	5	1	1	4	3	—	1	15
	計	5	1	1	4	3	—	1	15
計	全部適用団体	—	—	—	—	—	—	—	—
	準用団体	5	1	1	6	3	—	1	17
	計	5	1	1	6	3	—	1	17

(単位 百万円)

41	42	43	44	45	46	47	48 (見込)
79	72	68	55	50	36	25	17
5 999	6 012	6 790	5 909	4 635	3 292	2 185	1 552

第11表 歳 入 決 算

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
地 方 税	2 871 268	32.6	2 133 214	30.3	5 004 482	33.2
地 方 譲 与 税	110 817	1.3	53 097	0.8	163 914	1.1
地 方 交 付 税	1 329 616	15.1	1 223 379	17.4	2 552 995	16.9
軽油引取税交付金	—	—	16 789	0.2	—	—
娯楽施設利用税交付金	—	—	5 397	0.1	—	—
自動車取得税交付金	—	—	63 463	0.9	—	—
小 計(一般財源)	4 311 701	48.9	3 495 339	49.7	7 721 391	51.2
分 担 金、負 担 金	150 225	1.7	91 960	1.3	168 797	1.1
使 用 料、手 数 料	127 505	1.4	146 752	2.1	274 257	1.8
国 庫 支 出 金	2 433 634	27.6	919 721	13.1	3 353 354	22.2
交通安全対策特別交付金	18 643	0.2	12 920	0.2	31 563	0.2
都 道 府 県 支 出 金	—	—	423 866	6.0	—	—
財 産 収 入	116 535	1.3	187 683	2.7	304 218	2.0
寄 附 金	12 100	0.1	53 160	0.8	58 843	0.4
繰 入 金	28 551	0.3	78 493	1.1	107 045	0.7
繰 越 金	94 190	1.1	181 187	2.6	275 377	1.8
諸 収 入	691 404	7.8	518 817	7.4	1 159 937	7.7
地 方 債	834 275	9.5	863 321	12.3	1 635 919	10.8
そ の 他	2 285	0.0	64 268	0.7	—	—
歳 入 合 計	8 821 048	100.0	7 037 487	100.0	15 090 702	100.0

(注) 1 「その他」は、都道府県分が特別区財政調整納付金、市町村分が特別区財政調

2 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」に含めた。

額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比							較		
		増減額		増減率				前年度増減率			
				都府	道県	市町村	純計額	都府	道県	市町村	純計額
4 235 746	34.8	768 736	26.4	16.6	20.2	18.1	8.6	19.5	12.9		
125 771	1.0	38 143	1.3	6.6	143.1	30.3	9.5	59.0	15.7		
2 101 423	17.3	451 572	15.5	21.2	21.8	21.5	13.9	20.3	16.9		
—	—	—	—	—	26.2	—	—	8.0	—		
—	—	—	—	—	50.8	—	—	93.5	—		
—	—	—	—	—	19.4	—	—	△ 0.4	—		
6 462 940	53.1	1 258 451	43.2	17.7	21.8	19.5	10.2	19.6	14.2		
139 182	1.1	29 615	1.0	31.1	12.4	21.3	30.8	37.4	37.3		
231 825	1.9	42 432	1.5	18.2	18.4	18.3	8.3	13.2	10.9		
2 552 338	21.0	801 016	27.5	28.8	38.7	31.4	21.8	24.4	22.5		
13 709	0.1	17 854	0.6	125.8	136.9	130.2	57.7	56.8	57.4		
—	—	—	—	—	42.2	—	—	21.6	—		
224 811	1.8	79 407	2.7	36.2	34.8	35.3	4.1	25.3	16.3		
46 710	0.4	12 133	0.4	△ 9.6	30.9	26.0	13.4	11.5	8.6		
122 186	1.0	△ 15 141	△ 0.5	△ 41.0	6.4	△ 12.4	12.5	15.3	14.2		
291 107	2.4	△ 15 730	△ 0.5	△ 31.6	18.1	△ 5.4	5.7	8.5	7.2		
970 892	8.0	189 045	6.5	17.7	22.0	19.5	26.6	20.5	23.7		
1 123 750	9.2	512 169	17.6	63.1	30.0	45.6	102.5	54.0	74.8		
—	—	—	—	16.8	7.5	—	△ 10.7	28.3	—		
12 179 449	100.0	2 911 253	100.0	23.1	25.7	23.9	18.4	23.5	20.5		

整交付金である。

第12表 歳 入 決 算

区 分	歳 入 決 算				
	36	41	42	43	44
地 方 税	906 475	1 768 587	2 149 522	2 580 128	3 090 179
地 方 譲 与 税	45 449	59 203	69 158	79 586	93 065
地 方 交 付 税	401 704	777 327	947 020	1 125 508	1 460 845
臨時地方財政交付金	—	46 455	11 998	—	—
小 計(一般財源)	1 353 628	2 651 572	3 177 698	3 785 222	4 644 089
使 用 料、手 数 料	73 808	145 145	159 264	174 555	189 298
国 庫 支 出 金	580 757	1 262 792	1 406 535	1 617 701	1 825 164
繰 入 金	20 932	33 510	38 054	47 765	68 212
繰 越 金	107 692	126 998	163 883	212 532	235 928
地 方 債	115 044	407 158	340 233	369 132	438 068
そ の 他	259 689	550 571	640 644	751 967	904 470
歳 入 合 計	2 511 550	5 177 746	5 926 311	6 958 874	8 305 229

(注) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町

区 分	決 算 額 構 成 比									増	
	36	41	42	43	44	45	46	47	36	41	
地 方 税	36.1	34.2	36.2	37.1	37.2	37.1	34.8	33.2	33.4	31.3	
地 方 譲 与 税	1.8	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.9	1.3	
地 方 交 付 税	16.0	15.0	16.0	16.2	17.6	17.8	17.3	16.9	18.7	4.9	
臨時地方財政交付金	—	0.9	0.2	—	—	—	—	—	—	6.6	
小計(一般財源)	53.9	51.2	53.6	54.4	55.9	56.0	53.1	51.2	54.0	44.1	
使 用 料、手 数 料	2.9	2.8	2.7	2.5	2.3	2.1	1.9	1.8	1.3	2.6	
国 庫 支 出 金	23.1	24.4	23.7	23.2	22.0	20.7	21.1	22.4	21.3	24.7	
繰 入 金	0.8	0.6	0.7	0.7	0.8	1.1	1.0	0.7	1.9	0.3	
繰 越 金	4.3	2.5	2.8	3.1	2.8	2.7	2.4	1.8	6.9	3.1	
地 方 債	4.6	7.9	5.7	5.3	5.3	6.4	9.2	10.8	3.9	13.3	
そ の 他	10.4	10.6	10.8	10.8	10.9	11.1	11.3	11.3	10.7	11.9	
歳 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

額 の 推 移

(単位 百万円・%)

算 額			指 数							
45	46	47	36	41	42	43	44	45	46	47
3 750 668	4 235 746	5 004 482	100	195	237	285	341	414	467	552
108 687	125 771	163 914	100	130	152	175	205	239	277	361
1 798 248	2 101 423	2 552 995	100	194	236	280	364	448	523	636
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 657 603	6 462 940	7 721 391	100	196	235	280	343	418	477	570
209 088	231 825	274 257	100	197	216	236	256	283	314	372
2 092 937	2 566 047	3 384 917	100	217	242	279	314	360	442	583
106 988	122 186	107 045	100	160	182	228	326	511	584	511
271 622	291 107	275 377	100	118	152	197	219	252	270	256
642 932	1 123 750	1 635 919	100	354	296	321	381	559	977	1 422
1 122 828	1 381 594	1 691 796	100	212	247	290	348	432	532	651
10 103 998	12 179 449	15 090 702	100	206	236	277	331	402	485	601

村助成交付金を含めた。

(単位 %)

減 額 構 成 比						増 減 率							
42	43	44	45	46	47	36	41	42	43	44	45	46	47
50.9	41.7	37.9	36.7	23.4	26.4	21.8	14.1	21.5	20.0	19.8	21.4	12.9	18.1
1.3	1.0	1.0	0.9	0.8	1.3	25.7	18.3	16.8	15.1	16.9	16.8	15.7	30.3
22.7	17.3	24.9	18.8	14.6	15.5	29.2	4.6	21.8	18.8	29.8	23.1	16.9	21.5
△ 4.6	△ 1.2	—	—	—	—	—	皆 増	△ 74.2	皆 減	—	—	—	—
70.3	58.8	63.8	56.3	38.8	43.2	24.0	13.2	19.8	19.1	22.7	21.8	14.2	19.5
1.9	1.5	1.1	1.1	1.1	1.5	9.3	14.1	9.7	9.6	8.4	10.5	10.9	18.3
19.2	20.5	15.4	14.9	22.8	28.1	21.7	15.9	11.4	15.1	12.8	14.7	22.6	31.9
0.6	0.9	1.5	2.2	0.7	△ 0.5	75.6	6.2	13.6	25.5	42.8	56.8	14.2	△ 12.4
4.9	4.7	1.7	2.0	0.9	△ 0.5	44.7	20.2	29.0	29.7	11.0	15.1	7.2	△ 5.4
△ 8.9	2.8	5.1	11.4	23.2	17.6	19.8	29.7	△ 16.4	8.5	18.7	46.8	74.8	45.6
12.0	10.8	11.4	12.1	12.5	10.6	25.2	17.9	16.4	17.4	20.3	24.1	23.0	22.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	24.0	15.6	14.5	17.4	19.3	21.7	20.5	23.9

## 第13表 地方税

### その1 総括

区 分	決 算	
	昭 和 47 年 度	昭 和 46 年 度
道 府 県 市 町 村 税	26 571	22 832
合 計	23 473	19 526
(参考) 国 税	50 045	42 357
	104 006	84 439

(注) 国税は、租税（一般会計分並びに交付税及び譲与税配付金特別会計分及び石炭

### その2 道府県税

区 分	昭 和 47 年 度			
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴収率 (B)/(A)×100	(B)の構成比
1 普 通 税	2 472 116	2 385 162	96.5	89.8
(1) 法 定 普 通 税	2 472 009	2 385 055	96.5	89.8
ア 道 府 県 民 税	622 089	591 539	95.1	22.3
(ア) 個 人 分	436 162	409 692	93.9	15.4
(イ) 法 人 分	185 927	181 847	97.8	6.9
イ 事 業 税	1 136 677	1 108 630	97.5	41.7
(ア) 個 人 分	64 806	60 899	94.0	2.3
(イ) 法 人 分	1 071 871	1 047 731	97.7	39.4
ウ 不 動 産 取 得 税	117 359	112 372	95.8	4.2
エ 道 府 県 た ば こ 消 費 税	106 812	106 812	100.0	4.0
オ 娯 楽 施 設 利 用 税	51 829	51 495	99.4	1.9
カ 料 理 飲 食 等 消 費 税	175 788	166 195	94.5	6.3
キ 自 動 車 税	257 035	243 709	94.8	9.2
ク 鉦 区 税	848	731	86.2	0.0
ケ 狩 猟 免 許 税	1 719	1 719	100.0	0.1
コ 固 定 資 産 税	1 853	1 853	100.0	0.1
(2) 法 定 外 普 通 税	107	107	100.0	0.0
2 目 的 税	278 976	271 883	97.5	10.2
(1) 自 動 車 取 得 税	94 017	93 915	99.9	3.5
(2) 軽 油 引 取 税	183 607	176 616	96.2	6.6
(3) 入 猟 税	1 352	1 352	100.0	0.1
3 旧 法 に よ る 税	120	102	85.0	0.0
合 計	2 751 212	2 657 147	96.6	100.0

(注) 昭和47年度収入額は、地方税の都道府県計から東京都が徴収した市町村税相  
加算した税法上の収入状況である。

# の 状 況

(単位 億円・%)

額	決算額 構成比		対前年度 増減率	
	昭和47年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和46年度
増 減 額	昭和47年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和46年度
3 739	53.1	53.9	16.4	8.1
3 947	46.9	46.1	20.2	19.1
7 688	100.0	100.0	18.1	12.9
19 567	—	—	23.2	8.6

及び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

(単位 百万円・%)

昭 和 4 6 年 度				比 較 増 減			
調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D) の 構成比	増 減 額 (B)-(D) (E)	(E) の 構成比	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
2 124 992	2 048 178	96.4	89.7	336 984	90.1	16.5	8.4
2 124 990	2 048 176	96.4	89.7	336 879	90.1	16.4	8.4
509 943	482 603	94.6	21.1	108 936	29.1	22.6	18.0
351 212	327 257	93.2	14.3	82 435	22.0	25.2	29.6
158 731	155 346	97.9	6.8	26 501	7.1	17.1	△ 0.8
996 807	972 902	97.6	42.6	135 728	36.3	14.0	0.3
75 006	70 842	94.4	3.1	△ 9 943	△ 2.7	△ 14.0	21.6
921 801	902 060	97.9	39.5	145 671	39.0	16.1	△ 1.0
111 431	106 523	95.6	4.7	5 849	1.6	5.5	12.2
96 271	96 271	100.0	4.2	10 541	2.8	10.9	9.3
41 768	41 637	99.7	1.8	9 858	2.6	23.7	46.3
149 011	140 165	94.1	6.1	26 030	7.0	18.6	13.7
214 161	202 613	94.6	8.9	41 096	11.0	20.3	18.2
928	792	85.3	0.0	△ 61	△ 0.0	△ 7.7	△ 3.9
1 724	1 724	100.0	0.1	△ 5	△ 0.0	△ 0.3	158.2
2 946	2 946	100.0	0.1	△ 1 093	△ 0.3	△ 37.1	△ 16.8
2	2	100.0	0.0	105	0.0	5 250.0	△ 96.4
240 939	234 982	97.5	10.3	36 901	9.9	15.7	6.3
78 071	77 990	99.9	3.4	15 925	4.3	20.4	2.1
161 507	155 631	96.4	6.8	20 985	5.6	13.5	7.9
1 361	1 361	100.0	0.1	△ 9	△ 0.0	△ 0.7	164.3
29	4	13.8	0.0	98	0.0	2 450.0	△ 33.3
2 365 960	2 283 164	96.5	100.0	373 983	100.0	16.4	8.1

当額(214 126百万円)を控除し、特別区が徴収した道府県税相当額(5百万円)を



## 第13表 地方税

### その3 市町村税

区 分	昭 和 47 年 度			
	調 定 額 (A)	取 入 額 (B)	徴 収 率 (B)/(A)×100	(B)の構成比
1 普通 通 税	2 298 397	2 234 490	97.2	95.2
(1) 法 定 普 通 税	2 295 509	2 231 609	97.2	95.1
ア 市 町 村 均 等 割 賦 税	1 102 537	1 062 157	96.3	45.2
(ア) 個人 均 等 割 賦 税	15 188	14 409	94.9	0.6
(イ) 個人 均 等 割 賦 税	766 818	733 762	95.7	31.3
(ウ) 個人 均 等 割 賦 税	4 464	4 319	96.7	0.2
(エ) 個人 均 等 割 賦 税	316 067	309 667	98.0	13.2
イ 固 定 資 産 税	848 328	827 522	97.5	35.3
(ア) 純 固 定 資 産 税	808 883	788 077	97.4	33.6
	256 797	249 563	97.2	10.6
	315 815	306 542	97.1	13.1
	236 270	231 971	98.2	9.9
(イ) 交 付 金 ・ 納 付 金	39 446	39 446	100.0	1.7
ウ エ オ カ キ	30 354	27 800	91.6	1.2
市 電 氣 料	187 497	187 497	100.0	8.0
カ キ	122 120	122 106	100.0	5.2
	2 032	1 980	97.4	0.1
	2 640	2 545	96.4	0.1
(2) 法 定 外 的 取 通 税	2 888	2 881	99.8	0.1
2 目 (1) 入 湯 計 画 設 施 開 発 税	115 138	111 926	97.2	4.3
(2) 入 湯 計 画 設 施 開 発 税	4 331	4 263	98.4	0.2
(3) 入 湯 計 画 設 施 開 発 税	110 460	107 329	97.2	4.6
(4) 入 湯 計 画 設 施 開 発 税	347	334	96.3	0.0
(5) 入 湯 計 画 設 施 開 発 税	0	0	70.0	0.0
3 旧 法 定 市 町 村 均 等 割 賦 税	—	—	—	—
合 計	2 414 688	2 347 335	97.2	100.0

(注) 昭和47年度収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額(214,126百万円)を加算

### その4 個人諸税の状況

(単位 %)

区 分	対前年度増減率		決 算 額 構 成 比	
	昭和47年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和46年度
住 民 税 個 人 分	26.9	30.9	23.1	21.5
事 業 税 個 人 分	△ 14.0	21.6	1.2	1.7
所 得 税 (国 税)	19.0	21.1	34.2	31.2
(参考) 個 人 所 得	13.0	17.8	92.8	91.0

(注) 1 個人所得は、経済企画庁調による。

2 所得税及び個人所得については、地方税との比較上1年前の計数である。

3 個人所得の決算額構成比は、分配国民所得に対する比率である。

# の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度				比 較			
調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D) の 構成比	増 減 額 (B)-(D)	(E) の 構成比	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
1 913 997	1 855 725	97.0	95.0	378 765	95.9	20.4	18.4
1 911 824	1 853 564	97.0	94.9	378 045	95.8	20.4	18.4
886 130	850 240	95.9	43.5	211 917	53.7	24.9	20.3
14 345	13 503	94.1	0.7	906	0.2	6.7	6.1
601 118	571 548	95.1	29.3	162 214	41.1	28.4	32.4
4 217	4 055	96.2	0.2	264	0.1	6.5	7.5
266 450	261 134	98.0	13.4	48 533	12.3	18.6	0.9
714 640	694 899	97.2	35.6	132 623	33.6	19.1	20.5
679 280	659 539	97.1	33.8	128 538	32.6	19.5	21.2
199 328	192 996	96.8	9.9	56 567	14.3	29.3	27.9
273 570	264 439	96.7	13.5	42 103	10.7	15.9	17.3
206 382	202 104	97.9	10.4	29 867	7.6	14.8	20.4
35 360	35 360	100.0	1.8	4 086	1.0	11.6	9.3
28 639	26 207	91.5	1.3	1 593	0.4	6.1	9.9
169 154	169 154	100.0	8.7	18 343	4.6	10.8	9.2
108 453	108 440	100.0	5.6	13 666	3.5	12.6	10.8
2 269	2 219	97.8	0.1	239	0.1	10.8	8.5
2 539	2 405	94.7	0.1	140	0.0	5.8	4.5
2 173	2 161	99.5	0.1	720	0.2	33.3	20.9
99 921	96 855	96.9	5.0	15 071	3.8	15.6	33.0
3 752	3 651	97.3	0.2	612	0.2	16.8	68.0
95 852	92 900	96.9	4.8	14 429	3.7	15.5	32.1
315	302	95.9	0.0	32	0.0	10.6	5.9
2	2	98.1	0.0	2	0.0	100.0	—
—	—	—	—	—	—	—	—
8	1	15.5	0.0	919	0.2	91 900.0	—
2 013 926	1 952 582	97.0	100.0	394 753	100.0	20.2	19.1

し、特別区が徴収した道府県税相当額(5百万円)を控除した税法上の収入状況である。

## その5 法人諸税の状況

(単位 %)

区 分	対前年度増減率		決算額構成比	
	昭和47年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和46年度
住 民 税 法 人 分	17.9	0.4	9.9	9.9
事 業 税 法 人 分	16.1	△ 1.0	20.9	21.3
法 人 税 (国 税)	17.0	△ 0.4	28.8	30.3
(参考) 法 人 所 得	6.9	△ 0.4	12.8	13.8

併 1 法人所得は、経済企画庁調による。

2 法人所得の決算額構成比は、分配国民所得に対する比率である。

## 第14表 昭和47年度法定

その1 都道府県

(単位 百万円)

区 分	文化観光税	石油価格調整税	合 計
沖 縄 県	—	107	107
合 計 (A)	—	107	107
昭 和 46 年 度 (B)	2	—	2
増 減 (A)-(B)	△ 2	107	105

註 昭和46年度の文化観光税2百万円は、奈良県分である。

## 第15表 給与所得者の住民税

その1 所得割軽減額

(単位 円・%)

区 分 給与の収入金額等		所得割の負担額		軽 減 額	軽 減 率
		昭和46年度	昭和47年度		
80万円	道府県民税	1 086	0	1 086	100.0
	市町村民税	1 086	0	1 086	100.0
	計	2 172	0	2 172	100.0
100万円	道府県民税	4 128	2 948	1 180	28.6
	市町村民税	4 692	2 948	1 744	37.2
	計	8 820	5 896	2 924	33.2
150万円	道府県民税	12 582	11 257	1 325	10.5
	市町村民税	19 664	17 014	2 650	13.5
	計	32 246	28 271	3 975	12.3

# 外 普 通 税 の 状 況

その 2 市 町 村

(単位 百万円)

区 分	昭 和 47 年 度		昭 和 46 年 度		比 較	
	市町村数 (A)	収 入 額 (B)	市町村数 (C)	収 入 額 (D)	(A)-(C)	(B)-(D)
犬 税	19	16	23	17	△ 4	△ 1
商品切手発行税	14	1 879	12	1 433	2	446
林産物移輸出税	7	49	7	48	0	1
広 告 税	7	522	7	506	0	16
文化観光施設税	2	77	2	62	0	15
砂 利 採 取 税	6	338	5	94	1	244
と 畜 税	—	—	1	1	△ 1	△ 1
合 計	55	2 881	57	2 161	△ 2	720

## 所得割の負担状況(夫婦、子2人)

その 2 課税最低限の推移

(単位 円・%)

所得税 住民税		所 得 税			住 民 税		
		課税最低限	増減率	指 数	課税最低限	増減率	指 数
昭和40年度	昭和41年度	474 036	13.5	100	370 856	20.5	100
41	42	537 282	13.3	113	381 377	2.8	103
42	43	633 599	17.9	134	467 682	22.6	126
43	44	721 905	13.9	152	555 481	18.8	150
44	45	800 900	10.9	169	640 940	15.4	173
45	46	880 328	9.9	186	728 091	13.6	196
46	47	1 003 441	14.0	212	804 871	10.5	217
47	48	1 121 260	11.7	237	865 766	7.6	233

## 第16表 市町村民税超

### その1 市町村民税個人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 47 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	10	100.0	536	87.3
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	73	11.9
不 均 一 課 税	—	—	5	0.8
合 計	10	100.0	614	100.0

註 特別区については、23区を1として大都市に計上している。なお、昭和47年

### その2 市町村民税所得割税率別市町村数

区 分	昭 和 47 年		
	大 都 市		都 市
	団 体 数	構 成 比	団 体 数
標 準 税 率 未 満	—	—	—
標 準 税 率	10	100.0	599
標 準 税 率 を 超 え る も の	1.1 倍 まで	—	7
	1.2 倍 まで	—	7
	1.3 倍 まで	—	1
	1.4 倍 まで	—	—
	1.5 倍 まで	—	—
不 均 一 課 税	—	—	—
合 計	10	100.0	614

### その3 市町村民税法人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 47			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	{ 法第312条第1項第1号の法人等	—	—	—
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	—	—	—
標 準 税 率	{ 法第312条第1項第1号の法人等	8	80.0	404
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	8	80.0	412
標 準 税 率 を 超 え る も の	{ 法第312条第1項第1号の法人等	2	20.0	210
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	2	20.0	202
不 均 一 課 税	{ 法第312条第1項第1号の法人等	—	—	—
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	—	—	—
合 計	{ 法第312条第1項第1号の法人等	10	100.0	614
	{ 法第312条第1項第2号の法人等	10	100.0	614

# 過 課 税 等 の 状 況

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭和46年4月1日		比 較	
町 村		計		現在			
団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	増 減	増減率
—	—	—	—	—	—	—	—
2146	82.1	2692	83.1	2672	82.0	20	0.7
467	17.9	540	16.7	578	17.7	△ 38	△ 6.6
1	0.0	6	0.2	8	0.2	△ 2	△ 25.0
2614	100.0	3238	100.0	3258	100.0	△ 20	△ 0.6

4月1日現在の数値には沖縄県は含めていない。以下第16表において同じ。

(単位 %)

4 月 1 日 現 在					
市		町 村		計	
構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数
—	1	0.0	1	0.0	1
97.6	2603	99.6	3212	99.2	3212
1.1	4	0.2	11	0.3	11
1.1	6	0.2	13	0.4	13
0.2	—	—	1	0.0	1
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
100.0	2614	100.0	3238	100.0	3238

(単位 %)

年 4 月 1 日 現 在				昭和46年4月1日			
市		町 村		計		現在	
構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
65.8	1958	74.9	2370	73.2	2383	73.1	2383
67.1	1968	75.3	2388	73.7	2382	73.1	2382
34.2	656	25.1	868	26.8	874	26.9	874
32.9	646	24.7	850	26.3	875	26.9	875
—	—	—	—	—	1	0.0	1
—	—	—	—	—	1	0.0	1
100.0	2614	100.0	3238	100.0	3258	100.0	3258
100.0	2614	100.0	3238	100.0	3258	100.0	3258

第16表 市町村民税超過

その4 市町村民税法人税割税率別市町村数

区 分	昭 和 47 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	9	90.0	214	34.9
標 準 税 率 を 超 え る も の	1	10.0	399	65.0
不 均 一 課 税	—	—	1	0.1
合 計	10	100.0	614	100.0

その5 固定資産税税率別市町村数

区 分	昭 和 47 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	10	100.0	456	74.8
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	156	25.4
不 均 一 課 税	—	—	2	0.3
合 計	10	100.0	614	100.0

第17表 地 方 税 徴

その1 都道府県

(単位%)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分	合 計
	現 年 度 分	過 年 度 分		
昭 和 34 年 度	97.0	89.0	37.1	92.2
35	97.3	90.4	42.8	94.2
36	97.2	92.6	49.8	95.0
37	97.3	92.5	54.9	95.4
38	97.4	92.2	56.9	95.6
39	97.2		57.5	95.8
40	96.8		54.7	95.3
41	97.2		52.3	95.5
42	97.4		50.1	95.8
43	97.7		51.2	96.2
44	97.4		51.7	96.1
45	97.5		58.4	96.4
46	97.7		59.4	96.5
47	97.7		57.1	96.6

(註) 昭和39年度から現年度分及び過年度分は合わせて現年課税分とされた。

# 課税等の状況(つづき)

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭 和 46 年		比 較	
町 村		計		4 月 1 日 現 在			
団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	—	—	—	—
1 606	61.4	1 829	56.5	1 829	56.1	0	—
1 008	38.6	1 408	43.5	1 426	43.8	△ 18	△ 1.3
—	—	1	0.0	3	0.1	△ 2	△ 66.7
2 614	100.0	3 238	100.0	3 258	100.0	△ 20	△ 0.6

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭 和 46 年		比 較	
町 村		計		4 月 1 日 現 在			
団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	—	—	—	—
2 164	82.8	2 630	81.2	2 607	80.0	23	0.9
450	17.2	606	18.7	647	19.9	△ 41	△ 6.3
—	—	2	0.1	4	0.1	△ 2	△ 50.0
2 614	100.0	3 238	100.0	3 258	100.0	△ 20	△ 0.6

## 収 率 の 推 移

その 2 市 町 村

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分	合 計
	現 年 度 分	過 年 度 分		
昭 和 34 年 度	95.7	87.7	39.6	89.7
35	96.6	86.4	40.8	91.7
36	97.0	86.7	40.4	93.1
37	97.1	86.6	40.9	93.8
38	97.4	84.6	42.5	94.5
39	97.4		42.6	94.9
40	97.5		43.0	95.1
41	97.8		41.2	95.5
42	98.1		41.0	96.0
43	98.2		40.6	96.3
44	98.2		41.4	96.5
45	98.2		43.8	96.7
46	98.3		45.2	97.0
47	98.5		45.9	97.2

註 昭和 39 年度から現年度分及び過年度分は合わせて現年課税分とされた。



第18表 国 税 と 地 方

区 分	租 税 総 額						国 計	
	合 計	直 接 税	間 接 税 等	合 計	直 接 税	間 接 税 等		
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0
34	19 833	100.0	11 527	58.1	8 307	41.9	13 724	100.0
35	25 457	100.0	15 561	61.1	9 896	38.9	18 015	100.0
36	31 342	100.0	19 335	61.7	12 007	38.3	22 277	100.0
37	34 474	100.0	22 124	64.2	12 350	35.8	23 907	100.0
38	39 446	100.0	25 383	64.3	14 063	35.7	27 317	100.0
39	45 588	100.0	29 318	64.3	16 270	35.7	31 592	100.0
40	48 291	100.0	31 429	65.1	16 862	34.9	32 797	100.0
41	54 316	100.0	35 476	65.3	18 840	34.7	36 630	100.0
42	65 463	100.0	43 337	66.2	22 126	33.8	43 968	100.0
43	79 039	100.0	52 810	66.8	26 229	33.2	53 238	100.0
44	95 456	100.0	64 995	68.1	30 461	31.9	64 554	100.0
45	115 261	100.0	80 706	70.0	34 555	30.0	77 754	100.0
46	126 796	100.0	89 876	70.9	36 920	29.1	84 439	100.0
47	154 051	100.0	110 135	71.5	43 916	28.5	104 006	100.0

- (註) 1 国税は租税(一般会計並びに交付税及び譲与税配付金特別会計及び石炭  
 2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。  
 直接税……所得税、法人税、相続税、地租、営業収益税、資本利子税、法  
 税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非税  
 間接税等…直接税以外の諸税  
 3 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。  
 直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉦区税、狩猟  
 税、目的税(自動車取得税、軽油引取税、入湯税を除く)、国税  
 電話加入権税、電話税、雑種税(一部)段別割、戸数割、戸別割、  
 間接税等…直接税以外の諸税

# 税の収入状況

(単位 億円・%)

税				地 方 税					
直 接 税		間 接 税 等		計	直 接 税		間 接 税 等		
4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
6 818	49.7	6 906	50.3	6 109	100.0	4 709	77.1	1 401	22.9
9 784	54.3	8 231	45.7	7 442	100.0	5 778	77.6	1 665	22.4
12 277	55.1	10 001	44.9	9 065	100.0	7 058	77.9	2 006	22.1
13 815	57.8	10 092	42.2	10 567	100.0	8 309	78.6	2 258	21.4
15 826	57.9	11 491	42.1	12 129	100.0	9 557	78.8	2 572	21.2
18 467	58.5	13 125	41.5	13 996	100.0	10 851	77.5	3 145	22.5
19 416	59.2	13 381	40.8	15 494	100.0	12 014	77.5	3 481	22.5
21 718	59.3	14 912	40.7	17 686	100.0	13 758	77.8	3 928	22.2
26 624	60.6	17 344	39.4	21 495	100.0	16 713	77.8	4 782	22.2
32 826	61.7	20 412	38.3	25 801	100.0	19 984	77.5	5 817	22.5
41 174	63.8	23 380	36.2	30 902	100.0	23 821	77.1	7 081	22.9
51 344	66.0	26 410	34.0	37 507	100.0	29 362	78.3	8 145	21.7
56 559	67.0	27 880	33.0	42 357	100.0	33 317	78.7	9 040	21.3
70 368	67.7	33 638	32.3	50 045	100.0	39 767	79.5	10 278	20.5

及び石油対策特別会計)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

人資本税、鉱区税、鉱産税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当  
 災者特別税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税及び還付税

者税、狩猟免許税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産  
 付加税、特別地租、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、  
 家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

第19表 国民所得に対する

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ	
	国 税	地 方 税	合 計	連 邦 税	州 税 地 方 税 計	合 計	国 税	地 方 税
昭和 9~11 年度	8.5	4.4	12.9	6.8	11.3	18.1	18.1	4.4
16	13.8	2.5	16.2	12.3	8.2	20.5	28.5	3.3
34	12.4	5.5	18.0	18.6	8.3	27.0	27.8	3.6
35	13.6	5.6	19.2	18.9	8.9	27.8	26.7	3.7
36	14.1	5.8	19.9	18.6	9.2	27.8	27.5	3.7
37	13.5	6.0	19.4	18.7	9.4	28.0	28.7	3.9
38	13.2	5.9	19.1	18.9	9.5	28.4	27.0	4.1
39	13.5	6.0	19.5	17.5	9.6	27.0	26.6	4.1
40	12.6	5.9	18.5	17.5	9.6	27.1	27.9	4.3
41	12.0	5.8	17.8	17.5	9.5	27.0	29.0	4.5
42	12.1	5.9	18.0	17.4	9.8	27.2	31.1	4.6
43	12.4	6.0	18.4	18.7	10.4	29.1	33.3	4.6
44	12.9	6.2	19.1	19.5	10.8	30.3	36.5	4.7
45	13.1	6.3	19.5	17.8	11.3	29.1	37.7	4.7
46	12.9	6.5	19.3	16.5	11.9	28.4	35.0	4.8
47	13.7	6.6	20.2	17.4	12.3	29.7	32.7	4.9

(注) 1 日本の国税は、租税(一般会計分並びに交付税及び譲与税配付金特別会計分)  
 2 大蔵省調による。

# 租税負担率の外国との比較

(単位 %)

ス	西 ド イ ツ			フ ラ ン ス			イ タ リ ア			
	合 計	連邦税 州税計	地方税	合 計	国税	県税 市町 村税計	合 計	国税	県税 市町 村税計	合 計
22.6	15.8	6.3	22.1	18.5	...	...	...	...	...	...
31.8	33.1	...	...	...	...	...	...	...	...	...
31.4	26.1	4.5	30.6	25.1	3.8	28.7	20.7	2.9	23.5	
30.4	25.0	4.1	29.0	24.3	3.7	28.0	20.0	2.7	22.7	
31.2	24.6	4.1	30.4	24.5	3.8	28.3	19.4	2.9	22.3	
32.6	27.1	4.0	31.1	24.2	3.9	28.0	21.0	2.7	23.6	
31.1	26.8	3.9	30.8	24.5	3.9	28.4	19.6	2.7	22.4	
30.7	26.8	3.9	30.6	25.4	4.1	29.5	21.1	2.7	23.8	
32.2	26.0	3.7	29.7	25.4	4.1	29.6	20.9	2.7	23.6	
33.5	26.1	3.7	29.8	25.2	4.3	29.5	21.6	2.7	24.4	
35.7	26.7	3.7	30.5	24.9	4.0	29.0	21.9	2.6	24.6	
37.9	25.7	3.5	29.2	23.8	2.9	26.7	22.0	2.6	24.6	
41.2	27.4	4.1	31.5	26.1	2.9	29.0	21.1	2.6	23.7	
42.4	25.6	3.5	29.1	25.4	2.7	28.1	21.1	2.4	23.5	
39.8	25.9	3.7	29.6	24.7	2.7	27.4	21.1	2.4	23.5	
37.6	27.0	4.1	31.1	25.3	2.7	28.0	20.3	2.6	22.9	

及び石炭及び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

## 第20表 地 方 譲 与

### その1 交付の状況

区 分	昭 和 47 年 度		
	都 道 府 県	市 町 村	計 (A)
地方道路譲与税	99 458	9 233	108 691
石油ガス譲与税	11 095	1 914	13 009
特別とん譲与税	157	7 162	7 319
自動車重量譲与税	—	33 995	33 995
航空機燃料譲与税	107	793	900
合 計	110 817	53 097	163 914

### その2 収入超過団体に対する譲与制限の状況

区 分	あ ん 分 額		
	道路の延長分	道路の面積分	計 (A)
収入超過団体			
東 京 都	3 586	2 999	6 585
神 奈 川 県	841	831	1 672
愛 知 県	1 581	1 347	2 928
大 阪 府	1 398	1 570	2 968
小 計	7 406	6 747	14 153
その他の道府県及び大都市	46 983	47 642	94 625
総 計	54 389	54 389	108 778

(注) 1 地方道路譲与税は、毎年4月1日現在における都道府県及び大都市の区域(大都道府県道の延長をあん分して譲与される。この場合地方道路譲与税の額の2る。

2 収入超過団体は、前年度の基準財政収入額が基準財政需要額を超える団体でつて算定した額の3分の2に相当する額を超える場合は、当該3分の2に相当

# 税 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度			比 較	
都 道 府 県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
92 511	6 751	99 262	9 429	9.5
11 311	1 635	12 946	63	0.5
108	6 261	6 369	950	14.9
—	7 194	7 194	26 801	372.5
—	—	—	900	皆増
103 930	21 840	125 771	38 143	30.3

(単位 百万円)

控 除 額 (B)	再 譲 与 額 (C)	法 第 5 条 の 額 整 (D)	地 方 道 路 譲 与 税 (A)-(B)+(C)+(D)
5 873	—	—	712
1 261	—	—	411
1 965	—	—	963
2 526	—	4	446
11 625	—	4	2 532
—	11 625	91	106 159
11 625	11 625	87	108 691

都市を包括する府県においては当該大都市を除いた区域)内に存する一般国道及び分の1の額を道路の延長で、他の2分の1の額を道路の面積でそれぞれあん分す

あり、その控除額は、その超える額の10分の2に相当する額(この額があん分による額)である。

## 第21表 地方交付

### その1 配分状況

区 分	昭 和 47 年			
	普 通 交 付 税		特 別 交 付 税	
	交 付 額	構 成 比	交 付 額	構 成 比
都 道 府 県	1 283 201	58.3	46 415	31.7
市 町 村	1 123 319	46.7	100 060	68.3
大 都 市	89 837	3.7	7 135	4.9
都 市	426 846	17.7	44 991	30.7
町 村	606 635	25.2	47 934	32.7
合 計	2 406 520	100.0	146 475	100.0

註 昭和47年4月2日以降昭和48年3月31日までに合併が行われた団体について区分されている。以下、第21表において同じ。

### その2 算定基礎

区 分	昭 和 47 年	
	当 初	補 正
国 税 三 税 (A)	6 706 700	205 000
所 得 税	3 401 400	—
法 人 税	2 591 700	205 000
酒 税	713 600	—
(A) × 32.0%	2 146 144	65 600
精 算 分	19 251	—
46 年 度 特 例 措 置 分	—	—
47 年 度 特 例 措 置 分	30 000	—
臨 時 沖 繩 特 別 交 付 金	36 500	—
小 計 (B)	2 231 895	65 600
臨 時 地 方 特 例 交 付 金 (C)	105 000	—
借 入 金 (D)	160 000	△ 6 500
返 還 金 (E)	△ 3 000	—
合 計 (B)+(C)+(D)+(E) (F)	2 493 895	59 100
繰 越 金 (G)	—	—
再 計 (F)+(G)	2 493 895	59 100

# 税 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭 和 46 年 度		比 較	
計		地 方 交 付 税		増 減 額	増 減 率
交 付 額(A)	構 成 比	交 付 額(B)	構 成 比	(A)-(B) (C)	(C)/(B)×100
1 329 616	52.1	1 096 770	52.2	232 846	21.2
1 223 379	47.9	1 004 653	47.8	218 726	21.8
96 973	3.8	59 458	2.8	37 515	63.1
471 837	18.5	389 608	18.5	82 229	21.1
654 569	25.6	555 588	26.4	98 981	17.8
2 552 995	100.0	2 101 423	100.0	451 572	21.5

いは、普通交付税は合併前のそれぞれの市町村に、特別交付税は合併後の市町村に

(単位 百万円・%)

度	昭 和 46 年 度		比 較	
最 終 (a)	当 初	最 終 (b)	増 減 額	増 減 率
			(a)-(b) (c)	(c)/(b)×100
6 911 700	6 362 657	5 964 657	947 043	15.9
3 401 400	2 832 816	2 747 816	653 584	23.8
2 796 700	2 871 479	2 581 479	215 221	8.3
713 600	658 362	635 362	78 238	12.3
2 211 744	2 036 050	1 908 690	303 054	15.9
19 251	17 373	17 373	1 878	10.8
—	1 000	1 000	1 000	皆減
30 000	—	—	30 000	皆増
36 500	—	—	36 500	皆増
2 297 495	2 054 423	1 927 063	370 432	19.2
105 000	—	52 800	52 200	98.9
153 500	—	129 560	23 940	18.5
3 000	8 000	8 000	5 000	62.5
2 552 995	2 046 423	2 101 423	451 572	21.5
—	—	—	—	—
2 552 995	2 046 423	2 101 423	451 572	21.5



## 第21表 地 方 交 付

### その3 普通交付税算定状況

区 分	基 準 財 政 需 要 額		
	財源不足団体	財源超過団体	計
都 道 府 県	2 405 102	728 704	3 133 806
市 町 都 市 村	2 367 272	392 261	2 759 533
大 都 町 都 市 村	427 250	292 313	719 563
合 計	1 109 938	92 513	1 202 451
	830 084	7 435	837 519
	4 772 375	1 120 964	5 893 339

- (注) 1 市町村分については、一般算定団体と合併算定替団体とを単純に合算したも  
 2 特別区については、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定に基づき東京として算入した。

### その4 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

区 分	昭 和 47 年 度			昭 和 基 準 財 政 需 要 額 (C)
	基 準 財 政 需 要 額 (A)	基 準 財 政 収 入 額 (B)	比 率 (B)/(A)×100	
都 道 府 県	3 133 806	1 998 690	63.8	2 811 107
市 町 都 市 村	2 759 533	1 625 124	58.9	2 350 813
大 都 町 都 市 村	719 563	586 116	81.5	581 445
合 計	1 202 451	804 936	66.9	1 045 549
	837 519	234 072	27.9	723 819
	5 893 339	3 623 814	61.5	5 161 920

### その5 交付・不交付団体の状況

区 分	昭 和 47 年 度					
	交 付		不 交 付		計	
都 道 府 県	43	91.5	4	8.5	47	100.0
市 町 都 市 村	3 246	98.6	46	1.4	3 292	100.0
大 都 町 都 市 村	9	90.0	1	10.0	10	100.0
合 計	599	96.0	25	4.0	624	100.0
	2 638	99.2	20	0.8	2 658	100.0
	3 289	98.5	50	1.5	3 339	100.0

- (注) 1 都道府県の不交付団体は、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府である。  
 2 特別区は不交付団体として大都市に含めた(23区を1団体としている)。

# 税 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

基準財政収入額			財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税 額
財 源 不 足 団 体	財 源 超 過 団 体	計			
1 121 901	876 789	1 998 690	148 085	1 283 201	1 283 201
1 243 953	381 170	1 625 124	△ 11 090	1 123 319	1 123 319
337 413	248 703	586 116	△ 43 610	89 837	89 837
683 092	121 844	804 936	29 332	426 846	426 846
223 449	10 623	234 072	3 188	606 635	606 635
<b>2 365 854</b>	<b>1 257 959</b>	<b>3 623 814</b>	<b>136 995</b>	<b>2 406 520</b>	<b>2 406 520</b>

のである。

都分と合算した場合、財源超過となるので、単独では財源不足となるが財源超過団体

(単位 百万円・%)

46 年 度		比 較			
基準財政 収入額 (D)	比 率 (D)/(C)×100	基準財政需要額		基準財政収入額	
		増 減 額 (A)-(C) (E)	増 減 率 (E)/(C)×100	増 減 額 (B)-(D) (F)	増 減 率 (F)/(D)×100
1 906 184	67.8	322 699	11.5	92 506	4.9
1 398 208	59.5	408 720	17.4	226 916	16.2
469 392	80.7	138 118	23.8	116 724	24.9
718 888	68.8	156 902	15.0	86 048	12.0
209 927	29.0	113 700	15.7	24 145	11.5
<b>3 304 392</b>	<b>64.0</b>	<b>731 419</b>	<b>14.2</b>	<b>319 422</b>	<b>9.7</b>

(単位 %)

昭 和 46 年 度					比 較				
交 付	不 交 付	計	計	計	交 付		不 交 付		
					増減数	増減率	増減数	増減率	
42	91.3	4	8.7	46	100.0	1	2.4	0	-
3 204	98.3	54	1.7	3 258	100.0	42	1.3	△ 8	△ 14.8
6	85.7	1	14.3	7	100.0	3	50.0	0	-
564	95.4	27	4.6	591	100.0	35	6.2	△ 2	△ 7.4
2 634	99.0	26	1.0	2 660	100.0	4	0.2	△ 6	△ 23.1
<b>3 246</b>	<b>98.2</b>	<b>58</b>	<b>1.8</b>	<b>3 304</b>	<b>100.0</b>	<b>43</b>	<b>1.3</b>	<b>△ 8</b>	<b>△ 13.8</b>

第 22 表 一 般 財

その 1 総 括

区 分	昭 和 47 年 度		
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額
地 方 税	2 871 268	2 133 214	5 004 482
地 方 譲 与 税	110 817	53 097	163 914
地 方 交 付 税	1 329 616	1 223 379	2 552 995
軽油引取税交付金	—	16 789	—
娯楽施設利用税交付金	—	5 397	—
自動車取得税交付金	—	63 463	—
小 計 (一般財源)	4 311 701	3 495 339	7 721 391
そ の 他 の 財 源	4 509 347	3 542 148	7 369 311
歳 入 合 計	8 821 048	7 037 487	15 090 702

その 2 大 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 47 年 度		昭 和 46 年
地 方 税	459 833	37.0	(391 281) 322 902
地 方 譲 与 税	17 171	1.4	(11 638) 11 285
地 方 交 付 税	96 973	7.8	(71 991) 59 458
軽油引取税交付金	16 789	1.4	(13 306) 13 306
娯楽施設利用税交付金	401	0.0	(283) 220
自動車取得税交付金	9 878	0.8	(8 197) 7 216
小 計 (一般財源)	601 045	48.4	(496 696) 414 387
そ の 他 の 財 源	640 193	51.6	(517 583) 418 145
歳 入 合 計	1 241 238	100.0	(1 014 279) 832 532

銚 ( )内の数値については、第5表、その1の銚参照(その3について同じ)。

源 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 46 年 度			増 減 額		
都道府県	市 町 村	純 計 額	都道府県	市 町 村	純 計 額
2 461 479	1 774 267	4 235 746	409 789	358 947	768 736
103 930	21 840	125 771	6 887	31 257	38 143
1 096 770	1 004 654	2 101 423	232 846	218 725	451 572
—	13 306	—	—	3 483	—
—	3 580	—	—	1 817	—
—	53 157	—	—	10 306	—
3 662 179	2 870 804	6 462 940	649 522	624 535	1 258 451
3 505 802	2 728 462	5 716 509	1 003 545	813 686	1 652 802
7 167 981	5 599 266	12 179 449	1 653 067	1 438 221	2 911 253

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
(38.6)	(68 552)	(30.2)	(17.5)	
38.8	136 931	33.5	42.4	16.4
(1.1)	(5 533)	(2.4)	(47.5)	
1.4	5 886	1.4	52.2	13.6
(7.1)	(24 982)	(11.0)	(34.7)	
7.1	37 515	9.2	63.1	1.4
(1.3)	(3 483)	(1.5)	(26.2)	
1.6	3 483	0.9	26.2	8.0
(0.0)	(118)	(0.1)	(41.7)	
0.0	181	0.0	82.3	81.8
(0.8)	(1 681)	(0.7)	(20.5)	
0.9	2 662	0.7	36.9	4.2
(49.0)	(104 349)	(46.0)	(21.0)	
49.8	186 658	45.7	45.0	13.2
(51.0)	(122 610)	(54.0)	(23.7)	
50.2	222 048	54.3	53.1	30.2
(100.0)	(226 959)	(100.0)	(22.4)	
100.0	408 706	100.0	49.1	21.2

第22表 一 般 財

その3 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 47 年 度		昭 和 46 年
地 方 税	1 197 794	34.6	(973 615) 1 041 993
地 方 譲 与 税	20 395	0.6	(6 630) 6 983
地 方 交 付 税	478 139	13.8	(384 111) 396 644
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	3 002	0.1	(1 939) 2 002
自 動 車 取 得 税 交 付 金	28 778	0.8	(23 464) 24 445
小 計 (一般財源)	1 728 108	50.0	(1 389 759) 1 472 067
そ の 他 の 財 源	1 730 797	50.0	(1 329 635) 1 429 074
歳 入 合 計	3 458 905	100.0	(2 719 394) 2 901 141

(1) 中 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 47 年 度		昭 和 46 年
地 方 税	768 400	39.9	(631 494) 699 873
地 方 譲 与 税	11 332	0.6	(4 143) 4 496
地 方 交 付 税	166 934	8.7	(134 632) 147 165
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	1 326	0.0	(888) 951
自 動 車 取 得 税 交 付 金	15 167	0.8	(12 586) 13 567
小 計 (一般財源)	963 159	50.0	(783 743) 866 052
そ の 他 の 財 源	962 196	50.0	(754 108) 853 546
歳 入 合 計	1 925 355	100.0	(1 537 851) 1 719 598

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
(35.8)	(224 179)	(30.3)	(23.0)	22.2
35.9	155 801	27.9	15.0	
(0.2)	(13 765)	(1.9)	(207.6)	105.1
0.2	13 412	2.4	192.1	
(14.1)	(94 028)	(12.7)	(24.5)	18.5
13.7	81 495	14.6	20.5	
(0.1)	(1 063)	(0.1)	(54.8)	99.8
0.1	1 000	0.2	50.0	
(0.9)	(5 314)	(0.7)	(22.6)	5.7
0.8	4 333	0.8	17.7	
(51.1)	(338 349)	(45.8)	(24.3)	21.2
50.7	256 041	45.9	17.4	
(48.9)	(401 162)	(54.2)	(30.2)	30.4
49.3	301 723	54.1	21.1	
(100.0)	(739 511)	(100.0)	(27.2)	25.6
100.0	557 764	100.0	19.2	

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
(41.1)	(136 906)	(35.3)	(21.7)	20.9
40.7	68 527	33.3	9.8	
(0.3)	(7 189)	(1.9)	(173.5)	68.6
0.3	6 836	3.3	152.0	
(8.8)	(32 302)	(8.3)	(24.0)	14.2
8.6	19 769	9.6	13.4	
(0.1)	(438)	(0.1)	(49.2)	87.9
0.1	375	0.2	39.4	
(0.8)	(2 581)	(0.7)	(20.5)	6.1
0.8	1 600	0.8	11.8	
(51.0)	(179 416)	(46.3)	(22.9)	19.7
50.4	97 107	47.2	11.2	
(49.0)	(208 088)	(53.7)	(27.6)	28.6
49.6	108 650	52.8	12.7	
(100.0)	(387 504)	(100.0)	(25.2)	23.9
100.0	205 757	100.0	12.0	

第22表 一般財

(2) 小都市

区 分	決 算		
	昭 和 47 年 度		昭 和 46 年
地 方 税	429 393	28.0	342 121
地 方 譲 与 税	9 063	0.6	2 487
地 方 交 付 税	311 205	20.3	249 479
娯楽施設利用税交付金	1 677	0.1	1 051
自動車取得税交付金	13 611	0.9	10 878
小 計(一般財源)	764 949	49.9	606 016
そ の 他 の 財 源	768 601	50.1	575 527
歳 入 合 計	1 533 550	100.0	1 181 543

その4 町 村

区 分	決 算		
	昭 和 47 年 度		昭 和 46 年 度
地 方 税	309 006	16.3	268 318
地 方 譲 与 税	13 925	0.7	3 227
地 方 交 付 税	648 267	34.2	548 552
娯楽施設利用税交付金	1 994	0.1	1 358
自動車取得税交付金	19 958	1.1	16 588
小 計(一般財源)	993 150	52.3	838 043
そ の 他 の 財 源	904 116	47.7	676 701
歳 入 合 計	1 897 266	100.0	1 514 744

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
29.0	87 272	24.8	25.5	24.9
0.2	6 576	1.9	264.4	237.0
21.1	61 726	17.5	24.7	21.2
0.1	626	0.2	59.6	111.9
0.9	2 733	0.8	25.1	5.3
51.3	158 933	45.2	26.2	23.4
48.7	193 074	54.8	33.5	33.2
100.0	352 007	100.0	29.8	28.0

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
17.7	40 688	10.6	15.2	12.8
0.2	10 698	2.8	331.5	708.8
36.2	99 715	26.1	18.2	24.2
0.1	636	0.2	46.8	86.8
1.1	3 370	0.9	20.3	△ 3.2
55.3	155 107	40.5	18.5	20.1
44.7	227 415	59.5	33.6	22.8
100.0	382 522	100.0	25.3	21.3



第22表 一般財

その5 特別区

区 分	決 算		
	昭 和 47 年 度		昭 和 46
地 方 税 金	166 581	44.9	141 053
地 方 譲 与 税	1 605	0.4	345
地 方 譲 与 税 金	—	—	—
地 方 譲 与 税 金	4 849	1.3	4 908
地 方 譲 与 税 金	173 035	46.7	146 306
地 方 譲 与 税 金	197 580	53.3	154 174
歳 入 合 計	370 615	100.0	300 480

第23表 一般財

その1 純 計

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地 方
	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額
昭和36年度	906 475	100	21.8	45 449	100	25.7	401 704
41	1 768 587	195	14.1	59 203	130	18.3	777 327
42	2 149 522	237	21.5	69 158	152	16.8	947 020
43	2 580 128	285	20.0	79 586	175	15.1	1 125 508
44	3 090 179	341	19.8	93 065	205	16.9	1 460 845
45	3 750 668	414	21.4	108 687	239	16.8	1 798 248
46	4 235 746	467	12.9	125 771	277	15.7	2 101 423
47	5 004 482	552	18.1	163 914	361	30.3	2 552 995

その2 都道府県

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地 方
	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額
昭和36年度	497 725	100	26.1	43 939	100	25.7	267 744
41	986 763	198	16.3	53 858	123	18.1	486 615
42	1 219 928	245	23.6	62 834	143	16.7	592 968
43	1 515 510	304	24.2	72 193	164	14.9	683 741
44	1 854 498	373	22.4	81 369	185	12.7	829 934
45	2 265 873	455	22.2	94 953	216	16.7	963 166
46	2 461 479	495	8.6	103 930	237	9.5	1 096 770
47	(2 865 930)	(576)	(16.4)	(109 985)	(250)	(5.8)	(1 299 957)
	2 871 268	577	16.6	110 817	252	6.6	1 329 616

(注) ( )内の数値は沖縄県分を除いたものである(その3において同じ)。

# 源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

年 度	比 較			
	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
46.9	25 528	36.4	18.1	20.9
0.1	1 260	1.8	365.2	皆増
—	—	—	—	—
1.6	△ 59	△ 0.1	△ 1.2	△ 12.2
48.7	26 729	38.1	18.3	19.6
51.3	43 406	61.9	28.2	19.0
100.0	70 135	100.0	23.3	19.3

# 源 の 推 移

(単位 百万円・%)

交 付 税		臨時地方財政(特例)		交 付 金		合 計	
指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
100	29.2	—	—	—	1 353 628	100	24.0
194	4.6	46 455	—	皆増	2 651 572	196	13.2
236	21.8	11 998	—	△ 74.2	3 177 698	235	19.8
280	18.8	—	—	皆減	3 785 222	280	19.1
364	29.8	—	—	—	4 644 089	343	22.7
448	23.1	—	—	—	5 657 603	418	21.8
523	16.9	—	—	—	6 462 940	477	14.2
636	21.5	—	—	—	7 721 391	570	19.5

(単位 百万円・%)

交 付 税		臨時地方財政(特例)		交 付 金		合 計	
指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
100	26.8	—	—	—	809 408	100	26.3
182	1.2	24 858	—	皆増	1 552 094	192	12.9
221	21.9	9 500	—	△ 61.8	1 885 230	233	21.5
255	15.3	—	—	皆減	2 271 444	281	20.5
310	21.4	—	—	—	2 765 801	342	21.8
360	16.1	—	—	—	3 323 992	411	20.2
410	13.9	—	—	—	3 662 179	452	10.2
(486)	(18.5)	(—)	(—)	(—)	(4 275 872)	(528)	(16.8)
497	21.2	—	—	—	4 311 701	533	17.7

第23表 一 般 財

その3 市 町 村

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和36年度	408 750	100	16.9	1 510	100	23.8
41	781 824	191	11.5	5 345	354	20.2
42	929 594	227	18.9	6 324	419	18.3
43	1 064 617	260	14.5	7 394	490	16.9
44	1 235 681	302	16.1	11 696	775	58.2
45	1 484 795	363	20.2	13 734	910	17.4
46	1 774 267	434	19.5	21 840	1 446	59.0
47	(2 128 387) 2 133 214	(521) 522	(20.0) 20.2	(52 867) 53 097	(3 501) 3 516	(142.1) 143.1
区 分	娯楽施設利用税交付金			自動車取得税交付金		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和36年度	—	—	—	—	—	—
41	782	—	皆増	—	—	—
42	1 307	—	67.1	—	—	—
43	1 454	—	11.2	28 808	—	皆増
44	1 604	—	10.3	48 870	—	69.6
45	1 850	—	15.3	53 380	—	9.2
46	3 580	—	93.5	53 157	—	△ 0.4
47	(5 387) 5 397	(—) —	(50.5) 50.8	(63 106) 63 463	(—) —	(18.7) 19.4

源 の 推 移 (つづき)

(単位 百万円・%)

地 方 交 付 税			軽油引取税交付金		
決 算 額	指 数	対前年度率 増 減	決 算 額	指 数	対前年度率 増 減
133 960	100	34.2	1 501	100	58.0
290 712	217	10.7	6 096	406	43.8
354 052	264	21.8	7 634	509	25.2
441 767	330	24.8	9 158	610	20.0
630 911	471	42.8	10 901	726	19.0
835 082	623	32.4	12 321	821	13.0
1 004 654	750	20.3	13 306	886	8.0
(1 206 606)	(901)	(20.1)	(16 789)	(1 119)	(26.2)
1 223 379	913	21.8	16 789	1 119	26.2

臨時地方財政(特例)交付金			合 計		
決 算 額	指 数	対前年度率 増 減	決 算 額	指 数	対前年度率 増 減
—	—	—	545 721	100	20.8
21 597	—	皆増	1 106 356	203	13.8
2 498	—	88.4	1 301 409	238	17.6
—	—	皆減	1 553 198	285	19.3
—	—	—	1 939 663	355	24.9
—	—	—	2 401 162	440	23.8
—	—	—	2 870 804	526	19.6
(—)	(—)	(—)	(3 473 142)	(636)	(21.0)
—	—	—	3 495 339	640	21.8

第24表 昭和47年度一般財源の

その1 都道府県

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源	
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比
A	神奈川県 東京都 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 東京都 千葉県 東京都 神奈川県	27 811	54.5	—	—	27 917	54.7
		33 821	53.0	—	—	34 063	53.4
		34 792	54.3	—	—	34 896	54.5
		32 377	54.0	—	—	32 522	54.2
		27 173	39.4	2 596	3.8	30 789	44.7
		26 535	46.3	4 601	8.0	31 833	55.5
		23 459	37.2	4 767	7.6	29 035	46.1
		19 236	40.1	3 439	7.2	23 479	48.9
		24 133	31.7	7 770	10.2	33 176	46.6
		18 879	31.4	5 670	9.4	25 392	42.2
B	福岡県 岡山県 山形県 群馬県 群馬県 群馬県 群馬県 群馬県 群馬県 群馬県	18 669	29.5	11 742	18.5	31 051	49.0
		18 638	21.7	15 532	18.1	35 735	41.6
		22 124	27.8	13 618	17.1	37 078	46.5
		19 467	27.5	12 893	18.2	33 607	47.5
		20 405	25.6	14 806	18.6	36 968	46.4
		20 415	22.7	16 007	17.8	37 971	42.1
		20 310	22.9	17 832	20.1	39 702	44.8
		22 259	22.2	19 021	19.0	42 738	42.6
		18 781	24.0	13 635	17.4	33 658	43.1
		21 405	31.0	9 036	13.1	31 501	45.7
C	石川県 富山県 長野県 香川県 宮城県 山形県 奈良県 北海道	22 480	21.9	20 747	20.2	44 764	43.7
		21 864	21.6	21 561	21.3	45 020	44.5
		18 758	20.8	18 569	20.6	38 903	43.1
		19 868	24.3	19 492	23.8	40 591	49.6
		18 375	23.9	16 851	21.9	36 510	47.5
		19 432	20.3	21 598	22.6	42 557	44.5
		16 369	21.5	18 770	24.6	36 409	47.8
		18 142	20.0	20 327	22.4	40 336	44.4
		18 937	21.2	19 678	22.0	40 211	45.0

(注) 1 グループの分類については、図表「第17図その1」を参照すること。  
 2 東京都については、他の道府県と行政機能が異なり、また、地方税のうちが都が徴収した市町村税それぞれ別掲とし、総平均には含めていない。  
 3 地方税の額は、竪薬施設利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金及び特別区財政割

その2 市町村

(1) 類型区分の状況

ア 都市

人口	産業構造 類型	Ⅱ次、Ⅲ次 70%以上		Ⅱ次、Ⅲ次50% 以上70%未満		Ⅱ次、Ⅲ次30% 以上50%未満		Ⅱ次、Ⅲ次30%未 満	
		Ⅲ次40% 以上		Ⅲ次40% 以上		Ⅲ次40% 以上		Ⅲ次40% 以上	
		5	4	3	2	1	0		
30 000人未満									
30 000人以上									
30 000 ~ 55 000	I	0-5	0-4	0-3	0-2	0-1	※	※	※
55 000 ~ 80 000	II	II-5	II-4	II-3	II-2	I	※	※	※
80 000 ~ 130 000	III	III-5	III-4	III-3	※	※	※	※	※
130 000 ~ 230 000	IV	IV-5	IV-4	IV-3	※	※	※	※	※
230 000 ~ 430 000	V	V-5	V-4	※	※	※	※	※	※
430 000人以上	VI	VI-5	※	※	※	※	※	※	※

# 人口1人当たり額の状況

(単位 円・%)

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源		
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	
D	愛媛県 新潟県 福井県 福島県 大山(平 均)	媛県	15 516	18.7	21 828	26.3	38 719	46.6
		媛県	17 008	16.7	23 292	22.9	41 928	41.2
		福井県	20 209	17.3	28 257	24.1	50 308	42.9
		福島県	14 163	15.7	24 566	27.2	40 705	45.1
		大山(平 均)	14 502	14.3	27 055	26.7	43 362	42.8
		大山(平 均)	15 020	15.3	29 601	30.1	46 059	46.9
		大山(平 均)	15 853	16.4	24 877	25.7	42 422	43.8
		熊本県	11 626	12.3	24 677	26.0	37 903	39.9
		崎形県	11 914	13.0	24 810	27.1	37 946	41.4
		崎形県	12 832	13.0	30 181	30.7	44 856	45.6
E	熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根 山宮高青徳島取賀手田根 鹿兒島(平 均)	熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	12 222	11.8	29 969	28.9	44 101	42.6
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	14 772	11.0	35 982	26.9	53 236	39.7
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	11 263	12.9	27 307	31.4	40 165	46.1
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	13 689	12.0	33 295	29.1	48 699	42.6
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	14 711	11.7	38 075	30.4	55 234	44.1
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	12 555	11.7	31 732	29.5	45 637	42.4
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	11 093	11.5	31 578	32.6	44 710	46.2
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	11 617	11.2	31 616	30.4	44 981	43.2
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	11 759	8.1	39 235	27.1	53 832	37.1
		熊長山宮高青徳島取賀手田根 崎形知森島取賀手田根	10 388	10.8	29 565	30.7	41 820	43.4
鹿兒島(平 均)	12 022	11.6	30 212	29.3	44 052	42.7		
総平均	21 277	27.2	13 562	17.4	35 970	46.1		
東京都	59 782	60.6	—	—	59 925	60.7		
沖縄県	4 835	7.6	28 858	45.2	34 503	54.0		

相当額が含まれていることにより及び沖縄県については昭和47年度の会計年度が他団体と異なることにより、  
 整交付金として市町村及び特別区に交付する額を除いたものである。

## イ 町 村

人口	産業構造 類型	Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次	
		70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	10%以上 30%未満	10%以上 30%未満	10%未満		
人	人	4	3	2	1	0			
3 000人未満	0	0	0	0	0	0			
人以上	I	I	I	I	I	I			
3 000 ~ 5 500	II	II	II	II	II	II			
5 500 ~ 8 000	III	III	III	III	III	III			
8 000 ~ 13 000	IV	IV	IV	IV	IV	IV			
13 000 ~ 18 000	V	V	V	V	V	V			
18 000 ~ 23 000	VI	VI	VI	VI	VI	VI			
23 000 ~ 28 000	VII	VII	VII	VII	VII	VII			
28 000 ~ 33 000	VIII	VIII	VIII	VIII	VIII	VIII			
33 000人以上	※	※	※	※	※	※			

註 1 人口及び産業構造は昭和45年因勢調査による。  
 2 ※印は該当の都市又は町村がない。

第24表 昭和46年度一般財源

(2) 都 市

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人 口 1 人 当 たり 額	歳 構 成 入 比	人 口 1 人 当 たり 額	歳 構 成 入 比	人 口 1 人 当 たり 額	歳 構 成 入 比
I — 1	9 458	14.5	24 127	37.0	34 707	53.3
I — 2	12 922	21.5	17 392	28.9	31 323	52.1
I — 3	12 406	20.1	17 444	28.2	30 752	49.8
I — 4	18 577	31.9	11 008	18.9	30 675	52.7
I — 5	15 685	26.3	14 283	24.0	30 954	51.9
II — 2	12 791	22.5	16 125	28.4	29 763	52.4
II — 3	12 461	22.3	18 166	32.5	31 694	56.6
II — 4	19 045	34.2	7 367	13.2	27 461	49.3
II — 5	17 368	30.2	10 439	18.2	28 779	50.1
III — 3	11 535	16.4	17 706	25.2	30 478	43.3
III — 4	19 647	37.3	6 452	12.3	27 245	51.3
III — 5	19 370	34.7	7 628	13.7	27 846	49.9
IV — 4	18 465	38.4	4 257	8.9	23 626	49.2
IV — 5	22 372	40.0	5 227	9.4	28 426	51.0
V — 5	21 924	39.1	4 930	8.8	27 742	49.5

の人口1人当たり額の状況(つづき)

(3) 町 村

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比
I — 1	7 470	7.6	43 953	44.9	53 273	54.4
I — 2	8 469	8.6	41 412	41.9	51 702	52.3
I — 3	10 870	12.8	33 283	39.3	45 520	53.8
I — 4	13 667	14.2	37 613	38.9	52 402	54.3
II — 1	6 217	8.7	33 020	46.1	40 974	57.1
II — 2	8 825	10.8	31 774	39.0	42 065	51.6
II — 3	10 688	13.1	28 827	35.3	40 994	50.2
II — 4	12 544	18.5	22 131	32.6	35 662	52.5
III — 1	6 521	9.4	31 922	45.8	39 648	56.9
III — 2	8 057	11.5	27 788	39.5	37 167	52.8
III — 3	11 847	17.6	22 120	32.8	35 259	52.3
III — 4	14 806	22.5	17 134	26.0	33 152	50.3
IV — 1	5 764	10.4	27 136	48.8	33 952	61.1
IV — 2	8 342	13.4	25 454	40.9	35 285	56.7
IV — 3	10 312	18.2	18 797	33.1	30 299	53.4
IV — 4	15 539	25.5	14 720	24.2	31 343	51.5
V — 1	—	—	—	—	—	—
V — 2	7 971	14.1	23 718	41.9	33 078	58.4
V — 3	11 182	20.6	17 789	32.8	30 091	55.5
V — 4	16 792	27.4	13 175	21.5	31 365	51.1
VI — 1	—	—	—	—	—	—
VI — 2	9 470	17.8	20 722	39.0	31 689	59.6
VI — 3	10 287	19.2	18 423	34.3	29 922	55.7
VI — 4	14 652	28.3	12 474	24.1	28 523	55.1
VII — 3	13 914	29.2	15 752	33.1	30 947	65.0
VII — 4	15 202	30.0	9 943	19.6	25 980	51.3



第25表 国 県 支

その1 国庫支出金の状況

区 分	昭 和 47 年 度				
	都 道 府 県		市 町 村	純 計	
養 護 費	644 282	26.5	10 275	1.1	654 557
生 活 費	92 574	3.8	220 170	24.1	312 745
児 童 費	36 177	1.5	79 761	8.7	115 938
結 核 費	41 679	1.7	11 873	1.3	53 552
老 人 費	45 829	1.9	—	—	45 829
精 神 科 費	11 048	0.5	21 807	2.4	32 855
普 通 事 業 費	1 146 713	47.1	400 668	43.8	1 547 381
災 害 復 旧 費	197 721	8.1	51 927	5.7	249 648
失 業 補 償 費	15 894	0.7	28 047	3.1	43 941
委 託 費	30 116	1.2	19 780	2.2	49 896
設 置 費	6 255	0.3	3 579	0.4	9 835
財 政 補 給 金	23 861	0.9	16 201	1.8	40 061
そ の 他	2 954	0.1	1 698	0.2	4 652
財 政 補 給 金	168 596	6.9	67 756	7.4	236 352
合 計	2 433 583	100.0	913 762	100.0	3 347 346

註 上記のほか、国有提供施設等所在市町村助成交付金が昭和47年度6,009百万円  
 その2 公共事業に係る国庫負担の引上額の状況 (単位 百万円)

区 分	後 進 地 域 特 例 制 度		
	昭 和 47 年 度	昭 和 48 年 度 (見 込)	増 減 額
道 県 補 助 事 業	49 501	54 644	5 143
直 轄 事 業	26 852	28 654	1 802
計	76 353	83 298	6 945

註 引上額は、前年度及び前々年度の事業に係る精算交付額である。

その3 昭和47年度における新産業都市等に対する国の財政援助の状況  
 (単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村
	地 方 債	利 子 補 給 額	か さ 上 げ 額
新 産 ・ 工 特 別 措 置	(20 672) 27 297	2 083	10 133
産 炭 地 域 特 別 措 置	(3 977) 5 609	338	4 004
首 都 圏 ・ 近 畿 圏 ・ 中 部 圏 特 別 措 置	(21 953) 32 938	431	13 385

- 註 1 地方債欄の( )書きは、かさ上げ分を内書きしたものである。  
 2 利子補給額は、昭和46年度発行分までに係るものである。  
 3 かさ上げ額は、昭和46年度事業に係る精算交付額である。

# 出金の状況

(単位 百万円・%)

額	昭和46年度純計額		比 較			
	増	減	額	増減率	前年度増減率	
19.6	559 431	22.0	95 126	11.9	17.0	16.8
9.3	249 851	9.8	62 894	7.9	25.2	13.4
3.5	86 356	3.4	29 582	3.7	34.3	22.7
1.6	42 168	1.7	11 384	1.4	27.0	0.4
1.4	36 012	1.4	9 817	1.2	27.3	5.4
1.0	22 842	0.9	10 013	1.3	43.8	26.8
46.2	1 178 473	46.2	368 908	46.2	31.3	30.3
7.5	118 203	4.6	131 445	16.5	111.2	25.2
1.3	43 635	1.7	306	0.0	0.7	△ 4.5
1.5	37 211	1.5	12 685	1.6	34.1	9.1
0.3	5 234	0.2	4 601	0.6	87.9	△ 18.4
1.2	31 977	1.3	8 084	1.0	25.3	15.5
0.1	3 661	0.1	991	0.1	27.1	56.9
7.0	170 545	6.7	65 807	8.2	38.6	25.2
100.0	2 548 388	100.0	798 958	100.0	31.4	22.5

円、昭和46年度3,950百万円ある。

## その4 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額			決 算 額 比		増 減 額 比		対前年度増減率	
	昭和47年度	昭和46年度	増減額	47	46	47	46	47	46
国庫財源を伴うもの	233 579	156 603	76 976	55.1	52.5	61.2	45.7	49.2	18.2
児童保護費負担金	10 819	7 675	3 144	2.6	2.6	2.5	2.0	41.0	16.1
老人保護費負担金	7 922	4 626	3 296	1.9	1.6	2.6	2.2	71.2	33.4
普通建設事業支出金	118 064	88 835	29 229	27.9	29.8	23.2	29.2	32.9	21.1
災害復旧事業支出金	46 047	18 948	27 099	10.9	6.4	21.6	3.7	143.0	11.6
委 託 金	15 416	11 754	3 662	3.6	3.9	2.9	1.5	31.2	7.2
普通建設事業	4 548	3 822	726	1.1	1.3	0.6	△ 0.4	19.0	△ 5.3
災害復旧事業	131	127	4	0.0	0.0	0.0	0.1	3.1	27.0
そ の 他	10 737	7 805	2 932	2.5	2.6	2.3	1.8	37.6	14.2
そ の 他	35 311	24 765	10 546	8.2	8.2	8.4	7.1	42.6	17.7
都道府県費のみのもの	190 287	141 541	48 746	44.9	47.5	38.8	54.3	34.4	25.5
普通建設事業支出金	88 259	72 984	15 275	20.8	24.5	12.1	20.8	20.9	17.8
災害復旧事業支出金	1 040	755	285	0.2	0.3	0.2	0.6	37.7	66.7
そ の 他	100 988	67 802	33 186	23.9	22.7	26.5	32.9	48.9	34.6
合 計	423 866	298 144	125 722	100.0	100.0	100.0	100.0	42.2	21.6

第26表 地方債

区 分	昭和47年			
	都 道 府 県		市 町 村	
(発行目的別)				
一般公債	385 824	44.8	101 619	11.6
一般公債	149 633	17.4	194 498	22.2
一般公債	83 475	9.7	71 960	8.2
一般公債	—	—	178 733	20.4
一般公債	—	—	10 547	1.2
一般公債	3 782	0.4	32	0.0
一般公債	53 637	6.2	18 368	2.1
一般公債	65 117	7.6	—	—
一般公債	10 471	1.2	62 126	7.1
一般公債	13 242	1.5	44 039	5.0
一般公債	31 438	3.6	20 517	2.3
一般公債	—	—	—	—
一般公債	230	0.0	3 115	0.4
一般公債	918	0.1	3 553	0.4
一般公債	—	—	38 144	4.4
一般公債	38 313	4.4	5 835	0.7
一般公債	303	0.0	24 423	2.8
一般公債	—	—	61 678	7.0
一般公債	25 217	3.1	37 332	4.2
合 計	861 600	100.0	876 519	100.0
(借入先別)				
政 府 資 金	300 972	34.9	444 171	50.7
政 府 資 金	281 986	32.7	274 725	31.3
政 府 資 金	18 986	2.2	169 446	19.3
政 府 資 金	929	0.1	7 510	0.9
政 府 資 金	448 553	52.1	242 301	27.6
政 府 資 金	26 642	3.1	53 806	6.1
政 府 資 金	5 414	0.6	6 694	0.8
政 府 資 金	27 325	3.2	13 174	1.5
政 府 資 金	8 030	0.9	26 596	3.0
政 府 資 金	38 300	4.4	6 805	0.8
政 府 資 金	5 435	0.7	75 462	8.6
合 計	861 600	100.0	876 519	100.0

- (注) 1 「一般廃棄物処理事業債」は、昭和46年度まで「清掃事業債」として計上され  
 2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。  
 3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、相互銀行、信用金庫、各種協同組合、

# 発 行 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和46年度		比 較			
				純 計 額		増 減 額	増減率
487 443	29.1	202 826	17.4	284 617	55.8	140.3	371.9
344 131	20.5	259 572	22.3	84 559	16.6	32.6	74.6
155 435	9.8	123 830	10.6	31 605	6.2	25.5	46.3
178 733	10.7	177 494	15.2	1 239	0.2	0.7	64.5
10 547	0.6	8 769	0.8	1 778	0.3	20.3	28.2
3 814	0.2	3 022	0.3	792	0.2	26.2	皆増
72 005	4.3	41 677	3.6	30 328	5.9	72.8	26.7
65 117	3.9	41 606	3.6	23 511	4.6	56.5	41.1
72 597	4.3	47 620	4.1	24 977	4.9	52.5	76.5
57 281	3.4	51 378	4.4	5 903	1.2	11.5	37.6
51 955	3.1	68 302	5.9	△ 16 347	△ 3.2	△ 23.9	30.9
—	—	—	—	—	—	—	—
3 345	0.2	9 636	0.8	△ 6 291	△ 1.2	△ 65.3	253.2
4 471	0.3	568	0.0	3 903	0.8	687.1	185.4
38 144	2.3	27 838	2.4	10 306	2.0	37.0	120.4
44 148	2.6	41 687	3.6	2 461	0.5	5.9	11.1
24 726	1.5	15 777	1.4	8 949	1.8	56.7	82.2
—	—	—	—	—	—	—	—
62 549	3.7	44 823	3.6	17 726	3.4	39.5	37.6
1 676 441	100.0	1 166 425	100.0	510 016	100.0	43.7	75.6
745 143	44.4	494 829	42.4	250 314	49.1	50.6	68.2
556 711	33.2	350 603	30.1	206 108	40.4	58.8	92.3
188 432	11.2	144 226	12.4	44 206	8.7	30.7	28.9
8 439	0.5	7 085	0.6	1 354	0.3	19.1	18.1
690 854	41.2	452 451	38.8	238 403	46.7	52.7	102.3
80 448	4.8	73 240	6.3	7 208	1.4	9.8	85.5
12 108	0.7	8 668	0.7	3 440	0.7	39.7	53.0
40 499	2.4	42 675	3.7	△ 2 176	△ 0.4	△ 5.1	100.3
34 626	2.1	29 810	2.6	4 816	0.9	16.2	16.0
45 105	2.7	42 773	3.7	2 332	0.5	5.5	12.4
19 219	1.2	14 894	1.2	4 325	0.8	29.0	45.2
1 676 441	100.0	1 166 425	100.0	510 016	100.0	43.7	75.6

ていたものである。

その他金銭の貸付を業とする者で、市中銀行以外の者をいう。

第27表 昭和47年度地

区 分	計 面 額			許 可 額		
	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計
一 一 般 会 計 債						
1 一 般 公 共 事 業	269 900	287 700	557 600	256 615	278 895	535 509
2 公 營 住 宅 建 設 事 業	93 800	67 900	161 700	81 761	72 055	153 815
3 災 害 復 旧 事 業	73 200	—	73 200	73 654	—	73 654
4 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	88 500	7 000	95 500	83 601	58 457	142 058
5 産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	1 000	1 000	2 000	—	3 782	3 782
6 一 般 単 独 事 業	62 600	28 100	90 700	55 250	219 866	275 115
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	45 000	—	45 000	50 431	—	50 431
8 同 和 対 策 事 業	18 000	—	18 000	19 797	3 736	23 533
9 新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	10 000	10 000	20 000	32 404	33 440	65 844
10 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	—	32 000	32 000	—	56 353	56 353
11 退 職 手 当 債	—	—	—	—	3 347	3 347
計	662 000	433 700	1 095 700	653 511	729 930	1 383 441
二 準 公 營 企 業 債						
1 港 湾 整 備 事 業	16 600	9 900	26 500	16 502	11 032	27 534
2 下 水 道 事 業	196 100	65 400	261 500	192 788	62 732	255 519
3 地 域 開 発 事 業	—	139 500	139 500	—	231 058	231 058
4 公 有 林 整 備 草 地 改 良 事 業	—	8 000	8 000	—	7 667	7 667
計	212 700	222 800	435 500	209 290	312 489	521 779
三 公 營 企 業 債						
1 電 気 事 業	4 200	2 600	6 800	4 131	2 538	6 669
2 上 水 道 事 業	166 300	166 200	332 500	168 895	169 525	338 419
3 工 業 用 水 道 事 業	13 300	26 600	39 900	13 299	26 797	40 097
4 地 下 鉄 事 業	45 400	56 100	101 500	45 400	56 130	101 530
5 一 般 交 通 事 業	3 900	4 100	8 000	3 960	3 945	7 905
6 有 料 道 路 事 業	—	20 300	20 300	—	19 244	19 244
7 市 場、ガ 斯、観 光 等 事 業	8 200	17 800	26 000	8 200	34 897	43 097
計	241 300	293 700	535 000	243 885	313 076	556 960

# 方 債 許 可 状 況

(單位 百万円)

都 道 府 県			大 都 市			都 市 ・ 町 村			水田債
政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	
164 507	258 512	423 019	20 502	20 282	40 784	71 606	101	71 706	—
21 314	58 888	80 202	19 653	8 490	28 143	40 793	4 677	45 470	3 745
53 770	—	53 770	617	—	617	19 267	—	19 267	—
—	—	—	13 614	32 041	45 655	69 987	26 416	96 403	(4 038) 47 455
—	3 782	3 782	—	—	—	—	—	—	—
9 885	96 044	105 929	983	32 518	33 501	44 382	91 304	135 685	46 033 (12) 669
—	—	—	—	—	—	50 431	—	50 431	—
100	203	303	2 339	1 872	4 211	17 358	1 661	19 019	1 320
32 404	33 440	65 844	—	—	—	—	—	—	—
—	32 262	32 262	—	8 925	8 925	—	15 166	15 166	14 433
—	230	230	—	—	—	—	3 117	3 117	—
281 980	483 361	765 341	57 708	104 128	161 836	313 823	142 441	456 264	(4 050) 113 654
11 185	8 090	19 275	2 943	2 414	5 357	2 374	528	2 902	—
60 816	24 040	84 856	52 849	20 384	73 233	79 123	18 308	97 430	3 200
—	145 027	145 027	—	39 270	39 270	—	46 761	46 761	22 047
—	1 941	1 941	—	61	61	—	5 665	5 665	23
72 001	179 098	251 099	55 792	62 129	117 921	81 497	71 262	152 759	25 270
4 131	2 538	6 669	—	—	—	—	—	—	—
59 310	69 404	128 714	21 312	31 677	52 989	88 273	68 444	156 716	576
12 702	24 351	36 353	674	1 354	2 028	623	1 092	1 716	—
18 300	22 484	40 784	27 100	33 646	60 746	—	—	—	—
387	441	828	1 705	1 817	3 522	1 868	1 687	3 555	37
—	19 244	19 244	—	—	—	—	—	—	—
950	5 445	6 395	1 772	9 011	10 783	5 478	20 441	25 919	6 768
95 080	143 907	238 987	52 563	77 505	130 068	96 242	91 664	187 906	7 381

第27表 昭和47年度地

区 分	計 画 額			許 可 額		
	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計
四 特 別 地 方 債						
1 住 宅 事 業	13 300	—	13 300	12 220	—	12 220
2 病 院 事 業	38 000	—	38 000	37 599	5 283	42 882
3 厚生福祉施設整備事業	45 300	—	45 300	43 065	3 989	47 054
4 一般廃棄物処理事業	52 400	—	52 400	52 095	20 204	72 299
5 簡易水道事業	13 400	—	13 400	13 269	—	13 269
6 と畜場整備事業	2 300	—	2 300	2 515	240	2 755
計	164 700	—	164 700	160 763	29 715	190 478
合 計	1 280 700	950 200	2 230 900	1 267 449	1 385 210	2 652 659
五 公 営 企 業 借 換 債	1 700	3 000	4 700	1 701	3 000	4 701
六 特 別 転 貸 債	7 600	—	7 600	7 352	—	7 352
再 計	1 290 000	953 200	2 243 200	1 276 502	1 388 210	2 664 711
七 国の予算貸付・政府関係機関貸付債						
1 中小企業高度化資金貸付金	—	—	—	—	31 661	31 661
2 土地区画整理組合貸付金	—	—	—	—	1 450	1 450
3 母子福祉資金貸付金	—	—	—	—	518	518
4 消費生活協同組合貸付金	—	—	—	—	25	25
5 住宅金融公庫貸付金	—	—	—	—	44 211	44 211
6 都市開発資金貸付金	—	—	—	—	12 400	12 400
7 有料道路貸付金	—	—	—	—	2 870	2 870
8 港湾特別会計貸付金	—	—	—	—	2 077	2 077
計	—	—	—	—	95 211	95 211
総 計	1 290 000	953 200	2 243 200	1 276 502	1 483 421	2 759 922

- (注) 1 特別区については都道府県分、一部事務組合又は開発事業団については都入するものを除く。)にあつては大都市、その他のものにあつては都市・町
- 2 交付公債は公募債に含めている。
- 3 水田債は公募債である。ただし、義務教育施設整備事業並びに辺地及び過疎
- 4 地方債計画額は最終計画額である。

# 方 債 許 可 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

都 道 府 県			大 都 市			都 市 ・ 町 村			水田債
政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	
5 806	—	5 806	3 890	—	3 890	2 524	—	2 524	—
16 804	4 711	21 515	2 083	—	2 083	18 712	572	19 284	2 057
9 528	377	9 905	2 834	587	3 421	30 703	3 025	33 728	13 467
6 018	2 452	8 470	7 577	9 834	17 411	38 500	7 918	46 418	7 802
—	—	—	—	—	—	13 269	—	13 269	23
310	60	370	195	—	195	2 010	180	2 190	452
38 466	7 600	46 066	16 579	10 421	27 000	105 718	11 694	117 412	23 801 (4 050)
<b>487 527</b>	<b>813 966</b>	<b>1 301 493</b>	<b>182 642</b>	<b>254 183</b>	<b>436 825</b>	<b>597 280</b>	<b>317 061</b>	<b>914 341</b>	<b>170 106</b>
—	768	768	—	588	588	1 701	1 644	3 345	—
3 573	—	3 573	3 779	—	3 779	—	—	—	—
491 100	814 734	1 305 834	186 421	254 771	441 192	598 981	318 705	917 685	(4 050) 170 106
—	31 661	31 661	—	—	—	—	—	—	—
—	1 287	1 287	—	164	164	—	—	—	—
—	466	466	—	52	52	—	—	—	—
—	25	25	—	—	—	—	—	—	—
—	32 326	32 326	—	7 065	7 065	—	4 820	4 820	—
—	6 491	6 491	—	4 884	4 884	—	1 025	1 025	—
—	2 870	2 870	—	—	—	—	—	—	—
—	1 046	1 046	—	1 031	1 031	—	—	—	—
—	76 172	76 172	—	13 195	13 195	—	5 845	5 845	—
<b>491 100</b>	<b>890 906</b>	<b>1 382 006</b>	<b>186 421</b>	<b>267 966</b>	<b>454 387</b>	<b>598 981</b>	<b>324 549</b>	<b>923 530</b>	(4 050) <b>170 106</b>

道府県が加入するものにあつては都道府県分、大都市が加入するもの（都道府県が加村として区分した）。

対策事業の( )書は政府資金で内書である。



第28表 使用料及び

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
使 用 料	89 870	70.5	107 119	73.0
授 業 料	27 002	21.2	7 489	5.1
高 等 学 校	26 219	20.6	2 003	1.4
幼 稚 園	—	—	4 438	3.0
そ の 他	783	0.6	1 048	0.7
保 育 所 使 用 料	—	—	26 873	18.3
公 営 住 宅 使 用 料	30 745	24.1	32 079	21.9
発 電 水 利 使 用 料	7 541	5.9	—	—
そ の 他	24 582	19.3	40 678	27.7
手 数 料	37 635	29.5	39 633	27.0
法 令 に 基 づ く も の	26 416	20.7	7 369	5.0
条 例 に 基 づ く も の	11 219	8.8	32 264	22.0
合 計	127 505	100.0	146 752	100.0

第29表 繰 入 金

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
他 会 計 か ら の 繰 入 金	9 992	35.0	14 761	18.8
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計	2 051	7.2	6 326	8.1
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	7 291	25.5	8 216	10.5
そ の 他	650	2.3	219	0.2
基 金 か ら の 繰 入 金	18 560	65.0	59 315	75.6
基 金 と り く ず し 額	14 238	49.9	45 443	57.9
そ の 他	4 322	15.1	13 872	17.7
財 産 区 か ら の 繰 入 金	—	—	4 417	5.6
合 計	28 551	100.0	78 493	100.0

# 手数料の状況

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和46年度 純計額		比 較			
				増減額		増減率	前年度 増減率
196 989	71.8	168 708	72.8	28 281	66.7	16.8	11.5
34 491	12.6	31 883	13.8	2 608	6.1	8.2	△ 0.7
28 223	10.3	25 935	11.2	2 288	5.4	8.8	△ 1.6
4 438	1.6	4 227	1.8	211	0.5	5.0	3.2
1 829	0.7	1 721	0.8	108	0.2	6.3	2.6
26 873	9.8	21 569	9.3	5 304	12.5	24.6	23.2
62 823	22.9	52 270	22.5	10 553	24.9	20.2	17.3
7 541	2.7	7 524	3.2	17	0.0	0.2	1.1
65 262	23.8	55 462	24.0	9 800	23.1	17.7	11.6
77 268	28.2	63 117	27.2	14 151	33.3	22.4	9.3
33 785	12.3	27 252	11.8	6 533	15.4	24.0	8.9
43 483	15.9	35 865	15.5	7 618	18.0	21.2	9.6
274 257	100.0	231 825	100.0	42 432	100.0	18.3	10.9

# の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和46年度 純計額		比 較			
				増減額		増減率	前年度 増減率
24 753	23.1	21 102	17.3	3 651	△ 24.1	17.3	15.6
8 377	7.8	12 405	10.2	△ 4 028	26.6	△ 32.5	62.0
15 507	14.5	7 786	6.4	7 721	△ 51.0	99.2	△ 5.7
869	0.8	911	0.7	△ 42	0.3	△ 4.6	△ 61.2
77 875	72.8	96 677	79.1	△ 18 802	124.2	△ 19.4	13.7
59 681	55.8	73 881	60.5	△ 14 200	93.8	△ 19.2	8.6
18 194	17.0	22 796	18.6	△ 4 602	30.4	△ 20.2	34.5
4 417	4.1	4 407	3.6	10	△ 0.1	0.2	17.9
107 045	100.0	122 186	100.0	△ 15 141	100.0	△ 12.4	14.2

第30表 その他の

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
財 入	116 535	12.0	187 683	22.0
財 産	22 058	2.3	28 605	3.4
財 産	94 477	9.7	159 078	18.7
財 担	150 225	15.5	91 960	10.8
寄 託	12 100	1.2	53 160	6.2
延 滞	691 404	71.3	518 817	60.9
預 貸	14 003	1.4	3 433	0.4
受 託	19 977	2.1	19 169	2.3
雑 収	495 067	51.0	184 695	21.7
	55 654	5.7	39 146	4.6
	41 495	4.3	170 325	20.0
	65 207	6.7	102 049	12.0
合 計	970 264	100.0	851 620	100.0

第31表 地方財政と国の

区 分	国民総支出		歳 出 総 額		国 から 地方に対 する支出	地方から 国に対す る支出
	実 額(A)	指 数	国 (B)	地 方 (C)	(D)	(E)
昭和10年度	167	—	22	21	3	0
16	449	—	81	31	11	0
36	198 528	100	21 645	23 911	10 279	381
40	328 125	165	38 883	43 651	18 831	692
41	384 495	194	46 333	50 262	21 458	747
42	453 221	228	53 347	57 255	24 347	806
43	533 680	269	61 450	67 296	28 228	912
44	629 972	317	72 824	80 339	33 791	1 004
45	732 372	369	86 266	98 149	39 999	1 262
46	814 464	410	101 657	119 095	47 932	1 702
47	955 644	481	127 502	146 183	61 018	2 264

- (註) 1 国民総支出は、経済企画庁の推計による（昭和10年、昭和16年は暦年分）。  
 2 国の歳出額は、昭和40年度以降については、一般会計、交付税及び譲与税  
 港整備、治水、石炭及び石油対策（石炭勘定のみ）及び厚生保険（児童手当勘定  
 とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計と  
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税（地方分与税、地方財政平衡交付金、  
 金（国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）及び交通安全対策特別交付  
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公  
 額及び国に対する交付公債の元利償還額の合算額）である。

# 収 入 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増減率	前年度 増減率
304 218	18.0	224 811	16.3	79 407	25.6	35.3	16.3
50 663	3.0	41 600	3.0	9 063	2.9	21.8	22.7
253 555	15.0	183 210	13.3	70 345	22.7	38.4	14.9
168 797	10.0	139 182	10.1	29 615	9.5	21.3	37.3
58 843	3.5	46 710	3.4	12 133	3.9	26.0	8.6
1 159 937	68.5	970 892	70.3	189 045	60.9	19.5	23.7
17 436	1.0	17 523	1.3	△ 87	△ 0.0	△ 0.5	1.8
39 147	2.3	33 494	2.4	5 653	1.8	16.9	14.4
661 364	39.1	561 598	40.6	99 766	32.2	17.8	27.7
73 334	4.3	52 126	3.8	21 208	6.8	40.7	52.1
211 820	12.5	183 937	13.3	27 883	9.0	15.2	18.6
156 836	9.3	122 214	8.8	34 622	11.2	28.3	11.4
1 691 795	100.0	1 381 595	100.0	310 200	100.0	22.5	23.0

# 財 政 と の 累 年 比 較

(単位 億円・%)

歳 出 純 計 額						純 計		国 民 総 支 出 に 対 する 比 率		
国		地 方		合 計		構 成 比				
(B)-(D) (F)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数	(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
19	—	21	—	40	—	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
70	—	31	—	101	—	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
11 366	100	23 530	100	34 896	100	32.6	67.4	5.7	11.9	17.6
20 052	176	42 959	183	63 011	181	31.8	68.2	6.1	13.1	19.2
24 875	219	49 515	210	74 390	213	33.4	66.6	6.5	12.9	19.3
29 000	255	56 449	240	85 449	245	33.9	66.1	6.4	12.5	18.9
33 222	292	66 384	282	99 606	285	33.4	66.6	6.3	12.4	18.7
39 033	343	79 335	337	118 368	339	33.0	67.0	6.2	12.6	18.8
46 267	407	96 887	412	143 154	410	32.3	67.7	6.3	13.2	19.5
53 725	473	117 393	499	171 118	490	31.4	68.6	6.6	14.4	21.0
66 484	585	143 919	612	210 403	603	31.6	68.4	7.0	15.1	22.0

配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、空のみの)の特別会計との純計決算額であり、昭和39年度以前においても、一般会計の純計決算額である。

臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金を含む。)、地方譲与税、国庫支出金の合算額であり、地方の歳入決算額によつている。

共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付

第32表 昭和47年度 国・地

区 分	歳 出 合 計							国から 地方に 対する 支出 (C)
	国					地 方		
	一般会計	特別会計	合 計	うち 重複額	差引純計 (A)	(B)		
機 関 費	8 034	—	8 034	—	8 034	22 737	446	
一 般 行 政 費	2 763	—	2 763	—	2 763	12 831	230	
司 法 警 察 費	2 989	—	2 989	—	2 989	7 845	216	
外 交 費	861	—	861	—	861	—	—	
徴 税 費	1 421	—	1 421	—	1 421	2 061	—	
地 方 財 政 費	24 106	28 465	52 571	24 025	28 546	—	27 215	
防 衛 費	8 134	—	8 134	—	8 134	—	60	
国 土 保 全 及 び 開 発 費	24 788	18 228	43 016	15 562	27 454	43 984	14 898	
国 土 保 全 費	4 270	4 527	8 797	3 915	4 882	6 567	2 563	
国 土 開 発 費	17 337	13 701	31 038	11 647	19 391	33 824	9 836	
災 害 復 旧 費	2 849	—	2 849	—	2 849	3 593	2 499	
そ の 他	332	—	332	—	332	—	—	
産 業 経 済 費	13 407	856	14 263	—	14 263	10 183	1 597	
農 林 水 産 業 費	10 709	—	10 709	—	10 709	4 593	1 450	
商 工 費	2 698	856	3 554	—	3 554	5 590	147	
教 育 費	13 103	—	13 103	—	13 103	34 202	8 061	
学 校 教 育 費	11 806	—	11 806	—	11 806	29 438	7 652	
社 会 教 育 費	248	—	248	—	248	1 559	84	
そ の 他	1 049	—	1 049	—	1 049	3 205	325	
社 会 保 障 関 係 費	18 800	408	19 208	190	19 018	28 663	8 741	
民 生 費	14 443	311	14 754	190	14 564	13 474	5 674	
衛 生 費	2 204	—	2 204	—	2 204	9 056	1,384	
住 宅 費	1 444	—	1 444	—	1 444	5 077	1 224	
そ の 他	709	97	806	—	806	1 056	459	
恩 給 費	3 678	—	3 678	—	3 678	582	—	
公 債 費	4 543	—	4 543	—	4 543	5 725	—	
前 年 度 繰 上 充 用 金	—	—	—	—	—	107	—	
そ の 他	729	—	729	—	729	—	—	
計	119 322	47 957	167 279	39 777	127 502	146 183	61 018	

註 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘  
 対策(石炭勘定のみ)及び厚生保険(児童手当勘定のみ)の9特別会計との純計決  
 2 「国から地方に対する支出」は地方交付税(特別事業債償還交付金を含む)地方  
 別交付金の合計額であり、地方の歳入決算額によつてゐる。  
 3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共  
 する交付公債の元利償還額の合計額)で、地方の歳出決算額によつてゐる。

方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

地方から 国に対する 支出	国・地方を通ずる歳出純計額						総額中 地方の割 合	国の純計額 に占める地 方に対する 支出の割合
	国		地 方		総 額			
	(A)-(C) (E)	構成比	(B)-(D) (F)	構成比	(E)+(F) (G)	構成比		
	(D)							
—	7 588	11.4	22 737	15.8	30 325	14.4	75.0	5.6
—	2 533	3.8	12 831	8.9	15 364	7.3	83.5	8.3
—	2 773	4.2	7 845	5.5	10 618	5.0	73.9	7.2
—	861	1.3	—	—	861	0.4	—	—
—	1 421	2.1	2 061	1.4	3 482	1.7	59.2	—
—	1 331	2.0	—	—	1 331	0.6	—	95.3
—	8 074	12.1	—	—	8 074	3.8	—	0.7
2 230	12 556	18.9	41 754	29.0	54 310	25.8	76.9	54.3
575	2 319	3.5	5 992	4.2	8 311	4.0	72.1	52.5
1 603	9 555	14.4	32 221	22.4	41 776	19.9	77.1	50.7
52	350	0.5	3 541	2.5	3 891	1.9	91.0	87.7
—	332	0.5	—	—	332	0.2	—	—
—	12 666	19.1	10 183	7.1	22 849	10.9	44.6	11.2
—	9 259	14.0	4 593	3.2	13 852	6.6	33.2	13.5
—	3 407	5.1	5 590	3.9	8 997	4.3	62.1	4.1
—	5 042	7.6	34 202	23.8	39 244	18.7	87.2	61.5
—	4 154	6.3	29 438	20.5	33 592	16.0	87.6	64.8
—	164	0.2	1 559	1.1	1 723	0.8	90.5	33.9
—	724	1.1	3 205	2.2	3 929	1.9	81.6	31.0
—	10 277	15.5	28 663	19.9	38 940	18.5	73.6	46.0
—	8 890	13.4	13 474	9.4	22 364	10.6	60.2	39.0
—	820	1.2	9 056	6.3	9 876	4.7	91.7	62.8
—	220	0.3	5 077	3.5	5 297	2.5	95.8	84.8
—	347	0.5	1 056	0.7	1 403	0.7	75.3	56.9
—	3 678	5.5	582	0.4	4 260	2.0	13.7	—
34	4 543	6.8	5 691	4.0	10 234	4.9	55.6	—
—	—	—	107	0.1	107	0.1	100.0	—
—	729	1.1	—	—	729	0.3	—	—
2 264	66 484	100.0	143 919	100.0	210 403	100.0	68.4	47.9

定のみの、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、治水、空港整備、石炭及び石油算額である。

譲与税、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成金を含む。)及び交通安全対策特団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る現金納付額及び国に対

第33表 国民総生産

年 度 項 目	昭和				
	43 年度	44 年度	45 年度	46 年度	47 年度
国民所得	430 058	499 763	592 330	656 424	761 456
資本減耗引当	69 525	83 893	99 361	111 981	143 864
間接税	40 151	47 144	54 796	59 249	68 469
(控除) 経常補助金	4 672	6 333	8 226	8 790	9 742
統計上の不突合	△ 1 381	5 506	△ 5 889	△ 4 400	△ 8 404
合計(国民総生産)	533 680	629 972	732 372	814 464	955 644
個人消費支出	281 039	325 114	375 925	424 647	490 756
家計消費支出	274 143	316 853	365 605	412 838	476 742
飲食費	99 352	113 039	127 940	141 994	160 239
被服費	30 171	33 342	38 505	43 396	50 908
光熱費	7 858	8 829	10 091	11 220	12 264
住居費	56 890	68 143	79 356	92 172	105 963
雑費	79 872	93 501	109 713	124 057	147 368
民間非営利団体の消費支出	6 124	7 191	8 851	9 779	11 342
海外における居住者の消費支出など	772	1 070	1 469	2 030	2 671
政府の財貨サービス経常購入	43 943	50 804	60 286	71 298	85 316
国内総資本形成	202 784	246 016	286 880	296 123	360 137
総固定資本形成	179 391	221 412	256 453	280 297	337 018
民間	133 886	170 338	194 222	201 315	240 552
政府	45 505	51 074	62 231	78 982	96 466
在庫品増加	23 392	24 604	30 427	15 826	23 119
民間企業	19 925	22 863	30 729	17 928	23 153
政府企業	3 467	1 741	△ 302	△ 2 102	△ 34
経常海外余剰	5 915	8 038	9 281	22 397	19 435
輸出と海外からの所得	58 124	71 737	86 570	100 005	107 290
(控除)輸入と海外への所得	52 209	63 699	77 289	77 609	87 855
合計(国民総支出)	533 680	629 972	732 372	814 464	955 644

と 国 民 総 支 出

(単位 億円・%)

対 前 年 度 増 加 率					構 成 比				
43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
18.4	16.2	18.5	10.8	16.0	80.6	79.3	80.9	80.6	79.7
19.0	20.7	18.4	12.7	28.5	13.0	13.3	13.6	13.7	15.1
19.6	17.4	16.2	8.1	15.6	7.5	7.5	7.5	7.3	7.2
12.5	35.6	29.9	6.9	10.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0
—	—	—	—	—	△ 0.3	0.9	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.9
17.8	18.0	16.3	11.2	17.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15.1	15.7	15.6	13.0	15.6	52.7	51.6	51.3	52.1	51.4
15.1	15.6	15.4	12.9	15.5	51.4	50.3	49.9	50.7	49.9
11.7	13.8	13.2	11.0	12.8	18.6	17.9	17.5	17.4	16.8
12.4	10.5	15.5	12.7	17.3	5.7	5.3	5.3	5.3	5.3
5.4	12.4	14.3	11.2	9.3	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3
18.8	19.8	16.5	16.2	15.0	10.7	10.8	10.8	11.3	11.1
18.9	17.1	17.3	13.1	18.8	15.0	14.8	15.0	15.2	15.4
18.5	17.4	23.1	10.5	16.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
11.3	38.6	37.3	38.2	31.6	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3
13.8	15.6	18.7	18.3	19.7	8.2	8.1	8.2	8.8	8.9
18.6	21.3	16.6	3.2	21.6	38.0	39.1	39.2	36.4	37.7
20.7	23.4	15.8	9.3	20.2	33.6	35.1	35.0	34.4	35.3
23.0	27.2	14.0	3.7	19.5	25.1	27.0	26.5	24.7	25.2
14.4	12.2	21.8	26.9	22.1	8.5	8.1	8.5	9.7	10.1
4.6	5.2	23.7	△ 48.0	46.1	4.4	3.9	4.2	1.9	2.4
5.5	14.7	34.4	△ 41.7	29.1	3.7	3.6	4.2	2.2	2.4
△ 0.0	—	—	—	—	0.6	0.3	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.0
—	35.9	15.5	141.3	△ 13.2	1.1	1.3	1.3	2.7	2.0
25.8	23.4	20.7	15.5	7.3	10.9	11.4	11.8	12.3	11.2
11.8	22.0	21.3	0.4	13.2	9.8	10.1	10.6	9.5	9.2
17.8	18.0	16.3	11.2	17.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



第34表 国民所得に對

区 分	分配国民所得		租 税 負			
	名 目 額	指 数	国 税	指 数	地 方 税	指 数
昭和10年度	144	—	12	—	6	—
16	358	—	49	—	9	—
36	157 551	100	22 277	100	9 065	100
40	261 059	166	32 797	147	15 494	171
41	304 863	194	36 630	164	17 686	195
42	363 120	230	43 968	197	21 495	237
43	430 058	273	53 238	239	25 801	285
44	499 763	317	64 554	290	30 902	341
45	592 330	376	77 754	349	37 507	414
46	656 424	417	84 439	379	42 357	467
47	761 456	483	104 006	467	50 045	552

(注) 1 国税は、租税(一般会計分並びに交付税及び譲与税配付金特別会計分及び石炭

2 租税の限界負担率(租税の増加分の国民所得の増加分に対する割合%)

45年度 21.4 国税のみについては 14.3

46年度 18.0 ≧ 10.4

47年度 25.9 ≧ 18.6

3 租税の国民所得に対する弾性値(租税の増減率の国民所得の増減率に対する割

45年度 1.12 国税のみについては 1.10

46年度 0.93 ≧ 0.80

47年度 1.34 ≧ 1.45

# する租税負担率

(単位 億円・%)

担 額				租 税 負 担 率							
地方税の内訳				計	指 数	国 税	地方税	内 訳			
道 税	府 税	市 税	町 税					道 税	府 税	市 税	町 税
	2		4	18	—	8.3	4.9	1.4	2.8	12.5	
	2		7	58	—	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2	
	4 442		4 623	31 342	100	14.1	5.8	2.8	2.9	19.9	
	7 823		7 671	48 291	154	12.6	5.9	3.0	2.9	18.5	
	9 112		8 574	54 316	173	12.0	5.8	3.0	2.8	17.8	
	11 310		10 185	65 463	209	12.1	5.9	3.1	2.8	18.0	
	14 089		11 712	79 039	252	12.4	6.0	3.3	2.7	18.4	
	17 276		13 626	95 456	305	12.9	6.2	3.5	2.7	19.1	
	21 111		16 395	115 261	368	13.1	6.3	3.6	2.8	19.5	
	22 831		19 526	126 796	405	12.9	6.5	3.5	3.0	19.3	
	26 571		23 473	154 051	492	13.7	6.6	3.5	3.1	20.2	

及び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

地方税のみについては 7.1  
 ≧ 7.6  
 ≧ 7.3

合%)

地方税のみについては 1.16  
 ≧ 1.19  
 ≧ 1.13

第35表 租 税 の 実 質

区 分	租 税 総 額 (A)	租 税 内 訳				国から地方への交付額			
		国 税 (B)	地 方 税			地 方 交付税	地 方 譲与税	国 庫 支出金	計 (F)
			道府 県税 (C)	市町 村税 (D)	計 (E)				
昭和10年度	18	12	2	4	6	—	—	3	3
16	58	49	2	7	9	4	—	6	10
36	31 342	22 277	4 442	4 623	9 065	4 017	454	5 808	10 279
40	48 291	32 797	7 823	7 671	15 494	7 432	501	10 898	18 831
41	54 316	36 630	9 112	8 574	17 686	8 238	592	12 628	21 458
42	65 463	43 968	11 310	10 185	21 495	9 590	692	14 065	24 347
43	79 039	53 238	14 089	11 712	25 801	11 255	796	16 177	28 228
44	95 456	64 554	17 276	13 626	30 902	14 608	931	18 252	33 791
45	115 261	77 754	21 111	16 395	37 507	17 982	1 087	20 930	39 999
46	126 796	84 439	22 831	19 526	42 357	21 014	1 258	25 660	47 932
47	154 051	104 006	26 571	23 473	50 045	25 530	1 639	33 849	61 018

- (注) 1 国税は、租税（一般会計分並びに交付税及び譲与税配付金特別会計分及び石  
 2 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国  
 3 昭和41年度、42年度及び43年度の地方交付税には、臨時地方特例交付金  
 4 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特

# 的 配 分 状 況

(単位 億円・%)

地方から 国への 負担額 (G)	実質的配分		構 成 比					
	国 (B)-(F)+ (G)	地 方 (E)-(G)+ (F)	(B) (A)	(C) (A)	(D) (A)	(E) (A)	(H) (A)	(I) (A)
	(H)	(I)						
0	9	9	66.7	11.1	22.2	33.3	50.0	50.0
0	39	19	84.5	3.4	12.1	15.5	67.2	32.8
381	12 379	18 963	71.1	14.2	14.7	28.9	39.5	60.5
692	14 657	33 633	67.9	16.2	15.9	32.1	30.4	69.6
747	15 919	38 397	67.4	16.8	15.8	32.6	29.3	70.7
806	20 427	45 036	67.2	17.3	15.5	32.8	31.2	68.8
912	25 922	53 117	67.4	17.8	14.8	32.6	32.8	67.2
1 004	31 767	63 689	67.6	18.1	14.3	32.4	33.3	66.7
1 262	39 017	76 244	67.5	18.3	14.2	32.5	33.9	66.1
1 702	38 209	88 587	66.6	18.0	15.4	33.4	30.1	69.9
2 264	45 252	108 799	67.5	17.2	15.2	32.5	29.4	70.6

炭及び石油対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付金を含む。

に対する交付公債の元利償還額の合計額である。

(465億円)、臨時地方財政交付金(120億円)及び特別事業債償還交付金を含む。

別交付金を含む。

第37表 目的別歳出

その1 総括

区 分	昭 和 47 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
議 会 費	21 055	0.2	91 336	1.3	112 391	0.8	
総 務 費	491 877	5.7	919 178	13.6	1 295 176	8.9	
民 生 費	434 130	5.0	927 836	13.7	1 274 384	8.7	
衛 生 費	415 675	4.8	507 990	7.5	905 637	6.2	
勞 働 費	96 512	1.1	83 679	1.2	178 671	1.2	
農 林 水 産 業 費	1 042 843	12.1	449 753	6.6	1 309 489	9.0	
商 工 費	406 238	4.7	166 319	2.5	565 000	3.9	
土 木 費	2 195 657	25.5	1 593 511	23.5	3 690 598	25.2	
消 防 費	36 531	0.4	198 040	2.9	230 579	1.6	
警 察 費	561 804	6.5	—	—	561 773	3.8	
教 育 費	2 193 686	25.5	1 287 469	19.0	3 454 420	23.6	
災 害 復 旧 費	270 495	3.1	139 945	2.1	359 320	2.5	
公 債 費	266 279	3.1	327 682	4.8	572 452	3.9	
諸 支 出 金	35 133	0.4	62 583	0.9	97 716	0.7	
前年度繰上充用金	—	—	10 678	0.2	10 678	0.1	
軽油引取税交付金	16 789	0.2	—	—	—	—	
娯楽施設利用税交付金	5 400	0.1	—	—	—	—	
自動車取得税交付金	63 463	0.7	—	—	—	—	
特別区財政調整交付金	64 268	0.7	—	—	—	—	
特別区財政調整納付金	—	—	2 284	0.0	—	—	
歳 出 合 計	8 617 835	100.0	6 768 282	100.0	14 618 283	100.0	

# 決算額の状況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較							
		増 減 額		増 減 率			前年度増減率		
				都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
92 405	0.8	19 986	0.7	17.1	22.7	21.6	14.8	16.7	16.3
1 084 674	9.1	210 502	7.8	18.9	20.5	19.4	14.3	19.0	17.1
929 257	7.8	345 127	12.7	32.9	42.3	37.1	21.0	23.8	22.5
716 240	6.0	189 397	7.0	24.9	27.7	26.4	18.5	30.0	24.4
186 345	1.6	△ 7 674	△ 0.3	△ 5.8	△ 2.6	△ 4.1	22.2	7.2	14.5
1 056 035	8.9	253 454	9.4	24.4	23.6	24.0	25.0	24.1	24.6
493 842	4.1	71 158	2.6	12.3	19.5	14.4	19.6	22.7	20.3
3 054 137	25.6	636 461	23.5	20.5	21.3	20.8	23.1	24.0	23.4
184 575	1.5	46 004	1.7	23.2	25.1	24.9	21.1	24.2	23.6
470 365	3.9	91 408	3.4	19.4	—	19.4	17.1	—	17.1
2 931 418	24.6	523 002	19.3	17.8	18.2	17.8	16.8	25.9	20.1
183 963	1.5	175 357	6.5	99.3	99.3	95.3	21.0	27.7	24.3
436 650	3.7	135 802	5.0	34.3	28.8	31.1	12.5	23.0	17.5
80 181	0.7	17 535	0.6	16.0	25.4	21.9	27.9	40.3	35.3
9 443	0.1	1 235	0.0	—	13.1	13.1	—	6.0	6.0
—	—	—	—	26.2	—	—	8.0	—	—
—	—	—	—	51.2	—	—	93.1	—	—
—	—	—	—	19.4	—	—	△ 0.4	—	—
—	—	—	—	7.5	—	—	28.3	—	—
—	—	—	—	—	16.7	—	—	△ 10.7	—
11 909 529	100.0	2 708 754	100.0	21.8	24.8	22.7	19.6	23.7	21.3

## 第37表 目的別歳出

その2 推移

区 分	決 算 額			
	昭和42年度	43年度	44年度	45年度
議会費・総務費	626 221	725 986	852 860	1 005 659
民生衛生費	423 755	503 007	592 919	758 681
労働費	321 780	377 684	453 910	575 921
林業費	110 960	122 950	143 483	162 748
水産業費	511 599	595 398	720 315	847 840
工業費	232 098	271 692	337 627	410 521
土木防察費	1 264 469	1 564 589	1 972 037	2 474 369
教育費	87 642	99 984	119 208	149 320
警察費	241 300	277 982	327 063	401 756
消防費	1 472 023	1 680 580	1 986 745	2 440 255
その他	433 651	509 722	527 744	587 808
歳 出 合 計	5 725 497	6 729 574	8 033 912	9 814 878

(註) 昭和43年度において「公共下水道費」が土木費に含まれることとなつたため、られている。

## 第38表 民生費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
社会福祉費	108 114	24.9	157 458	17.0	237 607	18.6
老人児童生活費	73 285	16.9	139 458	15.0	182 736	14.3
障害者生活費	121 239	27.9	330 395	35.6	425 696	33.4
災害生活費	128 726	29.7	297 897	32.1	423 505	33.2
その他	2 766	0.6	2 628	0.3	4 840	0.4
合 計	434 130	100.0	927 836	100.0	1 274 384	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人物扶養費	58 548	13.5	203 986	22.0	262 534	20.6
扶助費	15 692	3.6	47 745	5.1	63 437	5.0
通補費	196 732	45.3	503 335	54.2	700 067	54.9
単営費	87 223	20.1	33 225	3.6	48 199	3.8
事業費	48 643	11.2	104 521	11.3	141 353	11.1
助成費	17 813	4.1	37 042	4.0	51 927	4.1
事業費	30 830	7.1	67 457	7.3	89 426	7.0
事業費	—	—	22	0.0	—	—
事業費	19 561	4.5	4 705	0.5	20 743	1.6
事業費	7 731	1.8	30 319	3.3	38 051	3.0
合 計	434 130	100.0	927 836	100.0	1 274 384	100.0

# 決算額の状況(つづき)

(単位 百万円)

		指 数					
46年度	47年度	昭和42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
1 177 079	1 407 567	100	116	136	161	188	225
929 257	1 274 384	100	119	140	179	219	301
716 240	905 637	100	117	141	179	223	281
186 345	178 671	100	111	129	147	168	161
1 056 035	1 309 489	100	116	141	166	206	256
493 842	565 000	100	117	145	177	213	243
3 054 137	3 690 598	100	124	156	196	242	292
184 575	230 579	100	114	136	170	211	263
470 365	561 773	100	115	136	166	195	233
2 931 418	3 454 420	100	114	135	166	199	235
710 236	1 040 166	100	118	122	136	164	240
11 909 529	14 618 283	100	118	140	171	208	255

昭和42年度における衛生費中の「公共下水道費」は土木費に振り替え

## の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計	年 度 額	比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
183 991	19.8	53 616	15.5	29.1	20.3
92 418	9.9	90 318	26.2	97.7	52.8
310 749	33.4	114 947	33.3	37.0	27.1
339 856	36.6	83 649	24.2	24.6	13.8
2 243	0.3	2 597	0.8	115.8	3.9
929 257	100.0	345 127	100.0	37.1	22.5

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計	年 度 額	比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
202 667	21.8	59 867	17.3	29.5	26.4
49 616	5.3	13 821	4.0	27.9	22.3
479 583	51.6	220 484	63.9	46.0	20.4
37 056	4.0	11 143	3.2	30.1	31.9
116 027	12.5	25 326	7.3	21.8	26.8
35 696	3.9	16 231	4.7	45.5	20.8
80 330	8.6	9 096	2.6	11.3	29.7
—	—	—	—	—	—
17 327	1.9	3 416	1.0	19.7	14.1
26 981	2.9	11 070	3.3	41.0	9.0
929 257	100.0	345 127	100.0	37.1	22.5



第38表 民生費

その3 財源内訳

区 分	昭和47年度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	160 385	36.9	383 882	41.4	544 267	42.7
道府支金	—	—	80 003	8.6	—	—
支府支金	5 551	1.3	21 551	2.3	25 736	2.0
支府支金	5 798	1.3	35 378	3.8	36 017	2.8
支府支金	29 627	6.9	51 269	5.5	79 589	6.3
支府支金	232 769	53.6	355 753	38.3	588 775	46.2
合 計	434 130	100.0	927 836	100.0	1 274 384	100.0

第39表 社会福祉

区 分	昭和47年度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物扶補費	23 912	22.1	57 733	36.7	81 645	34.4
人物扶補費	6 173	5.7	12 895	8.2	19 069	8.0
人物扶補費	8 698	8.0	14 004	8.9	22 702	9.6
人物扶補費	30 515	28.2	15 501	9.8	24 609	10.4
人物扶補費	20 376	18.8	26 642	16.9	42 252	17.3
人物扶補費	5 742	5.3	7 117	4.5	12 509	5.3
人物扶補費	14 634	13.5	19 515	12.4	29 744	12.5
人物扶補費	—	—	10	0.0	—	—
人物扶補費	12 744	11.8	3 189	2.0	14 140	6.0
人物扶補費	5 696	5.4	27 494	17.5	33 191	13.8
合 計	108 114	100.0	157 458	100.0	237 607	100.0

第40表 老人福祉

区 分	昭和47年度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物扶補費	3 898	5.3	14 324	10.3	18 222	10.0
人物扶補費	1 540	2.1	9 472	6.8	11 012	6.0
人物扶補費	25 795	35.2	87 475	62.7	113 270	62.0
人物扶補費	30 534	41.7	8 628	6.2	11 110	6.1
人物扶補費	10 854	14.8	18 803	13.5	27 780	15.2
人物扶補費	6 129	8.4	8 892	6.4	13 795	7.5
人物扶補費	4 726	6.4	9 899	7.1	13 985	7.7
人物扶補費	—	—	12	0.0	—	—
人物扶補費	571	0.8	325	0.2	818	0.4
人物扶補費	93	0.1	432	0.3	524	0.3
合 計	73 285	100.0	139 458	100.0	182 736	100.0

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
401 198	43.2	143 069	41.5	35.7	18.1
—	—	—	—	—	—
21 254	2.3	4 482	1.3	21.1	23.8
28 200	3.0	7 817	2.3	27.7	47.9
63 526	6.8	16 063	4.6	25.3	18.2
415 079	44.7	173 696	50.3	41.8	26.2
929 257	100.0	345 127	100.0	37.1	22.5

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
64 375	35.0	17 270	32.2	26.8	22.4
15 861	8.6	3 208	6.0	20.2	15.4
14 989	8.1	7 713	14.4	51.5	39.8
19 132	10.4	5 477	10.2	28.6	23.5
34 863	18.9	7 389	13.8	21.2	23.6
6 965	3.8	5 544	10.3	79.6	12.2
27 898	15.2	1 846	3.4	6.6	26.9
—	—	—	—	—	—
11 593	6.3	2 547	4.8	22.0	13.2
23 178	12.7	10 013	18.6	43.2	5.7
183 991	100.0	53 616	100.0	29.1	20.3

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
12 440	13.5	5 782	6.4	46.5	31.1
7 079	7.7	3 933	4.4	55.6	39.3
41 071	44.4	72 199	79.9	175.8	58.8
7 893	8.5	3 217	3.6	40.8	48.6
23 164	25.1	4 616	5.1	19.9	63.3
9 260	10.0	4 535	5.0	49.0	53.8
13 904	15.0	81	0.1	0.6	70.3
—	—	—	—	—	—
443	0.5	375	0.4	84.7	40.6
328	0.3	196	0.2	59.8	39.6
92 418	100.0	90 318	100.0	97.7	52.8

第41表 児 童 福 祉

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人物扶 通補 貸そ 合	23 911 6 390 45 161 16 956 5 646 11 310 6 134 22 687 121 239	19.7 5.3 37.2 14.0 4.7 9.3 5.1 18.7 100.0	112 710 23 123 124 983 58 401 20 668 37 734 1 024 10 154 330 395	34.1 7.0 37.8 17.7 6.3 11.4 0.3 3.1 100.0	136 621 29 513 170 144 70 237 25 003 45 234 5 509 13 672 425 696	32.1 6.9 40.0 16.5 5.9 10.6 1.3 3.2 100.0
費 費 費 費 費 金 他 計						

第42表 生 活 保 護

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 件 費 扶 助 費 そ の 他 合 計	6 785 116 588 5 353 128 726	5.3 90.6 4.1 100.0	18 920 275 795 3 182 297 897	6.4 92.6 1.0 100.0	25 705 392 382 5 418 423 505	6.1 92.7 1.2 100.0

第43表 被 保 護 者

区 分	被 保 護 者 実 人 員			生 活 扶 助	
	実 数	指 数	保 護 率 (対 人口千人)	人 員	指 数
昭 和 36 年 度	1 643	100	17.4	1 471	100
41	1 570	96	15.9	1 402	95
42	1 521	93	15.2	1 346	92
43	1 450	88	14.3	1 266	86
44	1 399	85	13.6	1 206	82
45	1 344	82	13.0	1 143	78
46	1 325	81	12.6	1 116	76
47	(1 349)	(82)	(12.7)	(1 134)	(77)
	1 381	84	12.9	1 164	79

(例)1. 厚生省調による。

2. 昭和46年度以前の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。

なお、昭和47年度欄の( )内の数値は、沖縄県分に係るものを除いたものである。

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
103 461	33.3	33 160	28.8	32.1	30.9
23 545	7.6	5 968	5.2	25.3	24.7
110 325	35.5	59 819	52.0	54.2	28.6
56 988	18.3	13 249	11.5	23.2	18.3
19 075	6.1	5 928	5.2	31.1	13.2
37 912	12.2	7 322	6.4	19.3	21.1
5 130	1.7	379	0.3	7.4	15.2
11 300	3.6	2 372	2.2	21.0	40.2
310 749	100.0	114 947	100.0	37.0	27.1

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
22 277	6.6	3 428	4.1	15.4	16.5
312 680	92.0	79 702	95.3	25.5	13.5
4 899	1.4	519	0.6	10.6	16.5
339 856	100.0	83 649	100.0	24.6	13.8

## 数 の 推 移

(1 か月平均 単位 千人)

住 宅 扶 助		教 育 扶 助		医 療 扶 助	
人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
677	100	513	100	477	100
730	108	399	78	658	138
720	106	360	70	683	143
696	103	322	63	698	146
674	100	292	57	703	147
643	95	263	51	702	147
635	94	244	48	723	152
(655)	(97)	(238)	(46)	(759)	(159)
667	99	248	48	763	160

第44表 災 害 救 助

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
物 件 費	173	6.3	579	22.0	752	15.5
扶 助 費	491	17.8	1 078	41.0	1 569	32.4
補 助 費 等	612	22.1	136	5.2	203	4.2
普 通 建 設 事 業 費	120	4.3	304	11.6	415	8.6
補 助 事 業 費	107	3.9	225	8.6	329	6.8
単 独 事 業 費	13	0.5	80	3.0	86	1.8
そ の 他	1 370	49.5	531	20.2	1 901	39.3
合 計	2 766	100.0	2 628	100.0	4 840	100.0

第45表 衛 生 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
公 衆 衛 生 費	229 876	55.3	170 356	33.5
結 核 対 策 費	57 965	13.9	21 196	4.2
保 健 所 費	55 896	13.4	16 041	3.2
消 掃 費	71 938	17.3	300 397	59.1
合 計	415 675	100.0	507 990	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 件 費	107 517	25.9	163 537	32.2
物 件 費	40 159	9.7	94 289	18.6
扶 助 費	116 059	27.9	17 284	3.4
補 助 費 等	43 833	10.5	48 948	9.6
普 通 建 設 事 業 費	61 432	14.8	141 177	27.8
補 助 事 業 費	14 353	3.5	50 870	10.0
単 独 事 業 費	47 079	11.3	90 168	17.7
県 営 事 業 負 担 金	—	—	140	0.0
繰 出 金	7 086	1.7	13 572	2.7
そ の 他	39 589	9.5	29 183	5.7
合 計	415 675	100.0	507 990	100.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
254	11.3	498	19.2	196.1	36.6
518	23.1	1 051	40.5	202.9	3.0
129	5.8	74	2.8	57.4	2.4
83	3.7	332	12.8	400.0	△ 66.0
49	2.2	280	10.8	571.4	△ 69.2
34	1.5	52	2.0	152.9	△ 59.5
1 259	56.1	642	24.7	51.0	14.5
2 243	100.0	2 597	100.0	115.8	3.9

の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和46年度 純計額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度増減率	
388 198	42.9	317 800	44.4	70 398	37.2	22.2	23.2
76 794	8.5	61 342	8.6	15 452	8.2	25.2	1.9
71 854	7.9	61 935	8.6	9 919	5.2	16.0	15.9
368 792	40.7	275 163	38.4	93 629	49.4	34.0	34.6
905 637	100.0	716 240	100.0	189 397	100.0	26.4	24.4

(単位 百万円・%)

度 純計額		昭和46年度 純計額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度増減率	
271 054	29.9	217 467	30.4	53 587	28.3	24.6	24.0
134 448	14.8	110 029	15.4	24 419	12.9	22.2	22.4
133 343	14.7	102 728	14.3	30 615	16.2	29.8	5.0
83 176	9.2	73 792	10.3	9 384	5.0	12.7	27.0
194 869	21.5	142 373	19.9	52 496	27.7	36.9	44.7
64 185	7.1	38 842	5.4	25 343	13.4	65.2	26.4
130 684	14.4	103 531	14.5	27 153	14.3	26.2	53.0
—	—	—	—	—	—	—	—
20 657	2.3	17 491	2.4	3 166	1.7	18.1	34.2
68 090	7.6	52 360	7.3	15 730	8.2	30.0	21.3
905 637	100.0	716 240	100.0	189 397	100.0	26.4	24.4

## 第45表 衛 生 費

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
国 庫 支 出 金	109 414	26.3	25 589	5.0
都 道 府 県 支 出 金	—	—	15 330	3.0
使 用 料、手 数 料	12 106	2.9	29 609	5.8
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	812	0.2	3 409	0.7
地 方 債	21 900	5.3	73 879	14.5
そ の 他 特 定 財 源	24 676	5.9	20 456	4.1
一 般 財 源 等	246 767	59.4	339 718	66.9
合 計	415 675	100.0	507 990	100.0

## 第46表 公 衆 衛 生

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 扶 補 費	31 995	13.9	41 611	24.4
通 補 費	18 978	8.3	27 881	16.4
助 建 助 独 費	63 060	27.4	2 435	1.4
事 業 費	39 875	17.3	38 778	22.8
設 事 業 費	30 087	13.1	26 097	15.3
出 の 費	5 457	2.4	4 362	2.6
業 業 費	24 630	10.7	21 595	12.7
担 負 費	—	—	140	0.0
金 金 費	7 086	3.1	13 572	8.0
他 他 費	38 795	16.9	19 982	11.7
合 計	229 876	100.0	170 356	100.0

## 第47表 結 核 対 策

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 扶 補 費	819	1.4	1 133	5.3
助 助 費	903	1.6	3 842	18.1
の の 費	52 939	91.3	14 849	70.1
他 他 費	2 999	5.2	1 196	5.6
等 等 費	305	0.5	176	0.9
合 計	57 965	100.0	21 196	100.0

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

度		昭和 46 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額		増減率	前年度 増減率
135 004	14.9	102 389	14.3	32 615	17.2	31.9	6.2
—	—	—	—	—	—	—	—
41 715	4.6	33 751	4.7	7 964	4.2	23.6	8.8
3 162	0.3	1 680	0.2	1 482	0.8	88.2	△ 10.8
91 335	10.1	61 842	8.6	29 493	15.6	47.7	83.2
45 090	5.0	36 820	5.2	8 270	4.3	22.5	35.2
589 331	65.1	479 758	67.0	109 573	57.9	22.8	24.4
905 637	100.0	716 240	100.0	189 397	100.0	26.4	24.4

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 46 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額		増減率	前年度 増減率
73 607	19.0	58 223	18.3	15 384	21.9	26.4	26.7
46 859	12.1	38 030	12.0	8 829	12.5	23.2	17.4
65 495	16.9	49 320	15.5	16 175	23.0	32.8	7.6
73 018	18.8	66 091	20.8	6 927	9.8	10.5	32.6
50 439	13.0	43 527	13.7	6 912	9.8	15.9	31.3
8 794	2.3	6 978	2.2	1 816	2.6	26.0	10.6
41 645	10.7	36 549	11.5	5 096	7.2	13.9	36.2
—	—	—	—	—	—	—	—
20 657	5.3	17 451	5.5	3 206	4.6	18.4	33.9
58 123	14.9	45 158	14.2	12 965	18.4	28.7	19.9
388 198	100.0	317 800	100.0	70 398	100.0	22.2	23.2

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 46 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額		増減率	前年度 増減率
1 952	2.5	1 651	2.7	301	1.9	18.2	11.9
4 746	6.2	4 338	7.1	408	2.6	9.4	15.4
67 788	88.3	53 408	87.1	14 380	93.1	26.9	2.7
1 836	2.4	1 562	2.5	274	1.8	17.5	△ 39.1
472	0.6	383	0.6	89	0.6	23.2	△ 4.3
76 794	100.0	61 342	100.0	15 452	100.0	25.2	1.9



第48表 保 健 所

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 普 通 建 設 の 費 費 他	45 776	81.9	13 401	83.5
	4 634	8.3	1 495	9.3
	5 486	9.8	1 145	7.2
合 計	55 896	100.0	16 041	100.0

第49表 清 掃 費

区 分	昭 和 47 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 補 通 助 建 設 の 費 費 等 費 費 他	28 927	40.2	107 391	35.7
	15 738	21.9	61 665	20.5
	278	0.4	8 802	2.9
	26 460	36.8	113 419	37.8
	6 670	9.3	45 549	15.2
	19 790	27.5	67 870	22.6
	535	0.7	9 120	3.1
合 計	71 938	100.0	300 397	100.0

参考表 (1) 廃棄物処理施設整

区 分	昭和46年度末の状況	昭和47年度末の状況
し 尿 処 理 施 設	72 110 kl/日	77 430 kl/日
地 域 し 尿 処 理 施 設	219 万人	226 万人
ご 焼 却 処 理 施 設	64 475 t/日	84 949 t/日
粗 大 ご 棄 物 処 理 施 設	12 基	51 基
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	—	—

(注) この計画は、昭和47年3月14日閣議了解された。

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和46年度		比 較			
				純 計 額		増 減 額	増減率
59 177	82.4	50 076	80.9	9 101	91.8	18.2	16.3
6 123	8.5	6 002	9.7	121	1.2	2.0	15.7
6 554	9.1	5 857	9.4	697	7.0	11.9	12.5
71 854	100.0	61 935	100.0	9 919	100.0	16.0	15.9

## の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和46年度		比 較			
				純 計 額		増 減 額	増減率
136 318	37.0	107 517	39.1	28 801	30.8	26.8	26.6
77 404	21.0	62 713	22.8	14 691	15.7	23.4	27.1
7 548	2.0	5 481	2.0	2 067	2.2	37.7	6.8
137 898	37.4	92 538	33.6	45 360	48.4	49.0	54.9
52 207	14.2	29 111	10.6	23 096	24.7	79.3	31.6
85 691	23.2	63 427	23.1	22 264	23.8	35.1	68.6
9 624	2.6	6 914	2.5	2 710	2.9	39.2	33.0
368 792	100.0	275 163	100.0	93 629	100.0	34.0	34.6

### 備計画(昭和47～50年度)

昭和50年度末の目標	4か年度間の事業量	4か年度間の事業費
82 560 kl/日 304 万人 110 661 t/日 274 基 —	11 300 kl/日 85 万人 48 378 t/日 262 基 —	504 億円 86 億円 2 324 億円 206 億円 500 億円

## 第50表 労働費

### その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
失 業 対 策 費	36 682	38.0	69 182	82.7	105 638	59.1
そ の 他	59 830	62.0	14 497	17.3	73 033	40.9
合 計	96 512	100.0	83 679	100.0	178 671	100.0

### その2 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	22 460	23.3	5 941	7.1	28 401	15.9
失業対策事業費	33 439	34.6	64 669	77.3	98 108	54.9
補助事業費	27 790	28.8	47 825	57.2	75 616	42.3
単独事業費	5 648	5.9	16 844	20.1	22 492	12.6
そ の 他	40 613	42.1	13 069	15.6	52 162	29.2
合 計	96 512	100.0	83 679	100.0	178 671	100.0

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	25 548	26.5	28 279	33.8	53 827	30.1
都道府県支出金	—	—	1 290	1.5	—	—
その他特定財源	18 888	19.5	10 204	12.2	28 813	16.2
一般財源等	52 076	54.0	43 906	52.5	96 031	53.7
合 計	96 512	100.0	83 679	100.0	178 671	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
119 535	64.1	△ 13 897	181.1	△ 11.6	9.1
66 810	35.9	6 223	△ 81.1	9.3	25.6
186 345	100.0	△ 7 674	100.0	△ 4.1	14.5

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
23 959	12.9	4 442	△ 57.9	18.5	14.8
103 206	55.4	△ 5 098	66.4	△ 4.9	0.7
76 255	40.9	△ 639	8.3	△ 0.8	△ 2.6
26 951	14.5	△ 4 459	58.1	△ 16.5	11.3
59 180	31.7	△ 7 018	91.5	△ 11.9	50.2
186 345	100.0	△ 7 674	100.0	△ 4.1	14.5

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
55 710	29.9	△ 1 883	24.5	△ 3.4	5.1
—	—	—	—	—	—
24 717	13.3	4 096	△ 53.3	16.6	28.4
105 918	56.8	△ 9 887	128.8	△ 9.3	17.1
186 345	100.0	△ 7 674	100.0	△ 4.1	14.5

第51表 失 業 対 策

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	1 123	3.1	4 026	5.8	5 150	4.9
失 業 対 策 事 業 費	33 439	91.2	64 669	93.5	98 108	92.9
補 助 事 業 費	27 790	75.8	47 825	69.1	75 616	71.6
単 独 事 業 費	5 648	15.4	16 844	24.3	22 492	21.3
そ の 他	2 120	5.7	487	0.7	2 380	2.2
合 計	36 682	100.0	69 182	100.0	105 638	100.0

第52表 農 林 水 産

その 1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
農 業 費	258 414	24.8	166 737	37.1	346 408	26.5
畜 産 業 費	64 013	6.1	23 332	5.2	78 169	6.0
農 林 地 業 費	424 884	40.7	150 676	33.5	524 521	40.1
水 産 業 費	196 769	18.9	68 886	15.3	236 067	18.0
そ の 他	98 762	9.5	40 121	8.9	124 324	9.5
合 計	1 042 843	100.0	449 753	100.0	1 309 489	100.0

その 2 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	130 836	12.5	68 945	15.3	199 780	15.3
物 件 費	37 960	3.6	19 550	4.3	57 510	4.4
補 助 費 等	92 323	8.9	44 445	9.9	106 033	8.1
普 通 建 設 事 業 費	722 548	69.3	302 457	67.2	873 552	66.7
補 助 事 業 費	631 990	60.6	164 340	36.5	696 996	53.2
単 独 事 業 費	78 326	7.5	117 394	26.1	164 253	12.5
国 直 轄 事 業 負 担 金	12 232	1.2	71	0.0	12 303	0.9
県 営 事 業 負 担 金	—	—	20 652	4.6	—	—
そ の 他	59 176	5.7	14 356	3.2	72 614	5.5
合 計	1 042 843	100.0	449 753	100.0	1 309 489	100.0

# 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
4 885	4.1	265	△ 1.9	5.4	5.0
103 206	86.3	△ 5 098	36.7	△ 4.9	0.7
76 255	63.8	△ 639	4.6	△ 0.8	△ 2.6
26 951	22.5	△ 4 459	32.1	△ 16.5	11.3
11 444	9.6	△ 9 064	65.2	△ 79.2	373.7
119 535	100.0	△ 13 897	100.0	△ 11.6	9.1

# 業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
289 679	27.4	56 729	22.4	19.6	17.5
68 279	6.5	9 890	3.9	14.5	14.6
412 227	39.0	112 294	44.3	27.2	32.9
185 173	17.5	50 894	20.1	27.5	21.4
100 677	9.5	23 647	9.3	23.5	27.5
1 056 035	100.0	253 454	100.0	24.0	24.6

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
173 285	16.4	26 495	10.5	15.3	15.6
51 089	4.8	6 421	2.5	12.6	11.4
87 686	8.3	18 347	7.2	20.9	16.6
682 719	64.6	190 833	75.3	28.0	30.0
523 980	49.6	173 016	68.3	33.0	32.0
147 980	14.0	16 273	6.4	11.0	23.9
10 758	1.0	1 545	0.6	14.4	19.6
—	—	—	—	—	—
61 256	5.9	11 358	4.5	18.5	19.0
1 056 035	100.0	253 454	100.0	24.0	24.6

## 第52表 農 林 水 産

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	476 448	45.7	14 358	3.2	490 806	37.5
都道府県支出金	—	—	146 569	32.6	—	—
分担金、負担金、 寄附金	71 922	6.9	40 577	9.0	92 443	7.1
地方債	42 753	4.1	36 106	8.0	76 133	5.8
その他特定財源等	87 294	8.4	31 111	6.9	114 204	8.7
一般財源等	364 426	34.9	181 032	40.3	535 903	40.9
合 計	1 042 843	100.0	449 753	100.0	1 309 489	100.0

## 第53表 農 業 費

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人件費	71 810	27.8	54 597	32.7	126 406	36.5
物件費	18 332	7.1	10 075	6.0	28 407	8.2
補助事業費	60 327	23.3	23 897	14.3	62 694	18.1
普通建設事業費	74 494	28.8	72 388	43.4	90 052	26.0
補助事業費	52 449	20.3	50 349	30.2	59 569	17.2
単独事業費	22 045	8.5	20 818	12.5	30 483	8.8
県営事業負担金	—	—	1 221	0.7	—	—
その他の	33 451	13.0	5 780	3.6	38 849	11.2
合 計	258 414	100.0	166 737	100.0	346 408	100.0

## 第54表 畜 産 業 費

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人件費	14 960	23.4	1 748	7.5	16 708	21.4
物件費	7 041	11.0	2 282	9.8	9 323	11.9
補助事業費	17 719	27.7	4 455	19.1	19 928	25.5
普通建設事業費	20 719	32.4	12 877	55.2	26 873	34.4
補助事業費	14 922	23.3	7 531	32.3	16 974	21.7
単独事業費	5 718	8.9	5 174	22.2	9 818	12.6
国直轄事業負担金	79	0.1	2	0.0	81	0.1
県営事業負担金	—	—	170	0.7	—	—
その他の	3 574	5.5	1 970	8.4	5 337	6.8
合 計	64 013	100.0	23 332	100.0	78 169	100.0

# 業 費 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	増 減 額	増 減 率
377 300	35.7	113 506	44.8	30.1	28.6
—	—	—	—	—	—
73 612	7.0	18 831	7.4	25.6	33.0
46 754	4.4	29 379	11.6	62.8	110.7
98 568	9.4	15 636	6.2	15.9	11.0
459 801	43.5	76 102	30.0	16.6	18.4
1 056 035	100.0	253 454	100.0	24.0	24.6

# の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	増 減 額	増 減 率
108 279	37.4	18 127	32.0	16.7	15.8
25 018	8.6	3 389	6.0	13.5	11.8
51 045	17.6	11 649	20.5	22.8	20.6
72 813	25.1	17 239	30.4	23.7	19.2
41 232	14.2	18 337	32.3	44.5	13.8
31 581	10.9	1 098	1.9	3.5	27.1
—	—	—	—	—	—
32 524	11.3	6 325	11.1	19.4	19.0
289 679	100.0	56 729	100.0	19.6	17.5

# の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	増 減 額	増 減 率
13 910	20.4	2 798	28.3	20.1	17.3
8 369	12.3	954	9.6	11.4	5.6
18 790	27.5	1 138	11.5	6.1	7.7
22 915	33.6	3 958	40.0	17.3	20.3
14 834	21.7	2 140	21.6	14.4	21.1
8 031	11.8	1 787	18.1	22.3	18.6
51	0.1	30	0.3	58.8	82.1
—	—	—	—	—	—
4 295	6.2	1 042	10.6	24.3	30.2
68 279	100.0	9 890	100.0	14.5	14.6



第55表 農 地 費

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村	純 計 額		
人 件 費	10 919	2.6	6 008	4.0	16 927	3.2
普 通 建 設 事 業 費	403 281	94.9	130 301	86.5	486 165	92.7
補 助 事 業 費	371 691	87.5	54 484	36.2	401 201	76.5
単 独 事 業 費	21 269	5.0	63 006	41.8	74 579	14.2
国 直 轄 事 業 負 担 金	10 321	2.4	64	0.0	10 385	2.0
県 営 事 業 負 担 金	—	—	12 747	8.5	—	—
そ の 他	10 685	2.5	14 367	9.5	21 429	4.1
合 計	424 884	100.0	150 676	100.0	524 521	100.0

第56表 林 業 費

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村	純 計 額		
人 件 費	20 757	10.5	4 565	6.6	25 322	10.7
普 通 建 設 事 業 費	154 709	78.6	54 705	79.4	182 590	77.3
補 助 事 業 費	133 691	67.9	29 982	43.5	144 023	61.0
単 独 事 業 費	19 742	10.0	22 509	32.7	37 291	15.8
国 直 轄 事 業 負 担 金	1 276	0.6	—	—	1 276	0.5
県 営 事 業 負 担 金	—	—	2 214	3.2	—	—
そ の 他	21 303	10.9	9 616	14.0	28 155	12.0
合 計	196 769	100.0	68 886	100.0	236 067	100.0

第57表 水 産 業

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村	純 計 額		
人 件 費	12 389	12.5	2 027	5.1	14 417	11.6
物 補 助 費	4 526	4.6	695	1.7	5 221	4.2
普 通 建 設 事 業 費	3 736	3.8	2 468	6.2	5 379	4.3
補 助 事 業 費	69 344	70.2	32 187	80.2	87 872	70.7
単 独 事 業 費	59 237	60.0	21 994	54.8	75 229	60.5
国 直 轄 事 業 負 担 金	9 551	9.7	5 888	14.7	12 081	9.7
県 営 事 業 負 担 金	556	0.6	5	0.0	561	0.5
そ の 他	—	—	4 300	10.7	—	—
合 計	8 767	8.9	2 744	6.8	11 435	9.2
	98 762	100.0	40 121	100.0	124 324	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 額	増 減 率
16 508	4.0	419	0.4	2.5	12.9
378 074	91.7	108 091	96.3	28.6	34.7
304 056	73.8	97 145	86.5	31.9	36.8
64 720	15.7	9 859	8.8	15.2	28.4
9 298	2.3	1 087	1.0	11.7	17.2
—	—	—	—	—	—
17 645	4.3	3 784	3.3	21.4	18.9
412 227	100.0	112 294	100.0	27.2	32.9

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 額	増 減 率
22 292	12.0	3 030	6.0	13.6	14.5
139 739	75.5	42 851	84.2	30.7	23.4
107 418	58.0	36 605	71.9	34.1	26.2
31 319	16.9	5 972	11.7	19.1	14.9
1 001	0.5	275	0.5	27.5	20.5
—	—	—	—	—	—
23 142	12.5	5 013	9.8	21.7	16.4
185 173	100.0	50 894	100.0	27.5	21.4

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 額	増 減 率
12 296	12.2	2 121	9.0	17.2	16.9
4 725	4.7	496	2.1	10.5	13.4
3 811	3.8	1 568	6.6	41.1	13.3
69 177	68.7	18 695	79.1	27.0	34.7
56 441	56.1	18 788	79.5	33.3	37.5
12 329	12.2	248	1.0	2.0	21.7
408	0.4	153	0.6	37.5	101.0
—	—	—	—	—	—
10 668	10.6	767	3.2	7.2	11.6
100 677	100.0	23 647	100.0	23.5	27.5

参考表 (2) 土地改良長期計画 (昭和48~57年度)

(単位 億円)

区 分	投資総額	投資実績			昭和48年度投資見込
		昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	
国が行い又は補助する事業	112 000	3 372	4 354	5 717	6 055
農用地総合整備事業	66 100	1 494	2 158	2 997	3 381
基幹かんがい排水施設	22 400	872	1 064	1 305	1 262
整備事業	9 700	256	327	448	485
防用地造成事業	13 800	750	805	966	927
融予資備費	8 000	330	375	312	348
合 計	130 000	3 702	4 729	6 028	6 404

- (注) 1 農林省調による。  
 2 この計画は、昭和48年5月1日閣議決定された。  
 3 前期5か年(昭和48~52年度)の投資額は5兆2000億円、後期5か年(昭和53~57年度)の投資額は7兆8000億円である。  
 4 土地改良長期計画(昭和40~49年度)は、47年度で打ち切り、48年度より新計画を実施しているため、昭和45~47年度投資実績は、旧計画に基づく投資実績である。

第58表 商 工 費

その1 性質別内訳

区 分	昭和47年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人物補	25 102	6.2	18 270	11.0	43 372	7.7
件	10 397	2.6	7 803	4.7	18 200	3.2
通 助	26 807	6.6	22 144	13.3	44 960	8.0
補 設	23 446	5.8	25 208	15.2	46 244	8.2
単 助	5 408	1.3	2 366	1.4	7 586	1.3
県 営	18 038	4.4	22 413	13.5	38 658	6.8
貸	—	—	429	0.3	—	—
そ	310 199	76.4	76 060	45.7	385 103	68.2
の	10 287	2.4	16 834	10.1	27 121	4.7
合 計	406 238	100.0	166 319	100.0	565 000	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭和47年度					
	都道府県		市町村		純計額	
使用料、手数料	2 953	0.7	2 152	1.3	5 105	0.9
分担金、負担金	1 084	0.3	1 302	0.8	1 867	0.3
地方交付金	37 562	9.2	8 079	4.9	44 485	7.9
諸の他特財	238 435	58.7	76 761	46.2	314 421	55.6
一 般 財 源	21 746	5.4	12 483	7.4	31 612	5.7
数 寄 附 金	104 458	25.7	65 542	39.4	167 510	29.6
合 計	406 238	100.0	166 319	100.0	565 000	100.0

参考表 (3) 第5次漁港整備5か年計画 (昭和48~52年度)

(単位 百万円・%)

区 分	投資総額		昭和47年度 投資実績	昭和48年度		昭和48年度末 進捗率
	事業費	うち国費		事業費	うち国費	
本 土	300 800	168 194	27 411	30 746	17 453	10.2
離 島	81 700	70 684	7 693	8 981	7 833	11.0
北 海 道	89 500	83 534	8 598	10 692	10 172	11.9
沖 縄	8 000	8 000	—	984	984	12.3
合 計	480 000	330 412	43 702	51 403	36 442	10.7

註 1 水産庁調による。

2 この計画は、昭和48年2月20日閣議決定された。

3 第4次漁港整備5か年計画(昭和44~48年度)は、47年度で打ち切り、48年度より第5次漁港整備5か年計画を実施しているため、昭和47年度投資実績は、第4次漁港整備5か年計画に基づく投資実績である。

### の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純 計 額	比 較				
	増	減	額	増減率	前年度率 増減率
35 998	7.3	7 374	10.4	20.5	18.3
15 764	3.2	2 436	3.4	15.5	10.7
39 853	8.1	5 107	7.2	12.8	19.6
37 701	7.6	8 543	12.0	22.7	5.6
6 481	1.3	1 105	1.6	17.0	22.8
31 220	6.3	7 438	10.5	23.8	2.6
—	—	—	—	—	—
340 809	69.0	44 294	62.2	13.0	22.8
23 717	4.8	3 404	4.8	14.4	22.6
493 842	100.0	71 158	100.0	14.4	20.3

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純 計 額	比 較				
	増	減	額	増減率	前年度率 増減率
4 833	1.0	272	0.4	5.6	6.2
1 710	0.3	157	0.2	9.2	5.1
40 092	8.1	4 393	6.2	11.0	16.4
268 520	54.4	45 901	64.5	17.1	25.9
26 190	5.3	5 422	7.6	20.7	12.4
152 497	30.9	15 013	21.1	9.8	14.4
493 842	100.0	71 158	100.0	14.4	20.3

第59表 土 木 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 管 理 費	87 180	4.0	116 519	7.3	202 011	5.5
道 路 橋 り よ り 費	872 825	39.8	543 335	34.1	1 382 156	37.5
河 川 海 岸 費	443 630	20.2	51 150	3.2	487 935	13.2
港 湾 費	143 518	6.5	62 332	3.9	189 584	5.1
都 市 計 画 費	362 612	16.5	574 746	36.1	906 166	24.6
住 宅 費	271 109	12.3	244 844	15.4	507 741	13.8
空 港 費	14 784	0.7	585	0.0	15 005	0.4
合 計	2 195 657	100.0	1 593 511	100.0	3 690 598	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 維 持 費	68 162	3.1	132 569	8.3	200 731	5.4
普 通 道 路 費	13 257	0.6	26 556	1.7	39 814	1.1
持 建 修 繕 費	64 717	2.9	70 403	4.4	135 120	3.7
通 建 設 事 業 費	1 827 515	83.2	1 141 788	71.7	2 884 416	78.2
補 助 事 業 費	1 211 229	55.1	495 321	31.1	1 703 285	46.2
単 独 事 業 費	427 729	19.5	585 966	36.8	975 615	26.4
国 直 轄 事 業 負 担 金	188 557	8.6	16 958	1.1	205 516	5.6
貸 線 費	—	—	43 542	2.7	—	—
そ の 他 特 定 財 源 負 担 金	109 253	5.0	68 065	4.3	169 818	4.6
一 般 財 源 負 担 金	26 793	1.2	89 630	5.6	116 423	3.2
其 他 財 源 負 担 金	85 960	4.0	64 500	4.0	144 276	3.8
合 計	2 195 657	100.0	1 593 511	100.0	3 690 598	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	689 854	31.4	257 751	16.2	947 605	25.7
都 道 府 県 支 出 金	—	—	49 512	3.1	—	—
使 用 料、手 数 料	20 504	0.9	24 984	1.6	45 488	1.2
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	70 482	3.2	27 260	1.7	54 550	1.5
地 方 債	572 720	26.1	360 704	22.6	907 775	24.6
そ の 他 特 定 財 源	180 880	8.3	156 029	9.8	323 621	8.8
一 般 財 源 等	661 217	30.1	717 271	45.0	1 411 559	38.2
合 計	2 195 657	100.0	1 593 511	100.0	3 690 598	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率
212 935	7.0	△ 10 924	△ 1.7	△ 5.1	△ 6.2
1 122 880	36.8	259 276	40.7	23.1	26.9
359 470	11.8	128 465	20.2	35.7	30.4
148 607	4.9	40 977	6.4	27.6	25.7
712 216	23.3	193 950	30.5	27.2	26.0
484 577	15.9	23 164	3.6	4.8	22.0
13 452	0.4	1 553	0.2	11.5	130.3
3 054 137	100.0	636 461	100.0	20.8	23.4

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率
163 990	5.4	36 741	5.8	22.4	21.4
34 451	1.1	5 363	0.8	15.6	18.0
118 101	3.9	17 019	2.7	14.4	9.3
2 341 553	76.7	542 863	85.3	23.2	27.4
1 327 082	43.5	376 203	59.1	28.3	29.0
862 874	28.3	112 741	17.7	13.1	23.0
151 598	5.0	53 918	8.5	35.6	39.6
—	—	—	—	—	—
160 682	5.3	9 136	1.4	5.7	37.0
128 334	4.2	△ 11 911	△ 1.9	△ 9.3	△ 22.1
107 026	3.4	37 250	5.9	34.8	31.0
3 054 137	100.0	636 461	100.0	20.8	23.4

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率
731 377	23.9	216 228	34.0	29.6	30.2
—	—	—	—	—	—
39 498	1.3	5 990	0.9	15.2	11.5
48 802	1.6	5 748	0.9	11.8	26.3
553 947	18.1	353 828	55.6	63.9	94.5
286 727	9.5	36 894	5.8	12.9	24.3
1 393 786	45.6	17 773	2.8	1.3	5.3
3 054 137	100.0	636 461	100.0	20.8	23.4

第60表 道路 橋りよ

区 分	昭 和 47 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人 維 普 通 補 単 困 県 そ 合	件 修 費 補 設 業 費 助 事 業 費 独 事 業 費 直 營 事 業 負 担 營 事 業 負 担 の 費 金 他	18 650	2.1	36 266	6.7	54 917	4.0
		47 006	5.4	56 339	10.4	103 345	7.5
		792 824	90.8	439 471	80.9	1 201 089	86.9
		461 614	52.9	67 992	12.5	529 474	38.3
		225 331	25.8	343 297	63.2	557 315	40.3
		105 878	12.1	8 422	1.6	114 301	8.3
		—	—	19 760	3.6	—	—
		14 345	1.7	11 259	2.0	22 805	1.6
合 計	872 825	100.0	543 335	100.0	1 382 156	100.0	

参考表(4) 第 7 次 道 路 整 備  
(単位 億円)

区 分	投 資 額
一 般 道 路 事 業 道 街 機 料 本 高 道 道 路 事 業 有 日 都 神 料 四 速 道 道 路 事 業 地 予 方 州 備 連 獨 橋 公 公 公 公 公 公 合 計	93 400
	67 770
	25 100
	530
	49 600
	32 000
	4 600
	3 400
	6 600
	3 000
	47 000
5 000	
合 計	195 000

第61表 河 川 海 岸

区 分	昭 和 47 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人 維 普 通 補 単 困 県 そ 合	件 修 費 補 設 業 費 助 事 業 費 独 事 業 費 直 營 事 業 負 担 營 事 業 負 担 の 費 金 他	4 546	1.0	3 403	6.7	7 948	1.6
		5 948	1.3	3 204	6.3	9 152	1.9
		429 495	96.8	43 123	84.3	466 076	95.5
		328 860	74.1	10 470	20.5	336 997	69.1
		44 703	10.1	30 433	59.5	73 113	15.0
		55 932	12.6	35	0.1	55 967	11.5
		—	—	2 184	4.3	—	—
		3 641	0.9	1 420	2.7	4 759	1.0
合 計	443 630	100.0	51 150	100.0	487 935	100.0	

## ら 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
45 063	4.0	9 854	3.8	21.9	17.9
91 480	8.1	11 865	4.6	13.0	7.2
966 546	86.1	234 543	90.5	24.3	29.6
406 925	36.2	122 549	47.3	30.1	32.5
475 491	42.3	81 824	31.6	17.2	24.5
84 130	7.5	30 171	11.6	35.9	47.8
—	—	—	—	—	—
19 791	1.8	3 014	1.1	15.2	27.4
1 122 880	100.0	259 276	100.0	23.1	26.9

## 5 か 年 計 画 (昭和 48~52 年度)

(注) 1 建設者調による。

2 この計画は、昭和 48 年 6 月 29 日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は次のとおりである。

(1)昭和 47 年度事業費 24 087 億円 (第 6 次道路整備 5 か年計画 (昭和 45~49 年度) は 47 年度で打ち切られたため、当該計画に基づいた事業費である。)

(2)昭和 48 年度事業費見込額 27 260 億円

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
6 597	1.8	1 351	1.1	20.5	11.3
7 486	2.1	1 666	1.3	22.3	15.6
340 860	94.8	125 216	97.5	36.7	31.2
238 170	66.3	98 827	76.9	41.5	32.1
62 331	17.3	10 782	8.4	17.3	23.4
40 360	11.2	15 607	12.1	38.7	39.3
—	—	—	—	—	—
4 527	1.3	232	0.1	5.1	27.7
359 470	100.0	128 465	100.0	35.7	30.4



## 参考表 (5) 第4次 治 山 治 水 事 業

その1 第4次治水事業5か年計画

(単位 億円)

区 分	投 資 総 額		
	直 轄	補 助	計
河 川 改 修 事 業	8 146	9 754	17 900
ダ ム 事 業	3 748	2 152	5 900
砂 防 事 業	1 280	4 820	6 100
建 設 機 械 整 備 等	100	—	100
小 計	13 274	16 726	30 000
災害関連事業・地方単独事業			6 000
予 備 費			4 500
合 計			40 500

(注) 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和47年6月30日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和47年度事業費 5 022 億円

(2) 昭和48年度事業費見込額 4 960 億円

## 第62表 港 湾 費

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 件 費	1 763	1.2	3 481	5.6	5 244	2.8
維 持 補 修 費	1 746	1.2	901	1.4	2 647	1.4
普 通 建 設 事 業 費	124 498	86.7	49 977	80.2	160 111	84.5
補 助 事 業 費	85 337	59.5	26 071	41.8	111 340	58.7
単 独 事 業 費	14 171	9.9	6 820	10.9	15 350	8.1
国直轄事業負担金	24 990	17.4	8 430	13.5	33 420	17.6
県営事業負担金	—	—	8 657	13.9	—	—
そ の 他	15 511	10.9	7 973	12.8	21 582	11.3
合 計	143 518	100.0	62 332	100.0	189 584	100.0

## 5 か 年 計 画 (昭和 47 ~ 51 年度)

### その 2 第 4 次 治 山 事 業 5 か 年 計 画

(単位 億円・千ha)

区 分	投 資 総 額			事 業 量
	国 有 林	民 有 林	計	
復 旧 治 山	776	2 527	3 303	164
予 防 治 山	79	974	1 053	75
防 災 林 造 成	28	180	208	(264km) 23
保 安 林 整 備	53	307	360	237
地 す べ り 防 止	9	607	616	27
そ の 他	255	5	260	—
小 計	1 200	4 600	5 800	(264km)526
災害関連事業・地方単独事業			200	
予 備 費			850	
合 計			6 850	

(註) 1 林野庁調による。( )書は防潮林である。

2 この計画は、昭和 47 年 3 月 14 日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

- (1) 昭和 47 年度事業費 897 億円  
計画額 5 800 億円に対する進捗率は、15.5 %である。
- (2) 昭和 48 年度事業費見込額 898 億円

## の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
4 349	2.9	895	2.2	20.6	12.8
2 439	1.6	208	0.5	8.5	17.5
126 224	84.9	33 887	82.7	26.8	26.3
85 732	57.7	25 608	62.5	29.9	27.2
15 082	10.1	268	0.7	1.8	34.7
25 410	17.1	8 010	19.5	31.5	18.9
—	—	—	—	—	—
15 595	10.6	5 987	14.6	38.4	26.6
148 607	100.0	40 977	100.0	27.6	25.7

参考表(6) 第4次港湾整備

(単位 億円)

区 分	事業費	区 分	事業費
外国貿易港湾の整備	6360	調 整 項 目	1650
国内流通港湾の整備	3910	小 計	15500
地域開発基盤港湾の整備	1910	災害関連事業・地方単 独事業等	2400
産業関連港湾の整備	680	合 計	17900
航路等の整備	680	港湾機能施設整備事業	2100
公害防止事業の推進	170	予 備 費	1000
港湾調査の実施等	140	再 計	21000

第63表 都 市 計 画

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
街 路 費	189 962	52.4	188 914	32.9	366 547	40.5
公 共 下 水 道 費	48 597	13.4	100 514	17.5	149 110	16.5
都 市 画 整 理 費	12 695	3.5	30 176	5.3	33 567	3.7
区 画 費	111 359	30.7	255 143	44.4	356 941	39.4
合 計	362 612	100.0	574 746	100.0	906 166	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	5 685	1.6	27 224	4.7	32 909	3.6
維 持 補 修 費	1 902	0.5	2 850	0.5	4 752	0.5
普 通 建 設 事 業 費	269 682	74.4	407 550	70.9	652 139	72.0
補 助 事 業 費	192 263	53.0	239 228	41.6	431 329	47.6
単 独 事 業 費	77 419	21.4	155 978	27.1	220 807	24.4
国 直 轄 事 業 負 担 金	—	—	3	0.0	3	0.0
県 営 事 業 負 担 金	—	—	12 341	2.1	—	—
そ の 他	85 343	23.5	137 122	23.9	216 366	23.9
合 計	362 612	100.0	574 746	100.0	906 166	100.0

## 5 か年計画（昭和46～50年度）

(注) 1 運輸省調による。

2 この計画は、昭和47年3月17日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和47年度事業費 2 655 億円

(2) 昭和48年度事業費見込額 2 800 億円

なお、沖縄県分は、昭和47年度から予備費の流用により行っている。

### 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
313 638	44.0	52 909	27.3	16.9	27.8
111 645	15.7	37 465	19.3	33.6	24.4
24 306	3.4	9 261	4.8	38.1	36.8
262 626	36.9	94 315	48.6	35.9	23.7
712 216	100.0	193 950	100.0	27.2	26.0

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
25 899	3.6	7 010	3.6	27.1	25.8
4 215	0.6	537	0.3	12.7	13.6
519 130	72.9	133 009	68.6	25.6	25.1
334 752	47.0	96 577	49.8	28.9	34.1
184 270	25.9	36 537	18.8	19.8	11.8
108	0.0	△ 105	△ 0.1	△ 97.2	△ 79.8
—	—	—	—	—	—
162 972	22.9	53 394	27.5	32.8	29.2
712 216	100.0	193 950	100.0	27.2	26.0

参考表(7) 第7次道路整備5か年計画中の街路事業

(昭和48~52年度)

(単位 億円)

区 分	投 資 総 額				
	道 路	橋りよう	舗 装	修繕等	計
一 般 国 道	1 164	66	43	—	1 273
主 要 地 方 道	4 450	276	309	24	5 059
そ の 他 の 地 方 道	16 298	691	1 530	136	18 655
小 計	21 912	1 033	1 882	160	24 987
調 査	—	—	—	—	113
合 計	21 912	1 033	1 882	160	25 100

(注) 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和48年6月29日閣議決定された。

3 この計画の中街路事業の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和47年度事業費 3 554 億円

第6次道路整備5か年計画(昭和45~48年度)は、47年度で打ち切られたため、当該計画に基づく事業費である。

(2) 昭和48年度事業費見込額 3 724 億円

第64表 住 宅 費

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 件 費	4 565	1.7	7 852	3.2	12 417	2.4
維 持 補 修 費	7 855	2.9	6 677	2.7	14 532	2.9
普 通 建 設 事 業 費	187 798	69.3	194 556	79.5	376 076	74.1
補 助 事 業 費	137 770	50.8	150 888	61.6	288 289	56.8
単 独 事 業 費	50 028	18.5	43 589	17.8	87 787	17.3
県 営 事 業 負 担 金	—	—	78	0.0	—	—
貸 付 金	64 546	23.8	25 425	10.4	89 284	17.6
そ の 他	6 345	2.3	10 334	4.2	15 432	3.0
合 計	271 109	100.0	244 844	100.0	507 741	100.0

参考表(8) 第3次下水道整備5か年計画(昭和46~50年度)

その1 事業費

(単位 億円)

区 分	事業費	区 分	事業費
公共下水道	20 300	都市下水路	800
一般公共事業	11 575	特定公共下水道	300
地方単独事業	8 725	一般公共事業	255
流域下水道	3 600	地方単独事業	45
一般公共事業	3 240	予 備 費	1 000
地方単独事業	360	合 計	26 000

註1 建設省調による。

2 この計画は、昭和46年8月27日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和47年度事業費 5 307 億円

(2) 昭和48年度事業費見込額 5 432 億円

その2 整備状況等

区 分	昭和46年度末	昭和47年度末	昭和48年度末 見 込
総 人 口(万人)	10 596	10 733	10 860
処 理 人 口(万人)	1 761	1 986	2 247
総人口普及率(%)	16.6	18.5	20.7

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
10 432	2.2	1 985	8.6	19.0	12.1
11 908	2.5	2 624	11.3	22.0	18.8
351 699	72.6	24 377	105.2	6.9	18.0
259 011	53.5	29 278	126.4	11.3	16.4
92 687	19.1	△ 4 900	△ 21.2	△ 5.3	22.8
—	—	—	—	—	—
92 191	19.0	△ 2 907	△ 12.5	△ 3.2	36.8
18 347	3.7	△ 2 915	△ 12.6	△ 15.9	46.1
484 577	100.0	23 164	100.0	4.8	22.0

参考表(9) 第2期住宅建設5か年

区 分	第2期 5か年計画(昭和46~50)		
	計 画 戸 数	47年度建設戸数 (実績見込み)	達 成 率 (実績見込み)%
公的資金による住宅	3 838	600	32.5
公営住宅(改良住宅を含む。)	678	112	35.1
公庫住宅	1 370	303	42.7
公団住宅	460	52	29.6
その他の住宅	945	133	30.4
調整戸数	385	—	—
民間自力建設住宅	5 738	1 295	39.5
合 計	9 576	1 895	36.7

第65表 消 防 費

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 件 費	30 749	84.2	120 905	61.1	151 654	65.8
物 件 費	1 516	4.1	21 849	11.0	23 364	10.1
普通建設事業費	3 192	8.7	41 140	20.8	44 228	19.2
そ の 他	1 074	3.0	14 146	7.1	11 333	4.9
合 計	36 531	100.0	198 040	100.0	230 579	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
国庫支出金	137	0.4	3 360	1.7	3 497	1.5
地方債	1 400	3.8	16 850	8.5	17 168	7.4
その他特定財源	2 979	8.2	8 322	4.2	6 593	2.9
一般財源等	32 015	87.6	169 508	85.6	203 321	88.2
合 計	36 531	100.0	198 040	100.0	230 579	100.0

計画(昭和46～50年度)

(単位 千戸)

年度)
48年度建設戸数 (計画)
742
138
308
80
216
—
1 371
2 113

(注) 1 建設省調による。

2 第2期住宅建設5か年計画は、昭和46年3月30日に閣議決定されたが、沖縄県に係る住宅建設計画(47～50年度)を追加するため、昭和48年2月20日変更された。

3 沖縄県分を含む。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較				
		増	減	額	増減率	前年度率
120 169	65.1	31 485		68.4	26.2	23.1
18 935	10.3	4 429		9.6	23.4	19.2
35 500	19.2	8 728		19.0	24.6	31.5
9 971	5.4	1 362		3.0	13.7	13.2
184 575	100.0	46 004		100.0	24.9	23.6

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較				
		増	減	額	増減率	前年度率
2 678	1.5	819		1.8	30.6	27.5
11 938	6.5	5 230		11.4	43.8	30.6
5 256	2.8	1 337		2.9	25.4	6.3
164 703	89.2	38 618		83.9	23.4	24.3
184 575	100.0	46 004		100.0	24.9	23.6



第66表 消防施設等整備費

区 分	昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金
消防ポンプ自動車	629	384 130	774	472 810	781	555 750
手引動力ポンプ	1	190	—	—	—	—
小型動力ポンプ	1361	153 495	1 775	194 902	1 812	207 470
火災報知機	54	1 080	30	600	33	660
消防専用電話	3	600	—	—	1	200
	2	500	595	66 807	540	61 427
有線	455	50 559				
防火水載車	1 392	173 058	1 113	135 189	1 165	189 909
積載車	—	—	—	—	—	—
(小学計)	—	763 612	—	870 308	—	1 015 416
科は化救へ消救高林(小計)	45	166 270	30	117 730	36	145 400
は化救へ消救高林(小計)	45	65 243	46	69 740	51	72 550
は化救へ消救高林(小計)	43	29 100	99	61 500	31	19 600
は化救へ消救高林(小計)	1	30 000	—	—	1	30 000
は化救へ消救高林(小計)	—	—	4	40 000	5	50 000
は化救へ消救高林(小計)	—	—	—	—	—	—
は化救へ消救高林(小計)	—	—	—	—	—	—
は化救へ消救高林(小計)	—	—	—	—	—	—
は化救へ消救高林(小計)	—	290 613	—	288 970	—	317 550
は化救へ消救高林(小計)	—	1 054 225	—	1 159 278	—	1 332 966
は化救へ消救高林(小計)	—	—	—	—	5	10 000
は化救へ消救高林(小計)	—	—	世 132	49 990	世 112	47 774
は化救へ消救高林(小計)	—	—	独 47	—	独 107	—
は化救へ消救高林(小計)	—	—	—	—	—	—
は化救へ消救高林(小計)	—	1 054 225	—	1 209 268	—	1 390 740

(注) 消防庁調による。

第67表 火 災 発 生

区 分	総 出 火 件 数	
	件 数	指 数
昭 和 36 年	47 106	100
40	54 157	115
41	48 057	102
42	54 506	116
43	53 654	114
44	56 797	121
45	63 905	136
46	64 019	136
47	58 291	124

(注) 消防庁調により、暦年である。

補助金による整備状況

(単位 千円)

昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
915	652 554	1 055	859 780	1 070	937 300	1 291	1 156 414
—	—	—	—	—	—	—	—
1 941	226 116	1 698	239 060	1 640	242 565	1 651	244 147
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
611	71 812	841	108 200	1 125	157 360	1 256	187 723
968	165 820	1 078	222 800	1 529	307 015	1 591	345 198
190	30 000	300	102 110	446	166 560	595	218 970
	1 146 302		1 531 950		1 810 800		2 152 452
50	205 890	54	215 060	55	247 710	61	329 660
52	77 320	66	99 970	54	93 890	59	127 568
40	24 200	30	19 480	29	23 910	34	33 603
1	22 000	—	—	3	82 000	1	30 000
4	60 000	4	40 000	1	10 000	4	40 000
—	—	21	31 500	16	24 000	16	25 800
4	8 000	7	14 000	5	10 000	4	8 000
—	—	6	17 000	8	22 100	9	28 900
	397 410		437 010		513 610		623 531
	1 543 712		1 968 960		2 324 410		2 775 983
6	14 500	5	11 500	12	22 000	19	26 800
世 130	44 456	世 100	46 000	世 92	48 103	世 99	46 389
独 127	1 602 668	独 115	2 026 460	独 74	2 394 513	独 72	2 849 172

の 状 況

(単位 百万円・人)

総 損 害 額		死 傷 者 数	
金 額	指 数	人 員	指 数
43 021	100	9 580	100
51 203	119	10 273	107
48 865	114	9 321	97
53 295	124	10 476	109
54 252	126	9 967	104
70 172	163	10 636	111
83 387	194	11 320	118
78 570	183	10 691	112
84 106	195	11 364	119

## 第68表 警察費の状況

### その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	昭和47年度		昭和46年度		比 較			
	純 計 額		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
人物	446 590	79.5	380 865	81.0	65 725	71.9	17.3	18.0
補件	41 357	7.4	34 138	7.3	7 219	7.9	21.1	9.2
普通	6 015	1.1	4 922	1.0	1 093	1.2	22.2	11.2
建設	65 002	11.6	47 250	10.0	17 752	19.4	37.6	17.4
その他	2 809	0.4	3 190	0.7	381	0.4	11.9	8.6
合 計	561 773	100.0	470 365	100.0	91 408	100.0	19.4	17.1

### その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	昭和47年度		昭和46年度		比 較			
	純 計 額		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
国庫	17 597	3.1	13 911	3.0	3 686	4.0	26.5	21.7
支出	13 189	2.3	9 235	2.0	3 954	4.3	42.8	2.0
手数料	1 564	0.3	1 805	0.4	241	0.3	13.4	16.0
その他	12 758	2.3	9 520	2.0	3 238	3.6	34.0	17.3
一般財源等	516 665	92.0	435 894	92.7	80 771	88.4	18.5	17.3
合 計	561 773	100.0	470 365	100.0	91 408	100.0	19.4	17.1

## 第70表 警察職員

区 分	地方警務官	自治体警察職員又は地方	
		警 察 官	事 務 職 員
昭 和 36 年	280	129 482	19 833
40	300	145 249	22 048
41	320	150 320	22 571
42	340	156 094	23 096
43	360	160 646	23 707
44	360	166 459	24 069
45	370	172 204	24 800
46	390	176 573	26 982
47	410	178 611	28 756
48	438	184 356	29 690

注 1 地方警務官は警察庁調、その他は自治省調による。

2 昭和36年は5月31日現在、昭和40～48年は4月1日現在の職員数である。

第 69 表 交通事故等発生の状況

区 分	業務上等過失致死 傷害罪発生件数	交通事故件数
昭和 36 年	129 549	493 693
40	258 805	567 286
41	296 804	425 944
42	383 631	521 481
43	508 281	635 056
44	594 790	720 880
45	652 614	718 080
46	631 215	700 290
47	594 542	659 283

(注) 1 警察庁調により、暦年である。

2 「業務上等過失致死傷害罪発生件数」には、14歳未満の者の件数が除かれている。

3 「交通事故件数」は、昭和40年までは、物損事故件数を含み、昭和41年以降は、人身に係る事故の件数のみである。

数 の 推 移 (単位 人)

警 察 職 員	合 計		
	警 察 官	事 務 職 員	計
計			
149 315	129 762	19 833	149 595
167 297	145 549	22 048	167 597
172 891	150 640	22 571	173 211
179 190	156 434	23 096	179 530
184 353	161 006	23 707	184 713
190 528	166 819	24 069	190 888
197 004	172 574	24 800	197 374
203 555	176 963	26 982	203 945
207 367	179 021	28 756	207 777
214 046	184 794	29 690	214 484

る。ただし、47年及び48年の地方警務官数は5月1日現在の職員数である。

## 第71表 教 育 費

### その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村	純 計 額		
小学校	814 136	37.1	517 994	40.2	1 327 223	38.4
中学校	468 624	21.4	265 579	20.6	732 097	21.2
高等学校	551 415	25.1	44 156	3.4	594 648	17.2
社会教育	34 477	1.6	126 758	9.8	155 902	4.5
保健体育	28 939	1.3	185 033	14.4	210 393	6.1
特別学	31 006	1.4	12 459	1.0	43 386	1.3
幼稚園	60 323	2.7	3 607	0.3	63 822	1.8
幼稚園	763	0.0	50 126	3.9	50 405	1.5
その他	204 003	9.3	81 757	6.4	276 543	8.0
合 計	2 193 686	100.0	1 287 469	100.0	3 454 420	100.0

### その2 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村	純 計 額		
人件費	1 842 401	84.0	326 921	25.4	2 169 322	62.8
物件修繕費	77 620	3.5	205 037	15.9	282 657	8.2
維持補助費	6 564	0.3	24 867	1.9	31 432	0.9
通持建設補助費	55 032	2.5	56 580	4.4	98 104	2.8
補助事業費	189 732	8.6	655 652	50.9	838 998	24.3
単独事業費	51 465	2.3	371 453	28.9	422 726	12.2
県営事業の負担	138 267	6.3	283 518	22.0	416 272	12.1
その他	—	—	682	0.1	—	—
その他	22 337	1.1	18 412	1.5	33 907	1.0
合 計	2 193 686	100.0	1 287 469	100.0	3 454 420	100.0

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村	純 計 額		
国庫支出金	666 533	30.4	119 518	9.3	786 050	22.8
都道府県支出金	—	—	19 112	1.5	—	—
使用料、手数料	29 460	1.3	11 056	0.9	40 516	1.2
分担金、負担金、寄附金	2 223	0.1	13 247	1.0	13 588	0.4
地方債	50 782	2.3	250 650	19.5	282 064	8.2
その他特定財源	38 375	1.8	61 973	4.7	98 613	2.7
一般財源等	1 406 313	64.1	811 913	63.1	2 233 589	64.7
合 計	2 193 686	100.0	1 287 469	100.0	3 454 420	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
1 122 335	38.3	204 888	39.2	18.3	20.2
623 829	21.3	108 268	20.7	17.4	20.1
511 571	17.5	83 077	15.9	16.2	18.1
124 466	4.2	31 436	6.0	25.3	25.9
175 015	6.0	35 378	6.8	20.2	26.9
38 353	1.3	5 033	1.0	13.1	19.3
49 142	1.7	14 680	2.8	29.9	21.1
36 758	1.3	13 647	2.6	37.1	23.8
249 949	8.5	26 594	5.1	10.6	16.4
2 931 418	100.0	523 002	100.0	17.8	20.1

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
1 826 350	62.3	342 972	65.6	18.8	17.0
237 906	8.1	44 751	8.6	18.8	19.3
27 211	0.9	4 221	0.8	15.5	13.3
73 709	2.5	24 395	4.7	33.1	22.0
741 331	25.3	97 667	18.7	13.2	29.2
345 589	11.8	77 137	14.7	22.3	43.2
395 742	13.5	20 530	3.9	5.2	19.1
—	—	—	—	—	—
24 911	0.9	8 996	1.6	36.1	14.3
2 931 418	100.0	523 002	100.0	17.8	20.1

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
659 495	22.5	126 555	24.2	19.2	18.6
—	—	—	—	—	—
36 812	1.3	3 704	0.7	10.1	0.5
11 867	0.4	1 721	0.3	14.5	12.6
254 747	8.7	27 317	5.2	10.7	68.0
87 419	2.9	11 194	2.2	12.8	13.3
1 881 078	64.2	352 511	67.4	18.7	17.0
2 931 418	100.0	523 002	100.0	17.8	20.1

第72表 小 学 校

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 維 持 普 通 補 単 県 営 所	800 959	98.4	61 179	11.8	862 138	65.0
件 修 費	9 039	1.1	81 770	15.8	90 808	6.8
補 設 事 業 費	—	—	13 257	2.6	13 257	1.0
助 事 業 費	1 382	0.2	346 939	67.0	346 915	26.1
独 事 業 費	253	0.0	210 259	40.6	210 420	15.9
営 事 業 費	1 129	0.1	136 497	26.4	136 495	10.3
の 負 担 金	—	—	183	0.0	—	—
そ の 他	2 756	0.3	14 849	2.8	14 105	1.1
合 計	814 136	100.0	517 994	100.0	1 327 223	100.0

第73表 中 学 校

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 維 持 普 通 補 単 県 営 所	461 413	98.5	27 761	10.5	489 174	66.8
件 修 費	5 663	1.2	49 647	18.7	55 309	7.6
補 設 事 業 費	1	0.0	7 621	2.9	7 622	1.0
助 事 業 費	673	0.1	167 768	63.2	167 829	22.9
独 事 業 費	182	0.0	92 001	34.6	92 110	12.6
営 事 業 費	491	0.1	75 737	28.5	75 718	10.3
の 負 担 金	—	—	30	0.0	—	—
そ の 他	874	0.2	12 782	4.7	12 163	1.7
合 計	468 624	100.0	265 579	100.0	732 097	100.0

第74表 高 等 学 校

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 維 持 普 通 補 単 県 営 所	381 676	69.2	31 480	71.3	413 157	69.5
件 修 費	35 361	6.4	3 014	6.8	38 375	6.5
補 設 事 業 費	3 880	0.7	501	1.1	4 381	0.7
助 事 業 費	126 606	23.0	7 976	18.1	134 244	22.6
独 事 業 費	35 499	6.4	2 958	6.7	38 457	6.5
営 事 業 費	91 107	16.5	4 769	10.8	95 787	16.1
の 負 担 金	—	—	249	0.6	—	—
そ の 他	3 892	0.7	1 185	2.7	4 491	0.7
合 計	551 415	100.0	44 156	100.0	594 648	100.0

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
715 318	63.7	146 820	71.7	20.5	16.8
80 727	7.2	10 081	4.9	12.5	20.4
11 502	1.0	1 755	0.9	15.3	10.4
302 613	27.0	44 302	21.6	14.6	30.0
176 918	15.8	33 502	16.4	18.9	55.7
125 696	11.2	10 799	5.3	8.6	5.5
—	—	—	—	—	—
12 175	1.1	1 930	0.9	15.9	10.1
1 122 335	100.0	204 888	100.0	18.3	20.2

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
408 584	65.5	80 590	74.4	19.7	15.7
45 911	7.4	9 398	8.7	20.5	15.1
6 883	1.1	739	0.7	10.7	11.2
152 394	24.4	15 435	14.3	10.1	39.4
76 880	12.3	15 230	14.1	19.8	52.7
75 513	12.1	205	0.2	0.3	28.1
—	—	—	—	—	—
10 057	1.6	2 106	1.9	20.9	5.3
623 829	100.0	108 268	100.0	17.4	20.1

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
345 194	67.5	67 963	81.8	19.7	17.6
32 570	6.4	5 805	7.0	17.8	14.3
3 782	0.7	599	0.7	15.8	21.7
127 414	24.9	6 830	8.2	5.4	20.2
35 411	6.9	3 046	3.7	8.6	6.3
92 003	18.0	3 784	4.6	4.1	26.6
—	—	—	—	—	—
2 611	0.5	1 880	2.3	72.0	25.6
511 571	100.0	83 077	100.0	16.2	18.1



## 第75表 教 員 数 等 の

### その1 小 学 校

区 分	教 員 数			
	本 務		兼 務	
	数 値 (A)	指 数	数 値	指 数
昭 和 32 年	348 304	100	1 325	100
33	360 617	104	1 752	132
34	364 612	105	1 593	120
35	357 154	103	1 453	110
36	345 391	99	1 455	110
37	337 247	97	1 321	100
38	336 653	97	1 740	131
39	339 693	98	1 428	108
40	341 406	98	1 687	127
41	343 624	99	1 730	131
42	347 569	100	1 511	114
43	352 057	101	1 469	111
44	357 065	103	1 309	99
45	363 761	104	1 324	100
46	370 815	106	1 193	90
47	377 434	108	1 384	104
48	388 581	112	1 448	109

(注) 1 文部省「学校基本調査」による。

2 指数は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

3 昭和48年の数値には、沖縄県分を含む。

4 以下第75表において同じ。

### その2 中 学 校

区 分	教 員 数			
	本 務		兼 務	
	数 値 (A)	指 数	数 値	指 数
昭 和 32 年	187 734	100	2 996	100
33	179 602	96	2 897	97
34	180 897	96	3 128	104
35	197 589	105	3 891	130
36	222 554	119	3 802	127
37	236 744	126	4 173	139
38	236 294	126	3 635	121
39	232 513	124	3 776	126
40	229 048	122	3 094	103
41	225 410	120	3 515	117
42	223 904	119	3 935	131
43	222 479	119	3 988	133
44	219 273	117	3 828	128
45	216 549	115	4 288	143
46	216 527	115	4 400	147
47	217 687	116	4 751	159
48	223 958	119	5 145	172

推 移 (公立学校分)

(各年 5 月 1 日現在)

児 童 数		学 級 数		1 学級当 り教員数	1 学級当 り児童数
数 値 (B)	指 数	数 値 (C)	指 数	(A) (C)	(B) (C)
千人		学級		人	人
12 866	100	289 587	100	1.20	44.4
13 398	104	301 833	104	1.19	44.4
13 279	103	304 103	105	1.20	43.7
12 496	97	296 286	102	1.21	42.2
11 717	91	285 296	99	1.21	41.1
10 962	85	276 982	96	1.22	39.6
10 377	81	275 395	95	1.22	37.7
9 935	77	276 333	95	1.23	36.0
9 678	75	275 553	95	1.24	35.1
9 486	74	275 543	95	1.25	34.4
9 353	73	276 260	95	1.26	33.9
9 283	72	277 956	96	1.27	33.4
9 302	72	280 658	97	1.27	33.1
9 391	73	284 597	98	1.28	33.0
9 491	74	288 405	100	1.29	32.9
9 593	75	292 042	101	1.29	32.8
9 713	75	297 325	103	1.31	32.7

(昭和 33 年法律第 116 号)の施行の前年(昭和 32 年)を 100 としたものである。

(各年 5 月 1 日現在)

生 徒 数		学 級 数		1 学級当 り教員数	1 学級当 り生徒数
数 値 (B)	指 数	数 値 (C)	指 数	(A) (C)	(B) (C)
千人		学級		人	人
5 504	100	119 688	100	1.57	46.0
5 004	91	112 788	94	1.59	44.4
4 969	90	113 554	95	1.59	43.8
5 657	103	126 510	106	1.56	44.7
6 643	121	144 810	121	1.54	45.9
7 031	128	154 539	129	1.53	45.5
6 691	122	152 550	127	1.55	43.9
6 232	113	147 381	123	1.58	42.3
5 740	104	140 312	117	1.63	40.9
5 356	97	134 877	113	1.67	39.7
5 082	92	131 329	110	1.70	38.7
4 860	88	128 657	107	1.73	37.8
4 685	85	125 596	105	1.75	37.3
4 537	82	122 822	103	1.76	36.9
4 512	82	122 553	102	1.77	36.8
4 504	82	122 533	102	1.78	36.8
4 593	83	124 842	104	1.79	36.8

第75表 教 員 数 等 の

その3 高等学校

区 分	教 員 数				生 徒 数	
	本 務		兼 務		数 値	指 数
	数 値	指 数	数 値	指 数		
昭 和 32 年	94 579 <sup>人</sup>	100	10 883 <sup>人</sup>	100	2 186 <sup>千人</sup>	100
33	96 650	102	11 258	103	2 242	103
34	98 904	105	11 748	108	2 299	105
35	100 875	107	11 886	109	2 301	105
36	102 948	109	11 306	104	2 236	102
37	107 853	114	10 947	101	2 324	106
38	121 238	128	12 100	111	2 683	123
39	134 257	142	12 991	119	3 104	142
40	143 935	152	13 934	128	3 397	155
41	146 573	155	14 418	132	3 385	155
42	148 724	157	14 143	130	3 276	150
43	150 241	159	13 814	127	3 136	143
44	152 092	161	14 636	134	3 019	138
45	153 877	163	14 409	132	2 936	134
46	155 988	165	14 716	135	2 880	132
47	157 788	167	15 300	141	2 853	131
48	163 158	173	16 284	150	2 899	133

註 「入学率」は、国立、公立及び私立の全体の率で、当該年度の高等学校入学者

第76表 社 会 教 育

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 物 普 通 補 単 県 営 所 合	7 539	21.9	37 866	29.9	45 405	29.1
件 件 費	7 001	20.3	18 772	14.8	25 773	16.5
建 設 事 業 費	13 160	38.2	57 632	45.5	68 537	44.0
助 独 事 業 費	3 500	10.2	32 716	25.8	36 200	23.2
事 業 費	9 660	28.0	24 905	19.6	32 337	20.7
業 負 担 金	—	—	11	0.0	—	—
他	6 777	19.6	12 488	9.8	16 187	10.4
計	34 477	100.0	126 758	100.0	155 902	100.0

第77表 保 健 体 育

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 物 普 通 補 単 県 営 所 合	3 333	11.5	84 499	45.7	87 832	41.7
件 件 費	5 011	17.3	37 027	20.0	42 038	20.0
持 補 修	497	1.7	1 419	0.8	1 916	0.9
建 設 事 業 費	11 626	40.2	49 280	26.6	59 518	28.3
助 独 事 業 費	1 987	6.9	22 671	12.3	24 645	11.7
事 業 費	9 639	33.3	26 500	14.3	34 873	16.6
業 負 担 金	—	—	109	0.1	—	—
他	8 472	29.3	12 808	6.9	19 089	9.1
計	28 939	100.0	185 033	100.0	210 393	100.0
上 記 の 内 訳	22 947	79.3	58 078	31.4	78 123	37.1
{ 体 育 施 設 費 等 学 校 給 食 費 }	5 992	20.7	126 955	68.6	132 269	62.9

# 推移(公立学校分)(つづき)

(各年5月1日現在)

学 校 数				入 学 率	うち公立 入学率
本 校		分 校			
数 値	指 数	数 値	指 数		
2 431 <sup>校</sup>	100	1 193 <sup>校</sup>	100	52.2%	37.7%
2 472	102	1 131	95	55.3	39.6
2 499	103	1 099	92	56.6	39.1
2 514	103	1 040	87	59.9	42.3
2 543	105	984	82	66.3	49.0
2 619	108	915	77	65.0	43.6
2 791	115	858	72	67.9	44.7
2 841	117	809	68	70.4	46.7
2 874	118	759	64	72.0	48.0
2 889	119	721	60	74.1	50.6
2 919	120	666	56	76.0	52.4
2 945	121	623	52	77.9	53.6
2 973	122	593	50	80.3	55.4
2 992	123	558	47	82.9	56.6
3 019	124	533	45	86.1	58.2
3 070	126	497	42	88.4	62.6
3 163	130	448	38	90.3	61.9

数を前年度の中学校卒業者数で除して得たものである。

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
36 101	29.0	9 304	29.6	25.8	24.5
20 361	16.4	5 412	17.2	26.6	25.9
56 301	45.2	12 236	38.9	21.7	26.8
24 797	19.9	11 403	36.3	46.0	34.4
31 504	25.3	833	2.6	2.6	21.4
—	—	—	—	—	—
11 703	9.4	4 484	14.3	38.3	26.3
124 466	100.0	31 436	100.0	25.3	25.9

## 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
69 025	39.4	18 807	53.2	27.2	27.7
32 248	18.4	9 790	27.7	30.4	23.4
1 666	1.0	250	0.7	15.0	23.3
55 656	31.8	3 862	10.9	6.9	31.4
17 829	10.2	6 816	19.3	38.2	23.6
37 828	21.6	△ 2 955	△ 8.4	△ 7.8	35.4
—	—	—	—	—	—
16 420	9.4	2 669	7.5	16.3	17.5
175 015	100.0	35 378	100.0	20.2	26.9
68 928	39.4	9 195	26.0	13.3	31.7
106 087	60.6	26 182	74.0	24.7	24.0

第78表 性 質 別 歳 出

その1 総 括

区 分	昭 和 47 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人物維持補助 うち 普通建設費 災害復旧事業費 失業対策事業費 公積立金 その他 歳出合計 うち 義務的経費 投資的経費	費用	2 937 105	34.1	1 608 918	23.8	4 546 023	31.1
	費用	306 720	3.6	565 989	8.4	872 709	6.0
	補助費	83 299	1.0	116 225	1.7	199 524	1.4
	補助費	314 215	3.6	535 024	7.9	849 239	5.8
	補助費	612 881	7.1	337 698	5.0	583 318	4.0
	補助費	3 006 390	34.9	2 569 351	38.0	5 301 232	36.3
	補助費	1 965 463	22.8	1 146 136	16.9	3 004 379	20.6
	補助費	840 138	9.7	1 340 316	19.8	2 079 035	14.2
	補助費	270 476	3.1	139 936	2.1	359 297	2.5
	補助費	33 439	0.4	64 669	1.0	98 108	0.7
	補助費	263 936	3.1	325 909	4.8	568 337	3.9
	補助費	58 473	0.7	110 920	1.6	169 393	1.2
	補助費	61 573	0.7	39 487	0.6	101 060	0.7
	補助費	615 575	7.1	194 258	2.9	756 393	5.2
	補助費	53 752	0.6	149 219	2.2	202 971	1.4
補助費	—	—	10 678	0.2	10 678	0.1	
合計	8 617 835	100.0	6 768 282	100.0	14 618 283	100.0	
合計	3 515 256	40.8	2 469 851	36.5	5 963 599	40.8	
合計	3 310 305	38.4	2 773 956	41.0	5 758 637	39.4	

その2 推 移

区 分	36 年 度 決 算 額	指 数					
		36	41	42	43	44	45
費用	832 604	100	215	244	277	322	385
費用	191 699	100	175	199	229	268	324
補助費	44 229	100	185	208	239	292	353
補助費	97 494	100	292	329	375	425	521
事業費	651 281	100	240	274	337	409	522
事業費	134 003	100	122	121	114	107	110
事業費	50 824	100	146	158	171	194	202
費用	123 603	100	148	182	243	255	299
金	25 363	100	171	209	241	336	369
その他	239 980	100	210	248	299	413	505
合計	2 391 080	100	210	239	281	336	411
義務的経費	1 053 701	100	214	244	282	324	388
投資的経費	836 108	100	216	242	295	347	436

# 決算額の状況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額	比較								
	増減額	増減率			前年度増減率				
		都府	道県	市町村	純計額	都府	道県	市町村	純計額
3 799 196	31.9	746 827	27.6	18.0	22.9	19.7	16.6	22.4	18.5
733 114	6.2	139 595	5.2	16.1	20.7	19.0	14.1	20.5	18.1
172 375	1.4	27 149	1.0	15.2	16.2	15.7	7.3	13.0	10.5
595 483	5.0	253 756	9.4	29.8	51.4	42.6	11.0	21.9	17.2
473 865	4.0	109 453	4.0	26.3	23.5	23.1	22.4	21.4	23.0
4 338 819	36.4	962 413	35.5	22.0	22.6	22.2	26.5	28.4	27.7
2 319 916	19.5	684 463	25.3	29.1	29.8	29.5	29.0	36.3	31.6
1 856 546	15.6	222 489	8.2	6.3	16.6	12.0	20.0	23.2	22.2
183 918	1.5	175 379	6.5	99.3	99.3	95.4	21.0	27.7	24.3
103 206	0.9	5 098	0.2	4.6	5.1	4.9	1.6	2.0	0.7
433 293	3.6	135 044	5.0	34.3	29.0	31.2	12.0	23.0	17.2
100 130	0.8	69 263	2.6	115.5	52.0	69.2	9.4	14.9	7.1
84 142	0.7	16 918	0.6	20.6	19.3	20.1	25.0	49.1	33.5
686 183	5.8	70 210	2.6	8.2	20.3	10.2	27.6	27.9	28.1
196 363	1.6	6 608	0.2	30.0	3.7	3.4	46.9	9.6	10.4
9 443	0.1	1 235	0.0	—	13.1	13.1	—	6.0	6.0
11 909 529	100.0	2 708 754	100.0	21.8	24.8	22.7	19.6	23.7	21.3
4 827 972	40.5	1 135 627	41.9	20.0	28.9	23.5	15.8	22.4	18.2
4 625 943	38.8	1 132 694	41.8	25.6	24.2	24.5	25.7	27.3	26.8

(単位 百万円・%)

		構成比								
46	47	36	41	42	43	44	45	46	47	
456	546	34.8	35.6	35.5	34.3	33.4	32.7	31.9	31.1	
382	455	8.0	6.7	6.7	6.5	6.4	6.3	6.2	6.0	
390	451	1.9	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.4	1.4	
611	871	4.1	5.7	5.6	5.4	5.2	5.2	5.0	5.8	
666	814	27.2	31.2	31.2	32.6	33.1	34.6	36.4	36.3	
137	268	5.6	3.2	2.8	2.3	1.8	1.5	1.5	2.5	
203	193	2.1	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9	0.7	
351	460	5.2	3.6	3.9	4.5	3.9	3.8	3.6	3.9	
395	668	1.1	0.9	0.9	0.9	1.1	1.0	0.8	1.2	
604	689	10.0	10.0	10.4	10.6	12.4	12.4	12.3	11.3	
498	611	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
458	566	44.1	44.9	45.0	44.2	42.5	41.7	40.5	40.8	
553	689	34.9	35.9	35.4	36.2	36.2	37.2	38.8	39.4	

第79表 一般財源

その1 総括

区 分	昭 和 47 年 度		昭 和 46
一 般 財 源	7 721 391	100.0	6 462 940
義 務 的 経 費	3 978 213	51.5	3 226 771
人 件 費	3 321 251	43.0	2 754 361
扶 助 費	222 609	2.9	137 389
公 債 費	434 353	5.6	335 021
投 資 的 経 費	1 744 379	22.6	1 645 984
普通建設事業費	1 676 640	21.7	1 580 403
災害復旧事業費	22 482	0.3	14 425
失業対策事業費	45 257	0.6	51 156
その他の経費	1 603 506	20.8	1 367 994
うち積立金	109 594	1.4	59 401
歳 出 合 計	7 326 098	94.9	6 240 749
翌年度への繰越額	395 293	5.1	222 191

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含む

その2 推移

区 分	36年度充当額	指				
		36	41	42	43	44
一 般 財 源	1 353 628	100	196	235	280	343
義 務 的 経 費	690 014	100	212	243	282	325
人 件 費	572 212	100	220	252	286	335
扶 助 費	18 700	100	305	340	405	450
公 債 費	99 102	100	143	173	237	245
投 資 的 経 費	271 506	100	204	265	337	435
普通建設事業費	238 805	100	213	281	363	471
災害復旧事業費	13 100	100	92	73	58	81
失業対策事業費	19 601	100	170	195	212	232
その他の経費	295 306	100	175	209	249	334
うち積立金	13 900	100	165	229	272	397
歳 出 合 計	1 256 826	100	201	240	286	351
翌年度への繰越額	96 802	100	126	171	196	239

の 充 当 状 況

(単位 百万円・%)

年 度	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
100.0	1 258 451	100.0	19.5	14.2
49.9	751 442	59.7	23.3	19.0
42.6	566 890	45.0	20.6	18.9
2.1	85 220	6.8	62.0	25.3
5.2	99 332	7.9	29.6	17.1
25.5	98 395	7.8	6.0	9.2
24.5	96 237	7.6	6.1	9.3
0.2	8 057	0.6	55.9	22.8
0.8	△ 5 899	△ 0.5	△ 11.5	4.5
21.2	235 512	18.7	17.2	14.9
0.9	50 193	4.0	84.5	△ 0.8
96.6	1 085 349	86.2	17.4	15.4
3.4	173 102	13.8	77.9	△ 10.2

んでいる。

(単位 百万円・%)

数			構 成 比							
45	46	47	36	41	42	43	44	45	46	47
418	477	570	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
393	468	577	51.0	55.1	52.8	51.4	48.3	47.9	49.9	51.5
405	481	580	42.3	47.6	45.4	43.2	41.3	41.0	42.6	43.0
586	735	1 190	1.4	2.2	2.0	2.0	1.8	1.9	2.1	2.9
289	338	438	7.3	5.3	5.4	6.2	5.2	5.1	5.2	5.6
555	606	642	20.0	20.8	22.6	24.2	25.5	26.6	25.5	22.6
606	662	702	17.6	19.1	21.1	22.9	24.3	25.6	24.5	21.7
90	110	172	1.0	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
250	261	231	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.6
403	463	543	21.8	19.5	19.4	19.4	21.2	21.0	21.2	20.8
431	427	788	1.0	0.9	1.0	1.0	1.2	1.1	0.9	1.4
431	497	583	92.8	95.4	94.8	95.0	95.0	95.6	96.6	94.9
256	230	408	7.2	4.6	5.2	5.0	5.0	4.4	3.4	5.1



第80表 人 件 費

その1 人件費の内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
議 員 報 酬 手 当	10 680	0.4	59 734	3.7	70 414	1.5
員 別 等 職 員 本 給	17 608	0.6	35 539	2.2	53 147	1.2
特 別 基 礎 給	1 241	0.0	33 437	2.1	34 678	0.8
職 員 本 給	2 491 520	84.8	1 296 301	80.6	3 787 820	83.3
基 礎 給	1 627 877	55.4	809 785	50.3	2 437 662	53.6
時 間 外 給	861 246	29.3	471 035	29.3	1 332 281	29.3
臨 時 職 員 給	2 396	0.1	15 481	1.0	17 878	0.4
地 方 公 務 員 共 済 組 合	215 490	7.3	97 063	6.0	312 552	6.9
金 庫 支 出 金	135 070	4.6	61 904	3.8	196 974	4.3
使 用 料、手 数 料	51 602	1.8	6 555	0.4	58 157	1.3
地 方 債	2 713	0.1	2 119	0.1	4 832	0.1
そ の 他 特 定 財 源	11 181	0.4	16 266	1.0	27 447	0.6
一 般 財 源 等						
合 計	2 937 105	100.0	1 608 918	100.0	4 546 023	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	685 347	23.3	40 812	2.5	735 467	16.2
使 用 料、手 数 料	33 752	1.1	50 878	3.2	85 006	1.9
地 方 債	230	0.0	3 115	0.2	3 345	0.1
そ の 他 特 定 財 源	11 078	0.4	64 276	4.0	31 256	0.7
一 般 財 源 等	2 206 698	75.1	1 449 837	90.1	3 690 949	81.2
合 計	2 937 105	100.0	1 608 918	100.0	4 546 023	100.0

その3 団体種類別内訳

区 分	昭 和 47 年 度		昭 和 46
	決 算 額	構 成 比	決 算 額
都 道 府 県	2 937 105	34.1	2 489 603
市 町 村	1 608 918	23.8	1 309 593
大 都 市	252 392	20.9	177 437
中 都 市	459 715	24.7	410 809
小 都 市	349 090	23.6	277 483
町 村	402 646	22.1	338 367
特別区・一部事務組合	173 408	33.5	127 598

註 構成比は、団体種類別の歳出総額に対するものである。

# の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
56 744	1.5	13 670	1.8	24.1	16.1
44 399	1.2	8 748	1.2	19.7	16.4
29 130	0.8	5 548	0.7	19.0	14.2
3 134 478	82.5	653 342	87.5	20.8	18.9
2 021 234	53.2	416 428	55.8	20.6	18.3
1 098 779	28.9	233 502	31.3	21.3	20.1
14 465	0.4	3 413	0.5	23.6	20.2
256 731	6.8	55 821	7.5	21.7	20.4
195 713	5.2	1 261	0.2	0.6	14.1
54 281	1.4	3 876	0.5	7.1	8.8
4 082	0.1	750	0.1	18.4	25.2
23 637	0.5	3 810	0.5	16.1	20.6
3 799 196	100.0	746 827	100.0	19.7	18.5

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
627 287	16.5	108 180	14.5	17.2	17.2
75 206	2.0	9 800	1.3	13.0	5.3
9 636	0.3	6 291	0.8	65.3	252.5
24 937	0.6	6 319	0.8	25.3	13.8
3 062 130	80.6	628 819	84.2	20.5	19.3
3 799 196	100.0	746 827	100.0	19.7	18.5

(単位 百万円・%)

年 度 構 成 比	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
	決 算 額	構 成 比		
35.2	447 502	29.0	18.0	16.6
24.1	299 325	22.3	22.9	22.4
21.7	74 955	19.2	42.2	18.5
24.5	48 906	25.9	11.9	23.1
24.1	71 607	21.7	25.8	24.3
23.2	64 279	18.0	19.0	19.2
31.4	45 810	40.8	35.9	30.7

## 第81表 人 件 費 中 の

### その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度						昭 和	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		都道府県	
総務	127 959	5.1	374 070	28.9	502 029	18.3	110 063	5.3
企画	52 899	2.1	184 349	14.2	237 247	6.3	42 429	2.0
民生	98 520	4.0	148 898	11.5	247 418	6.5	78 933	3.8
衛生	19 460	0.8	5 377	0.4	24 837	0.7	16 235	0.8
労働	118 740	4.8	59 941	4.6	178 681	4.7	105 122	5.0
農林	23 023	0.9	16 678	1.3	39 701	1.0	19 204	0.9
水産	62 326	2.5	121 759	9.4	184 085	4.9	53 419	2.6
土木	379 272	15.2	—	—	379 272	10.0	321 982	15.4
警察	28 277	1.1	101 640	7.8	129 918	3.4	22 680	1.1
消防	1 581 044	63.5	283 588	21.9	1 864 632	49.2	1 314 878	63.1
教育								
合 計	2 491 520	100.0	1 296 301	100.0	3 787 820	100.0	2 084 945	100.0

### その2 平均給料月額の場合(全会計分)

区 分	昭 和 48 年 4 月 1 日 現 在				昭 和
	都道府県	大 都 市	都 市	町 村	都道府県
一 般 行 政 職	86 680	84 817	79 217	66 369	76 257
高 等 学 校 教 育 職	103 060	113 459	106 539	79 721	91 677
小・中 学 校 教 育 職	102 196	—	—	—	90 687
消 防 職	85 300	86 010	74 169	59 799	76 300
警 察 職	87 627	—	—	—	77 498

(注) 昭和48年4月1日現在の平均給料月額は、地方公務員給与実態調査(附帯調査)

### その3 給与改定の状況

区 分	人事院勧告 の俸給表の 平均改善率	給 与 改 定 実 施 月	財源所要額 (初年度分) (A)	昭 和
				国庫支出金
昭 和 39 年 度	7.9	9	739	139
40	6.4	9	603	110
41	6.0	9	569	108
42	7.0	8	934	185
43	7.1	7	1 085	212
44	8.7	6	1 772	341
45	10.7	5	2 999	579
46	10.4	5	3 212	642
47	9.4	4	3 530	730

(注) 昭和43年度の地方交付税の増収824億円、昭和44年度の地方交付税の増収増収2220億円及び昭和47年度の地方交付税の増収2350億円には、当初措置額を

# 職員給の状況

(単位 百万円・%)

46 年 度				比 較							
市 町 村		純 計 額		増 減 額		増 減 率			前年度増減率		
						都道 府県	市町 村	純計 額	都道 府県	市町 村	純計 額
313 440	29.9	423 503	13.5	78 526	12.0	16.3	19.3	18.5	16.3	20.5	19.4
140 591	13.4	183 020	5.8	54 227	8.3	24.7	31.1	29.6	20.1	23.3	26.3
119 741	11.4	198 674	6.3	48 744	7.5	24.8	24.4	24.5	20.9	25.7	23.8
4 845	0.5	21 080	0.7	3 757	0.6	19.9	11.0	17.8	16.2	8.4	14.3
50 607	4.8	155 729	5.0	22 952	3.5	13.0	18.4	14.7	14.3	18.3	15.6
13 894	1.3	33 098	1.1	6 603	1.0	19.9	20.0	19.9	17.5	19.4	18.3
97 082	9.3	150 501	4.8	33 584	5.1	16.7	25.4	22.3	15.8	24.3	21.1
—	—	321 982	10.3	57 290	8.8	17.8	—	17.8	18.3	—	18.3
79 377	7.6	102 057	3.3	27 861	4.3	24.7	28.0	27.3	18.8	25.7	24.1
229 956	21.9	1 544 834	49.3	319 798	48.9	20.2	23.3	20.7	16.6	22.6	17.4
1 049 533	100.0	3 134 478	100.0	653 342	100.0	19.5	23.5	20.8	16.9	23.1	18.9

(単位 円・%)

47 年 4 月 1 日 現 在				増 加 率				前 年 度 増 加 率			
大 都 市	都 市	町 村		都道 府県	大 都 市	都 市	町 村	都道 府県	大 都 市	都 市	町 村
				75 845	69 737	57 825		13.7	11.8	13.6	14.8
104 050	94 229	74 393		12.4	9.0	13.1	7.2	19.4	16.4	16.9	15.1
—	—	—		12.7	—	—	—	17.5	—	—	—
77 437	64 888	51 739		11.8	11.1	14.3	15.6	11.9	8.1	13.8	15.5
—	—	—		13.1	—	—	—	14.2	—	—	—

に基づく概数である。

(単位 億円・%)

内 一 般 財 源	内 訳			職 員 給 増 加 額 (B)	(A)/(B)
	内 訳				
	地 方 税 の 増 収	地 方 交 付 税 の 増 収	そ の 他		
600	110	159	331	1 644	45.0
493	—	—	493	1 597	37.8
461	249	212	—	1 482	38.4
749	200	549	—	1 896	49.3
873	49	824	—	2 243	48.4
1 431	183	1 183	65	3 066	57.8
2 420	344	1 961	115	4 413	68.0
2 570	—	2 220	350	4 989	64.4
2 800	330	2 350	120	6 533	54.0

1183 億円、昭和 45 年度の地方交付税の増収 1961 億円、昭和 46 年度の地方交付税の含んでいる。

第82表 地方公務

その1 総括

区分	昭和48年4月1日現在					
	都道府県		市町村		総数	
一 一般職 員	364 392	24.9	651 277	69.3	1 015 669	42.3
企 画・総務	59 312	4.0	187 197	19.9	246 509	10.3
税 務	28 637	2.0	58 208	6.2	86 845	3.6
民 生	40 306	2.8	149 124	15.9	189 430	7.9
衛 生	55 204	3.8	97 172	10.3	152 376	6.3
農 業	12 310	0.8	8 427	0.9	20 737	0.9
商 工	80 912	5.5	46 182	4.9	127 094	5.3
土 産	13 355	0.9	10 768	1.1	24 123	1.0
教 育	74 356	5.1	94 199	10.0	168 555	7.0
関 係 職 員	868 776	59.4	212 846	22.7	1 081 622	45.0
高 等 学 校	790 534	54.0	32 711	3.5	823 245	34.3
義 務 学 教 員	165 915	11.3	12 210	1.3	178 125	7.4
そ の 他 職 員	603 557	41.3	37	0.0	603 594	25.1
警 察 の 職 員	21 062	1.4	20 464	2.2	41 526	1.7
消 防 の 職 員	78 242	5.4	180 135	19.2	258 377	10.8
合 計	1 462 699	100.0	938 965	100.0	2 401 664	100.0

(注) 1 昭和48年4月1日現在の人員は、地方公務員給与実態調査(附帯調査)に基づき  
 2 特殊学級の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推移

区分	36年5月31日現在		46年4月1日現在		47年4月 職員数
	職員数	構成比	職員数	構成比	
一 一般職 員	676	39.6	919	41.5	959
民 生	85	5.0	153	6.9	169
衛 生	74	4.3	130	5.9	140
農 業	18	1.0	23	1.0	21
商 工	107	6.3	151	6.8	158
土 産	392	23.0	462	20.9	471
教 育	842	49.4	1 022	46.1	1 044
関 係 職 員	572	33.5	591	26.7	599
高 等 学 校	104	6.1	167	7.5	169
義 務 学 教 員	29	1.7	50	2.3	52
そ の 他 職 員	137	8.1	214	9.6	224
警 察 の 職 員	149	8.7	204	9.2	207
消 防 の 職 員	129	7.6	177	8.0	178
合 計	1 706	100.0	2 217	100.0	2 291

(注) 1 昭和48年4月1日現在の職員は、地方公務員給与実態調査(附帯調査)に基づき  
 2 教育関係職員のうち昭和48年4月1日現在の学校給食職員数は、給食セン

# 員 数 の 状 況

(単位 人・%)

昭和 47 年 4 月 1 日 現在					比 較				
都 道 府 県	市 町 村	総 数	増 減	増減率	前年度増減率	増 減	増減率	増減率	前年度増減率
351 813	24.8	607 532	69.5	959 345	41.9	56 324	51.0	5.9	4.3
56 628	4.0	181 417	20.7	238 045	10.4	8 464	7.7	3.6	2.9
28 482	2.0	56 782	6.5	85 264	3.7	1 581	1.4	1.9	0.6
38 313	2.7	130 658	14.9	168 971	7.4	20 459	18.5	12.1	10.5
50 630	3.6	89 352	10.2	139 982	6.1	12 394	11.2	8.9	7.5
12 169	0.9	8 868	1.0	21 037	0.9	300 <sup>△</sup>	0.3 <sup>△</sup>	1.4 <sup>△</sup>	6.6
80 514	5.7	44 225	5.1	124 739	5.4	2 355	2.1	1.9	1.0
12 735	0.9	10 734	1.2	23 469	1.0	654	0.6	2.8	2.9
72 342	5.1	85 496	9.8	157 838	6.9	10 717	9.7	6.8	4.3
842 592	59.5	201 007	23.0	1 043 599	45.5	38 023	34.4	3.6	2.1
766 484	54.1	30 065	3.4	796 549	34.8	26 696	24.2	3.4	1.5
157 154	11.1	11 724	1.3	168 878	7.4	9 247	8.4	5.5	1.4
586 924	41.4	—	—	586 924	25.6	16 670	15.1	2.8	1.3
22 406	1.6	18 341	2.1	40 747	1.8	779	0.7	1.9	5.5
76 108	5.4	170 942	19.6	247 050	10.7	11 327	10.2	4.6	4.1
207 367	14.6	—	—	207 367	9.1	6 679	6.0	3.2	1.9
178 611	12.6	—	—	178 611	7.8	5 745	5.2	3.2	1.2
28 756	2.0	—	—	28 756	1.3	934	0.8	3.2	6.6
14 676	1.0	66 145	7.6	80 821	3.5	9 506	8.6	11.8	12.6
1 416 448	100.0	874 684	100.0	2 291 132	100.0	110 532	100.0	4.8	3.3

づく概数である。

(単位 千人・%)

1 日現在	48 年 4 月 1 日 現在		指 数			
構 成 比	職 員 数	構 成 比	昭和36年 5月31日	昭和46年 4月1日	昭和47年 4月1日	昭和48年 4月1日
41.9	1 016	42.3	100	136	142	150
7.4	189	7.9	100	180	199	222
6.1	152	6.3	100	176	189	205
0.9	21	0.9	100	128	117	117
6.9	169	7.0	100	141	148	158
20.6	485	20.2	100	118	120	124
45.5	1 082	45.0	100	121	124	129
26.1	604	25.1	100	103	105	106
7.4	178	7.4	100	161	163	171
2.3	22	0.9	100	172	179	76
9.8	278	11.6	100	156	164	203
9.1	214	8.9	100	137	139	144
7.8	184	7.7	100	137	138	143
1.3	30	1.2	100	135	145	150
3.5	90	3.8	100	185	208	231
100.0	2 402	100.0	100	130	134	141

く概数である。

ターの職員数で、他の学校給食職員数は「その他」に含まれている。

第83表 物件費

区分	昭和47年度					
	都道府県	市	町	村	純計額	
賃金	10 507	3.4	30 952	5.5	41 460	4.8
旅費	65 870	21.5	34 160	6.0	100 029	11.5
交際費	1 165	0.4	9 351	1.7	10 516	1.2
備品購入費	26 395	8.6	91 162	16.1	117 557	13.5
需用費	99 491	32.4	226 774	40.1	326 265	37.4
役務の他	38 527	12.6	37 368	6.6	75 895	8.7
その他	64 765	21.1	136 222	24.1	200 987	23.0
合計	306 720	100.0	565 989	100.0	872 709	100.0

第84表 維持補修

区分	昭和47年度					
	都道府県	市	町	村	純計額	
土壌改良費	64 717	77.7	70 403	60.6	135 120	67.7
道路橋川住居その他	47 006	56.4	56 339	48.5	103 345	51.8
教育	5 948	7.1	3 204	2.8	9 152	4.6
保健	7 855	9.4	6 677	5.7	14 532	7.3
消防	3 908	4.7	4 183	3.6	8 091	4.1
警備	6 564	7.9	24 867	21.4	31 432	15.8
その他	—	—	13 257	11.4	13 257	6.6
学務	1	0.0	7 621	6.6	7 622	3.8
衛生	3 880	4.7	501	0.4	4 381	2.2
産業	2 683	3.2	3 488	3.0	6 172	3.1
農業	5 476	6.6	5 965	5.1	11 441	5.7
林業	1 027	1.2	8 292	7.1	9 319	4.7
畜産	140	0.2	72	0.1	212	0.1
水産	470	0.6	7 525	6.5	7 995	4.0
防犯	417	0.5	695	0.6	1 113	0.6
その他	1 782	2.1	2 770	2.4	4 552	2.3
学費	161	0.2	222	0.2	383	0.2
校費	360	0.4	1 736	1.5	2 097	1.1
施設費	404	0.5	557	0.5	961	0.5
その他	780	0.9	143	0.1	922	0.5
学費	77	0.1	113	0.1	190	0.1
校費	339	0.4	1 218	1.0	1 557	0.8
施設費	2 502	3.0	—	—	2 502	1.3
その他	892	1.1	2 710	2.3	3 601	1.8
合計	83 299	100.0	116 225	100.0	199 524	100.0

# の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
33 849	4.6	7 611	5.5	22.5	20.9
89 458	12.2	10 571	7.6	11.8	11.3
9 679	1.3	837	0.6	8.6	7.7
103 800	14.2	13 757	9.9	13.3	14.5
278 618	38.0	47 647	34.1	17.1	16.8
63 652	8.7	12 243	8.8	19.2	20.0
154 058	21.0	46 929	33.6	30.5	27.3
733 114	100.0	139 595	100.0	19.0	18.1

# 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
118 101	68.5	17 019	62.7	14.4	9.3
91 480	53.1	11 865	43.7	13.0	7.2
7 486	4.3	1 666	6.1	22.3	15.6
11 908	6.9	2 624	9.7	22.0	18.8
7 227	4.2	864	3.2	12.0	15.1
27 211	15.8	4 221	15.5	15.5	13.3
11 502	6.7	1 755	6.5	15.3	10.4
6 883	4.0	739	2.7	10.7	11.2
3 782	2.2	599	2.2	15.8	21.7
5 044	2.9	1 128	4.2	22.4	17.0
9 878	5.7	1 563	5.8	15.8	4.3
7 180	4.2	2 139	7.9	29.8	31.9
190	0.1	22	0.1	11.6	3.8
6 060	3.5	1 935	7.1	31.9	33.4
930	0.6	183	0.7	19.7	29.7
3 694	2.1	858	3.2	23.2	14.0
335	0.2	48	0.2	14.3	9.8
1 653	1.0	444	1.6	26.9	19.4
865	0.5	96	0.4	11.1	13.1
678	0.4	244	0.9	36.0	6.1
163	0.1	27	0.1	16.6	10.9
1 482	0.9	75	0.3	5.1	13.0
1 989	1.2	513	1.9	25.8	9.6
2 840	1.6	761	2.8	26.8	11.5
172 375	100.0	27 149	100.0	15.7	10.5



第85表 扶 助 費

区 分	昭 和 47 年 度				純 計 額	
	都 道 府 県		市 町 村			
民 生 費	196 732	62.6	503 335	94.1	700 067	82.4
社 会 福 祉 費	8 698	2.8	14 004	2.6	22 702	2.7
老 人 福 祉 費	25 795	8.2	87 475	16.3	113 270	13.3
兒 童 福 祉 費	45 161	14.4	124 983	23.4	170 144	20.0
生 活 保 護 費	116 588	37.1	275 795	51.5	392 382	46.2
災 害 救 助 費	491	0.2	1 078	0.2	1 569	0.2
衛 生 費	116 059	36.9	17 284	3.2	133 343	15.7
結 核 対 策 費	52 939	16.8	14 849	2.8	67 788	8.0
そ の 他	63 120	20.1	2 435	0.5	65 555	7.7
教 育 費	1 425	0.5	14 375	2.7	15 800	1.9
小 学 校 費	0	0.0	3 507	0.7	3 507	0.4
中 学 校 費	0	0.0	4 783	0.9	4 783	0.6
保 健 体 育 費	31	0.0	4 501	0.8	4 532	0.5
そ の 他	1 394	0.4	1 584	0.3	2 978	0.4
そ の 他	—	—	29	0.0	29	0.0
合 計	314 215	100.0	535 024	100.0	849 239	100.0

第86表 補 助 費

区 分	昭 和 47 年 度				昭 都道府県
	都道府県	市 町 村	合 計		
			単	純 計	純 計
負 担 金、寄 附 金	19 557	51 138	70 695	…	13 727
補 助 交 付 金	476 300	144 073	620 373	…	376 227
そ の 他	117 024	142 487	259 510	…	95 486
合 計	612 881	337 698	950 578	583 318	485 440
うち公営企業(法適用)に対するもの	61 037	77 539	138 576		56 957

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較									
		増 減 額		増 減 率							
		増	減	額	増	減	率	前	年	度	率
		増	減	額	増	減	率	増	減	率	率
479 583	80.5	220 484		86.9	46.0			20.4			
14 989	2.5	7 713		3.0	51.5			39.8			
41 071	6.9	72 199		28.5	175.8			58.8			
110 325	18.5	59 819		23.6	54.2			28.6			
312 680	52.5	79 702		31.4	25.5			13.5			
518	0.1	1 051		0.4	202.9			3.0			
102 728	17.3	30 615		12.1	29.8			5.0			
53 408	9.0	14 380		5.7	26.9			2.7			
49 320	8.3	16 235		6.4	32.9			7.6			
13 171	2.2	2 629		1.0	20.0			10.2			
3 056	0.5	451		0.2	14.8			6.0			
4 198	0.7	585		0.2	13.9			4.8			
4 245	0.7	287		0.1	6.8			10.7			
1 672	0.3	1 306		0.5	78.1			36.3			
1	0.0	28		0.0	2 800.0			0.0			
595 483	100.0	253 756		100.0	42.6			17.2			

等 の 状 況

(単位 百万円・%)

和 46 年 度			増 減 額		増 減 率		前 年 度 率	
市 町 村	合 計							
	単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計
42 585	56 312	...	14 383	...	25.5	...	19.1	...
118 994	495 221	...	125 152	...	25.3	...	20.7	...
111 811	207 297	...	52 213	...	25.2	...	26.0	...
273 390	758 830	473 865	191 748	109 453	25.3	23.1	22.0	23.0
63 044	120 001		18 575		15.5		29.7	

## 第87表 普通建設事

### その1 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補助事業費	1 965 463	65.4	1 146 136	44.6	3 004 379	56.7
単独事業費	840 138	27.9	1 340 316	52.2	2 079 035	39.2
国直轄事業負担金	200 789	6.7	17 029	0.7	217 818	4.1
県営事業負担金	—	—	65 869	2.6	—	—
合 計	3 006 390	100.0	2 569 351	100.0	5 301 232	100.0

### その2 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	1 115 974	37.1	390 761	15.2	1 506 756	28.4
分担金、負担金、寄附金	135 496	4.5	77 735	3.0	152 408	2.9
財産収入	29 632	1.0	45 572	1.8	75 218	1.4
地方債	695 168	23.1	796 257	31.0	1 435 207	27.1
その他特定財源	121 045	4.0	351 865	13.7	268 372	5.1
一般財源等	909 075	30.2	907 161	35.3	1 863 271	35.1
合 計	3 006 390	100.0	2 569 351	100.0	5 301 232	100.0

# 業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
2 319 916	53.5	684 463	71.1	29.5	31.6
1 856 546	42.8	222 489	23.1	12.0	22.2
162 356	3.7	55 462	5.8	34.2	38.1
—	—	—	—	—	—
4 338 819	100.0	962 413	100.0	22.2	27.7

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
1 153 310	26.6	353 446	36.7	30.6	30.6
130 153	3.0	22 255	2.3	17.1	29.7
57 356	1.3	17 862	1.9	31.1	28.0
988 156	22.8	447 051	46.5	45.2	79.1
252 848	5.8	15 524	1.6	6.1	17.0
1 756 996	40.5	106 275	11.0	6.0	9.6
4 338 819	100.0	962 413	100.0	22.2	27.7

第87表 普通建設事

その3 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 費	1 827 515	60.8	1 141 788	44.4	2 884 416	54.4
道路橋りよろ費	792 824	26.4	439 471	17.1	1 201 089	22.7
河川海岸費	429 495	14.3	43 123	1.7	466 076	8.8
港灣費	124 498	4.1	49 977	1.9	160 111	3.0
都市計画費	269 682	9.0	407 550	15.9	652 139	12.3
住宅費	187 798	6.2	194 556	7.6	376 076	7.1
その他	23 218	0.8	7 111	0.3	28 925	0.5
農林水産業費	722 548	24.0	302 457	11.8	873 552	16.5
農業費	74 494	2.5	72 388	2.8	90 052	1.7
畜産業費	20 719	0.7	12 877	0.5	26 873	0.5
農地費	403 281	13.4	130 301	5.1	486 165	9.2
林業費	154 709	5.1	54 705	2.1	182 590	3.4
水産業費	69 344	2.3	32 187	1.3	87 872	1.7
教 育 費	189 732	6.3	655 652	25.5	838 998	15.8
小学校費	1 382	0.0	346 939	13.5	346 915	6.5
中学校費	673	0.0	167 768	6.5	167 829	3.2
高等学校費	126 606	4.2	7 976	0.3	134 244	2.5
社会教育費	13 160	0.4	57 632	2.2	68 537	1.3
その他	47 911	1.6	75 337	2.9	121 473	2.3
総 務 費	47 982	1.6	122 342	4.8	161 152	3.0
衛 生 費	61 432	2.0	141 177	5.5	194 869	3.7
清掃費	26 460	0.9	113 419	4.4	137 898	2.6
その他	34 972	1.2	27 758	1.1	56 971	1.1
民 生 費	48 643	1.6	104 521	4.1	141 353	2.7
社会福祉費	20 376	0.7	26 642	1.0	42 252	0.8
老人福祉費	10 854	0.4	18 803	0.7	27 780	0.5
児童福祉費	16 956	0.6	58 401	2.3	70 237	1.3
その他	457	0.0	675	0.0	1 084	0.0
そ の 他	108 538	3.6	101 414	3.9	206 892	3.9
合 計	3 006 390	100.0	2 569 351	100.0	5 301 232	100.0

# 業 費 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純 計 額		比 較							
		増 減 額		増 減 率			前年度増減率		
				都道府 府 県	市 町 村	純 計	都道府 府 県	市 町 村	純 計
2 341 553	54.0	542 863	56.4	21.7	25.3	23.2	27.6	26.3	27.4
966 546	22.3	234 543	24.4	23.5	24.2	24.3	30.0	27.1	29.6
340 860	7.9	125 216	13.0	36.0	45.4	36.7	31.4	28.9	31.2
126 224	2.9	33 887	3.5	22.9	32.4	26.8	24.2	30.1	26.3
519 130	12.0	133 009	13.8	22.8	27.8	25.6	24.9	25.3	25.1
351 699	8.1	24 377	2.5	△ 3.6	20.6	6.9	14.0	24.0	18.0
37 094	0.8	△ 8 169	△ 0.8	△ 17.4	△ 26.1	△ 22.0	101.3	43.7	87.8
682 719	15.7	190 833	19.8	23.9	25.4	28.0	30.7	27.9	30.0
72 813	1.7	17 239	1.8	15.1	36.6	23.7	16.3	20.2	19.2
22 915	0.5	3 958	0.4	14.6	22.6	17.3	22.3	31.9	20.3
378 074	8.7	108 091	11.2	31.3	20.0	28.6	36.6	33.8	34.7
139 739	3.2	42 851	4.5	32.7	24.4	30.7	25.5	20.1	23.4
69 177	1.6	18 695	1.9	28.0	28.2	27.0	32.4	34.7	34.7
741 331	17.1	97 667	10.1	8.8	14.6	13.2	17.1	31.7	29.2
302 613	7.0	44 302	4.6	△ 0.9	14.7	14.6	△ 73.1	30.0	30.0
152 394	3.5	15 435	1.6	65.0	10.1	10.1	△ 70.3	39.4	39.4
127 414	2.9	6 830	0.7	7.1	△ 15.9	5.4	19.9	19.0	20.2
56 301	1.3	12 236	1.3	△ 16.8	36.4	21.7	18.1	30.6	26.8
102 609	2.4	18 864	2.0	24.4	15.5	18.4	27.0	25.5	26.4
155 511	3.6	5 641	0.6	△ 11.3	13.0	3.6	2.1	22.0	15.2
142 373	3.3	52 496	5.5	38.8	35.2	36.9	32.9	50.2	44.7
92 538	2.1	45 360	4.7	105.3	39.9	49.0	82.5	51.1	54.9
49 835	1.2	7 136	0.7	11.5	18.7	14.3	19.5	47.2	28.8
116 027	2.7	25 326	2.6	7.7	31.1	21.8	36.7	22.5	26.8
34 863	0.8	7 389	0.8	19.4	23.8	21.2	39.4	11.3	23.6
23 164	0.5	4 616	0.5	△ 10.5	56.5	19.9	71.6	48.2	63.3
56 988	1.3	13 249	1.4	9.0	28.3	23.2	16.6	23.0	18.3
1 012	0.1	72	0.0	7.8	△ 1.2	7.1	7.9	8.8	8.5
159 305	3.6	47 587	4.9	28.5	29.2	29.9	13.3	21.7	16.8
4 338 819	100.0	962 413	100.0	22.0	22.6	22.2	26.5	28.4	27.7

第88表 普通建設事業費中

区 分	昭和47年度						
	都道府県	市町村	純計額				
土木費	1 211 229	61.6	495 321	43.2	1 703 285	56.7	
う	道路橋りょう費	461 614	23.5	67 992	5.9	529 474	17.6
	河川海岸費	328 860	16.7	10 470	0.9	336 997	11.2
ち	都市計画費	192 263	9.8	239 228	20.9	431 329	14.4
	住宅費	137 770	7.0	150 888	13.2	288 289	9.6
農林水産業費	631 990	32.2	164 340	14.3	696 996	23.2	
う	農業費	52 449	2.7	50 349	4.4	59 569	2.0
	農地費	371 691	18.9	54 484	4.8	401 201	13.4
ち	林業費	133 691	6.8	29 982	2.6	144 023	4.8
	水産業費	59 237	3.0	21 994	1.9	75 229	2.5
教育費	51 465	2.6	371 453	32.4	422 726	14.1	
う	小学校費	253	0.0	210 259	18.3	210 420	7.0
	中学校費	182	0.0	92 001	8.0	92 110	3.1
ち	高等学校費	35 499	1.8	2 958	0.3	38 457	1.3
	社会教育費	3 500	0.2	32 716	2.9	36 200	1.2
衛生費	1 987	0.1	22 671	2.0	24 645	0.8	
うち清掃費	14 353	0.7	50 870	4.4	64 185	2.1	
その他	6 670	0.3	45 549	4.0	52 207	1.7	
合計	56 426	2.9	64 152	5.6	117 187	3.9	
合計	1 965 463	100.0	1 146 136	100.0	3 004 379	100.0	

第89表 普通建設事業費中の

区 分	昭和47年度					
	都道府県	市町村	純計額			
農林水産業費	12 232	6.1	71	0.4	12 303	5.6
畜産費	79	0.0	2	0.0	81	0.0
農地費	10 321	5.1	64	0.4	10 385	4.8
林業費	1 276	0.6	—	—	1 276	0.6
水産業費	556	0.3	5	0.0	561	0.3
土木費	188 557	93.9	16 958	99.6	205 516	94.4
道路橋りょう費	105 878	52.7	8 422	49.5	114 301	52.5
河川海岸費	55 932	27.9	35	0.2	55 967	25.7
港湾計画費	24 990	12.4	8 430	49.5	33 420	15.3
都市計画費	—	—	3	0.0	3	0.0
空港費	1 757	0.9	68	0.4	1 825	0.8
合計	200 789	100.0	17 029	100.0	217 818	100.0

の補助事業費の状況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率	前 年 度 率
1 327 082	57.2	376 203	55.0	28.3	29.0
406 925	17.5	122 549	17.9	30.1	32.5
238 170	10.3	98 827	14.4	41.5	32.1
334 752	14.4	96 577	14.1	28.9	34.1
259 011	11.2	29 278	4.3	11.3	16.4
523 980	22.6	173 016	25.3	33.0	32.0
41 232	1.8	18 337	2.7	44.5	13.8
304 056	13.1	97 145	14.2	31.9	36.8
107 418	4.6	36 605	5.3	34.1	26.2
56 441	2.4	18 788	2.7	33.3	37.5
345 589	14.9	77 137	11.3	22.3	43.2
176 918	7.6	33 502	4.9	18.9	55.7
76 880	3.3	15 230	2.2	19.8	52.7
35 411	1.5	3 046	0.4	8.6	6.3
24 797	1.1	11 403	1.7	46.0	34.4
17 829	0.8	6 816	1.0	38.2	23.6
38 842	1.7	25 343	3.7	65.2	26.4
29 111	1.3	23 096	3.4	79.3	31.6
84 423	3.6	32 764	4.8	38.8	29.9
2 319 916	100.0	684 463	100.0	29.5	31.6

国直轄事業負担金の状況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率	前 年 度 率
10 758	6.6	1 545	2.8	14.4	19.6
51	0.0	30	0.1	58.8	82.1
9 298	5.7	1 087	2.0	11.7	17.2
1 001	0.6	275	0.5	27.5	20.5
408	0.3	153	0.3	37.5	101.0
151 598	93.4	53 918	97.2	35.6	39.6
84 130	51.8	30 171	54.4	35.9	47.8
40 360	24.9	15 607	28.1	38.7	39.3
25 410	15.7	8 010	14.4	31.5	18.9
108	0.1	△ 105	△ 0.2	△ 97.2	△ 79.8
1 591	1.0	234	0.4	14.7	114.4
162 356	100.0	55 462	100.0	34.2	38.1



第90表 普通建設事業費中

区 分	昭 和 47 年 度						
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額				
土 木 費	427 729	50.9	585 966	43.7	975 615	46.9	
う ち 道 河 川 橋 り 海 岸 住 都 市 計 画	道 路 橋 り 海 岸 住 都 市 計 画 費	225 331	26.8	343 296	25.6	557 315	26.8
	道 路 橋 り 海 岸 住 都 市 計 画 費	44 703	5.3	30 433	2.3	73 113	3.5
	道 路 橋 り 海 岸 住 都 市 計 画 費	77 419	9.2	155 978	11.6	220 807	10.6
	道 路 橋 り 海 岸 住 都 市 計 画 費	50 028	6.0	43 589	3.3	87 787	4.2
農 林 水 産 業 費	78 325	9.3	117 394	8.8	164 253	7.9	
う ち 農 業 地 産 業 林 水 産 業	農 業 地 産 業 費	22 046	2.6	20 818	1.6	30 483	1.5
	農 業 地 産 業 費	21 269	2.5	63 006	4.7	74 579	3.6
	農 業 地 産 業 費	19 742	2.3	22 509	1.7	37 291	1.8
	農 業 地 産 業 費	9 551	1.1	5 888	0.4	12 081	0.6
教 育 費	138 267	16.5	283 518	21.2	416 272	20.0	
う ち 小 中 高 社 保 学 校 学 校 学 校 学 校 保 健 体 育	小 学 校 費	1 129	0.1	136 497	10.2	136 496	6.6
	中 学 校 費	491	0.1	75 737	5.7	75 718	3.6
	高 等 学 校 費	91 107	10.8	4 769	0.4	95 787	4.6
	社 会 学 校 費	9 660	1.1	24 905	1.9	32 337	1.6
	保 健 体 育 費	9 639	1.1	26 500	2.0	34 873	1.7
衛 生 費	47 079	5.6	90 168	6.7	130 684	6.3	
う ち 清 掃 費	19 790	2.4	67 870	5.1	85 691	4.1	
そ の 他	148 738	17.7	263 270	19.6	392 211	18.9	
合 計	840 138	100.0	1 340 316	100.0	2 079 035	100.0	

第91表 災 害 復 旧 事

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
補 助 事 業 費	259 879	96.1	119 147	85.1	328 527	91.4
単 独 事 業 費	5 440	2.0	20 369	14.6	25 613	7.1
国直轄事業負担金	5 157	1.9	—	—	5 157	1.4
県営事業負担金	—	—	419	0.3	—	—
合 計	270 476	100.0	139 936	100.0	359 297	100.0

の 単 独 事 業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
862 874	46.5	112 741	50.7	13.1	23.0
475 491	25.6	81 824	36.8	17.2	24.5
62 331	3.4	10 782	4.8	17.3	23.4
184 270	9.9	36 537	16.4	19.8	11.8
92 687	5.0	△ 4 900	△ 2.2	△ 5.3	22.8
147 980	8.0	16 273	7.3	11.0	23.9
31 581	1.7	△ 1 098	△ 0.5	△ 3.5	27.1
64 720	3.5	9 859	4.4	15.2	28.4
31 319	1.7	5 972	2.7	19.1	14.9
12 329	0.7	△ 248	△ 0.1	△ 2.0	21.7
395 742	21.3	20 530	9.2	5.2	19.1
125 696	6.8	10 800	4.9	8.6	5.5
75 513	4.1	205	0.1	0.3	28.1
92 003	5.0	3 784	1.7	4.1	26.6
31 504	1.7	833	0.4	2.6	21.4
37 828	2.0	△ 2 955	△ 1.3	△ 7.8	35.4
103 531	5.6	27 153	12.2	26.2	53.0
63 427	3.4	22 264	10.0	35.1	68.6
346 419	18.6	45 792	20.6	13.2	16.3
1 856 546	100.0	222 489	100.0	12.0	22.2

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
161 455	87.8	167 072	95.3	103.5	24.4
19 392	10.5	6 221	3.5	32.1	26.5
3 070	1.7	2 087	1.2	68.0	7.7
—	—	—	—	—	—
183 918	100.0	175 379	100.0	95.4	24.3

## 第91表 災 害 復 旧 事

### その2 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
公 共 土 木 施 設	194 017	71.7	65 003	46.5	258 821	72.0
農 林 水 産 施 設	70 416	26.0	64 639	46.2	84 217	23.4
そ の 他	6 044	2.2	10 293	7.4	16 258	4.5
合 計	270 476	100.0	139 936	100.0	359 297	100.0

### その3 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	197 478	73.0	51 340	36.7	248 818	69.3
地 方 債	58 185	21.5	18 403	13.2	76 588	21.3
そ の 他 特 定 財 源	3 229	1.2	52 516	37.5	8 906	2.5
一 般 財 源 等	11 584	4.3	17 677	12.6	24 985	7.0
合 計	270 476	100.0	139 936	100.0	359 297	100.0

## 第92表 災 害 復 旧 事

### その1 総 括

区 分	復 旧 所 要 額 (A)	昭 和 47 年 度 末
		実 施 額 (B)
補 助 災 害	817 820	457 065
昭 和 45 年 災 害	118 888	118 888
昭 和 46 年 災 害	214 937	172 277
昭 和 47 年 災 害	483 995	165 900
直 轄 災 害	63 325	45 596
昭 和 45 年 災 害	12 780	12 780
昭 和 46 年 災 害	13 657	13 657
昭 和 47 年 災 害	36 888	19 159
合 計	881 145	14 502 661

## 業 費 の 状 況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
133 679	72.7	125 142	71.4	93.6	27.2
38 448	20.9	45 769	26.1	119.0	21.9
11 791	6.4	4 467	2.5	37.9	4.3
183 918	100.0	175 379	100.0	95.4	24.3

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
117 215	63.7	131 603	75.0	112.3	25.0
44 815	24.4	31 773	18.1	70.9	24.9
5 851	3.2	3 055	1.7	52.2	11.0
16 037	8.7	8 948	5.1	55.8	23.3
183 918	100.0	175 379	100.0	95.4	24.3

## 業 の 進 捗 状 況

(単位 百万円・%)

ま での 実 施 額 進 捗 率 (B)/(A)×100	昭 和 48 年 度 以 降 残 事 業 費	
	残 事 業 費 (A)-(B) (C)	比 率 (C)/(A)×100
55.9	360 755	44.1
100.0	—	—
80.2	42 660	19.8
34.3	318 095	65.7
72.0	17 729	28.0
100.0	—	—
100.0	—	—
51.9	17 729	48.1
57.0	378 484	43.0

## 第92表 災 害 復 旧 事

### その2 事 業 別

区 分			昭 和 44 年 災		昭 和 45 年 災		
所管別	施 設 の 種 類	補助・直轄の別	事 業 費	47年度末までの進捗率	事 業 費	47年度末までの進捗率	
建設省	河川・海岸 砂防・道路・ダム	補助	90 138	100.0	81 462	100.0	
		直轄	11 456	100.0	11 317	100.0	
		計	101 594	100.0	92 779	100.0	
運輸省	港 湾 ・ 海 岸	補助	904	100.0	6 050	100.0	
		直轄	537	100.0	1 081	100.0	
		計	1 441	100.0	7 131	100.0	
農 林 省	農地・農林用施設 海岸・入植施設 共同利用施設	補助	24 786	100.0	20 579	100.0	
		直轄	167	100.0	253	100.0	
		計	24 953	100.0	20 832	100.0	
	林野庁	治 山 施 設 林 道	補助	3 569	100.0	3 423	100.0
			直轄	14	100.0	—	—
			計	3 583	100.0	3 423	100.0
水産庁	漁 港	補助	1 439	100.0	7 374	100.0	
		直轄	35	100.0	129	100.0	
		計	1 474	100.0	7 503	100.0	
省	計	補助	29 794	100.0	31 376	100.0	
		直轄	216	100.0	382	100.0	
		計	30 010	100.0	31 758	100.0	
合 計		補助	120 836	100.0	118 888	100.0	
		直轄	12 209	100.0	12 780	100.0	
		計	133 045	100.0	131 668	100.0	

## 業の進捗状況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭和46年災		昭和47年災		備 考
事業費	47年度末 で の 進 捗 率	事業費	47年度末 で の 進 捗 率	
154 514	80.2	344 665	33.4	建設省調による。
13 156	100.0	35 727	52.4	
167 670	81.8	380 392	35.2	
5 794	80.8	5 760	35.9	運輸省調による。
328	100.0	629	46.2	
6 122	81.8	6 389	36.9	
41 990	80.6	114 943	37.0	農林省調による。
125	100.0	441	32.0	
42 115	80.6	115 384	37.0	
7 777	78.4	12 947	32.2	林野庁調による。
—	—	85	0.0	
7 777	78.4	13 032	32.0	
4 862	77.0	5 680	35.0	水産庁調による。
48	100.0	6	100.0	
4 910	77.2	5 686	35.1	
54 629	79.9	133 570	36.5	
173	100.0	532	27.6	
54 802	80.0	134 102	36.4	
214 937	80.2	483 995	34.3	
13 657	100.0	36 888	51.9	
228 594	81.3	520 883	35.5	

## 第93表 失 業 対 策

### その1 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	27 790	83.1	47 825	74.0	75 616	77.1
単 独 事 業 費	5 648	16.9	16 844	26.0	22 492	22.9
合 計	33 439	100.0	64 669	100.0	98 108	100.0

### その2 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	15 893	47.5	28 046	43.4	43 939	44.8
そ の 他 特 定 財 源	1 396	4.2	3 174	4.9	3 874	3.9
一 般 財 源 等	16 150	48.3	33 449	51.7	50 295	51.3
合 計	33 439	100.0	64 669	100.0	98 108	100.0

# 事業費の状況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比較						
		増減額		増減率	前増	年度減率		
76 255	73.9	△	639	12.5	△	0.8	△	2.6
26 951	26.1	△	4 459	87.5	△	16.5		11.3
103 206	100.0	△	5 098	100.0	△	4.9		0.7

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比較							
		増減額		増減率	前増	年度減率			
43 634	42.3		305	△	6.0		0.7	△	4.5
2 700	2.6		1 174	△	23.0		43.5		4.9
56 872	55.1	△	6 577		129.0	△	11.6		4.9
103 206	100.0	△	5 098		100.0	△	4.9		0.7



第 94 表 繰 出 金

その 1 繰出先別内訳

区 分	昭 和 47 年 度				純 計 額	
	都 道 府 県		市 町 村			
法非適用の公営企業 会計	19 154	35.6	88 618	59.4	107 772	53.1
国民健康保険事業会 計	—	—	25 796	17.3	25 796	12.7
益質屋事業会計	—	—	310	0.2	310	0.2
公農業共済事業会計	—	—	671	0.4	671	0.3
収益事業会計	151	0.3	103	0.1	254	0.1
交通災害共済事業会 計	14	0.0	780	0.5	794	0.4
立大学附属病院事 業会計	5 171	9.6	2 868	1.9	8 039	4.0
基金	29 262	54.4	29 770	20.0	59 032	29.1
財 産 区	—	—	304	0.2	304	0.1
合 計	53 752	100.0	149 219	100.0	202 971	100.0

その 2 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度				純 計 額	
	都 道 府 県		市 町 村			
運 転 資 金	2 565	4.8	4 309	2.9	6 874	3.4
事 務 費 財 源	2 040	3.8	23 859	16.0	25 899	12.8
建 設 費 財 源	9 287	17.3	47 525	31.8	56 812	28.0
公 債 費 財 源	11 426	21.3	24 992	16.7	36 418	17.9
赤 字 補 て ん	2 308	4.3	16 588	11.1	18 896	9.3
そ の 他	26 126	48.6	31 946	21.4	58 072	28.6
合 計	53 752	100.0	149 219	100.0	202 971	100.0

その 3 繰出先別、繰出目的別内訳

区 分	総 額	法非適用の 公営企業会計	国民健康保険 事業会計	公 益 質 屋 事 業 会 計
運 転 資 金	6 874	1 694	1 039	7
事 務 費 財 源	25 899	11 385	9 323	210
建 設 費 財 源	56 812	51 366	331	—
公 債 費 財 源	36 418	34 737	116	1
赤 字 補 て ん	18 896	5 015	11 730	75
そ の 他	58 072	3 575	3 257	17
合 計	202 971	107 772	25 796	310

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率
82 613	42.1	25 159	380.7	30.5	23.8
19 517	9.9	6 279	95.0	32.2	11.4
308	0.2	2	0.0	0.6	1.0
591	0.3	80	1.2	13.5	18.7
408	0.2	154	2.3	37.7	144.3
696	0.4	98	1.5	14.1	8.7
7 627	3.9	412	6.2	5.4	32.5
84 359	43.0	25 327	383.3	30.0	33.7
244	0.1	60	0.9	24.6	17.6
196 363	100.0	6 608	100.0	3.4	10.4

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率
11 256	5.7	4 382	66.3	38.9	14.3
19 827	10.1	6 072	91.9	30.6	30.5
47 944	24.4	8 868	134.2	18.5	7.8
29 231	14.9	7 187	108.8	24.6	28.7
15 311	7.8	3 585	54.3	23.4	17.4
72 794	37.1	14 722	222.8	20.2	34.2
196 363	100.0	6 608	100.0	3.4	10.4

(単位 百万円)

農業共済 事業会計	収事業益 会計	交通災害共 済事業会計	公立大学附属 病院事業会計	基 金	財 産 区
30	150	14	500	3 440	—
526	99	452	3 600	291	13
0	—	—	684	4 301	129
—	—	6	1 460	98	—
68	—	209	1 796	2	0
46	4	114	0	50 899	162
671	253	793	8 039	59 031	304

## 第95表 積立金

### その1 増減状況

区 分	昭 和 47			
	積 立 金			積 立 金
	都道府県	市 町 村	合 計(A)	都道府県
歳出決算積立金	58 473	110 920	169 393	14 238
財政調整基金積立金	26 391	46 345	72 736	6 896
減債基金積立金	348	240	588	—
その他特定目的基金積立金	31 734	64 335	96 069	7 341
歳計剰余金処分積立金	1 423	8 922	10 345	—
合 計	59 896	119 842	179 738	14 238

※ 「積立金とりくずし額」は、区分欄該当の積立金からそれぞれとりくずした額で

### その2 現在高の状況

区 分	昭 和 47 年 度				合 計 額	
	都 道 府 県		市 町 村			
財政調整基金	78 767	51.2	123 217	43.9	201 984	46.5
減債基金	6 122	4.0	2 724	1.0	8 846	2.0
その他特定目的基金	69 064	44.9	154 855	55.1	223 919	51.5
合 計	153 952	100.0	280 796	100.0	434 748	100.0

### その3 現在高の推移

区 分	総 額		財 政 調
	積 立 金	対 前 年 度 率 増 減	積 立 金
昭 和 39 年 度	79 690	9.1	43 641
40	93 592	17.4	50 855
41	121 692	30.0	63 807
42	156 901	28.9	83 726
43	191 262	21.9	104 928
44	241 251	26.1	135 129
45	272 950	13.1	145 336
46	306 260	12.2	141 754
47	434 748	42.0	201 984

の 状 況

(単位 百万円)

年 度		昭 和 46 年 度			
とりくずし額		純積立額 (A) - (B)	積立金 (C)	積立金とり くずし額 (D)	純積立額 (C) - (D)
市町村	合計(B)				
45 443	59 681	109 712	100 130	73 881	26 249
16 945	23 841	48 895	38 442	44 131	△ 5 689
330	330	258	769	798	△ 29
28 169	35 510	60 559	60 919	28 952	31 967
—	—	10 345	7 655	—	7 655
45 443	59 681	120 057	107 785	73 881	33 904

ある。

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	
				前 年 度 率	前 年 度 率
141 754	46.3	60 230	46.9	42.5	△ 2.5
8 582	2.8	264	0.2	3.1	0.3
155 924	50.9	67 995	52.9	43.6	31.0
306 260	100.0	128 488	100.0	42.0	12.2

(単位 百万円・%)

整 基 金 対前年度 増減率	減 債 基 金		そ 他 特 定 目 的 基 金	
	積 立 金	対前年度 増減率	積 立 金	対前年度 増減率
7.9	6 375	△ 7.0	29 674	15.4
16.5	6 600	3.5	36 137	21.3
25.6	7 722	17.0	50 163	38.5
31.2	9 525	23.3	63 650	26.9
25.3	9 994	4.9	76 340	19.9
28.8	8 365	△ 16.3	97 757	28.1
7.6	8 558	2.3	119 056	21.3
△ 2.5	8 582	0.3	155 924	31.0
42.5	8 846	3.1	223 919	43.6

# 第96表 投資及び出

## その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
総衛	1 393	2.3	1 838	4.7	3 231	3.2
衛生	9 939	16.1	10 004	25.3	19 943	19.7
公衆衛生	9 906	16.1	9 951	25.2	19 857	19.6
清掃	26	0.0	52	0.1	78	0.1
その他	7	0.0	1	0.0	8	0.0
農林	2 871	4.7	973	2.5	3 844	3.8
農業	1 351	2.2	412	1.0	1 764	1.7
畜産	812	1.3	235	0.6	1 047	1.0
水産	186	0.3	164	0.4	350	0.3
その他	383	0.6	155	0.4	538	0.5
商工	139	0.2	7	0.0	145	0.1
土木	4 931	8.0	2 009	5.1	6 939	6.9
住宅	35 412	57.5	15 805	40.0	51 217	50.7
その他	472	0.8	1 456	3.7	1 928	1.9
教育	30 699	49.9	11 304	28.6	42 003	41.6
その他	148	0.2	483	1.2	631	0.6
その他	4 093	6.6	2 562	6.5	6 655	6.6
その他	1 919	3.1	351	0.9	2 270	2.2
その他	5 108	8.3	8 507	21.5	13 616	13.5
合 計	61 573	100.0	39 487	100.0	101 060	100.0
うち公営企業(法適用)に対するもの	37 648	61.1	25 932	65.7	63 580	62.9
その他	23 925	38.9	13 555	34.3	37 480	37.1

## その2 現在高の状況

区 分	昭 和 46 年 度 末 現 在 高				昭 和 47 年 度 出 資 額		
	(A)				(B)		
	都 道 府 県	市 町 村	計		都 道 府 県	市 町 村	計
商農住	28 819	12 343	41 162	10.4	4 783	1 526	6 309
林	21 649	5 269	26 918	6.8	2 806	952	3 758
水産	2 134	1 532	3 666	0.9	130	482	612
工業	51 816	12 673	64 489	16.4	12 399	8 767	21 166
交通	9 163	18 707	27 870	7.1	3 088	6 361	9 449
電力	15 652	15 157	30 809	7.8	6	200	206
その他	125 122	74 320	199 442	50.6	38 362	21 199	59 561
電鉄	2 058	3 705	5 763	1.5	171	713	884
その他	1 403	199	1 602	0.4	—	120	120
その他	121 661	70 416	192 077	48.7	38 191	20 365	58 556
合 計	254 355	140 001	394 355	100.0	61 573	39 487	101 060
基金運用によるもの	30	3 034	3 064	—	—	237	237
総 計	254 385	143 035	397 420	—	61 573	39 724	101 297

# 資 金 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	
				前 年 度	年 度 率
				増	減
5 800	6.9	△ 2 569	△ 15.2	△ 44.3	122.9
16 305	19.4	3 638	21.5	22.3	△ 2.7
16 231	19.3	3 626	21.4	22.3	△ 2.7
62	0.1	16	0.1	25.8	8.8
12	0.0	△ 4	△ 0.0	△ 33.3	50.0
3 893	4.6	△ 49	△ 0.3	△ 1.3	△ 10.9
1 797	2.1	△ 33	△ 0.2	△ 1.8	△ 20.7
1 140	1.4	△ 93	△ 0.5	△ 8.2	26.8
255	0.3	95	0.6	37.3	6.7
461	0.5	77	0.5	16.7	△ 39.2
240	0.3	△ 95	△ 0.6	△ 39.6	16.5
7 126	8.5	△ 187	△ 1.1	△ 2.6	9.1
36 611	43.5	14 606	86.3	39.9	31.2
552	0.7	1 376	8.1	249.3	34.0
31 128	37.0	10 875	64.3	34.9	26.5
435	0.5	196	1.2	45.1	163.6
4 496	5.3	2 159	12.8	43.0	64.9
562	0.7	1 708	10.1	303.9	△ 28.0
13 845	16.4	△ 229	△ 1.4	△ 1.7	237.8
84 142	100.0	16 918	100.0	20.1	33.5
51 346	61.0	12 234	72.3	23.8	24.2
32 796	39.0	4 684	27.7	14.3	51.2

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度 回 収 額 (C)			時効等による債権 消滅等の 額 (D)	昭 和 47 年 度 末 現 在 高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)			比 較		
都 道 府 県	市 町 村	計		都 道 府 県	市 町 村	計	増 減 額 (E)-(A)	増 減 率	
167	289	456	△ 80	33 458	13 477	46 935	9.5	5 773	14.0
136	33	169	△ 83	24 238	6 186	30 424	6.2	3 506	13.0
—	9	9	135	2 264	2 140	4 404	0.9	738	20.1
1	3	4	△ 31	64 165	21 455	85 620	17.4	21 131	32.8
39	79	118	△ 47	12 076	25 078	37 154	7.6	9 284	33.3
254	0	254	△ 26	15 404	15 331	30 735	6.2	△ 74	△ 0.2
611	706	1 317	△ 1 179	162 898	93 609	256 507	52.2	57 065	28.6
167	401	568	84	2 121	4 042	6 163	1.3	400	6.9
9	190	199	△ 3	1 395	125	1 520	0.3	△ 82	△ 5.1
435	116	551	△ 1 260	159 381	89 441	248 822	50.6	56 745	29.5
1 208	1 119	2 327	△ 1 310	314 502	177 276	491 778	100.0	97 423	24.7
—	119	119	5	30	3 157	3 187	—	123	4.0
1 208	1 238	2 446	△ 1 306	314 532	180 433	494 965	—	97 545	24.5

第97表 貸付金

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
商 工 費	310 199	50.4	76 060	39.2	385 103	50.9
土 木 費	109 253	17.7	68 065	35.0	169 818	22.5
港 湾 費	2 343	0.4	870	0.4	3 145	0.4
都 市 計 画 費	11 968	1.9	13 819	7.1	21 259	2.8
住 宅 費	64 546	10.5	25 425	13.1	89 284	11.8
土 木 管 理 費	22 447	3.6	27 872	14.3	50 319	6.7
そ の 他	7 949	1.3	79	0.0	5 811	0.8
農 林 水 産 業 費	53 355	8.7	8 170	4.2	60 608	8.0
農 業 費	31 582	5.1	3 783	1.9	34 982	4.6
畜 産 業 費	2 478	0.4	1 513	0.8	3 783	0.5
農 地 費	2 186	0.4	137	0.1	2 135	0.3
林 業 費	9 509	1.5	383	0.2	9 827	1.3
水 産 業 費	7 601	1.2	2 355	1.2	9 881	1.3
民 生 費	19 561	3.2	4 705	2.4	20 743	2.7
児 童 福 祉 費	6 134	1.0	1 024	0.5	5 509	0.7
社 会 福 祉 費	12 744	2.1	3 189	1.6	14 140	1.9
そ の 他	683	0.1	492	0.3	1 094	0.1
労 働 費	11 862	1.9	5 014	2.6	16 826	2.2
衛 生 費	28 587	4.6	8 976	4.6	36 880	4.9
教 育 費	19 640	3.2	3 552	1.8	16 352	2.2
高 等 学 校 費	2 046	0.3	26	0.0	1 801	0.2
保 健 体 育 費	1 684	0.3	496	0.3	1 978	0.3
教 育 総 務 費	11 263	1.8	1 444	0.7	9 438	1.2
そ の 他	4 647	0.8	1 586	0.8	3 135	0.4
そ の 他	63 118	10.3	19 716	10.1	50 063	6.6
合 計	615 575	100.0	194 258	100.0	756 393	100.0
うち公営企業(法適用)に対するもの	46 945	7.6	15 142	7.8	62 087	8.2
そ の 他	568 630	92.4	179 116	92.2	694 306	91.8

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	
				前年度	増減率
340 809	49.7	44 294	63.1	13.0	22.8
160 682	23.4	9 136	13.0	5.7	37.0
2 154	0.3	991	1.4	46.0	311.9
17 419	2.5	3 840	5.5	22.0	41.5
92 191	13.4	△ 2 907	△ 4.1	△ 3.2	36.8
41 176	6.0	9 143	13.0	22.2	23.4
7 742	1.2	△ 1 931	△ 2.8	△ 24.9	111.0
50 436	7.4	10 172	14.5	20.2	22.8
28 449	4.1	6 533	9.3	23.0	21.3
2 746	0.4	1 037	1.5	37.8	24.6
1 487	0.2	648	0.9	43.6	25.6
8 261	1.2	1 566	2.2	19.0	33.6
9 493	1.4	388	0.6	4.1	18.2
17 327	2.5	3 416	4.9	19.7	14.1
5 130	0.7	379	0.5	7.4	15.2
11 593	1.7	2 547	3.6	22.0	13.2
604	0.1	490	0.7	81.1	23.5
27 226	4.0	△ 10 400	△ 14.8	△ 38.2	116.2
28 292	4.1	8 588	12.2	30.4	41.5
15 341	2.2	1 011	1.4	6.6	4.9
295	0.0	1 506	2.1	510.5	28.3
1 444	0.2	534	0.8	37.0	△ 23.7
10 684	1.6	△ 1 246	△ 1.8	△ 11.7	21.1
2 918	0.4	217	0.3	7.4	△ 20.6
46 070	6.7	3 993	5.7	8.7	22.4
686 183	100.0	70 210	100.0	10.2	28.1
61 993	9.0	94	0.1	0.2	28.9
624 190	91.0	70 116	99.9	11.2	28.0



## 第97表 貸付金

### その2 現在高の状況

区 分	昭和46年度末現在高 (A)			昭和47年度貸付額 (B)			
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	
転貸債に係るもの	10 875	9 860	20 735	2.4	1 080	970	2 050
そ の 他	790 168	58 264	848 432	97.6	614 495	193 288	807 783
商 工 関 係	346 894	5 747	352 641	40.6	301 788	74 987	376 775
農林水産業関係	45 719	1 831	47 550	5.5	53 248	8 058	61 306
民生・労働関係	39 462	6 685	46 147	5.3	30 547	9 226	39 773
住 宅 関 係	130 199	8 510	138 709	16.0	63 808	25 329	89 137
観 光 ・ 交 通 関 係	13 484	5 933	19 417	2.2	35 862	8 040	43 902
開 発 関 係	48 644	13 069	61 713	7.1	18 017	31 106	49 123
教 育 関 係	15 824	3 188	19 012	2.2	19 026	3 541	22 567
そ の 他	149 942	13 301	163 243	18.7	92 200	33 001	125 201
合 計 (A)	801 043	68 124	869 167	100.0	615 575	194 258	809 833
うち預託金に係るもの	31 695	876	32 571	—	202 981	77 736	280 717
（当該金融機関の貸付額）	653 256	159 075	812 331	—	868 528	365 110	1 233 638
基金の運用によるもの (B)	46 542	18 130	64 672	—	22 473	10 221	32 694
総 計 (A)+(B)	847 585	86 254	933 839	—	638 048	204 479	842 527

## 第98表 地方公営企業等に

### その1 推 移

区 分	昭和36年度	41	42	43
決 算 額	415	1 011	1 295	1 662
指 数	100	244	312	401

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和47年度回収額 (C)			時効等 による 債権消 滅等の 額 (D)	昭和47年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)			比 較	
都 道 府 県	市 町 村	計		都 道 府 県	市 町 村	計	増 減 額 (E)-(A)	増減 率
1 481	1 318	2 799	50	10 510	9 526	20 036	2.0	△ 699 △ 3.4
464 852	176 686	641 538	△ 11 755	928 394	74 528	1 002 922	98.0	154 49 0 18.2
241 276	73 579	314 855	455	407 972	7 044	415 016	40.6	62 375 17.7
42 410	7 823	50 233	564	57 132	2 055	59 187	5.8	11 637 24.5
24 106	7 444	31 550	△ 10 433	35 604	8 333	43 937	4.3	△ 2 210 △ 4.8
40 309	21 242	61 551	△ 111	153 593	12 591	166 184	16.2	27 475 19.8
29 751	5 799	35 550	128	19 727	8 170	27 897	2.7	8 480 43.7
15 382	28 763	44 145	97	51 298	15 490	66 788	6.5	5 075 8.2
10 922	3 072	13 994	△ 22	23 916	3 647	27 563	2.7	8 551 45.0
60 695	28 963	89 658	△ 2 435	179 153	17 198	196 351	19.2	33 108 20.3
466 333	178 004	644 337	△ 11 705	938 904	84 054	1 022 958	100.0	153 791 17.7
182 465	77 025	259 490	△ 130	51 786	1 882	53 668	—	21 097 64.8
783 916	295 363	1 079 279	38 773	737 645	267 818	1 005 463	—	193 132 23.8
8 307	9 102	17 409	△ 2 180	60 012	17 765	77 777	—	13 105 20.3
474 640	187 106	661 746	△ 13 885	998 916	101 819	1 100 735	—	166 896 17.9

対する繰出しの状況

(単位 億円)

44	45	46	47
2 153	2 739	3 452	4 080
519	660	832	983

第98表 地方公営企業等に

その2 事業別内訳

区 分	昭 和 47 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		
法適用の公営企業会計	上水道事業	10 368	6.1	14 239	6.0	24 607	6.0
	工業用水道事業	6 515	3.8	910	0.4	7 425	1.8
	交通事業	31 719	18.6	31 610	18.3	63 329	15.5
	電気事業	548	0.3	31	0.0	579	0.1
	ガス事業	100	0.1	92	0.0	192	0.0
	簡易水道事業	—	—	576	0.2	576	0.1
	港湾整備事業	277	0.2	345	0.1	622	0.2
	病院事業	43 540	25.6	31 570	18.3	75 110	18.4
	市場事業	1 168	0.7	1 252	0.5	2 420	0.6
	と畜場事業	31	0.0	41	0.0	72	0.0
	観光施設事業	2 474	1.5	434	0.2	2 908	0.7
	住宅用地造成事業	1 270	0.7	485	0.2	1 755	0.4
	工業用地造成事業	3 962	2.3	—	—	3 962	1.0
	公共下水道事業	43 505	25.6	36 669	15.4	80 174	19.7
その他の企業会計	152	0.1	358	0.2	510	0.1	
小 計	145 630	85.6	118 612	49.9	264 242	64.8	
法非適用の公営企業会計	交通事業	2	0.0	513	0.2	515	0.1
	簡易水道事業	6	0.0	5 942	2.5	5 948	1.5
	港湾整備事業	7 613	4.5	907	0.4	8 520	2.1
	市場事業	88	0.1	4 774	2.0	4 862	1.2
	と畜場事業	163	0.1	2 415	1.0	2 578	0.6
	観光施設事業	2 356	1.4	2 714	1.1	5 070	1.2
	住宅用地造成事業	574	0.3	6 488	2.7	7 062	1.7
	工業用地造成事業	1 363	0.8	362	0.2	1 725	0.4
	公共下水道事業	5 092	3.0	63 843	26.8	68 935	16.9
	その他の	1 898	1.1	660	0.3	2 558	0.6
小 計	19 154	11.3	88 618	37.3	107 772	26.4	
国民健康保険事業会計	—	—	25 796	10.8	25 796	6.3	
その他の事業会計	5 336	3.1	4 852	2.0	10 188	2.5	
合 計	170 120	100.0	237 878	100.0	407 998	100.0	

対する繰出しの状況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭和46年度	額	比較			
		増減額	増減率	前年度増減率	
21 021	6.1	3 586	5.7	17.1	19.8
7 427	2.2	△ 2	△ 0.0	△ 0.0	6.8
54 616	15.8	8 713	13.9	16.0	40.6
455	0.1	124	0.2	27.3	154.2
224	0.1	△ 32	△ 0.1	△ 14.3	△ 9.3
481	0.1	95	0.2	19.8	71.8
925	0.3	△ 303	△ 0.5	△ 32.8	21.2
69 269	20.1	5 841	9.3	8.4	26.4
2 952	0.9	△ 532	△ 0.8	△ 18.0	98.8
267	0.1	△ 195	△ 0.3	△ 73.0	23.6
1 927	0.6	981	1.6	50.9	17.6
5 945	1.7	△ 4 190	△ 6.7	△ 70.5	70.9
5 950	1.7	△ 1 988	△ 3.2	△ 33.4	△ 1.1
61 672	17.9	18 502	29.5	30.0	25.9
210	0.1	300	0.5	142.9	△ 62.1
233 341	67.6	30 901	49.2	13.2	28.2
344	0.1	171	0.3	49.7	24.2
4 814	1.4	1 134	1.8	23.6	36.6
6 536	1.9	1 984	3.2	30.4	14.7
3 458	1.0	1 404	2.2	40.6	45.8
2 002	0.6	576	0.9	28.8	27.4
5 111	1.5	△ 41	△ 0.1	△ 0.8	27.9
9 106	2.6	△ 2 044	△ 3.3	△ 22.4	25.4
499	0.1	1 226	2.0	245.7	8.5
49 973	14.5	18 962	30.2	37.9	22.7
768	0.2	1 790	2.9	233.1	△ 9.9
82 613	23.9	25 159	40.1	30.5	23.8
19 517	5.7	6 279	10.0	32.2	11.4
9 732	2.8	456	0.7	4.7	28.1
345 203	100.0	62 795	100.0	18.2	26.0

## 第99表 公 債 費

### その1 性質別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
地方債元利償還金	260 974	98.9	316 480	97.1	555 945	97.8
元 金	153 320	58.1	171 155	52.5	310 232	54.6
利 子	107 654	40.8	145 325	44.6	245 713	43.2
一時借入金利子	2 963	1.1	9 430	2.9	12 393	2.2
合 計	263 936	100.0	325 909	100.0	568 337	100.0

### その2 財源内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	5 482	2.1	1 957	0.6	7 565	1.3
使用料、手数料	11 016	4.2	17 836	5.5	28 872	5.1
その他特定財源	31 988	12.1	17 804	5.5	49 198	8.7
一般財源等	215 450	81.6	288 312	88.5	482 702	84.9
合 計	263 936	100.0	325 909	100.0	568 337	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	
422 113	97.4	133 832	99.1	31.7	17.0
234 898	54.2	75 334	55.8	32.1	14.9
187 215	43.2	58 498	43.3	31.2	19.8
11 180	2.6	1 213	0.9	10.8	24.7
433 293	100.0	135 044	100.0	31.2	17.2

(単位 百万円・%)

昭和46年度 純計額		比較			
		増減額	増減率	前年度 増減率	
4 027	0.9	3 538	2.6	87.9	40.7
21 959	5.1	6 913	5.1	31.5	29.0
34 851	8.0	14 347	10.6	41.2	6.5
372 456	86.0	110 246	81.6	29.6	17.5
433 293	100.0	135 044	100.0	31.2	17.2

第100表 地 方 債 債

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
一般公共事業債	32 081	20.9	8 911	5.2	40 992	13.2
一般単独事業債	30 134	19.7	44 046	25.7	74 180	23.9
公営住宅建設事業債	8 455	5.5	6 357	3.7	14 812	4.8
義務教育施設整備事業債	456	0.3	29 469	17.2	29 925	9.6
辺地対策事業債	—	—	3 190	1.9	3 190	1.0
産業廃棄物処理事業債	9	0.0	15	0.0	24	0.0
災害復旧事業債	22 009	14.4	8 015	4.7	30 024	9.7
新産業都市等建設事業債	7 153	4.7	—	—	7 153	2.3
一般廃棄物処理事業債	1 036	0.7	10 537	6.2	11 573	3.7
厚生福祉施設整備事業債	2 726	1.8	6 833	4.0	9 559	3.1
公共用地先行取得事業債	31 389	20.5	13 661	8.0	45 050	14.5
市町村民税臨時減税補てん債	—	—	10 768	6.3	10 768	3.5
退職手当債	3 934	2.6	1 961	1.1	5 895	1.9
転貸債	1 428	0.9	1 234	0.7	2 662	0.9
過疎対策事業債	—	—	2 375	1.4	2 375	0.8
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	5 843	3.8	1 069	0.6	6 912	2.2
同和対策事業債	38	0.0	1 391	0.8	1 429	0.5
都道府県貸付金	—	—	14 243	8.3	—	—
そ の 他	6 629	4.3	7 079	4.1	13 708	4.4
合 計	153 320	100.0	171 155	100.0	310 232	100.0

- ① 「一般廃棄物処理事業債」は従来「清掃事業債」として計上されていたものであ  
 ② 「一般公共事業債」は従来項目として設けていた「一般補助事業債」と「直轄事  
 ③ 「交付公債」「枠外債」は各項目に含まれている。

# 還 額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
37 978	16.2	3 014	4.0	7.9	2.5
55 490	23.6	18 690	24.8	33.7	△ 2.9
12 200	5.2	2 612	3.5	21.4	29.0
23 002	9.8	6 923	9.2	30.1	20.3
2 375	1.0	815	1.1	34.3	77.2
—	—	24	0.0	皆増	—
28 822	12.3	1 202	1.6	4.2	15.0
4 693	2.0	2 460	3.3	52.4	57.9
8 884	3.8	2 689	3.6	30.3	29.7
6 091	2.6	3 468	4.6	56.9	51.6
16 985	7.2	28 065	37.3	165.2	246.3
14 077	6.0	△ 3 309	△ 4.4	△ 23.5	△ 2.6
6 117	2.6	△ 222	△ 0.3	△ 3.6	△ 3.5
2 011	0.9	651	0.9	32.4	4.6
744	0.3	1 631	2.2	219.2	皆増
4 948	2.1	1 964	2.6	39.7	42.7
648	0.3	781	1.0	120.5	2 492.0
—	—	—	—	—	—
9 833	4.1	3 875	5.1	39.4	△ 3.8
234 898	100.0	75 334	100.0	32.1	14.9

る。  
業債」を合算したものである。



# 第101表 地 方 債 現

## その1 目的別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
一般公共事業債	802 552	33.4	265 871	8.9	1 068 423	19.8
一般単独事業債	461 379	19.2	616 495	20.7	1 077 874	20.0
公営住宅建設事業債	267 064	11.1	256 363	8.6	523 427	9.7
義務教育施設整備事業債	2 673	0.1	766 622	25.7	769 295	14.8
辺地対策事業債	—	—	35 738	1.2	35 738	0.7
産業廃棄物処理事業債	4 373	0.2	172	0.0	4 545	0.1
災害復旧事業債	215 490	9.0	76 876	2.6	292 366	5.4
新産業都市等建設事業債	201 180	8.4	—	—	201 180	3.7
一般廃棄物処理事業債	21 541	0.9	186 011	6.2	207 552	3.9
厚生福祉施設整備事業債	61 345	2.6	167 706	5.6	229 051	4.3
公共用地先行取得事業債	87 063	3.6	64 703	2.2	151 766	2.8
市町村民税臨時減税補てん債	—	—	11 819	0.4	11 819	0.2
退職手当債	20 883	0.9	10 375	0.3	31 258	0.6
転貸債	9 826	0.4	12 348	0.4	22 174	0.4
過疎対策事業債	—	—	75 580	2.5	75 580	1.4
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	159 510	6.6	22 146	0.7	181 656	3.4
同和対策事業債	864	0.0	49 797	1.7	50 661	0.9
都道府県貸付金	—	—	185 011	6.2	185 011	3.4
そ の 他	89 475	3.7	175 607	5.9	265 082	4.9
合 計	2 405 218	100.0	2 979 240	100.0	5 384 458	100.0

- (注) 1 「一般公共事業債」は従来項目として設けていた「一般補助事業債」と「直轄事  
 2 「一般廃棄物処理事業債」は従来「清掃事業債」として計上されていたもので  
 3 「昭和46年度合計額」は、沖縄県分を含んだ数値である(その2において同じ)。

# 在 高 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
621 973	15.7	446 450	31.6	71.8	36.4
807 925	20.3	269 949	19.1	33.4	34.5
382 805	9.6	140 622	9.9	36.7	42.1
620 487	15.6	148 808	10.5	24.0	33.7
28 381	0.7	7 357	0.5	25.9	29.1
755	0.0	3 790	0.3	502.0	皆増
250 386	6.3	41 980	3.0	16.3	5.5
143 216	3.6	57 964	4.1	40.5	34.7
146 528	3.7	61 024	4.3	41.6	37.0
181 331	4.6	47 720	3.4	26.3	32.2
144 861	3.6	6 905	0.5	4.8	54.0
22 587	0.6	△ 10 768	△ 0.8	△ 47.7	△ 38.6
33 808	0.9	△ 2 550	△ 0.2	△ 7.5	11.6
20 365	0.5	1 809	0.1	8.9	△ 6.4
39 811	1.0	35 769	2.5	89.8	214.0
144 420	3.6	37 236	2.6	25.8	35.4
27 365	0.7	23 296	1.6	85.1	121.9
137 577	3.5	47 434	3.4	34.5	42.4
216 234	5.4	48 848	3.5	22.6	32.7
3 970 813	100.0	1 413 645	100.0	35.6	33.5

業債」を合算したものである。  
ある。

## 第101表 地 方 債 現

### その2 借入先別内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
政 府 資 金	1 051 006	43.7	1 663 340	55.8	2 714 346	50.4
資金運用部	835 389	34.7	1 023 145	34.3	1 858 534	34.5
簡易保険局	215 616	9.0	640 195	21.5	855 811	15.9
公営企業金融公庫	2 634	0.1	44 193	1.5	46 827	0.9
国の予算貸付・政府 関係機関貸付（公営 企業金融公庫を除 く。）	159 556	6.6	25 336	0.9	184 892	3.4
市 中 銀 行	967 595	40.2	673 548	22.6	1 641 143	30.5
その他の金融機関	58 414	2.4	138 453	4.6	196 867	3.7
保 險 会 社	12 074	0.5	23 028	0.8	35 102	0.7
交 付 公 債	80 641	3.4	68 931	2.3	149 572	2.8
市 場 公 募 債	13 109	0.5	24 442	0.8	37 551	0.7
共済組合（恩給組合 を含む。）	55 179	2.3	107 261	3.6	162 440	3.0
外 国 債	—	—	2 166	0.1	2 166	0.0
そ の 他	5 009	0.2	208 544	7.0	213 553	4.0
合 計	2 405 218	100.0	2 979 240	100.0	5 384 458	100.0

### その3 利率別内訳

区 分			都 道 府 県	
6.3%	以	下	469 955	19.5
6.5%	以	下	776 891	32.3
7.3%	以	下	965 816	40.2
7.4%	以	下	65 791	2.7
7.6%	以	下	115 079	4.8
8.0%	未	満	11 686	0.5
8.0%	以	上	—	—
合		計	2 405 218	100.0

# 在 高 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
2 099 996	52.9	614 350	43.5	29.3	23.4
1 403 456	35.3	455 078	32.2	32.4	25.0
696 540	17.5	159 271	11.3	22.9	20.1
39 690	1.0	7 137	0.5	18.0	17.8
146 844	3.7	38 048	2.7	25.9	36.0
1 051 807	26.5	589 336	41.7	56.0	58.9
136 590	3.4	60 277	4.3	44.1	109.2
27 272	0.7	7 830	0.6	28.7	25.0
134 691	3.4	14 881	1.1	11.0	17.1
28 634	0.7	8 917	0.6	31.1	27.4
141 892	3.6	20 548	1.5	14.5	15.4
2 560	0.1	394	0.0	15.4	13.3
160 838	4.1	52 715	3.7	32.8	36.8
3 970 813	100.0	1 413 645	100.0	35.6	33.5

(単位 百万円・%)

市 町 村	合 計
447 705	15.0
1 489 112	50.0
709 159	23.8
39 458	1.3
197 495	6.6
69 919	2.3
26 392	0.9
2 979 240	100.0
917 660	17.0
2 266 003	42.1
1 674 975	31.1
105 249	2.0
312 574	5.8
81 605	1.5
26 392	0.5
5 384 458	100.0

## 第101表 地方債現

### その4 推移

区 分	総 額		
	現 在 高	指 数	対 前 年 度 率 増 減
昭 和 36 年 度	738 668	100	5.9
41	1 686 505	228	25.0
42	1 948 972	264	15.6
43	2 182 153	295	12.0
44	2 485 018	337	14.1
45	2 974 270	403	19.7
46	3 970 813	538	33.5
47	5 384 458	729	35.6

(注) 昭和45年度以前の数値には、沖縄県分は含まれていない。

## 第102表 債務負担行為額

区 分	昭 和	
	都 道 府 県	
物件の購入等に係るもの	923 768	76.6
土地、建造物に係るもの	509 374	42.2
その他の	414 394	34.3
債務保証又は損失補償に係るもの	32 666	2.7
公社、協会等に係るもの	28 577	2.4
その他の	4 089	0.3
その他の	250 041	20.7
合 計	1 206 475	100.0

(注) 「債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上

# 在 高 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

内			訳		
交 付 公 債			交 付 公 債 以 外		
現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率
71 665	100	△ 5.1	667 003	100	7.2
91 426	128	7.7	1 595 079	239	26.1
104 951	146	14.8	1 844 021	276	15.6
114 650	160	9.2	2 067 503	310	12.1
117 421	164	2.8	2 367 597	356	14.8
115 019	160	△ 2.0	2 859 251	429	20.8
134 691	188	17.1	3 836 122	575	34.2
149 572	209	11.0	5 234 886	785	36.5

## (翌年度以降支出予定額)の状況

(単位 百万円・%)

47 年 度				昭和46年度 合 計 額	増 減 率	
市	町	村	合 計			
701 661		72.1	1 625 429	74.6	1 142 882	42.2
456 193		46.9	965 567	44.3	723 128	33.5
245 468		25.2	659 862	30.3	419 754	57.2
55 990		5.8	88 656	4.1	63 643	39.3
20 488		2.1	49 065	2.3	25 516	92.3
35 502		3.6	39 591	1.8	38 127	3.8
215 859		22.2	465 900	21.4	366 408	27.2
973 510		100.0	2 179 985	100.0	1 572 933	38.6

している。

第103表 昭和47年度 資

その1 収入、支出額

区 分		第1・四半期 (47年4月～6月)		第2・四半期 (47年7月～9月)				
総括	収入	歳入	3 078 226	82.7	2 686 090	90.5		
		地方交付税及び地方譲与税等	1 230 493	33.1	1 102 296	37.1		
		地方債(起債前借を含む)	1 173 838	31.5	631 309	21.3		
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	341 830	9.2	554 550	18.7		
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	19 954	0.5	70 801	2.4		
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	27 334	0.7	39 179	1.3		
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	5 120	0.1	11 888	0.4		
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	279 657	7.6	276 067	9.3		
		歳計借入金	228 888	6.2	92 884	3.1		
		歳計借入金借入額	413 764	11.1	188 501	6.4		
総括	支出	歳計借入金借入額	3 720 879	100.0	2 967 474	100.0		
		歳計借入金借入額	2 489 478	81.6	2 635 392	90.6		
		歳計借入金借入額	213 120	7.0	108 764	3.7		
		歳計借入金借入額	347 112	11.4	163 336	5.6		
		歳計借入金借入額	3 049 711	100.0	2 907 493	100.0		
		都道府県	収入	歳入	1 733 744	80.4	1 484 902	89.8
				地方交付税及び地方譲与税等	690 195	32.0	573 774	34.7
				地方債(起債前借を含む)	630 643	29.2	339 679	20.5
				地方債(起債前借を含む)の繰入れ	262 603	12.2	441 959	26.7
				地方債(起債前借を含む)の繰入れ	16 546	0.8	21 019	1.3
地方債(起債前借を含む)の繰入れ	2 005			0.1	60	0.0		
地方債(起債前借を含む)の繰入れ	131 752			6.1	108 411	6.6		
歳計借入金	157 033			7.3	67 991	4.1		
歳計借入金借入額	266 120			12.3	101 015	6.1		
歳計借入金借入額	2 156 897			100.0	1 653 907	100.0		
都道府県	支出	歳計借入金借入額	1 437 439	77.8	1 435 586	89.8		
		歳計借入金借入額	145 978	7.9	73 026	4.6		
		歳計借入金借入額	263 186	14.3	89 567	5.6		
		歳計借入金借入額	1 846 603	100.0	1 598 179	100.0		
		市町村	収入	歳入	1 344 482	86.0	1 201 188	91.4
				地方交付税及び地方譲与税等	540 298	34.5	528 522	40.2
				地方債(起債前借を含む)	543 195	34.7	291 630	22.2
				地方債(起債前借を含む)の繰入れ	79 227	5.1	112 591	8.6
				地方債(起債前借を含む)の繰入れ	19 954	1.3	70 801	5.4
				地方債(起債前借を含む)の繰入れ	10 788	0.7	18 160	1.4
地方債(起債前借を含む)の繰入れ	3 115			0.2	11 828	0.9		
地方債(起債前借を含む)の繰入れ	147 905			9.5	167 656	12.7		
歳計借入金	71 855			4.6	24 893	1.9		
歳計借入金借入額	147 644			9.4	87 486	6.7		
市町村	支出	歳計借入金借入額	1 563 982	100.0	1 313 567	100.0		
		歳計借入金借入額	1 052 039	87.4	1 199 806	91.6		
		歳計借入金借入額	67 142	5.6	35 738	2.7		
		歳計借入金借入額	83 926	7.0	73 769	5.6		
		歳計借入金借入額	1 203 108	100.0	1 309 314	100.0		

# 金 収 支 の 状 況

(単位 百万円・%)

第 3 ・ 四 半 期 (47年10月～12月)		第 4 ・ 四 半 期 (48年 1月～ 3月)		出 納 整 理 期 (48年 4月～ 5月)		合 計	
3 719 276	87.4	3 843 715	86.1	2 376 919	94.2	15 704 226	87.6
1 393 974	32.8	1 052 737	23.6	224 982	8.9	5 004 482	27.9
643 742	15.1	251 260	5.6	16 760	0.7	2 716 908	15.2
947 411	22.8	1 217 839	27.3	323 288	12.8	3 384 918	18.9
131 996	3.1	128 681	2.9	222 345	8.8	573 778	3.2
189 224	4.4	324 151	7.3	1 117 708	44.3	1 697 596	9.5
14 680	0.3	41 684	0.9	18 383	0.7	91 756	0.5
398 249	9.4	827 362	18.5	453 453	18.0	2 234 788	12.4
152 261	3.6	83 045	1.9	145 681	5.8	702 757	3.9
384 268	9.0	537 173	12.0	—	—	1 523 707	8.5
4 255 806	100.0	4 463 932	100.0	2 522 600	100.0	17 930 690	100.0
4 102 328	91.6	3 526 284	84.3	2 753 327	88.3	15 506 808	87.4
152 305	3.4	91 852	2.2	136 716	4.4	702 757	4.0
222 062	5.0	563 915	13.5	227 281	7.3	1 523 707	8.6
4 476 694	100.0	4 182 051	100.0	3 117 323	100.0	17 733 272	100.0
2 202 497	89.2	2 278 029	89.6	1 027 685	91.9	8 726 857	87.8
869 978	35.2	599 596	23.6	137 725	12.3	2 871 268	28.9
349 824	14.2	119 088	4.7	1 199	0.1	1 440 433	14.5
706 725	28.6	934 318	36.7	106 672	9.5	2 452 277	24.7
114 210	4.6	124 773	4.9	557 727	49.9	834 275	8.4
2 131	0.1	20 533	0.8	7 118	0.6	31 847	0.3
159 629	6.5	479 720	18.9	217 244	19.4	1 096 757	11.0
111 044	4.5	18 632	0.7	90 473	8.1	445 172	4.5
155 703	6.3	242 221	9.7	—	—	765 059	7.7
2 469 244	100.0	2 538 882	100.0	1 118 158	100.0	9 937 088	100.0
2 361 597	91.3	1 954 126	86.7	1 430 475	92.6	8 619 223	87.7
109 024	4.2	28 650	1.3	88 494	5.7	445 172	4.5
115 195	4.5	271 511	12.0	25 599	1.7	765 059	7.8
2 585 816	100.0	2 254 288	100.0	1 544 568	100.0	9 829 454	100.0
1 516 779	84.9	1 565 686	81.3	1 349 234	96.1	6 977 369	87.3
523 996	29.3	453 141	23.5	87 257	6.2	2 133 214	26.7
293 918	16.5	132 172	6.9	15 561	1.1	1 276 475	16.0
240 686	13.5	283 521	14.7	216 616	15.4	932 641	11.7
131 996	7.4	128 681	6.7	222 345	15.8	573 778	7.2
75 014	4.2	199 378	10.4	559 981	39.9	863 321	10.8
12 549	0.7	21 151	1.1	11 265	0.8	59 909	0.7
238 620	13.3	347 642	18.0	236 209	16.9	1 138 031	14.2
41 217	2.3	64 413	3.3	55 208	3.9	257 585	3.2
228 565	12.8	294 952	15.3	—	—	758 648	9.5
1 786 562	100.0	1 925 050	100.0	1 404 442	100.0	7 993 602	100.0
1 740 731	92.1	1 572 158	81.6	1 322 852	84.1	6 887 585	87.1
43 281	2.3	63 202	3.3	48 222	3.1	257 585	3.3
106 867	5.7	292 404	15.2	201 682	12.8	758 648	9.6
1 890 878	100.0	1 927 763	100.0	1 572 755	100.0	7 903 818	100.0



第103表 昭和47年度資

その2 各四半期別構成比

区 分		第1・四半期 (47年4月～6月)	第2・四半期 (47年7月～9月)	
総括	収	歳入	19.6	17.1
		地方交付税及び地方譲与税等	24.6	22.0
		地方債(起債前借を含む)	43.2	23.2
		地方債(起債前借を含む)	10.1	16.4
		地方債(起債前借を含む)	3.5	12.3
	入	歳計現金貸付金回収金及び他会	1.6	2.3
		歳計借入金	5.6	13.0
		一時借入金借入額	12.5	12.4
		一時借入金借入額	32.6	13.2
		一時借入金借入額	27.2	12.4
支	歳計現金貸付金及び他会計借入	20.8	16.5	
	歳計返済金等	16.1	17.0	
	一時借入金返済額	30.3	15.5	
	一時借入金返済額	22.8	10.7	
	一時借入金返済額	17.2	16.4	
都道府県	収	歳入	19.9	17.0
		地方交付税及び地方譲与税等	24.0	20.0
		地方債(起債前借を含む)	43.8	23.6
		地方債(起債前借を含む)	10.7	18.0
		地方債(起債前借を含む)	2.0	2.5
	入	歳計現金貸付金回収金及び他会	6.3	0.2
		歳計借入金	12.0	9.9
		一時借入金借入額	35.3	15.3
		一時借入金借入額	34.8	13.2
		一時借入金借入額	21.7	16.6
支	歳計現金貸付金及び他会計借入	16.7	16.7	
	歳計返済金等	32.8	16.4	
	一時借入金返済額	34.4	11.7	
	一時借入金返済額	18.8	16.3	
	一時借入金返済額	18.8	16.3	
市町村	収	歳入	19.3	17.2
		地方交付税及び地方譲与税等	25.3	24.8
		地方債(起債前借を含む)	42.6	22.8
		地方債(起債前借を含む)	8.5	12.1
		地方債(起債前借を含む)	3.5	12.3
	入	歳計現金貸付金回収金及び他会	1.2	2.1
		歳計借入金	5.2	19.7
		一時借入金借入額	13.0	14.7
		一時借入金借入額	27.9	9.7
		一時借入金借入額	19.5	11.5
支	歳計現金貸付金及び他会計借入	19.6	16.4	
	歳計返済金等	15.3	17.4	
	一時借入金返済額	26.1	13.9	
	一時借入金返済額	11.1	9.7	
	一時借入金返済額	15.2	16.6	

金 収 支 の 状 況 (つづき)

(単位 %) )

第 3 ・ 四 半 期 (47年10月～12月)	第 4 ・ 四 半 期 (48年 1月～ 3月)	出 納 整 理 期 (48年 4月～ 5月)	合 計
23.7	24.5	15.1	100.0
27.9	21.0	4.5	100.0
23.7	9.2	0.6	100.0
23.0	36.0	9.6	100.0
23.0	22.4	38.8	100.0
11.1	19.1	65.8	100.0
16.0	45.4	20.0	100.0
17.8	37.0	20.3	100.0
21.7	11.8	20.7	100.0
25.2	35.3	—	100.0
23.7	24.9	14.1	100.0
26.5	22.7	17.8	100.0
21.7	13.1	19.5	100.0
14.6	37.0	14.9	100.0
25.2	23.6	17.6	100.0
25.2	26.1	11.8	100.0
30.3	20.9	4.8	100.0
24.3	8.3	0.1	100.0
28.3	38.1	4.3	100.0
13.7	15.0	66.9	100.0
6.7	64.5	22.4	100.0
14.6	43.7	19.8	100.0
24.9	4.2	20.3	100.0
20.4	31.7	—	100.0
24.8	25.5	11.3	100.0
27.4	22.7	16.6	100.0
24.5	6.4	19.9	100.0
15.1	35.5	3.3	100.0
26.3	22.9	15.7	100.0
21.7	22.4	19.3	100.0
24.6	21.2	4.1	100.0
23.0	10.4	1.2	100.0
25.8	30.4	23.2	100.0
23.0	22.4	38.8	100.0
8.7	23.1	64.9	100.0
20.9	35.3	18.8	100.0
21.0	30.5	20.8	100.0
16.0	25.0	21.4	100.0
30.1	38.9	—	100.0
22.3	24.1	17.6	100.0
25.3	22.8	19.2	100.0
16.8	24.5	18.7	100.0
14.1	38.5	26.6	100.0
23.9	24.4	19.9	100.0

第104表 社 会 福 祉

区 分	合 計		
	箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数
保 護 施 設	172	8 707	1 878
救 更 医 授 宿	57	3 632	783
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	9	325	74
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	3	298	226
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	75	2 810	266
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	28	1 642	29
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	869	43 145	9 239
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	583	38 131	6 815
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	53	3 853	1 417
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	16	1 161	176
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	217	...	831
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	136	3 051	1 475
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	46	1 376	637
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	3	112	26
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	2	5	5
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	18	390	202
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	11	607	320
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	17	474	153
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	2	87	12
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	15	...	53
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	22	...	67
療 所 人 護 老 養 特 輕 老 体 身	—	...	—
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	35	318	110
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	14 945	829 193	95 996
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	632	...	2 730
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	25	604	532
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	351	10 777	816
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	9 667	793 742	76 479
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	63	3 568	1 290
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	99	7 512	3 452
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	89	2 938	1 009
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	15	630	218
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	16	913	323
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	8	393	188
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	37	3 867	2 791
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	17	440	135
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	4	424	381
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	6	173	103
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	54	3 212	1 321
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	1 426	...	4 029
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	2 436	...	199
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	57	4 048	1 562
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	42	3 244	1 322
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	15	804	240
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	17	...	47
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	13	...	43
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	4	...	4
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	905	6 032	2 364
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	—	—	—
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	90	3 330	533
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	29	2 683	90
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	5	...	10
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	—	—	—
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	646	...	1 633
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	134	...	87
婦 兒 助 乳 母 保 養 精 盲 ろ 虚 肢 肢 重 情 教 兒 見	1	19	11

(註) 1 厚生省調「社会福祉施設調査報告」による。 2 「利用者数」は、昭和47年「保育所」には、へき地保育所及び季節保育所を含んでいない。

施設の状況(公営分)

(昭和47年10月1日現在:単位 人)

都 道 府 県			市 町 村		
箇所数	利用者数	専任職員数	箇所数	利用者数	専任職員数
19	1 259	219	153	7 448	1 159
15	1 063	216	42	2 569	567
—	—	—	9	325	74
—	—	—	3	298	226
—	—	—	75	2 810	266
4	196	3	24	1 446	26
43	5 136	1 160	826	38 009	8 079
26	3 618	689	557	34 513	6 126
10	913	377	43	2 940	1 040
7	605	94	9	556	82
—	…	—	217	…	831
114	2 797	1 352	22	254	123
45	1 368	632	1	8	5
3	112	26	—	—	—
2	5	5	—	—	—
16	357	182	2	33	20
10	593	307	1	14	13
10	275	93	7	199	60
2	87	12	—	—	—
14	…	51	1	…	2
12	…	44	10	…	23
—	…	—	—	…	—
33	284	103	2	34	7
292	18 758	9 633	14 653	810 435	86 363
19	…	383	613	…	2 347
11	352	318	14	252	214
5	168	15	346	10 609	801
20	1 691	254	9 647	792 051	76 225
24	1 622	730	39	1 946	560
57	5 231	2 516	42	2 281	936
19	722	303	70	2 216	706
15	630	218	—	—	—
16	913	323	—	—	—
5	278	145	3	115	43
33	3 675	2 661	4	192	130
—	—	—	17	440	135
3	388	352	1	36	29
4	125	74	2	48	29
50	2 963	1 223	4	249	98
7	…	113	1 419	…	3 916
4	…	5	2 432	…	194
35	3 207	1 291	22	841	271
30	2 701	1 144	12	543	178
5	506	147	10	298	93
7	…	26	10	…	21
7	…	26	6	…	17
—	…	—	4	…	4
45	1 581	306	860	4 451	2 058
—	—	—	—	—	—
45	1 581	306	45	1 749	227
—	—	—	29	2 683	90
—	…	—	5	…	10
—	—	—	—	—	—
—	…	—	646	…	1 633
—	…	—	134	…	87
—	—	—	1	19	11

10月1日現在の在所者数で、在所者数が不明の施設を0とした単純合計である。

第105表 児童福祉施設の

区 分	収 容		
	昭 和 36 年	41 年	42 年
助産施設	1 229	2 965	2 909
乳児施設	1 450	1 239	1 295
保育施設	441 710	574 395	616 731
養護施設	7 325	6 212	6 365
精神薄弱児通園施設	4 217	7 232	7 658
精神薄弱児あし通園施設	1 296	2 330	2 525
盲ろう児あし施設	1 220	1 250	1 220
虚弱児あし施設	1 984	2 126	1 907
肢体不自由児通園施設	664	564	564
肢体不自由児短期治療施設	2 933	4 943	5 545
重症心身障害児短期治療施設	—	—	—
情緒障害児短期治療施設	—	200	250
教護計	5 540	5 807	5 592
母子寮(世帯数)	469 568	609 263	652 611
	10 619	9 442	9 281

- (注) 1 厚生省調「社会福祉施設調査報告」による。  
 2 昭和45年までは設置主体別、昭和46年からは経営主体別による。  
 3 各年12月31日現在であるが、昭和47年については10月1日現在である。

第106表 保健衛生施設等の状況

その1 施設の状況

区 分	昭 和 36年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
保健所(箇所)	796	829	832	832	832	832	832
公営病院病床数(床)	169 092	199 695	203 301	205 151	207 464	208 579	210 712
公営診療所病床数(床)	8 791	7 043	6 860	6 384	6 176	6 180	6 140
公営隔離病舎病床数(床)	15 868	16 811	16 992	16 796	16 129	16 049	15 710

- (注) 1 厚生省調による。  
 2 保健所数は4月1日現在、その他の施設数は当該年度の12月31日現在のものである。

その2 保健衛生水準の状況

区 分	昭 和 36年	42年	43年	44年	45年	46年	47年
平均寿命(男(歳))	66.0	68.9	69.1	69.2	69.3	70.2	70.5
平均寿命(女(歳))	70.8	74.2	74.3	74.7	74.7	75.6	75.9
出生率(人口千人対比)	16.9	19.4	18.6	18.5	18.7	19.2	19.3
死亡率(人口千人対比)	7.4	6.8	6.8	6.8	6.9	6.6	6.5
伝染病死亡率	0.40	0.22	0.26	0.25	0.24	0.15	0.19
結核死亡率	0.30	0.18	0.17	0.16	0.16	0.13	0.12
乳児死亡率(出生千人対比)	28.6	14.9	15.3	14.2	13.1	12.4	11.7

- (注) 厚生省調による。

収容定員の推移(公営分)

(単位 人)

定 員				
43 年	44 年	45 年	46 年	47 年
3 296	4 022	4 372	4 425	4 691
1 230	1 210	1 190	838	813
660 267	705 190	752 710	792 433	858 212
5 945	5 617	5 262	4 425	4 657
8 356	9 220	9 534	7 984	8 534
2 825	3 105	3 330	3 315	3 751
1 280	1 245	1 231	774	829
1 832	1 798	1 730	1 353	1 350
660	654	600	420	461
5 559	5 699	5 864	4 355	4 655
—	440	530	690	690
370	450	490	440	480
230	250	300	250	300
5 448	5 294	5 113	4 786	5 056
697 298	744 194	792 256	826 488	894 479
8 581	8 175	7 541	6 337	6 209

第 107 表 し尿及びごみ収集処理の状況

(昭和 48 年 3 月 31 現在)

その 1 し尿処理

その 2 ごみ処理

区 分	事 項	区 分	事 項
処理計画人口(千人)	107 090	処理計画人口(千人)	107 189
処理人口(千人)	74 128	処理人口(千人)	95 155
年間総排出量(千kl)(A)	49 474	年間総排出量(千t)(A)	44 141
年間総収集量(千kl)(B)	30 778	年間総収集量(千t)(B)	31 875
年間総処理量(千kl)	30 778	年間総処理量(千t)	31 875
下水道マンホール投入	1 511	年間総処理量(千t)(C)	16 262
処理施設処理量(千kl)(D)	22 708	高速堆肥化処理(千t)(D)	135
その他の処理量(千kl)	6 559	埋立処理(千t)	14 475
自家処理量(千kl)	18 696	その他の(千t)	1 003
下水道放流(千kl)(E)	6 195	自家処理量(千t)	12 266
し尿浄化その他(千kl)(F)	5 367	収集職員(人夫)数(千人)	50
収集職員(人夫)数(千人)	7 134	収集車両台数(台)	19 172
収集車両台数(台)	23	特殊運搬車(台)	11 136
バキューム車(台)	10 795	運搬車(台)	8 036
搬車(台)	10 469	処理場職員数(千人)	13
処理場職員数(千人)	326	処理施設能力(千t/日)	58 272
処理施設能力(千kl/日)	7	焼却処理(千t/日)	57 368
処理施設(千kl/日)	115	高速堆肥化処理(千t/日)	904
海洋投棄船(千kl/日)	81	収集率(B)/(A)×100(%)	72.2
収集率(B)/(A)×100(%)	34	焼却及び(C)+(D) 高速堆肥化(A)×100(%)	37.1
衛生処理率 (C)+(D)+(E)+(F) (A)×100(%)	62.2	処理率	
	72.3		

併 自治省調による。

# 第108表 道路橋り

## その1 道路の現況

区 分	都 道 府 県	
	主要地方道	一般都道府県道
実延長 (km)(A)	37 801	87 715
のうちうち舗装延長 (km)(B)	27 216	45 098
(A)のうちうち舗装延長 (km)(C)	25 682	38 460
(A)のうちうち舗装延長 (km)(D)	577	3 807
舗装率 (B)/(A)×100 (%)	72.0	51.4
前年同率 (C)/(A)×100 (%)	65.1	45.3
改良率 (C)/(A)×100 (%)	67.9	43.8
前年同率 (D)/(A)×100 (%)	65.1	41.0
自動車交通不能道比率 (D)/(A)×100 (%)	1.5	4.3
前年同率 (%)	1.5	4.6

(注) 自治省調による。

## その2 橋りよりの現況

区 分	都 道 府 県 道	
	橋 数	延 長 (m)
全橋りよ (A)	101 496	1 543 028
永混久合橋 (B)	95 928	1 443 825
木橋 (C)	266	20 784
荷交重通制限能橋 (C)	5 302	78 419
永久橋の比率 (B)/(A)×100 (%)	2 957	53 900
前年同率 (%)	1 133	12 772
荷重制限橋の比率 (C)/(A)×100 (%)	94.5	93.6
前年同率 (%)	93.4	92.1
交通不能橋の比率 (D)/(A)×100 (%)	2.9	3.5
前年同率 (%)	3.7	4.3
前年同率 (%)	1.1	0.8
前年同率 (%)	1.2	0.9

(注) 自治省調による。

## その3 主要11か国の道路整備及び自動車保有の状況

区 分	道路延長 (km)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)	人口当たり道路延長	
				人口(千人)	km/千人
日	1 024 108	187 737	18.3	105 611	9.7
ア	6 049 215	2 727 718	45.0	207 006	29.2
フ	789 000	651 000	82.5	51 260	15.4
オ	884 268	188 775	21.3	12 728	69.5
イ	831 683	168 452	20.3	21 786	38.2
ブ	1 188 728	231 097	19.4	550 374	2.2
西	1 138 444	52 900	4.6	95 408	11.9
イ	445 000	355 000	79.7	61 280	7.3
イ	359 699	358 680	99.7	55 566	6.5
イ	283 500	270 000	95.2	54 078	5.2
ベ	92 150	75 150	81.5	9 726	9.5

(注) 建設省編「道路統計年報 1974年版」による。

よりの現況

(昭和48年3月31日現在)

県道 計	市町村道		合計	
125 517		894 175		1 019 692
72 314		132 717		205 031
64 142		164 898		229 040
4 383		296 286		300 669
57.6		14.8		20.1
51.4		12.6		17.3
51.1		18.4		22.5
48.3		17.0		20.8
3.5		33.1		29.5
3.7		35.0		31.2

(昭和48年3月31日現在)

市町村道		合計	
橋数	延長(m)	橋数	延長(m)
445 023	3 411 237	546 519	4 954 265
312 949	2 277 693	408 877	3 721 518
3 571	49 487	3 837	70 271
128 503	1 084 057	133 805	1 162 476
47 445	407 266	50 402	461 166
99 230	645 806	100 363	658 578
70.3	66.8	74.8	75.1
68.1	63.9	72.7	72.6
10.7	11.9	9.2	9.3
11.3	12.9	9.9	10.2
22.3	18.9	18.4	13.3
22.9	19.4	18.9	13.7

面積当たり道路延長		乗用車 (千台)	バス・ト ラック等 (千台)	計 (千台)	1台当たり人口	
面積 (km <sup>2</sup> )	km/km <sup>2</sup>				人口(千人)	千人/千台
372 269	2.750	10 915	9 554	20 469	105 611	5.2
9 363 123	0.646	96 949	21 669	118 618	207 006	1.7
547 026	1.442	13 130	1 890	15 020	51 260	3.4
7 686 848	0.115	4 284	1 036	5 320	12 728	2.4
9 976 139	0.083	6 602	1 734	8 336	21 786	2.6
3 280 483	0.362	641	499	1 140	550 374	482.8
8 511 965	0.134	1 828	1 569	3 397	95 408	28.1
248 454	1.791	16 300	1 350	17 650	61 280	3.5
244 044	1.474	12 818	1 798	14 616	55 566	3.8
301 225	0.941	12 475	1 038	13 513	54 078	4.0
30 513	3.020	2 250	238	2 488	9 726	3.9



第109表 公営住宅等の管理状況

(昭和48年3月31日現在)

区 分	都 道 府 県 (戸)	市 町 村 (戸)	合 計 (戸)
第一種公営住宅	336 140	361 334	697 474
木 造	44 576	113 364	157 940
非 木 造	291 564	247 970	539 534
第二種公営住宅	209 506	445 153	654 659
木 造	28 171	154 550	182 721
非 木 造	181 335	290 603	471 938
改良住宅	17 587	51 437	69 024
木 造	—	174	174
非 木 造	17 587	51 263	68 850
単 独 建 設 住 宅	21 419	30 026	51 445
木 造	3 608	23 729	27 337
非 木 造	17 811	6 297	24 108
合 計	584 652	887 950	1 472 602
公 募 戸 数 (A)	56 071	83 450	139 521
応 募 件 数 (B)	318 920	319 047	637 967
競 争 率 (B)/A)	5.7	3.8	4.6

(注) 自治省調による。

第110表 消防施設の状況

その1 消防本部・署等の設置状況

区 分	昭和48年4月 1日現在数 (A)	昭和47年4月 1日現在数 (B)	比 較		
			増 減 数 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)(%)	
消防本部・署	消 防 本 部	829	805	24	3.0
	消 防 署	1 155	1 094	61	5.6
	出 張 所	2 120	1 764	356	20.2
消防団	消防団常備部	25	23	2	8.7
	消 防 団	3 696	3 659	37	1.0
	消 防 分 団	27 392	27 638	△ 246	△ 0.9

(注) 消防庁調による。

その2 消防施設の状況

区 分	48.4.1現在設置数 (A)	47.4.1現在設置数 (B)	比 較	
			増減数 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B)(%)
消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	17 518	16 893	625	3.7
水 そ う 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	2 207	1 919	288	15.0
三 輪 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	83	125	△ 42	△ 33.6
は し ご 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	512	443	69	15.6
手 引 動 力 ポ ン プ (台)	1 777	2 155	△ 378	△ 17.5
小 型 動 力 ポ ン プ (台)	57 527	56 619	908	1.6
化 学 消 防 自 動 車 (台)	583	515	68	13.2
消 防 艇 (台)	46	45	1	2.2
無 線 指 揮 車 (台)	793	627	166	26.5
救 急 自 動 車 (台)	2 218	1 819	399	21.9
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車 (台)	10 370	9 123	1 247	13.7
そ の 他 の 消 防 自 動 車 (台)	1 251	1 141	110	9.6
消 火 栓 (基)	597 541	556 980	40 561	7.3
防 火 水 そ う ・ 井 戸 (台)	222 284	214 263	8 021	3.7
消 防 用 無 線 { 固 定 局 (局) 移 動 局 (台)	1 798 16 604	1 413 13 635	385 2 969	27.2 21.8
火 災 報 知 機 { 受 信 用 (基) 発 信 用 (台)	282 11 299	352 12 837	△ 70 △ 1 538	△ 19.9 △ 12.0
望 楼 (台)	1 107	1 121	△ 14	△ 1.2
消防機関電話(火災専用、消防用を含む。)(台)	26 724	24 925	1 799	7.2

(注) 1 消防庁調による。

2 消防団保有のものを含む。

# 第111表 教 育 施 設

## その1 義 務 教 育

区 分		小 学	
		48.5.1現在	47.5.1現在
学 校	数 (A) (校)	24 358	24 092
学 級	数 (B) (級)	297 325	292 042
校 舎 面	積 (C) (千㎡)	55 641	53 384
木	造 (千㎡)	24 404	26 268
非 木	造 (D) (千㎡)	31 237	27 116
講 堂・屋 内 運 動 場	面 積 (E) (千㎡)	9 115	8 524
危 険 校 舎	面 積 (F) (千㎡)	6 097	5 489
要 改 築 校 舎	面 積 (G) (千㎡)	3 469	3 214
学 校 校 舎 不 足	面 積 (千㎡)	2 000	2 187
兒 童 生 徒	数 (H) (千人)	9 713	9 593
教 員	数(本務のみ) (I) (千人)	389	377
非 木 造 校 舎 比 率	$(D)/(C) \times 100$ (%)	56.1	50.8
危 険 校 舎 比 率	$(F)/(C) \times 100$ (%)	11.0	10.3
要 改 築 校 舎 比 率	$(G)/(C) \times 100$ (%)	6.2	6.0
兒 童 生 徒 1 人 当 たり 校 舎 面 積	$(C)/(H)$ (㎡)	5.7	5.6
兒 童 生 徒 1 人 当 たり 講 堂・屋 内 運 動 場 面 積	$(E)/(H)$ (㎡)	0.94	0.89
1 校 当 たり 兒 童 生 徒 数	$(H)/(A)$ (人)	399	398
1 学 級 当 たり 兒 童 生 徒 数	$(H)/(B)$ (人)	32.7	32.8
教 員 1 人 当 たり 兒 童 生 徒 数	$(H)/(I)$ (人)	25.0	25.4
昭和47年度事業量 (47.5.2~48.5.1)	土地取得面積 (千㎡)	8 580	7 962
	建物新增築面積 (千㎡)	2 709	2 898
	建物改築面積 (千㎡)	1 091	1 095

(註) 1 文部省調による。

2 建物新增築面積及び建物改築面積は屋内運動場、寄宿舎分を含む。

3 「48.5.1現在」の数値には、沖縄県分を含む。ただし、「昭和47年度事業量」(じ)。

の 状 況 (公立学校分)

校 差 引	中 学 校		校 差 引
	48. 5. 1 現 在	47. 5. 1 現 在	
266	10 195	10 042	153
5 283	124 842	122 533	2 309
2 257	30 557	29 494	1 063
△ 1 864	12 825	13 775	△ 950
4 121	17 732	15 719	2 013
591	6 365	6 095	270
608	2 045	1 631	414
255	1 269	1 010	259
△ 187	1 154	1 302	△ 148
120	4 593	4 504	89
12	224	218	6
5.3	58.0	53.3	4.7
0.7	6.7	5.5	1.2
0.2	4.2	3.4	0.8
0.1	6.7	6.5	0.2
0.05	1.39	1.35	0.04
1	451	449	2
△ 0.1	36.8	36.8	0.0
△ 0.4	20.5	20.7	△ 0.2
618	5 214	15 856	△ 10 642
△ 189	1 446	1 540	△ 94
△ 4	372	392	△ 20

の「土地取得面積」の数値は、沖縄県分は含んでいない（その2においても同

第111表 教育施設の状況 (公立学校分)(つづき)

その2 高等学校

区		分	48.5.1現在	47.5.1現在	差引
学校 木非 危険 重要 学生 全定 専別 教非 重要 生 1 教 昭 (47.5.2~48.5.1)	校 舎 校 校 校 校 校 校 校 校 校 校 校 校 校 校	数積造	(A) (校) 3 611	3 567	
		造積	(B) (千 <sup>2</sup> m) 21 005	21 628	△ 623
		造積	(C) (千 <sup>2</sup> m) 5 610	6 082	△ 472
		造積	(D) (千 <sup>2</sup> m) 15 395	15 546	△ 151
		造積	(E) (千 <sup>2</sup> m) 812	738	74
		造積	(F) (千 <sup>2</sup> m) 744	688	56
		造積	(G) (千人) 5 344	5 733	△ 389
		造積	(H) (千人) 2 899	2 853	46
		造積	(I) (千人) 2 622	2 556	66
		造積	(J) (千人) 273	293	△ 20
		造積	(K) (千人) 3	3	0
		造積	(L) (千人) 0	1	△ 1
		造積	(M) (千人) 163	158	5
		造積	(N) (%) 73.3	71.9	1.4
		造積	(O) (%) 3.9	3.4	0.5
造積	(P) (%) 3.5	3.2	0.3		
造積	(Q) (m <sup>2</sup> ) 7.2	7.6	△ 0.4		
造積	(R) (人) 803	800	3		
造積	(S) (人) 17.8	18.1	△ 0.3		
造積	(T) (千 <sup>2</sup> m) 4 996	5 099	△ 103		
造積	(U) (千 <sup>2</sup> m) 1 139	1 370	△ 231		
造積	(V) (千 <sup>2</sup> m) 359	362	△ 3		

(注) 文部省調による。

その3 幼稚園

区		分	48.5.1現在	47.5.1現在	差引
幼 園 木 非 危 園 教 修 小 非 危 園 就 1 教 員	稚 舎 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園	数積造	(A) (園) 4 766	4 354	412
		造積	(B) (千 <sup>2</sup> m) 1 899	1 694	205
		造積	(C) (千 <sup>2</sup> m) 1 067	1 075	△ 8
		造積	(D) (千 <sup>2</sup> m) 832	619	213
		造積	(E) (千人) 156	113	43
		造積	(F) (千人) 507	413	94
		造積	(G) (千人) 19	16	3
		造積	(H) (千人) 948	972	△ 24
		造積	(I) (千人) 1 564	1 666	△ 102
		造積	(J) (%) 43.8	36.5	7.3
		造積	(K) (%) 8.2	6.7	1.5
		造積	(L) (m <sup>2</sup> ) 3.7	4.1	△ 0.4
		造積	(M) (%) 60.6	58.3	2.3
		造積	(N) (人) 106.4	94.9	11.5
		造積	(O) (人) 26.7	25.8	0.9

(注) 1 文部省調による。

2 修了者数、小学校第1学年児童数、就園率は国立、公立及び私立全体の率である。

第112表 各国における初等・中等学校の教員1人当たり  
生徒数の状況（公立学校分）

国名	年	初等学校	中等学校
日本	1971	25.6	19.8
アメリカ	1970	22.1	
イギリス	1969	29.2	19.8
西ドイツ	1970	28.6	
フランス	1969	22.1	17.6
ソビエト	1969	27.7	15.1

註1 文部省調による。

2 日本の「初等学校」は小学校、「中等学校」は中学校と高等学校の合計である。

第113表 社会教育施設等の状況（公立分）

区分	合計		都道府県		市町村	
	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)
図書館	883	6 416	76	1 931	807	4 485
博物館	193	1 515	41	504	152	1 011
県民会館、公会堂及び公民館	11 003	14 531	66	1 103	10 937	13 428
体育施設	2 539	2 725	203	678	2 336	2 047
屋内体育館	895	1 827	63	403	832	1 424
陸上競技場	517	386	53	179	464	207
野球場	1 127	512	87	96	1 040	416

註1 自治省調による。

2 箇所数は、昭和48年3月31日現在、専任職員数は、昭和48年4月1日現在である。

## 第114表 地方公営企

### その1 事業数調

区 分	昭 和 47 年 度		
	法適用企業	法非適用企業	合 計
上 水 道 事 業	1 648	—	1 648
簡 易 水 道 事 業	30	1 758	1 788
工 業 用 水 道 事 業	81	—	81
交 通 事 業	81	61	142
バ ス	53	—	53
路 面 電 車	8	—	8
地 下 鉄	7	—	7
ト ロ リ ー バ ス	—	—	—
モ ノ レ ー ル	2	—	2
上記以外の軌道・地方鉄道	—	4	4
船 舶	11	57	68
電 気 事 業	34	—	34
ガ ス 事 業	72	—	72
病 院 事 業	705	—	705
公 共 下 水 道 事 業	29	320	349
そ の 他 事 業	326	1 647	1 973
合 計	3 006	3 786	6 792

### その2 法適用事業数の推移

年 度	昭和40年度	41	42
法 適 用 事 業 数	1 260	1 384	1 731

業 の 事 業 数

昭 和 46 年 度			増 減	
法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
1 578	—	1 578	70	—
27	1 747	1 774	3	11
78	—	78	3	3
79	58	137	2	3
51	—	51	2	—
9	—	9	△ 1	—
6	—	6	1	—
1	—	1	△ 1	—
2	—	2	—	—
2	4	6	△ 2	—
8	54	62	3	3
35	—	35	△ 1	△ 1
71	—	71	1	1
704	—	704	1	1
28	286	314	1	34
322	1 595	1 917	4	52
2 922	3 686	6 608	84	100

43	44	45	46	47
2 716	2 804	2 863	2 922	3 006



第115表 地方公営

区 分	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員
上水道事業	59 041	6 245
簡易水道事業	2 886	158
工業用水道事業	2 474	953
交通事業	57 895	2 502
電気事業	2 509	247
ガス事業	1 738	63
病院事業	119 092	36
公共下水道事業	11 936	7 915
その他事業	12 566	6 840
計	270 137	24 959

(注) 昭和48年3月31日現在の職員数で、法非適用企業を含む。

第116表 地方公営事業

区 分	昭和47年度(A)			昭和
	収 入	支 出	差 引	収 入
地方公営企業	3 346 403	3 434 115	△ 87 712	2 822 088
法適用企業	2 561 041	2 683 915	△ 122 874	2 185 211
法非適用企業	785 362	750 201	35 161	636 877
収益事業	2 009 290	1 960 947	48 343	1 648 901
国民健康保険事業	853 951	828 178	25 773	699 056
公益質屋事業	1 337	1 289	48	1 413
農業共済事業	24 542	20 888	3 654	23 829
交通災害共済事業	10 730	7 380	3 350	9 203
公立大学附属病院事業	28 356	28 216	139	25 468
合 計	6 274 609	6 281 013	△ 6 405	5 229 959

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 法適用企業では、現金の支出を伴わない費用を控除した。
- 2 法非適用企業では、歳入は前年度からの繰越金を含め、歳出は積立金及び

# 企業 の 職 員 数

(単位 人)

合 計	前 年 度 末 職 員	増 減
65 286	61 919	3 367
3 044	2 926	118
3 427	3 279	148
60 397	60 798	△ 401
2 756	2 532	224
1 801	1 773	28
119 128	112 208	6 920
19 851	17 598	2 253
19 406	21 559	△ 2 153
295 096	284 592	10 504

# 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

46 年 度 (B)		増 減 (A) - (B)		
支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
2 893 866	△ 71 778	524 315	540 249	△ 15 934
2 284 463	△ 99 252	375 830	399 452	△ 23 622
609 403	27 474	148 485	140 798	7 687
1 614 587	34 314	360 389	346 360	14 029
582 392	116 664	154 895	245 786	△ 90 891
1 369	43	△ 76	△ 80	5
20 857	2 972	713	31	682
7 025	2 178	1 527	355	1 172
25 735	△ 267	2 888	2 481	406
5 145 831	84 127	1 044 651	1 135 182	△ 90 531

前年度繰上充用金を含めた。

第117表 昭和47年度 法適

その1 収益及び費用の状況

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	
総 収 益	389 595	32 253	165 506	29 171	
(営業収益)	332 537	26 489	132 237	27 662	
うち	料金収入	317 625	25 639	125 450	27 442
	他会計補助金	9 622	3 001	17 343	11
	国庫(県)補助金	272	13	11 297	—
総 費 用	387 928	32 129	219 004	26 375	
うち	職員給与費	106 191	4 857	126 016	5 948
	減価償却費	53 083	6 443	20 795	6 565
	支払利息	88 524	11 840	41 913	10 163
当年度純損益	1 668	124	53 499	2 796	
当年度純利益	19 776	2 396	1 663	2 797	
当年度純損失	18 108	2 272	55 162	1	
累積欠損金	24 394	12 368	241 009	136	
累積欠損金比率	7.3	46.7	182.3	0.5	
不良債務額	38 599	4 842	183 952	456	
不良債務比率	11.6	18.3	139.1	1.6	
総収益対総費用比率	100.4	100.4	75.6	110.6	
赤字事業数比率	23.9	43.8	79.7	2.9	

- (注) 1 水道事業には簡易水道事業を含む。  
 2 営業収益には受託工事収益は含まない。  
 3 不良債務額は再建債を加算しないものである。

その2 費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガ
	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	
職員給与費	106 191	30.1	31.9	4 857	15.3	18.3	126 016	57.7	95.3	5 948	22.6	21.5	2 790
減価償却費	53 083	15.0	16.0	6 443	20.3	24.3	20 795	9.5	15.7	6 565	24.9	23.7	1 728
支払利息	88 524	25.1	26.6	11 840	37.3	44.7	41 913	19.2	31.7	10 163	38.6	36.7	1 027
その他	105 190	29.8	31.6	8 562	27.1	32.4	29 831	13.6	23.1	3 663	13.9	13.3	4 964
計	352 988	100.0	106.1	31 702	100.0	119.7	218 555	100.0	165.3	26 339	100.0	95.2	10 509

(注) 対営業収益比は受託工事収益を除いた営業収益を基礎とした。

# 用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公共下水道事業	その他事業	計
12 594	388 232	70 680	146 476	1 234 507
10 807	346 527	36 136	127 850	1 040 246
9 874	333 519	23 932	125 516	988 998
26	12 029	30 520	1 272	73 825
1	531	4	219	12 337
12 304	403 382	73 988	138 355	1 293 466
2 790	208 547	12 625	11 628	478 601
1 728	14 999	13 361	4 977	121 951
1 027	13 681	29 362	11 990	208 500
290	△ 15 151	△ 3 308	8 120	58 959
546	4 786	401	13 507	45 872
256	19 937	3 709	5 387	104 831
807	69 405	14 963	12 745	375 827
7.5	20.0	41.4	10.0	36.1
810	47 943	10 102	53 774	340 478
7.5	13.8	28.0	42.1	32.8
102.4	96.2	95.5	105.9	95.4
29.2	51.1	24.1	33.5	33.4

(単位 百万円・%)

ス事業		病院事業				公共下水道事業				その他事業			合計		
構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比		
26.5	25.8	208 547	51.7	60.2	12 625	17.8	34.9	11 628	9.3	9.1	478 601	38.6	46.0		
16.4	16.0	14 999	3.7	4.3	13 361	18.8	37.0	4 977	4.0	3.9	121 951	9.8	11.7		
9.8	9.5	13 681	3.4	3.9	29 362	41.3	81.3	11 990	9.6	9.4	208 500	16.8	20.0		
47.3	45.9	166 155	41.2	48.0	15 767	22.1	43.6	95 905	77.1	75.0	430 040	34.8	41.4		
100.0	97.2	403 382	100.0	116.4	71 115	100.0	196.8	124 500	100.0	97.4	1 239 092	100.0	119.1		

第117表 昭和47年度法適用

その3 資本的収支の状況

区 分		水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業
資本的収入額	A	429 458	61 441	139 441	9 732
企業収入	債	351 199	36 886	114 909	6 852
(うち建設改良のための企業)		322 981	32 597	88 849	6 658
他他会計出資	金	6 947	2 361	12 229	—
他他会計借入	金	6 160	2 125	5 310	188
他他会計補助	金	1 260	465	23	—
その翌年度へ繰越される支出	他財	63 894	19 605	6 971	2 692
源充当額等	B	41 723	2 118	1 064	690
純計(A-B)	C	387 735	18 528	138 377	9 042
資本的支出額	D	489 358	65 458	165 060	19 001
建設改良	費	410 626	49 120	109 122	8 708
(うち職員給与)	費	12 494	1 471	5 561	431
企業債償還	金	73 423	14 024	48 764	8 318
(うち建設改良のための企業)		45 086	9 600	22 554	8 178
その他の	他	5 310	2 313	7 175	1 976
資本的収入が資本的支出に不足する額	E	102 193	9 213	26 920	9 960
補てん財源	F	66 394	5 940	4 750	9 805
補てん財源不足額 (E-F)	G	35 799	3 273	22 170	155
補てん財源不足率 $\frac{G}{D} \times 100$		7.3	5.0	13.4	0.8

註 「資本的収入額が資本的支出に不足する額」の算出は、資本的収入のうち「翌年集計したものである。

その4 資産、負債及び資本に関する調

区 分		水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業
資産	総額	2 404 619	441 142	739 096	216 614
固定資産	総額	2 207 359	415 670	699 870	198 982
流動資産	総額	—	—	—	—
負債	総額	194 351	25 311	34 727	17 630
固定負債	総額	2 909	160	4 499	1
流動負債	総額	182 829	36 131	257 417	13 919
自己資本	総額	28 075	15 470	42 793	8 356
自己資本	総額	154 755	20 661	214 624	5 564
自己資本	総額	2 221 790	405 011	481 679	202 695
自己資本	総額	330 112	29 680	76 005	35 382
自己資本	総額	1 613 184	258 241	623 375	160 013
自己資本	総額	261 593	125 800	22 600	2 537
自己資本	総額	16 901	8 710	240 301	4 762
自己資本	総額	25.3	33.3	19.2	19.7
自己資本	総額	98.1	98.9	133.4	94.3
自己資本	総額	125.6	122.5	16.2	316.9
自己資本	総額	84.9	149.0	108.5	124.6
自己資本	総額	40.9	81.5	45.5	66.4
自己資本	総額	38 707	4 842	195 124	456
自己資本	総額	11.6	18.3	147.6	1.6

註 不良債務額は再建債を加算したものである。

# 企業決算の状況 (つづき)

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 共 下 水 道 事 業	その他事業	計
4 248	55 250	241 523	385 442	1 326 534
3 522	30 788	136 854	179 716	860 727
3 522	30 759	129 773	177 344	792 484
13	13 704	28 893	1 543	65 691
133	3 923	1 343	11 148	30 310
—	1 289	457	1 082	4 576
597	5 545	73 976	191 953	365 232
992	3 457	15 094	37 635	105 637
3 256	51 793	226 429	347 807	1 220 898
6 551	64 143	255 439	447 389	1 512 399
5 563	51 353	233 904	338 932	1 207 326
114	33	6 867	7 423	34 396
826	8 653	18 260	74 019	246 286
817	8 220	12 324	73 052	179 831
163	4 137	3 276	34 438	58 787
3 301	12 776	29 045	107 161	300 568
1 994	8 225	22 346	94 701	214 156
1 307	4 551	6 698	12 460	86 413
19.9	7.1	2.6	2.8	5.7

度に繰越される支出の財源充当額」を控除した額が資本的支出に不足する額のみを

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 共 下 水 道 事 業	その他事業	計
27 531	413 557	1 125 050	1 804 033	7 171 643
23 996	326 075	1 005 857	311 695	5 189 504
—	—	—	1 299 037	1 299 037
3 412	86 904	118 321	189 791	670 448
123	579	872	3 510	12 654
3 623	129 068	113 607	990 596	1 727 191
566	14 861	2 023	552 439	664 582
3 057	114 207	111 585	438 157	1 062 609
23 908	284 490	1 011 443	813 437	5 444 452
4 639	144 105	239 794	126 915	986 631
16 699	179 340	549 349	628 062	4 028 264
2 281	22 378	236 752	34 330	708 271
289	△ 61 333	△ 14 452	24 130	△ 278 715
26.2	25.4	41.1	10.3	19.7
98.0	108.9	99.2	22.8	84.9
111.6	76.1	106.0	43.3	63.1
47.3	54.8	92.2	1 467.9	147.5
17.4	5.4	173.5	66.4	37.5
818	48 483	10 102	53 774	352 306
7.6	14.0	28.0	42.1	33.9

第118表 法適用企業の

区 分		昭和42年度		43				
水道事業	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	( 610)	9 177	(1 099)	16 141
					( 125)	7 215	(309)	5 703
						19 574		13 892
						17.0		22.0
						13.6		6.9
工業用水	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	( 30)	857	( 33)	1 131
					( 25)	2 071	( 34)	2 062
						5 269		7 320
						45.5		50.7
						43.3		51.2
交通事業	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	( 44)	989	( 29)	765
					( 52)	20 487	( 53)	18 782
						97 880		112 099
						54.2		64.6
						107.8		112.2
電気事業	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	( 33)	2 130	( 35)	2 700
					( 2)	45	( 4)	54
						331		344
						5.7		10.3
						1.4		1.4
ガス事業	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	( 60)	511	( 61)	490
					( 7)	65	( 10)	81
						370		440
						10.4		13.9
						6.4		6.2
病院事業	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	( 298)	3 190	( 362)	3 340
					( 213)	4 659	( 370)	7 445
						10 989		15 347
						41.7		50.1
						7.7		8.2
公共下水道	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	( 13)	208	( 17)	185
					( 9)	1 768	( 7)	1 928
						6 116		8 019
						40.9		29.2
						45.4		46.3
その他	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	( 132)	8 103	( 153)	6 019
					( 42)	748	( 66)	935
						3 572		4 001
						24.1		27.0
						5.6		8.3
計	純 積 事 業 字 積	純 積 事 業 字 積	利 損 欠 損 金 の 割 比	益 失 金 合 率	(1 220)	25 165	(1 789)	30 771
					( 475)	37 058	( 853)	36 990
						144 101		161 462
						23.0		32.3
						29.0		27.6

(注) ( )書は、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。

# 事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

44		45		46		47	
( 1144)	22 429	( 1183)	21 410	( 1140)	14 318	( 1231)	19 776
( 299)	3 421	( 297)	2 695	( 408)	9 097	( 387)	18 108
	13 847		12 500		16 923		24 394
	20.5		19.1		26.4		23.9
	6.2		4.8		5.9		7.3
( 37)	1 266	( 39)	1 868	( 36)	2 091	( 41)	2 396
( 32)	2 368	( 31)	1 689	( 35)	1 467	( 32)	2 272
	9 383		10 782		11 850		12 368
	46.4		40.3		49.3		43.8
	55.4		52.2		49.9		46.7
( 28)	439	( 25)	688	( 17)	426	( 16)	1 663
( 53)	23 377	( 54)	34 895	( 61)	42 001	( 63)	55 162
	133 114		160 721		192 889		241 009
	65.4		66.7		78.2		79.7
	128.4		142.6		167.1		182.3
( 35)	2 216	( 36)	2 507	( 33)	2 728	( 33)	2 797
( 4)	81	( 1)	4	( 2)	202	( 1)	1
	304		129		213		136
	10.3		2.7		5.7		2.9
	1.2		0.5		0.8		0.5
( 65)	559	( 64)	594	( 55)	511	( 51)	546
( 7)	64	( 8)	105	( 16)	185	( 21)	256
	424		510		649		807
	9.7		11.1		22.5		29.2
	5.3		5.7		6.6		7.5
( 266)	2 108	( 278)	2 827	( 216)	2 309	( 345)	4 786
( 460)	13 503	( 438)	14 066	( 489)	21 614	( 360)	19 937
	25 049		36 178		53 553		69 405
	63.2		61.2		69.4		51.1
	11.8		14.4		19.0		20.0
( 20)	672	( 19)	573	( 19)	139	( 22)	401
( 5)	1 685	( 7)	2 010	( 9)	2 134	( 7)	3 709
	9 094		9 887		11 694		14 963
	20.0		26.9		32.1		24.1
	42.5		38.7		35.9		41.4
( 183)	8 101	( 216)	9 605	( 205)	10 046	( 206)	13 507
( 69)	1 302	( 87)	2 026	( 94)	4 744	( 104)	5 387
	4 594		5 575		8 218		12 745
	27.4		28.7		31.4		33.5
	7.9		4.7		7.8		10.0
( 1794)	37 790	( 1860)	40 072	( 1721)	32 568	( 1945)	45 872
( 929)	45 802	( 923)	57 490	( 1114)	81 444	( 975)	104 831
	195 810		236 282		295 989		375 827
	33.1		32.2		39.3		33.4
	28.0		28.7		33.5		36.1



第119表 昭和47年度法非

区 分	交通事業	公共下水道事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	
総 収 益 A	2 512	36 791	50 182	9 138	5 521	
( 営 業 収 益 )	1 894	13 872	46 277	6 421	3 911	
うち {	料 金 収 入	1 870	8 630	44 435	6 103	3 847
	他 会 計 繰 入 金	369	22 141	2 281	1 949	1 401
総 費 用 B	2 095	37 257	15 437	8 360	5 053	
うち {	職 員 給 与 費	1 287	8 886	1 316	2 255	2 323
	支 払 利 息	101	13 067	9 990	2 473	699
収 支 差 引(A-B) C	417	△ 446	34 745	777	468	
資 本 的 収 入 D	911	286 785	57 974	32 349	5 328	
うち {	地 方 債	677	119 848	45 670	22 629	3 595
	他 会 計 借 入 金	—	176	2 322	7	33
	国 庫 ( 県 ) 補 助 金	81	209	405	6 064	221
資 本 的 支 出 E	1 323	283 709	87 061	33 185	5 817	
うち {	建 設 改 良 費	991	269 350	60 402	30 525	4 697
	地 方 債 償 還 金	133	5 615	21 244	2 317	925
	他 会 計 繰 出 金	198	37	4 807	139	94
収 支 差 引(D-E) F	△ 412	3 075	△ 29 087	△ 836	△ 489	
収 支 再 差 引(C+F) G	5	2 609	5 659	△ 59	△ 21	
形 式 収 支 H	△ 109	4 012	10 837	△ 89	△ 369	
翌年度へ繰越すべき財源 I	1	4 997	6 227	95	132	
実 質 収 支(H-I)	△ 111	△ 985	4 609	△ 184	△ 500	
黒 字	62	2 555	7 966	294	356	
赤 字	173	3 540	3 357	478	856	
赤 字 事 業 数 割 合	29.5	9.1	17.2	10.7	16.5	
収 益 的 収 支 比 率	112.8	85.8	136.8	85.6	92.4	
赤 字 比 率	9.1	34.1	7.4	7.4	21.9	

適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

観光施設 事業	宅地造成 事業	簡易水道 事業	有料道路 事業	駐車場整備 事業	計
13 043	84 149	13 012	4 056	2 116	220 521
11 850	81 274	10 941	3 179	2 035	181 655
10 664	79 245	9 330	3 146	2 032	169 301
919	1 148	1 735	814	61	32 820
11 268	12 738	10 885	3 584	1 325	108 002
3 574	705	3 362	189	257	24 155
938	9 452	2 265	2 547	391	41 922
1 775	71 411	2 128	472	792	112 519
5 266	85 429	24 801	10 510	3 220	512 572
2 720	58 481	10 680	8 486	3 020	275 805
95	2 477	21	1 141	17	6 288
192	3 200	6 662	7	—	102 845
6 616	156 232	25 953	12 152	3 875	615 922
5 183	119 925	24 467	9 700	3 284	528 525
887	28 363	1 317	1 934	265	62 999
375	2 835	30	488	151	9 154
△ 1 349	△ 70 803	△ 1 153	△ 1 642	△ 654	△ 103 350
426	608	975	△ 1 170	137	9 170
△ 723	20 082	1 939	△ 515	98	35 162
128	9 094	716	64	89	21 543
△ 851	10 988	1 223	△ 579	9	13 619
833	27 034	1 889	306	123	41 418
1 684	16 046	666	885	114	27 799
23.8	23.0	6.2	14.3	9.8	12.7
107.3	204.7	106.6	73.5	133.1	129.0
14.2	19.8	7.0	27.9	5.6	15.8

第120表 国民健康保険

その1 収支の状況

(1) 事業勘定

区 分	昭 和 47 年 度						
	団体数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)-(B)- (C)+(D)	
			財 政 援 助 額 (B)	繰 入 金 (C)	繰 出 金 (D)		
全 市 町 村 黒 字 団 体 赤 字 団 体	3 287 2 414 873	26 668 29 319 △ 2 651	16 817 1 303 15 514	20 186 2 998 17 188	493 420 73	△ 9 842 25 438 △ 35 279	
大 都 市 黒 字 団 体 赤 字 団 体	9 — 9	△ 2 702 — △ 2 702	991 — 991	7 688 — 7 688	— — —	△ 11 381 — △ 11 381	
都 黒 字 団 体 赤 字 団 体	633 388 245	10 178 1 2695 △ 2 517	2 647 664 1 983	9 179 1 757 7 422	187 157 30	△ 1 460 10 432 △ 11 892	
町 黒 字 団 体 赤 字 団 体	2 619 2 025 594	16 769 16 590 180	1 049 639 410	3 311 1 242 2 069	306 263 43	12 715 14 972 △ 2 256	
一 部 事 務 組 合 黒 字 団 体 赤 字 団 体	3 1 2	31 34 △ 4	1 0 1	9 — 9	— — —	21 34 △ 13	
特 別 区 団 体 黒 字 団 体 赤 字 団 体	23 — 23	2 392 — 2 392	12 130 — 12 130	— — —	— — —	△ 9 737 — △ 9 737	

(2) 直診勘定

区 分	昭 和 47 年 度				昭 団 体 数
	団 体 数	実 質 収 支 (A)	財 政 措 置 額 (B)	再 差 引 収 支 (A) - (B)	
全 市 町 村 黒 字 団 体 赤 字 団 体	773 598 175	△ 1 096 1 217 △ 2 313	2 775 2 067 708	△ 3 871 △ 850 △ 3 021	791 587 204
都 黒 字 団 体 赤 字 団 体	135 101 34	△ 610 161 △ 771	602 457 146	△ 1 212 △ 296 △ 917	137 101 36
町 黒 字 団 体 赤 字 団 体	638 497 141	△ 486 1 056 △ 1 542	2 172 1 611 562	△ 2 658 △ 555 △ 2 104	654 486 168

# 事業決算の状況

(単位 百万円)

昭和46年度						比較		
団体数	実質収支 (A)	財政措置額			再差引収支 (A)-(B)-(C)+(D)	団体数	実質収支	再差引収支
		財政援助額(B)	繰入金(C)	繰出金(D)				
3 256	35 048	12 108	15 063	663	8 540	31	△ 8 380	△ 18 382
2 745	35 969	1 006	3 407	543	32 100	△ 331	△ 6 650	△ 6 662
511	△ 921	11 102	11 657	120	△ 23 560	362	△ 1 730	△ 11 719
6	△ 1 143	577	5 153	—	△ 6 873	3	△ 1 559	△ 4 508
1	515	1	340	—	174	△ 1	△ 515	△ 174
5	△ 1 657	576	4 813	—	△ 7 046	4	△ 1 045	△ 4 335
607	14 843	1 679	7 890	226	5 500	26	△ 4 665	△ 6 960
446	16 212	605	2 070	171	13 708	△ 58	△ 3 517	△ 3 276
161	△ 1 370	1 074	5 819	55	△ 8 208	84	△ 1 147	△ 3 684
2 617	19 343	518	2 014	437	17 248	2	△ 2 574	△ 4 533
2 296	19 214	399	996	372	18 191	△ 271	△ 2 624	△ 3 219
321	129	118	1 018	64	△ 943	273	51	△ 1 313
3	32	0	6	—	25	0	△ 1	△ 4
2	28	0	—	—	28	1	6	6
1	4	0	6	—	3	1	△ 8	10
23	1 973	9 334	—	—	△ 7 361	0	419	△ 2 376
—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	1 973	9 334	—	—	△ 7 361	0	419	△ 2 376

(単位 百万円)

昭和46年度				比較		
実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支	再差引収支	
△ 1 399	2 569	△ 3 968	△ 18	303	97	
904	1 855	△ 952	11	313	102	
△ 2 303	714	△ 3 016	△ 29	△ 10	5	
△ 626	448	△ 1 073	△ 2	16	△ 139	
118	368	△ 250	0	43	46	
△ 744	79	△ 823	△ 2	△ 27	94	
△ 773	2 121	△ 2 895	△ 16	287	237	
786	1 487	△ 701	11	270	146	
△ 1 559	634	△ 2 194	△ 27	17	90	

第120表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定(歳入)

区 分	昭和47年度	昭和46年度	増 減 額
保 險 税 (料)	257 676	221 299	36 377
一 部 負 担 金	281	254	27
国 庫 支 出 金	484 488	382 638	101 850
事 務 費 負 担 金	24 507	22 077	2 430
療 養 給 付 費 負 担 金	406 560	317 768	88 792
助 産 費 補 助 金	1 922	1 722	200
保 健 婦 補 助 金	1 518	1 343	175
財 政 調 整 交 付 金	49 790	39 292	10 498
そ の 他 の 補 助 金	190	436	△ 246
都 道 府 県 支 出 金	17 953	12 691	5 262
財 源 補 て ん 的 な も の	16 817	12 108	4 709
そ の 他 の も の	1 136	583	553
他 会 計 繰 入 金	23 910	17 716	6 194
財 源 補 て ん 的 な も の	20 186	15 063	5 123
そ の 他 の も の	3 724	2 653	1 071
基 金 繰 入 金	3 209	1 010	2 199
繰 越 金	37 726	39 329	△ 1 603
そ の 他 の 収 入	7 189	6 041	1 148
歳 入 合 計	832 432	680 978	151 454

# 事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
47年度	46年度	47年度	46年度	47年度	46年度
31.0	32.5	24.0	38.6	16.4	16.0
0.0	0.0	0.0	0.0	10.6	3.7
58.2	56.2	67.2	36.9	26.6	8.2
2.9	3.2	1.6	3.2	11.0	13.0
48.8	46.7	58.6	28.4	27.9	7.6
0.2	0.3	0.1	0.7	11.6	43.1
0.2	0.2	0.1	0.3	13.0	23.4
6.0	5.8	6.9	3.8	26.7	8.2
0.0	0.0	△ 0.2	0.5	△ 56.4	3 863.6
2.2	1.9	3.5	3.0	41.5	22.8
2.0	1.8	3.1	2.6	38.9	20.0
0.1	0.1	0.4	0.4	94.9	143.9
2.9	2.6	4.1	2.2	35.0	10.8
2.4	2.2	3.4	1.6	34.0	8.9
0.4	0.4	0.7	0.6	40.4	22.5
0.4	0.1	1.5	0.5	217.7	61.6
4.5	5.8	△ 1.1	17.0	△ 4.1	51.7
0.9	0.9	0.8	1.8	19.0	32.4
100.0	100.0	100.0	100.0	22.2	13.1



# 事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
47年度	46年度	47年度	46年度	47年度	46年度
5.4	5.9	3.6	6.5	15.0	16.6
3.5	3.8	2.3	4.8	14.8	19.4
1.2	1.3	0.9	0.9	18.3	10.4
0.1	0.1	0.1	0.1	15.8	15.5
0.6	0.7	0.3	0.7	9.6	13.9
92.0	90.1	99.7	83.7	27.4	13.5
90.5	88.4	99.2	80.0	27.8	13.1
1.1	1.3	0.2	3.0	4.5	40.2
0.4	0.4	0.3	0.7	16.6	29.5
1.3	1.5	0.8	1.6	13.9	16.8
0.1	0.1	△ 0.1	0.2	△ 24.5	33.5
0.1	0.1	△ 0.1	0.2	△ 25.6	43.5
0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 18.3	△ 2.3
0.2	0.3	△ 0.2	0.5	△ 14.3	21.6
0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 45.4	△ 19.4
0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 57.1	100.0
0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 56.7	△ 24.4
0.6	0.5	△ 0.9	△ 1.5	△ 39.5	△ 27.0
0.3	1.6	△ 4.7	△ 9.0	△ 76.1	308.7
100.0	100.0	100.0	100.0	24.8	14.7

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
47年度	46年度	47年度	46年度	47年度	46年度
73.3	73.8	70.8	61.9	18.2	7.9
2.9	2.2	6.9	△ 2.1	△ 60.9	△ 8.0
1.7	1.8	1.5	2.1	16.0	11.6
1.2	0.4	5.4	△ 4.2	△ 254.8	△ 47.9
0.6	0.5	1.3	0.4	46.3	6.7
13.1	14.5	5.8	30.5	7.7	22.7
10.8	11.2	9.1	21.0	15.4	19.7
2.1	3.1	△ 3.5	8.5	△ 21.0	31.2
0.1	0.2	0.2	1.0	33.3	200.0
0.2	0.5	△ 1.2	0.9	△ 47.1	20.8
4.1	4.1	4.1	△ 0.3	△ 18.8	△ 0.7
3.3	2.1	9.8	4.2	90.1	21.4
2.4	2.3	2.5	4.5	20.6	20.2
100.0	100.0	100.0	100.0	19.0	9.6



## 第120表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳(つづき)  
(2) 直診勘定(歳出)

区 分	昭和47年度	昭和46年度	増 減 額
総医療費	10 903	9 589	1 314
施設整備	7 199	6 312	887
業務支出	1 401	963	438
対するもの	41	45	△ 4
対するもの	19	29	△ 10
対するもの	19	13	6
対するもの	3	3	0
立金の	84	58	26
支用金の	337	325	12
充支	262	232	30
利用	76	93	△ 17
金出	2 183	1 959	224
計	367	162	205
	22 515	19 413	3 102

その3 国民健康保険、健康保険の被保険者数等の状況

区 分	被 保 険 者 数		
	昭和47年度	昭和36年度	増 減
国民健康保険	44 362千人	46 809千人	△ 2 447千人
政府管掌被保険者	13 314	9 755	3 559
府管掌被保険者	13 415	10 231	3 184
政管掌被保険者	10 411	5 629	4 782
組管掌被保険者	12 848	7 994	4 854

(注) 1 「国民健康保険」は、市町村及び国民健康保険組合分である。

2 「受診率」は、療養給付費のうち、診療費に係る被保険者数(被扶養者数)100

3 「1人当たり医療給付費」とは、療養の給付(家族の療養の給付)に療養費(家

その4 総所得金額等の段階別国民健康保険税(料)額等の状況

区 分	世 帯	
	世 帯 数	構 成 比
15万円以下のもの	2 393千世帯	18.7%
15万円を超え20万円以下のもの	702	5.5
20万円を超え30万円以下のもの	1 258	9.8
30万円を超え40万円以下のもの	1 419	11.1
40万円を超え50万円以下のもの	1 362	10.6
50万円を超え70万円以下のもの	1 961	15.3
70万円を超え100万円以下のもの	1 617	12.6
100万円を超え150万円以下のもの	1 068	8.3
150万円を超えるもの	1 026	8.1
計	12 806	100.0

(注) 1 「世帯数」は、昭和47年現年度分市町村民税の課税の基礎となつた総所得金

2 「保険税(料)」は、昭和47年現年度分の保険税(料)(減額の規定に基づく国民  
いては、昭和48年3月31日現在における加入市町村において月割を行う前

# 事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
47年度	46年度	47年度	46年度	47年度	46年度
48.4	49.4	42.4	60.5	13.7	11.3
32.0	32.5	28.6	16.1	14.1	4.3
6.2	5.0	14.1	5.0	45.5	9.1
0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 8.9	△ 10.0
0.1	0.1	△ 0.3	△ 0.1	△ 34.5	△ 6.5
0.1	0.1	0.2	△ 0.2	46.2	△ 18.8
0.0	0.0	—	—	—	—
0.4	0.3	0.8	△ 0.9	44.8	△ 19.4
1.5	1.7	0.4	3.5	3.7	20.8
1.2	1.2	1.0	1.8	12.9	14.3
0.3	0.5	△ 0.5	1.7	△ 18.3	40.9
9.7	10.1	7.2	12.3	11.4	11.2
1.6	0.8	6.6	3.7	126.5	57.3
100.0	100.0	100.0	100.0	16.0	9.0

受診率			1人当たり医療給付費		
昭和47年度	昭和36年度	増減	昭和47年度	昭和36年度	増減
490.5件	257.9件	232.6件	25 035円	3 311円	21 724円
615.0	472.6	142.4	41 170	8 398	32 772
553.3	353.6	199.7	10 437	1 942	8 495
519.0	523.4	△ 4.4	32 124	7 074	25 050
576.8	601.6	△ 24.8	19 445	3 105	16 340

人当たりの受診件数である。

医療費)を加えた額を、年度間平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。

保 險 税 (料)		1世帯当たり保険税(料)
金 額	構 成 比	
9 066百万円	3.4%	3 789円
5 011	1.9	7 026
12 295	4.7	9 776
18 426	7.0	12 985
22 181	8.4	16 288
41 642	15.8	21 236
46 941	17.8	29 032
43 715	16.6	40 923
64 379	24.4	62 724
263 656	100.0	20 588

額等の段階にそれぞれ該当する世帯数である。

健康保険税(料)の減額の適用を受けた者については当該減額後の額、月割課税分(つの年税額)である。

第121表 収 益 事 業

その1 収支の状況

区 分	昭和47年				
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度へ繰越 すべき財源 (E)
都 道 府 県	47	417 052	400 150	16 902	4 750
黒 字 団 体	47	417 052	400 150	16 902	4 750
市 赤 字 団 体	154	1 592 238	1 560 797	31 441	2 966
大 黒 字 団 体	152	1 579 516	1 546 772	32 744	2 966
都 赤 字 団 体	2	12 722	14 025	△ 1 303	—
町 黒 字 団 体	9	145 246	143 383	1 862	—
都 赤 字 団 体	9	145 246	143 383	1 862	—
町 黒 字 団 体	—	—	—	—	—
都 赤 字 団 体	91	897 978	873 687	24 291	877
町 黒 字 団 体	90	896 038	871 548	24 490	877
都 赤 字 団 体	1	1 940	2 139	△ 199	—
町 黒 字 団 体	3	15 788	16 872	△ 1 083	—
都 赤 字 団 体	2	5 006	4 986	21	—
町 黒 字 団 体	1	10 782	11 886	△ 1 104	—
都 赤 字 団 体	51	533 226	526 855	6 371	2 089
町 黒 字 団 体	51	533 226	526 855	6 371	2 089
都 赤 字 団 体	—	—	—	—	—
町 黒 字 団 体	201	2 009 290	1 960 947	48 343	7 716
都 赤 字 団 体	199	1 996 568	1 946 922	49 646	7 716
町 黒 字 団 体	2	12 722	14 025	△ 1 303	—

その2 歳入歳出内訳

区 分	競 馬 事 業	自 転 車 競 技 事 業
歳 入	料 金 分 (A)	2 112
	場 上 料 金 分 (B)	717 934
	入 場 料 金 分 (C)	851
	券 通 計 分 (D)	173
	馬 車 線 普 通 計 分 (E)	678
	入 場 料 金 分 (F)	15 645
	入 場 料 金 分 (G)	10 783
	入 場 料 金 分 (H)	747 325
	入 場 料 金 分 (I)	604 145
	入 場 料 金 分 (J)	388 085
歳 出	催 付 出 金 分 (A)	15 645
	催 付 出 金 分 (B)	10 783
	催 付 出 金 分 (C)	86 474
	催 付 出 金 分 (D)	80 635
	催 付 出 金 分 (E)	5 839
	催 付 出 金 分 (F)	12 108
	催 付 出 金 分 (G)	728 981
	催 付 出 金 分 (H)	18 344
	催 付 出 金 分 (I)	891
	催 付 出 金 分 (J)	171
収 入	入 場 料 金 分 (A)	851
	入 場 料 金 分 (B)	86 474
	入 場 料 金 分 (C)	43 949
	入 場 料 金 分 (D)	73
	入 場 料 金 分 (E)	18
	入 場 料 金 分 (F)	55
	入 場 料 金 分 (G)	—
	入 場 料 金 分 (H)	—
	入 場 料 金 分 (I)	—
	入 場 料 金 分 (J)	—
支 施	入 場 料 金 分 (A)	259
	入 場 料 金 分 (B)	10
	入 場 料 金 分 (C)	10
	入 場 料 金 分 (D)	10
	入 場 料 金 分 (E)	10
	入 場 料 金 分 (F)	10
	入 場 料 金 分 (G)	10
	入 場 料 金 分 (H)	10
	入 場 料 金 分 (I)	10
	入 場 料 金 分 (J)	10

(注) 施行団体数は、1の団体が2以上の事業を実施している場合は、それぞれの事

# 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

度			昭 和 46 年 度		比 較 増 減	
繰 入 金 (F)	繰 出 金 (G)	再 差 引 (D)-(E)- (F)+(G)(H)	団 体 数 (I)	再 差 引 (J)	団 体 数 (A)-(I)	再 差 引 (H)-(J)
151	44 423	56 424	46	53 895	1	2 529
151	44 423	56 424	46	53 895	1	2 529
—	—	—	—	—	—	—
973	175 274	202 776	155	169 122	△ 1	33 654
973	174 481	203 287	151	170 057	1	33 230
—	792	△ 511	4	△ 935	△ 2	424
—	20 105	21 967	6	10 632	3	11 335
—	20 105	21 967	6	10 632	3	11 335
—	—	—	—	—	—	—
758	106 844	129 500	93	117 135	△ 2	12 365
758	106 660	129 515	91	117 492	△ 1	12 023
—	184	△ 15	2	△ 357	△ 1	342
—	1 000	△ 84	4	239	△ 1	△ 323
—	391	412	3	663	△ 1	△ 251
—	608	△ 496	1	△ 424	0	△ 72
215	47 325	51 393	52	41 116	△ 1	10 277
215	47 325	51 393	51	41 270	0	10 123
—	—	—	1	△ 154	△ 1	154
1 124	219 697	259 200	201	223 017	0	36 183
1 124	218 904	259 711	197	223 952	2	35 759
—	792	△ 511	4	△ 935	△ 2	424

(単位 百万円)

小 型 自 動 車 競 走 事 業	モ ー タ ー ポ ー ト 競 走 事 業	宝 く じ 事 業	計
515	1 649	—	5 708
109 657	660 907	—	1 929 373
—	102	—	1 124
—	22	—	197
—	80	—	926
1 580	9 490	—	35 877
988	13 668	7 432	37 208
112 740	685 816	7 432	2 009 290
92 215	556 005	18	1 640 468
4 248	22 375	—	58 907
12 061	78 202	7 271	219 697
10 050	71 171	7 271	198 639
2 011	7 031	0	21 058
2 744	14 405	82	41 875
111 268	670 987	7 371	1 960 947
1 472	14 829	61	48 343
290	1 330	1	7 716
—	102	—	1 124
12 061	78 202	7 271	219 697
13 244	91 599	7 331	259 200
7	124	56	519
2	1	47	78
5	123	9	441

業ごとに1団体としている。

## 第121表 収 益 事 業

### その3 収 益 率

区 分	昭 和 47 年 度		
	車馬券等売上金 (A)	実質上の収支 (B)	(B)/(A)×100 (C)
競馬事業	440 875	43 949	10.0
自動車事業	717 934	103 076	14.4
小型自動車事業	109 657	13 244	12.1
モーターボート事業	660 907	91 599	13.9
宝くじ事業	16 682	7 331	43.9
合 計	1 946 055	259 200	13.3

(注) 宝くじ事業の車馬券等売上金は、消化額を計上している。

### その4 他会計への繰出金

区 分	繰 出 額	
	47 年 度	46 年 度
競馬事業	35 689	29 994
自動車事業	86 474	80 785
小型自動車事業	12 061	11 586
モーターボート事業	78 202	65 827
宝くじ事業	7 271	6 306
合 計	219 697	194 498

### その5 収益金繰入額の使途状況

区 分	収益金繰入額	左 の		
		民生費	衛生費	土木費
競馬事業	35 011	4 445	570	9 125
自動車事業	18 587	2 762	211	2 966
小型自動車事業	16 424	1 683	359	6 159
モーターボート事業	84 808	5 633	5 024	27 891
宝くじ事業	13 254	1 744	498	1 709
合 計	71 554	3 889	4 526	26 182
府 市 町 村	10 132	188	726	2 690
道 府 市 町 村	2 099	—	—	800
道 府 市 町 村	8 033	188	726	1 890
道 府 市 町 村	74 599	2 986	2 859	27 944
道 府 市 町 村	1 889	—	100	1 000
道 府 市 町 村	72 710	2 986	2 759	26 944
道 府 市 町 村	7 271	342	575	4 459
道 府 市 町 村	5 667	342	—	3 654
道 府 市 町 村	1 604	—	575	805
合 計	(100.0)	(6.4)	(4.6)	(34.0)
府 市 町 村	211 820	13 594	9 755	72 109
道 府 市 町 村	41 495	4 848	809	10 129
道 府 市 町 村	170 325	8 746	8 946	61 980

(注) 「合計」の( )書は、構成比(%)である。

# 決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭和46年度			差引		
車馬券等売上金 (D)	実質上の収支 (E)	(E)/(D)×100 (F)	車馬券等売上金 (A)-(D)	実質上の収支 (B)-(E)	(C)-(F)
319 967	34 749	10.9	120 908	9 200	△ 0.9
631 466	95 485	15.1	86 468	7 591	△ 0.7
88 157	12 333	14.0	21 500	911	△ 1.9
531 856	74 103	13.9	129 051	17 496	0.0
14 117	6 347	45.0	2 565	984	△ 1.1
1 585 563	223 017	14.1	360 492	36 183	△ 0.8

(単位 百万円・%)

比		較	
増減額	構成比	増減率	前年度増減率
5 695	22.6	19.0	10.5
5 689	22.6	7.0	16.7
475	1.9	4.1	34.6
12 375	49.1	18.8	27.2
965	3.8	15.3	11.1
25 199	100.0	13.0	19.8

(単位 百万円)

内		訳					
農水産業費	林業費	商工費	教育費	災復旧費	害費	その他	公営事業会計へ繰出し
5 187		69	9 121	370		5 951	172
4 859		67	2 847	112		4 762	—
328		2	6 274	258		1 189	172
2 145		1 917	27 975	493		9 288	4 443
500		1 300	4 811	55		2 637	—
1 645		617	23 164	438		6 651	4 443
433		612	3 189	32		1 160	1 102
53		545	700	—		—	—
380		67	2 489	32		1 160	1 102
2 260		668	23 375	1 245		7 950	5 311
100		—	630	—		59	—
2 160		668	22 745	1 245		7 891	5 311
205		12	887	—		790	—
205		12	771	—		682	—
—		—	116	—		108	—
(4.8)		(1.5)	(30.5)	(1.0)		(11.9)	(5.2)
10 229		3 279	64 546	2 140		25 141	11 027
5 717		1 925	9 759	167		8 141	—
4 512		1 354	54 787	1 973		17 000	11 027

第122表 公益質屋事

その1 収支の状況

区 分	昭 和 47				
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差引 (B)-(C) (D)	翌年度へ 繰越すべき 財源 (E)
大 都 市 体	5	338	320	18	1
黒 字 団 体	—	—	—	—	—
赤 字 団 体	5	338	320	18	1
都 市 体	70	574	564	10	—
黒 字 団 体	21	166	154	12	—
赤 字 団 体	49	408	410	2	—
町 村 体	10	17	15	3	0
黒 字 団 体	3	8	6	2	0
赤 字 団 体	7	10	9	1	—
特 別 区 体	18	408	390	17	1
黒 字 団 体	1	39	36	3	—
赤 字 団 体	17	369	355	14	1
合 計 体	103	1 337	1 289	48	2
黒 字 団 体	25	212	195	17	0
赤 字 団 体	78	1 125	1 094	30	2

その2 歳入歳出内訳

区 分	昭 和 47 年 度					
	大 都 市	都 市	町 村	特 別 区	計	
歳 入	経 営 収 入 金 (A)	242	452	11	269	974
	繰 越 入 金 他 計 (B)	87	100	5	123	315
	繰 越 入 金 他 計 (B)	3	16	2	15	36
	繰 越 入 金 他 計 (B)	6	6	0	1	12
	合 計	338	574	17	408	1 337
歳 出	人 物 貸 借 元 一 歳 出 金 (C)	126	152	5	163	446
	費 用 金 子 他 計 (D)	7	15	1	10	33
	貸 借 元 一 歳 出 金 (C)	176	370	7	214	767
	貸 借 元 一 歳 出 金 (C)	10	13	1	1	25
	貸 借 元 一 歳 出 金 (C)	—	3	0	—	3
	貸 借 元 一 歳 出 金 (C)	—	0	—	—	0
	合 計	320	564	15	390	1 289
収 入	歳 入 歳 出 差 引 (B)-(D) (E)	18	10	3	17	48
	翌 年 度 へ 繰 越 入 金 (A) (F)	1	—	0	1	2
	繰 越 入 金 (A) (F)	87	100	5	123	315
	繰 越 入 金 (A) (F)	10	13	1	1	25
支 出	再 差 引 (D)-(F)-(A)+(C)	61	76	1	106	245

# 業 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

年 度			昭 和 46 年 度		比 較 増 減	
繰 入 金 (F)	繰 出 金 (G)	再 差 引 (D)-(E)- (F)+(G) (H)	団 体 数 (I)	再 差 引 (J)	団 体 数 (A)-(I)	再 差 引 (H)-(J)
87	10	△ 61	5	△ 61	0	0
87	10	△ 61	5	△ 61	0	0
100	13	△ 76	86	△ 90	△ 16	14
1	4	△ 16	28	△ 16	△ 7	0
99	9	△ 92	58	△ 107	△ 9	15
5	1	△ 1	15	△ 2	△ 5	1
—	0	△ 2	5	△ 2	△ 2	0
5	1	△ 3	10	△ 4	△ 3	1
123	1	△ 106	19	△ 93	△ 1	△ 13
2	—	△ 1	1	△ 2	0	△ 1
121	1	△ 108	18	△ 94	△ 1	△ 14
315	25	△ 245	125	△ 245	△ 22	0
3	5	△ 19	34	△ 20	△ 9	1
312	20	△ 264	91	△ 266	△ 13	2

(単位 百万円・%)

昭 和 46 年 度 決 算 額	比 較		
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
1021	△ 47	61.8	△ 4.6
316	△ 1	1.3	△ 0.3
63	△ 27	35.5	△ 42.9
13	△ 1	1.3	△ 7.7
1413	△ 76	100.0	△ 5.4
436	△ 10	12.5	△ 2.3
39	△ 6	7.5	△ 15.4
825	△ 58	72.5	△ 7.0
31	△ 6	7.5	△ 19.4
4	△ 1	1.3	△ 25.0
1	△ 1	1.3	皆減
33	△ 18	22.5	△ 54.5
1369	△ 80	100.0	△ 5.8
43	△ 5	—	△ 11.6
4	△ 1	—	△ 25.0
316	△ 1	—	△ 0.3
31	△ 6	—	△ 19.4
△ 245	0	—	—





# 業 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

年 度					昭和46年度		比 較 増 減	
繰入金	繰出金	未収金	未払金	再 差 引 (D)-(E)-(F) -(G)+(H)+ (I)-(J) (K)	団体数	再差引	団体数	再差引
(G)	(H)	(I)	(J)	(I)-(J) (K)	(L)	(M)	(A)-(L)	(K)-(M)
32	5	0	—	△ 9	3	△ 3	2	△ 6
5	5	—	—	14	1	2	1	12
27	—	0	—	△ 23	2	△ 5	1	△ 18
242	70	140	118	834	193	739	11	95
104	59	123	103	955	127	844	7	111
138	11	17	14	△ 122	66	△ 105	4	△ 17
815	174	434	301	1 075	1 007	774	△ 28	301
365	141	323	200	1 470	591	1 198	8	272
449	34	111	101	△ 396	416	△ 424	△ 36	28
4	—	1	3	10	1	0	1	10
4	—	—	—	12	1	0	0	12
—	—	1	3	△ 2	—	—	1	△ 2
1 092	249	575	422	1 910	1 204	1 510	△ 14	400
478	204	446	303	2 452	720	2 044	16	408
614	45	129	118	△ 542	484	△ 534	△ 30	△ 8

(単位 百万円・%)

計	昭和46年度		比 較			
	決 算 額		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
14 297	14 879	△ 582	△ 81.6	△ 3.9	17.2	
5 884	5 480	404	56.7	7.4	8.4	
5 819	6 737	△ 918	△ 128.8	△ 13.6	26.3	
219	182	37	5.2	20.3	△ 23.5	
169	189	△ 20	△ 2.8	△ 10.6	41.0	
2 206	2 291	△ 85	△ 11.9	△ 3.7	18.6	
10 246	8 951	1 295	181.6	14.5	21.4	
1 510	1 461	49	6.9	3.4	5.6	
6 111	5 201	910	127.6	17.5	25.4	
923	790	133	18.7	16.8	25.2	
1 702	1 499	203	28.5	13.5	23.7	
24 542	23 829	713	100.0	3.0	18.7	
11 294	12 561	△ 1 267	△ 4 087.1	△ 10.1	24.6	
1 802	1 650	152	490.3	9.2	9.3	
8 002	9 517	△ 1 515	△ 4 887.1	△ 15.9	29.3	
498	435	63	203.2	14.5	△ 22.3	
168	112	56	180.6	50.0	107.4	
824	847	△ 23	△ 74.2	△ 2.7	40.9	
9 594	8 297	1 297	4 183.9	15.6	21.3	
8 410	7 262	1 148	3 703.2	15.8	22.6	
356	343	13	41.9	3.8	2.4	
81	96	△ 15	△ 48.4	△ 15.6	231.0	
747	596	151	487.1	25.3	8.0	
20 888	20 857	31	100.0	0.1	23.2	

第124表 交通災害共済事業

その1 収支の状況

区 分	昭 和 47					
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 (B)-(C) (D)	未 経 過 共 済 掛 金 (E)	繰 入 金 (F)
都 道 府 県	2	593	341	252	223	8
黒字団体	1	457	219	238	151	8
赤字団体	1	136	122	14	72	—
市 町 村	229	10 137	7 039	3 098	1 376	344
黒字団体	175	7 637	5 061	2 576	525	170
赤字団体	54	2 500	1 978	523	851	174
大 都 市	5	1 088	812	276	421	98
黒字団体	1	178	115	62	43	18
赤字団体	4	910	697	213	378	80
都 市	152	4 124	2 548	1 576	583	240
黒字団体	111	3 098	1 714	1 384	304	147
赤字団体	41	1 027	835	192	279	94
町 村	12	45	27	18	2	3
黒字団体	11	43	25	18	2	3
赤字団体	1	2	2	0	—	—
一 部 事 務 組 合	60	4 880	3 652	1 229	371	3
黒字団体	52	4 319	3 208	1 111	177	3
赤字団体	8	562	444	118	194	—
合 計	231	10 730	7 380	3 350	1 599	352
黒字団体	176	8 094	5 280	2 814	676	178
赤字団体	55	2 636	2 100	537	923	174

(直営方式) 決算の状況

(単位 百万円)

年 度				昭和 46 年度		比 較 増 減	
繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)- (I) (J)	団 体 数 (K)	再 差 引 (L)	団 体 数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
—	—	—	21	2	△ 15	0	36
—	—	—	79	1	54	0	25
—	—	—	△ 58	1	△ 68	0	10
1	—	—	1 379	229	381	0	998
—	—	—	1 880	155	1 274	20	606
630 1	—	—	△ 502	74	△ 893	△ 20	391
1	—	—	△ 242	3	△ 362	2	120
—	—	—	2	—	—	1	2
1	—	—	△ 244	3	△ 362	1	118
—	—	—	753	157	319	△ 5	434
—	—	—	934	101	657	10	277
—	—	—	△ 181	56	△ 339	△ 15	158
—	—	—	13	11	9	1	4
—	—	—	14	7	10	4	4
—	—	—	△ 0	4	△ 2	△ 3	2
—	—	—	855	58	415	2	440
—	—	—	931	47	606	5	325
—	—	—	△ 77	11	△ 191	△ 3	114
1	—	—	1 400	231	366	0	1 034
—	—	—	1 959	156	1 328	20	631
1	—	—	△ 560	75	△ 961	△ 20	401

第124表 交通災害共済事業

その2 歳入歳出内訳

区 分		昭 和 47 年			
		総 額	都道府県	市	
				総 額	大都市
歳 入	共 済 掛 金 取 入	7 200	415	6 785	795
	分 担 金 及 び 負 担 金	429	—	429	—
	繰 越 金	2 343	152	2 191	180
	繰 入 金	549	14	535	105
	うち普通会計からのもの のうち人件費及びその他 業務費に係る額 (A)	352	8	344	98
	そ の 他	209	12	197	8
	歳 入 合 計(B)	10 730	593	10 137	1 088
歳 出	総 務 及 び 業 務 費	1 017	20	997	191
	人 件 費	492	8	484	83
	物 件 費	410	12	398	88
	そ の 他	115	—	115	20
	共 済 見 舞 金	5 462	308	5 154	580
	繰 出 金	632	1	631	40
うち普通会計へのもの(C)	1	—	1	1	
そ の 他	269	12	257	1	
	歳 出 合 計(D)	7 380	341	7 039	812
収 支	歳 入 歳 出 差 引 (B)-(D)(E)	3 350	252	3 098	276
	未 経 過 共 済 掛 金(F)	1 599	223	1 376	421
	普通会計からの繰入金のうち 人件費及びその他業務費 に係る額 (A)	352	8	344	98
	普通会計への繰出金(C)	1	—	1	1
	未 収 金(G)	—	—	—	—
	未 払 金(H)	—	—	—	—
	再差引(E)-(F)-(A)+(C)+(G) -(H)	1 400	21	1 379	242

## (直営方式)決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

度 決 算 額			昭和46年度 決 算 額	比 較	
町		村		増 減 額	構 成 比
都 市	町 村	一 部 事務組合			
2 442	26	3 521	6 705	495	32.4
17	1	412	410	19	1.2
1 206	12	793	1 389	954	62.5
395	5	30	510	39	2.6
240	3	3	335	17	1.1
64	1	124	189	20	1.3
4 124	45	4 880	9 203	1 527	100.0
463	5	337	928	89	25.1
263	4	134	422	70	19.7
151	2	158	337	73	20.6
49	0	45	169	△ 54	△ 15.2
1 838	19	2 717	5 679	△ 217	△ 61.1
104	2	485	151	481	135.5
—	—	—	4	△ 3	△ 0.8
143	1	113	267	2	0.6
2 548	27	3 652	7 025	355	100.0
1 576	18	1 229	2 178	1 172	—
583	2	371	1 481	118	—
240	3	3	335	17	—
—	—	—	4	△ 3	—
—	—	—	1	△ 1	—
—	—	—	—	—	—
753	13	855	366	1 034	—

第125表 公立大学附属病

区 分		昭 和 47 年 度 決	
		都 道 府 県	大 都 市
歳 入	収 益 的 収 入	17 479	8 333
	医 業 収 入	12 787	6 138
	医 業 外 収 入	4 692	2 195
	うち他会計繰入金	4 498	2 009
	資 本 的 収 入	1 159	1 385
	地 方 債	435	441
	他 会 計 借 入 金	—	25
	他 会 計 繰 入 金	673	859
	そ の 他	51	60
歳 入 合 計(A)	18 638	9 718	
歳 出	収 益 的 支 出	17 206	8 245
	医 業 費	16 021	7 866
	そ の 他	1 185	379
	うち支払利息	415	332
	資 本 的 支 出	1 268	1 497
	建 設 改 良 費	791	1 014
	地 方 債 償 還 金	474	483
	そ の 他	3	—
歳 出 合 計(B)	18 474	9 742	
収 支	収支差引 (A)-(B)(C)	164	△ 25
	積 立 金(D)	—	—
	繰 越 金(E)	22	33
	前 年 度 繰 上 充 用 金(F)	—	1 255
	形式収支(C)-(D)+(E)-(F)(G)	186	△ 1 247
	翌年度へ繰越すべき財源(H)	16	6
	実質収支 (G)-(H)	170	△ 1 253

# 院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

算 額 合 計	昭 和 46 年 度 決 算 額	比 較	
		増 減 額	構 成 比
25 812	22 264	3 548	122.9
18 925	15 907	3 018	104.5
6 887	6 356	531	18.4
6 507	6 051	456	15.8
2 544	3 204	△ 660	22.9
876	1 439	△ 563	19.5
25	—	25	0.9
1 532	1 575	△ 43	1.5
111	190	△ 79	2.7
28 356	25 468	2 888	100.0
25 451	22 372	3 079	124.1
23 887	20 849	3 038	122.5
1 564	1 523	41	1.7
747	708	39	1.6
2 765	3 363	△ 598	24.1
1 805	2 481	△ 676	27.2
957	870	87	3.5
3	12	△ 9	0.4
28 216	25 735	2 481	100.0
139	△ 267	406	—
—	—	—	—
55	123	△ 68	—
1 255	1 011	244	—
△ 1 061	△ 1 156	95	—
22	77	△ 55	—
△ 1 083	△ 1 233	150	—



第126表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和47年度償還額			昭和47年度 末現在高
	元 金	利 子	計	
地方公営企業	242 830	230 142	472 972	4 923 285
法適用企業	179 831	190 621	370 452	4 047 583
水道事業	45 086	84 763	129 849	1 587 617
工業用水道事業	9 600	11 292	20 892	250 268
交通事業	22 554	34 517	57 071	653 149
電気事業	8 178	10 041	18 219	159 681
ガス事業	817	905	1 722	16 216
病院事業	8 220	9 652	17 872	172 630
公共下水道事業	12 324	29 201	41 525	548 515
その他事業	73 052	10 251	83 303	659 506
法非適用企業	62 999	39 521	102 520	875 702
簡易水道事業	1 317	2 201	3 518	44 713
交通事業	133	91	224	1 919
公共下水道事業	5 615	12 705	18 320	340 733
その他事業	55 935	24 524	80 459	488 388
国民健康保険事業	161	107	268	2 327
公益質屋事業	2	1	3	4
農業共済事業	—	—	—	1
公立大学附属病院事業	957	741	1 698	11 152
合 計	243 950	230 991	474 941	4 936 769

(注) 借換債は除く。

第 127 表 公営企業金融公庫の貸付状況

(単位 百万円)

区 分	昭和47年 度貸付額	内 訳				貸 付 累 計 額	
		都道府県	市	町 村	一部事務 組合等		
上 水 道 事 業	77 426	12 878	42 694	10 516	11 338	377 036	
工 業 用 水 道 事 業	12 663	11 676	595	22	370	83 814	
交 通 事 業	1 636	50	1 287	299	—	15 955	
{ 一般交通	2 600	—	2 600	—	—	7 600	
{ 地下鉄	2 354	2 354	—	—	—	53 821	
電 気 事 業	1 382	121	1 193	47	21	10 182	
ガ ス 事 業	6 058	3 957	949	11	1 141	37 585	
港 湾 整 備 事 業	—	—	—	—	—	5 319	
病 院 事 業	5 534	430	4 943	113	48	19 471	
市 場 事 業	—	—	—	—	—	3 620	
と 畜 場 事 業	724	—	338	386	—	10 807	
観 光 施 設 事 業	8 748	8 748	—	—	—	43 383	
有 料 道 路 事 業	1 486	200	1 205	81	—	4 910	
駐 車 場 事 業	21 030	8 885	7 648	2 450	2 047	101 797	
地 域 開 発 事 業	臨 海	6 497	3 012	1 098	107	2 280	39 453
	内 陸	893	—	300	—	593	893
	流 通	3 725	—	3 143	582	—	32 514
	宅 地	1 370	—	1 370	—	—	1 870
市 街 地 再 開 発	20 508	342	19 872	250	44	62 079	
公 共 下 水 道 事 業	174 634	52 653	89 235	14 864	17 882	—	
小 計(a)	—	326 527	448 689	65 316	71 577	912 109	
貸 付 金 累 計 額(b)	5 983	1 250	1 121	3 583	29	32 963	
受 託 貸 付	公 有 林 整 備 事 業	821	—	187	581	53	2 911
	草 地 改 良 事 業	6 804	1 250	1 308	4 164	82	—
	小 計(c)	—	1 250	7 913	26 251	461	35 875
貸 付 累 計 額(d)	181 438	53 903	90 543	19 028	17 964	—	
47年度貸付額合計(a)+(c)	—	327 777	456 602	91 567	72 038	947 984	
貸 付 累 計 額(b)+(d)	—	—	—	—	—	3 837	
再 計	公 営 企 業 再 建 債	3 000	768	2 232	—	—	16 425
	公 営 企 業 借 換 債	3 000	768	2 232	—	—	20 262
	計	—	—	—	—	—	—

(注) 1 公営企業再建債及び公営企業借換債については、貸付対象事業の区分に応じて各事業に含めて計上し、その合計額を更に再掲したものである。

2 貸付累計額は、昭和48年3月31日現在のものである。

3 上記のほか昭和47年度より新規に地方道路公社(貸付額4882百万円)及び土地開発公社(貸付額86百万円)に対する貸付がある。

第128表 地方財

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	昭和48年度 計 画 額		昭和47年度 計 画 額		比 較			
					増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
地 方 税	55 471	38.1	43 668	37.2	11 803	42.1	27.0	7.7
普 通 税	51 058	35.1	40 211	34.2	10 847	38.7	27.0	8.1
目 的 税	4 413	3.0	3 457	2.9	956	3.4	27.7	2.7
地 方 譲 与 税	1 801	1.2	1 632	1.4	169	0.6	10.4	21.1
地 方 道 路 譲 与 税	1 197	0.8	1 086	0.9	111	0.4	10.2	4.6
石 油 ガ ス 譲 与 税	138	0.1	137	0.1	1	0.0	0.7	0.8
航 空 機 燃 料 譲 与 税	20	0.0	9	0.0	11	0.0	122.2	皆増
自 動 車 重 量 譲 与 税	364	0.3	331	0.3	33	0.1	10.0	228.9
特 別 と ん 譲 与 税	82	0.1	69	0.1	13	0.0	18.8	2.8
地 方 交 付 税	29 074	20.0	24 939	21.2	4 135	14.8	16.6	21.9
国 庫 支 出 金	39 645	27.3	30 480	25.9	9 165	32.7	30.1	27.3
義務教育職員給与費負担金	7 189	5.0	6 116	5.2	1 073	3.8	17.5	20.3
その他普通補助負担金等	11 431	7.9	8 845	7.5	2 586	9.2	29.2	26.8
公共事業費補助負担金	20 081	13.8	14 699	12.5	5 382	19.2	36.6	30.6
普通建設事業費補助負担金	17 669	12.1	13 390	11.4	4 279	15.3	32.0	27.3
災害復旧事業費補助負担金	2 412	1.7	1 309	1.1	1 103	3.9	84.2	79.3
失業対策事業費負担金	509	0.3	460	0.4	49	0.2	10.5	1.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	53	0.0	44	0.0	9	0.0	21.3	23.1
交通安全対策特別交付金	382	0.3	316	0.3	66	0.2	21.1	130.2
地 方 債	10 740	7.4	9 379	8.0	1 361	4.9	14.5	109.8
使用料及び手数料	1 744	1.2	1 551	1.3	193	0.7	12.4	13.1
雑 収 入	7 035	4.8	5 849	5.0	1 186	4.2	20.3	16.2
歳 入 合 計	145 510	100.0	117 498	100.0	28 012	100.0	23.8	20.9

政 計 画  
その2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	昭和48年度		昭和47年度		比 較			
	計 画 額		計 画 額		増 減 額	増減率	前年度増減率	
給 与 関 係 経 費	40 679	28.0	35 208	30.0	5 471	19.5	15.5	17.8
給 与 費	40 030	27.5	34 627	29.5	5 403	19.3	15.6	18.0
恩 給 費	649	0.4	581	0.5	68	0.2	11.7	6.4
一 般 行 政 経 費	31 221	21.5	25 135	21.4	6 086	21.7	24.2	18.9
国庫補助負担金等を伴 うもの	15 857	10.9	12 342	10.5	3 515	12.5	28.5	26.6
国庫補助負担金等を伴 わないもの	15 364	10.6	12 793	10.9	2 571	9.2	20.1	12.3
公 債 費	6 091	4.2	4 647	4.0	1 444	5.2	31.1	27.4
維 持 補 修 費	2 368	1.6	2 027	1.7	341	1.2	16.8	16.7
投 資 的 経 費	59 636	41.0	46 021	39.2	13 615	48.6	29.6	25.7
直 轄 事 業 負 担 金	2 181	1.5	1 788	1.5	393	1.4	22.0	26.8
公 共 事 業 費	31 948	22.0	23 521	20.0	8 427	30.1	35.8	29.3
普 通 建 設 事 業 費	28 882	19.8	21 784	18.5	7 098	25.3	32.6	26.6
災 害 復 旧 事 業 費	3 066	2.1	1 737	1.5	1 329	4.7	76.5	77.3
失 業 対 策 事 業 費	757	0.5	685	0.6	72	0.3	10.5	1.4
一 般 事 業 費	10 790	7.4	8 742	7.4	2 048	7.3	23.4	20.2
普 通 建 設 事 業 費	10 477	7.2	8 541	7.3	1 936	6.9	22.7	20.1
災 害 復 旧 事 業 費	313	0.2	201	0.2	112	0.4	55.7	26.4
特 別 事 業 費	13 960	9.6	11 285	9.6	2 675	9.5	23.7	24.5
長 期 計 画 事 業 費	8 486	5.8	6 933	6.0	1 553	5.5	22.4	16.7
過 密 過 疎 等 対 策 事 業 費	3 891	2.7	3 173	2.7	718	2.6	22.6	26.6
広 域 市 町 村 圏 振 興 整 備 事 業 費	1 583	1.1	1 179	1.0	404	1.4	34.3	91.4
公 営 企 業 繰 出 金	2 609	1.8	1 931	1.6	678	2.4	35.1	20.5
地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	2 906	2.0	2 529	2.2	377	1.3	14.9	0.0
歳 出 合 計	145 510	100.0	117 498	100.0	28 012	100.0	23.8	20.9

# 第129表 地 方 税 収

## その1 道府県税

(単位 百万円・%)

区 分	昭和48年度 見込額		昭和47年度 見込額		比 較		
					増減額	増減率	
普 通 税	2 694 246	90.5	2 054 656	89.5	639 590	93.9	31.1
道 府 県 民 税	664 147	22.3	508 533	22.2	155 614	22.8	30.6
個 人 均 等 割	3 499	0.1	3 406	0.1	93	0.0	2.7
法 人 均 等 割	822	0.0	772	0.0	50	0.0	6.5
所 得 割	445 469	15.0	347 563	15.1	97 906	14.4	28.2
法 人 税 割	214 357	7.2	156 792	6.8	57 565	8.5	36.7
事 業 税	1 259 939	42.3	933 331	40.7	326 608	48.0	35.0
個 人 事 業 税	53 465	1.8	51 097	2.2	2 368	0.3	4.6
法 人 事 業 税	1 206 474	40.5	882 234	38.4	324 240	47.6	36.8
不 動 産 取 得 税	152 950	5.1	104 414	4.5	48 536	7.1	46.5
道府県たばこ消費税	114 884	3.9	103 896	4.5	10 988	1.6	10.6
娯楽施設利用税	72 139	2.4	50 129	2.2	22 010	3.2	43.9
料理飲食等消費税	160 856	5.4	137 917	6.0	22 939	3.4	16.6
自 動 車 税	263 944	8.9	209 949	9.1	53 995	7.9	25.7
鉦 区 税	744	0.0	713	0.0	31	0.0	4.3
狩 猟 免 許 税	2 059	0.1	2 053	0.1	6	0.0	0.3
固定資産税(特例分)	2 454	0.1	3 657	0.2	1 203	0.2	32.9
旧法による税	130	0.0	64	0.0	66	0.0	103.1
目 的 税	281 766	9.5	240 231	10.5	41 535	6.1	17.3
自 動 車 取 得 税	91 955	3.1	72 079	3.1	19 876	2.9	27.6
軽油引取税	188 252	6.3	166 597	7.3	21 655	3.2	13.0
入 猟 税	1 559	0.1	1 555	0.1	4	0.0	0.3
合 計	2 976 012	100.0	2 294 887	100.0	681 125	100.0	29.7

# 入 見 込 状 況

## その2 市町村税

(単位 百万円・%)

区 分	昭和48年度		昭和47年度		比 較		
	見込額		見込額		増減額	増減率	
普通税	2 411 542	93.8	1 966 497	94.9	445 045	89.2	22.6
市町村民税	1 107 655	43.1	879 104	42.4	228 551	45.8	26.0
個人均等割	13 289	0.5	12 724	0.6	565	0.1	4.4
法人均等割	3 825	0.1	3 442	0.2	383	0.1	11.1
所得割	742 171	28.9	608 166	29.4	134 005	26.8	22.0
法人税割	348 370	13.5	254 772	12.3	93 598	18.8	36.7
固定資産税	946 486	36.8	753 153	36.3	193 333	38.7	25.7
純固定資産税	902 463	35.1	714 363	34.5	188 100	37.7	26.3
土地	345 695	13.4	228 870	11.0	116 825	23.4	51.0
家屋	320 381	12.5	272 833	13.2	47 548	9.5	17.4
償却資産	236 387	9.2	212 660	10.3	23 727	4.8	11.2
交付金	8 877	0.3	7 475	0.4	1 402	0.3	18.8
納付金	35 146	1.4	31 315	1.5	3 831	0.8	12.2
軽自動車税	29 946	1.2	28 346	1.4	1 600	0.3	5.6
市町村たばこ消費税	201 883	7.9	182 575	8.8	19 308	3.9	10.6
電気ガス税	117 145	4.6	115 863	5.6	1 282	0.3	1.1
鉱産税	2 296	0.1	2 376	0.1	△ 80	△ 0.0	△ 3.4
木材引取税	2 468	0.1	2 487	0.1	△ 19	△ 0.0	△ 0.8
特別土地保有税	1 181	0.0	—	—	1 181	0.2	皆増
法定外普通税及び旧法による税	2 482	0.1	2 593	0.1	△ 111	△ 0.0	△ 4.3
目的税	159 559	6.2	105 458	5.1	54 101	10.8	51.3
入湯税	4 537	0.2	4 534	0.2	3	0.0	0.1
都市計画税	154 672	6.0	100 552	4.9	54 120	10.8	53.8
水利地益税及び共同施設税等	350	0.0	372	0.0	△ 22	△ 0.0	△ 5.9
合計	2 571 101	100.0	2 071 955	100.0	499 146	100.0	24.1

第130表 地 方 交 付

その1 算定基礎

区 分		昭 和 48 年 度		
		当 初	補 正	最 終 (a)
国 税 三 税	所 得 税	4 241 900	555 000	4 796 900
	法 人 税	3 538 400	705 000	4 243 400
	酒 税	726 600	65 000	791 600
	計 (A)	8 506 900	1 325 000	9 831 900
	法定繰入率 (%) (B)	32.0	32.0	32.0
	(A)×(B)	2 722 208	424 000	3 146 208
地 方 交 付 税	精 算 分	28 940	—	28 940
	47 年度 特例措置分	—	—	—
	48 年度 特例措置分	30 000	—	30 000
	計 (C)	2 781 148	424 000	3 205 148
	臨時地方特例交付金 (D)	—	—	—
	臨時沖縄特別交付金 (E)	38 800	—	38 800
	借 入 金 (F)	95 000	△ 95 000	0
	返 還 金 (G)	△ 7 500	△ 104 600	△ 112 100
	合計 (C)+(D)+(E)+(F)+(G)	2 907 448	224 400	3 131 848

# 税 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度		比 較	
当 初	最 終 (b)	増 減 額 (a)-(b) (c)	増 減 率 (c)/(b)×100
3 401 400	3 401 400	1 395 500	41.0
2 591 700	2 796 700	1 446 700	51.7
713 600	713 600	78 000	10.9
6 706 700	6 911 700	2 920 200	42.3
32.0	32.0	—	—
2 146 144	2 211 744	934 464	42.3
19 251	19 251	9 689	50.3
30 000	30 000	△ 30 000	皆 減
—	—	30 000	皆 増
2 195 395	2 260 995	944 153	41.8
105 000	105 000	△ 105 000	皆 減
36 500	36 500	2 300	6.3
160 000	153 500	△ 153 500	皆 減
△ 3 000	△ 3 000	△ 109 100	3 636.7
2 493 895	2 552 995	578 853	22.7



## 第130表 地方交付

### その2 普通交付税算定状況

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体
道 府 県	2 977 268	920 605	3 897 873	1 465 007
市 町 村	2 976 883	(352 353) 482 522	(352 353) 3 459 405	1 539 877
大 都 市	530 457	(352 353) 352 353	(352 353) 882 811	410 465
都 市	1 421 981	121 177	1 543 158	862 904
町 村	1 024 445	8 992	1 033 437	266 508
合 計	5 954 152	(352 353) 1 403 127	(352 353) 7 357 278	3 004 884

注 1 本表の額は再算定後の数値である。

2 市町村分については、一般算定団体と合併算定替団体とを単純に合算したも

3 東京都特別区については、単独では財源不足となるが、地方交付税法第21財源超過団体として算入し、( )内書きとした。

### その3 交付状況

区 分	昭 和 48 年 度		
	普通交付税	特別交付税	計
道 府 県	1 512 261	56 209	1 568 470
市 町 村	1 437 006	126 372	1 563 378
大 都 市	119 992	7 194	127 186
都 市	559 078	56 965	616 043
町 村	757 936	62 213	820 149
合 計	2 949 267	182 581	3 131 848

# 税 の 状 況(つづき)

(単位 百万円・%)

財 政 収 入 額		財源超過額	財源不足額	普 通 交 付 税	
財源超過団体	計			交 付 額	構 成 比
1 112 934	2 577 941	192 329	1 512 261	1 512 261	51.8
(307 920)	(307 920)	(△ 44 433)			
473 246	2 013 123	△ 9 277	1 437 006	1 437 006	48.7
(307 920)	(307 920)	(△ 44 433)			
307 920	718 386	△ 44 433	119 992	119 992	4.1
152 205	1 015 109	31 029	559 078	559 078	19.0
13 120	279 628	4 128	757 936	757 936	25.7
(307 920)	(307 920)	(△ 44 433)			
1 586 180	4 591 064	183 053	2 949 267	2 949 267	100.0

のである。

条(都等の特例)の規定に基づき、東京都分と合算した場合財源超過となるので

(単位 百万円・%)

昭 和 47 年 度			比 較	
普通交付税	特別交付税	計	増 減 額	増 減 率
1 283 201	46 414	1 329 615	238 855	18.0
1 123 319	100 060	1 223 379	339 999	27.8
89 837	7 135	96 972	30 214	31.2
426 846	44 991	471 837	144 206	30.6
606 635	47 934	654 569	165 580	25.3
2 406 520	146 474	2 552 994	578 854	22.7

区 分	昭和48年度当初計画			追 加 計 画		
	総 額	政府資金	公 募	総 額	政府資金	公 募
一 般 公 共 計 債	947 400	585 500	361 900	—	—	—
一 般 公 共 計 債	301 300	128 800	172 500	—	—	—
一 公 營 住 宅 建 設 事 業	221 600	128 500	93 100	—	—	—
災 害 復 舊 事 業	62 000	62 000	—	—	—	—
義 務 教 育 施 設 物 処 理 事 業	115 000	102 300	12 700	—	—	—
産 業 廢 棄 物 処 理 事 業	2 000	1 000	1 000	—	—	—
一 般 単 独 事 業	81 400	54 900	26 500	—	—	—
一 同 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	67 000	67 000	—	—	—	—
新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	27 000	27 000	—	—	—	—
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	28 100	14 000	14 100	—	—	—
	42 000	—	42 000	—	—	—
	(10 300)	(—)	(10 300)	(—)	(—)	(—)
準 公 營 企 業 債	441 000	214 900	226 100	—	—	—
港 灣 整 備 事 業	30 000	18 800	11 200	—	—	—
下 水 道 開 発 事 業	261 400	196 100	65 300	—	—	—
地 域 開 発 事 業	149 600	—	149 600	—	—	—
公 有 林 整 備 事 業・草 地 改 良 事 業	(10 300)	(—)	(10 300)	(—)	(—)	(—)
公 營 企 業 債	588 100	255 600	332 500	—	—	—
電 氣 事 業	8 100	5 000	3 100	—	—	—
上 水 道 事 業	335 000	167 500	167 500	—	—	—
工 業 用 道 事 業	44 000	14 700	29 300	—	—	—
一 下 水 道 事 業	146 400	55 500	90 900	—	—	—
有 限 公 司 交 通 事 業	8 000	3 900	4 100	—	—	—
其 他 公 營 企 業	17 400	—	17 400	—	—	—
	29 200	9 000	20 200	—	—	—
特 別 地 方 債	194 900	194 900	—	—	—	—
住 宅 院 事 業	16 200	16 200	—	—	—	—
厚 生 福 祉 施 設 物 処 理 事 業	40 000	40 000	—	—	—	—
一 般 廢 棄 物 処 理 事 業	57 000	57 000	—	—	—	—
簡 易 畜 場 整 備 事 業	62 000	62 000	—	—	—	—
再 掲 事 業	15 700	15 700	—	—	—	—
	4 000	4 000	—	—	—	—
	((159400))	((159400))	((—))	((—))	((—))	((—))
	(10300)	(—)	(10 300)	(—)	(—)	(—)
合 營 企 業 等 借 換 債	2 171 400	1 250 900	920 500	—	—	—
公 營 交 通 事 業	3 000	—	3 000	—	—	—
公 營 交 通 事 業	69 500	—	69 500	—	—	—
特 別 交 通 事 業	9 100	9 100	—	—	—	—
	(10 300)	(—)	(10 300)	(—)	(—)	(—)
総 計	2 253 000	1 260 000	993 000	—	—	—

(註) 1 公有林整備事業・草地改良事業の( )書きは、公営企業金融公庫が農林漁  
 2 特別地方債の( )書きは、一般会計債の同和対策事業、産業廃棄物処理事業  
 金資金及び国民年金資金分である。

# 債 計 画

(単位 百万円)

昭和48年度最終計画			昭和47年度最終計画			比較増減 (A)-(B)
総額(A)	政府資金	公 募	総額(B)	政府資金	公 募	
947 400	585 500	361 900	1 095 700	662 000	433 700	△ 148 300
301 300	128 800	172 500	557 600	269 900	287 700	△ 256 300
221 600	128 500	93 100	161 700	93 800	67 900	59 900
62 000	62 000	—	73 200	73 200	—	△ 11 200
115 000	102 300	12 700	95 500	88 500	7 000	19 500
2 000	1 000	1 000	2 000	1 000	1 000	0
81 400	54 900	26 500	90 700	62 600	28 100	△ 9 300
67 000	67 000	—	45 000	45 000	—	22 000
27 000	27 000	—	18 000	18 000	—	9 000
28 100	14 000	14 100	20 000	10 000	10 000	8 100
42 000	—	42 000	32 000	—	32 000	10 000
(10 300)	(—)	(10 300)	(8 000)	(—)	(8 000)	(2 300)
441 000	214 900	226 100	427 500	212 700	214 800	13 500
30 000	18 800	11 200	26 500	16 600	9 900	3 500
261 400	196 100	65 300	261 500	196 100	65 400	△ 100
149 600	—	149 600	139 500	—	139 500	10 100
(10 300)	(—)	(10 300)	(8 000)	(—)	(8 000)	(2 300)
588 100	255 600	332 500	535 000	241 300	293 700	53 100
8 100	5 000	3 100	6 800	4 200	2 600	1 300
335 000	167 500	167 500	332 500	166 300	166 200	2 500
44 000	14 700	29 300	39 900	13 300	26 600	4 100
146 400	55 500	90 900	101 500	45 400	56 100	44 900
8 000	3 900	4 100	8 000	3 900	4 100	0
17 400	—	17 400	20 300	—	20 300	△ 2 900
29 200	9 000	20 200	26 000	8 200	17 800	3 200
194 900	194 900	—	164 700	164 700	—	30 200
16 200	16 200	—	13 300	13 300	—	2 900
40 000	40 000	—	38 000	38 000	—	2 000
57 000	57 000	—	45 300	45 300	—	11 700
62 000	62 000	—	52 400	52 400	—	9 600
15 700	15 700	—	13 400	13 400	—	2 300
4 000	4 000	—	2 300	2 300	—	1 700
((159400))	((159400))	((—))	((50 100))	((50 100))	((—))	((109 300))
(10 300)	(—)	(10 300)	(8 000)	(—)	(8 000)	(2 300)
2 171 400	1 250 900	920 500	2 222 900	1 280 700	942 200	△ 51 500
3 000	—	3 000	4 700	1 700	3 000	△ 1 700
69 500	—	69 500	—	—	—	69 500
9 100	9 100	—	7 600	7 600	—	1 500
(10 300)	(—)	(10 300)	(8 000)	(—)	(8 000)	(2 300)
2 253 000	1 260 000	993 000	2 235 200	1 290 000	945 200	17 800

業金融公庫から委託を受けて融資するものであり、外書きである。

業、準公営企業債の下水道事業及び公営企業債の上水道事業に含まれている厚生年

## 第132表 予

算

## その1 歳入

区 分	昭 和 48 年				
	都 道 府 県		市 町 村	合 計	
地 方 税	3 584 397	35.1	2 425 697	28.9	6 010 094
地 方 譲 与 税	120 109	1.2	52 767	0.6	172 876
地 方 交 付 税	1 500 005	14.7	1 338 726	16.0	2 838 731
娯楽施設利用税交付金	—	—	7 943	0.1	7 943
軽油引取税交付金	—	—	18 767	0.2	18 767
自動車取得税交付金	—	—	61 998	0.7	61 998
小 計	5 204 511	51.0	3 905 898	46.6	9 110 409
国 庫 支 出 金	2 780 762	27.2	1 236 749	14.8	4 017 511
地 方 債	840 915	8.2	1 047 294	12.5	1 888 209
そ の 他	1 379 811	13.5	2 189 394	26.1	3 569 205
合 計	10 205 999	100.0	8 379 335	100.0	18 585 334

- (註) 1 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全  
 2 この数値は、各年度の9月末現在のものである(その2において同じ)。

## その2 歳出(性質別)

区 分	昭 和 48 年				
	都 道 府 県		市 町 村	合 計	
人 件 費	3 541 313	34.7	1 906 993	22.8	5 448 306
物 件 費	381 851	3.7	706 656	8.4	1 088 507
維 持 補 修 費	97 909	1.0	129 349	1.5	227 258
扶 助 費	374 599	3.7	737 561	8.8	1 112 160
補 助 費 等	767 743	7.5	541 891	6.5	1 309 634
普 通 建 設 事 業 費	3 577 288	35.1	3 208 664	38.3	6 785 952
災 害 復 旧 事 業 費	255 068	2.5	127 505	1.5	382 573
失 業 対 策 事 業 費	37 364	0.4	71 795	0.9	109 159
そ の 他	1 172 864	11.5	948 921	11.3	2 121 785
合 計	10 205 999	100.0	8 379 335	100.0	18 585 334

# 状 況

(単位 百万円・%)

度 額	昭和47年度額		比 較			
	増 減 額	増減率	前年度 増減率			
32.3	4 588 309	31.4	1 421 785	36.0	31.0	10.4
0.9	156 122	1.1	16 754	0.4	10.7	24.9
15.3	2 299 827	15.7	538 904	13.6	23.4	19.7
0.0	4 111	0.0	3 832	0.1	93.2	52.2
0.1	16 346	0.1	2 421	0.1	14.8	14.8
0.3	52 873	0.4	9 125	0.2	17.3	1.6
49.0	7 117 588	48.6	1 992 821	50.4	28.0	13.5
21.6	3 102 833	21.2	914 678	23.1	29.5	27.9
10.2	1 547 843	10.6	340 366	8.6	22.0	71.5
19.2	2 862 422	19.6	706 783	17.9	24.7	20.9
100.0	14 630 686	100.0	3 954 648	100.0	27.0	22.3

対策特別交付金を含む。

(単位 百万円・%)

度 額	昭和47年度額		比 較			
	増 減 額	増減率	前年度 増減率			
29.3	4 254 858	29.1	1 193 448	30.2	28.0	21.1
5.9	888 697	6.1	199 810	5.1	22.5	18.4
1.2	195 994	1.3	31 264	0.8	16.0	14.0
6.0	795 814	5.4	316 346	8.0	39.8	37.8
7.0	1 003 134	6.9	306 500	7.8	30.6	24.9
36.5	5 303 267	36.2	1 482 685	37.5	28.0	21.3
2.1	321 397	2.2	61 176	1.5	19.0	91.6
0.6	97 102	0.7	12 057	0.3	12.4	△ 7.5
11.4	1 770 423	12.1	351 362	8.9	19.8	17.8
100.0	14 630 686	100.0	3 954 648	100.0	27.0	22.3

第133表 昭和48年度

区	分	計 画 額 (最終)		
		総 額	政府資金	公 募
一	一 般 会 計 債	947 400	585 500	361 900
1	一 般 公 共 事 業	301 300	128 800	172 500
2	一 公 營 住 宅 建 設 事 業	221 600	128 500	93 100
3	災 害 復 舊 事 業	62 000	62 000	—
4	義 務 教 育 施 設 整 理 事 業	115 000	102 300	12 700
5	産 業 廢 棄 物 處 理 事 業	2 000	1 000	1 000
6	一 般 単 独 事 業	81 400	54 900	26 500
7	一 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	67 000	67 000	—
8	同 産 業 都 市 等 行 取 得 事 業	27 000	27 000	—
9	新 産 業 地 区 等 行 取 得 事 業	28 100	14 000	14 100
10	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	42 000	—	42 000
二	準 公 營 企 業 債	441 000	214 900	226 100
1	港 灣 整 備 事 業	30 000	18 800	11 200
2	下 水 道 發 達 事 業	261 400	196 100	65 300
3	地 域 開 発 事 業	149 600	—	149 600
三	公 營 企 業 債	588 100	255 600	332 500
1	電 氣 事 業	8 100	5 000	3 100
2	上 水 道 事 業	335 000	167 500	167 500
3	工 業 用 道 事 業	44 000	14 700	29 300
4	地 下 鉄 道 事 業	146 400	55 500	90 900
5	一 般 交 通 事 業	8 000	3 900	4 100
6	有 限 公 司 交 通 事 業	17 400	—	17 400
7	市 場 交 通 観 光 事 業	29 200	9 000	20 200
四	特 別 地 方 債	194 900	194 900	—
1	住 宅 事 業	16 200	16 200	—
2	病 院 事 業	40 000	40 000	—
3	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業	57 000	57 000	—
4	一 般 廢 棄 物 處 理 事 業	62 000	62 000	—
5	簡 易 水 道 整 備 事 業	15 700	15 700	—
6	と 畜 場 整 備 事 業	4 000	4 000	—
	合 計	2 171 400	1 250 900	920 500
五	公 營 企 業 借 換 債	3 000	—	3 000
六	公 營 交 通 事 業 再 建 費	69 500	—	69 500
七	特 別 転 貸 債	9 100	9 100	—
	総 計	2 253 000	1 260 000	993 000

# 地方債許可状況

(単位 百万円)

許 可		額 (49. 1. 31 現在)		
総 額	政 府 資 金	公 募	交 付 公 債	
843 094	412 547	428 547		2 000
260 498	83 000	177 498		—
141 772	93 857	45 915		2 000
50 094	50 094	—		—
58 998	58 998	—		—
—	—	—		—
234 995	53 429	181 566		—
66 103	66 103	—		—
7 066	7 066	—		—
—	—	—		—
23 568	—	23 568		—
440 601	201 312	231 766		7 523
25 211	16 102	9 109		—
249 962	185 210	64 752		—
165 428	—	157 905		7 523
568 336	241 911	326 425		—
7 125	4 398	2 727		—
334 553	165 807	168 746		—
25 419	8 478	16 941		—
137 077	51 100	85 977		—
7 693	3 750	3 943		—
15 514	—	15 514		—
40 955	8 378	32 577		—
178 060	173 556	4 504		—
15 663	15 663	—		—
41 516	39 639	1 877		—
55 783	55 481	302		—
49 636	47 511	2 125		—
11 768	11 768	—		—
3 694	3 494	200		—
2 030 091	1 029 326	991 242		9 523
—	—	—		—
24 209	—	24 209		—
—	—	—		—
2 054 300	1 029 326	1 015 451		9 523



第134表 地方財

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	昭和49年度	昭和48年度	増 減 額	増 減 率
地 方 税	71 957	55 471	16 486	29.7
普 通 税	66 644	51 058	15 586	30.5
地 方 課 税	5 313	4 413	900	20.4
地 方 道 路 課 税	2 155	1 801	354	19.7
石 油 ガ ス 課 税	1 260	1 197	63	5.3
航 空 機 燃 料 課 税	120	138	△ 18	13.0
自 動 車 重 量 課 税	24	20	4	20.0
特 別 と ん 課 税	663	364	299	82.1
地 方 交 付 税	88	82	6	7.3
地 庫 支 出 金	34 144	29 074	5 070	17.4
義務教育職員給与費国庫負担金	45 372	39 645	5 727	14.4
その他普通補助負担金等	9 146	7 189	1 957	27.2
生活保護費負担金	14 433	11 411	3 022	26.5
結核医療費負担金	4 422	3 549	873	24.6
児童保護費負担金	632	549	83	15.2
精神衛生費負担金	1 710	1 315	395	30.1
農業構造改善事業費負担金	667	529	138	26.0
老人保護費負担金	356	347	9	2.5
その他の補助負担金等	535	393	142	36.1
公共事業費補助負担金	6 111	4 729	1 382	29.2
普通建設事業費補助負担金	20 605	20 081	524	2.6
災害復旧事業費補助負担金	18 926	17 669	1 257	7.1
失業対策事業費負担金	1 679	2 412	△ 733	30.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	586	509	77	15.3
施設等所在市町村調整交付金	71	53	18	34.0
交通安全対策特別交付金	27	20	7	34.3
電源開発促進対策交付金	408	382	26	6.7
特定防衛施設周辺整備調整交付金	91	—	91	皆 増
地 方 債	5	—	5	皆 増
使 用 料 及 び 手 数 料	10 290	10 740	△ 450	4.2
雑 収 入	1 973	1 744	229	13.1
歳 入 合 計	7 862	7 035	827	11.8
	173 753	145 510	28 243	19.4

政 計 画

その2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	昭和49年度	昭和48年度	増 減 額	増 減 率
給 与 関 係 経 費	50 266	40 679	9 587	23.6
給 与 費	49 413	40 030	9 383	23.4
義務教育関係職員	18 861	14 670	4 191	28.6
警察職員	5 634	4 624	1 010	21.8
一般職員及び義務制以外の の教員並びに特別職等	24 918	20 736	4 182	20.2
恩 給 費	853	649	204	31.4
一 般 行 政 経 費	38 728	31 221	7 507	24.0
国庫補助負担金等を伴うもの	19 899	15 857	4 042	25.5
生活保護費	5 538	4 445	1 093	24.6
結核医療費	816	714	102	14.3
児童保護費	2 182	1 677	505	30.1
精神衛生費	850	676	174	25.8
その他の一般行政経費	10 513	8 345	2 168	26.0
国庫補助負担金を伴わないもの	18 829	15 364	3 465	22.6
公 債 費	7 821	6 091	1 730	28.4
公 持 補 修 費	3 092	2 368	724	30.6
公 資 的 経 費	63 617	59 636	3 981	6.7
直 轄 事 業 負 担 金	2 218	2 181	37	1.7
公 共 事 業 費	33 140	31 948	1 192	3.7
普通建設事業費	30 988	28 882	2 106	7.3
災害復旧事業費	2 152	3 066	△ 914	△ 29.8
失 一 般 事 業 費	873	757	116	15.3
普通建設事業費	11 658	10 790	868	8.0
災害復旧事業費	11 516	10 477	1 039	9.9
特別事業費	142	313	△ 171	△ 54.6
長期計画事業費	15 728	13 960	1 768	12.7
過密過疎等対策事業費	9 230	8 486	744	8.8
広域市町村圏振興整備事業費	4 915	3 891	1 024	26.3
土 地 開 発 基 金 等	1 583	1 583	0	0.0
土地開発基金等	2 700	—	2 700	皆増
土地開発基金	1 400	—	1 400	皆増
財政調整基金	1 300	—	1 300	皆増
公 営 企 業 繰 出 金	3 505	2 609	896	34.3
収 益 勘 定 繰 出 金	1 813	1 237	576	46.6
資 本 勘 定 繰 出 金	1 692	1 372	320	23.3
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	4 024	2 906	1 118	38.5
歳 出 合 計	173 753	145 510	28 243	19.4

第135表 地 方 税 収

税 目	昭和48年度 当初見込額 (A)	昭 和	
		昭和48年度当初 見込額に対する 自然増減収額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)
道 府 県 税			
普通税			
道府県民税	664 147	287 337	951 484
個人均等割	3 499	139	3 638
法人均等割	822	77	899
所得割	445 469	218 420	663 889
法人税割	214 357	68 701	283 058
事業税	1 259 939	442 297	1 702 236
個人	53 465	24 430	77 895
法人	1 206 474	417 867	1 624 341
不動産取得税	152 950	37 732	190 682
道府県たばこ消費税	114 884	10 009	124 893
娯楽施設利用税	72 139	△ 15 780	56 359
料理飲食等消費税	160 856	67 011	227 867
自動車税	263 944	72 557	336 501
鉱区税	744	△ 109	635
狩猟免許税	2 059	△ 324	1 735
道府県法定外普通税及び 旧法による税	130	△ 13	117
固定資産税(特例分)	2 454	37	2 491
普通税計	2 694 246	900 754	3 595 000
目的税			
自動車取得税	91 955	22 149	114 104
軽油引取税	188 252	△ 7 106	181 146
入猟税	1 559	△ 212	1 347
目的税計	281 766	14 831	296 597
道府県税計	2 976 012	915 585	3 891 597
市 町 村 税			
普通税			
市町村民税	1 107 655	511 856	1 619 511
個人均等割	13 289	521	13 810
法人均等割	3 825	350	4 175
所得割	742 171	403 618	1 145 789

# 入 見 込 状 況

(単位 百万円・%)

49 年 度			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	前年度当初見 込額に対する 増減収額 (G)-(A) (H)	増 減 率 (H)/(A)
税制改正による増減収額					
地方税法の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
▲ 75 398	10 100	▲ 65 298	886 186	222 039	33.4
▲ 26	—	▲ 26	3 612	113	3.2
—	—	—	899	77	9.4
▲ 63 775	—	▲ 63 775	600 114	154 645	34.7
▲ 11 597	10 100	▲ 1 497	281 561	67 204	31.4
▲ 50 089	▲ 96	▲ 50 185	1 652 051	392 112	31.1
▲ 32 210	—	▲ 32 210	45 685	▲ 7 780	▲ 14.6
▲ 17 879	▲ 96	▲ 17 975	1 606 366	399 892	33.1
▲ 310	—	▲ 310	190 372	37 422	24.5
—	—	—	124 893	10 009	8.7
—	—	—	56 359	▲ 15 780	▲ 21.9
▲ 3 290	—	▲ 3 290	224 577	63 721	39.6
▲ 2	—	▲ 2	336 499	72 555	27.5
—	—	—	635	▲ 109	▲ 14.7
—	—	—	1 735	▲ 324	▲ 15.7
—	—	—	117	▲ 13	▲ 10.0
▲ 688	—	▲ 688	1 803	▲ 651	▲ 26.5
▲ 129 777	10 004	▲ 119 773	3 475 227	780 981	29.0
54 014	—	54 014	168 118	76 163	32.8
—	—	—	181 146	▲ 7 106	▲ 3.8
—	—	—	1 347	▲ 212	▲ 13.6
54 014	—	54 014	350 611	68 845	24.4
▲ 75 763	10 004	▲ 65 759	3 825 838	849 826	23.6
▲ 26 541	16 142	▲ 10 399	1 609 112	501 457	45.3
▲ 106	—	▲ 106	13 704	415	3.1
—	—	—	4 175	350	9.2
▲ 113 419	—	▲ 113 419	1 032 370	290 199	39.1

第135表 地方税収入

税目	昭和48年度 当初見込額 (A)	昭和		
		昭和48年度当初 見込額に対する 自然増減収額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)	
法人税	348 370	107 367	455 737	
固定資産税	946 486	309 111	1 255 597	
純固定資産税	土地	345 695	213 418	559 113
	家屋	320 381	58 565	378 946
	償却資産	236 387	31 324	267 711
交付金	8 877	1 482	10 359	
納付金	35 146	4 322	39 468	
軽自動車税	29 946	△ 768	29 178	
市町村たばこ消費税	201 883	17 589	219 472	
電気税	117 145		105 305	
		ガス税	2 348	14 188
鉱産税	2 296	- 882	1 414	
木材引取税	2 468	△ 345	2 123	
特別土地保有税	1 181	45 225	46 406	
市町村法定外普通税	2 482	786	3 268	
及び旧法による普通税計	2 411 542	884 920	3 296 462	
目的税				
入湯税	4 537	41	4 578	
都市計画税	154 672	21 332	176 004	
水利地益税等	350	- 72	278	
目的税計	159 559	21 301	180 860	
市町村税計	2 571 101	906 221	3 477 322	
地方税合計				
道府県税	2 976 012	915 585	3 891 597	
市町村税	2 571 101	906 221	3 477 322	
合計	5 547 113	1 821 806	7 368 919	

## 見 込 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

49 年 度					増 減 率 (H)/(A)
税制改正による増減収額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	前年度当初見 込額に対する 増減収額 (G)-(A) (H)	
地方税法の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
86 984	16 142	103 126	558 863	210 493	60.4
△ 92 124	—	△ 92 124	1 163 473	216 987	22.9
△ 99 645	—	△ 99 645	459 468	113 773	32.9
137	—	137	379 083	58 702	18.3
6 880	—	6 880	274 591	38 204	16.2
504	—	504	10 863	1 986	22.4
—	—	—	39 468	4 322	12.3
—	—	—	29 178	△ 768	△ 2.6
—	—	—	219 472	17 589	8.7
△ 1 835	—	△ 1 835	103 470	} △ 2 456	△ 2.1
△ 2 969	—	△ 2 969	11 219		
—	—	—	1 414	△ 882	△ 38.4
—	—	—	2 123	△ 345	△ 14.0
—	—	—	46 406	45 225	3 829.4
—	—	—	3 268	786	31.7
△ 123 469	16 142	△ 107 327	3 189 135	777 593	32.2
—	—	—	4 578	41	0.9
△ 109	—	△ 109	175 895	21 223	13.7
—	—	—	278	△ 72	△ 20.6
△ 109	—	△ 109	180 751	21 192	13.3
△ 123 578	16 142	△ 107 436	3 369 886	798 785	31.1
△ 75 763	10 004	△ 65 759	3 825 838	849 826	28.6
△ 123 578	16 142	△ 107 436	3 369 886	798 785	31.1
△ 199 341	26 146	△ 173 195	7 195 724	1 648 611	29.7

第136表 地方交付税

区 分	昭和49年度 (a)	昭和48年	
		当 初 (b)	補 正
国 税 三 税 (A)	10 572 000	8 506 900	1 325 000
所 得 税	4 759 000	4 241 900	555 000
法 人 税	4 928 000	3 538 400	705 000
酒 税	885 000	726 600	65 000
地 方 交 付 税 (B)	3 382 287	2 781 148	424 000
(A) × 32.0%	3 383 040	2 722 208	424 000
過年度特例措置	—	30 000	—
49年度特例措置	△ 167 960	—	—
精 算	167 207	28 940	—
臨時沖繩特別交付金 (C)	32 100	38 800	—
返 還 金 (D)	10	—	—
借 入 金 (E)	—	95 000	△ 95 000
借 還 金 (F)	—	△ 7 500	△ 104 600
合 計 (B)+(C)+(D)+(E)+(F)	3 414 397	2 907 448	224 400

第137表 地 方

区 分	昭和49年度	昭和48年度	増減額	区 分	昭和49年度	昭和48年度	増減額
一 般 会 計 債				準 公 營 企 業 債			
一 般 公 共 事 業	1 067	3 013	△ 1 946	港 湾 整 備 事 業	350	300	50
公 營 住 宅 建 設 事 業	2 719	2 216	503	下 水 道 事 業	2 125	2 614	△ 489
災 害 復 旧 事 業	382	620	△ 238	地 域 開 発 事 業	1 729	1 496	233
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1 550	1 150	400	臨 海 土 地 造 成 事 業	828	756	72
産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	20	20	0	内 陸 工 業 用 地 等 造 成 事 業	220	200	20
一 般 単 独 事 業	930	814	116	流 通 業 務 団 地 造 成 事 業	76	60	16
辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	810	670	140	都 市 開 発 事 業	365	300	65
同 和 対 策 事 業	390	270	120	住 宅 用 地 造 成 事 業	240	180	60
新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	299	281	18	公 有 林 整 備 事 業 ・ 草 地 開 発 事 業	(120)	(103)	(17)
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	512	420	92				
計	8 679	9 474	△ 795	計	(120)	(103)	(17)
					4 204	4 410	△ 206

- (注) 1 公有林整備事業及び草地開発事業の( )書きは、公営企業金融公庫が農林漁  
 2 特別地方債の産業廃棄物処理事業、同和対策事業、下水道事業及び上水道事業及び公営企業債の上水道事業に含まれている厚生年金資金及び国民年

# の 算 定 基 礎

(単位 百万円・%)

度 最 終 (c)	比 較		増 減 率	
	対前年度当初 (a)-(b)	対前年度最終 (d)	対前年度当初 (d)/(b)	対前年度最終 (e)/(c)
9 831 900	2 065 100	740 100	24.3	7.5
4 796 900	517 100	△ 37 900	12.2	△ 0.8
4 243 400	1 389 600	684 600	39.3	16.1
791 600	158 400	93 400	21.8	11.8
3 205 148	601 139	177 139	21.6	5.5
3 146 208	660 832	236 832	24.3	7.5
30 000	△ 30 000	△ 30 000	皆減	皆減
—	△ 167 960	△ 167 960	—	—
28 940	138 267	138 267	477.8	477.8
38 800	△ 6 700	△ 6 700	△ 17.3	△ 17.3
—	10	10	皆増	皆増
0	△ 95 000	—	皆減	—
△ 112 100	7 500	112 100	—	—
3 131 848	506 949	282 549	17.4	9.0

## 債 計 画

(単位 億円)

区 分	昭和49 年 度	昭和48 年 度	増減額	区 分	昭和49 年 度	昭和48 年 度	増減額
公 營 企 業 債	100	81	19	レクリエーション・スポーツ施設	200	200	0
電 気 事 業	4 500	3 350	1 150	一般廃棄物処理事業	806	620	186
上 水 道 事 業	450	440	10	簡易水道事業	190	157	33
工 業 用 水 道 事 業	1 650	1 464	186	と畜場整備事業	43	40	3
都 市 高 速 鉄 道 事 業	100	80	20	小 計	2 469	1 949	520
一 般 交 通 事 業	135	174	△ 39	産業廃棄物処理事業(再掲)	10	10	0
有 料 道 路 事 業	347	292	55	同和对策事業(再掲)	325	225	100
市 場、ガ 斯、観 光 等 事 業	246	200	46	下水道事業(再掲)	516	550	△ 34
市 場 事 業	43	34	9	上水道事業(再掲)	500	809	△ 309
ガ 斯 事 業	50	50	0	計	3 820	3 543	277
駐 車 場 整 備 事 業	8	8	0	合 計	(120)	(103)	(17)
観 光 其 他 事 業	7 282	5 881	1 401	公 營 企 業 借 換 債	22 634	21 714	920
計				公 營 交 通 事 業 再 建 債	30	30	0
特 別 地 方 債	200	162	38	特 別 転 貸 債	79	695	△ 616
住 宅 事 業	520	400	120	公 立 病 院 特 例 債	102	91	11
病 院 事 業	710	570	140	計	545	—	545
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業	510	370	140	総 計	(120)	(103)	(17)
社 会 福 祉 施 設 等					23 390	22 530	860

業金融公庫から委託を受けて融資するものであって、外書である。  
 業の再掲額は、一般会計債の産業廃棄物処理事業、同和对策事業、準公営企業債の下  
 金資金分である。



## 第138表 主要経済指標及び

### その1 国民総生産等

区 分	昭和 37年度	38	39	40	41
国民総生産	216 595	255 921	296 619	328 125	384 495
国民所得	177 298	206 145	233 904	261 059	304 863
政府財貨サービス購入	40 532	45 991	53 280	61 761	70 677
うち地方財政財貨サービス購入	20 203	23 091	27 248	30 786	35 217
国内総固定資本形成のうち民間分	54 630	70 553	70 356	68 956	84 677
うち企業設備	42 292	46 702	54 670	50 125	62 856
鉱工業生産指数 (昭45=100、歴年)	34.6	40.4	46.8	48.6	55.0
消費者物価指数 (昭45=100、歴年、全国分)	—	69.2	71.9	76.7	80.6

註 鉱工業生産指数は通商産業省調、消費者物価指数は総理府調、その他は経済企

区 分	増 減 率									
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
国民総生産	9.1	18.2	15.9	10.6	17.2	17.9	17.8	18.0	16.3	
国民所得	12.5	16.3	13.5	11.6	16.8	19.1	18.4	16.2	18.5	
政府財貨サービス購入	23.2	13.5	15.9	15.9	14.4	15.4	13.9	11.5	17.9	
うち地方財政財貨サービス購入	22.8	14.3	18.0	13.0	14.4	13.2	17.2	18.7	23.9	
国内総固定資本形成のうち民間分	14.7	29.1	0.3	2.0	22.8	28.5	23.0	27.2	14.0	
うち企業設備	0.0	10.4	17.1	8.3	25.4	28.6	24.1	28.1	13.6	
鉱工業生産指数 (歴年)	8.4	11.4	15.7	3.7	13.2	19.4	17.8	16.8	16.1	
消費者物価指数 (歴年、全国分)	—	—	3.9	6.7	5.1	4.0	5.3	5.3	7.6	

# 地方財政計画等の推移

(単位 億円・%)

42	43	44	45	46	47
453 221	533 680	629 972	732 372	814 464	955 644
363 120	430 058	499 763	592 330	656 424	761 456
81 582	92 916	103 619	122 215	148 176	181 748
39 883	46 738	55 498	68 771	84 479	101 647
108 815	133 886	170 338	194 222	201 315	240 552
80 818	100 309	128 447	145 937	149 161	170 349
65.7	75.8	87.9	100.0	102.6	110.1
83.8	88.2	92.9	100.0	106.1	110.9

画庁調による。

		指						数					
46	47	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
11.2	17.3	100	118	137	151	178	209	246	291	338	376	441	
10.8	16.0	100	116	132	147	172	205	243	282	334	370	429	
21.2	22.7	100	113	131	152	174	201	229	256	302	366	448	
22.8	20.3	100	114	135	152	174	197	231	275	340	418	503	
3.7	19.5	100	129	129	126	155	199	245	312	356	369	440	
2.2	14.2	100	110	129	119	149	191	237	304	345	353	403	
2.6	7.3	100	117	135	140	159	190	219	254	289	297	318	
6.1	4.5	—	100	104	111	116	121	127	134	145	153	160	

第138表 主要経済指標及び

その2 予算及び地方財政計画(当初)

区 分	昭和37年度	38	39	40	41	
国の一般会計	2 426 801	2 850 008	3 255 438	3 658 080	4 314 270	
財政投融资計画	905 200	1 109 700	1 340 200	1 620 600	2 027 300	
地方財政計画	2 285 073	2 633 593	3 138 127	3 612 149	4 134 800	
うち	給与費	817 351	956 845	1 095 339	1 277 289	1 435 400
	投資的経費	794 430	914 302	1 133 900	1 296 300	1 545 400
	うち普通建設事業費	636 448	784 641	1 001 300	1 150 584	1 369 400
地方債計画	(1 200) 245 000	(1 500) 315 000	(1 700) 398 400	(2 100) 484 900	(2 600) 670 700	

(注) ( )書は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共

区 分	増					減			
	37	38	39	40	41	42	43	44	
国の一般会計	24.3	17.4	14.2	12.4	17.9	14.8	17.5	15.8	
財政投融资計画	17.0	22.6	20.8	20.9	25.1	17.8	13.0	14.0	
地方財政計画	19.5	15.3	19.2	15.2	14.5	15.4	17.5	18.5	
うち	給与費	17.5	17.1	14.5	16.6	12.4	12.6	15.4	15.4
	投資的経費	27.2	15.1	24.0	14.3	19.2	15.8	11.8	22.6
	うち普通建設事業費	25.1	23.3	27.6	14.9	19.0	18.1	12.0	25.4
地方債計画	22.5	20.6	26.5	21.7	38.3	△ 1.5	2.5	15.9	

# 地方財政計画等の推移(つづき)

(単位 百万円・%)

42	43	44	45	46	47
4 950 910	5 818 598	6 739 574	7 949 764	9 414 315	11 467 681
2 388 400	2 699 000	3 077 000	3 579 900	4 280 400	5 635 000
4 771 400	5 605 100	6 639 700	8 123 300	9 717 200	11 749 800
1 616 600	1 865 000	2 153 100	2 473 400	2 935 400	3 462 700
1 790 000	2 000 600	2 453 000	3 040 300	3 661 300	4 602 100
1 617 700	1 812 500	2 272 600	2 854 200	3 478 600	4 336 800
(3 500) 660 900	(4 000) 677 300	(4 400) 785 200	(4 600) 908 200	(4 900) 1 086 000	(8 000) 1 727 800

団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって外書である。

率			指 数										
45	46	47	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
18.0	18.4	21.8	100	117	134	151	178	204	240	278	328	388	473
16.3	19.6	31.6	100	123	148	179	224	264	298	340	395	473	623
22.3	19.6	20.9	100	115	137	158	181	209	245	291	355	425	514
14.9	18.7	18.0	100	117	134	156	176	198	228	263	303	359	424
23.9	20.4	25.7	100	115	143	163	195	225	252	309	383	461	579
25.6	21.9	24.7	100	123	157	181	215	254	285	357	448	547	681
15.7	19.6	59.1	100	129	163	198	274	270	276	320	371	443	705

第138表 主要経済指標及び

その3 決算額(総括)

区 分	昭和 37年度	38	39	40	41
国の一般会計歳入	2 947 623	3 231 214	3 446 769	3 773 097	4 552 146
国 税	2 390 697	2 731 724	3 159 246	3 279 652	3 663 006
うち法人税	780 374	862 914	975 389	927 120	1 031 698
国の一般会計歳出	2 556 617	3 044 292	3 310 969	3 723 017	4 459 196
普通会計歳入	2 982 859	3 397 659	3 910 921	4 478 036	5 177 746
普通会計歳出	2 887 366	3 308 833	3 821 968	4 365 140	5 026 177
地方 税	1 056 684	1 212 860	1 399 598	1 549 421	1 768 587
一般財源	1 574 936	1 829 205	2 109 212	2 342 670	2 651 572
義務的経費	1 235 519	1 494 538	1 732 327	2 001 146	2 256 147
人件費	996 891	1 196 932	1 394 003	1 602 453	1 788 730
投資的経費	1 068 003	1 159 894	1 343 724	1 532 915	1 803 629
普通建設事業費	867 973	969 995	1 149 499	1 318 987	1 566 137
国と地方の歳出純計	4 261 125	4 962 845	5 575 782	6 301 206	7 439 024
うち租 税	3 447 381	3 944 584	4 558 844	4 829 073	5 431 594

区 分	増 減 率									
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
国の一般会計歳入	17.2	9.6	6.7	9.5	20.6	16.4	14.3	17.3	19.0	
国 税	7.3	14.3	15.7	3.8	11.7	20.0	21.1	21.3	20.4	
うち法人税	9.3	10.6	13.0	4.9	11.3	26.8	21.7	26.2	27.8	
国の一般会計歳出	23.9	19.1	8.8	12.4	19.8	14.7	16.1	16.5	18.6	
普通会計歳入	18.8	13.9	15.1	14.5	15.6	14.5	17.4	19.3	21.7	
普通会計歳出	20.8	14.6	15.5	14.2	15.1	13.9	17.5	19.4	22.2	
地方 税	19.6	14.8	15.4	10.7	14.1	21.5	20.0	19.8	21.4	
一般財源	16.3	16.1	15.3	11.1	13.2	19.8	19.1	22.7	21.3	
義務的経費	17.3	21.0	15.9	15.5	12.7	14.1	15.5	14.7	19.7	
人件費	19.7	20.1	16.5	15.0	11.6	13.5	13.7	16.2	19.6	
投資的経費	27.7	8.6	15.8	14.1	17.7	12.4	20.1	19.3	25.6	
普通建設事業費	33.3	11.3	18.5	14.7	18.7	13.9	23.0	21.3	27.7	
国と地方の歳出純計	22.1	16.5	12.4	13.0	18.1	14.9	16.6	18.8	20.9	
うち租 税	10.0	14.4	15.6	5.9	12.5	20.5	20.7	20.8	20.7	

地方財政計画等の推移 (つづき)

(単位 百万円・%)

42	43	44	45	46	47
5 299 446	6 059 873	7 109 267	8 459 181	9 970 859	12 793 873
4 396 804	5 323 848	6 455 384	7 775 386	8 443 932	10 400 568
1 307 966	1 591 884	2 008 713	2 567 168	2 556 453	2 992 223
5 113 035	5 937 082	6 917 838	8 187 697	9 561 131	11 932 172
5 926 311	6 958 874	8 305 229	10 103 998	12 179 449	15 090 702
5 725 497	6 729 574	8 033 912	9 814 878	11 909 529	14 618 283
2 149 522	2 580 128	3 090 179	3 750 668	4 235 746	5 004 482
3 177 698	3 785 222	4 644 090	5 657 603	6 462 940	7 721 391
2 575 041	2 973 338	3 410 082	4 083 196	4 827 972	5 963 599
2 030 312	2 308 101	2 681 035	3 205 486	3 799 196	4 546 023
2 026 549	2 434 083	2 904 690	3 649 178	4 625 943	5 758 637
1 784 456	2 194 570	2 662 452	3 398 753	4 338 819	5 301 232
8 544 846	9 960 591	11 836 825	14 315 436	17 111 854	21 040 313
6 546 326	7 903 976	9 545 563	11 526 053	12 679 678	15 405 050

		指 数										
46	47	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
17.9	28.3	100	110	117	128	154	180	206	241	287	338	434
8.6	23.2	100	114	132	137	153	184	223	270	325	353	435
0.4	17.0	100	111	125	119	132	168	204	257	329	328	383
16.8	24.8	100	119	130	146	174	200	232	271	320	374	467
20.5	23.9	100	114	131	150	174	199	233	278	339	408	506
21.3	22.7	100	115	132	151	174	198	233	278	340	412	506
12.9	18.1	100	115	132	147	167	203	244	292	355	401	474
14.2	19.5	100	116	134	149	168	202	240	295	359	410	490
18.2	23.5	100	121	140	162	183	208	241	276	330	391	483
18.5	19.7	100	120	140	161	179	204	232	269	322	381	456
26.8	24.5	100	109	126	144	169	190	228	272	342	433	539
27.7	22.2	100	112	132	152	180	206	253	307	392	500	611
19.5	23.0	100	116	131	148	175	201	234	278	336	402	494
10.0	21.5	100	114	132	140	158	190	229	277	334	368	447

第138表 主要経済指標及び

その4 決算額(都道府県分、市町村分)

区 分		昭和 37年度	38	39	40	41
都道府県分	歳入	1 899 339	2 148 699	2 434 674	2 766 069	3 184 017
	一般財源税	931 000	1 079 267	1 237 407	1 374 662	1 552 094
	地方事業税	575 595	<u>660 443</u>	<u>767 371</u>	848 397	<u>986 763</u>
	うち法人事業税	248 185	277 091	304 425	304 568	357 274
	歳出	1 837 762	2 095 868	2 386 781	2 708 952	3 102 273
	義務的経費	829 150	998 914	1 147 728	1 304 028	1 455 581
市町村分	人件経費	701 514	836 966	969 233	1 107 191	1 228 534
	投資的経費	680 178	730 150	827 034	935 622	1 096 725
	普通建設事業費	599 617	608 694	704 970	803 686	943 673
	歳入	1 188 634	1 376 697	1 618 611	1 883 449	2 209 471
市町村分	一般財源税	645 767	752 563	873 363	972 246	1 106 356
	地方	481 089	<u>552 417</u>	<u>632 227</u>	<u>701 024</u>	<u>781 824</u>
	歳出	1 154 719	1 340 701	1 577 552	1 827 671	2 139 646
	義務的経費	406 532	495 720	584 599	699 767	804 139
	人件経費	295 398	359 966	424 770	495 262	560 196
	投資的経費	445 995	498 814	594 999	687 792	817 535
普通建設事業費	361 296	416 347	508 925	589 352	712 681	

区 分		増					減			
		37	38	39	40	41	42	43	44	
都道府県分	歳入	19.2	13.1	13.3	13.6	15.1	14.3	17.6	18.2	
	一般財源税	15.0	15.9	14.8	10.9	12.9	21.5	20.5	21.8	
	地方事業税	15.6	14.7	16.2	10.6	16.3	23.6	24.2	22.4	
	うち法人事業税	12.0	11.6	9.9	0.0	17.3	28.4	26.4	26.2	
	歳出	21.4	14.0	13.9	13.5	14.5	13.9	17.9	18.2	
	義務的経費	16.0	20.5	14.9	13.6	11.6	12.9	14.5	13.5	
市町村分	人件経費	18.3	19.3	15.8	14.2	11.0	13.1	12.8	15.2	
	投資的経費	30.5	7.3	13.3	13.1	17.2	13.1	19.6	15.3	
	普通建設事業費	37.3	10.7	15.8	14.0	17.4	14.7	23.0	17.4	
	歳入	19.0	15.8	17.6	16.4	17.3	14.6	18.6	22.0	
市町村分	一般財源税	18.3	16.5	16.1	11.3	13.8	17.6	19.3	24.9	
	地方	17.7	14.8	14.4	10.9	11.5	18.9	14.5	16.1	
	歳出	20.5	16.1	17.7	15.9	17.1	13.9	18.5	22.2	
	義務的経費	20.0	21.9	17.9	19.7	14.9	16.4	17.2	16.8	
	人件経費	23.2	21.9	18.0	16.6	13.1	14.4	15.5	18.3	
	投資的経費	23.6	11.8	19.3	15.6	18.9	12.1	20.7	23.6	
普通建設事業費	27.3	15.2	22.2	15.8	20.9	12.8	23.3	26.0		

地方財政計画等の推移(つづき)

(単位 百万円・%)

42	43	44	45	46	47
3 638 526	4 279 458	5 057 598	6 053 912	7 167 981	8 821 048
1 885 230	2 271 444	2 765 801	3 323 992	3 662 179	4 311 701
1 219 928	1 515 510	1 854 498	2 265 873	2 461 479	2 871 268
458 778	579 720	731 563	911 450	902 060	1 047 731
3 532 819	4 166 590	4 925 076	5 915 031	7 073 823	8 617 835
1 643 951	1 882 905	2 137 648	2 528 896	2 928 365	3 515 256
1 389 445	1 567 941	1 805 775	2 135 155	2 489 603	2 937 105
1 240 580	1 484 073	1 711 541	2 096 012	2 635 138	3 310 305
1 082 439	1 331 709	1 563 965	1 948 209	2 464 400	3 006 390
2 532 405	3 003 748	3 665 812	4 535 219	5 599 266	7 037 487
1 301 409	1 553 198	1 939 663	2 401 162	2 870 804	3 495 339
929 594	1 064 617	1 235 681	1 484 795	1 774 267	2 133 214
2 437 300	2 887 316	3 527 017	4 384 980	5 423 503	6 768 282
935 870	1 096 634	1 280 760	1 565 644	1 915 615	2 469 851
640 867	740 160	875 261	1 070 331	1 309 593	1 608 918
916 128	1 105 779	1 367 133	1 754 078	2 233 493	2 773 956
803 940	991 151	1 249 216	1 632 251	2 095 119	2 569 351

率			指										数	
45	46	47	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
19.7	18.4	23.1	100	113	128	146	168	192	225	266	319	377	464	
20.2	10.2	17.7	100	116	133	148	167	202	244	297	357	393	463	
22.2	8.6	16.6	100	115	133	147	171	212	263	322	394	428	499	
24.6	1.0	16.1	100	112	123	123	144	185	234	295	367	363	422	
20.1	19.6	21.8	100	114	130	147	169	192	227	268	322	385	469	
18.3	15.8	20.0	100	120	138	157	176	198	227	258	305	353	424	
18.2	16.8	18.0	100	119	138	158	175	198	224	257	304	355	419	
22.5	25.7	25.6	100	107	122	138	161	182	218	252	308	387	487	
24.6	26.5	22.0	100	102	118	134	157	181	222	261	325	411	501	
23.7	23.5	25.7	100	116	136	158	186	213	253	308	382	471	592	
23.8	19.6	21.8	100	117	135	151	171	202	241	300	372	445	541	
20.2	19.5	20.2	100	115	131	146	163	193	221	257	309	369	443	
24.3	23.7	24.8	100	116	137	158	185	211	250	305	380	470	586	
22.2	22.4	28.9	100	122	144	172	198	230	270	315	385	471	608	
22.3	22.4	22.9	100	122	144	168	190	217	251	296	362	443	545	
28.3	27.3	24.2	100	112	133	154	183	205	248	307	393	501	622	
30.7	28.4	22.6	100	115	141	163	197	223	274	346	452	580	711	



## 昭和 47 年度地方財政計画策定方針

昭和 47 年度の地方財政は、景気の停滞による地方税および地方交付税の伸びの鈍化、地方税負担の軽減についての強い要請、生活関連施設等各種社会資本の整備、社会福祉の充実等のための財政需要の増大等きびしい財政環境の下において、国と同一の基調により、従来にもまして、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行なうことをその基本とし、地方財源の確保に特段の配慮を加えつつ、住民負担の軽減合理化を推進するとともに、計画的に地方の行政水準の一層の向上を図り、あわせて地方公営企業の健全化を促進することを目途として、次の方針に基づいて地方財政計画を策定するものとする。

- 1 個人の住民税、個人の事業税、電気ガス税などについて地方税負担の軽減合理化を図る。
- 2 空港関係市町村における空港対策に要する財源に充てるため、航空機燃料譲与税を創設する。
- 3 地方税、地方交付税等の伸びの鈍化、地方税の大幅減税、財政需要の状況等を考慮して、地方財源の確保を図るため次の措置を講ずる。
  - (1) 昭和 47 年度に限り、国の一般会計から臨時地方特例交付金 1,050 億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れる。
  - (2) 交付税及び譲与税配付金特別会計において、資金運用部資金から 1,600 億円を借り入れる。
  - (3) 公共投資の拡大に伴う地方費の増加に対処するとともに、地域の特性に応じて生活関連公共施設等の整備を図るため、地方債資金を積極的に活用することとし、前年度(当初)に比し、4,908 億円の地方債を増額する。
- 4 沖縄の地方公共団体に対し、交付する必要があると見込まれる地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金 365 億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。
- 5 地域経済社会の変動に対処し、住みよい環境づくりを推進するため、国庫補助負担制度の拡充を図るとともに、地方交付税の配分および地方債の拡充により財政措置を充実する。
  - (1) 人口急増地域における公共施設を整備する。
    - ア 義務教育施設の整備について国庫補助負担制度を充実改善する等の財政措置を講ずる。
    - イ そのほか、各種生活関連公共施設の整備を促進するための財政措置を講ずる。
  - (2) 過疎地域の現状に即し、過疎対策を推進する。
    - ア 過疎地域における各種公共施設等を整備するため、過疎および辺地対策事業

債を増額する等財政措置を拡充する。

イ へき地医療の確保、集落整備等の施策を推進する。

- (3) 地域住民の生活環境の改善と安全を図るため、引き続き公害対策を積極的に推進するとともに、交通安全対策および消防救急対策について人員および施設の充実整備を図る。
  - (4) 老人医療費特別措置制度の確立等社会福祉の充実を図るとともに、教育振興対策および消費者行政をさらに推進する。
  - (5) 広域市町村圏の振興のための措置を推進し、行政の広域化をすすめる。
- 6 各種長期計画の策定および改定に即応しつつ、地域の特性に応じて、地方財政の長期的見地から社会資本の計画的な整備を推進する。
- (1) 都市公園整備、治山事業、治水事業各5箇年計画等の策定および改定に基づく昭和47年度の事業の円滑な実施を確保するための所要の措置を講ずる。
  - (2) 地方道、下水道、清掃施設、住宅等住民の生活に直結する各種の公共施設を計画的、総合的に整備する。
  - (3) 公共用地の先行取得を促進するための措置を強化する。
- 7 地方公営企業の経営基盤を強化し、その健全化を図る。
- (1) 公営企業金融公庫にかかる政府保証債の枠の拡大等により、地方公営企業に対する貸付資金を増額し、貸付条件を改善するとともに、地方道路公社等を新たに融資対象に加えその業務の拡充を図る。
  - (2) 公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化をすすめる。
- 8 地方財政の健全化をすすめるとともに、財政秩序を確立する。
- (1) 公立小学校施設整備における国庫負担率の引上げ等国庫補助負担制度の合理化を通じて地方負担の軽減を図る。
  - (2) 定員管理の合理化を図るとともに、既定経費を節約する。
  - (3) 受益者負担の原則の見地から使用料、手数料の適正化を図る。
  - (4) 住民の税外負担の解消を図るとともに、引き続き国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担を解消するための措置を検討する。
  - (5) 地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に機動的かつ弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保する。

## 昭和48年度地方財政計画策定方針

現下の社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和48年度の地方財政については、国と同一の基調により、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、適切な行財政運営を行なうことを基本とし、地方財源の確保に配慮を加えつつ、長期

の視野の下に、積極的に住民福祉の充実向上を図るものとする。このため住民負担の軽減合理化を推進するとともに、計画的に社会福祉の充実、社会資本の整備等地方行政水準の着実な向上を図り、あわせて地方公営企業の経営の健全化を積極的に促進することを目的として、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 個人の住民税および事業税、電気ガス税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 土地に対する固定資産税の課税の適正化を図るとともに、特別土地保有税を創設する。
- 3 地方税および地方交付税の伸長の状況等を考慮しつつ、昭和47年度において講じられた地方交付税の特例措置がなくなることによる影響を緩和するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から950億円を借り入れる。
- 4 沖縄県および同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金388億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。
- 5 福祉優先の基調に立脚し、社会福祉施策等を充実するとともに、住みよい生活環境を整備するため、国庫補助負担制度の拡充ならびに地方交付税および地方債による財源措置の充実を図る。
  - (1) 老人福祉対策、児童福祉対策の拡充等社会福祉の一層の充実を図る。
  - (2) 義務教育諸学校の教職員の定数および処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策をさらに推進する。
  - (3) 地域住民の生活環境の改善と安全を図るため、公害対策を積極的に推進するとともに、交通安全対策および消防救急対策について人員および施設の充実整備を図る。
  - (4) 人口急増地域における公共施設等の整備を推進するため、児童生徒急増市町村における義務教育施設に対する国庫負担率を引上げる等国庫補助負担制度の充実改善を図るとともに、各種生活関連施設の整備を促進するための財源措置を講ずる。
  - (5) 過疎地域における公共施設等の整備を推進するため、過疎および辺地対策事業費を大幅に増額するとともに、集落の移転整備、へき地医療の確保等の過疎地域対策を促進するための財源措置を講ずる。
  - (6) 行政の広域化のすう勢に対処し、広域市町村圏の振興を図る。
- 6 各種長期計画の改定に即応しつつ、地域の特性に応じて、社会資本の計画的な整備を推進する。
  - (1) 地方道、上下水道、廃棄物処理施設、厚生福祉施設等の生活関連社会資本を総合的、計画的に整備するとともに、漁港の整備、土地改良等について、長期計画

の改定に即応して、事業の円滑な実施を確保するための所要の措置を講ずる。

- (2) 公共用地の先行取得の拡充等公有地の拡大を促進する。
- 7 地方公営企業の経営の健全化を積極的に推進し、経営基盤の安定を図る。
  - (1) 公営交通事業の経営悪化に対処するため、地下鉄事業に対する助成措置を大幅に拡充するとともに、路面交通事業について新たな再建制度を充足させる等経営の健全化を推進する。
  - (2) 地方公営企業に対する地方債を大幅に拡充するとともに、公営企業金融公庫の貸付資金の増額、貸付条件の改善、地方道路公社および土地開発公社に対する融資の充実等公庫業務の拡充を図る。
  - (3) 公営企業会計に対する一般会計の負担の合理化を図る。
- 8 地方財政の健全化を促進するとともに、財政秩序の確立を図る。
  - (1) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担を早期に解消するため所要の措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消を図る。
  - (2) 定員管理の合理化をすすめるとともに、既定経費を節減する。
  - (3) 地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保する。

## 昭和 49 年度地方財政計画策定方針

最近における物価上昇、石油問題等内外の経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和 49 年度の地方財政については、地方財源の確保に配慮を加えつつ、国と同一の基調により、総需要の抑制に資するため、公共投資をはじめとする歳出を極力圧縮するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、地域住民の生活の安定と福祉の充実を図るための施策を推進することを基本とし、あわせて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運用を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 個人の住民税及び事業税、小規模住宅用地の固定資産税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 市町村民税法人税割の税率の引上げ等により地方税源を拡充強化するとともに、自動車取得税の税率の引上げ並びに地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増強により地方道路財源の確保を図る。
- 3 地方財政の状況等を考慮し、地方交付税について、昭和 49 年度の特例として交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高に相当する 1,679 億 6,000 万円を減額し、後年度において調整する。
- 4 沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時

沖縄特別交付金 321 億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。

- 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金を増額する。
- 6 総需要抑制の見地から地方債の発行額を極力圧縮するとともに、地方債資金における政府資金の構成比率を高め、償還期限を延長する等地方債の質的改善を図る。
- 7 総需要抑制の要請をふまえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。
  - (1) 生活保護、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の一層の充実を図る。
  - (2) 義務教育諸学校等の教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策を推進する。
  - (3) 消防及び救急対策の強化、大震災対策の充実をすすめるとともに、公害対策及び交通安全対策を積極的に推進し、地域住民の生活環境の改善と安全の確保を図る。
  - (4) 上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等住民福祉の充実を図る見地から緊急度の高い事業の円滑な実施に資するため所要の財政措置を講ずる。
  - (5) 人口急増地域における公共施設等の整備を図るため、教育施設、消防施設等の整備に対する財政措置を拡充する。
  - (6) 過疎地域対策を推進するため、過疎及び辺地対策事業債の増額等を図るとともに、集落の移転整備、へき地の医療及び交通の確保等に必要の財政措置を拡充する。
  - (7) 公共用地の先行取得及び公有地の拡大に資するため、土地開発基金の増額等の措置を講ずる。
  - (8) 消費者行政の推進等住民生活の安定を図るための施策を推進する。
- 8 地方公営企業の経営の健全化を推進し、経営基盤の強化を図る。
  - (1) 病院事業の経営の現状にかんがみ、不良債務解消のため新たな助成措置を講じ、経営の健全化を図るとともに、交通事業の経営の再建を引き続き推進する。
  - (2) 地方公営企業に対する地方債について生活関連事業を中心に重点的な増額を行うとともに、政府資金及び公営企業金融公庫資金の貸付条件の改善を図る。
- 9 地方財政の健全化及び財政秩序の確立を図るとともに、地方財政の機動的、弾力的な運用を図るための措置を講ずる。
  - (1) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担を解消するため引き続き所要の措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消を図る。

- (2) 定員管理の合理化をすすめるとともに、既定経費を節減する。
- (3) 今後の経済情勢の推移並びに地方公務員の給与改定等の財政事情の変化に対応し、財政の弾力的運用を図るため、あらかじめ財源を留保する。

# 昭和47年度予算編成方針

46. 12. 30  
閣議決定

昭和47年度の財政運営に当たっては、通貨調整に伴う国際経済環境の新たな展開に即応しつつ、当面する国内経済の停滞をすみやかに克服し、国民福祉の向上を志向するわが国経済社会の新しい進展を期することをもって基本とする。このため、公債政策を積極的に活用し、社会資本の整備を一段と推進するほか、財源の重点的かつ効率的な配分と費用負担の適正化に努めつつ、各般にわたる国民福祉の向上のための政策の充実を図る。

昭和47年度予算及び財政投融资計画は、以上の基本方針のもとに、「昭和47年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、下記により編成する。

## 記

### 1 財政規模

財政の健全性を保ちつつ、一般会計予算及び財政投融资計画の規模の積極的な拡大を図る。

このため、公債発行額は1兆9,500億円とし、政府保証債の発行額は4,000億円とする。

### 2 税制改正

国民の税負担の軽減合理化を図るため、年内に繰上げ実施した所得税減税に加え、住民税、事業税等について減税を行なうとともに、妻及び心身障害者に関する相続税負担を軽減し、社会経済情勢の進展に即応して、持家の促進、老人寡婦対策、公害防止対策、中小企業対策等のために税制上の諸施策を講じ、また、空港施設等の整備充実に資するため、航空機燃料税(仮称)を創設する。

### 3 財源の重点的かつ効率的な配分

(1) 財源の重点的かつ効率的な配分を徹底しつつ、治水事業、治山事業、都市公園整備及び廃棄物処理施設についての新5か年計画を策定し、生活環境施設整備に重点をおいた各種社会資本の整備を進めるとともに、社会保障の充実、物価対策、公害防止及び交通安全対策、中小企業及び農林漁業の近代化、文教科学技術の振興、海外経済協力と貿易及び資源対策、雇用対策、沖縄振興対策、防衛力の計画的整備、法秩序の維持等の諸施策を着実に推進する。

(2) 各省庁の部局、特別会計及び特殊法人の新設は、厳にこれを抑制するとともに、既定計画に基づき公務員の定員削減を行ない、新しい行政需要についてもその振替えによって対処する。

(3) 補助金等既定経費の整理合理化を行なう。

#### 4 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

公共事業等の事業施行の促進を図るとともに、経済情勢の推移に機動的に対処するため、公庫等にかかる政府保証又は借入れの限度の弾力的措置を講ずる。

#### 5 地方財政

地方財政についても、財源の重点的かつ効率的な配分を行なうこととし、国においても所要の財源措置を講じ、その健全な運営を図る。

## 昭和48年度予算編成方針

48. 1. 6  
閣議決定

昭和48年度の財政運営に当たっては、わが国経済の国内均衡と対外均衡の調和を図りつつ、長期的視野のもとに国民福祉の充実に努めることが必要である。このため、財源の重点的かつ効率的な配分、費用負担の適正化及び公債政策の適切な活用を図り、もって社会資本の整備、社会保障の充実等国民福祉向上のための各般の施策を積極的に推進する。また、これらの施策の推進に当たっては、物価の動向に十分配慮し、特に地価対策の推進、低生産性部門の生産性向上、輸入政策の活用等総合的な物価安定対策の充実に図る。

昭和48年度の予算及び財政投融资計画は、以上の基本方針のもとに、「昭和48年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、下記により編成する。

### 記

#### 1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画は、経済の安定的成長を保ちつつ、積極的に国民福祉向上の要請にこたえる規模のものとする。

また、公債発行額は2兆3,400億円とし、政府保証債の発行額は4,500億円とする。

#### 2 税制改正

中小所得者等の税負担の軽減を重点に所得税、住民税、相続税の減税を行なうとともに、社会経済情勢の変化に即応して、物品税の軽減合理化、産業関連の租税特別措置の改廃、有価証券取引税の税率引上げ等を実施し、国税、地方税を通じて初年度4,600億円程度の減税を行なう。

#### 3 財源の重点的かつ効率的な配分

- (1) 財源の重点的かつ効率的な配分を徹底しつつ、道路整備、漁港整備、土地改良の各事業につき長期計画を策定するとともに、生活環境施設整備に重点をおいた各種社会資本の整備を進め、国土の総合開発を計画的かつ着実に実施するほか、年金制度の拡充等社会保障の充実に図り、物価対策、地価対策、公害防止及び交



通安全対策、中小企業及び農林漁業の近代化、文教科学技術の振興、海外経済協力の強化、資源対策、雇用対策、防衛力の計画的整備、法秩序の維持等の諸施策を着実に推進する。

(2) 国土の総合開発を推進するため、国土総合開発庁(仮称)を設置することとするが、各省庁の部局、特別会計及び特殊法人の新設は真に止むを得ないものを除き、厳にこれを抑制するとともに、既定計画に基づき公務員の定員削減を行ない、新しい行政需要についてもその振替えによって対処する。

(3) 補助金等既定経費の整理合理化を行なう。

#### 4 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

経済情勢の推移に機動的に対処するため、引き続き公庫等に係る政府保証又は借入れの限度の弾力的措置を講ずる。

#### 5 地方財政

地方財政においても、国と同一の基調により、財源の重点的かつ効率的な配分を行なうこととし、その適切な運営を図る。

## 昭和 49 年度予算編成方針

48. 12. 21  
閣議決定

今日の我が国経済は、物価の上昇に加えて、石油を初めとする資源問題等による供給力の制約という極めて困難な事態に直面している。この局面を打開し、経済の正常化を速やかに達成することが、当面の最大の課題であり、このためには、政府は、総力を挙げて総需要の抑制を図る必要がある。

昭和 49 年度の予算及び財政投融资計画は、このような考え方の下に、「昭和 49 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、国民生活の安定と福祉の充実に留意しつつ、厳に抑制的なものとするとともに、今後の経済情勢の推移に対応し得るよう機動的、弾力的な運営を行うことを基本として、下記により編成する。

### 記

#### 1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画の規模は、厳に抑制する。

また、公債及び政府保証債の発行額をそれぞれ前年度当初発行予定額より 1,800 億円及び 500 億円縮減し、公債の発行額は 2 兆 1,600 億円、政府保証債の発行額は 4,000 億円とする。

#### 2 税制改正

給与所得者を中心とする税負担の軽減適正化を図るため、所得税について給与所得控除等の引上げにより課税最低限(夫婦子供二人の給与所得者)を初年度 150 万

円(平年度 170 万円)に大幅に上げるとともに税率を緩和する等により初年度約 1 兆 4,800 億円の減税を行う一方、法人税、印紙税及び自動車関係諸税の税率の引上げ、租税特別措置の整理合理化等を行う。

### 3 公共投資等の抑制

- (1) 公共事業系統経費については、原則として前年度当初予算額と同額以下とする。なお、官庁営繕系統経費については新規の着工を極力繰延べる等これを大幅に削減する。
- (2) 既定の長期計画について、進捗の調整を図るほか、長期計画の改定は行わない。
- (3) 新幹線鉄道建設事業、本州四国連絡橋建設事業、新規高速道路建設事業等巨額の経費を要する事業については、極力これを繰延べる。
- (4) 財政投融资対象事業についても、これらに準じて措置する。

### 4 公共料金の凍結

物価の抑制に資するため、公共料金を極力凍結することとし、国有鉄道運賃、米の政府売渡価格の改定時期をそれぞれ 6 カ月延期する。

### 5 財源の重点的かつ効率的な配分

- (1) 社会保障等国民福祉の向上に直結する施策及び物価の抑制、食糧の安定的供給の確保等国民生活の安定に寄与する施策の充実を図る。
- (2) 各省庁の部局及び特殊法人の新設は、真にやむを得ないものを除き、厳にこれを抑制するとともに、既定計画に基づき公務員の定員削減を行い、新しい行政需要についてもその振替によって対処する。
- (3) 補助金等既定経費の整理合理化を行うとともに旅費、庁費等の行政経費について節約を実施する。

### 6 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

現下の経済情勢に顧み、その推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当り、その弾力的運用を図り得よう措置する。

### 7 地方財政

地方財政においても、国と同一の基調により、公共投資を初めとする歳出を極力抑制するとともに、財源の重点的かつ効率的な配分を行うこととし、その適切な運営を図る。

なお、民間設備投資及び民間建築についても、上記の方針に対応し、極力繰延べ、抑制の措置をとることを要請する。

# 昭和47年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和47年1月28日  
閣議決定

## 1 昭和46年度の経済情勢

わが国経済は、4年有余にわたる長期繁栄のあと、45年秋から急速に景気後退過程にはいったが、経済活動は現在なお停滞を続けている。

46年8月15日に発表された米国の新経済政策とその後の国際通貨不安は、ようやく回復の兆しをみせていた景気の先行きに大きな影響を与えることとなった。すなわち、国際通貨体制の動搖のなかで、わが国もいわゆる変動為替相場制へ移行することとなり、輸出成約の減退、商品市況の軟化、企業収益の悪化、設備投資意欲の一層の減退等景気は再び低迷傾向を強めている。

こうした経済情勢の推移に即応して、政府および日本銀行は、すでに数次にわたる公定歩合の引き下げ、財政投融资の追加、公共事業の施行促進等一連の景気拡大策を実施し、特に9月以降は46年度補正予算を中心に景気振興策を一段と積極化するとともに、他面、国際的協議の場で国際通貨問題の早期解決と米国輸入課徴金の撤廃に努力してきた。12月18日の多角的通貨調整の成功は、4カ月以上続いた通貨不安を收拾し、国際経済環境に明るさをとりもどすこととなった。

今後、国内経済においては、新通貨情勢に対する企業の適応努力とあいまって、景気拡大策の効果が次第に現われるものと期待されるが、輸出の停滞、設備投資の低迷等により、総需要はなお停滞基調で推移するものと見込まれる。

この結果、鉱工業生産はなお弱含みに推移し、年度間では前年度比3.0%程度の伸びに止まる見通しである。

他方、国際収支は、46年度にはいり国内需要の停滞を反映した輸出圧力の増大と輸入の低迷および短期資本等の流入によって黒字幅が急速に拡大してきたが、変動為替相場制移行後は、円の実勢高、通貨不安のなかで輸出の増勢は鈍化の傾向にある。しかし、輸入はひきつづき停滞傾向にあるので、年度間の国際収支の黒字は、貿易収支で75億5,000万ドル程度、経常収支で55億ドル程度となり、基礎的収支は40億ドル程度の黒字となる見通しである。

次に物価の面では、卸売物価が需給事情の悪化や海外市況の軟化から前年度比0.9%程度下落となる見込みであるのに対し、消費者物価は、公共料金、耐久消費財が安定しているものの、生鮮魚介、サービス料金、中小企業性製品を中心に根強い騰勢を続けているため、前年度比6.1%程度の上昇となるものと見込まれる。

以上のような経済情勢の下で、46年度の国民総生産は、ほぼ80兆2,200億円程度、その成長率は実質4.3%(名目9.6%)程度となる見込である。

## 2 昭和47年度の経済運営の基本的態度

47年度のわが国経済は、極めて重大な局面に立っている。

海外においては、国際通貨調整の実現により国際経済の均衡回復と米国をはじめとする主要先進諸国の景気の回復が期待されている。しかし、最近高まりつつある保護主義的・地域主義的傾向、通貨調整に伴う過渡的な摩擦、今回の通貨調整に続く新しい通貨体制の確立等、自由で秩序ある国際経済交流の発展を図るうえでなお多くの問題があり、今後一層緊密な国際協調が必要とされる情勢にあるが、これに対するわが国の役割は重要である。

ひるがえって国内経済においては、景気後退下の通貨調整という試練をうけつつあり、47年度経済の動向にはなお楽観を許さないものがある。景気停滞がなお長期に続くとすれば、国民生活にも大きな影響を与えるのみならず、国際収支の調整も阻害されるおそれなしとしない。総需要を喚起することにより、すみやかに景気の浮揚を図ることが当面する最も緊要な課題である。

同時にわが国経済は、近年における内外の諸条件の変化に対処し、国際的通貨調整という戦後経済における歴史的な事態を主体的に受けとめ、国際経済面においては対外均衡の達成、国内経済面においては国民福祉の向上という二つの柱を軸とする新しい経済発展の方向に積極的に移行すべきときにある。そして、当面の景気対策もこのような新しい発展の方向に即応するものでなければならない。

以上のような内外情勢の認識の下に、47年度の経済運営にあたっては、積極的な景気振興策を展開するとともに、新通貨体制に対する円滑な適応を図りつつ、成長と福祉の調和にたつ新しい経済発展へ踏み出す第一歩の年とするものとし、このため次の諸施策を重点的に講ずることとする。

第一に、47年度中に国内経済を拡大し、経済活動を確固たる安定成長の軌道に乗せるため、公債政策を活用した積極的かつ機動的な財政金融政策の運用を図ることとする。

第二に、国民福祉の向上をめざして、生活関連施設を中心とする公共投資の拡充、民間住宅建設の促進、公害防止等環境保全対策の強化、社会保障の充実等社会開発の強力な展開を図るものとし、さらに新全国総合開発計画に沿って国土の総合的開発に努めるものとする。

第三に、通貨調整の効果を確保するとともに、経済の効率化と国際経済関係の安定的拡大を図るため、国内体制の整備に努めつつ、輸入の自由化、関税引下げ等による輸入の促進、秩序ある輸出の推進、為替管理の自由化、経済協力の拡充等対外経済政策をさらに積極的に推進することとし、あわせて各国と協調しつつ、IMF・GATT体制の強化等国際通貨・貿易体制の健全な発展に努めることとする。

第四に、消費者物価の安定を図り、国民生活の向上に資するため、輸入政策の積

極的活用、生鮮食料品の安定的供給の確保、低生産性部門および流通機構の近代化、競争条件の整備等の諸施策を強力に実施することとする。とくに、これら諸施策の実施に際しては円切り上げに伴う輸入価格低下の利益が消費者に還元されるよう努めるものとする。また、公共料金については、極力抑制的に取り扱うものとする。

第五に、上記諸施策の実効をあげ、国民福祉と対外均衡を軸とする新しい経済発展の基盤を強化するため、所要の国内条件の整備を強力に促進することとし、これがため農業、中小企業等の近代化と円滑な転換、労働力の効率化と職業転換等適応施策を積極的に推進するとともに、産業構造の知識集約化、社会資本・公害防止関連産業等の育成、技術の開発、人的能力の向上、労働条件の近代化、重要資源の開発等の諸施策を充実するものとする。

なお、47年度においては、通貨調整後の新たな内外の経済環境の下において、また、沖縄復帰の事実を組み入れて、わが国経済社会が将来にわたって進むべき進路を明らかにするため、新たな長期計画を策定することとする。

### 3 昭和47年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の基本的態度の下において、47年度のわが国経済は、46年度の補正予算等に引き続く47年度の積極的な経済運営策の効果が次第に浸透し、他方、新事態に対する企業の適応が漸次進んでいくものと思われるので、遅くとも年度の後半には安定成長路線へ回復していくものと見込まれる。この結果、47年度の国民総生産は90兆5,500億円程度、前年度比実質7.7%程度の伸び(名目12.9%増)となるものと見込まれる。

(2) この場合において、沖縄の本土復帰による国民総生産の増加分を控除すれば、その実質成長率は7.2%程度となり、国内経済の主要項目の見通しは、おおむね以下のようなものとなる。

1) 国内需要の面では、個人消費支出は前年度比13.8%程度と底固い伸びを示す一方、民間住宅投資も15.6%程度と伸び率を回復していくものと見込まれる。

これに対し、民間設備投資は、製造業において前年度に引き続き減少となるものと見込まれるので、電力・運輸等の非製造業において堅調な増加が期待されるものの、全体としては2.7%程度の伸びに止まるものと見込まれる。

民間在庫投資は、46年度中かなりの規模で在庫調整が進行した結果、47年度に入ってから次第に緩やかな回復過程に入ってゆくものと見込まれ、約1兆7,000億円程度の規模になるものと見込まれる。

財政面では景気振興、国民福祉の向上を基本とする所要の施策を進めることとしており、政府の財貨サービス購入は前年度比17.0%程度の増加になるものと見込まれる。

こうした結果、国内需要は年度を通じて次第に回復を示すものと見込まれる。

- 2) このような国内需要に即応して、鉱工業生産は、46年度全般を通じて停滞が続けたあとをうけ、次第に上向いていくものと見込まれ、年度としての伸びは7.5%程度になるものと見込まれる。
  - 3) 物価についてみれば、卸売物価は、需給動向や円の切り上げによる輸入原材料等の価格低下を背景として、年度としてはほぼ横這いに推移するものと見込まれるが、消費者物価については、円切り上げによる価格引き下げ効果が期待されるものの、依然その騰勢に根強いものがあり、各般の物価対策を強力に推進することにより、前年度比5.3%前後の上昇に止めるよう努めるものとする。
- (3) 国際収支面では、輸出は、円の切り上げ、世界貿易の伸びの鈍化、景気回復に伴う輸出圧力の減少等により、その伸びは前年度の伸びを大幅に下回り、254億ドル、前年度比8.5%程度の伸びに止まろう。他方、輸入は、国内経済動向と各種輸入促進措置等も考慮すれば、182億5,000万ドル、前年度比15.1%程度の伸びになるものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字幅は前年度の水準を下回り、71億5,000万ドル程度となるものと見込まれ、年度後半にかけて黒字幅は次第に縮小の方向に向かうものと思われる。

また、貿易外収支、移転収支についても、47年度にはそれぞれ21億5,000万ドル、3億ドル程度の赤字となるものと予想される結果、經常収支の黒字幅は47億ドル程度となるものと見込まれる。

長期資本収支については、経済協力の拡充、海外投資の増加等から20億ドル程度の赤字となるものと予想され、47年度の基礎的収支は27億ドル程度の黒字となるものと見込まれる。

## 主 要 経 済 指 標

		単 位	45年度 (実績)	46年度 (実績 見込み)	47年度 (見通し)	46/45 (%)	47/46 (%)
総人口	万人		10,372	10,490	10,705	101.1	102.0
15才以上人口	万人		7,906	7,990	8,125	101.1	101.7
労働力人口	万人		5,169	5,185	5,250	100.3	101.3
就業者総数	万人		5,108	5,120	5,185	100.2	101.3
雇用者総数	万人		3,339	3,440	3,565	103.0	103.6
国民総生産	億円		732,137	802,200	905,500	109.6	112.9
(同実質対前年度比)				-		104.3	107.7
※国民総生産	億円		732,137	802,200	902,000	109.6	112.4
※(同実質対前年度比)				-		104.3	107.2
※個人消費支出	万人		375,858	426,600	485,500	113.5	113.8
※国内民間総資本形成	万人		224,750	208,700	228,000	92.9	109.2
※企業設備	万人		147,207	145,500	149,500	98.8	102.7
※在庫品増加	万人		29,194	10,000	17,000	34.3	170.0
※民間住宅	万人		48,349	53,200	61,500	110.0	115.6
※政府の財貨サービス購入	万人		122,188	147,000	172,000	120.3	117.0
※経常支出	万人		60,651	71,200	80,800	117.4	113.5
※資本支出	万人		61,537	75,800	91,200	123.2	120.3
※輸出と海外からの所得	万人		86,609	95,600	95,800	110.4	100.2
※(控除)輸入と海外への所得	万人		77,268	75,700	79,300	98.0	104.8
※鉱工業生産指数	昭和40年=100		220.4	227.0	244.0	103.0	107.5
※農林漁業生産指数	昭和40年度=100		109.0	105.0	109.9	96.3	104.7
※国内貨物輸送	億トン・キロ		3,419	3,499	3,705	102.3	105.9
※国内旅客輸送	億人・キロ		5,872	6,338	6,935	107.9	109.4
※卸売物価指数	昭和40年=100		111.2	110.2	110.2	99.1	100.0
※消費者物価指数	昭和45年=100		101.4	107.6	113.3	106.1	105.3
国 際 収 支	経常収支	百万ドル	2,365	5,500	4,700		
	貿易収支	万人	4,455	7,550	7,150		
	輸出入	万人	19,865	23,400	25,400	117.8	108.5
	輸	万人	15,410	15,850	18,250	102.9	115.1
	貿易外収支	万人	△ 1,861	△ 1,800	△ 2,150		
	移転収支	万人	△ 229	△ 250	△ 300		
	長期資本収支	万人	△ 1,347	△ 1,500	△ 2,000		
	基礎的収支	万人	1,018	4,000	2,700		
	短期資本収支	万人	670	-	-		
	誤差脱漏	万人	311	-	-		
総合収支	万人	1,999	-	-			
通関輸出	万人	20,261	23,850	25,900	117.7	108.6	
通関輸入	万人	19,347	19,910	22,900	102.9	115.0	

(備考) 47年度の数字には、復帰後の沖繩分を含んでいる。ただし※印のついている欄は、統計上の理由等により沖繩分は含まれていない。

## 昭和48年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和48年1月26日  
閣議決定

### 1 昭和47年度の経済情勢

- (1) わが国経済は、景気後退下の通貨調整という試練をのりこえ、47年初来着実な景気上昇過程をたどっている。

財政金融面からの積極的な景気対策の効果もあって、金融緩和基調を背景として、個人消費支出の上昇、民間住宅投資の急速な回復等がみられ、当面、従来のような輸出や民間設備投資の急増は予想されないが、総需要は引き続き拡大基調で推移するものと見込まれる。また、産業活動も拡大を続けており、鉱工業生産は前年度比10.0%程度の伸びになるものと見込まれる。

- (2) 物価面では、消費者物価は季節商品が落ち着いていることなどもあって、比較的安定した推移を示しており、前年度比5.3%以内の上昇にとどまるものと見込まれる。他方、卸売物価は需要の回復に市況対策の影響等も加わって、47年初来堅調に推移し、とくに夏以降は木材価格の高騰や一部商品の海外市況高の影響等もあって、かなりの上昇が続いており、前年度比2.2%程度の上昇になるものと見込まれる。

- (3) 国際収支については、通貨調整の効果、景気の回復等によって、輸出は前年度に比べ増勢は鈍化しているが、世界貿易の拡大、海外インフレーションの進行等によって、依然強含みに推移しており、また輸入は、とくに夏以降急速な増加を示している。この結果、貿易収支は89億5,000万ドル、経常収支は62億ドル程度の黒字と、なおかなりの水準にあるが、基礎的収支は長期資本の大幅な流出超が見込まれ、24億ドル程度の黒字と、前年度に比べかなり改善される見通しである。

- (4) 以上のような経済情勢の下で、47年度の国民総生産は94兆3,000億円程度となり、47年度の実質の成長率は前年度比10.3%（名目15.7%）程度となる見込みである。

### 2 昭和48年度の経済運営の基本的態度

昭和48年度のみが国経済は、前年度に引き続き拡大基調をたどるものとみられるが、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保するため、一層の配慮を払う必要が高まっている。一方、わが国の福祉水準の現状にたらし、経済成長の成果を活用しつつ、長期的視点から国民福祉の充実を図ることが、当面する重要な国民的課題となっている。また、対外経済面においては、最近の国際収支の状況にかんがみ、国際収支の均衡化を促進するため、引き続き格段の努力を払っていくこ



とが緊要となっており、さらに国際協調の下に、国際通貨・貿易体制の新しい秩序づくりに積極的に寄与していくことが重要な課題となっている。

以上のような認識の下に、昭和48年度の経済運営にあたっては、今回策定される新しい長期経済計画実施の初年度として、財政金融政策を中心とする適切かつ機動的な政策運用により、わが国経済を息の長い安定した成長路線に定着させるよう努めるとともに、福祉志向型経済の実現をめざし、次の諸施策を重点的に講ずるものとする。

第一に、国民福祉の向上を図るため、住宅・生活環境施設を中心とする社会資本の整備、各種年金の充実、社会福祉施設の整備の促進等の社会保障の充実、公害防止等環境保全対策の強化、地価対策の推進等の諸施策を強力に実施するものとする。また、環境保全と調和ある土地利用に配慮しつつ、福祉社会建設の地盤となる国土の総合開発を進めることとする。

第二に、物価の安定を図るため、総需要の適正化と供給の円滑化に努めつつ、輸入政策の積極的活用、生鮮食料品の安定的供給の確保、低生産性部門および流通機構の近代化、競争条件の整備等の諸施策を強力に実施することとする。また、公共料金については極力抑制的に取り扱うものとする。

第三に、国際収支の均衡化を促進するとともに、国際経済関係の調和的発展を図るため、国内体制の整備に努めつつ輸入の自由化、関税の引下げ等による輸入の拡大、輸出の適正化、資本の自由化および海外投資の促進、量質両面にわたる経済協力の拡充等総合的な対外経済政策を積極的に推進するとともに、あわせて各国と協調しつつ、国際通貨・貿易体制の健全な発展に努めるものとする。

第四に、上記諸施策の実効をあげ、国民福祉と対外均衡を軸とする新しい経済構造の形成を促進するため、産業構造の知識集約化、農林漁業・中小企業の構造改善、社会資本・公害防止関連産業の育成、新技術開発、人的能力の向上、週休二日制・定年延長の推進、重要資源の開発等の諸施策を充実するものとする。

### 3 昭和48年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、48年度の国民総生産は109兆8,000億円程度になり、その成長率は前年度比実質10.7%(名目16.4%)程度となるものと見込まれる。この場合において、国内経済の主要項目の見通しは、おおむね以下のようなものとなる。

1) 国内需要の面では、個人消費支出は着実な所得の上昇を背景に、伸び率は前年度よりさらに高まり、前年度比15.2%程度となるものと見込まれる。

民間住宅投資は、前年度の急速な回復のあとを受けて、伸び率は若干鈍化するものの、なお前年度比21.4%増程度と高い伸びが見込まれる。

また、民間設備投資は、非製造業関係企業や中小企業を中心に堅調な伸びが

続くことが予想されるので、全体としては前年度比14.0%程度の伸びが見込まれる。

民間在庫投資は、前年度に引き続き回復過程をたどり、3兆7,000億円程度の規模になるものと見込まれる。

財政面では、国内均衡と対外均衡の調和を図りつつ、国民福祉の充実に努めることを基本として所要の施策を進めることとしており、政府の財貨サービス購入は前年度比16.6%程度の増加になるものと見込まれる。

- 2) このような需要の動向に伴い、鉱工業生産は、前年度に引き続き着実な上昇を続け、年度としての伸びは12.0%程度になるものと見込まれる。
- 3) 物価面については、卸売物価は前年度にみられた一部市況商品価格の騰勢に落ち着きが期待され、前年度比2.0%程度の上昇になるものと見込まれる。また消費者物価については、景気の上昇や前年度の卸売物価の動向等を考慮すると、その騰勢は前年度に比べ根強いものと見込まれるが、諸般の物価対策を強力に推進することにより、前年度比5.5%程度の上昇にとどめるよう努めるものとする。

- (2) 国際収支面では、輸出は世界貿易の拡大が予想されるものの、通貨調整効果の一層の浸透、輸出の適正化措置の推進等の政策努力により333億ドル、前年度比14.8%程度の伸びにとどまろう。他方、輸入は本年度、国内景気の上昇、製品輸入拡大等のほか各般の輸入促進措置の効果によって、252億ドル、前年度比25.7%増程度と大幅な伸びを示すものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字幅は、前年度の水準を下回り、81億ドル程度になるものと見込まれる。

また、貿易外収支、移転収支については、それぞれ27億5,000万ドル、4億ドル程度の赤字となるものと予想される結果、経常収支の黒字幅は49億5,000万ドル程度にとどまるものと見込まれる。

他方、長期資本収支については、経済協力の拡充、海外投資の増加等から40億ドル程度の赤字となるものと予想され、基礎的収支は9億5,000万ドル程度の黒字となるものと見込まれる。

主要経済指標

単 位		46年度 (実績)	47年度 (実績) (見込み)	48年度 (見通し)	47/46 (%)	48/47 (%)	
総人口	万人	10,493	10,730	10,870	102.3	101.3	
15才以上人口	〃	7,991	8,135	8,215	101.8	101.0	
労働力人口	〃	5,179	5,225	5,255	100.9	100.6	
就業者総数	〃	5,111	5,155	5,190	100.9	100.7	
雇用者総数	〃	3,416	3,495	3,575	102.3	102.3	
国民総生産	億円	810,932	943,000	1,098,000	116.3	116.4	
※国民総生産	億円	810,932	938,500	1,092,500	115.7	116.4	
※(同実質対前年度比)		—	—	—	110.3	110.7	
※個人消費支出	〃	425,040	485,000	558,500	114.1	115.2	
※国内民間総資本形成	〃	214,891	249,500	303,500	116.1	121.6	
※企業設備	〃	148,434	164,000	187,000	110.5	114.0	
※在庫品増加	〃	14,469	20,000	37,000	138.2	185.0	
※民間住宅	〃	51,988	65,500	79,500	126.0	121.4	
※政府の財貨サービス 購入	〃	148,596	184,000	214,500	123.8	116.6	
※經常支出	〃	71,561	82,500	96,000	115.3	116.4	
※資本支出	〃	77,035	101,500	118,500	131.8	116.7	
※輸出と海外からの所得	〃	100,030	106,000	122,000	106.0	115.1	
※(控除)輸入と海外への所得	〃	77,624	86,000	106,000	110.8	123.3	
※鉱工業生産指数	昭和45年=100	103.3	113.6	127.2	110.0	112.0	
※農林漁業生産指数	昭和45年度=100	97.0	101.3	102.6	104.4	101.3	
※国内貨物輸送	億トン・キロ	3,326	3,514	3,809	105.7	108.4	
※国内旅客輸送	億人・キロ	6,178	6,690	7,278	108.3	108.8	
※卸売物価指数	昭和45年=100	99.1	101.3	103.3	102.2	102.0	
※消費者物価指数	〃	107.2	112.9	119.1	105.3	105.5	
国際収支	經常収支	百万ドル	6,323	6,200	4,950	—	—
	貿易収支	〃	8,422	8,950	8,100	—	—
	輸出	〃	24,661	29,000	33,300	117.6	114.8
	輸入	〃	16,239	20,050	25,200	123.5	125.7
	貿易外収支	〃	△ 1,778	△ 2,250	△ 2,750	—	—
	移転収支	〃	△ 321	△ 500	△ 400	—	—
	長期資本収支	〃	△ 1,647	△ 3,800	△ 4,000	—	—
	基礎的収支	〃	4,676	2,400	950	—	—
	短期資本収支	〃	3,131	—	—	—	—
	誤差脱漏	〃	236	—	—	—	—
総合収支	〃	8,043	—	—	—	—	
通関輸出	百万ドル	25,134	29,550	33,930	117.6	114.8	
通関輸入	〃	20,256	24,720	30,670	122.0	124.1	

(備考) 46年度の実績の欄は、沖縄復帰前のため、また、47年度以降の※印のついている欄は、統計上の理由により、沖縄県分は含まれていない。

# 昭和 49 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和 49 年 1 月 19 日  
閣 議 決 定

## 1 昭和 48 年度の経済情勢

昭和 48 年度の経済は、需給のひっ迫基調の下で根強い物価の騰勢を続けてきたが、石油問題の発生により厳しい事態を迎えている。

- (1) 国内経済は、年度の前半には個人消費支出や民間設備投資等を中心にかんりの拡大を示してきたが、総需要抑制策の効果や石油問題による先行き見通し難等もあって、後半には経済成長は鈍化するものとみられる。また、産業活動も石油の供給削減の影響を受け、鉱工業生産は前年度比 9.1 % 程度の増加になるものと見込まれる。
- (2) 物価は、海外価格の高騰と国内需給のひっ迫を背景に、根強い騰勢が続いており、石油問題の発生もあって前年度に比べ卸売物価は 20.2 % 程度、消費者物価は 14.0 % 程度の上昇は避けられないものとみられる。
- (3) 国際収支については、輸出はかなりの伸びを示しているが、輸入は、輸入価格の異常な上昇もあって輸出を上回る大幅な増加を示しており、貿易収支の黒字は 30 億ドル程度と前年度に比べ大幅に縮小するものと見込まれる。また経常収支は 9 億ドル程度の赤字となり、長期資本の著しい流出を反映して、基礎的収支は 87 億ドル程度の赤字になるものと見込まれる。
- (4) 以上のような経済情勢の下で、昭和 48 年度の国民総生産は 116 兆 4,500 億円程度となり、実質の成長率は前年度比 6.4 % (名目 21.9 %) 程度となる見込みである。

## 2 昭和 49 年度の経済運営の基本的態度

昭和 49 年度のおわが国経済においてはとくに年度当初に、石油の供給削減の影響による供給面の制約から、物資需給、物価、雇用等の面において、国民生活に少なからざる影響が及ぶことが懸念される。

このような認識の下に、昭和 49 年度の経済運営にあたっては、適切かつ機動的な政策運用により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するため、次の諸施策を重点的に講ずるものとする。

第一に、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保することが最優先の政策課題である。このため総需要の抑制に特段の配慮を払うものとする。また、投機的行為の防止、必需物資の輸入の促進、生鮮食料品の安定的供給の確保、流通機構の合理化、競争条件の整備等の諸施策を引き続き強力に実施するものとする。公共料金については、これを厳に抑制するものとする。

第二に、石油をはじめとする物資需給の均衡を図りとくに生活必需物資を優先的に確保することとし、さらにエネルギー消費の節減、合理化を一層推進するものとする。

物価の安定、物資需給の均衡を確保するため「国民生活安定緊急措置法」、「石油需給適正化法」等の適切な運用を図るものとする。

第三に、社会保障の充実、勤労者に対する施策の充実、環境保全対策の推進、地価対策の強化等国民福祉向上のための諸施策を引き続き推進するものとする。

第四に、長期的視点から、資源・エネルギーの安定供給の確保、省資源・省エネルギー化の促進、原子力及び新エネルギーの研究開発の推進、農業生産の近代化と食料の安定的供給の確保等の諸施策を充実するものとする。

また、国際経済関係の調和的発展を図るため経済協力等対外経済政策を推進するとともに、各国と協調しつつ、国際通貨貿易体制の健全な発展に努めるものとする。

### 3 昭和49年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、昭和49年度の国民総生産は131兆5,000億円程度になり、その成長率は前年度比実質2.5%（名目12.9%）程度にとどまるものと見込まれる。経済活動は、年度当初石油削減の影響によって停滞するものとみられるが、年度の後半には回復、安定に向うものと見込まれる。

1) 個人消費支出は引き続き堅調に推移し、前年度比17.0%程度の増加となるものと見込まれる。

民間投資は住宅投資が前年度比15.4%程度増加するものの、設備投資の伸び率は大幅に鈍化し、前年度比10.3%程度の増加に、また在庫投資も1兆6,000億円程度にとどまるものと見込まれる。

財政面では、総需要抑制の観点から公共事業等の圧縮をはかる一方、社会保障関連支出に特段の配慮を払って国民福祉の充実に努めることとしており、政府の財貨サービス購入は前年比14.9%程度の増加になるものと見込まれる。

鉱工業生産は次第に回復するが、年度としての伸びは1.0%程度にとどまるものと見込まれる。

2) 物価については、総需要抑制策の効果の浸透、海外価格の騰勢の鈍化が期待されるが、石油の供給削減等を背景に需給はひつ迫気味に推移することが予想されるので、諸般の物価対策を強力に推進することにより、卸売物価の年度中上昇率は4.8%程度、年度平均上昇率は14.6%程度、消費者物価の年度中上昇率は5.2%程度、年度平均上昇率は9.6%程度の上昇にとどめるよう努めるものとする。

(2) 国際収支については、世界貿易の伸びの鈍化、国内における供給面の制約等によって、輸出は471億ドル、前年度比23.0%程度の増加にとどまるものとみら

れる。他方、輸入も国内経済活動の鈍化によって437億ドル、前年度比23.8%程度の増加と前年度に比べ伸び率は大幅に低下するものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字は34億ドル程度、経常収支の赤字は4億5,000万ドル程度になるものと見込まれる。また長期資本収支の赤字も44億ドル程度に縮小するものと予想され、基礎的収支の赤字は48億5,000万ドル程度と前年度に比べかなり減少するものと見込まれる。

## 主 要 経 済 指 標

区 分	単 位	47年度 (実績)	48年度 (実績) (見込み)	49年度 (見通し)	48/47 (%)	49/48 (%)	
総人口	万人	10,725	10,865	11,000	101.3	101.2	
15才以上人口	〳	8,138	8,230	8,330	101.1	101.2	
労働力人口	〳	5,244	5,295	5,310	101.0	100.3	
就業者総数	〳	5,173	5,230	5,240	101.1	100.2	
雇 用 者 総 数	〳	3,494	3,610	3,640	103.3	100.8	
国民総生産	億円	955,644	1,164,500	1,315,000	121.9	112.9	
(同実質対前年度比)		—	—	—	106.4	102.5	
個人消費支出	〳	490,756	600,000	702,000	122.3	117.0	
国内民間総資本形成	〳	263,705	351,000	366,000	133.1	104.3	
企業設備	〳	170,349	219,000	241,500	128.6	110.3	
在庫品増加	〳	23,153	38,000	16,000	164.1	42.1	
民間住宅	〳	70,203	94,000	108,500	133.9	115.4	
政府の財貨サービス購入	〳	181,748	215,000	247,000	118.3	114.9	
經常支出	〳	85,316	102,500	122,500	120.1	119.5	
資本支出	〳	96,432	112,500	124,500	116.6	110.7	
輸出と海外からの所得	〳	107,290	131,500	174,500	122.6	132.2	
(控除)輸入と海外への所得	〳	87,855	133,000	174,500	151.4	131.2	
鉱工業生産指数	昭和45年=100	114.6	125.0	126.3	109.1	101.0	
農林漁業生産指数	昭和45年=100	101.5	103.0	104.5	101.5	101.5	
国内貨物輸送	億トン・キロ	3,456	3,577	3,591	103.5	100.4	
国内旅客輸送	億人・キロ	6,508	6,732	6,836	103.4	101.5	
卸売物価指数	昭和45年=100	102.3	123.0	141.0	—	—	
(年度平均上昇率)		—	—	—	120.2	114.6	
(年度中上昇率)		—	—	—	—	104.8	
消費者物価指数	〳	112.8	128.6	140.9	—	—	
(年度平均上昇率)		—	—	—	114.0	109.6	
(年度中上昇率)		—	—	—	—	105.2	
国 際 収 支	經常収支	百万ドル	6,155 △	900 △	450	—	—
	貿易収支	〳	8,328	3,000	3,400	—	—
	輸 出	〳	29,442	38,300	47,100	130.1	123.0
	輸 入	〳	21,114	35,300	43,700	167.2	123.8
	貿易外収支	〳	△ 1,836 △	3,600 △	3,500	—	—
	移 転 収 支	〳	△ 337 △	300 △	350	—	—
	長期資本収支	〳	△ 5,959 △	7,800 △	4,400	—	—
	基礎的収支	〳	196 △	8,700 △	4,850	—	—
	短期資本収支	〳	2,135	—	—	—	—
	誤差脱漏	〳	631	—	—	—	—
總 合 収 支	〳	2,962	—	—	—	—	
通関輸出	百万ドル	29,999	39,000	48,000	130.1	123.0	
通関輸入	〳	25,372	42,500	52,600	167.7	123.8	

## 地方行財政制度の改正(昭和48年公布分)

地方行財政に関連する主要な法律の制定、改正状況の概要は、次のとおりである。

### 1 自治省関係

#### 地方税法の改正(昭和48年法律第23号)

##### (1) 道府県民税及び市町村民税

- ア 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改めた。
- ㊦ 基礎控除額を16万円(改正前15万円)に引き上げた。
  - ㊧ 配偶者控除額を15万円(改正前14万円)に引き上げた。
  - ㊨ 扶養控除額を12万円(改正前11万円)に引き上げた。
  - ㊩ 寡婦控除、障害者控除、老年者控除又は勤労学生控除の額をそれぞれ12万円(改正前10万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除額を14万円(改正前12万円)に引き上げた。
  - ㊪ 配偶者のいない世帯の1人目の扶養親族に係る扶養控除額を14万円(改正前12万円)に引き上げた。

イ 市町村民税の所得割について、税率の適用区分を次のとおり改めた。

(税率)	(改正後)	(改正前)
2%	30万円以下の金額	15万円以下の金額
3%	50万円 〃	40万円 〃
4%	80万円 〃	70万円 〃
5%	110万円 〃	100万円 〃
6%	150万円 〃	150万円 〃

(以下略)

- ウ 扶養親族のうち年齢70歳以上の者(障害者を除く。)について、通常の扶養控除(改正前11万円)に代えて、老人扶養控除(14万円)を設けた。
- エ 夫と死別した後婚姻をしていない者で扶養親族のないもの(年所得150万円以下の者に限る。)についても寡婦控除を適用することとした。
- オ 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得43万円(改正前38万円)までとした。
- カ 肉用牛の売却による農業所得の免税措置の適用期限を昭和53年度まで延長した。

##### (2) 事業税

個人の事業税の事業主控除額を80万円(改正前60万円)に引き上げた。



### (3) 不動産取得税

- ア 新築住宅に係る控除額を230万円(改正前150万円)に引き上げた。
- イ 免税点について、土地の取得にあつては10万円(改正前5万円)に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては23万円(改正前15万円)、その他のものにあつては12万円(改正前8万円)に引き上げた。
- ウ 次に掲げる不動産の取得については、非課税とした。
  - (ア) 本州四国連絡橋公団が直接その本来の業務の用に供するための不動産
  - (イ) 国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者がコンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港湾施設の用に供するため昭和53年3月31日までに取得する不動産又は自動車航送船の係留に係る特定用途港湾施設の用に供するため昭和51年3月31日までに取得する家屋
- エ 入会林野整備等による土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例の適用期限を昭和50年3月31日まで延長した。
- オ 消防法第17条第1項に規定する防火対象物に該当する家屋を建築した場合の課税標準は、その建築が昭和51年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格から消防用設備の価格に相当する額を控除した額とした。
- カ 住宅を購入して譲渡する特定の者が新築未使用住宅を購入して当該購入の日から6月以内にこれを譲渡した場合においては、当該譲渡をもって当該住宅の取得があつたものとみなして不動産取得税を課することとした。
- キ 土地改良区が、土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該土地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除することとした。

### (4) 娯楽施設利用税

ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の標準税率を800円(改正前600円)に引き上げるとともに、ゴルフ場所在市町村に対して交付する娯楽施設利用税交付金の交付率を2分の1(改正前3分の1)に引き上げた。

### (5) 料理飲食等消費税

- ア 飲食店等における飲食の免税点を1,200円(改正前900円)に引き上げるとともに、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点を600円(改正前450円)に引き上げた。
- イ 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を2,400円(改正前1,800円)に引き上げた。

### (6) 自動車税

自動車税の納期を昭和49年度から5月(改正前4月及び10月)とすることと

した。

## (7) 固定資産税

ア 宅地等に係る固定資産税について、住宅用地に対する軽減措置を講ずるとともに、税負担の激変を緩和するための調整措置を講じつつ評価額に基づいて課税することとし、次の措置を講ずるものとした。

(ア) 住宅用地については、課税標準をその価格の2分の1の額とするとともに昭和48年度及び昭和49年度に限り、現行の負担調整措置を継続する。

(イ) 非住宅用地(住宅用地以外の宅地等をいう。)については、昭和48年度及び昭和49年度に限り、次の措置を講ずる。

a 法人が所有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和48年度にあっては、その価格と現行制度による昭和48年度の課税標準となるべき額との差額の3分の2の額を、昭和49年度にあっては、当該差額の3分の1の額をその価格から控除して得た額によって算定した税額とする。

b 個人が所有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和48年度にあっては現行の負担調整措置による税額とし、昭和49年度にあってはその価格と現行制度による昭和48年度の課税標準となるべき額との差額の2分の1の額をその価格から控除して得た額によって算定した税額とする。

(ウ) 現行の負担調整措置を継続する場合において、その価格に対する課税標準となるべき額の割合が、昭和48年度にあっては100分の15未満である宅地等については、当該年度における課税標準となるべき額を、それぞれその価格の100分の15の額及び100分の30の額とする。

イ 市街化区域農地について、次の措置を講ずるものとした。

(ア) 次に掲げる区域内の市及び都の特別区に所在するA農地及びB農地の固定資産税の額は、評価額の2分の1の額に次の表に掲げる率を乗じて得た額に基づいて算定する。

a 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯

b 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域

c 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域

(市街化区域 農地の区分)	(年 度)	(率)	(市街化区域 農地の区分)	(年 度)	(率)
A 農 地	昭和48年度	0.2	B 農 地	昭和49年度	0.2
	昭和49年度	0.4		昭和50年度	0.4
	昭和50年度	0.7		昭和51年度	0.7
	昭和51年度	1.0		昭和52年度	1.0

- (イ) 右のA農地及びB農地に係る都市計画税の額は、評価額を基礎として固定資産税に準じた方法により算定する。
- (ウ) (イ)のA農地及びB農地以外の市街化区域農地については、昭和50年度末までにその取扱いを定めるものとし、それまでは従来の税負担に据え置くものとする。
- ウ 免税点について、土地にあつては15万円(改正前8万円)に、家屋にあつては8万円(改正前5万円)に、償却資産にあつては100万円(改正前30万円)に引き上げた。
- エ 水産業協同組合共済会の事務所及び倉庫については非課税とした。
- オ 次のとおり課税標準の特例を設けた。
- (ア) 新規営業路線について認められている現行の課税標準の特例の適用範囲に特定の新増設をするために敷設した構築物を加えた。
- (イ) 公害の発生の抑止等の性能を有する機械その他の生産設備の課税標準は、取得後3年度間に限り、その価格の2分の1の額とした。
- (ウ) 本州四国連絡橋公団が所有し、かつ、直接本州四国連絡橋公団法第29条第1項第2号に規定する鉄道施設の用に供する固定資産の課税標準は、その価格の2分の1の額とした。
- (イ) 産業廃棄物の処理の用に供する特定の償却資産の課税標準は、その価格の3分の1の額とした。
- (ウ) 石油開発公団が所有し、かつ、直接石油開発公団法第19条第1項第4号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産の課税標準は、取得後5年度間は、その価格の3分の1の額、その後の5年度間はその価格の3分の2の額とした。
- (ウ) 国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者が、昭和47年1月2日から昭和52年1月1日までの間に取得したコンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港灣施設の用に供する固定資産の課税標準は、取得後5年度間に限り、その価格の2分の1の額とした。
- (イ) 国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者が、昭和47年1月2日から昭和50年1月1日までの間に取得した自動車航送船の係留に係る特定用途港灣施設の用に供する家屋及び償却資産の課税標準は、取得後3年度間に限り、その価格の2分の1の額とした。
- カ 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長した。
- (ア) 重油に係る水素化脱硫装置及び営業用倉庫に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和51年1月1日までの間に新設されたものについて適用することとした。

イ) 船舶による物品運送用の大型コンテナに係る課税標準の特例措置の期限を昭和50年度まで延長した。

(8) 電気ガス税

ア 税率を6パーセント(改正前7パーセント)に引き下げた。

イ 免税点について、電気にあつては1,000円(改正前800円)に、ガスにあつては2,100円(改正前1,600円)に引き上げた。

ウ 無水マレイン酸並びに非課税期間の満了する人工軽量骨材(頁岩を原料とするものに限る。)及びブチルゴムを非課税品目に加え、非課税品目のうち焼成りん肥を削除した。

エ 社会福祉事業法第2条第2項の施設等においてその施設の入所者の保護等のために直接使用する電気及びガスを非課税とした。

(9) 特別土地保有税

市町村税として特別土地保有税を次により創設した。

ア 特別土地保有税は、土地(昭和44年1月1日以後に取得されたものに限る。)又は土地の取得(昭和48年7月1日以後の取得に限る。)に対し、当該土地所在の市町村において当該土地の所有者又は取得者(以下「土地の所有者等」という。)に課する。

イ 次の土地については、非課税とする。

(ア) 国又は地方公共団体が取得し又は所有する土地

(イ) 相続、法人の合併等の形式的な所有権の移転に係る土地

(ウ) 農林経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策等に適合する用途に供されている土地

ウ 課税標準は、土地の取得価額とする。

エ 税率は、土地に対して課するものにあつては100分の1.4、土地の取得に対して課するものにあつては100分の3とする。ただし、当該土地に係る固定資産税額及び不動産取得税額に相当する額は控除する。

オ 特別土地保有税は、市町村の区域内において、同一の者につき、土地に対して課するものにあつてはその者が1月1日に所有する土地の面積が、土地の取得に対して課するものにあつてはその者が1月1日又は7月1日前1年以内に取得した土地の面積が、それぞれ次の区域の区分に応じ、次に掲げる面積(以下「基準面積」という。)に満たない場合には、課さない。

(ア) 指定都市の区の区域及び都の特別区の区域 2,000平方メートル

(イ) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域 5,000平方メートル

(ウ) その他の市町村の区域 10,000平方メートル

カ 徴収については、申告納付の方法によるものとし、その納期限は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日とする。

（ア） 1月1日において基準面積以上の土地を所有する者の当該土地に対して課するもの その年の5月31日

（イ） 1月1日又は7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者の当該土地の取得に対して課するもの それぞれその年の2月末日又は8月31日

キ 市町村は、土地の所有者等がその土地を前記イのウに掲げる土地として使用しようとする場合において、市町村長によるその事実の認定日以後2年（建物等の建設に要する期間が通常2年を超えること等やむをえない事情がある場合には市町村長が定める相当の期間）内に当該土地として使用を開始し、かつ、市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税の納税義務を免除することとした。

ク 市町村長は、前記キの認定をした場合には、土地所有者等からの徴収猶予の申請に基づき、前記キに規定する期間を限度として当該土地に係る特別土地保有税の徴収を猶予するものとした。

ケ 市町村は、特別土地保有税を徴収した場合において、当該特別土地保有税について前記キの適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて当該特別土地保有税を還付することとした。

#### 10 自動車取得税

ア 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する特定の一般乗合用のバスの昭和52年3月31日までににおける取得については、自動車取得税を非課税とした。

イ 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る自動車取得税の税率は、昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては、100分の1、昭和49年4月1日から昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2とした。

#### 地方交付税法の改正(昭和48年法律第34号)

##### (1) 基準財政需要額の算定方法の改正

ア 市町村道、公園、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進するため、関係費目に係る単位費用の改定及び算定方法の改正を行った。

イ 老人医療費の公費負担制度、児童手当制度の充実、社会福祉施設の整備その他社会福祉水準の向上に要する経費の増額を図った。

ウ 公害対策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費を充実した。

エ 過密地域に対する基準財政需要額の算入の充実を図るとともに、「消防費」にお

いて新たに密度補正を適用する等過疎地域に対する基準財政需要額の算入を強化した。

オ 広域市町村圏内における基幹生活関連道路の整備を引き続き促進するための措置を講じた。

カ その他各種の制度改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため関係費目の単位費用を改定した。

## ② 地方交付税の総額の特例等

ア 地方財政の状況にかんがみ、昭和48年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額に同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れる950億円を加算するものとし、この加算額は全額普通交付税として交付するものとした。

イ 昭和49年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額から950億円を減額するものとした。

## 地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律(昭和48年法律第59号)

本法は、地方公共団体の経営する公営交通事業について、その経営の再建その他経営の健全化を促進し、もって住民福祉の向上と地域交通の確保に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 公営交通事業の経営の健全性の確保に関して、その事業を経営する地方公共団体の責務を明らかにするとともに国の配慮について規定した。
- (2) 昭和47年度末において赤字のある公営バス、路面電車事業は、その事業を経営する地方公共団体の申出に基づき再建計画をたて昭和48年度から計画的に経営の再建を行うこととした。
- (3) 再建事業については、昭和47年度末の赤字棚上げのための再建債の発行を認め、この再建債については、国が利子の全部又は大部分を補給し、地方公共団体の一般会計が元本及び国の補給する部分以外の利子を負担することとした。
- (4) 再建団体の長は、路線バスの円滑な運行確保に必要な措置を関係行政機関の長等に申し出ることができることとした。

## 公有地の推進に関する法律の改正(昭和48年法律第71号)

- (1) 土地の先買いに関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大することとした。
- (2) 地方公共団体等が届出により先買いをした土地は、公共用地等の代替地に充てることができることとした。
- (3) 土地開発公社は、地方公共団体の委託により、土地の造成と合わせて行う公共施設等の整備等の業務を行うことができることとした。

## 昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の改正(昭和48年法律第75号)

地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて

所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改正するほか、遺族年金の受給資格の緩和、退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講じたものであり、その概要は次のとおりである。

#### (1) 地方公務員共済組合制度の改正関係

##### ア 恩給制度の改正に伴う措置

- (ア) 地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額について、恩給の増額改定措置に準じ、昭和45年度以前の退職に係るものについては23.4%、昭和46年度の退職に係るものについては10.5%、それぞれ増額することとした。
- (イ) 長期実在職した70歳以上の者が受ける退職年金、減額退職年金及び廃疾年金並びに70歳以上の者及び70歳未満の妻、子又は孫が受ける年金についてはこれらの年金額の算定の基礎となった給料に、4号俸を限度として加算することとし、その年金額を増加することとした。
- (ウ) 増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとした。
- (エ) その他恩給制度の改正に伴い、外国特殊機関職員期間の通算要件の緩和、教育公務員の勤続加給及び準文官期間の完全通算等所要の措置を講ずることとした。

##### イ その他の事項

- (ア) 在職中死亡した者に係る遺族年金の受給資格年限を10年から1年に短縮することとした。
- (イ) 退職年金の最低保障額を321,600円に、遺族年金の最低保障額を254,000円にそれぞれ引き上げることとした。
- (ウ) 掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を220,000円に引き上げることとした。
- (エ) 公庫等に転出した者に係る公庫職員としての在職期間を組合員期間に通算する場合における通算の条件について緩和することとした。

#### (2) その他

- ア 地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金について、地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じ、その額を増額することとした。
- イ 旧沖繩県町村吏員恩給組合及び旧樺太市町村吏員恩給組合の恩給条例の規定により退職料等の受給権を有することとなる者については、当該退職料等に相当する給付を支給する措置を講ずることとした。

#### 地方公務員災害補償法の改正(昭和48年法律第76号)

#### (1) 通勤による災害の補償等

- ア 最近における通勤による災害の発生状況及び通勤の公務との密接な関連性等にかんがみ、職員の受けた通勤による災害に対し、公務上の災害の場合に準じた補償及び福祉施設を行うものとした。
- イ 通勤の範囲としては、職員が、勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいうものとし、当該往復の経路を逸脱し、又は当該往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は、通勤とはしないものとする。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活に必要な行為をやむを得ない事由により行うために最少限度の範囲で行われるものであるときは、当該逸脱又は中断の間を除き、その後の往復は、通勤とすることとした。
- ウ 補償及び福祉施設の種類、支給事由及び内容については、公務上の災害に係るものに準ずることとした。
- エ 通勤による災害に係る療養補償の支給を受ける職員は、初回の療養に際し、200円の範囲内で自治省令で定める金額を基金に払い込むこととした。
- オ 通勤による災害に対し、療養補償、休業補償又は葬祭補償が行われる場合には、地方公務員等共済組合法、健康保険法等によるこれらに相当する給付は行わないものとし、年金たる補償が行われる場合において地方公務員等共済組合法による年金たる給付が行われるときは、当該給付との調整を行うものとする等他の公的給付との間における必要な調整を行うこととした。
- カ 非常勤の地方公務員のうち、法律(労働基準法を除く。)により通勤による災害に対する補償の制度が定められていない者についても、条例で通勤による災害に対する補償の制度を定めなければならないこととした。
- キ 葬祭補償の額は、現実に葬祭に要する費用を考慮した額とすることとし、その額は政令で定めることとした。
- ク 通勤による災害を受け、そのため勤務しなかった日数及びその間の給与については、公務上の災害を受け、そのため勤務しなかった場合におけると同様、平均給与額を算定する場合における控除計算の対象とすることとした。

## 2 総 理 府 関 係

### 国民の祝日に関する法律の改正(昭和48年法律第10号)

国民の祝日に関する法律は、「国民の祝日は、休日とする」と規定しているが、今後国民の祝日が、日曜日にあたるときは、その翌日を休日とすることとした。

### 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)

本法は、食品、繊維、木材その他の国民生活との関連が高い物資について、買占め



及び売惜しみに対する緊急措置を定めることにより、国民生活の安定に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 国民生活との関連が高い物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、政令で特定物資として指定することとした。
- (2) 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の価格動向及び需給の状況に関し必要な調査を行うこととした。
- (3) 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合においては、買占め又は売惜しみにより特定物資を多量に保有していると認められる者に対し、一定期間内に、適当と認められる価格で売り渡すべき旨の勧告を行うことができるとともに、勧告に従わない者に対しては、その旨を公表することとした。
- (4) 内閣総理大臣及び主務大臣は、必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所等への立入検査等を行わせることができることとした。
- (5) 立入検査等を行わせるため、経済企画庁及び主務省に価格調査官を置くこととした。

#### 恩給法等の改正(昭和48年法律第60号)

- (1) 恩給年額を昭和46年度及び昭和47年度の国家公務員の給与改善率により23.4%引き上げることとした。
- (2) 旧退職者の恩給の格差の是正、60歳以上の旧軍人等の加算減算率及び教職員に係る勤続加給条件の緩和、傷病恩給の特別加給額及び扶養家族加給額等の引上げ、準公務員の在職期間の通算方法の改善等が行われた。

#### 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和48年法律第61号)

本法は、火山の爆発により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域について、避難施設及び防災営農施設の整備を促進する等の措置を講じ、住民等の生命及び身体の安全並びに農林漁業の経営の安定を図ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 内閣総理大臣が指定する避難施設緊急整備地域内において、都道府県知事が避難施設緊急整備計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けて、計画的に施設の整備を行うこととした。
- (2) 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域について、当該農作物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画を作成し、農林大臣の承認を受けて、施設の整備を図ることとした。
- (3) 被害農林漁業者に対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑に行うこととした。

- (4) 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備に努めることとした。

#### 自然公園法及び自然環境保全法の改正(昭和48年法律第73号)

- (1) 自然公園法関係では、国立公園又は国定公園の普通地域における規制の強化を行うこととした。
- (2) 自然環境保全法関係では、保全地域の普通地区において、行為の届出をした者は、その届出をした日から起算して、原則として30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならないこととした。

#### 一般職の職員の給与に関する法律の改正(昭和48年法律第95号)

本法は、国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり、4月1日から実施することとするもので、その要旨は次のとおりである。

- (1) 全俸給表の全俸給月額を改定した。
- (2) 行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)に、特1等級を新設した。
- (3) 指定職俸給表の甲欄と乙欄の区分を廃止した。
- (4) 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に支給する初任給調整手当について、支給月額の限度額を11万円に引き上げた。
- (5) 扶養手当の支給月額を、配偶者については、3,500円に、満18歳未満の子のうち2人までについては、それぞれ1,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については2,500円)に引き上げた。
- (6) 住居手当について、月額4,000円を超える家賃を支払っている職員(公務員宿舎の入居者等を除く)に同手当を支給することとし、その支給月額を、月額7,000円以下の家賃を支払っている職員にあっては、家賃の月額から4,000円を控除した額、月額7,000円を超える家賃を支払っている職員にあっては家賃の月額から7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が2,000円を超えるときは2,000円)を3,000円に加算した額とした。
- (7) 交通機関等を利用して通勤する職員に支給する通勤手当について、運賃等相等額の金額支給の限度額を月額5,000円に引き上げるとともに、自転車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当を、自転車の使用距離が片道10km未満の職員にあっては月額1,100円、その他の職員にあっては月額1,800円(人事院規則で定められるところにより通勤が不便であると認められる職員のうち、自転車等の使用距離が片道10km以上15km未満である者にあっては月額2,000円、自転車等の使用距離が片道15km以上である者にあっては月額2,500円)とした。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に支給する通勤手当についても、その支給月額を改定した。

- (8) 宿日直手当について、勤務1回についての支給限度額を、通常の宿日直勤務にあっては、1,000円(管理・監督等の業務を主として行う宿日直勤務にあっては2,000円)、土曜日等の退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、1,500円(管理・監督等の業務を主として行う宿直勤務にあっては3,000円)に引き上げるとともに、常直的な宿日直勤務についての支給月額限度額を7,000円に引き上げた。
- (9) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の支給限度額を、日額12,000円に引き上げた。

#### 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和48年法律第110号)

本法は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定すべきことを明示するとともに、当該計画が策定されるまでの間における瀬戸内海の環境の一層の悪化を防止するための当面の措置として、排水規制の強化、海面の埋立ての規制、財政上の援助等に関し、特別の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 関係府県は、瀬戸内海及びこれに接続する河川等に排出される産業排水に係る汚濁負荷量をこの法律の施行の日から3年以内に昭和47年当時の2分の1程度に段階的に減少させることを旨として、水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準を定めるものとした。
- (2) 瀬戸内海沿岸地域において水質汚濁防止法に規定する特定地域を設置し、又はその構造等を変更しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならないものとした。
- (3) 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法の免許又は承認については、瀬戸内海の特異性につき十分配慮しなければならないものとした。
- (4) 国及び地方公共団体は、下水道及び廃棄物の処理施設の整備等の瀬戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならないものとした。
- (5) 政府は、赤潮の発生の防除技術等瀬戸内海の環境保全のための技術の開発に努めるものとした。
- (6) 政府は、赤潮、油等による漁業被害を受けた漁業者の救済対策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとした。

#### 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)

本法は、物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定め、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがある

ときは、政令で、物資を指定し、当該指定物資のうち、取引数量等からみて指定物資の取引の標準となるべき品目について標準価格を定め、これを告示することとした。

- (2) 標準価格は、標準品目の物質の生産業者、輸入業者、小売業者又はその他の販売業者の販売価格について、その価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産、輸入、販売等の費用、利潤、指定物質の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響等を総合的に勘案して定めるものとする事とした。
- (3) 指定物資の小売業者は、その標準価格及び指定物資の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならないこととした。
- (4) 主務大臣は、(3)に違反している小売業者に対し、標準価格及び販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示するとともに、指示に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。
- (5) 主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が、別に定める価格を超えていると認めるときは、その者に対し、別に定める価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができることとした。
- (6) 以上の措置を講じてもなお指定物資の価格の安定を図ることが困難である場合には、政令で、物資を指定し、当該指定物資のうち、取引数量等からみてその価格の安定を確保すべき品目について特定標準価格を定め、これを告示することとした。
- (7) 特定標準価格は、取引の態様その他の事情に応じ、当該特定品目の標準的な生産、輸入、販売等の費用に適正な利潤を加えて得た額を基準とし、特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めることとした。
- (8) 主務大臣は、特定物資の販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、特定物資の販売をした者に対し、その販売価格と特定標準価格との差額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないこととした。
- (9) その他、生産、輸入、保管、売渡し、輸送に関する措置、投資抑制の指示等の措置ができることとした。

### 3 大蔵省関係

**資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和48年法律第7号)**

本法は、資金運用部資金(以下「資金」という。)及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金(以下「積立金」という。)の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分の機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、国会の議決その他必要な措置を定めることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 資金運用部資金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の

規定に基づき毎会計年度新たに運用する資金及び積立金のうち、長期運用予定額については、資金及び積立金の別に、かつ、運用対象区分ごとに、予算をもって国会の議決を経なければならないものとした。

- (2) 国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうちに当該年度において運用しなかったものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができることとした。
- (3) 資金又は積立金の管理及び運用を行う各大臣は、国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうち、その所掌に係るものについて、毎会計年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書類を作成し、これを翌年度の7月31日までに大蔵大臣に送付しなければならないものとした。

#### 所得税法の改正(昭和48年法律第8号)

所得税負担の軽減を図るための基礎控除、配偶者控除、扶養控除、老人扶養控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、特別障害者控除、給与所得控除、専従者控除及び退職所得の特別控除を引き上げるとともに、寄付金控除の控除限度額を引き上げる等所得税制の整備合理化を行った。

#### 法人税法の改正(昭和48年法律第15号)

同族会社の留保所得についての定額控除額を引き上げ、中小企業の内部留保の充実に資すること等の措置を講じた。

#### 租税特別措置法の改正(昭和48年法律第16号)

- (1) 法人の土地譲渡益及び個人の不動産業者等の土地譲渡益について、特別課税制度を創設した。
- (2) 重要産業用合理化機械等の特別償却制度について、償却率を漸減し、3年で廃止することとする等産業税制の改廃合理化を行った。
- (3) 法人が支出する交際費の一部を損金不算入として課税を行う制度について、損金不算入割合を引き上げる等交際費課税の強化を図った。
- (4) 年齢65歳以上の者の受ける厚生年金等の公的年金及び恩給については、所得制限のもとに60万円の老年者年金特別控除制度の創設等福祉対策上必要な措置を講じた。
- (5) 無公害化生産設備について、初年度3分の1の特別償却制度の創設等公害対策のための措置を講じた。
- (6) 勤労者財産形成貯蓄に係る住宅貯蓄控除制度の控除額の引上げ等勤労者財産形成・住宅対策のための措置を講じた。
- (7) 青色申告を行う事業者について、「みなし法人課税」の選択を認める等事業主報酬制度を創設した。
- (8) 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用対象に水産加工業協同組合、環

境衛生同業組合及びこれらの連合会を加え、適用期限を2年延長した。

- (9) 原油備蓄施設の割増償却制度の適用期限を2年延長する等資源対策のための措置を講じた。

#### 国有財産法及び国有財産特別措置法の改正(昭和48年法律第67号)

##### (1) 国有財産法関係

- ア 行政財産の処分等の制限に対する特例を設け、国が地方公共団体等と1むねの建物を区分所有するため行政財産である土地を貸し付け、又は地下鉄等のために行政財産である土地に地上権を設定することができることとした。
- イ 普通財産を無償で貸し付けることができる場合として、新たに公共団体において用排水路の用に供するとき及び信号機、道路標識等の小規模な施設の用に供するときを加えることとした。
- ウ 公共団体等において公共用財産の用途に代わるべき他の施設をしたため、その用途を廃止した場合において、当該公共団体等に譲与することができる財産の数量の算定方法を合理化することとした。

##### (2) 国有財産特別措置法関係

- ア 普通財産を無償で貸し付けることができる場合として、地方公共団体又は社会福祉法人において、生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設等のうち政令で定めるものの用に供するとき等の事項を加えることとした。
- イ 普通財産を地方公共団体に対し時価からその5割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる場合として、公害の防止のために必要な事業に係る施設等の用に供するときを加えることとした。
- ウ 普通財産である老朽居住用建物を地方公共団体を取りこわして整備する場合の建物及び敷地の譲渡の特例に関し、その要件を緩和するとともに、その敷地の譲渡価格について合理化を図ることとした。
- エ 居住用施設として貸し付けている特定の普通財産(政令で定めるものに限る。)について、当該財産の権利者に対する買受け勧奨に係る価格で売り払うことができることとするとともに、当該財産を当該権利者等に売り払う場合の延納期限を10年から20年に延長することとした。

## 4 文部省関係

#### 義務教育諸学校施設費国庫負担法の改正(昭和48年法律第39号)

- (1) 公立の小学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費についての国の負担割合を3分の1から2分の1に引き上げた。
- (2) 政令で定める児童生徒急増市町村が設置する小学校又は中学校の校舎の新築又は増築に要する経費について、昭和48年度から昭和52年度までの間、国の負担割合

を2分の1から3分の2に引き上げた。

## 5 厚生省関係

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和48年法律第82号)  
本法は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により被害を受けた世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 市町村は、災害により死亡した住民の遺族に対し、死亡者1人当たり50万円以内の災害弔慰金の支給を行うことができることとした。
- (2) 災害弔慰金に要する費用については、都道府県が市町村に対し4分の3を負担するものとし、国が都道府県に対しその負担分の3分の2を負担するものとした。
- (3) 市町村は、その区域内に災害救助法が発動されるべき被害の発生している災害等により、世帯主が負傷し、又は相当程度の住居家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを実施することができることとした。
- (4) 災害援護資金の一災害についての限度額は、一世帯当たり50万円以内、償還期間は据置期間を含み10年以内であり、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年利3%とするものとした。
- (5) 市町村(指定都市を除く。)に対しては、都道府県が災害援護資金の原資を全額無利子で貸し付け、指定都市及び都道府県に対しては国が、それぞれ災害援護資金又は都道府県の市町村に対する貸付金の原資として、その3分の2相当額を無利子で貸し付けるものとした。

### 健康保険法等の改正(昭和48年法律第89号)

#### (1) 健康保険法関係

- ア 家族療養費の給付割合5割を7割に引き上げるものとした。
- イ 分娩費の最低保障額20,000円を60,000円に、配偶者分娩費の額10,000円を60,000円にそれぞれ引き上げた。
- ウ 本人埋葬料について30,000円の最低保障額を設けるとともに家族埋葬料の額2,000円を30,000円に引き上げた。
- エ 標準報酬の上限104,000円を200,000円に、下限3,000円を20,000円に改定した。
- オ 政府管掌健康保険料率7%を7.2%に改定した。
- カ 定率国庫補助の新設、保険料率及び国庫補助の弾力的調整並びに健康保険組合に関する改正等の措置を講じた。

#### (2) 船員保険法関係

- ア 家族医療費の給付割合 5 割を 7 割に引き上げることとした。
- イ 分娩費の最低保障額 20,000 円を 60,000 円に、配偶者分娩費の額 10,000 円を 60,000 円に、それぞれ引き上げた。
- ウ 本人葬祭料に 30,000 円の最低保障を設けるとともに、家族葬祭料の額を標準報酬月額 1 か月分から 1.4 か月分に引き上げ、30,000 円の最低保障を設けた。
- エ 標準報酬の上限 150,000 円を 200,000 円に改定した。

### (3) 国民健康保険法関係

療養に要した費用が著しく高額であるときは、自己負担とされるもののうち、一定限度額以上について、政令の定めるところにより高額療養費を支給することとした。

#### 船員保険法の改正(昭和 48 年法律第 90 号)

通勤災害を被った被保険者に対し、職務上災害の場合に準じた保護を行うとともに、職務上の傷病手当金について、職務上の年金の場合に準じた額の改定措置を講ずるため所要の改定を行った。

#### 日雇労働者健康保険法の改正(昭和 48 年法律第 91 号)

日雇労働者健康保険の財政健全化を図りつつ、給付内容を改善するため、療養給付期間の延長、現金給付の引上げを行うとともに、賃金実態に即して保険料日額を改定した。

#### 厚生年金保険法等の改正(昭和 48 年法律第 92 号)

##### (1) 厚生年金保険法関係

年金額の水準の引き上げ、年金額の自動的改定措置(いわゆるスライド制)の導入、標準報酬の改定及び保険料率の改定を行った。

##### (2) 船員保険法関係

厚生年金の改正に準じて、年金額の大幅な引上げ、スライド制の導入、その他所要の改正を行った。

##### (3) 国民年金法関係

ア 拠出年金関係では、25 年加入の場合の年金額を附加年金を含めて夫婦 5 万円の水準に引き上げたこと、拠出年金について厚生年金と同じくスライド制を導入したこと及び保険料を月額 900 円とし、以後段階的に引き上げること等の改正を行った。

イ 福祉年金関係では、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額の引上げ等の改正を行った。

##### (4) 年金福祉事業団法関係

年金福祉事業団が設置運営する施設として、保養のための総合施設を明示するとともに、年金福祉事業団に被保険者のための住宅資金の貸付けを行わせることとした。



## 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の改正(昭和48年法律第93号)

### (1) 児童扶養手当法関係

児童扶養手当の額を、児童1人の場合月額4,300円を6,500円に引き上げるとともに、児童2人の場合の加算額400円を800円に引き上げることとし、児童扶養手当と障害福祉年金及び老齢福祉年金との併給を行うこととした。

### (2) 特別児童扶養手当法関係

特別児童扶養手当の額を、児童1人につき月額4,300円を6,500円に引き上げるとともに、特別児童扶養手当と公的年金給付とを原則として併給することとした。

### 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)

本法は、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

(1) 家庭用品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、当該物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならないこととした。

(2) 厚生大臣は、保健衛生上の見地から、厚生省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができることとした。

(3) 厚生大臣は、保健衛生上の見地から、厚生省令で、毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物である有害物質を含有する家庭用品を指定し、その家庭用品について、その容器又は被包に関し、必要な基準を定めることができることとした。

(4) (2)又は(3)の基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、その基準に適合しない家庭用品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならないこととした。

(5) 厚生大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長とする。)は、(2)又は(3)の基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合その他緊急の場合には、これらの者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

## 6 農林省関係

### 農林中央金庫法の改正(昭和48年法律第44号)

#### (1) 総則の規定の整備

農林中央金庫が業務代理を行わせることができる機関として、農業協同組合、漁業協同組合等を追加した。

## (2) 業務の改善強化

第13条及び第14条の規定による貸付け、手形の割引及び当座預金貸越の業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を営むことができることとした。

ア 次に掲げる者に対し、償還期限10年(イ)に掲げる者に対する年賦償還貸付けにあつては償還期限20年以内)の貸付け等を行うこと。

㊦ 出資資格団体

(イ) 農林水産業を営む者で命令で定めるもの

イ 次に掲げる者に対し、主務大臣の認可を受けて、償還期限10年(ウ)に掲げる者に対する年賦償還貸付けにあつては償還期限20年以内)の貸付け等を行うこと。

㊦ 出資資格団体の発達を図るために必要な施設を行う法人

(イ) 農林水産業に関する事業を営む法人

(ウ) 農山漁村において産業基盤若しくは生活環境の整備の事業を行う地方公共団体その他の営利を目的としない法人又は当該事業を行う法人で地方公共団体その他の営利を目的としない法人が主たる構成員若しくは出資者であるもの

ウ 銀行その他の金融機関に対し、主務大臣の認可を受けて、貸付け等を行うこと。

エ 農林債券の所有者に対して、主務大臣の認可を受けて、当該債券を担保とする短期貸付けを行うこと。

## 農業協同組合法の改正(昭和48年法律第45号)

### (1) 組合の金融機能の拡大

信用事業を行う農業協同組合は次の事業を、信用事業を行う農業協同組合連合会は次のエの事業をそれぞれ新たに組合員のために行うことができることとした。

ア 手形の割引

イ 国、地方公共団体又は定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務の保証等

ウ 内国為替取引

エ 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱い

オ 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

### (2) 資金の貸付範囲の拡大

組合が員外利用制限の枠外で行うことができる資金の貸付けに、次のものを加えることとした。

ア 地方公共団体が主たる構成員、出資者等となっている営利を目的としない法人に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

イ 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け

(3) 組合の行う宅地等供給事業の事業範囲の拡大

出資組合は、新たに、組合員から委託を受けて転用相当農地等を貸し付け、又は組合員から借り入れ若しくは買い入れた転用相当農地等を貸し付ける事業及び組合員からの委託等により転用相当農地等において住宅その他の施設を建設し、これらの施設を売り渡し、又は貸し付ける事業を行うことができることとした。

開拓融資保証法の廃止に関する法律(昭和48年法律第49号)

- (1) 開拓融資保証法を廃止し、その暫定的措置として、当法律施行の際現に存する開拓融資保証協会については、旧開拓融資保証法は、当法律施行後も、なおその効力を有することとした。
- (2) 都道府県開拓融資保証協会(以下「地方保証協会」という。)及び農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)は、基金協会が当法律の施行の日から起算して2年を経過する日までに、地方保証協会の一切の権利及び義務を承継する旨を定める契約(以下「地方承継契約」という。)を締結することができることとした。
- (3) 基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会は、当該地方承継契約で定めた権利及び義務を承継すべき日(以下「地方承継日」という。)に解散することとした。
- (4) 基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会につき、中央開拓融資保証協会(以下「中央保証協会」という。)が負担した保証債務は、当該地方承継契約に係る地方承継日に消滅し、農業信用保険協会(以下「保険協会」という。)と当該基金協会との間に、当該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で、当該基金協会が承継したものにつき、当該地方承継日に、保険関係が成立することとした。
- (5) 中央保証協会及び保険協会は、地方保証協会のすべてが中央保証協会から脱退した時(以下「中央承継時」という。)に保険協会が中央保証協会の一切の権利及び義務を承継する旨を定める契約(以下「中央承継契約」という。)を締結することができることとした。
- (6) 保険協会と中央承継契約を締結した中央保証協会は、中央承継時に解散することとした。
- (7) 当法律の施行の日から起算して2年を経過した時に、現に存する開拓融資保証協会は、その時に解散することとした。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の改正(昭和48年法律第50号)

- (1) 農業近代化資金助成法関係では、農業近代化資金の貸付対象者に、農業者等又は地方公共団体が主たる出資者又は構成員となっている団体及び基本財産の額の過半を

拠出している法人で政令で定めるものを加えるとともに、農業近代化資金の貸付けの最高限度額を、農業協同組合等に貸し付けられる場合は、2億5,000万円、農業者で政令で定めるものに貸し付けられる場合は、5,000万円(特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額)、農業者に貸し付けられる場合は、1,000万円に引上げることとした。

- (2) 農業信用保険法関係では、農業近代化資金の貸付対象者とされる者に、農業信用基金協会の会員たる資格を与えることとしたほか、次のとおり制度の改善を行うこととした。

ア 保証保険の対象資金に農業近代化資金及び総合資金制度に係る運転資金以外の資金で、農業経営の改善に資するものを加えた。

イ 保証保険に係る保険価額は、借入期間が政令で定める期間以上である借入金については、借入金元本のほか遅延利息以外の利息を含めた額とした。

ウ 融資保険の対象者に、信用事業を行う農業協同組合連合会を加えた。

#### 農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)

本法は、信用事業を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合(以下「農水産業協同組合」という。)の貯金者等の保護を図るため、これらの組合の貯金等の払戻しにつき保険を行う制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)の資本金は、設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とすることとした。
- (2) 機構は、貯金保険及びそれに附帯する業務を行うこととした。
- (3) 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならないこととした。

ア 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

イ 主務大臣の指定する金融機関への預金

ウ その他主務省令で定める方法

- (4) 貯金保険の内容は次のとおりである。

ア 農水産業協同組合が貯金等の受入れの事業を行うときは、貯金等の債務を負うことにより、各貯金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該貯金等の払戻しにつき、機構と当該農水産業協同組合及び貯金者等との間に保険関係が成立することとした。

イ 保険金の額は、貯金及び定期積金の元本の額と、各貯金者等につき各農水産業協同組合ごとに合算した金額のうち、政令で定める限度を超えない金額とすることとし、この場合において、当該貯金者等が当該農水産業協同組合に債務を負っているときは、その金額を控除することとした。

ウ 保険事故は、農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止及び農水産業協同組合の解散の議決に係る認可、破産の宣告、解散の命令等の解散の事由の発生とし、前者については、運営委員会の決定があることを要件とすることとした。

#### 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和48年法律第79号)

本法は、農業者が畑作物の栽培及び施設園芸に関し、災害によって受けることのある損失を適切に填補する制度の確立に資するため、農業共済組合及び市町村による畑作物共済事業及び園芸施設共済事業、これらの共済事業による共済責任についての農業共済組合連合会による保険事業並びにその保険事業による保険責任についての政府による再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めることとしたもので、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 畑作物共済事業及び園芸施設共済事業は、農業共済組合及び市町村のうち、その申請により都道府県知事が指定するもの(以下「指定組合等」という。)が行うこととした。
- (2) 指定組合等は、畑作物共済においては、被共済者の栽培する対象畑作物につき自然災害、火災、病虫害、鳥獣害等によって生じた損害に係る損害額の共済責任期間を通じての総額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に共済金を支払うこととし、その金額は、共済金額に損害割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た額とした。
- (3) 指定組合等は、園芸施設共済においては、被共済者の所有し、又は管理する対象施設園芸用施設及びこれと合わせて共済に付された内容農作物等につき、自然災害、火災、病虫害、鳥獣害等によって生じた損害に係る損害額が、農林省令で定める金額を超える場合に共済金を支払うこととし、その金額は、損害額に共済金額の共済価格に対する割合を乗じて得た額とした。
- (4) 指定組合等が畑作物共済事業又は園芸施設共済事業によって、被共済者に対して負う共済責任については、申請により農林大臣が指定する農業共済組合連合会(以下「指定連合会」という。)で当該指定組合等をその組合員とするものがこれを保険する事業を行うこととした。
- (5) 指定連合会が畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険事業によって、その組合員である指定組合等に対して負う保険責任については、政府がこれを再保険する事業を行うこととした。
- (6) 国は、毎会計年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、指定組合等が畑作物共済事業及び園芸施設共済事業を行い、指定連合会がこれらの共済事業に係る保険事業を行うのに要する事務費を補助することとするともに、共済契約者に対し、交付金を交付することができることとした。

## 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和48年法律第100号)

本法は、事業活動に伴い排出された水銀等により、水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物の販売の不振等により損失を受けた漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等に対する事業の経営又は生活に必要な資金の融通を円滑にするための措置を定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

### (1) 利子補給契約及び損失補償契約の締結

都道府県及び市町村は、政令で定める基準に従い、都道府県知事が指定する区域内に住所を有する被害漁業者等に対し融資機関が経営資金を貸し付けるときは当該貸付けについて利子補給を行うとともに、当該融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を締結することができるものとした。

### (2) 政府の補助

政府は、都道府県又は市町村が利子補給を行うに要する経費及び政令で定める特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対する貸付けについて融資機関が受けた損失を都道府県又は市町村が補償するのに要する経費について、都道府県に対し、予算の範囲内で、経費の全部又は一部を補助することとした。

### (3) 補助の範囲

都道府県に対して交付する補助金の額は、次に掲げる額の範囲内とすることとした。

ア 利子補給に要する経費のうち、政令で定める特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対する貸付けに係るものについては、利子補給に要する経費の100分の65に相当する額又は貸付金の総額に年3.575%以内において政令で定める率を乗じて得た額のいずれか低い額

イ 利子補給に要する経費のうち、政令で定める特定地域以外の地域に住所を有する被害漁業者等に対する貸付けに係るものについては、利子補給に要する経費の100分の50に相当する額又は貸付金の総額に年2.75%以内において政令で定める率を乗じて得た額のいずれか低い額

ウ 損失補償に要する経費については、損失補償額の100分の50に相当する額又は損失補償の対象となった貸付金の総額の100分の25に相当する額のいずれか低い額

## 7 通商産業省関係

### 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)

本法は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防

止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間の自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

## (1) 定義

ア 本法において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（他法令の規定により安全性が確保されているものを除く。）をいうこととした。

イ 本法において、「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、政令で定めるものをいうこととした。

## (2) 特定製品

### ア 基準

主務大臣は、特定製品について、省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を定めなければならないものとし、この場合、当該特定製品について、政令で定める他法令の規定に基づき危害防止の見地から規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について品質の基準を定めるものとした。

### イ 検定及び表示

主務大臣は、特定製品について、省令で定めるところにより、検定を行い、これに合格したものについて、その旨の表示を附するものとした。

### ウ 製造事業者の登録制度

(ア) 特定製品の製造の事業を行おうとする者は、一定の要件のもとに、主務大臣の登録を受けることができるものとした。

(イ) 登録製造事業者は、製造しようとする特定製品の型式について、一定の要件のもとに、主務大臣の承認を受けることができるものとし、当該承認を受けた型式に従って特定製品を製造したときは、イにかかわらずこれに自ら表示を附することができるものとした。

### ウ 販売規制

特定製品の販売の事業を行う者は、イ又はウの(イ)による表示の附されている特定製品以外のものは、販売してはならないものとした。

### エ 危害防止命令

主務大臣は、本法に違反して、安全基準に適合しない危険な特定製品が販売された場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、違反した者に対して、販売した当該特定製品

の回収を図ること等危害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとした。

### (3) 製品安全協会

消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るために特定製品の検定等の事務その他消費生活用製品によって生じた損害のてん補を円滑に実施するための業務を行わせるために、製品安定協会を設立することとした。

### (4) 本法の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができることとした。

#### 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)

本法は、商店街の整備、店舗の共同化等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### (1) 定 義

本法において「中小小売商業者」とは、主として小売業を営んでいる次の者をいうものとした。

ア 資本の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社並びに従業員の数が50人以下の会社及び個人

イ 企業組合及び協業組合

#### (2) 振 興 指 針

通商産業大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきいて、経営の近代化の目標、経営管理の合理化、施設及び設備の近代化、事業の共同化、中小小売商業の従事者の福利厚生等に関する事項その他中小小売商業の振興を図るための中小小売商業者に対する一般的な指針を定め、その要旨を公表しなければならないものとした。

#### (3) 高度化事業計画の認定等

事業協同組合、商店街振興組合、商店街組合は商店街整備計画を、事業協同組合、協業組合等又は他の中小小売商業者と合併をしようとし若しくは共同出資会社を設立しようとする中小小売商業者は店舗共同化計画をそれぞれ通商産業大臣に提出し、また、連鎖化事業を行う者は当該連鎖事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業についての連鎖化事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けることができるものとした。

#### (4) 資金の確保

国は、認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業の実施その他中小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあっせ



んに努めるものとした。

(5) 減価償却の特例

認定を受けた組合、会社等又は認定を受けた商店街の組合の組合員等は、租税特別措置法で定めるところにより、認定を受けた高度化事業計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができるものとした。

(6) 調 査

国は、地域における小売商業の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行い、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするように努めるものとした。

(7) 研修事業の実施等

国は、中小小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるように努めるとともに、中小小売商業者の依頼に応じて、その経営の近代化に関し必要な指導及び助言を行うものとした。

(8) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めるものとした。  
工場立地の調査等に関する法律の改正(昭和48年法律第108号)

(1) 工場立地に関する調査

工場適地等の調査に加えて、大規模な工場又は事業場の設置が集中して行われると予想される地域について、工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとした。

(2) 工場立地に関する準則の公表

通商産業大臣及び事業所管大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、業種の区分に応じ、生産施設、緑地等の施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項等につき、工場立地に関する準則を公表するものとした。

(3) 届 出

一定規模以上の工場又は事業場の設置をしようとする者が通商産業大臣及び事業所管大臣にあらかじめ届け出なければならない事項として、生産施設、緑地等の施設の面積及び配置並びに汚染物質に関する事項を加えるものとし、当該届出を受理したときは、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとした。

(4) 勧告、変更命令

現行法の立地条件等の観点からする勧告に加えて、事業所管大臣は、届出の内容が(2)の準則に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、通商産業大臣に協議して必要な事項について勧告をすることができるものとし、その勧告に従わない場合におい

て、特定工場の設置が行われることにより、生活環境の保持に支障を及ぼす等の事態が生じ、かつ、これを除去することがきわめて困難となると認めるときは、通商産業大臣に協議して、その者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができるものとした。

#### (5) 助成措置等

ア 製造業等を営む者で既存の建物、機械の廃棄等を伴う緑地等の施設の整備をしようとするものが認定を受けた計画に従って当該建物、機械の廃棄等をするとき、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特別措置を講ずるものとした。

イ 国は、工場立地の適正化を円滑に推進するため、必要な援助措置を講ずるものとした。

(6) 本法の規定により通商産業大臣又は事業所管大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができるものとした。

#### 石油需給適正化法(昭和48年法律第122号)

本法は、我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### (1) 運用方針

ア 政府は、本法に規定する措置を講ずるに当たっては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならないこととした。

イ 政府は、石油に関し必要な情報を国民に提供するよう努めなければならないこととした。

#### (2) 対策実施の告示

ア 内閣総理大臣は、我が国への石油供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するためこの法律に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示することとした。

イ 内閣総理大臣は、アの事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示することとした。

### (3) 石油供給目標

通商産業大臣は、石油の輸入動向、石油の在庫状況等を勘案して、閣議の決定を経て、石油供給目標を定め、これを告示しなければならないこととした。

- (4) 以上のほか、石油精製業者等による石油生産計画等の作成、一定量以上の石油の石油使用者等の石油使用の制限、ガソリンスタンドによる給油量の制限及び営業時間の短縮等、通商産業大臣の特定石油販売業者に対する石油保有の指示及び一般消費者等に対する石油供給のあっせん指導等についての規定を設けた。
- (5) 本法による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができることとした。

## 8 運輸省関係

### 港湾法等の改正(昭和48年法律第54号)

- (1) 港湾法関係では、次のとおり改正を行うこととした。

#### ア 港湾の環境の保全

- (ア) 港湾施設として緑地等の港湾環境整備施設、廃棄物埋立施設等の廃棄物処理施設及び導水施設等の公害防止施設を加えること。
- (イ) 国は、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設及び公害防止施設の建設又は改良に要する費用について、その一部を補助すること。
- (ウ) 港湾工事として港湾における漂流物の除去その他の港湾の保全のために行う工事を加えること。
- (ニ) 港湾管理者の業務として港湾区域における廃船の除去及び水域の清掃その他の汚染の防除を明らかにするとともに、港湾の環境の保全のため必要な廃棄物の処理を行うこと等を加えること。
- (ホ) 港湾管理者は、港湾の環境の整備のために行う港湾工事に要する費用について、港湾区域又は臨港地区内にある一定の事業者、その一部を負担させることができること。
- (カ) 港湾管理者の長は、港湾の環境の保全その他港湾の開発、利用及び保全のため、臨港地区における一定の行為について届出等の規制を行うことができること。

#### イ 港湾計画等

- (ア) 運輸大臣は、港湾の開発、利用及び保全に関する基本方針を定め、これを公表すること。
- (イ) 重要港湾の港湾管理者は、運輸大臣の定める基本方針に適合し、かつ、港湾の環境の整備及び保全に関する基準その他一定の基準に適合した港湾の開発、利用及び保全に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない

こと。

ウ 航路の開発及び保全

(ア) 運輸大臣は、港湾区域及び河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため、開発及び保全に関する工事を必要とする航路(以下「開発保全航路」という。)の開発及び保全を行うこと。

(イ) 開発保全航路において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならないこと。

エ 水域施設等の港湾の施設の安全の確保

(ア) 水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾の施設については、一定の技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならないこと。

(イ) 水域において、水域施設、外郭施設又は係留施設を建設し、又は改良しようとする者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事は、当該届出に係る施設が一定の技術上の基準に適合しないと認めるときは、必要な措置をとるべきことを命ずることができること。

オ その他

(ア) 港湾管理者の長の諮問に応じ、当該港湾における重要事項を調査審議させるため、重要港湾にあっては、地方港湾審議会を置くこととし、地方港湾にあっては、地方港湾審議会を置くこと。

(イ) 運輸大臣は、2以上の港湾について広域的かつ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要があると認めるときは、関係港湾管理者に対し、港湾計画の作成等重要な事項について相互に連絡調整を図るための協議会の設置を勧告することができること。

(2) 海洋汚染防止法関係では、一定の船舶の船舶所有者等は、船舶内その他所定の場所に排出油の防除のためのオイルフェンス、薬剤その他の資料を備え付けておかなければならないこととされた。

(3) 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律関係では、北海道開発のため北海道において港湾工事として行う港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は公害防止施設の建設又は改良に要する費用について、国と港湾管理者との負担割合を定めることとした。

(4) 沖縄振興開発特別措置法関係では、沖縄振興開発計画に基づき運輸大臣が港湾工事として行う港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は公害防止施設の建設又は改良に要する費用について、国と港湾管理者との負担割合を定めることとした。

(5) 港湾整備緊急措置法関係では、港湾整備事業として運輸大臣が行う開発保全航路の開発等の事業を加えることとした。

## 船舶安全法の改正(昭和48年法律第80号)

### (1) 適用範囲の拡大

現在、船舶安全法の施設基準及び検査に関する規定の適用を除外されている小型の船舶について、簡易な構造の船舶、総トン数20トン未満の漁船のうち特定のものを除き、新たにこれらの規定を適用することとした。

### (2) 検査の代行

長さ12メートル未満の船舶の検査に関する事務のうち、特定の船舶に係るもの以外のものは、運輸大臣の認可を受けて設立される小型船舶検査機構又は政令で指定する都道府県知事に行わせることとした。

## 9 建設省関係

### 住宅金融公庫法の改正(昭和48年法律第29号)

- (1) 住宅金融公庫は、一定規模以上の住宅団地を建設する者に対し、住宅団地の建設資金とあわせて当該団地に係る関連利便施設の建設及び関連公共施設の整備に必要な資金を貸し付けることができることとした。
- (2) 住宅金融公庫の貸し付ける個人住宅建設資金、関連利便施設建設資金、関連公共施設整備資金等に係る貸付金の利率、償還期間等について、現行の貸付条件を改善するとともに、利率については、法律で定める限度の範囲内で政令で定めることとした。
- (3) 住宅金融公庫の貸し付ける宅地造成資金、特定中高層耐火建築物建設資金等に係る貸付金の限度、利率、償還期間等を政令で定めることとした。

### 道路整備緊急措置法等の改正(昭和48年法律第36号)

- (1) 道路整備緊急措置法関係では、建設大臣は、昭和48年度を初年度とする道路整備5箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとした。
- (2) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法関係では、建設大臣は、昭和48年度以降の毎5箇年を各1期として、積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとした。
- (3) 奥地等産業開発道路整備臨時措置法関係では、奥地等産業開発道路の整備を促進することを目的とした同法の有効期限を昭和53年3月31日まで延長した。

### 地価公示法の改正(昭和48年法律第52号)

- (1) 地価公示の対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大することとした。
- (2) 都市及びその周辺の地域等において、土地の取引を行う者は、公示価格を指標として取引を行うよう努めなければならないこととした。

### 都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)

本法は、都市における緑地の保全等に関し必要な事項を定めることにより、良好な

都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

(1) 緑地保全地区に関する都市計画

- ア 都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地等が、単独で、又は一体となって、良好な自然的環境を形成している土地で、次の各号の1に該当するものの区域については、都市計画に緑地保全地区を定めることができることとした。
- ① 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ② 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- ③ 風致又は景観が優れており、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するために必要なもの
- イ 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされる緑地保全地区の都市計画の策定に関し必要な基準は、アの規定にかかわらず、それぞれ首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に定めるところによることとした。

(2) 緑地保全地区における行為の制限

- ア 緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けない限り行ってはならないこととした。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので、政令で定めるもの、当該緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでないこととした。
- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ② 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- ③ 木竹の伐採
- ④ 水面の埋立て又は干拓
- ⑤ 以上のほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- イ 都道府県知事は、アの許可の申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、当該許可を行ってはならないこととした。
- ウ 通常の管理行為、軽易な行為等については、ア及びイの規定は、適用しないこととした。

(3) 原状回復命令等

都道府県知事は、(2)のアの規定に違反した者等に対して、相当の期限を定めて当

該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができるとした。

#### (4) 損失の補償

都道府県は、(2)のアの許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとした。

#### (5) 土地の買入れ

都道府県は、緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から2のアの許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を都道府県において買入れるべき旨の申出があった場合においてはこれを時価により買入れるものとする事とした。

#### (6) 国の補助

国は、(4)の損失の補償及び(5)の土地買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる事とした。

#### (7) 緑化協定

ア 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者等は、市街地の良好な環境の確保のため、その全員の合意により、緑化協定を締結することができる事とした。

イ 緑化協定においては、緑化協定区域、樹木等の種類・植栽の場所その他緑化に関する事項、緑化協定の有効期間並びに緑化協定に違反した場合の措置を定め、市町村長の認可を受けなければならない事とした。

ウ 市町村長は、イの認可をしたときは、公告しなければならないこととし、公告のあった緑化協定は、その後において当該緑化協定区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力があるものとする事とした。

エ 相当規模を有する一団の土地の所有者が単独で緑化協定を定めうる特則を設ける事とした。

#### 屋外広告物法の改正(昭和48年法律第81号)

(1) 屋外広告物法に基づく条例に明らかに違反して表示され、かつ相当期間放置されていること等が明らかならしめ又は立看板は、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が自ら除却できる事とした。

(2) 都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告業について、営もうとする者は、都道府県知事に氏名、住所、営業所の所在地等必要な事項を届け出なければなら

らないものとするができることとした。

- (3) 都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告業について、営業所ごとに広告物の表示等に関し必要な知識を修得させるための講習会の課程を修了した者等が置かれていなければならないものとするができることとするとともに、都道府県知事は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、期間を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることができることとした。

#### 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)

本法は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とするものでその主な内容は次のとおりである。

#### (1) 定義

本法において「指定ダム」とは、国、地方公共団体、水資源開発公団又は電源開発株式会社が建設するダムのうち一定の要件に該当するもので政令で指定するものをいうものとし、「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は水資源開発公団が建設する湖沼水位調節施設のうち一定の要件に該当するもので政令で指定するものをいうこととした。

#### (2) 水源地域の指定

内閣総理大臣は、指定ダム等により流水が貯留される土地の区域をその区域を含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長と協議して、水源地域として指定することができることとした。

#### (3) 水源地域整備計画の決定

都道府県知事は、あらかじめ、関係事業者、関係地方公共団体の長等の意見を聞いた上、所管行政機関の長を通じて内閣総理大臣に水源地域整備計画の案を提出し、内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し、水源地域整備計画を決定することとした。

#### (4) 水源地域整備計画の内容

水源地域整備計画は、指定ダム等の建設による当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため必要と認められる事業及び湖沼の水質を保全するため必要と認められる事業で、当該水源地域において実施するものの概要と経費の概算について定められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができることとした。



(5) 協 力

関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、指定ダム等の建設及び水源地域整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならないこととした。

(6) 生活再建のための措置

関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を行う者は、協力して、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失うこととなる者の生活再建のため必要があるときは、その者の申出に基づき宅地、建物等の取得、職業の紹介、指導その他の措置のあっせんに努めることとした。

(7) 国の負担又は補助の割合の特例

その建設により周辺地域の基礎条件が特に著しく変化することとなる指定ダムで政令で指定したもの及び指定湖沼水位調節施設に関する特定の整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、特別の負担又は補助の割合によることとした。

(8) 国の財政上及び金融上の援助

国は、水源地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、整備事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えることとした。

(9) 整備事業についての負担の調整等

整備事業がその区域内において行われる地方公共団体は、その負担する整備事業の一部を、指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者等に協議の上、これに負担させることができることとした。なお、関係行政機関の長は、当該負担に関し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あっせんをすることができることとした。